ISSN 1345-7527

宗学研究紀要

第34号

2021年3月

曹洞宗総合研究センター

宗学研究部門

二〇二一年三月

宗学研究紀要

第三十四号

曹洞宗総合研究センター　宗学研究部門

目　次

宋代禅宗と死者供養
―祭文に焦点をあてて―……小早川浩大（一）
「施食会」への改称に関する一考察
―改称理由に見られる問題と課題―……澤城　邦生（一一）
「教外別伝」と雲門宗
―その現代的課題まで―……角田　隆真（二九）
『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻
―テキスト、現代語訳と註（四）第一段第三節－第二段第一節への註―……新井　一光（四三）
永平寺三十六世融峰本祝の伝記について……秋津　秀彰（五三）
翻刻・長円寺本『永平三祖行業記』……秋津　秀彰（九一）
道元禅師の懺悔と慚愧についての一考察……永井　賢隆（一二五）
《共同研究》『弁道法』の註釈的研究（一）……宗学研究部門（一三五）

《共同研究》『瑩山清規』の研究（二）
―「月中行事」・「回向文」の翻刻―……宗学研究部門（一六五）
《共同研究》宗学研究部門宗典資料調査報告
―平成三十年度・令和元年度―……宗学研究部門（三一五）
宗学研究部門研究活動報告……（三三三）
曹洞宗関係文献目録（26）……（三六四）

宋代禅宗と死者供養
――祭文に焦点をあてて――

小早川　浩大

一、問題の所在

祭文は、古来より死者に対して様々な形で奉読されてきたが、それらは禅宗文献のなかにも確認することができる。

例えば、北宋末の臨済宗黄龍派の洪覚範（一〇七一～一一二八）撰『石門文字禅』巻三〇に「祭文」二二例が録されているほか、南宋の臨済宗楊岐派大慧宗杲（一〇八九～一一六三）が圜悟克勤（一〇六三～一一三五）に対する祭文を作ったことが記されている(1)。

また、日本曹洞宗に関してみれば、現行の『昭和修訂曹洞宗行持軌範』（曹洞宗宗務庁、一九八五）にこそ「祭文」はみられないが、太祖瑩山紹瑾禅師（一二六四～一三二五）が示寂した際の「洞谷開山和尚示寂祭文」が伝わるほか、その後の峨山韶碩（一二七五～一三六六）や通幻寂霊（一三二二～一三九一）にも祭文が伝わることが知られる(2)。

祭文の奉読とは、まさに死者供養の一環といえるが、これらはどのような様式で、いつ頃から用いられたのだろうか。

そこで、本稿ではこの点について、特に禅宗における祭文の用例に焦点を当て、祭文を通して死者とどのように向き合っていたかについて考察することとしたい。

二、祭文の意味について

祭文という用語について、『漢語大詞典』（漢語大詞典出版社、一九九一年六月、七巻九一〇頁）によれば「祭祀あるいは祭典の時、哀悼または祝祷を表示する文章」とある。その用例に挙げられる南朝梁の劉勰（四六五頃～五二〇頃）編『文心雕龍』（四部叢刊所収）巻二「祝盟」をみると「若乃礼之祭祀、事止告饗、而中代祭文、兼讃言行、祭而兼讃、蓋引神而作也」とあり、儒教経典の『儀礼』では祈りや供物を捧げることを告げるものであったが、六朝時代になると死者を祭るにあたって言行を讃えることも兼ねたというものである。

例えば、『帰去来辞』で知られる中国六朝時代の詩人陶淵

明（三六五～四二七）には「祭程氏妹文」や「祭従弟敬遠文」が伝わる。これらは妹や従弟の行状を踏まえつつ、哀悼の意を表したものである。このほかに自身の死を見据えた「自祭文」も伝わる（『四庫全書』集部、『陶淵明集』巻八所収）。

ただし、ここでは祭文全てを網羅することはできないため、仏教文献にみられる例を以下に取り上げることとしたい。

まず、唐代の窺基（六三二～六八二）撰『瑜伽師地論略纂』巻三には「彼論中説、祭祀之時、読祭祀文。若持戒多聞、取之為量、令読祭文、是非取則。若取勝類、便違此言。不假有戒等、而読祠文故」（大正蔵四三巻四三上。傍線部は筆者。以下、同。）とある。ただし、これは『瑜伽師地論』巻七（大正蔵三〇巻三一一上）の婆羅門（勝種類）が用いる祭文を出家者が奉読することに対する註釈の記述である。

そこで、浄覚撰『楞伽師資記』（七一六）「神秀章」をみると「以神龍二年二月二十八日、不疾宴坐。遺嘱三字云、屈曲直。便終東都天宮寺。春秋一百余歳。合城四衆、広飾宮幢、礼葬龍門山。駙馬公主、咸設祭文。勅故秀禅師」(3)とある。神龍二年（七〇六）北宗の神秀（六〇六～七〇六）が東都（河南省洛陽市）天宮寺にて示寂し、龍門山に葬られる際、祭文が奉読されたというものである。

また、静・均撰『祖堂集』（九五二）「第二十八祖菩提達摩和尚章」には「時後魏第八主孝明帝大和十九年入涅槃、寿齢一百五十、葬在熊耳呉阪也。武帝敕昭明太子而述祭文」(4)とあり、菩提達磨を葬る際に祭文が奉読されたと伝わる。

この内容をさらに具体的に述べるのが仏日契嵩撰『伝法正宗記』（一〇六一）巻五である。「天竺第二十八祖菩提達磨尊者伝下」には「悉詔宗子諸王以祭礼而供養之。太子為之文。其略曰、洪惟、聖胄大師。荷十力之智印、乗六通而泛海。運悲智於梵方、拯顛危於華土。其後魏使宋雲者。自西域返。与達磨相遇於葱嶺。見其独携隻履翛然而征」（大正蔵五一巻七四三中）とある。大通二年（五二八）に遷化した菩提達磨を熊耳山（河南省三門峡市）に葬る際に祭文を奉読したとある。そして、祭文の一部には、仏法を継承した菩提達磨が慈悲と智慧を印度に伝え、中国に渡っては仏法の危機を救ったという行状が読み込まれていることを確認できる。

以上の例から、祭文が仏教の葬送儀礼の際にも奉読されたことが確認できるのである。

三、禅宗清規にみえる祭文について

つぎに、祭文が実際にどのように奉読されたかについて、禅宗清規にみえる祭文に関する記述から検討してみたい。

まず、長蘆宗賾編『禅苑清規』（一一〇三）をみると「尊宿遷化」（巻七）に祭文に関する記述が確認できる。儀礼の流れをみると、遷化した尊宿を方丈の間に安置し、香花を供え、

遺偈を掛ける。喪主の選定、遺書の清書、関係者に周知など準備を整える。そして、遷化三日後、入龕、挙龕、下火、下龕、撒土、掛真の次第で仏事が営まれる。

入龕時に法語を唱え、龕を法堂西間に安置し、生前の所持品を東間に並べる。法堂に幕を張り、法座上方に頂相を掛け（掛真）、白花、灯燭、供養の品を並べる。嗣法の弟子は孝服を身につけ龕幃の後幕の下に並ぶ。そして、法堂の準備が整うと喪主以下、順番に真前に礼拝する。

礼拝後、知事・頭首・孝子・大衆は喪主と相見し、順に弔意を示す。なお、外部の弔問者は外知客が法堂へと案内し、内知客が法堂内を真前まで案内する。焼香した後、喪主、知事、首座と順に相見し、続いて法嗣に弔意を表し、喪主と茶湯した後、外知客が弔問者を見送るという儀礼の流れである。

このような流れを経た後、「如有致祭、於真前陳設。若不将帯読祭文人来、即本院維那書記代読。（如し祭を致すことあれば、真前に於いて陳べ設く。若し将に祭文を読む人を将帯し来らずんば、即ち本院の維那・書記、代わりて読む）」(5)とある。「如し」とあることから必須ではなく、祭文を奉読する者がいた場合、頂相に向かって奉読し、祭文のみの場合には維那が代読したというものである。かくして祭文が奉読された後、挙龕以降の仏事が営まれるものである。

以上から、祭文は尊宿の葬送儀礼において、入龕後に頂相に向かって奉読するものであることが確認できた。なお、『禅苑清規』における祭文の記述はこの一例のみであった。

つぎに、『入衆須知』（一二六三頃）にみえる祭文の記述を確認したい。本清規は編者及び刊行年は不詳だが、小坂機融氏により、南宋期の成立であると確認されている(6)。

まず、「諸方尊宿遺書到」（続蔵二・一六、四八二右上～下）である。他山の尊宿が遷化し、その遺書を携えた専使が到着した際に営まれる儀礼を示すものだが、ここに祭文の記述がみえる。『禅苑清規』では「馳書」（巻六）に該当する箇所だが、ここには祭文の記述を確認できなかった。

儀礼の概要をみると、専使の到着に伴い、山内に尊宿の遷化を告げる。住持は書記に祭文を手渡し、庫司に祭食の準備を命じる。位を法堂西序に位を設け、翌日の粥罷に上堂、「挙哀（哀悼のため、「哀」と大きく二、三声あげる仏事）」、出班焼香という順に法要が営まれる。そして、焼香後に維那が祭文を宣読、挙経、回向という流れとなる。

また、「当代住持遷化」（四八二右下）は現職住持が遷化した際の儀礼を示すものだが、ここにも祭文の記述がみられる。住持の遷化に際し、知事・頭首は住持の書偈を分担する。諸山から届いた書は書写し、法堂西側に並べるとある。

法堂内の準備については基本的に『禅苑清規』と同様だが、「或山門祭文、別請喪司書記」（四八二右下）とあり、山門

の祭文がある場合には喪司や書記を別に拝請すると記される。

以上のように、『入衆須知』では「当代住持遷化」に加え、「諸方尊宿遺書到」にも祭文の記述を確認することができた。

そして、惟勉編『叢林校定清規総要』（一二七四・以下、『校定清規』）には祭文に関する詳細な記録がみえる。

まず、「十四、当代住持涅槃」（続蔵二・一七、一九左下～二一左下）では、住持の遷化後、「移龕」、「鎖龕」、「掛真」に続く「挙哀」の仏事のなかで「維那宣祭文（維那、祭文を宣べる）」（二〇右下）とある。これに続く「一、凡弔慰人到（凡て弔慰の人が到る）」のなかに「如不帯読祭文人来、却是本寺維那、或書記代宣（如し祭文を読む人を帯来せざれば、却て是れ本寺維那或いは書記代りて宣ぶ）」（二〇右下）とある。

また、「十五、諸山尊宿遷化遺書」（二一左下～二二右下）では、『入衆須知』よりも詳細な内容が示されている。

まず、遷化の報告を受けて準備に取り組むなか、「住持令行者伝語書記、作祭文（住持、行者をして語を書記に伝え、祭文を作らしむ）」（二一左下）とある。書記に祭文を作らせ、翌日の粥罷に営まれる法要で読み上げるものである。

法要の流れを確認すると、法堂に大衆が参集し、住持は法堂前の東側に立つ。知客は専使を住持前に案内する。専使は焼香問訊した後、尊宿の遺書を住持に手渡す。住持は侍者を介して維那に渡す。維那は尊宿の遺書を読みあげ、専使は住持前にて礼拝する。住持は座に昇り尊宿の略歴を述べる。下座後、法堂西側に設置された霊位前へ移動し、祭礼、拈香、挙哀が適宜つとめられる。維那は住持及び両班に揖して焼香、礼拝し、専使は霊位の右辺にて答拝する。そして、「祭文、維那宣読訖、挙楞厳呪、回向（祭文、維那宣読し訖り、楞厳呪を挙し、回向す）」（二二右上）となる。その後、山内・法類・弁事・郷人・江湖の頭角が順に供養する。そして、「読末後祭文訖（末後の祭文を読み訖える）」（二二右上）とあり、『大悲呪』を諷経、回向となる。ここに「末後（最後）」とあるように複数の祭文が奉読されることが確認できる。

なお、同清規には「亡僧」（二三右下～二三右下）の儀礼において「住持、或致祭、如有小師在側、当与孝衣答拝、以表父子之義。（此西堂可用。余人不可）」（二三左上）、「至昏鐘鳴、衆集。住持至、焼香一炷、帰知事上手立。（知事預点茶湯、表山門祭）」（二三左上～下）、「江湖道旧郷人、次第設祭」（二三左下）とみられる。ただし、「祭文」は確認できなかった。他の清規も同様であることから、祭文は尊宿及び住持の遷化に関する儀礼で奉読されるものといえよう。

四、宋代禅僧による祭文の用例

さきに宋代禅僧に祭文の記録が確認できることに触れたが、ここでは大慧下四世物初大観（一一〇一～一一六八、北磵居簡法

嗣）が作成した祭文を取り上げる。これらは禅宗五山第四位南山浄慈寺（浙江省杭州市）の住持であった北磵居簡（一一六四～一二四六）に対する葬送儀礼の祭文として纏まっている。さらに、日本の臨済宗聖一派虎関師錬（一二七八～一三四六）編『禅儀外文集』(7)に収録され、日本禅林への影響が考えられることから、ここに資料として取り上げるものである。

『禅儀外文集』の序文には「近世庸流、叨作句語、体格盪滅。故我撮古之有体製者、作類聚備鑑誡焉。（近世の庸流、叨に句語を作りて、体格盪滅せり。故に我、古の体製有る者を撮りて類聚と作し、鑑誡を備う焉）」（序二右）とある。当時、四六駢儷体の体裁を整えないものが多数存在することを遺憾に思い、模範とすべき宋代禅僧の疏や榜、祭文を選定したというものである。四一例収録される祭文のうち、五例（下巻一右～六左、以下丁数のみ）を訓読文とともに以下に紹介する。

まず、「浄慈知事祭北磵（浄慈の知事、北磵を祭る）」（一右～二右）である。

> 峩峩南山、殿于京畿。主此席者、皆大道師。猗歟我師、尤加魁奇。僧之鳳麟、法之蓍亀。鈴鎚妙密、波瀾渺瀰。声価弥天、不羽而飛。奔走象龍、聳動紳綏。不即於人、而人即之。歳在庚子、時方告飢。顧頷水雲、見於色辞。師始莅此、従容有為。割長助鑼、飽均衆緇。俯接方来、愈老弗襄。我輩質凡、蒿軽鶩微。職茲東序、叢林是毘。乃趨乃承、或徒※或違。前輩凋冷、月残星稀。師又不留、我心孔悲。

峩峩たる南山、京畿に殿む。此の席を主る者、皆な大道師なり。猗歟、我が師、尤も魁奇を加ふ。僧の鳳麟、法の蓍亀なり。鈴鎚妙密にして、波瀾渺瀰たり。声価、天に弥り、羽あらずして飛ぶ。象龍を奔走せしめ、紳綏を聳動す。人に即かざれども、人、之に即く。歳、庚子に在りて、時方に飢えを告ぐ。顧頷の水雲、色辞に見わる。師始めて此に莅み、従容にして有為す。長を割いて鑼を助け、飽くまで衆緇と均しくす。俯して方来を接し、愈老いるも襄を弗う。我が輩質だ凡なり。蒿のごとく軽く、鶩のごとく微なり。茲れ東序を職り、叢林是れ毘く。乃ち趨り乃ち承く、或は従い、或は違う。前輩の凋冷、月残り星稀なり。師又た留らず、我が心、孔悲しまん。

浄慈寺の知事の役職による四字二六句の祭文である。北磵の名声は天下に知れ渡り、まさに禅宗五山の浄慈寺住持として相応しい力量の持ち主であったと讃える。嘉熙四年（一二四〇）、山内の食糧不足時に大衆と行動を共にし、その危機を乗り越えた行状とともに「我が心、孔悲しまん」として哀悼の意を詠み込んでいる。

つぎに「浄慈頭首祭北磵（浄慈の頭首、北磵を祭る）」（二右～三右）である。

> 拙庵之門、龍象雑還※。其猶喬林之産莫※幹偉材也。当嘉泰嘉定間棟梁大法者、後先輩出。分鑣争道、可謂盛矣。師於是時、把茅蓋影。所在無三年淹。力揚古風、痛抑華耀。独以玉几末後句、結衲子冤。

拙庵之門、龍象雑還※。其猶喬林之産莫※幹偉材也。当嘉泰嘉定間棟梁大法者、後先輩出。分鑣争道、可謂盛矣。師於是時、把茅蓋影。所在無三年淹。力揚古風、痛抑華耀。独以玉几末後句、結衲子冤。

識者已知妙喜拙庵之脈、不在彼而在此也。道不終晦、晩節愈馨。碩大光明、見於諸老。衰竭之後、巍然魯霊光、孰不願親而炙之。清風五百間、膺明良之選。眉寿八十四、真名勝之老成。窺尒吾曹、誤蒙器使。部領後学、日親範囲。於戯、師其厭世耶。抑法門之不幸耶。我此法門、名無尽灯。冥者皆明、明終不尽。則我師之明者、豈有間哉。

拙庵の門、龍象雑遝す。其れ喬林の英幹の偉材を産むが猶き也。嘉泰嘉定の間に当たって大法に棟梁たる者、後先の輩出づ。鑰を分ちて道を争う、盛なりと謂つ可し。師、是の時に於いて、把茅影を閟ず。所在、三年と淹まること無し。力めて古風を揚げ、痛く華耀を抑う。独り玉几末後の句を以て、衲子の寃を結ぶ。識者は已に妙喜、拙庵の脈、彼に在らずして此に在ることを知る也。道晦きに終えず、晩節愈馨し。碩大の光明、諸老衰竭の後に見ゆ。巍然たる魯の霊光、孰か親にして之に炙ることを願わざらん。清風五百間、明良の選に膺いる。眉寿八十四、真の名勝の老成なり。窺尒たる吾が曹、誤りて器使を蒙る。後学を部領して、日に範囲に親しむ。於戯、師は其れ世を厭う耶。抑も法門の不幸か。我が此の法門、無尽灯と名づく。冥き者、皆な明なり、明、終に尽きず。則ち我が師の明なる者なり、豈に間有らん哉。

頭首による祭文であり、四〇句のうちには四字から七字及び一一字による句が混在する。北磵の師、拙庵徳光（一一二一～一二〇三）には多数の法嗣がいて、嘉泰年間（一二〇一～一二〇四）から嘉定年間（一二〇八～一二一四）にかけて活躍した。北磵は各地を参学しながら古風の宣揚に努めていたが、優れた「末後の句」により妬まれたこともあった。しかし、北磵の才能を認める者は大慧や拙庵の宗風を継承する者と評したという。そして、晩年、浄慈寺住持として益々輝いたというように哀悼の意とともにその行状が讃えられる。

つぎに、「浄慈前資祭北磵（浄慈の前資、北磵を祭る）」（三右～左）である。

服勤衆事、随職所操。解職寧居、録茲微労。獲依我師、優存吾曹。春風和気、以相薫陶。有過則餘※、有美則褒。真善知識、夫豈易遭。奪我碩徳、哀及同袍。何以祖之、奠此溪毛。師今在亡、南山月高。

衆事に服勤し、職の操る所に随う。職を解いて寧く居し、茲の微労を録す。我が師に依ることを獲て、吾が曹を優存す。春風の和気、以て相い薫陶す。過有れば則ち箴め、美有れば則ち褒む。真の善知識、夫れ豈に遭い易からんや。我が碩徳を奪い、哀しみ同袍に及ぶ。何を以てか之を祖わん、此の溪毛を奠る。師、今在りや亡しや、南山の月高し。

前資（副寺以下の役職経験者）による四字一八句の祭文である。過ちには厳しく、良いところは褒めるという巻舒自在の接化を用いて修行者を指導した北磵を真の善知識と讃えるとともに、「哀しみ同袍に及ぶ」と死別を悼んでいる。

つぎに「小師祭北磵（小師、北磵を祭る）」（三左～四右）であ

る。

螟蠕有子、蜾蠃負旃。祝曰類我、久而背焉。我等蒙師、鐫磨救茶。※愚不可瘳、喘耎弗若。尚冀康強、七百甲子。執柯伐柯、万有一似。倏焉厭世、其将何求。彼蒼者天、欲渡失舟。憶楽※疾時、隠几垂誨。刻骨銘肌、其敢失墜。心喪終慕、眼枯心折。支息失辞、続涙以血。螟蠕子有り、蜾蠃旃を負へり。祝して曰く類我と、久しくして背きたる焉。我等、師を蒙りて、救薬を鐫磨す。愚瘳す可からず、喘耎にして若かず。尚お康強を冀う、七百の甲子。柯を執り柯を伐る、万に一も似たること有らん。倏焉として世を厭ふ、其れ何を将てか求めん。彼の蒼き者は天、渡らんと欲して舟を失す。疾を示す時を憶えば、几に隠て誨を垂ることを。骨に刻み肌に銘す、其れ敢て失墜せん。心喪い慕を終え、眼枯れて心折く。息を支え辞を失し、涙を続ぐに血を以てせん。

北礀の弟子（小師）による四字二四句の祭文である。法嗣には石樓明（生没年不詳）、天祐思順（生没年不詳）、そして物初がいる。師の遷化に際して「涙を続ぐに血を以てせん」と詠み、その悲嘆の大きさを表現している。

そして、最後に「浄慈衆寮祭北礀（浄慈の衆寮、北礀を祭る）」（四右～五左）である。

決択大事、在乎得師。豈今時之独然、亦自昔若斯。苟斯道之可尊、雖万里其従之。躡屩担簦、舛※堂摳衣。或側立而侍、或北面而咨。或祛其惑、或起其疑。或破其執、或奪其機。俾臻夫大休歇大究竟、不知其孰為師孰為資。緊、此道之在人、古醇而今醨。惟拙庵之用拙、奪妙喜之竹篦。面至尊而対揚、縶龍象之鞭笞。師登拙門、因拙出奇。方伯仲之話行、遵時晦而遯肥。正歳晩之寂寥、忽麟祥而鳳儀。鍼後学之膏肓、粛前輩之風規。翻宗鏡之濤瀾、発夜光之陸離。一坐此山、七周星暮。春江白漲、自然相宜、是皆迫而後動。豈如他人兮、借授而用貲。穰穰吾儕、万指影随。競虚心而扣撃、何隻履之翩其。揖坐蒲之猶温、耿寒灯於縕惟。慈航欹※傾、知津者誰。笑死生之夜旦、粲扶桑之輝輝。

大事を決択すること、師を得るに在らん乎。豈に今時の独然たるや、亦た昔より斯くの若し。苟くも斯の道の尊ぶ可きは、万里と雖も其れ之に従わん。屩を躡み簦を担て、堂に升り衣を摳く。或いは側立ちて侍べり、或いは北面して咨る。或いは其の惑いを祛き、或いは其の疑いを起す。或いは其の執を破り、或いは其の機を奪う。夫の大休歇、大究竟に臻りて、其れ孰をか師と為し、孰をか資と為さんことを知らざらしむ。緊、此の道の人に在ること、古は醇なるも今は醨なるか。惟れ拙庵の拙を用いること、妙喜の竹篦を奪えり。至尊に面いて対揚し、龍象を縶りて鞭笞す。師、拙門に登りて、拙に因って奇を出だす。伯仲の話行するに方って、時の晦きに遵いて遯肥す。歳晩の寂寥を正して、忽ちに麟祥にして鳳儀す。後学の膏肓を鍼し、前輩の風規を肅しむ。宗鏡の濤瀾を翻して、夜光の陸離たるを発す。一たび此の山に坐して、七たび星暮を周らす。春江の白漲、自然に相い宜し。是れ皆な迫りて後に動く。豈に

他人の授けを借りて貲（し）を用いるが如くならんや。穰穰たる吾が儕（ともがら）、万指影のごとく随ふ。虚心を競いて扣撃す、何ぞ隻履の翩其たるや。坐蒲の猶お温なるを揖し、寒灯を總惟（けいい）に耿（かがやか）す。慈航欻（たちま）ちに傾く、津を知る者は誰そ。死生の夜且を笑い、扶桑の輝輝たるを粲（かがやか）す。

衆寮による祭文であり、四字や六字を中心とする四八句からなる。大事を決着した北磵は、まさに参禅学道に徹底した人物であったと評し、哀悼の意を表している。また、浄慈寺の在山期間が七年間であった行状が詠み込まれている。

以上のように、浄慈寺住持であった北磵の示寂に際し、知事、頭首、前資、小師、衆寮というように山内全体を挙げて哀悼の意を捧げた様子を知ることができるのである。

五、禅宗における祭文奉読の機会と目的

さきに宋代清規を確認したなかで、「祭文」の記述は『禅苑清規』では「尊宿遷化」に確認でき、『入衆須知』と『校定清規』では、さらに住持の遷化や尊宿の「遺書」が到来した際の儀礼においても奉読されていたことが確認できた。これらを踏まえ、祭文が住持もしくは尊宿の遷化に関する儀礼において奉読されるものであることを確認した。

また、『禅儀外文集』に収録される浄慈寺の祭文によって具体例を検討した。知事、頭首、前資、衆寮に加え、弟子（小師）が祭文を奉読していることから、全山を挙げて葬送儀礼に臨んだことがわかる。そして、その祭文には哀悼の意を表し、故人の言行を讃える体裁が整えられていたのである。

ちなみに、同書には祭文以外に疏も収録されている。疏とは住持の開堂や仏祖・尊宿の供養の際に用いられるものだが、同書には住持として晋山する際の「山門疏」四六例、そして、住持の入寺を拝請する「雑疏」六例が収録され、基本的に対句を用いた四六駢儷体で作成されている。さきにみた浄慈寺の祭文はこの様式を用いておらず、相違がある。これについては、四字一句を基本とする祭文は、四六駢儷体のような華美な表現を用いず、むしろ淡々と哀悼の意を表したものであったことが考えられよう。

なお、『禅儀外文集』には淮海原肇（一一八九～?、浙翁如琰法嗣）による「東谷」（八左～一〇右）と題する以下の祭文が収録されている。

洞上一脈、不絶如絲。浮山受記、程杵孤危。大陽弊屣、投子補錐。
寥々南来、隰州有師。道齊太白、法浪天稽。三世百年、東谷伝之。
得衆以寛、待物以慈。法幢六移、厥聞四馳。凌霄之顛、識君俊眉。
呉坐大方、附庸倚毘。得鹿同夢、亡羊者誰。我落南台、六霜復西。
君振東甬、去臘来帰。相逢一笑、故吾已非。世相到頭、霜雪不私。
指閣而言、啓謀一枝。大匠不臨、曷見翬飛。末由也枝※、奚足称為。
冷泉沸騰、曽未及暮。示病日深、学雲凄其。谷空月明、鶴怨狽啼。

継以訃聞、衆皆涕而。炉煙上浮、莫写我悲。無縫落々、高景巍々。瞻之仰之、斯焉取斯。

洞上の一脈、絶えざること絲の如し。浮山、記を受け、程杵孤危なり。大陽の弊屣、投子の補錐。寥々として南に来り、隰州に師有り。道は太白に斉し、法浪天に稽る。三世百年にして、東谷之を伝う。衆を得るに寛を以てし、物を待すに慈を以てす。法幢六たび移り、厥の聞え四たび馳す。凌霄の顛、君の俊眉を識る。呉大方に坐して、附庸倚り毘く。鹿を得て夢を同じくす、羊を亡ずる者は誰そ。我れ南台に落ちて、六霜にして復た西す。君は東甬に振て、去臘にして来り帰る。相逢て一笑す、故に吾れ已に非なり。世相頭に到りて、霜雪私にあらず。閣を指して言う、謀を一枝に啓かんと。大匠臨まずんば、曷ぞ翬飛を見ん。由末きや技、奚ぞ称為するに足らん。冷泉沸騰す、曽て未だ暮に及ばず。病を示して日深し、学雲凄其たり。谷空しく月明らかに、鶴怨み猿啼く。継ぐに訃を以て聞き、衆皆な涕す。炉煙上り浮ぶ、我が悲を写すこと莫れ。無縫落々たり、高景巍々たり。之を瞻ぎ之を仰ぐ、斯れ焉ぞ斯を取らん。

宋代曹洞宗の宏智正覚（一〇九一～一一五七）は天童山景徳寺（浙江省寧波市）内の東谷塔に葬られたことから、宏智に対する祭文となる。宏智自身が作成した祭文は未見だが、『宏智録』（桜井秀雄監修・石井修道編輯・名著普及会・一九八四、五一六頁）には明の洪武一二年（一三七九）の宏智に対する祭文が収録されている。それとは異なる南宋代の祭文であり、四字五〇句で構成される。

北宋当時、曹洞宗の命脈が衰退し、臨済宗の浮山法遠（九九一～一〇六七）を介して大陽警玄（九四三～一〇二七）へと法が継承された。まさに「洞上已墜の綱」を繋ぐ時期を経て、隰州（山西省臨汾市）から宏智が登場し、天童山の住持となる。そして、寛大かつ慈悲深き接化により、禅宗五山第三位に相応しい叢林へと成長させたことが詠み込まれる。

作者の淮海は宏智の遷化から三二年後に誕生した臨済宗の僧である。故人との接点は直接みられないことから、祭文は哀悼ではなく、追慕もしくは顕彰の意図をもって作成したものである。おそらく明代の祭文と同様に遠忌で奉読されたものであろう。このように祭文は後の時期になっても作成されているのである。

六、小結

資料の検討を通して、唐代初期禅の文献に祭文の記述を確認することができた。そして、祭文は禅宗清規が整備されるなか、仏事のなかに取り入れられ、住持や尊宿の遷化に関する儀礼において奉読されたことが確認できたのである。

儀礼は文字通り全山を挙げて営まれたが、祭文を奉読するにあたっては、四字一句を基本として哀悼の意を表し、故人の言行を讃えたものであった。このような形式に則った表現

方法については、死別の感情を理性的に表現したものと捉えられる。その一方で「挙哀」の仏事においては大きな声を上げて死別感情を露わにしている。それがたとえ儀礼の一環であったとしても、宋代禅宗の葬送儀礼では死者に向けた対照的な供養方法が用いられていたことは興味深いといえよう。

また、祭文は葬送儀礼のみならず、後の時期になっても作成されている。それらは遠忌などで用いられ、故人を追慕または顕彰することを目的とするものであったのである。

以上のように、宋代禅宗において祭文の奉読により死者と向き合っていたことを確認してきたが、後の日本において祭文は虎関師錬によって『禅儀外文集』に収録され、禅林における文体の模範とされている。さきに触れた「洞谷開山和尚示寂祭文」への同書の影響についても考察すべき課題といえるが、この点については稿を改めて検討することとしたい。

註

（1）『石門文字禅』は柳田聖山・椎名宏雄著『禅学典籍叢刊』巻五（臨川書店、二〇〇〇）七四五頁～七五三頁、大慧については『大慧普覚禅師年譜』（同『禅学典籍叢刊』巻四）三四八頁・三五四頁にみえる。また、石井修道「大慧禅師年譜の研究（下）」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』四〇、一九七九）一三九頁、一四四頁を参照。

（2）田島柏堂「山上氏所蔵『瑩山清規』と愛知学院大学図書館蔵『瑩山示寂祭文』について」（『瑩山禅師研究』、瑩山禅師奉賛刊行会、一九七四）七〇五頁～七一一頁参照。

（3）柳田聖山『禅の語録二　初期の禅史Ⅰ』（筑摩書房、一九七一）三〇二頁。

（4）『祖堂集』（禅文化研究所、一九九四）七五頁。

（5）続蔵二・一六、四五八左下。また、鏡島元隆・佐藤達玄・小坂機融『訳注禅苑清規』、曹洞宗宗務庁、一九七二、二六〇頁参照。

（6）同氏「南宋禅林の動向について―『入衆須知』の性格をめぐって―」（『印度学仏教学研究』一八・二、一九七〇）。

（7）底本には寛永三年本（一六二六、四条寺町刊、上下二巻、京都大学貴重資料デジタルアーカイブ所収）を用いた。なお、寛永一四年本（一六三七、中野市右衛門刊、一冊、国会図書館デジタルコレクション所収）を参照し、明らかな誤字と思われるものについては原文に※を記し、訓読文で訂正した。

「施食会」への改称に関する一考察

――改称理由に見られる問題と課題――

澤城邦生

一、改称から『施食会』刊行までの経緯

曹洞宗では一九八八年の『曹洞宗行持軌範』（以下『行持軌範』）改訂において、それまで「施餓鬼会(1)」とされていた恒例行持が、「施食会」へと改称(2)された。『行持軌範』は、一八七年の布達に始まり、一八九年に『明治校訂洞上行持軌範』として出され、その後、大正・昭和を通じて改訂が行われているが、一九八八年の改訂は五回目にあたる。その中で「天皇制」「性差別」「業」「浄穢」問題に関わる事項の削除・改正が行われた。では施餓鬼会が施食会と改められた理由とは何か。『曹洞宗行持軌範』の改訂について(3)』（以下『改訂について』）では、4章「「業」の問題」の中で、以下のように説明されている。

「盂蘭盆会施餓鬼会」という呼称そのものですが、餓鬼に施すという言葉は六道そのものの内容が変わらない限り、かなり難しいとは思いますけども、これからの若い人達から施餓鬼会は先祖の供養をしてくれる法要だとなると、「私の先祖は餓鬼か」と聞かれたらかなり答えにくいことになりましょう。そこで「施餓鬼会」という言葉を改めて、古来、古規にもあったところの「施食会」というふうに、すべて改めるということになっております。（『改訂について』三〇～三一頁。罫線部筆者、なお以後の引用部罫線も同様）

つまり、施餓鬼会法要に参加する若い檀信徒に対して、「先祖が餓鬼である」という誤解を与えることのないよう、名称変更が行われたわけだ。しかし、曹洞宗のほとんどの寺院で執行される施餓鬼会(4)を改称するにしては、この理由だけでは説明不足であると筆者は捉えた。周知のことであるが、浄土真宗系を除く日本の伝統仏教教団では、施餓鬼会が年中行事として位置づけられている。曹洞宗のみならず、日本仏教においても重要な法会であるため、当時、宗門における名称変更は内外に驚きをもって受け止められたのである。そして宗教誌『月刊住職』（興山舎）では、これらに関する特集を組

み、その改称に対して以下のように問題提起している。

名前は施食会となったけれど、法要の実質はいぜん施餓鬼会そのものなのだ。（中略）つまり、施餓鬼というと、①先祖が餓鬼のように思われてしまう、②そうした誤解にうまく答えられない、③あやまった業論（宿業論）を助長してしまう（？）、④したがって、古規にあった施食会に改める、⑤ただし六道の餓鬼については今回はふれない―といったふうに整理できるかもしれない。しかし、である。これほど一般化した法要の名称を改めるにしては、しかも、ことが「先祖イコール餓鬼」という大問題であるにもかかわらず、いささか説明が不十分なように感じるが、いかがだろうか（中略）施餓鬼→施食会の問題を考える場合、どうしても検討しなければならないことは、施餓鬼（および盂蘭盆会）そのものの思想と歴史であり、さらにその儀礼を必要としてきた論理についてである。果たして「施餓鬼は先祖供養なのか」だ。同じく、餓鬼そのものの思想と歴史、存在理由、とりわけ「餓鬼はいるのか」、そして餓鬼という言葉は差別語かどうか、餓鬼は救われるかどうか、というテーマである（『月刊住職』一九八八年一二月号六～八頁）

一九八八年一二月号から一九八九年七月号までに、行持軌範改訂委員へのインタビューや宗門内外の有識者の寄稿がなされ、施食会への改称や施餓鬼そのものに関する検討が行われたのである(5)。当然ながら、宗門でもこれら外部の動向に対する反応がみられ、第六四回通常宗議会において『行持軌範』改訂に関する総括質問が行われた(6)。そして、このような情勢を鑑みて、上記『改訂について』の改訂理由を増補させた形で、改訂の翌年にあたる一九八九年に『昭和改訂 曹洞宗行持軌範 どこをどのようになぜ改正したか(7)』（以下『なぜ改正したか』）、また一九九〇年に『宗門信仰への道しるべ Ⅳ施食会(8)』（以下『施食会』）と立て続けに宗侶向け冊子を刊行したのである。これらを通じて、名称変更に関する詳細な理由説明や、新しい名称の周知徹底が計られたのであろう。特に後者は、冊子名にもあるように一冊まるまる施食会を取り扱っており、当該問題の大きさを伺い知ることができるのだ(9)。その冒頭では、

しかし改訂後、日もなお浅く、中央地方を問わず不徹底のむきがあるのは致し方ないところでありますが、「六道そのものの内容が変わらない限り、呼称だけ変更するのはおかしいのではないか」とか、或いは「供養の内容、形式は同じなのだから、セガキ会と呼ぼうと、セジキ会と称えようと、それは地域の実情と住職個々の見識に委ねたらよいのではないか」などなどご意見をいただいているのは事実であります。また、宗教誌などにもこの改訂に対して、幾つかの問題提起がなされてきたのもご存知のことかと思います。（中略）そして担当

の先生方には、次のような視点からご研究をお願い致しました。それは、なぜ施餓鬼会を施食会に改訂したのか、その改訂の理由。宗門では施食会とどのように関わってきたのか、その宗学上からみた歴史的変遷過程。仏教では餓鬼をどのように捉えてきたのか、仏教文化史からみたその意味。そして、広くアジアに目を転じて仏教文化圏における施食についての宗教人類学的意味。さらに日本人のお盆と施食会についての宗教民俗学的関わり」（『施食会』一～二頁）

と述べられている。つまり内外からあがる意見や問題提起に対して、宗門の見解を示しそうとしたのが、この『施食会』なのである。そこで本稿では、『施食会』を検討対象とし、「施餓鬼会」が「施食会」と改められた理由を見直し、そこにみられる問題・課題について考察していく。

二、『施食会』1章にみる改称理由

二―一、『施食会』1章1節～4節の概略

では当時の宗門はその改称理由をどのように示したのか。ここから『施食会』の記載を見ていこう。当該書の構成は、1章「施餓鬼会から施食会へ」、2章「宗門の施食会」、3章「仏教と施食会」、4章「施食文化の諸相」、5章「日本のお盆と施食会」となっている。この中で主に改称の理由を述べるのは、章題が示すように、1章であろう。そこで、1章を詳しく見ていくが当章の構成は、1節「はじめに」、2節「宗門における施餓鬼修法のねがい」、3節「餓鬼と輪廻転生」、4節「宗門における施餓鬼作法」、5節「なぜ施食会と改めたのか」となっている。この中でも直接的に改称理由を述べるのは5節である。そこでまず前段となる1節から4節の記載内容を確認し、その後5節をつぶさに見ていこう。なおここでは記述内容の概略とその要点整理にとどめる。

まず1節では、宗門における施餓鬼会のそもそもの意義を、「修道無難・安心法門」であるとしている。続いて2節では、『瑩山清規』の施餓鬼会儀軌に見られる「法食」という言葉から、施餓鬼の本旨は、僧侶が自らの修道無難を念じ、護法安人を願うことであったと示す。そして、仏道修行の障りとなるのはあくまで自らの業障である点を踏まえると、餓鬼という存在は自らの業障の「象徴」と解釈することが可能であるとしている。そして3節においては、施餓鬼会の縁起となる経典や日本における施餓鬼会儀軌を冒頭で紹介し、その後、以下のように「施餓鬼会のねらい」を説明している。

まず基本的にインド以来の輪廻転生の思想が背景となっているといえよう。即ち、人間は自らの為した行為と、その行為の熏習力として作用する業によって、善因・悪因に対して苦楽の何れかの果を、他生に受けざるをえないとし、それを受ける生存を地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上の六道・六

趣であるとし、この世界を即物的・物理的存在と受け止めるようになったのである（中略）しかし、地獄・餓鬼・修羅・天上は、この人間の世とは隔別され、そこに赴き見たり経験したりすることのできない世界であるから、物理的存在というよりは、いわば人間の心の作用の中に起こる欲・惑・煩悩等の表象としてみた世界であるとも受けとめられていたようである（中略）元来、施餓鬼会修法の根本は、物と心にこと欠く者への供養に依って、得られる功徳を回らし向け先祖の成仏を願うことだったのであるが、輪廻転生の思想を裏づけとして、悪業に依って人間も、地獄・餓鬼・畜生の世界に堕ちるといい、そこに飴と鞭の手法で、善因善果・悪因悪果という一種の倫理観をたて、素朴な教化策として編み出してきた歴史的事実は事実として知られよう。しかし問題になることは、人間世界の中で地獄や餓鬼道における同様の苦難に悶えているのは過去世の宿業によるとし（中略）社会における身分・職業にまで差別観を持ち込んだ点であり、これは明らかな誤りであるといわなければならない。さて施餓鬼会を盛行させた背景に、輪廻転生思想があったことは事実であるが、だからといって、決して先祖供養をおろそかにしてよいというのではない。（『施食会』一一～一三頁）

さらに4節では、現行法式の基本となる面山瑞方の施餓鬼会儀軌である『甘露門口訣』『施餓鬼会作法口訣』、更に『洞上僧堂清規考訂別録』を示し、施餓鬼会の儀軌内容やその意図を考察している。

さて1節～4節の概略を述べたが、その内容をまとめると以下のようになるであろう。

①自らの修道無難・護法安人を祈願することが、施餓鬼の本旨であること。

②餓鬼は自らの業障の「象徴」との解釈が可能であり、物理的存在というよりは煩悩の表象とも受けとめられること。

③餓鬼を含む六道輪廻転生思想を裏づけとして、「善因善果・悪因悪果」という素朴な教化策を打ち出したこと。

④宿業を理由として、社会における身分・職業にまで差別観を持ち込んだこと。

⑤先祖供養は大切であること。

これらの内容を踏まえ、施食会へと改称した理由を5節において述べるのである。

二―二、『施食会』1章5節にみる改称理由

1章5節冒頭では、1節～4節までの論述を踏まえ、まず地獄・餓鬼という存在は、内面的・精神的なものの象徴であるとの解釈が存在する、ということを再度提示する。そして、現実世界に生じている飢餓や難民などを「餓鬼」などと称することは許されない、と現代社会の問題と照らし合わせ、餓鬼という呼称の不当性を訴えるのである。その上で、施食会

への改称理由として以下の3点を挙げる。

（1）餓鬼道という呼称は差別観を生むたとい相対的価値観に過ぎないとはいうものの、人の世に富裕なものと、貧困なものはいつ・どこにも存在したし、また存続するであろう。そして、どんな星の下に生まれようとも、人間は人間であるべきはずなのに、貧困窮乏になやむ人びとを、前世の宿命的悪業によったものであるとし、また没後に餓鬼道に堕するという如き差別観をもってみることは許されない。乃至、畜生（動物）についても、現存在が宿業の然らしめるという如きことは錯覚であるというべきであろう。そこで、檀信徒がお寺の施餓鬼会に随喜したところ、塔婆を建て先祖供養してくださると聞き、素朴な疑念から「私の先祖は餓鬼なのか」という質問を発したとするならば、これに対し実証的に説明することはできるだろうか。なるほど、施餓鬼会とは、飢餓になやむものに供養し、得られる功徳を回らして、先祖の成仏得道に向けることであるが、現実に施餓鬼会は一般に亡霊や先祖に対する供養と受けとめられている以上、殊更に餓鬼に施すといわなくともよいとはいえまいか。ただ永い間の慣習として「オセガキ」といいならわされてきたし、それが定着しているという事実も認めないというのではない。しかし、六道の輪廻転生の考え方は、ちょっと誤ると、現実における人間差別につらなる危険性を孕んでいる限り、特に餓鬼に施すといわねばならないということもなく、むしろ避けておくことが望ましいといえよう。（『施食会』一七～一八頁）

（2）諸清規に施食会と称したものは多い

次に各種の清規関係をみても、施餓鬼会と施食会は、それほど意識していないので混用されていることは確かであるが、既述の面山瑞方撰『洞上僧堂清規行法鈔』と『同・考訂別録』にも、しばしば「施食会」としており、殊に『明治校訂洞上行持軌範』撰述の時の基礎資料の一つとなった、永平寺五〇世・玄透即中禅師が享和三年（一八〇三）に編まれた『吉祥山永平寺小清規』では、施食牌・施食架・施食法という表現を用いている。（『施食会』一八～一九頁）

（3）飲食と法食の普施

最後に《施餓鬼》といえば、文字通り施す対象を「餓鬼に」ということになるが、本来布施とは対象を限定すべきでなく、普ねく一切有情に施すことこそ本旨なのである。そこで単に《施食》とすれば、何を施すか、施すものという目的語に重点をおいたことになるであろう。（中略）とかく亡霊や先祖供養に傾斜しがちな仏教儀礼にとどまらず、この法会を通して、存亡ともに財法の二施にあずかるという意味で、《施食会》の呼称は、歴史的流伝との関係からも、商量工夫した結果、おちついたものであることを申し添えておきたい。（『施食会』

一九～二一頁）

まず「（1）餓鬼道という呼称は差別感を生む」とし、現世における貧困問題を取り上げ、その状態が宿業の結果であるという考え方、ないし没後に餓鬼道に堕するなどの「差別観」を持つことは許されないと訴え、当時の宗門の姿勢を示すのである。そこから話題は施餓鬼会に参列する檀信徒へと移り、「私の先祖は餓鬼なのか」との問いに対し、それを実証的に説明すること不可能であるとして、檀信徒の誤解が生じないよう、また宗侶が答えに窮することがないよう配慮した結果、改称が行われたことが述べられる。そして施餓鬼会は「飢餓になやむものに供養し、得られる功徳を回らして、先祖の成仏得道に向けること」という儀軌上の構造を認めながら、「現実に施餓鬼会は一般に亡霊や先祖に対する供養と受けとめられている以上、殊更に餓鬼に施すといわなくともよいとはいえまいか」との問題提起を行っている。そして六道輪廻転生は現実における人間差別を孕んでいることから、ことさら「施餓鬼」とする必要はないと結論づけるのである。さらに、「（2）諸清規に施食会と称したものは多い」では、『洞上僧堂清規行法鈔』『吉祥山永平寺小清規』等で「施食」の用例があることを示し、「施食会」への改称の一根拠としている。また「（3）飲食と法食の普施」では、「先祖供養に傾斜しがちな」という箇所からも、ただ単に「施食会＝先祖供養」との図式ではなく、施しの対象を増やすことで、より現代的な意義を付与しようとしていることが伺える。

5節で述べられる改称理由を要約するならば、以下のようになろう。

①前世の宿命的悪業観や現世の報いとして餓鬼道に堕するという差別観は受け入れられない。
②「先祖＝餓鬼」は実証不可能である。
③檀信徒は「施餓鬼会＝先祖供養」と認識している。
④六道輪廻転生の思想は人間差別の危険性を孕んでいる。
⑤清規上では「施食（会）」という呼称がみられる。
⑥先祖供養のみに偏らない現代的な意味付けが必要である。

三、『施食会』2章にみる改称理由

では次に、2章「宗門の施食会」の内容を確認していこう。1章は、その改称理由を中心に論述されているが、その一方2章は、宗門の施食会を中心に据え、その歴史を振り返っている。章の構成は、1節「施食会の典拠」、2節「中国における施食」、3節「宗門における施食会」、4節「宗門の施食会」となっているが、ここでは単に歴史を概観するだけではなく、改称理由に関連する事項を取り上げており、結果的に1章の論拠提示やその論述の補強となっている。では、『施食会』2章を概観していくが、先と同様ここでも記述内容

の概略と要点整理にとどめる。

まず1節では、施餓鬼会の供養の対象が、「餓鬼→三界万霊→先亡精霊・先祖」と変遷していることから、実際の内容を反映させて今回の改称に踏み切ったと説明する。さらには、『行持軌範』が刊行されるまでは、多くの叢林では施食会と呼称されていたことを取り上げ、そのことを改称の一根拠としている。そして、施餓鬼会の典拠となる『焔口餓鬼陀羅尼経』内で登場する餓鬼は、「時としてあらわれる心の魔障を象徴したもの」との解釈を行っている。

次に2節では、中国の禅宗寺院で広く使われている『禅門日誦』等に注目し、晩課諷経中の「蒙山施食儀」を取り上げ、その回向文が宗門の「生飯偈」と「普回向」を合わせた内容となっていることを示す。そして、施食の対象が「仏子・有情衆・弧魂」と記載される点から、施餓鬼供養の対象が歴史とともに拡大していったと論じ、その傾向は日本の施餓鬼会にも通ずるとしている。

さらに3節では、『瑩山清規』の七月一日からの施餓鬼と七月一四日の施餓鬼供に注目し、回向文における施食の対象は鬼神・餓鬼であるが、「法要自体の流れ」は「亡母・先亡供養に焦点があると受けとれる」としている。また同じく一二月の除夜施餓鬼の目的が、畜類精霊供養であり、施餓鬼・施鬼神の意味合いが薄まっていることを示す。そして『曹洞宗全書』および『続曹洞宗全書』清規篇の記載を検討し、「従来はまちまちであった呼称（施食と施餓鬼）」が『明治校訂洞上行持軌範』によって統一されたが、「参列の檀信徒には餓鬼・鬼神供養の意識は殆どない」と結論づける。

そして4節では、施餓鬼には「川施餓鬼」「海施餓鬼」が存在し、また戦没者・殉難横死者供養が施餓鬼会の儀則で行われていることから、その供養対象の広がっていることを改めて強調する。さらに四摂法・六波羅蜜の「布施行」を取り上げ、供養対象を餓鬼に限定すべきでないと結論づけ、亡者だけでなく、生存者への布施をも視野に入れるべきだとしている。最後に、呼称変更と読誦経典の整合性について言及する。そこでは面山瑞方撰『改正施餓鬼作法』「甘露門」を取り上げ、「是諸衆等」以下の文言の末尾の註記（戒名挿入部）から、「その意とするところは餓鬼のみではなく所念の精霊にも相い通ずる」としている。また各陀羅尼は、「食前の心掛け、炊事・施食の心得」との解釈が可能であり、これらの理由から、既存の儀軌内容と呼称変更は矛盾しないと訴える。最終的に、読誦経典と法要の意味付けは、その「受けとめ方」が重要であるとし、内容変更より、執行者である宗侶の捉え方が重要であると結論づけている。

以上のように、中国・日本で用いられてきた施餓鬼の儀軌等から「施食会」への改称の論拠を示しているわけだが、そ

の要点をまとめると以下のようになる。

①施餓鬼会供養の対象は、清規上においても、歴史的経緯からしても、拡大しており「餓鬼」に限定することはできない。

②宗門の過去の清規の記載から「施食（会）」という呼称は多くみられ、現行（改訂当時）のように「施餓鬼会」に呼称が統一的に使用されるのは、明治期に『行持軌範』が刊行されて以降のことである。

四、改称理由の整理

これまでは、『施食会』1・2章を対象に、「施餓鬼会」から「施食会」へと改称された理由を抽出してきた。上述のように『施食会』は、五章構成だが、管見の限りその理由を直接的に述べるのは1章、及びその論拠を示す2章であると思われる。しかし、その内容は多岐にわたり、また宗門としての見解・意見と文献的論拠が入り混じって記述されているため、その理解が容易ではない。そこで筆者の解釈のもと、上記の改称理由を以下のようにまとめてみた。

（1）餓鬼（道）の持つ差別性の排除

まず繰り返し述べられるのが、仏道修行上における障碍（煩悩）の「表象」が餓鬼という存在ではないか、という見解だ。その理由として、当然のことであるが、餓鬼あるいは餓鬼の住む世界は可視化できない。そのため、その存在の「実証」は不可能としている。

さらに大きな理由が、現実の世界において「地獄・餓鬼のような」苦しみを受けるのは、「宿業の為」とする誤った認識を助長させてしまう可能性への危惧である。つまり、餓鬼は「人間差別」の危険性を孕む存在との認識だ。「善因善果、悪因悪果という素朴な教化策を打ち出した事実がある」と述べていることからも、当時、取り組んだ「悪しき業論(10)」の問題が多分に意識されていることがわかる。宗門として、その実在（性）や、餓鬼という存在が内包する差別的象徴性を否定する必要があったといえよう。

このように（1）の理由は、学術的見解から導き出された結論というよりは、当時の宗門の姿勢・見解が全面に現れた理由であるといえる。

（2）供養対象の拡大化

二つ目の理由は、施餓鬼会の供養の対象が餓鬼だけではなくなっているという見解だ。施餓鬼の儀軌内容や執行例の検討を通して、その供養対象は拡大してきているという歴史的観点に立ち、そこから「餓鬼」に対象を絞る必然性を否定し、より包括的な表現となる「施食会」を選択したわけだ。さらには檀信徒の認識は「施餓鬼会は亡霊や先祖に対する供養」であると見なし、そのような認識を有する檀信徒が「先祖＝餓鬼」と誤解しないように、また宗侶が答えに窮するこ

とがないよう配慮した結果、改称が行われた。そして「存亡ともに財法の二施にあずかる」と述べるように、現実の世界で苦しむ生者に対しても施しをする必要性を加味させている。これら「供養対象の拡大」という認識が、「施食会」への改称の大きな理由の一つであろう。

このように（2）の理由は、当時の宗門が、施餓鬼会の本来的な儀軌構造よりも、その「実態」を重視する姿勢であり、さらには現代的な意義づけを行った結果、導き出されたものといえるであろう。

（3）古規における「施食（会）」の用例

三つ目の理由は、「施食（会）」という呼称（記載）が古規に認められる点だ。特に『曹洞宗全書』および『続曹洞宗全書』の清規の記載を検討し、「施餓鬼」「施食」の単独使用例と、併用例が認められることから、「施食会」への改称の一根拠としている。そして、現行（改訂当時）のように「施餓鬼会」に統一されたのは、『明治校訂洞上行持軌範』が刊行されてからであり、それ以前は「施餓鬼」「施食」のどちらもが呼称として用いられていたとする。

これら（3）の理由は、「施餓鬼」呼称の是非を検討しているというよりは、過去の用例を踏まえるもので、どちらかというと改称に対する傍証として位置付けられるであろう。

以上のように、「差別性の排除」「実態との乖離」を大きな理由とし、また古規の使用例を踏まえ、「施餓鬼会」から「施食会」への改称が行われたと理解できよう。さて本稿では、上記のようにその理由をまとめたが、当該書内において必ずしも統一見解（特に1・2章と他の章の相違）とは受け取れない箇所や、未解決の事項が認められる。そこで次に、『施食会』の改称理由にみられる問題や課題を考察していこう。

五、改称理由が抱える問題・課題

五―一、餓鬼（道）の捉え方の揺れ

まず餓鬼（道）が実在か否かに関しては、当該書において詳細な検討がなされているが、1章下記の箇所から当時の宗門が「象徴」としての見方を強調していることが理解できる。

> 修道の障碍となるものが、自らの業障にあるという深い諦念こそ肝要であり、その意味で餓鬼とは、行法の障碍となる業障を象徴的に呼んだという面もあるように思われる。（『施食会』七頁）

> 地獄・餓鬼・修羅・天上は、この人間の世とは隔別され、そこに赴き見たり経験したりすることのできない世界であるから、物理的存在というよりは、いわば人間の心の作用の中に起こる欲・惑・煩悩等の表象としてみた世界であるとも受けとめられていたようである。（『施食会』一一頁）

> 地獄や餓鬼などの悪趣を即物的・物理的な存在とみるよりは、

内面的・精神的なものの象徴とする見方もあることも既述の通りである。（『施食会』一六頁）

確かに「餓鬼は象徴である」とは言い切らないが、「象徴として捉えられてきたようだ」との言い回しでもって論を展開させており、暗にその実在性を否定していると受け止められる。一方で、3章2節「輪廻世界」では、以下の記述が存在する。

餓鬼世界を含む六道は実在の世界か、それとも象徴的存在なのであろうか。これはイエスとかノーとか単純に割り切ることは難しい問題である。（中略）しかし、具体性といっても実は神話的実在という面が強い。同時に後代になるにつれ、六道は人間の心のありように応じた存在の形式として説かれる面も示している。（中略）六道の実在的性格と象徴的理解とは複雑に交錯していて、いずれとも決することは難しいし、また、民間信仰的な観念は論理的な思考で割り切れるものではないのである。（『施食会』五〇～五二頁）

餓鬼（道）の有無を論じることは難解であるが、その実在性に関しては神話的側面が強いとしながらも、そのような民間信仰は論理では割り切れない、と一転二転する記載となっている。つまり、餓鬼が実在的存在であるのか、象徴的存在であるのかについては、不明としているのだ。このように餓鬼の存在の有無に関する両者の記述を比較すると、読み手（宗侶）に対するメッセージに「揺れ」があると指摘できる。そして、この「揺れ」は、餓鬼の有無の問題だけでなく、「餓鬼」という言葉の使用（説明）に関しても認められる。下記は1章5節「なぜ施食会と改めたのか」の一節である。

殊更に餓鬼に施すといわなくともよいとはいえまいか。（中略）六道の輪廻転生の考え方は、ちょっと誤ると、現実における人間差別につらなる危険性を孕んでいる限り、特に餓鬼に施すといわねばならないということもなく、むしろ避けておくことが望ましいといえよう。（『施食会』一八頁）

ここは施餓鬼会の「呼称」変更の理由を述べている箇所であるが、この記載からは「餓鬼」という言葉そのものの使用を避けるよう促している宗門の姿勢を読み取ることができる。しかし、3章5節「施食会の今日的意味」では以下の記述が存在する。

こうした意味から、施食会はまず旧来の餓鬼に施す法会（施餓鬼会）を含んでいる。ただし、亡霊としての餓鬼に施すことによって得た功徳を施主がそれぞれの祖先に廻施して追善するのであり、この点は明らかにしておく必要があろう。自分の先祖が餓鬼だから施餓鬼を行うのではないのである。（『施食会』六一～六二頁）

ここでは、当時改称された「施食会」は「施餓鬼」を包括する概念であることを認めている。その上で、「先祖≠餓鬼」と

いうことを（施主に対して）明らかにするよう促しているのである。つまり、檀信徒に対する「餓鬼」の説明に対して、前者は消極的・否定的であるに対し、後者はどちらかというと積極的であり、両者の姿勢に温度差が認められるのだ。

上記ように、餓鬼道を含む六道の実在的有無を実証することが不可能であるとして、ではその捉え方・説き方を宗侶に対してどのように伝えたかったのか。『施食会』の刊行理由は、「施餓鬼会から施食会への改訂理由」を明らかにすることが、第一であると考えられるが、上記の如く「餓鬼（道）」そのものに対する宗門の統一見解は、当該書では明示されていないと理解できる(11)。餓鬼という存在が、学術的にどのように捉えられているかを幅広く知ることは、施食会を主催する宗侶にとって有益なことであろう。しかし、「施餓鬼会」から「施食会」へと改称するからには、当然、そこには宗門の見解が存在するはずで、宗侶としてはその点を知りたいはずである。しかし、この点に関しては曖昧なままとなっており、結果として、読み手である宗侶の見解に委ねた形となっている。解釈の多様性を残すとも言えるが、逆に宗侶側の混乱を招く危険性を有しているともいえるであろう。

五―二、施食会における「供養」の対象とは

さて『施食会』では「檀信徒は施餓鬼会を先祖供養として捉えている」との見解が繰り返し示されている。確かに、施食会に参加する檀信徒は通例、各家先亡諸々精霊等の卒塔婆を申し込み、その供養を行っていると思われる。しかし、「施食会＝先亡供養」ということだけが檀信徒側の意識なのであろうか。当該箇所は「檀信徒の誤解を生じさせないために」という改称理由の前提部分であるため、当然、曹洞宗の檀信徒を対象とした意識調査や住職への聞き取り調査など、何かしらの統計的なデータの提示が求められる。それらの証拠を踏まえた上で、初めて「檀信徒の認識」を語ることができるわけだが、そのデータは『施食会』では示されていない。これは改称理由における問題の一つと指摘できよう。

さらに上記に関連する事柄であるが、「施食会における供養の対象は何か?」という問題も当該書では検討されている。そもそも施餓鬼は、文字通り「餓鬼に施す」法会であるが、『施食会』でも当然ながらその認識を踏まえている。それは1章5節「なぜ施食会へと改めたか」の記載からうかがえる。

> なるほど、施餓鬼会とは、飢餓になやむものに供養し、得られる功徳を回らして、先祖の成仏得道に向けることであるが（『施食会』一八頁）

そしてこのような基本的認識を踏まえた上で、その「供養対象」が変容・拡大している点を指摘し、2章4節「宗門の施食会」において古代・中世・近世等の事例を列挙して、以下のようにまとめるのである。

すでにみたように、現行の施食会の法要は、従来の呼称である施餓鬼という枠組みでは把捉できないように供養対象が変容してきている。（中略）このようにみてくると、施食供養の対象は

（1）現実生存者への施食供養
　（1）出家修行者への施食供養
　（2）無遮会等で行われる施食
　（3）各種法要等で行われる設斎
（2）いわゆる生存以外への施食供養
　（1）仏・菩提・祖師等への供膳
　（2）餓鬼・鬼神への施食（生飯出生）
　（3）群生亡霊（畜類）への施食
　（4）亡父母→六親眷属七世の父母→先祖への施食
　（5）無縁供養・殉難者供養

などさまざまな具体例が考えられてくる。わが宗門は菩薩道の実践を目途とする限り、四摂法、六波羅蜜の第一である布施行を最大公約として実行しなければならないであろう。とすればその施食供養の対象を餓鬼にのみに限定することよりは、むしろ対象を広く、現実生存者に関しては身近なところより更に視野を広げて国際的に、今なお飢餓に苦しむ人たちにも目を向け、いわゆる生存者以外、亡者の場合は有縁施食供養から更に無縁（三界万霊）供養へと心を傾けなければならないであろう。（『施食会』四一～四三頁）

最終的に、四摂法・六波羅蜜の「布施行」を根拠として、供養の対象を「餓鬼」に限定すべきでないと結論づけるのである。特に亡者だけでなく現実世界に生きる者も視野に入れるべきと、その対象が大きく拡大されている。そしてこれらを踏まえた上で、

　供養の対象が変わるに伴い、名は体（内容）を表すといわれるように、法要や儀式の呼称はより端的に内容そのものを表詮した方がよいではなかろうか（『施食会』二二頁）

と宗門としての統一見解を打ち出し、それを施食会への改称の一根拠としているのだ。

　確かに、施餓鬼会の歴史的経緯を踏まえれば、その対象は広がりを見せていることが分かる。しかし、ここで問題なのは、施餓鬼会における「供養の対象」と「回向の対象」とが分けられていないことだ。先の基本認識に基づけば、施餓鬼における施し（供養）の対象とはあくまで「餓鬼」であり、その施しによって生じる功徳を、各種の対象に「回向」していると理解できるであろう。この理解によるならば、2章4節で列記される対象（「いわゆる生存以外への施食供養」における（3）（4）（5））は、「回向対象」ということになり、「供養対象の広がり」という結論にはならないのではなかろうか。これは「供養」の語義の問題ともいえるが、2章4節で用いられる

「供養対象」という言葉が、「布施（施食）の対象」を意味するのか、「回向の対象」を意味するのか、あるいは両者を包括した概念なのかは判然としない。

これら「供養」「回向」に関する事柄は、3章4節「功徳の廻施[12]」において取り上げられている。まず、業論の基本は自業自得であり、他者が他者の業果を被ることがないことを押さえた上で、実際には死者の葬儀には宗教者を呼び布施が行われるとする。その際、布施によって得られた功徳は、自分の為ではなく、故人に回すことになる。つまり「功徳の回向」という習慣は古代インドにおいて既に確定していたと説明する。その上で、回向とは「比丘への布施→功徳の発生→別の対象へ功徳をさしむける」というのが基本構造であるが、一方で「比丘教団への布施物が実は死者・死者霊への供物とされる場合が存在する」と、「布施（物）」と「回向」が同一視されるとも指摘する。そして施餓鬼会に関しても同様の認識が示されている。

施餓鬼会は本来的には餓鬼（遇々、餓鬼として生まれた祖先を含む）そのものへの供養であるが、これが祖先崇拝と結びつくと、施餓鬼によって得た功徳を、さらに廻施して自分たちの祖先の追善とするようになった。しかし、後には餓鬼供養が祖先供養と同一視されることもないではない。施餓鬼供養の詳細はさらに検討され、明らめられるべきとこが少なくない。（『施食会』六〇頁）

つまり、施餓鬼会における「供養」の対象が、「餓鬼」なのか「その他」なのかについては、明言を避け今後の課題としているのだ。

このように「供養対象は変容した」との見解を打ち出しながらも、同時に「今後の検討事項」であるとの認識も示すのである。言い換えれば、未解決の事項を改称の根拠としているわけで、この点は改称理由における課題の一つといえよう。いずれにせよ、3章で指摘されるように、今後も「施餓鬼供養の詳細はさらに検討され、明らめられるべき」である。

五―三、清規等にみる「施食（会）」という呼称

最後に、『施食会』では改称理由の一つを、1章5節において、「諸清規に施食会と称したものは多い」としている。そして、その論拠となるのが、2章3節「宗門における施食会」で提示される、『曹洞宗全書』『続曹洞宗全書』清規部での用例だ[13]。確かに、「施餓鬼」「施食」が清規上、併用されていることは検討対象書籍を確認する限り事実である。しかし、上記のように「施食会と称したものは多い」とし、「『明治校訂洞上行持軌範』によって、宗門の行事が統一されるまで、多くの叢林で呼称してきた施食会という名称を採用することになった（『施食会』二二～二三頁）」と改称の一根拠とするからには、その用例の量的な検討も必要であろう。これも今後の

課題といえるが、『曹洞宗全書』『続曹洞宗全書』に未収録の清規・日鑑等をその対象に加え、用例の量的な比較や時代的変遷を再考すべきと思われる。

以上、ここでは『施食会』内で提示される改称理由に関して、その問題点や課題を挙げた。まず改称を行うにあたり、その基盤となる宗門の見解に「揺れ」が認められること。さらに改称の根拠なるべき事項で未解決の問題が存在していること。そして明示すべき証拠（データ）が示されていないこと。これらが『施食会』が抱える問題・課題であろう。

六、まとめ

本稿では『施食会』を検討対象とし、施餓鬼会から施食会へと呼称を改めた理由について考察を行った。上述のように、当該書は「改訂理由」の明示を第一目的とし、それに加えて、宗門と施食会との関り、歴史的変遷、仏教における餓鬼を捉え方、仏教文化における意味、人類学的・民俗学的関わり等が記述されている。施食会への改称に関わる宗門刊行の書籍の中で、最も網羅的にその理由が詳述されているため、宗侶が改称理由を学ぶに当たっては必読の書といえるであろう。しかし、その理解は容易ではない。繰り返しになるが、当該書が施食会に関する学術的知見を提供すること、つまり一般的な教化資料であれば、必ずしも統一見解を示す必要はないと思われるが、改称理由を宗侶に示す位置付けであるならば、そこには統一的な記述が求められよう。しかし、本稿で検討した限り、そこには問題や課題が存在するのである。

『行持軌範』改訂当時の住職等、布教教化の最前線に立っていた宗侶はこの『施食会』をどのように咀嚼し、発信していったのであろうか。それを確かめる術はないが、非常に難解なものに映ったと思われる。改称理由として「「私の先祖は餓鬼なのか」という質問を発したとするならば、これに対し実証的に説明することはできるだろうか（『施食会』一八頁）」との問題提起がなされているが、むしろ「何故、施餓鬼会を施食会としたのか?」との問いにこそ、当時（あるいは現在）の宗侶は答えに窮した（する）のではなかろうか。

さてこの改称に関して中野東禅氏は「施食会という名称もこれから歴史の試練をうけて、その上で定着するか、消滅するかになるであろう（『月刊住職』一九八九年一月号二三頁）」と述べているが、改称が行われた一九八八年からすでに三十余年の年月が流れている。昭和・平成を経て令和に至ったわけだが、現在の宗門では変わらず「施食会」のままとなっている。時間的経過からその呼称は定着したと評価できよう。しかし、一般寺院を対象とした、呼称に関する調査が実施されたわけではないのでその実態は不明である。

では、この令和の時代において施食会をどのように促える

べきであろうか。施食会への改称に言及する宗門発行の書籍では、『曹洞宗人権学習基礎テキスト これだけは知っておきたいQ&A』（曹洞宗人権擁護推進本部編、二〇〇二年発行、二〇一二年改訂第五刷。曹洞宗宗務庁）が最も新しい。そしてその改称理由として挙げられるのが「餓鬼の実在は現代社会の中では認められないとの指摘がある」「施主側に餓鬼に施す意識はない」というものだ。これらはいずれも『施食会』内で述べられる改称理由であるが、問題なのは否定的・消極的な箇所のみを記載している点であろう。確かに、人権学習の基礎テキストという性格を考慮すると致し方無い面もあるが、逆に人権学習テキストであるため、当然、多くの僧侶が目を通すことが想定される。そして特に若い宗侶がこの記載をみた場合にどのような印象を持つであろうか。

これは私見となるが、施食会への改称理由が、上記のように否定的・消極的事項に終始するならば、施食会の意義について疑念を持つ、あるいは施食会を説くことを躊躇させる危険性を孕むのではなかろうか。本稿冒頭で述べたように、施食会は宗門において主要な行持であり続けている点からも、その法会の意義が説きにくい現状は問題であると思われる。だからこそ、改称の積極的な理由をも併せて提示すべきではなかろうか。それは「本来布施とは対象を限定すべきでなく、普く一切有情に施すことこそ本旨なのである。（中略）ともかく亡霊や先祖供養に傾斜しがちな仏教儀礼にとどまらず、この法会を通して、存亡ともに財法の二施にあずかるという意味で（『施食会』二二頁）」に代表されるように、『施食会』の随所に記載されている(14)。なお池上良正氏は、「死者供養」が「親孝行や先祖の孝養」「何らかの未練や怨念を残した死者たちの救済」という二側面が動態的に融合し、広く受容されてきた点を明らかにした上で、「牧歌的で教科書的な「先祖供養」観に安住する視角からは、貪欲・怨念・悔恨が渦巻く世界に傷つき、そこからの救済を求める多くの現代人に届く言葉は生み出せないだろう」と先祖供養のみに傾斜する施食会に対して警鐘を鳴らしている(15)。このように、施食会の現代的な意味を検討し、それを宗門として内外に示していくことが必要であろう(16)。

以上、『施食会』を対象として種々の考察を行った。人権問題に関する知見から導き出されたであろう「餓鬼（道）」が内包する危険性を認識することは、宗侶として大切なことである(17)。一方、本稿で検討したように、『施食会』で示される改称理由は、考究すべき問題を含んでいる。例えば、檀信徒の施食会（施餓鬼会）に対する認識は「先祖供養」だけなのかどうかという問題に関しては、上記のように檀信徒・宗侶を対象とした調査等が求められるであろう。また、改称の一根拠となった「施食（会）」の用例に関しても、その対象を広

げ、さらに用語抽出の基準を明確にし、その上で量的な側面や時代的変遷などを検証していく必要があると思われる。本稿は『施食会』の記載のみを取り扱っているため、上記の事柄については今後の検討課題としたい。

註

（1）本稿では文脈によって、「施餓鬼（会）」「施食（会）」を使い分けている。

（2）施餓鬼会から施食会への呼称変更については、「改訂」「改正」などと表記されるが、本稿では引用部以外は基本的に「改称」とした。

（3）曹洞宗宗務庁編『『曹洞宗行持軌範』の改訂について』一九八八年

（4）『曹洞宗宗勢総合調査報告書二〇一五年』（曹洞宗宗務庁、二〇一七年）によれば、曹洞宗において施食会を実施した寺院は全体の七四・六％と、恒例法要の中で最も実施率が高いことが判明している。

（5）一九八八年一二月号では桜井秀雄氏（行持軌範改訂委員長）と余語翠巌氏（行持軌範改訂委員）へのインタビュー、頼富本宏氏（種智院大学教授）の寄稿、一九八九年一月号では、松田文雄氏（行持軌範改訂委員）と人権擁護推進本部担当者へのインタビュー、中野東禅氏の寄稿、一九八九年六月号では、田中久夫氏（神戸女子大学教授）の寄稿、一九八九年七月号では、藤井正雄氏（大正大学教授）と加藤宥雄氏（真言宗僧侶）へのインタビューが実施されている。所属・役職は当時のもの。

（6）総括質問では、改訂版『行持軌範』の位置づけについての質疑が行われた。上記の『月刊住職』の記事を引きながら、「『行持軌範』は参考書なのか」との質問が出され、それに対して『行持軌範』は参考書でなく「軌範」である、との答弁がなされている（『曹洞宗報』一九八九年八月号）。また翌年の第六六回通常議会においても総括質問の中で「施食会の食会はだれに施すか、先祖代々諸精霊の精霊とは、お水向けとは、等々、仏事研究会と相まってよりよい手引き書を作成されたい」との要望が出されている（『曹洞宗報』一九九〇年七月号）。

（7）櫻井秀雄『昭和改訂　曹洞宗行持軌範　どこをどのようになぜ改正したか』一九八九年

（8）曹洞宗宗務庁教化部編『宗門信仰への道しるべ　Ⅳ施食会』一九九〇年

（9）『宗門信仰への道しるべ』シリーズは、一九八七年に組織された「仏事研究会」の研究成果をまとめたもので、教化伝道の基礎資料として宗侶に提供されたものである。一九九四年までに『葬儀』『追善供養』『祈禱』『施食会』『先祖供養』『精霊供養』『回向』の七冊が刊行されている。なお『施食会』の研究委員・執筆者には、当時の駒

沢大学教授等の有識者や宗議会議員が名を連ねている。

（10）本稿冒頭で述べたように、『改訂について』では、施餓鬼会の改訂は「業」問題の中で取り扱われている。なお「悪しき業論」の事例に関しては、『「悪しき業論」克服のために』（曹洞宗人権擁護推進本部編、一九八七年）と題した宗侶向け冊子にまとめられている。

（11）なお『施食会』の前年に刊行された『なぜ改正したか』では、「六道・六趣といわれる地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上は、あくまで人間の内面的・心の中に起こる異常な働きといえるでしょう（同書二四頁）」としている。

（12）３章４節では「布施（の功徳）を（比丘が特定の死者に）さしむける」という意味で「廻施」を使用し、「廻向」とは区別している。なお本稿では「廻施」「廻向」を特段区別せずに「回向」と表記する。

（13）『なぜ改正したか』においても、『曹洞宗全書』を対象とした同様の検討が行われている。

（14）例えば「同時に、施食会は広く国内外の困った状況にある人に食物やその他を与え、布施を心がける日であって欲しい。施食会は社会的実践をも含む宗教行持として位置づけられてしかるべきではなかろうか。（『施食会』六二頁）」「施食供養の対象を餓鬼のみに限定することよりは、むしろ対象を広く、現実生存者に関しては身近なところより更に視野を広げて国際的に、今なお飢餓に苦しむ人たちにも目を向け、いわゆる生存者以外、亡者の場合は有縁施食供養から更に無縁（三界万霊）供養へと心を傾けなければならないであろう。（『施食会』四三頁）」などは積極的な改称理由と捉えることができる。

（15）池上良正『宗教学の研究課題としての「施餓鬼」』駒沢大学文化（三二）、二〇一四年、六九～九四頁。

（16）なお施食会は、昭和初期、いわゆる「正信論争」の流れの中で取り上げられ、餓鬼の実在の有無に関する論争が誌面上で繰り広げられた（竹林史博著『仏教徒生活②施餓鬼』（青山社、二〇一三年）等に詳しい）。また大正・明治期には、通俗的布教伝道を行った高田道見氏（一八五八～一九二三。曹洞宗僧侶で後に法王教を提唱）が『通俗仏教便覧』（仏教館、一九〇六年）第五章「施餓鬼の由来」の中で施餓鬼会の大意を述べている。

（17）池上氏は、『曹洞宗人権学習基礎テキスト　これだけは知っておきたいQ＆A』が、「従来の施餓鬼の唱導、あるいは六道輪廻観が、過去の歴史の中でどのような差別の文脈で使用され、どのような弊害をもたらしたのか、といった分析には触れられていない（註一五論文、八〇頁）」と指摘している。

「教外別伝」と雲門宗
――その現代的課題まで――

角田隆真

一、はじめに

「教外別伝、不立文字、直指人心、見性成仏。」禅宗の宗義を端的に表現した四言四句とされる。その意味を辞典で調べてみると、例えば次のようにある。

> 教外別伝：「不立文字、教外別伝、直指人心、見性成仏」の四言四句の一。もっとも簡明直截に禅宗の宗義を示したものであり、達磨の唱えた語といわれている。（『禅学大辞典』（新版第十刷、大修館書店、二〇二〇）二一七頁）

この言葉が四言四句として定着し始めるのは『祖庭事苑』などの南宋の頃からと考えて良いようであるが、この四言四句を以て―特に「教外別伝」を経典不要論と位置づけて―禅宗を批判的に考える者もいるようである。筆者は雲門宗を中心に研究してきたが、雲門宗ではこの「教外別伝」はどのように受け止められてきたのかを考察してみたい。

また、合わせて、上記の批判のように「教外別伝」は経典不要論の如く取り扱われることが多いが、それらの問題についても処処で触れていきたいと思う。そもそも、「教の外に別に伝える」ことが即ちそのまま「経が不要である」ということにはならないはずである。それは、（月を指す）指と月の関係に例えるならば、「月と指は別物である」という指摘と、「（月を見るのに）指は不要である」という主張は次元が違うのと同様である。また、これらは「教」と「経」をどのように考えているかにも依るところが大きいと考える。（ちなみに、両者は日本語では同じ音であるが、中国語では韻母が違うため、昔も今も音通のしようがない程、異なる音である。）

> 教：仏や聖人が衆生を化益するために説いた言葉。また、世尊一代の言教のこと。心にあるものを法といい、法が言葉に発したものを教という。①禅に対する語。仏の言葉としての経教を所依とする諸宗を教宗といい、これは仏の真精神をつかむことを目指す禅宗に対す。教外別伝・禅教一致などの教はこの意。②宗に対する語。永遠不変の仏教の真理を宗といい、時・処・位によってそれ

に応じて説かれる教説を教という。また所詮（表現される）の真理を宗とするに対して、能詮（表現する）の言教を教という。教を示したものが教典・経典である。

経：①三蔵の一としての経。釈尊の説法を集めたもの。（以下略）②九分経・十二分経（十二部経）の一としての経。散文で説かれた経典をいう。（以下略）

（『禅学大辞典』二一三〜二一四頁）

「教外別伝」が経典不要論になるためには、「教」即「経」であると理解する必要があり、すなわち「経」が「釈尊の説法を集めたもの」であり「教を示したものが経典である」という理解に立った上で、字句あるいは典籍そのものがそこに書かれている教えや内容と同じであると考えれば良いのであろう。たしかに（音声や映像を残す技術が発明される以前は）字句を離れて目に見える形で教えは残せないのであるが、そうだとしても「字句や典籍」と「その教えや内容そのもの」は必ずしも等値されるものではない。

中国禅宗、特に雲門宗における「教外別伝」の意味を考えていくと同時に、どの辺に経典不要論の主張が見えるのかも合わせて考えていきたい。

二、先行研究

教外別伝に関する先行研究としては、例えば中国仏教史の視点から見たものとして、保坂玉泉「五家七宗の基調を成した教外別伝の思想」（『駒澤大学研究紀要』第一四号所収、一九五六）や大松博典「「教」外別伝」（『宗学研究』第三八号所収、一九九六）がある。また、経典観の立場からは鏡島元隆『道元禅師と引用経典・語録の研究』（木耳社、一九六五）第三章「道元禅師の経典観」が、道元禅師を中心として論じられつつも、中国禅宗における経典観の概略を記している。

保坂氏の論文については、その後半部分「六　別伝禅の表現法」などについては筆者としては賛否あるものの、二および三の歴史的変遷の指摘の部分については興味深いものがある。それによると、「不立文字」「教外別伝」は、「不立文字」については『金剛経』や『維摩経』『楞伽経』といった初期禅宗が依用していた経典にその思想的根源が見られ、『臨済録』末尾の風穴延昭「臨済慧照禅師塔記」や『仰山録』を通じて「不立文字」と「教外別伝」が合体する様子が見え、『祖庭事苑』や『碧巌集』に至って両者が一聯の成句として祖師西来の真意を明らかにするために用いられたということである。また、更にこれが『聯灯会要』以降には霊山拈華付嘱の示衆を敷衍するものとしても用いられたという。

大松氏の論文は、中国仏教史および教学の立場から、「教」とは何かに重点を置いて論じられ、現代の宗門に対して安易に「教外別伝」を使用することへの警鐘を鳴らす。

また、鏡島氏の論文は、道元禅師を中心としつつも初期禅宗から宋朝禅までの経典観を概観し、その中で一部に生じている経典不要論についても触れられている。また、道元禅師の経典観については、中国禅における「教禅一致」も「教外別伝」も双方を批判し、「道元禅師の立場は、いわゆる教外別伝の禅の立場よりも徹底して別伝であり、いわゆる教禅一致の教の立場よりも徹底して一致である」（一〇六頁）と説明している。

袴谷憲昭氏は「教外別伝と教禅一致　―禅の融合主義批判―」（『鎌田茂雄博士還暦記念論集』所収、大蔵出版、一九八八）で中国禅を「内的体験を重視する「心」優先の系譜」（五九七頁）として、「「禅」という、「教外別伝・不立文字的なもの」を「宗」としてあらゆるものを取り込もうとする妥協的融合主義の体質を指摘」（六〇一頁）している。この中国禅が「あらゆるものを取り込」んでできたものであるという指摘は、大松氏の考えも同様である。その上で袴谷氏は、上記鏡島氏の論考も踏まえて、「道元が「不立文字・教外別伝的なもの」を「宗」として一切合財を取込む妥協的融合主義に、「教外別伝」から「教禅一致」までを貫く禅の体質を見出し、その批判を一貫して追求していったからにほかならない」（六〇五頁）と、「教外別伝」および「教禅一致」の双方を批判することはそれら以外の第三の道を探るのではなく、妥協的融合主義を徹底的に批判することが必要であるとしている。

三、中国禅宗と「教外別伝」―雲門宗を中心に―

(1)教禅一致と教外別伝

○『禅源諸詮集都序』について

雲門宗ではないが、「教」と「禅」の関係を論じるにあたり、避けて通ることができないのは、教禅一致を説いた圭峰宗密（780-841）である。彼の主著である『禅源諸詮集都序』から、当時の禅宗批判についての部分を鎌田茂雄『禅源諸詮集都序』（禅の語録9、筑摩書房、一九七一、以下本項頁数のみは当書からの引用）から紹介する。（註1）

宗密は、当時の禅者の様子について、例えば次のように述べている。

泪乎法久成弊、錯謬者多。故経論学人疑謗亦衆。
〔法久くして弊を成すに泪びてや、錯謬する者多し。故に経論の学人も疑謗亦た衆し。〕（二八頁）

これは「なぜ教家の人は禅宗を誹謗するか」（二八頁）の一段であり、ここでは六祖慧能以降、各人が自分の立場に依って禅を学んだため、自分勝手な悟りに誤って陥ってしまった者が多く、それによって教家の学人もそれに対して疑いや謗

りをするものが同様に多いとある。

故有問修道、即答以無修、有問求解脱、即反質誰縛、有問成仏之路、即云本無凡夫、有問臨終安心、即云本来無事、或亦云此是妄、此是真。如是用心、如是息業。挙要而言、但是随当時事、応当時機。

〔故に道を修することを問うもの有らば、即ち答うるに無修を以てし、解脱を問求するもの有らば、即ち誰か縛するかと反質し、成仏の路を問うもの有らば、即ち本より凡夫無しと云い、臨終の安心を問うもの有らば、即ち本来無事と云い、或いは亦た此れは是れ妄、此れは是れ真なりと云う。是の如く用心し、是の如く息業す。要を挙げて言わば、但だ是れ当時の事に随い当時の機に応ずるのみ。〕（三五～三六頁）

ここでは当時の禅者の説法のあり方について具体的な例示がされている「禅語の性格」（三四頁）の部分である。仏の教は理として示されるものである一方で、禅語は当時の機に応じた事として説かれたものであり、その意は玄通しており、「禅の真理は言葉や文字を越えたところにある」（三六頁）とある。

今時弟子彼此迷源、修心者以経論為別宗、講説者以禅門為別法。聞談因果修証、便推属経論之家、不知修証正是禅門之本事、聞説即心即仏、便推属胸襟之禅、不知心仏正是経論之本意。

〔今時の弟子は彼此、源に迷い、修心の者は経論を以て別宗と為す。講説の者は禅門を以て別法と為す。因と果と修と証とを談ずるを聞いては、便ち経論の家に推属せしめて、修と証とは正しく是れ禅門の本事なることを知らず、即心即仏と説くを聞いては、便ち胸襟の禅に推属せしめて、心と仏とは正しく是れ経論の本意なることを知らず。〕（四四頁）

ここでは「教禅一致の正当性」（四四頁）が説かれているが、教家と禅家が互いに自らの立場で他家を非難している様子が書かれており、それに対して宗密は「教と禅とが対立矛盾するものでないことを歴史的に説い」（四五頁）ており、「それぞれ自分の立場のみが正しいと主張するのはあやまりであるという。」（四六頁）

上段は「禅語と経文との関連を証明する十の理由」（四二頁）の「一には、師に本末有り、本に憑りて末を印するが故に」（同）の部分であるが、「六には、疑に多般有り、須らく具さに通決すべきが故に」（四二～四三頁）の部分にも、当時の禅宗に対する様々な疑問点が具体的に六つ述べられている。そこでは「当時、八世紀から九世紀にかけての中国仏教界には禅宗に様々な疑問や批難があった。そこで宗密はそれらの疑問のいくつかをかかげ、これらの疑問にこたえるために、どうしても教の三宗と禅の三宗をたてて、教禅一致をはからねばならないと主張した。」（六一頁）としている。

もっとも、宗密が本書を記したのは、経典不要論を打破す

るために教禅一致を説いたというよりは、むしろ教を三教に分類してそれらを禅の三宗と対配させることにより、「宗密が華厳の五教判に立脚しながら、教の三宗の体系をつくったのは、実は教相判釈そのものをつくることが目的ではなく、禅の三宗の価値体系をつくることがねらいであ」（三六二頁）り、これらの最も優位の場所に洪州・荷沢宗を持ってくることで「荷沢宗の優位を確立しようとした」（三六三頁）ことが真の狙いであったと鎌田氏は述べている。だが、教禅一致の系譜については、「教禅一致説を主唱した宗密の思想は、その後、継承者はなく、宗密一代で絶えたが、唐末五代に永明延寿（904-975）がでて、教禅一致を唱え、法相、三論、華厳、天台を折衷し、禅と融会させ」（三六七～三六八頁）、「延寿の教禅一致説は元の中峰明本（1263-1323）や、明の雲棲袾宏（1535-1615）に継承されたが、大きな勢力とはならなかった」（三六八頁）ようである。

(2)雲門宗と「教外別伝」

○雲門と教外別伝

雲門宗の祖である雲門文偃（864-949）の『雲門広録』にも教外別伝を説いている以下のような部分がある。

・問、如何是教外別伝一句。師云、対衆問将来。（『雲門匡真禅師広録』巻一、〔大正蔵〕第四七冊、五四五頁）

〔問う、如何なるか是れ教外別伝の一句。師云く、衆に対して問い将ち来たれ。〕

・祇此箇事、若在言語上、三乗十二分教、豈是無言語。因什麼道教外別伝。若従学解機智、祇如十地聖人説法如雲如雨。猶被訶責見性如隔羅穀。（同）

〔祇だ此れ箇の事のみ、若し言語上に在らば、三乗十二分教、豈に是れ言語無からんや。什麼に因りてか教外別伝と道う。若し学に従り機智を解せば、祇如えば十地聖人の説法は雲の如く雨の如くなり。猶お見性の羅穀を隔つが如しと呵責せらる。〕

・問、如何是三乗教外別伝底事。師云、爾若不問、我即不答。爾若問、我即朝到西天暮帰唐土。僧云、乞師指示。師云、一不成二不是。（同、五五一頁）

〔問う、如何なるか是れ三乗教外別伝底の事。師云く、爾若し問わざれば、我即ち答えず。爾若し問えば、我即ち朝西天に到り暮れ唐土に帰る。僧云く、師の指示を乞う。師云く、一不成、二不是。〕

最初の問答は、「～将来」は動詞の後について動詞の現実化を表す用法であるが、ここでは「将ち来たる」か「将ち来たれ」なのかは解釈が分かれるが、いずれにせよ大衆に対して問うことを答えている。

次の説示は、「箇の事」が言語上にあるならば、三乗十二分教は言語であり、所謂「教外別伝」として示されるものは、

教の外に別伝するものではなく、教上に在ることになり、どうして「教外別伝」と言うのかと大衆に対して呼びかけている。学によって機智を解釈することを、真理には今ひとつ及ばないと誡めている。

三つ目の問答は教外別伝底の事についての質問に対するものであるが、「もし問われなければ答えない」と、それが言語として措定されなければ、措定しないとしている。但し、もしそれが言語として措定されてしまったら「朝西天に到り暮れ唐土に帰る」と答えており、それでも指示を求めてきた僧に対し、「一不成、二不是」（ぜんぜんダメ）とコメントしている。『雲門広録』には、この後も「祖師西来意」であるとか「仏法大意」であるとかが問われているが、「青天白日窺語作麼」（青天白日、窺語して作麼）、「日裏麒麟看北斗」（日裏の麒麟、北斗を看る）、「面南看北斗」（南に面して北斗を看る）と答えられている。これらと並べると、「朝西天に到り暮れ唐土に帰る」は、日中に夜のものを見るであるとか、あるいは南を向いて北を見るであると同様の語と考えられ、とても不可能のことと解釈できるだろう。そもそも、教外別伝底の事を言語で表現することが不可能のことなのである。

○「東山水上行」について

雲門宗と「教外別伝」を論ずるにあたって、原田弘道「禅宗における経典観について―道元禅を中心にして―」（『宗学研究』第一一号所収、一九六九）における氏の以下の一節は見逃せないものがあった。

> 教禅一致派に対して、教外別伝が文字通り解せられて、不浄を拭う故紙として経典の学習を不要とし、理解を無用とする者に臨済宗、雲門宗の亜流に特に多かった。それは教外別伝といえば教諭以外にそれにもまさる秘密秘伝があり、禅宗だけにそれが密伝されているように錯覚し、神秘体験主義に陥入ったのである。その傾向を示すものとして、宋朝禅者が盛んに使った言葉である無理会話の流行である。それは密語の尊重となり密語の流行は無理会話を濫発した。その主なものに「南泉鎌子の話」（五灯会元巻三）、雲門の「東山水上行」芙蓉道楷の「青山常運歩、石女夜生児」等がある。（五一頁～五二頁）

筆者は今まで雲門宗を中心にその思想も含めて研究してきたが、筆者が研究した限りでは、雲門宗には少なくとも経典の理解を不要とする考えや、神秘体験主義に陥った思想は聞いたことがない。（註2）

先の一節はその例示より、『正法眼蔵』「山水経」巻の次の一節を典拠にしたと思われる。（『本山版訂補正法眼蔵』大法輪閣、二〇一九、三九七～三九八頁、波線筆者）

> いま現在大宋国に、杜撰のやから一類あり、いまは群をなせり。小実の撃不能なるところなり。かれらいはく、いまの東山水上行話、

および南泉の鎌子話のごときは、無理会話なり。その意旨は、もろもろの念慮にかかはれる語話は、仏祖の禅話にあらず、無理会話、これ仏祖の語話なり。かるがゆゑに、黄檗の行棒、および臨済の挙喝、これら理会およびがたく、念慮にかかはれず。これを朕兆未萌已前の大悟とするなり。先徳の方便、おほく葛藤断句をもちいるといふは、無理会なり。

これは「かれらいはく」とあるように、当時の宋朝禅者（ここでは論証しないが、おそらくは看話禅を宣揚していた臨済宗の一派）を批判したものである。たしかに「東山水上行」は雲門の語であるが、この「山水経」の一節は当時の宋朝禅者が雲門の語をどのように理解していたかが述べられている処であり、この箇所からは決して雲門自身あるいは雲門宗の宗風がそのようであったと結論づけることはできないのである。

○雪竇と教外別伝

雲門宗の中興の祖といわれる雪竇重顕にも、教外別伝を問うた問答がある。

・問、如何是教外別伝一句。師云、看看臘月尽。（柳田聖山・椎名宏雄共編『禅学典籍叢刊』第二巻、臨川書店、一九九九、二七頁）

〔問う、如何なるか是れ教外別伝の一句。師云く、看よ看よ臘月尽きるを。〕

・問、如何是教外別伝一句。師云、三生六十劫。（同、六頁）

〔問う、如何なるか是れ教外別伝の一句。師云く、三生六十劫。〕

これらを見ると、「臘月尽きる（すなわち人生が終わってしまう）」と言ったり、「三生六十劫（果てしなく長い時間がかかる）」と言ったりしており、そのような一句を探していれば果てしない時間が経つ（すなわち求めても得ることができない）ため、それらを探すことを誡めていると考えられる。

また、雪竇には次のような示衆もある。

三世諸仏不能自宣。六代祖師全提不起。一大蔵教詮注不及。（同、二七頁）

〔三世の諸仏自ら宣ぶる能わず。六代の祖師も全提不起。一大蔵教も詮注不及。〕

先の「三生六十劫」の問答の後の示衆にも「所以道、三世諸仏不能自宣。一代時教詮注不及」とあるが、これは三世の諸仏もそれを言い表すことはできず、達磨から慧能までの東土の祖師たちもこれを全て説き明かしきれず、大蔵教も完全には注釈しきれない仏法の真理そのものの性質を説明している。雪竇といえば、『碧巌録』のもとになった「頌古百則」が有名であり、その宗風は文字禅の代表的なものであるが、真理のこのような性格を熟知した上での文字禅だったのである。この語は慧林宗本の「三世諸仏不能自宣。六代祖師莫能建立」や『碧巌録』第二則垂示にも引用されていく。

○洞山四句

雲門宗において、「言」や「語」に関する有名な説示としては、雲門文偃の法嗣である洞山守初の上堂における以下の句がある。

上堂云、言無展事、語不投機。承言者喪、滞句者迷。還得麼。你衲僧分上事、到者裏須具択法眼始得。只如洞山与麼道、也有一場過。且道過在什麼処。（『古尊宿語録』巻三八、〔続蔵〕第六八冊二四七頁）

〔上堂して云く、言は事を展ぶる無く、語は機を投ぜず。言を承ける者は喪い、句に滞る者は迷う。還た得るや。你衲僧分上の事、者裏に到って須らく択法の眼を具して始めて得し。只だ洞山の与麼に道うが如くも、也た一場の過有り。且く道え、過什麼の処にか在らん。〕

この「言無展事、語不投機。承言者喪、滞句者迷。」は「洞山四句」と呼ばれ、『碧巌録』や『無門関』などにも引用されて有名である禅語の一つである。言葉の限界について述べた上で、語句を鵜呑みにして迷いの世界に滞っている者を誡めている。

○小結

以上のように見てくると、「語」や「言」「句」といったものが注目されている。そして、雲門宗の宗風としては、教外別伝を言語上に求めることは不可能なのであると示し、代語や頌古などの文字禅の手法を使用しつつも、語句上に拘り滞ることを誡めているのである。

これらの語句は雲門宗の祖師たちに引用され、そしてついには圜悟の『碧巌録』や大慧の看話禅に引き継がれて禅語の一つとして残っていくのである。但し、上記にも書いたとおり、その意がそのまま受け継がれたのではなく、それらは時には読み替えられて引き継がれていったのであるが、（註3）少なくとも当時の雲門宗としては、語句の限界を示す言葉と関連して用いられてきたと言える。

(3)禅宗内部における経典不要論

では、禅宗内部において、経典不要論のような内容はどこから出てくるのであろうか。これを探っていくと『臨済録』の以下のような説示が挙げられる。（訓読は入矢義高訳註『臨済録』〔岩波文庫、一九八九〕より）

・王常侍、一日訪師。同師於僧堂前看、乃問、這一堂僧、還看経麼。師云、不看経。侍云、還学禅麼。師云。不学禅。侍云、経又不看、禅又不学、畢竟作箇什麼。師云、総教伊成仏作祖去。侍云、金屑雖貴、落眼成翳。又作麼生。師云、将為爾是箇俗漢。

〔王常侍、一日、師を訪う。師と僧堂前に看えて、乃ち問う、這の

一堂の僧は還た看経するや。師云く、看経せず。侍云く、還た禅を学するや。師云く、禅を学せず。侍云く、経も又看せず、禅も又学せずんば、畢竟箇の什麼をか作す。師云く、総に伊をして成仏作祖し去らしむ。侍云く、金屑貴しと雖も、眼に落つれば翳と成る、又作麼生。師云く、将に為えり、爾は是れ箇の俗漢と。〔一六五頁〕

・師因半夏上黄檗、見和尚看経。師云、我将謂是箇人、元来是揩黒豆老和尚。

〔師、因みに半夏に黄檗に上り、和尚の看経するを見て、師云く、我れ将に謂えり是れ箇の人と、元来是れ揩黒豆の老和尚なるのみ。〕（一九五頁）

最初の部分は、臨済と彼のもとを訪れた王常侍との問答であるが、僧堂の前にて僧たちが経も「看ず」、禅も「学んでいない」様子を問うた部分である。臨済は、僧堂で経も看ず、禅も学んでいない僧たちを、「伊をして作仏作祖している」としている。これを王常侍は「金屑貴しと雖も、眼に落つれば翳と成る」と表現しており、経や禅を「金屑」と評価しつつも、それらを看て学ぶことを「眼に落ちる」と喩えて「翳と成る」と評価している。この一段からは、「作仏作祖」には「経を看る」ことや「禅を学ぶ」ことは不要であり、経典不要論とも解釈することができると考えられる。

また二番目の部分は、半夏に黄檗が経を看ている姿を見た臨済が、「箇の人だと思っていたのに、経典を見ている老和尚であったか」と批判的に評している部分である。この部分では経を看ている黄檗を「揩黒豆」（書物の文字を食べている人）と喩えている。（同一九七頁註参照）

以上の二カ所からは、共に経典を見ている者たちを臨済は批判的に捉えており、経典不要論の立場にあると解釈することができる。

四、余論―現在の曹洞宗の立場と「教外別伝」批判の所在、および課題―

以上、「教外別伝」を雲門宗という立場から見てきたが、中国禅宗の大勢の祖師たちの一部には経典不要論と解釈できる宗風を宣揚する者もいたが、雲門宗の代表的な祖師たちの言説を見れば、西来意は三乗十二分教でも説き尽くせないという解釈であり、これを経典不要論と結びつけることはできなそうである。

では、現在の曹洞宗はこの中国禅宗の流れをどう引き継いでいるかというと、現在の曹洞宗が拠り所とする両祖の考え方については、宗学研究者の先達方も、曹洞宗の教義と「教外別伝」との関係についての論文を数多く執筆されておられるが、いずれも道元禅師・瑩山禅師の両祖は経典不要論ではないという結論である。（註4）

さらに、現在の曹洞宗の「教外別伝」に対する立場を見て

みると、曹洞宗宗務庁が定めている曹洞宗宗憲および宗教法人曹洞宗規則を読む限りでは、「教外別伝」という語は見えない。現場での説法は別途検証が必要だとしても、少なくとも宗門として「教外別伝」を標榜しているわけではないと言え、また同時に「経典不要論」に立っているとは言えないだろう。（註5）この点については、先達の宗学研究者の成果が反映されていると言える。

両祖とも経典不要論の立場には立たず、かつ現在の宗門もそれらと同様の立場を取る一方で、では経典不要論的な批判はいったいどこにあるのだろうか？例えば、代表的な辞典を見ても、

不立文字、教外別伝
決して言葉や教えが不用だと言っているのではない。言葉と教えをつくし、それを学び、みずからに身体に訓練を繰り返していって、そのうえでのうなずきなのである。（奈良康明）
（奈良康明編著『仏教名言辞典』（東京書籍、一九八九）五六〇頁）

あるいは、代表的な法話集を見ても、

教外別伝を、経典のほかに違う教えがあって経典の教えは必要がないというように、間違った考えをもった一部の集団に対して道元禅師は、『正法眼蔵』仏教の巻できびしく戒められています。
（『曹洞宗教義法話体系』23「禅語」（同朋舎、一九九〇）一一五頁）

と、こちらも宗学者の研究と同じ話が掲載されており、その他の提唱録も数多く出ているが、少なくとも筆者管見の限りは明確な経典不要論が説かれている部分は見られなかった。但し、中村元『広説仏教語大辞典縮刷版』（東京書籍、二〇一〇）は、教外別伝について、経典不要論とまではいかなくても、必ずしも経典は必要ないと解釈できる説明になっている。（波線筆者）

教外：禅宗における以心伝心のさとり。教えの外にあるので、こういう。ことばを離れて直ちに心で他者の心に法を伝えることをいう。禅宗では自宗のみが教外の法であると称する。教内の対。
（二八七頁）

教外別伝：達磨大師によってシナに伝えられたところの祖師禅は、ことばや文字にたよる教説の外に、別に心から心に伝えられるものがある、ということ。仏教の真髄は、どのような教えの中にも伝持されえず、経典の文句によらずに、心から心へと直接に体験によってのみ伝えられうる、という意。不立文字とともに、禅の立場を示す代表的なことば。釈尊がことばをもって教えを弟子たちに授けたのを教内の法といい、これに対して教外の法は仏の心を直ちに他の心に伝えたのをいう。禅宗では、他宗がすべて教内の法であるのに対して、禅宗だけは教外の法であるとして、禅宗の最も顕著な特色の一つであると主張する。（同）

上記は中国禅宗における一般的な理解の範囲内を出ないと考えることもできるが、考え方によっては仏教の真髄を心から心に伝えていくのに経典を不要とすると解釈していると捉えることもできなくはないのである。

また、書籍にはならない説法の現場でどのような法話が展開されているかは、今後の調査の課題としなければいけない所である。筆者も、明確な記憶があるわけではないが、とある摂心中に「ただひたすら坐っていればいい」というあたかも学問を参究することに否定的なのお師家様の提唱を聞いたこともある。一大衆に過ぎなかった自分は、そのお師家様ご本人にその真意を確認することはできなかったが、説法の現場で経典不要論的な法話が行われているかいないかは調査研究に値するだろう。

他方で、現代においても、曹洞宗宗門が経典不要論を否定しているのに対し、「教外別伝」が経典不要論と結びつけられて語られる要因としては、曹洞宗以外の禅宗自身の側で経典不要論とも解釈できる祖師の説を取り立てて宣揚している一派があるというよりは、むしろ（ここでは敢えて具体的な典拠は示さないが、）禅宗の外部から禅宗を批判するのにこの「不立文字、教外別伝」からの「経典不要論」の論法が使用されているように思われる。

また、「経典不要論」の他にも、所謂袴谷氏が指摘する「妥協的融合主義」の産物である中国禅宗をどう位置づけるのかという問題も「不立文字・教外別伝」という句は孕んでいる。現代の曹洞宗は、釈尊から摩訶迦葉や菩提達磨そして道元禅師を通じて我々に至っている禅宗の系譜を毎朝お勤めする朝課の際に読誦して供養しているが、今は歴史的事実は隣に置くとして、これは少なくとも思想的あるいは信仰的には、インドから中国を通じて今の日本にいる我々に釈尊の教えが伝わってきているという考えの顕れである。だとすれば、今の我々の曹洞宗は中国禅宗の祖師たちを経て存在していることとなり、彼らの存在をどう捉えるかは、我々の宗旨の立場を示す上でもその構成員の一人一人が理解していなければならない重要な問題である。袴谷氏の指摘の如く、道元禅師は中国禅宗の妥協的融合主義を一貫して否定してきたのである。竹内弘道氏も「『伝光録』と『正法眼蔵』（一）」（『印度学仏教学研究』第八〇号、一九九二）の末尾で以下のように指摘している。

> これまで、曹洞宗の宗旨として、このようなアンチテーゼの意味合いを持つ道元禅師の思想と、オーソドックスな禅思想との関係が、充分に整理されて説かれてきたとはいいがたい。オーソドックスを知っていて初めて意味合いを持ってくる道元禅師の思想が、それだけで、あたかも禅思想の全てであるかのように説かれるとき、そこでは、概念の混乱した禅語が、体系なく断片的に行き交うこととな

る。（二七二頁）

この道元禅と中国禅の両者を並べた時に、もし中国禅宗的思考を肯うのであれば、道元禅師の思想との矛盾をどう理解するのか。あるいは中国禅宗的思考を否定するのであれば、現在の日本曹洞宗に伝わる歴代仏祖の系譜をどう理解するのか。大いなる課題が我々に課せられていると言うほかないのである。

（註1）当然のことであるが、圭峰宗密に関してする先行研究は多く存在するため、宗密の思想に対する本論文の立場としては、新知見の研究・発表ではなく、あくまで紹介とするに留める。

（註2）雲門宗は主に天衣義懐以降、念仏などによる修行を取り入れているが、これは修行の現場での実践として取り入れたのであり、神秘体験主義や経典不要論といった思想面まで至っているわけではないと考えられる。その証左として、浄土側の経典や説話に数多く出てくる義懐などの念仏修行の話は、禅宗側の灯史や語録などにはほとんど収録されていないのである。

（註3）小川隆氏は、唐代禅から宋代禅への「読み替え」について、『碧巌録』を題材として以下のように論じている。（小川隆『語録の思想史』（岩波書店、二〇一一）一五二頁）

唐五代の禅問答がかりに「原作」だとすれば、宋代はそれに対する「異本」がおびただしく生み出されていった時代である。それは単なる誤伝・訛伝の類ではなく、むしろ宋代禅的な価値観と思考様式にもとづく、自覚的な禅の再解釈・再編成の結果であったと言ってよい。

（註4）両祖の経典観については多くの論文が執筆されているが、主なものとして例えば道元禅師については前述鏡島元隆『道元禅師と引用経典・語録の研究』や原田弘道「禅宗における経典観について―道元禅を中心にして―」、瑩山禅師については山端昭道「『伝光録』における経典観―教外別伝を中心とした一考察―」（『宗学研究』第一一号所収、一九六九）、両祖を検討比較したものについては竹内弘道「『伝光録』と『正法眼蔵』（二）」や田島柏堂「「不立文字、教外別伝」の真精神」（『禅研究所紀要』第一号所収、一九七一）がある。

道元禅師の経典観については、大凡が以下の『正法眼蔵』「仏教」巻を引用している。（『本山版訂補正法眼蔵』、四六七頁）

ある漢いはく、釈迦老漢、かつて一代の教典を宣説するほかに、さらに上乗一心の法を摩訶迦葉に正伝す、嫡嫡相承しきたれり。しかあれば、教は赴機の戯論なり、心は理性の真実なり。この正伝せる一心を、教外別伝といふ。三乗十二分教の所談にひとしかるべきにあらず。一心上乗なるゆゑに、直指人心、見性成仏なりといふ。

ここでは道元禅師は「教」の外に「心」を伝えるという中国禅の考え方を否定し、「心」と「教」が一如であると説いているのである。このような考え方のもとには、経典不要論は起こりえないので

ある。

鏡島氏は前述『道元禅師と引用経典・語録の研究』において、道元禅師の経典観について、「第一、道元禅師からしては、経典は経典としての特殊性を捨象した経典である。」（一〇九頁）、「第二、道元禅師からしては、あらゆるものが経典としての意味をもつのである。」（一一二頁）、「第三、道元禅師からしては、経典は終極的には自己として把握されるものである。」（一一三頁）の三点にまとめている。

また、瑩山禅師の経典観については、山端氏は前論において「『伝光録』全体に流れる経典に対する基本的立場は、教外別伝不立文字であるが、それは決して文字通りのそれではなく、経教にこそ仏祖意ありとするにほかならない。その経典把握の根本的鍵は、経典と自己との真の出会いにある。」（一五九頁）としているが、竹内氏は前論において「道元禅師とは逆に、「教」と「心」を一同とする考えがあることを批判し、教経にその「心」がないわけではないと言いながら、基本的に文字を超えたものとして「仏心」を設定しており、ここでは文字は意を表わす手段であるという、考えに立っていることがわかる」（二七〇頁）と道元禅師との考え方の違いを指摘している。また、田島氏は「両禅師の精神から眺めて決して不立文字は不用文字を意味しない。文字は宗意そのものの表現であって、これを通して仏祖の精神を把握することができないのである。」（三頁）と指摘している。

（註5）曹洞宗の経典に関する取り扱いに関しては、「人事部関係規程」の「曹洞宗儀礼規程」に日常依用の経典、日常依用の宗典及び列祖の語録が載っている。このことから、現在の曹洞宗の規程上は、少なくとも経典不要論に立っているわけではないことが言えるだろう。

『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻

――テキスト、現代語訳と註（四）第一段第三節－第二段第一節への註――

新井一光

略号及び参考文献

大正　大正新脩大蔵経〔巻数、文献番号の順で記す。〕
K　*Saddharmapuṇḍarīkasūtra*, eds. Hendrik Kern and Bunyiu Nanjio, Bibliotheca Buddhica 10, St. Pétersburg, 1908–1912.
道元全　大久保道舟校訂『道元禅師全集』上下巻、筑摩書房、一九六九－一九七〇年。
道元全㊥　河村孝道校訂『道元禅師全集』春秋社、一九八八－一九九三年。
蒐書　『永平正法眼蔵蒐書大成』大修館書店、一九七四－一九八二年。
蒐書　続　『永平正法眼蔵蒐書大成　続輯』大修館書店、一九八九－二〇〇〇年。
註解全　神保如天、安藤文英共編『正法眼蔵註解全書』無我山房、一九一三－一九一四年。
『聞書』　詮慧『聞書』、蒐書一三所収
『眼蔵』　『正法眼蔵』道元全参照
『参註』　瞎道本光『正法眼蔵却退一字参』、蒐書一八所収。
『私記』　安心院（雑華）蔵海『正法眼蔵私記』、蒐書一九所収。
『抄』　経豪『正法眼蔵抄』、蒐書一三所収
『那一宝』　父幼老卵『正法眼蔵那一宝』、蒐書一六所収。
『弁註』　天桂『正法眼蔵弁註』、蒐書一五所収。

『聞解』　　斧山玄鈯『正法眼蔵聞解』蒐書一七所収。
『眼蔵（水野）』　水野弥穂子校注『正法眼蔵』岩波文庫、全四冊、一九九〇－一九九三年。
『眼蔵（水野訳注）』　水野弥穂子訳註『原文対照現代語訳・道元禅師全集④正法眼蔵4』春秋社、二〇〇九年。
『正法華』　『正法華経』大正九・二六三。
『妙法華』　『妙法蓮華経』大正九・二六二。
『禅学大辞典』　『新版禅学大辞典』大修館書店、一九八五年。
新井一光「『正法眼蔵』「三界唯心」巻に引用される『法華経』「如来寿量品」の経文をめぐって」『印度学仏教学研究』六六－一、二〇一七年。
新井一光「『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻―テキスト、現代語訳と註（一）―」『宗学研究紀要』三一、二〇一八年。
新井一光「『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻テキスト、現代語訳と註（二）―第一段第一節への註―」『宗学研究紀要』三二、二〇一九年。
新井一光「『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻テキスト、現代語訳と註（三）―第一段第二節への註―」『宗学研究紀要』三三、二〇二〇年。
松本史朗『仏教思想論』下、大蔵出版、二〇一三年。

本論は、新井［二〇一八］［二〇一九］［二〇二〇］の続編である。新井［二〇一八］において示した『正法眼蔵』「三界唯心」巻の分節の中、第一段第三－第二段第一節について、詮慧の『聞書』と経豪の『抄』の註釈を中心として考察し註を与えるものである。始めに『正法眼蔵』本文の該当個所を引用しよう。太字のアラビア数字は節番号、ゴシック見出しは『正法眼蔵』本文を示す。

『正法眼蔵』「三界唯心」巻、第一段第三－六節

[3]コノユヘニ、今如来道ノ三界唯心ハ、全如来ノ全現成ナリ、全一代ハ全一句ナリ、三界ハ全界ナリ。[4]三界ハ則心ト云ニアラズ。ソノユヘハ、三界ハイク玲瓏八面モ、ナホ三界ナリ、[5]三界ニアラザラムト誤錯スト云トモ、摠不著ナリ。内外中間、初中後際、皆三界ナリ。[6]三界ハ三界ノ所見ノゴトシ。三界ニアラザルモノノ所見ハ、三界ヲ見不正ナリ。三界ニハ三界ノ所見ヲ旧窠トシ、三界ノ所見ヲ新條トス。旧窠也三界見、新條也三界見ナリ。（『抄』二〇三－二〇四頁、『眼蔵』三五三頁）

3　全如来ノ全現成ナリ　ここで道元禅師は「三界唯心」は、すべての如来がすべて現れているままに成立しているものであると説いている。この説明は、「三界唯心」巻において、三界が現れているままに成立しているという道元禅師のこの巻における基本主張を表明した一文であろう。

詮慧は、「全如来全現成全一代全一句全界ナムド云フ上ハ勿論事ナリ。仏界同事ナリ。コノ三界ハ仏界ナルベシ」（『聞書』二二四頁）と説明している。三界を「仏界」と同じであると解釈する点に詮慧の特徴が認められるであろう。つまり、三界を、十界の最上位である「仏界」、即ち、仏の住する世界、乃至仏の境界と解釈するのである。

なお、経豪は、「三界唯心ハ全如来、全現成、全一代ハ全一句ト云、分明ナリ」（『抄』二〇三頁）と述べるのみで、自己の解釈を与えていない。

全一代ハ全一句ナリ　天桂は、「一句如二前所一レ弁、八万四千法蘊ハ且置ヲ、一切衆生言談戯笑鴉鳴雀噪、只一句ナリ」（『弁註』三七六頁上）と説明している。『正法眼蔵』本文が簡潔であるため、原意は必ずしも理解しやすいものではないが、天桂は、八万四千の法蘊をひとまず放棄して、一切衆生から発せられた言葉や音声、乃至、鳥のざわめきともいうべきものが、「只一句」、つまり真実を表示する一つの言葉、釈尊の説いた真理のすべてを包括した言葉であると述べられているとすれば、この天桂の説明は、「八万四千法蘊」を捨てていると見なされる点で注目されるべきものであろう。というのも、天桂は、「八万四千法蘊」というような包括的、あるいは融和的な仏教の教説に関する解釈の仕方を採用せずに、「一切衆生言談戯笑鴉鳴雀噪」を真実とするという、ただ一つの見解を自己の仏教理解として主張している、もしくは、そのように道元禅

師の思想、もしくは宗教性を理解していると考えられるからである。

父幼老卵も「八万四千法蘊且置、人人言談戯笑松風水声、只是一句なり」（『那一宝』三二八頁）と述べて、天桂に従っているが、「松風水声」と述べて若干語句を変更している。しかしむしろこの変更は、三界唯心の解釈について、三界唯心を無情として解釈する仕方を強調しているように思われる。

三界ハ全界ナリ　三界がすべての領域であることを鮮明に示す表現と思われるが、詮慧と経豪はこの一文に註釈を表していない。

道元全において異読が指摘されるように、乾坤院本は「三界ハ全界ナリ」の一文を欠く。乾坤院本、蒐書一、三〇一頁上参照。

天桂は、異なる読みを提示し、割注〔以下、〈 〉で示す〕を与えている。即ち、「三界は全三界なり。〈全無二他界一〉」（『弁註』三七六頁上）と示しているが、天桂の参照した瑠璃光寺本では「三界は全界なり」（『眼蔵』瑠璃光寺本、蒐書五、六一七頁下）という読みであるから、「全三界」の語を、天桂は、これに先立つ「全如来ノ全現成ナリ、全一代ハ全一句ナリ」という一節と整合する表現に改めたと考えられる。

斧山玄鈯はこの天桂の読みを採用して、「三界ハ全三界ナリ。大地山河森羅万象鴉鳴雀噪声迄カ如来ノ全一句ナル故ニ、三界ヲ脇ヘ不レ動、三界ハ全三界ニシテ他界無ヒ、一微塵モ動セヌ」（『聞解』一七一頁下－一七二頁上）と説明している。この説明は、現象的事物を示す「大地山河森羅万象」という表現を、真実を表示する一つの言葉として見なし、三界の「不動」、つまり三界の常住を説くものであろう。

6　三界ハ三界ノ所見ノゴトシ　斧山玄鈯は、この句について、「或師説ニ長ハ長ト見、短ハ短ト見ル、迷ハ迷ヒ、悟ハ悟リ、地獄ハ々々、餓鬼ハ々々、畜生ハ々々、人ハ人、仏ハ仏ニシテ、見ナラスニ及ズ、迷テモ火ハ火ト、山ハ山、川ハ川、山カ川ニモナラニ、迷テモ悟テモ三界ハ三界ナリ」（『聞解』一七二頁上）と述べている。「或師」がいかなる人物であるのか現時点で特定されないが、現象的事物、ないし生存をそのまま全肯定する見解が引き合いに出されていると思われる。それに対して、斧山玄鈯は「吾宗デハ空即空ノ空、色即色ノ色ナリ。悟リヲ悟ト見テ悟無シ。色即色ノ色、空即空ノ空ナリ」（『聞解』一七二頁上）と述べている。必ずしも理解しやすい註釈ではないが、斧山玄鈯は、この直後に「三界ハ三界ト見テ三界ノ自性無

シ」（『聞解』一七二頁上）と述べるように、三界を三界として肯定しつつも、それを無自性と見ているようである。

三界ニアラザルモノノ所見ハ三界ヲ見不正ナリ　経豪は、「三界ヲハ三界見ヘキナリ。三界ニアラサルモノ、所見ハ三界ヲ見事アタラサルナリト云ナリ」（『抄』二〇四頁）と註釈する。即ち、三界を三界と見なければならない。三界でないものとして見られたものは、三界を見ることができないという意味であろう。

安心院（雑華）蔵海の『正法眼蔵私記』には、「三界ノ所見ノコトクナル三界ナリ。コトナル三界ニハアラサルナリ。ユヘニ三界ニアラザルモノハ、三界ヲミルコトアタハス、コヽヲモテ見不正トイフ」（『私記』七〇二頁下）と述べている。即ち、三界は見られたもののとおりの三界であって、見られたものとは異なる三界ではない。故に、三界でないものは三界を見ることができないために、「見不正」、つまり三界でないものとして三界を見ることは正しくないと解釈していると思われる。

この一節について、瞎道本光は『正法眼蔵却退一字参』において次のように註釈している。

則三界之見不正也ハ、修テ二華語一訳ハ則見三界不正也ナリ、而レトモ為ノ私ニ叵二改正一ス故、只如レ是。須レシ知ル能見也ヤ三界、所見也ヤ三界ニシテ、能所ノ見共ニ三界也ナリ。非ルニ三界一者ノ所見ハ、則見ルコト二三界ヲ不レ一レ正カラ也。所謂見不正也者、非レハ二不対縁而照、不触事而知一、則対待触著ス此レ之ヲ謂フ二不正一ト。可レシ知ル疎二遠ナルコトヲ大用現前一焉。三界則ノ下ハ、一ニ是レ盈益全機的ノ三界見不能嬰児也ナリ。（『参註』一二八－一二九頁）

瞎道はここで、まず「三界之見不正也」を、「見三界不正也」と読むべきをことを提案しているが、好き勝手にすることはできないからこのままにしておくというような趣旨を述べている。次に、瞎道は、能見も所見も三界であることを説く。これは、「非三界者所見、則見三界不正也」、即ち、『正法眼蔵』本文の「三界ニアラザルモノノ所見ハ三界ヲ見不正ナリ」に関する解釈であろう。つまり、三界が三界を見るというのである。これについて瞎道は、「見不正」とは縁（ここでは認識の対象を意味するであろう）に向かわずして見て、事物に接触せずに知る、ということでなく、二つのものの相対、あるいは接触ということを「不正」であると説いている。この説明に基づくならば、瞎道は、認識対象に向かわず見ること、ないし事物に接触せずに知ることを説き、三界における諸々の現象的事物の間の同一性を認めているように思われる。

斧山玄鈯は、「三界ハ三界ニ非ズ、出離スル抔ト見ルハ見ガ不正ナリ」（『聞解』一七二頁上）と述べて、三界を三界とし

て見ないあり方を正しくないとして否定している。

三界ノ所見ヲ旧窠トシ……　この一節について、詮慧は、「旧窠ナムド云ヘバワロカリツル三界ノ凡悩ノ窠ヲイフカナムド覚ユ。フルキモ見、アタラシキモ見ト仕ナリ。三界ヲ以テ見ナリト云フユヘニ」と述べている。これは、「古い巣などといえば、悪い三界の煩悩の巣をいうであろうと思われる。ただし、これは、古いものも三界と見、新しいものも三界と見るとするのである。三界をもって見るというからである」というような意味であろう。

天桂は、「旧窠トハ迷倒ノ衆生見、新條トハ一句道著ノ所見ナリ。此ノ新旧ノ見両（ナカラ）三界見ニシテ三界ヲ三界トミルナリ」（『弁註』三六七頁下）と述べている。即ち、天桂は、古い窠を誤った衆生の見解、新しい道筋を真実を表示する一つの言葉としての見られたものと規定しているが、これらの新旧の見解は両者とも三界の見であり、三界を三界と見ると解釈している。詮慧と天桂の両者は、三界を三界として見るという道元禅師の基本主張を正確に理解しているように思われる。

なお、斧山玄鈯は、「三界ヲ如二三界一見ルハ凡夫迷倒ノ旧ル窠トシ、三界ヲ不下如二三界一見上一句ヲ道著スルヲ菩薩正見ノ新條トス。其ノ凡夫ノ迷妄ノ旧窠モ三界ハ三界、又三界ノ当体無自性ト見ル。一句ノ悟ノ新條モ三界見ナリ。迷テモ山ハ山、悟テモ水ハ水、三界ハヤハリ三界」（『聞解』一七二頁上）と述べている。「如三界見ル」「不如三界見」は、すでに新井［二〇一七］で論じたように、『法華経』「如来寿量品」の「不如三界見於三界」の記述に基づくが、斧山玄鈯は、旧窠及び新條いずれにおいても、三界は三界であるとして肯定しているのは明らかであると思われる。この点、詮慧及び天桂の解釈と同じであるが、斧山玄鈯は、三界の当体について無自性であると述べている点で、これらの二人と異なる解釈を示している。

『正法眼蔵』「三界唯心」巻、第二段第一節

¹コノユヘニ、
釈迦大師道、不二如（シカ）一三界ノ見二於三界一（ヲ）。（『抄』二〇四頁。『眼蔵』三五三頁参照）

1　不如三界見於三界　この一節は『妙法華』「如来寿量品」の引用である。『法華経』本文は次の通りである。

K 318, 10–11: na tathā traidhātukaṃ tathāgatena dṛṣṭaṃ yathā bālapṛthagjanāḥ paśyanti（1）.

『正法華』一一三下一七「亦不三界如来所行不見三処。」
『妙法華』四二下一五「不如三界見於三界。」
〔拙訳〕愚者である凡夫たちが見るように、そのように、如来によって三界に属するものが見られるということはない。

(1) na tathā | traidhātukaṃ tathāgatena dṛṣṭaṃ yathā bālapṛthagjanā na paśyanti KN. 松本〔二〇一三〕、二八四－二八五頁に基づき、na を削除し訂正して読む。

『法華経』本文に基づくならば、この経文は、〝如来は、凡夫たちが見るようには、三界に属するもの〔＝衆生〕を見ない〟と理解されると思われる。

しかるに、この経文について、道元禅師、及び註釈者たちにおいて様々の解釈が認められるようである。『妙法華』では、この経文は通常「三界の三界を見るが如くならず」と書き下して読まれると思われるが、これに対して、詮慧は『聞書』において「不レ如三界ヲ見二於三界一トコノ門ニハ如此可読也」（蒐書一三、二二四頁二〇行）というように読みを示している。

また、詮慧は、同様の解釈を『正法眼蔵』「空華」巻〔寛元元年（一二四三）三月十日、在観音導利興聖宝林寺示衆〕におけるこの経文の引用（道元全、上、一一三頁一七行）に関する、自らの『聞書』において次のように示している。

三界〔ノ〕三界ヲ見ルカ如クナラス　教家ニハ如此心得
三界ヲ三界ト見ムニハ如カシ　宗門ニハ如此心得（蒐書一一、六七八頁一一－一二行）

『聞書』によれば、宗門では、教家の訓点による教家の解釈とは異なり、〝三界を三界として見るのに及ぶものはないであろう〟という意味で解釈される。つまり、三界を三界として見るのが最も良いというのである。『法華経』本文の本来の趣旨を読み替え、三界を三界として見るという意味の読み方を示している点では、詮慧が示す読みは重要な意義をもつであろう。ただし、道元禅師自身が示した書き下しでない点は注意が必要であろう。即ち、道元禅師がどのように書き下して読んでいたかはわからないというのが公平な理解であると思われる。

なお、道元全、『眼蔵（水野）』（四〇七頁）及び『眼蔵（水野訳注）』（二一六頁）には「不如三界」と「見於三界」の間に読点（、）があるが、この読点は、「不如三界」と「見於三界」を分け、それぞれの句に個別の意義を認める解釈を示す点で重要であると思われる。

道元全の校訂は徳雲寺本（蒐書四、一〇一頁上）における「・」の読点に基づくものかもしれない。同様の読みは、長見寺本（蒐書九、七四八頁上一五行）、大川寺本（蒐書　続一、一九七頁上四行）、丹嶺本（蒐書　続五、二二七頁上三行）における読点、及び妙昌寺本（蒐書七、三二一頁下一〇行）における「・」の読点に示されている。

「不如三界、見於三界」の解釈について、池田魯参氏は『眼蔵（水野）』の読点をもつ読みに対する一つの解釈として、「三界の如くならず、三界を見る」というほどの意味にでも読ませたいのであろうか」と述べておられる（池田魯参「中古天台本覚法門から道元へ（一）」蒐書　続「月報」七、一九九六年、一五－一六頁）。『眼蔵（水野訳注）』には池田氏の解釈に関する言及はないが、水野氏はその「現代語訳」において「三界のごとくならず、三界を見る」と読んでいる。

註釈者の解釈を検討しよう。詮慧の解釈は先に見たとおりである。経豪は詮慧の解釈に従っている。安心院（雑華）蔵海は自己の解釈を示していない。

天桂は、「不レ如二三界一見二於三界一ヲ……如来ハ衆生ノ三界ヲ見ヲ以テ三界ヲ見ルガ如クナラズ、唯是三界ヲ三界ノ実ノ如ク見玉フナリ」（『弁註』三七六頁下九－一一行）と解釈している。先の「教家」と同様に読んでいるようであるが、この一節は、〝如来は、衆生が三界を見るようにではなく、ただこの三界を三界の真実のままに見るのである〟と解釈できるであろう。

斧山玄鈯は、「不下如二三界一見中三界上ヲ上云フ所見ハ、三界外ヘ不レ除、不レ動二本処一ヲ、三界ノ侭デ用ル」（『聞解』一七二頁上）と述べるが、これも「教家」と同じ読みである。『聞解』で直前に言及したように、三界を三界とは別のどこかに除く、つまり設定するのはなく、「不動本処」、つまり元の所において、そのまま三界として肯定されるという趣旨であろう。

なお、註解全「不下如二三界一ヲ見中三界上」の「ヲ」の位置は誤記であろう。

瞎道本光は次のように述べている。

所以ニ釈迦大師道ク不如三界、（ママ）見於三界、是レ即チ引証、（ママ）ナリ尽力全挙、（ママ）ナリ且ク吐二野狐ノ涎一、（ママ）ヲ宜レ学ス二獅子吼ヲ一、古玲瓏ニシテ睡眠シ今赤脚ニシテ飛走ス（『参註』一二九頁）

ここで、瞎道は、「不如三界見於三界」が、「引証」、即ち、道元禅師の主張の論拠となる経文であることを示し、それがあらん限りの力を尽くして挙げられたことを述べている。「野狐ノ涎」は、エセ禅者の法語を罵って言う言葉とされるが（『禅

学大辞典』一二三六頁）、そのような法語を吐くものは、仏の説法を学ぶが良いとされる。

なお、瞎道本光は、「不如三界」と「見於三界」の間に読点を付して解釈していると思われる。（続）

永平寺三十六世融峰本祝の伝記について

秋津秀彰

一、問題の所在と研究の目的

本稿では、永平寺（福井県吉田郡永平寺町）三十六世融峰本祝（大証無得禅師、一六一八～一六九九）の伝記について検討する。『永平寺史』（大本山永平寺、一九八二年九月）には、「融峰の行実は、総寧寺と永平寺在住期間も断片的であるし、それ以前は全く不明といっても過言ではない」（八四二頁）と述べられるように、従来、総寧寺（千葉県市川市）晋住以前の融峰の行状は一切不明であった。しかし先日、『闢雲志』に融峰の「目子」が収録されていることが確認され、これに歴住寺院の史料も加えることで、その生年を含むおおよその伝記事項が判明した。

本稿では、これらの史料に基づいて、融峰の伝記を整理する。それを通じて、伝記の中で生じた様々な宗政・宗学上の諸問題について検討すると共に、最終的には、本研究の発端である、融峰に『正法眼蔵聞書抄（正法眼蔵影室）』の存在を伝えた「師」について検討したい。

二、融峰の伝記史料

まず、本稿で用いた融峰の主要伝記史料を列挙する。

①「融峰本祝目子」（『闢雲志』上巻所収）
②「融峰本祝寄進添状」（『闢雲志』上巻所収）
③「泰雲寺輪住牒」（『闢雲志』下巻所収）
④『永平寺前住牒』・『總持寺住山記』
⑤『太明山本光寺伝記』（『曹洞宗全書』寺誌等所収）
⑥『龍海院座主要古記録』（『是字寺龍海院誌』所収）

①②③が収録される『闢雲志』は、雲外龍峯（？～一七一二、亨徳寺〈山口県萩市〉六世、晧台寺〈長崎県長崎市〉九世）が、元禄十四年（一七〇一）に泰雲寺[1]（闢雲寺、山口県山口市）二二六世として輪住した折に編輯したもので、上巻は泰雲寺に関する諸記録が集成され、下巻は「泰雲寺輪住牒」で構成される。本書の原本の泰雲寺蔵本は、昭和二十三年（一九四八）

の火災で失われたが、山口県文書館（山口県山口市、山口県立山口図書館内）に、明治以降、大正二年以前に泰雲寺本を謄写した本[2]が所蔵されているため、本稿では原則としてこれを参照し（「闢雲志　上下」、請求番号：一般郷土史料二三五。以下、本書からの引用は上下巻及び頁数のみ記す）、参考資料として、これをほぼそのままの体裁で刊行した、関口道潤校訂『闢雲志』上・下（泰雲寺開創六百年記念式典事務局、二〇〇三年七月。以下、刊本『闢雲志』）も参照した。本稿に掲載していない箇所や文字の配置については、刊本『闢雲志』を参照されたい。

続いて、①「融峰本祝目子」（以下、「目子」）が『闢雲志』に収録されるに至った経緯について確認しておきたい。融峰は、元禄六年三月下旬に、覚隠永本（一三八〇～一四五四、泰雲寺中興三世）の頂相を泰雲寺に寄進しているが、それに際して、頂像を寄進するに至った縁由を述べた、①「目子」（履歴書）・②「融峰本祝寄進添状」（以下、「添状」）を添付している（上巻四七～四八頁）。その経緯については、以下の通りである。

○右中興和尚ノ之画像、関東三ヶ寺總寧禅寺融峯本祝和尚ノ寄進。後住ニス永平寺一ニ二通ノ添状有レリ之、如レ左ノ。（上巻四七頁、【写真2】参照、句読点筆者、以下略）

ただし、①「目子」が提出されたのは元禄六年九月十四日であり、②「添状」が著された日付とは半年の差がある。送付の経緯としては、参内の日付は、頂像を送った三月下旬の時点で既に決定しており、さらに既に「目子」も朝廷に送付済、あるいは送付の準備が整っていたので、頂像を送付するに際して、「目子」の写しを「添状」の補足資料として同封することにした、ということであろうか。

送付日を特定するための別の材料として、泰雲寺に常恒会を営むに際しての壁書が元禄六年三月二十三日に作成されている。その全文を挙げれば以下の通りである。

［元禄六年関三寺壁書］　此ノ外数通有レリ之、収二宝蔵一

一　九旬結衆、五拾人ノ之事　一　首座導儀、三拾人ノ之事

一　首座出銀、五両ノ之事

右之条ミ堅ク相守、夏冬結制無二怠慢一、如法可二執行一ス者ナリ也。

元禄六癸酉年三月廿三日

総寧寺　融峰判
大中寺　石牛判
龍穏寺　月峯判

防州鳴滝　泰雲寺　（上巻九四頁）

そしてこの壁書の送付に合わせて「添状」を作成し、覚隠の頂像・「目子」も一括して送付した可能性が考えられる。後述するが、融峰が永平寺住持時代に、本光寺に常恒会地の免翰を送付する際に私信を付しているが、そのような形で頂相も送付したものかもしれない。

永平寺住持の目子の写しは、二十八世北洲門渚[3]（一五八一

～一六六〇）、三十三世山陰徹翁[4]（？～一七〇〇）、三十七世石牛天梁[5]（一六三八～一七一四）のものが永平寺に現存している。これらと比較すると、大悟に到るまでの機縁が詳細に記されている点が特徴と言える。

また③「泰雲寺輪住牒」について補足すると、泰雲寺は、覚隠示寂後、その十哲と門派によって一年交代の輪住制を敷いており、変遷を経つつも、最終的に明治四年（一八七一）まで継続した。[6]『闢雲志』下所収の「泰雲寺輪住牒」は、享保二年（一七一七）の二四二世まで書き継がれており、その後の輪住者は『月光山造営牒』（泰雲寺文書）に記載されている。関口氏は『月光山造営牒』に基づいて、「闢雲志以降の泰雲寺世代」として補足している（刊本『闢雲志』下所収）。

本稿では融峰伝を、永平寺晋住以前は自伝である①「目子」に、永平寺晋住以降は『永平寺史』及び熊谷忠興編『永平寺年表』（歴史図書社、一九七八年四月）にそれぞれ基づきながら、前掲諸史料等によって補足することで整理する。そのため、①「目子」を出典とする場合は特に明記しなかった。①②については、本稿末に「【付録】訓注「融峰本祝寄進添状」・「融峰本祝目子」」及び該当箇所の写真（【写真2】・【写真3】参照）を付したので、合わせ参照されたい。また、歴住地の本光寺（栃木県佐野市）からは、片柳茂編『本光寺史』（大明山本光寺、一九九五年五月）、同『本光寺文書』（大明山本光寺、二〇〇一年五月）が、龍海院（群馬県前橋市）からは、『是字寺龍海院誌』（龍海院、二〇〇七年六月）がそれぞれ刊行されており、両寺に住持中の動向はこれらに依った。

三、出生・受業と生没年に関する史料

融峰は、俗姓は戸川氏で、周防国吉敷郡（山口県山口市及び宇部市・防府市）の出身である。十一歳で出家し、受業師の月珊祐呑（？～一六六六、笑山寺〈山口県下関市長府〉三世）の下で沙弥になった。

「目子」には、この時月珊は法明院（山口県山口市、泰雲寺五院[7]）に住持していたとある。しかし、『闢雲志』「泰雲寺五院世代」の法明院世代を記した項目には月珊の名はなく、その注記として、

○九世ノ之外、是翁・龍呑（リウドン）・永平本祝大禅師ノ受業和尚、已上三師、有レ事出（イ）レテ寺、或ハ佗山故ニ不レ載二世代一ニ。（上巻一三二頁）

とある。また「泰雲寺輪住牒」の月珊の項目には、

防州宮野

八年（寛永）辛未○当山百五十六代月珊禅師　法明院

○書記失ス何（イツレ）ノ嗣法、何（イツレ）ノ派、何（イツレ）ノ寺、何（イツレ）ノ処ト云コトヲ。而シテ載セテ造営帳ニ不レ載セ前住帳ニ。想ニ他山ノ之人カ歟。如ニ前ニ弁スルカ、以テ近例ヲ載ストニ于此ニ。余云、他後知ルノ出処ヲ之人、必ス須ク相正タス。（下略）（下巻一〇五頁、【写真4】参照）

とあり、さらに次頁の上欄外に以下の注が記入されている。

「〈本祝和尚ハ元禄十二年八十二歳ニシテ寂スト云〉

月珊和尚永平先和尚

○勅賜大証無得禅師、本祝和尚ノ受業師ナリ也。禅師ハ元禄六年永平入院、其ノ年ノ秋参内奏上ノ行状ニ、十一歳ニシテ出家、投ニシテ郡ノ之法明院月珊和尚ニ為ナルル駆鳥ト。十四歳ニシテ剃髪スト。此ノ月珊和尚輪番ノ之時、於テ当山ニ剃髪ス事、詳ナリ心越禅師中興和尚画像ノ賛ノ添状ニ。於テ是初テ知ル、月珊和尚、法明院ノ住持ナルコトヲ。後長府ニ他山スト云。（下巻一〇六頁、【写真6】参照、〈〉内は割注）

これらの記載によれば、月珊が法明院に住持していたことは当時全く知られていなかったようであり、事実、現在の法明院世代には数えられていない[8]。

受業は、十四歳の時に（「目子」）、月珊が泰雲寺に輪住した際に行われた（「添状」）。月珊は、先述の通り、寛永八年（一六三一）に一五六世として輪住している。

遠藤廣昭氏によれば、泰雲寺の輪住交代月日は、一〇二世以降、旧住持は八月十五日に退院し、翌日に新住持が入院するように変更されている[9]。その部分を「泰雲寺輪住牒」で確認してみると、一〇二世は天正四年（一五七六）一月十六日から同五年の八月十五日まで住持し、一〇三世は同五年八月十六日に入院しているが、輪住年は天正六年ということになっており、さらに一〇三世の項には「〇従リ当代ニ入院八月ハチクワツ渡シ」（下七五頁）と注記がある[10]。つまり、月珊が輪住した頃の輪住期間は、輪住年として記載されている年の、前年の八月十六日から、記載されている年の八月十五日までということになるため、月珊の実際の輪住期間は、寛永七年から八年ということになる。さらに融峰は、具体的に何月に受業したかは記していないため、この条件から逆算すると、生年は元和三年（一六一七）か同四年のいずれかということになる。

生年を特定するための別の材料として、先に挙げた「泰雲寺輪住牒」の「月珊和尚」の注記の右に、「本祝和尚ハ元禄十二年八十二歳ニシテ寂スト云」という記載がある。これにそのまま従って計算すると、生年は元和四年となり、さらに示寂年は元禄十二年（一六九九）と記載されている。また、永平寺・總寧寺及び開山地各寺の元禄十三年五月十四日示寂説[11]に基づいて、仮に「泰雲寺輪住牒」の示寂年齢から計算すると、生年は元和五年となる。なお、『歴代和尚英檀尊霊』（本光寺文書）等に基づくとされる『本光寺史』「本光寺歴代住職表」では、宝永七年（一七一〇）八月に示寂したとされている（六二頁）。これに従って、先の示寂年齢で計算すると、生年は寛永九年になり、異説の一つである。

これらの諸説をまとめると、生年は、元和三年・同四年・同五年・寛永九年の四説が挙げられ、示寂年は、元禄十二

年・同十三年・宝永七年の三説が存在する。以上の説から、本稿においては、「泰雲寺輪住牒」の、元和四年に生まれ、元禄十二年に示寂したとする説を採用したい。

その理由は、後述するように、融峰自身も泰雲寺に輪住していることから、実際の輪住期間や、輪住年を「泰雲寺輪住牒」にどのように記載するかを知った上で「目子」・「添状」を著したと思われること、この年であれば、月珊の実際の輪住年に融峰が十四歳であり、融峰自身の言説と一致すること、「泰雲寺輪住牒」が収録される『闢雲志』は、融峰示寂の二年後に著された同時代史料であり、なおかつ「永平先和尚」の記載から、これらの記事は、記載当時の永平寺住持が、融峰の後を継いだ石牛の頃に書かれたと推定されることから、雲外が記入した可能性が高いことが挙げられる。

「泰雲寺輪住牒」の情報源としては、雲外が住持した亨徳寺の隣寺である、周鷹寺（山口県萩市）五世大機存旨（？～一七三〇）が、元禄十二年閏九月三日に永平寺で瑞世しており（『永平寺前住牒』三十五、『傘松』九〇二号、二〇一八年十一月）、この際に、今年示寂したことと没年齢を聞いた可能性、または後述する、融峰の法嗣の智外宗愚（？～一六九六）が二世として住した大応寺（山口県萩市）は亨徳寺の末寺であり、智外が受けた連絡を聞いた可能性が考えられる。そして示寂月日については、日付も明らかであることから、永平寺等の五月十四日説を採用する。以下本稿においては、全てこの生年・没年月日を前提として論述する。

示寂年について、最も多くの寺院で採用されている元禄十三年五月十四日説については、『永平寺年表』では「天保十年記録」が典拠とされており、またこの年に永平寺の融峰の墓前に常夜灯が建立されたとある（一一六頁）。「天保十年記録」（「書翰往復留」所収、永平寺文書、駒澤大学図書館請求記号：H115/123-9/72）は、天保十年（一八三九）一月十五日に、永平寺が寺社奉行の問い合わせに対して、十九世祚玖（一五三一～一六一〇）から五十七世載庵禹隣（？～一八四五）までの、永平寺世代の永平寺入院・退院と示寂の年月日を回答したものであるが、度々の火災の影響等で記録が不分明な部分もあることを断っている。この記載は、当時の永平寺の公式見解ではあるものの、融峰示寂後一四〇年を経過した記録であることが難点である。また筆者はこの常夜灯を発見できていないが、もしこれに示寂年が記載されていれば、本説を訂正する必要がある可能性は残る。あるいは、常夜灯に年号は記入されておらず、融峰の示寂年に建立されたものと推定しているものかもしれず、仮に年号の記載があったとしても、これが建立された年であるとも考えられる。このような現状から、常夜灯の問題については今後の発見を期したい。さらに「本光寺歴代住職表」の記載は、年号が十年ほど離れているの

で、やや疑問が残る。

これらの理由から、以上二点の異説については、現時点では「泰雲寺輪住牒」よりも一段信頼性が落ちると判断しつつ、この二説の中では元禄十三年説の方がより有力であるとしておきたい。そして本光寺の説を除けば、融峰は永平寺三十五世版橈晃全（一六二七～一六九三）よりも年長かつ長命ということになる。

四、諸国遍参から大事了畢へ

十九歳の時、寛永十三年に月珊の下を出て、参師聞法の旅に出ている。それから二十年余りを経て、「武州長泉寺天国春禅師」に出会う。

「武州長泉寺天国春禅師」は、長泉寺（埼玉県本庄市）十三世天国　春（自称は十二世、生没年不詳）に比定される。天国の関連史料として、補陀寺（群馬県安中市）所蔵の切紙の中に、「天国　春」が授与した「了畢」が確認できる。[12] また『總持寺住山記』によれば、寛文十一年六月十三日に、武州広徳寺（埼玉県秩父市、現廃寺）から總持寺（当時石川県輪島市、現神奈川県横浜市）七九六三世として瑞世した、寅国の受業師として名を連ねている。[13] 少し時代は下るが、元禄十二年七月に長泉寺が関三刹に提出した「常法幢願書」には、「一武州高柳郷骨波田長泉寺[者]、大洞和尚開闢之道場、弐百年来之古跡、衆僧三拾箇余罷在候事」[14] とあるため、常恒会地となる前からある程度の修行僧が集まり、結制を置く僧堂として機能していたのであろう。そのことから、融峰は同地において首座を務めた可能性もある。

天国は「百丈参馬祖因縁」を挙して問い、融峰は何度も見解を呈したが、遂に認められることはなかった。天国が挙した話は、後述の偈の内容から、所謂「百丈三日耳聾」話と考えられる。ここでは、『永平頌古』八十二則を、道元禅師（一二〇〇～一二五三）の頌と共に挙げておく。

百丈、再参馬祖。祖挙払子。丈曰、即此用、離此用。祖掛払子於旧処。侍立少頃。祖云、你、已後鼓両片皮、如何為人。丈、取払子挙起。祖云、即此用、離此用。丈、掛払子於旧処。祖、便喝。丈、後謂黄檗云、我当初被馬師一喝、直得三日耳聾。

被他一証見無身、誰識条条拈得新、誤入他家遭毒酒、皺眉恋慕旧時親。[15]

その後、十年余りを経て、融峰は再び天国の下に参じ、一偈を呈している。

熟処難レ忘レ又到レ東　青山不レ老旧家風
再参請益無二多子一　何事当時三日聾ス

これに対して、天国は一掌で応じたため、融峰は怒りの余り出た。これは、出典において、馬祖道一（七〇九～七八八）

の「喝」によって百丈懐海（七二〇～八一四）が大悟したことを踏まえ、天国は一掌を以て融峰の境涯を認めたのであろう。そしてこれによって融峰は「罷参」（「了二畢シテ大事ヲ一、罷二休参禅ヲ一也」[10]）したとしている。

この偈の内容に関連して、融峰は慶安三年（一六五〇）に、泰雲寺に一七五世として輪住している。つまり「又到東」とは、一度天国の下を去って郷里に向かい、その後また戻ってきたことをそのまま表現しているのであろう。「泰雲寺輪住牒」には、

大功派樹岳和尚ノ法嗣　前総持　山口
三年庚寅〇当山百七十五代融峯禅師　栄福寺
〇風呂一宇新造、諸堂造営。慶安四年辛卯ノ年、公儀江申シ出、当代ニ調フコレヲ焉ヲ。（下巻一一八頁、【写真5】参照）

とあり、融峰が總持寺で瑞世したこと、栄福寺（永福寺、山口県山口市、泰雲寺五院）に住持していたこと、樹嶽省忠（？～一六五七／一六五八、泰雲寺一五〇・一五三世、永福寺五世、万福寺〈山口県山陽小野田市〉開山）が嗣法師であること、泰雲寺の風呂を新造し、伽藍を整備したことが分かる。ただし、現在の永福寺世代には数えられていない。また伽藍造営については、次代の泰雲寺一七六世忠山秀的（？～一六六〇、龍福寺〈山口県山口市〉十四世）の項にも「〇客殿・衆寮・小庫裏并小庫裏二方之ノ間ノ屋、公儀江申シ出テ御造営被ルナリ仰付ケ」（下巻一一九頁）とある。また忠山は、慶安四年三月二十一日に、同年十二月十八日の覚隠二五〇回遠忌に向けての勧化を発しており（上冊八八～八九頁）、これに向けて、二代に渡る伽藍整備・造営が行われたものと考えられ、融峰も恐らく永福寺住持として協力したのであろう。

この頃の嗣法師に関する異説として、『永平寺史』において、

『曹全書・大系譜』には、峨山派の法系に山口県亨徳寺四世普秀宗天（生没年不詳）の下に同五世三江祖元（＊～一六九九）と共に山口県泰雲寺輪住一七五世として融峰本祝の名がある。（八四二頁）

と指摘されており、普秀宗天（？～一六五五）説がある。『曹洞宗全書』大系譜（七九二頁）の記載を参照すると、融峰の法嗣として智外宗愚がおり、また『闢雲志』の撰者の雲外は三江の法嗣であるため、融峰と雲外は法姪ということになる。

これに関しては確実なことは不明であるが、年齢からすると、輪住の後に嗣承易えをしたものかと思われる。ただし、總持寺で瑞世したことについては、『總持寺住山記』に記載が確認できないこと、また慶長十七年（一六一二）に下された『曹洞宗法度』に「致江湖頭不経五年転衣事」（『文書編』一・五二九頁）とあり、最短でも受業してから二十五年経過してい

なければ瑞世することはできないが、融峰はその年に達していないことから誤りと考えられ、後述するように、永平寺で瑞世している。

これを別にしても、融峰は、やや特異な形で得度・受業しているため、『曹洞宗法度』における「不在廿年修行致江湖頭事」（同前）の「廿年」の起算年が問題になってくる。

例えば、同時代人の卍山道白（一六三六～一七一五）や晃全の事例[17]を見ると、卍山は十歳の時、晃全は八歳の時に受業し、法諱を受けて沙弥になっており、受業から二十年経過した年に首座を務め[18]、さらに両者共、首座を務めてからちょうど五年目の年に瑞世している。

これに対して融峰は、「目子」の「十一歳ニシテ出家、投シテ二郡ノ之法明院月珊和尚ニ一作ル二駆鳥ト一。十四歳ニシテ剃髪」という表現から、『摩訶僧儀律』二十九（『大正蔵』二十六・四六一頁中段）に規定されているように、十一歳に出家した時には一度駆烏沙弥になり、その後十四歳になって、応法沙弥[19]になるのを待って正式に受業し、法諱を得たのであろう。そして泰雲寺へ実際に入った慶安二年は、融峰が駆烏沙弥となった年から起算して数えで二十二年目である。そのため、恐らく輪住の前々年にいずれかの地で首座を務め、樹嶽から嗣法した上で、輪住の前年に樹嶽の後を嗣いで永福寺に入り、泰雲寺輪住の請状を受けたものと思われる[20]。

しかし、恐らく当時の通例は卍山や晃全のようなものであり、受業し、法諱を受けて沙弥となった年、あるいはこれを受けて入衆し、修行を始めた年から法臘を起算していたと考えられる[21]。近世後期の史料ではあるが、『諸宗階級』に収録される、享和二年（一八〇二）に可睡斎（静岡県袋井市）が寺社奉行に提出した「曹洞宗僧徒出世階級書上」の第一項に、

> 一於宗門出家得度之師匠を受業師と相唱申候、則血脉法号并道号を授り申候、是を沙弥と相唱申候、随而夏冬之内江湖江罷出候を出家法臘之始と致し、上座と相唱申候、是ゟ徧参学問座禅等修行仕候。（『諸宗階級』上、『続々群書類従』第十二宗教部、続群書類従完成会、一九七八年九月第三刷、三九九頁、傍点筆者、以下略）

とあり、また同じく『諸宗階級』所収の、享和三年に関三刹が寺社奉行に提出した、「曹洞宗出家成立最初ゟ永平寺江転昇迄之次第」の第三項に、

> 尤最初弟子取候節、何歳ニ而為致出家候と申定者無御座候、先幼少之児童御座候、右沙弥と相成候而ゟ追々通用之経文等其外禅録之内覚易き書物等を教、段々養育仕、随而夏冬之内江湖江罷出候を出家法臘之始といたし、上座と相唱申候、是ゟも次第ニ徧参学問座禅等修業仕候（同前三九四頁）

とある通りである。そして前者には、受業師から血脈と道号・法諱を授かった者が沙弥であるとあり、また両者共に、

結制安居に参加すると「上座」と称され、「出家法臘」の起算が始まるとある。

これに従えば、融峰の場合は、本来は十四歳になって正式に受業し、その後に入衆した年、つまり寛永八年以降から法臘を起算するのが正しいということになる。しかし融峰は、首座を務める年の計算に際しては、十一歳の寛永五年から起算してしまったものと思われる。十四歳の寛永八年から法臘を起算した場合、数えで二十年目は慶安三年となる。そのため、『曹洞宗法度』から考えると、本来は務めることができない法臘の年に首座を務めたことになる。そして後者にあるように、当時は受業に際して、年齢の規定は特に無く、受業した後に様々な教育を行えば良いとされていたようであるから、卍山等の方が一般的であり、融峰のように、受業の前に一定程度の準備期間を置く方が、かえって例外的な事例であったのであろう。

近世において、首座を務めるに際しては「首座申渡状」が、首座を務めた後には「首座徘徊免牘」が、それぞれ関三刹から下されている[22]。これによって、安居歴の管理を試みつつ、首座の受け入れ側も「不器量之徒[23]」を首座に任じることを避けることを目的としたものと見られるが、筆者が確認したこれらの文書は、近世中期以降に発給されたものであるため、融峰の頃にはまだこれらの文書がなかった可能性がある。そのため、融峰が首座を務めた頃は、当時は前掲の『諸宗階級』収録二史料のような解釈が固まっていなかったことから、融峰のような特異な事例に対して、法臘の起算点をいずれに定めるかの解釈の余地があり、この時は、自身にとってより有利な、早期に務められる解釈を採用したのであろう。

融峰が卍山等のような、法臘の一般的な起算点を知り、同時に首座を務めた年が『曹洞宗法度』に抵触する可能性があることに気づいた年代は不明であるが、最下限は泉岳寺（東京都港区）に入った頃であろう。そしてこのことが、冒頭で挙げた、永平寺所蔵の徹翁・石牛の「目子」には、共に首座を務めた場所の記載があるが、融峰の「目子」には記載がない理由であると思われる。さらに泰雲寺に覚隠の頂像と「目子」を送り、また「添状」の結びに「竊示レスト不レルコトヲ忘レ報本ヲ云」という表現を用いたのは、自身の出身地への報恩という意味だけではなく、「目子」に泰雲寺に関する事項を記載しなかったことを詫びるという意味合いも兼ねているのであろう。融峰の若年期は、制度形成途上の時期に当たることから、必ずしも解釈が固まっていない場合があったと考えられ、これはその中で発生した問題の一事例として、興味深いものがある。

ここからさらに推定すると、「目子」に見える、「廿余年」の起点を駆烏沙弥となった年とし、「十余年」を泰雲寺輪住の後に置いて計算すると、実際の生涯の年数におおよそ符合

する。そのため、実際には「廿余年」はこの年から計算するのが正しく、「十九歳辞師南遊」が起点と読めるように記しているのは、十分な修行期間を経ているということを強調するためであろう[24]。そしてこのことから、時期的には、融峰が天国の下で首座を務め、それを受けて帰郷し、泰雲寺輪住のための準備を進めていった可能性もまた考えられる。

五、本光寺・龍海院住持中の動向

天国の下で大事了畢した後、本光寺に二十年余り住持したとあるが、その前に、本光寺末の善増寺（栃木県佐野市）に入っている。『永平寺前住牒』によれば、万治四年（寛文元年、一六六一）三月十三日に、野州善増寺から瑞世した天真派「本祝」が確認できる（『永平寺前住牒』十二、『傘松』八八一号、二〇一七年二月）。嗣法師の「雲刹」は、本光寺十四世竿谷雲刹（一六一〇～一六六一）であり（『曹洞宗全書』大系譜・八七〇頁）、『太明山本光寺伝記』によれば、万治三年十二月八日に融峰に嗣法し、翌年六月二十八日に五十二歳で示寂している（『曹洞宗全書』寺誌・五三三頁）。

そのため融峰は、本光寺に入る前に、樹嶽あるいは普秀から雲刹へと嗣承易えを行いつつ、善増寺に入り、瑞世から戻った後に、雲刹の示寂を受けて本光寺に住持したのであろう。ただし、前掲の『本光寺史』「本光寺歴代住職表」では、融峰は前住扱いであり、万治三年十二月に入院したとしている。さらに、天国からは印可を得られたものの嗣法はしておらず、「目子」の記載のままに、そのまま去ったということなのであろうか。

本光寺住持中の事績として、『融峯本祝禅師代』（旭伝院〈静岡県焼津市〉岸澤文庫蔵）及び『太明山本光寺伝記』（本光寺蔵、『曹洞宗全書』寺誌[25]、『本光寺文書』所収）が現存している。前者の内容は「本興（ママ）寺における冬安居から夏安居送行までの約一年分の代語」（安藤嘉則『中世禅宗文献の研究』、国書刊行会、二〇〇〇年七月、八五頁）で、本書は中世曹洞宗における宗旨の表明法として用いられた代語文献として、最後に成立したものの一つと評価されている（同前六八五頁）。後者は、末尾の文によれば、寺院の開創や来歴等について、不分明になってしまうことが多いので、本光寺室中にある法語等を集めて、本書を編輯したと記している（『曹洞宗全書』寺誌・五三三頁）。さらに、延宝六年（一六七八）一月二日に、寛文九年から九年をかけて、檀徒が貯めた祠堂金が百両に達したことを受け、この経緯を「祠堂金序[26]」を著して記録している（『本光寺文書』二〇八～二〇九頁）。また、この頃の発給文書と考えられるものとして、「本祝稽首上書」（天寧寺〈福島県会津若松市〉文書）がある[27]。

延宝六年（一六七八）一月二十二日には、總寧寺に、大聖

院（茨城県古河市）の帰属を巡って、龍淵寺（埼玉県熊谷市）に対する訴訟を提起している（『本光寺文書』一五八～一五九頁）。その経緯は、延宝五年十月十七日に、本光寺の本寺である龍淵寺より、山陰徹翁が、總寧寺二十四世として晋住する（『禅籍編』三・二〇一頁）のに際して、「十月中旬」に「御祝儀・使僧」を差し上げた所、龍淵寺と本光寺は不和であるとのことで、徹翁は使僧・贈り物共に受けなかった。徹翁が總寧寺に入った後は、遺恨はないであろうとのことで、再度使僧を差し上げた所、この不和の件には迷惑しており、融峰が徹翁にそむくことは『曹洞宗法度』に背くことと同然であるから、徹翁の意見を受けて、龍淵寺への出入りを再開しようとした。

しかし、出入りをしていなかったのには、龍淵寺側にも問題があった。それが大聖院の本末関係に関する問題で、元来は本光寺末であったが、六十年程前、龍淵寺が自身の末寺としたため、それ以来、七代に渡って交流が断たれた状態になっている。去年までは、總寧寺が実質的に本寺の役割を果たしていたが、今回、龍淵寺との本末関係を再開しようと考えているので、大聖院を本光寺末に戻すことで、六十年前の関係に戻したい、ということのようである。

そしてこの訴訟について、總寧寺、融峰や本光寺開基家等で議論した所、寺社奉行まで訴えを上げることはせず、大聖院は龍淵寺末のままとし、また両寺の本末関係を回復し、和解するよう促し、その時はこの方向で一応の解決をみている。

『太明山本光寺伝記』によれば、大聖院は、本光寺開山大朝宗賀（一四六七～一五二八）が、古河公方に招かれて開いたとあり、「宗徳寺」（総徳寺、栃木県栃木市、本光寺末）と共に、「両寺同勧請本光始祖而為開山、是不忘本也」（『曹洞宗全書』寺誌・五三二頁）とある。この記載から、『太明山本光寺伝記』の撰述意図は、この訴訟にもある可能性がある。しかし、融峰より七代前の本光寺住持は八世海翁梵達（？～一六〇一）であるが、この頃の記事には大聖院のことは記されていない。

龍淵寺側の記録として、『龍淵寺年代記　一』[28]の大永年間（一五二一～一五二八）項には、「以州和尚遺戒曰、本光寺（聡態寺）：大聖院ハ共二当寺ノ直末也」[29]という龍淵寺四世以州順永（？～一五一九）の言が記されている。さらにこれに加えて、

本光寺・大聖院・摠徳寺、共二龍淵寺直末也。本光寺ハ粗断又起ル法之地二而旁出也。大聖院ハ像天・大朝在命ノ内、直伝ノ法ナレハ正嫡也。又捻徳寺者像天ノ弟子ノ師弟ナレハ旁出也。大聖院ハ像天ノ弟子ノ師兄ナレバ正伝也。龍淵八代明庵書之置也[30]。

と、龍淵寺八世明庵祖杲（？～一五八〇）が記録しており、大聖院開創の頃から既に本末問題は燻っていたようである。また寛永十年に龍淵寺が提出した寺院本末帳『武州龍淵寺帳』には、本光寺と「大聖寺」は龍淵寺末と記載されているが、

総徳寺の記載はなく[31]、これが当時の認識であったと思われる。

大聖院の開創問題は史料によって見解が異なっており、この問題を論じたのが、渡辺武雄氏の「大聖院の開基・開山と創建年次について」（『古河市史研究』第八号、一九八三年三月）である[32]。渡辺氏の挙げている諸資料に依りながら整理すると、大永元年（一五二一）に、宗賀と法嗣の象天宗磋（？～一五五二、本光寺前住）は、本光寺開基佐野盛綱（一四六七～一五二七）との不和が原因で、本光寺を出て総徳寺を開いて移ることになり、それを本寺の龍淵寺に伝えた[33]。その後、大永三年に四代古河公方足利政氏（一四六六～一五三一）の招きによって永昌寺を開創した。これとは別の経緯で、元亀三年（一五七二）に、五代古河公方足利義氏（一五四一～一五八三）が、東昌寺（茨城県猿島郡五霞町）の住僧を招いて大聖院を開創した。しかしその直後に、義氏と、東昌寺の開基家で、大聖院建設に関わった簗田持助（簗田政信、一五四九～一五八七）との不仲[35]により大聖院は破却された。その翌年の天正元年（一五七三）に、破却からの復興に際して、義氏と佐野昌綱（一五二九～一五七四）は、永昌寺と大聖院を合併して玉龍山大聖院とし、開基は義氏、開山は宗賀としたということのようである。

本光寺側は、開山が同一であり、かつこれらの寺の中では本光寺が一番早く開かれたことから自身が本寺であると理解し、龍淵寺側は、宗賀が本光寺との縁を切り、これを龍淵寺に報告した後にこれらの寺を開いていること、大朝が龍淵寺三世惟通桂儒（？～一五一九）の法嗣であることから自身が本寺であると考えているのであろう。そしてこれらの経緯を見ると、龍淵寺側の方に理があるようにも思われるが、それぞれの主張や理解があり、この相違によるものであろう。

本光寺と龍淵寺は、この後も本末問題等によって複数回争っており、最終的な和解は、昭和二十年代に、本光寺四十四世高田儀光（一八七五～一九七三）氏の頃に行われた（『本光寺史』二八頁）。

天和元年（一六八一）に、前橋藩五代藩主酒井忠明（酒井忠挙、一六四八～一七二〇）の要請により、龍海院に住持している。『龍海院座主要古記録』（龍定玉潭〈？～一七七二、龍海院二十一世〉編）によれば、四代藩主酒井忠清（一六二四～一六八一）が五月十九日に逝去し、龍海院十二世樵翁暾能（一六二三～一七〇四）がその喪儀の焼香師を務めた後に退院したため、招致されたようである（『是字寺龍海院誌』一九三頁）。ただし、現在の龍海院世代には数えられていない（同前四二～四三頁）。そして、本光寺住持期間はちょうど二十年となり、記載が正確である。

龍海院住持中の貞享三年（一六八六）四月八日に、梵鐘を忠挙より寄進されており、その銘文を撰している[36]。『龍海院座主要古記録』に抄録される銘文には、

貞享三年丙寅卯月仏生日、大檀越従四位河内守源忠明公、前永平当院現住融峰本祝敬製焉　冶工下野佐野重郎兵衛藤原基重（同前一九三頁）

とあるので、先の『永平寺前住牒』の「本祝」が融峰であることが確定できる。また、鋳物師は本光寺時代の伝手を辿ったものと思われる。

またこの頃までに、嗣法の弟子が、總持寺に二人、永平寺に七人瑞世している。箇条書きで示すと、まず『總持寺住山記』には、以下の人物が確認できる。

・寛文四年（一六六四）四月二十六日、七〇八九世、徳雲寺（群馬県佐野市）「嶺秀」
・同十二年五月二日、八〇六〇世、徳雲寺（同前）「丹嶺」

さらに『永平寺前住牒』には、以下の人物が確認できる。

・寛文十三年九月二十日、下州碧雲寺（群馬県桐生市）「本哲」
・延宝元年（寛文十三年、一六七三）十月二十三日、野州大光寺（栃木県佐野市）「本龍」（以上『永平寺前住牒』二十、『傘松』八八七号、二〇一七年八月）
・延宝九年三月二日、奥州西光寺「嬾樹」（『永平寺前住牒』二十三、『傘松』八九〇号、二〇一七年十一月）
・同年八月二十二日、下野吉祥院（栃木県栃木市）「吟虎」
・同年月日、下野普門院（普門寺ヵ、栃木県佐野市）「韋仙」
・天和二年（一六八二）三月九日、下野大光寺「伝英」[37]
・同年八月十三日、上州大昌院「益雲」[38]（以上『永平寺前住牒』二十四、『傘松』八九一号、二〇一七年十二月）

これら寺院の内、徳雲寺・碧雲寺・大光寺・吉祥院・普門寺は、本光寺の末寺[39]である。

六、泉岳寺・總寧寺への晋住

龍海院に住持してから五年後の貞享三年に、長府藩三代藩主毛利綱元（一六五一～一七〇九）の要請を受けて、泉岳寺に入っている。先代の晃全は、龍穏寺（埼玉県入間郡越生町）に八月二日に晋住している（「永平晃全版橈野水禅師行業記」、『禅籍編』三・五〇八頁）ので、それ以降のことである。また晃全の場合は、毛利綱元に加え、二本松藩二代藩主丹羽長次（一六四三～一六九八）、福知山藩初代藩主朽木稙昌（一六四三～一七一四）からの依頼を受けて泉岳寺に入っており、この三者は「泉嶽禅寺諸護法」であると記されている（同前五〇七頁）。泉岳寺と、受業師月珊が住持した笑山寺は、共に長府藩主毛利家の菩提寺の一つで、笑山寺には二代藩主毛利光広（一六一六～一六五三）の墓所がある[40]ことから、その関係もあって指名されたものであろうか。また、現在の泉岳寺世代には数えられていない。

泉岳寺に住持した翌年の貞享四年には、幕命によって総寧

寺に二十六世として住持している。『永平寺史』には、総寧寺で元禄元年十月に行った結制を、徳翁良高（一六四九～一七〇九）が助化したことが指摘されている（『西来徳翁高和尚年譜』、『曹洞宗全書』史伝下・三八五頁）。

融峰は、関三刹の住持として多数の文書を発給しているが、『闢雲志』には、元禄二年七月五日付の、周防・長門国内の覚隠一派の支配に関する「掟」（上冊九四頁）と、同六年三月二十三日付の、結制安居に関する「壁書」（前出）が収録されている。この「掟」については、融峰の永平寺住持中の元禄七年八月二十九日に、永平寺から同趣旨の「壁書」を出しており、それも『闢雲志』に収録されている（上冊九六頁）。この内、後者二通に関しては、その前後の住持からも発給されているが、敢えて融峰が発給したものを収録し、それ以外のものは校異が記載されている。そのような点からも、雲外が融峰に親近感を抱いていることが伺える。

総寧寺住持中の動向として、東皐心越（心越興儔、一六三九～一六九五）との交流が知られている。『永平寺史』では、『玄沙広録』の刊行に当って、東皐に「序」[41]（元禄三年十一月二十一日書）の撰述を依頼する手紙のやり取りが紹介されている（「日本高僧賀章」四、祇園寺〈茨城県水戸市〉文書）。この『玄沙広録』は、独庵玄光（一六三〇～一六九八）から、泉岳寺在住中に大中寺（栃木県栃木市）所蔵本の入手を依頼されたものであるが、一度は大中寺に断られ、その後、總寧寺晋住に際して再度依頼した所、入手が叶ったものであった（「日本鋟唐福州玄沙宗一大師広録後序」、元禄三年十一月撰、『独庵玄光護法集』、至言社、一九九六年一月、一八八～一八九頁）。

さらに、本稿の冒頭で挙げたように、東皐に、覚隠の頂相に賛文を寄せるよう依頼している。東皐はそれに対して、「這箇覚隠老叟、中興闢雲功皐、猶喜十哲聯芳、一任光前裕後」の賛を元禄五年八月に記している（本稿【写真2】参照）。また、龍海院に常恒会地の免牘が下されたのは元禄五年九月十一日であり（『是字寺龍海院誌』一九三頁）、泰雲寺にも元禄六年三月二十三日に下されている[42]（上冊九四頁）が、後述する、本光寺が常恒会地となるに際しての経緯を見ると、関三刹の住持として助力を行ったものであろう。また泰雲寺に対しては、覚隠の頂相も共に送付した可能性がある。

七、永平寺晋住、示寂

元禄六年二月二十四日に晃全が示寂したのを受けて、永平寺に三十六世として晋住する。「目子」が三月下旬には完成していることから、遅くとも三月上旬頃には永平寺に入ることが正式に決定していたものと思われる。これに関連すると思われる文書として、元禄六年三月二十六日に龍穏寺・大中寺が作成した「永平寺後住ニ付尋問書上覚」（總持寺文書）が

ある。[43]

永平寺晋住に際して、元禄六年五月二十八日に、晃全代の役者寛巌春登（一六五六～一七四七）等から、祠堂金の引き継ぎを受けている（「版橈晃全代祠堂金覚」、『文書編』三№8）。また同年九月十四日に「目子」を朝廷に提出し、「禅師号直参内之覚」（永平寺所蔵道正庵文書、駒大図書館請求記号：H115/123-29/1）には「元禄六年九月十六日／永平寺本祝和尚禅師号」とあるため、二日後の十六日には朝廷より「大証無得禅師」の禅師号が贈られたことが分かる。

「目子」が残っている他の永平寺歴代住持と比較すると、門渚は万治二年十月二十三日→同月二十六日、徹翁は延宝八年三月十八日→同年五月三日、天梁が元禄十二年九月（日付不記）→同月二十九日となっており、さらに天梁については、『卍山年譜』に、「是年（元禄十二年）、永平石牛禅師〈従二大中一住二永平一〉上レリ京ニ、待二勅黄一ヲ。乃留レリ焉」（『卍山広録』四十九、『曹洞宗全書』語録二・九二九頁）とあり、禅師号が決定するまで京都でしばらく待機していることから、現存史料から判断する限りでは最も早い日数で受けていることが分かる。融峰の「目子」は三月下旬には既に完成していたと推定されることから、参内の日を確定した時点で予め朝廷に提出しておき、九月には形式的に再度提出するようにすることで、短い日数で禅師号を受けることができたのではないかと考えられる。

また「大証無得禅師」という禅師号は、天国との逸話に因むもので、さらには、天国から境涯を認められたものの、嗣法を受けなかったということを暗示しているものかと思われる。実際に、天梁の禅師号「本然円明禅師」について、

その禅師号は、本史料にあるように石牛が「疑団を発した」という「清浄本然話」に因むものになっており、目子の内容が生かされたものになっている。（「石牛天梁目子」解説、『禅籍編』三・八七七～八七八頁）

と指摘されている。さらに「「臣僧」は注目される」（同前八七八頁）とあるが、これは融峰のものにも見られる表現である。融峰と天梁の「目子」は、全体の構成や結びの表現が類似しているほか、禅師号の作成に参考となるような逸話が挿入されているなどから、二人が連続する永平寺住持であるということもあって、同一の人物が起草したものである可能性も考えられる。

また恐らく禅師号を受けた際に、独庵を訪ね、融峰に送った偈頌が残っているほか、翌年正月に融峰が独庵に偈頌を送り、それに対しての偈頌も残っている（『独庵玄光護法集』一五八頁）。

永平寺住持としては、元禄八年四月三日に、元禄十五年の道元禅師四五〇回大遠忌に向けて「勧化疏」を発し、客殿を新築しており（『永平寺史』八三七～八三八頁）、その様子を卍山

が「賀永平建客殿偈序」として賛している（『卍山広録』三十、『曹洞宗全書』語録二・六〇二～六〇三頁）。また卍山は、永平寺で融峰と面会した際に偈を呈している（「登永平融峯禅師」、『卍山広録』三十九、『曹洞宗全書』語録二・七五四頁）。

さらに、元禄十一年七月二十四日の木下道正（一一七一～一二四八）四五〇回忌に因んで、その木像を承陽庵に安置しており、その際の法語や点目回向が『道正庵備忘集』（永平寺所蔵道正庵文書）に収録されている（『永平寺史』八四一頁）。[44]また、同年に発給した文書が勧修寺家に所蔵されている。

さらに、常恒会地の免翰を、融峰の署名が確認されている限りでは、十九箇寺に発給しているが、その中に歴住地の泉岳寺・本光寺[45]も含まれる（【表】融峰本祝発給常恒会地免翰一覧参照）。本光寺には、常恒会地の免許が出たことに因んで、祝儀金二百疋を贈っているほか、元和九年（一六二三）の火災以来、堂宇のなかった本光寺に対して、その諸堂の再建を支援している（『本光寺史』二八～三一頁）。これに加えて、宇治興聖寺（京都府宇治市）が、元禄六年に、諸堂再興のため、常恒会を一旦停止したが[46]、これを元禄八年に再開するに際して助力している。[47]また、宝慶寺（福井県大野市）二十八世寂心雲波（一六二五～一六九九）に金六十両を下付し、法堂を再建させている。[48]

さらに、年時は不明ながらも、芙蓉道楷（一〇四三～一一一八）が把針したとされる頭陀袋に墨書を記している（『文書編』三No.17・18）。他にも、損傷が激しく内容は不詳であるが、元禄七年二月二十九日に発給した文書が残っている（「永平寺三十五（六）世融峯書」、山口県文書館請求記号：桂家〈下関市長府〉六九一、署名・花押部分のみ本稿に掲載、【写真1】参照）。

末寺に関する事項として、まず、朽木興聖寺（滋賀県高島市）の開山は懐奘（一一九八～一二八〇）であることを晃全が認めたことに対して、雲波が、従来通り祚玖を開山とするようにと異議を唱えた。これにさらに興聖寺九世霊源夷徹（？～一七〇六）が反論し、晃全の決定を維持するよう永平寺に求めたため、融峰は元禄八年四月二十三日に、夷徹の主張の通りとするよう、夷徹の書状に裏書して助証している。[49]また『永平寺年表』には、元禄八年八月二十九日に、「城州殊村福田寺へ入院披露につき、七ヶ条の掟を下す。（永平寺古記録）」とある（一一一頁）。さらに、元禄九年十月二十七日に、大慈寺（熊本県熊本市）を永平寺末とする江戸幕府の裁定が下された。[50]その際の大慈寺住持であった、七十七世龍谷宗吟（？～一七一四）は、元禄九年十二月に永平寺に上り、融峰と面会しているが、その後、融峰が名代として派遣した祥堂との間で問題が起こり、元禄十四年の裁判で最終的に大慈寺住持に戻ることとなった。[51]

永平寺時代の弟子として、『永平寺前住牒』には、嗣法師

が「永平寺本祝」である人物が二名おり、元禄九年四月二十六日、越後永安寺「伝秀」、元禄十二年三月二十三日、城州福田寺「了堆」が挙げられる（『永平寺前住牒』三十三、『傘松』九〇〇号、二〇一八年九月）。また『永平寺史』では、「墓前の常夜灯銘には、融峰の随徒として白室・儀全・万機・林峰・耆仙・霊源・異玄・文光・発岑・鉄発等の名がある」と指摘されている（八四三頁）。

このように、道元禅師四五〇回大遠忌の準備と、それに向けた伽藍の復興に力を尽くすも、元禄十二年五月十四日に八十二歳で示寂している。従来の元禄十三年示寂説では、元禄十二年の春に永平寺を退院し、その後の動向は不明とされているが、実際には退院せずに永平寺で示寂したのであろう。その後、元禄十二年七月二十三日に、白室・儀全[52]・耆仙が祠堂金の残金を書き上げ、次代の石牛に引き渡している（「融峰本祝代祠堂金覚」、『文書編』三No.20）。歴代住職地は、永福寺、泰雲寺、善増寺、本光寺、龍海院、泉岳寺、總寧寺、永平寺で、開山地は、広蔵院（山梨県山梨市）・洞泉寺・福田寺（以上京都府京都市）、二世となった寺院は大洞寺（岐阜県、現在廃寺）、法龍寺（愛媛県松山市）である（『永平寺史』八四三頁）。

八、『聞書抄』の存在を伝えた「師」について

元禄年間の永平寺においては、後代の『正法眼蔵』研究に大きな影響を与えた事業が、二代連続で行われた。一つは、晃全による晃全本『正法眼蔵』九十六巻の結集・編輯[53]であり、もう一つは、融峰による『正法眼蔵聞書抄』の施入である。

融峰は、元禄十年に、眉山道庸（？～一七五六）に命じて、泉福寺（大分県国東市）影室に秘蔵されている『聞書抄』を書写させ、同年に永平寺に献納させている（『正法眼蔵影室』、『禅籍編』三No.19・『文書編』三No.15）。融峰は、献納を受けて、眉山から依頼されて行った上堂語の冒頭部で、以下のように述べている。

乃曰、山僧昔伝之於師、正法眼蔵抄影室者在于世。於是竈勉求之幾乎、五十載未三曽見其書。第恨於何室、深秘不出之。迄今董席於本山、其書抄、緬自鎮西泉福到。

これによれば、融峰は、「師」より『聞書抄』の存在を聞かされたが、それから五十年間、この書を見ることはできなかったとしている。そして永平寺に住持するに至って、泉福寺からこの書が届き、その喜びを以下に引き続いて述べ、「先師骨臭得披嚢」と表現している。

つまり、融峰が『聞書抄』の存在を聞いたのは、元禄十年（一六九七）から五十年前、慶安三年に泰雲寺に輪住する前頃ということになる。そして、その頃に存在を伝えた可能性がある「師」で、名前が明らかな人物は、受業師の月珊祐呑、

参学の師の天国　春、「泰雲寺輪住牒」に記される嗣法師の樹嶽省忠、『曹洞宗全書』大系譜に記載される嗣法師の普秀宗天のいずれかであろう。

天国は、「目子」に詳細に記されるように、融峰に大悟の機縁を与えた最も重要な師であり、月珊・樹嶽・普秀は、周辺に覚隠書写『正法眼蔵』の再写本を所蔵する瑠璃光寺（山口県山口市）等があることや、泰雲寺輪住寺院の一つに、泉福寺と同国に所在する安楽寺（大分県玖珠郡玖珠町）があることなどから、『正法眼蔵』や『聞書抄』との関係性が考えられる環境にある。

現時点の情報では、特定には不完全な部分があり、また三者共に一長一短があるため、その確定は困難であるが、本稿では暫定的に、周辺状況及び時期的な関係を重んじて、樹嶽か普秀のいずれかであるとしておきたい。

九、本稿の結論―融峰の人物像

以上本稿では、融峰の伝記について、現在判明している事項を整理しつつ、関連する諸問題について論じた。融峰は、各住職地の伽藍整備・復興や、道元禅師四五〇回大遠忌の準備などを行うことのできる、能力のある禅僧であると共に、出世の後は、歴代の住職地に対しての報恩行を行っていたことが改めて明らかになった。

その行状を評価するならば、因院易嗣を繰り返したり、代語による宗旨の表明を行ったりし、また晃全の世代改めを踏襲しなかったり[54]するなど、元禄十六年になされた一師印証の裁断以前の、中世から近世初期における曹洞禅僧としては、典型的な部類の人物であると言える。その一方で、曹洞宗政の整備が進み、また当時機運が高まっていた古規復古・宗統復古運動を通じて、中世の流れを汲む制度・教学が、少しずつ近世的なものへと転換しつつある時期の中で、『正法眼蔵聞書抄』という、近世・江戸宗学の中核を担う典籍を永平寺に伝来させたという側面もある。そのようなことから、この転換期を代表する人物であると言えるのではないか。今後、さらなる伝記史料の蒐集を要すると共に、再評価もまた必要である。

注

（1）泰雲寺は、創建時は闢雲寺と称されていたが、慶長十四年（一六〇九）の小早川隆景（一五三三～一五九七、黄梅院殿三品泰雲紹閑大居士）十三回忌の際に、闢雲寺を位牌所に定めたことを受けて、泰雲寺に改称された。『闢雲志』上巻一一一頁、下巻九一頁参照。

（2）　山口県文書館本の謄写年代は、各冊巻首に「大正二年十二月二十日」の印が押されていることに依る。また山口県文書館本は、丁数ではなく頁数を記載しており、刊本『闢雲志』もこれに準じているため、本稿においても該当箇所を頁数で記載する。

（3）『永平寺史料全書』禅籍編（以下、『禅籍編』）二（大本山永平寺、二〇〇三年十二月）No.40・『永平寺史料全書』文書編（以下、『文書編』）二（大本山永平寺、二〇一七年二月）No.22。

（4）『禅籍編』三（大本山永平寺、二〇〇五年二月）No.13・『文書編』二No.115。

（5）『禅籍編』三No.20・『文書編』三No.21。

（6）　恐らく、明治三年七月二十八日に總持寺が独住制に移行したことから（『曹洞宗近代教団史』、曹洞宗総合研究センター、二〇一四年三月、一二〇頁）、泰雲寺もこれを受けて、明治三年八月十六日の交代後、翌年は交代しないこととし、そのまま独住制に移行することにしたのであろう。なお各寺の輪住制は、最終的には明治七年五月二十日、教部省第三号布達「出張所或ハ別院ノ外輪番廃止ノ件」（伊達光美『日本宗教制度史料類聚考』、巌松堂書店、一九三〇年四月、六七二頁、三七八号文書）によって廃止された。

（7）　遠藤廣昭氏は、「周防国闢雲寺の輪住制について」（『駒沢史学』第九十一号、二〇一八年十二月。以下、「遠藤論文」）において、泰雲寺五院の成立は、延宝二年以前であること、近世期に泰雲寺五院が成立してからは、泰雲寺の運営をこの五院と輪住者が中心に行っていたことを指摘している（二五頁、四五頁）。

（8）　山口県曹洞宗布教研究会編『曹洞宗山口県総合寺院名鑑』（曹洞宗山口県宗務所、二〇一〇年十二月）四一頁。

（9）「遠藤論文」一三頁。

（10）　刊本『闢雲志』には「従（ヨリ）当代入院一八月渡（ハテガツワタシ）」とあるが、本稿では山口県文書館本に従って記した。

（11）『永平寺史』八四三頁、『曹洞宗文化財調査目録解題集』六　関東管区編（曹洞宗宗務庁、二〇〇三年三月）七〇五頁。

（12）『曹洞宗文化財調査目録解題集』六・五一五頁、典籍4(5)。

（13）　以下の『總持寺住山記』に関する記載は、納冨常天・尾崎正善編『住山記―總持禅寺開山以来住持之次第―』（大本山總持寺、二〇一一年十一月）に依る。世代数から該当箇所が特定可能なため、頁数の記載は略した。

（14）『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』Ⅱ（埼玉県教育委員会、一九八四年三月）二一一頁、『新編埼玉県

史』資料編十八　中世・近世　宗教（埼玉県、一九八七年三月）四九八頁、『児玉町史』近世史料編（児玉町、一九九〇年三月）五三七頁。

(15)『原文対照現代語訳道元禅師全集』十三（春秋社、二〇〇〇年六月）二一〇頁。その他、真字『正法眼蔵』上五十四則（『原文対照現代語訳道元禅師全集』十四、春秋社、二〇〇七年十二月、一三一～一三二頁）、『碧巌録』十一則（本則評唱）（『碧巌録』上、岩波書店、一九九七年九月、一六九～一七〇頁）等参照。なお、この問答の成立については、『馬祖の語録』（禅文化研究所、一九八四年六月）「〔五三〕百丈の大悟」の注記（一六九～一七〇頁）が詳しい。

(16) 無著道忠（一六五三～一七四五）『禅林象器箋』十二、『禅学叢書』九（中文出版、一九七九年十二月）四七八頁。

(17) 卍山伝は、鏡島元隆『日本の禅語録』十八　卍山・面山（講談社、一九七八年三月）三二二～三二三頁及び「永平寺前住牒」十七（『傘松』八八四号、二〇一七年五月）に、晃全伝は、『文書編』三・一三頁に依る。

(18) 卍山の場合は実際に二十年が経過してからであり、晃全は数えで二十年であることから、厳密には一年の差がある。いずれにせよ、首座を務められる年になるのを待って、比較的早期に務めていることが分かる。

(19) 駆烏沙弥とは、「三沙弥の一。七歳から一三歳までの小僧。僧侶の食事を妨げ奪おうとする烏を駆り、追い払う仕事に携わった」（『新版禅学大辞典』、大修館書店、二〇〇〇年六月六刷、二四二頁）というもので、応法沙弥とは、「応法は得度作法に応ずること。沙弥は、比丘になる前の準備期の一四歳から一九歳までの少年僧のこと。得度のとき、一定の儀式に応じて十戒を受けることから名付けられたもの」（同前一二五頁）というものである。実際に、道元禅師も受業したのは、建保元年（一二一三）、十四歳の時である（『道元禅師全集』一、春秋社、一九九一年十月、五一一頁、本誌所収「翻刻・長円寺本『永平三祖行業記』」参照）。

(20) 遠藤氏は、近世後期の文化二年（一八〇五）に発給された輪住請状から、「闢雲寺の運営は近世にはいると五院体制となるが、次の住持への請状は現住から出される体制であったことがわかる」と指摘している（「遠藤論文」四六頁）。そのため、次代の輪住者の指名を受けるためには、その前年には輪番地に住持している必要がある。

(21) 中野何必氏は、「近世曹洞宗における遍参僧の修行と法臘」（『日本仏教教育学研究』第二十八号、二〇二〇年三月）において、「曹洞宗僧徒出世階級書上」等から、「現存史料から察するに、当時の法臘は法幢地への入衆

の時点から単純に年数を数えていた」と推定している（四八～五四頁）。従って実質的には、沙弥になった年、あるいはその翌年が起算年になる場合が多く、沙弥から上座になるまでの期間は極めて短いことが分かる。融峰が出家した頃は、まだ三法幢地等の制度が存在しないことから、受業して沙弥になった年、あるいはそれを受けて入衆した年から数えていたのではないかと思われる。そして融峰は、一度受業せずに駆烏沙弥となったため、その起点が問題になる。なお、中野氏は、横関了胤『江戸時代洞門政要』（東洋書院、一九七七年一月）における、「会下称号地」の、「洞門に於ては多く随意会格の寺院に附与されたるもので近代の叢林、認可僧堂の如きものである」（八四〇頁）という解釈に疑問を呈している（六六頁、注〈9〉）。この解釈は、栗山泰音『總持寺史』（大本山總持寺、一九三八年三月、七〇九～七一一頁）の引用であり、詳細はそちらに記されている。また「会下称号地」に関する史料としては、迦葉院（埼玉県久喜市）文書（「会下称号免許願一札」、『新編埼玉県史』資料編十八・三八八～三八九頁）、宝慶寺文書（『大野市史』一　社寺文書編、一九七八年三月、五九九～六〇〇頁、文書二十・二十一、六二〇～六二一頁、文書三十五・三十六）等がある。特に迦葉院文書に依る限りでは、栗山氏・横関氏の解釈は的を外れたものとは言い難いと思われるが、その運用の実態も含めて、さらなる検討が必要である。

（22）『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』Ⅱ・三九～四〇頁。

（23）『江戸時代洞門政要』二二二頁。なお、この文言が記載される法度は、融峰も總寧寺時代に関与したものである。

（24）田中洋平氏は、『近世地方寺院経営史の研究』（吉川弘文館、二〇一九年八月）において、首座を務めるに際して作成された「時代証文」の記載内容と、実際の法臘との間に乖離がある可能性を指摘しつつ、その理由について、「曹洞宗内における規定を弾力的に運用していたのではなく、寺僧それぞれがその規定に沿うように自身の経歴を曲筆していたと考えられる。換言すれば、僧階の昇格にあたっては、やはり一定程度の「法臘」が必要であるという認識が存在していたことを改めて指摘しておきたい」と述べている（一八〇頁）。田中氏（一五九頁）、中野氏（本稿注〈21〉論文五四頁）が引用する近世後期の「時代証文（時代書）」と、本稿で挙げた四人の「目子」を比較すると、「目子」は「時代証文」の内容をほぼ含んでいることが分かる。従って「目子」は、永平寺住持として禅師号を

得るための最も公的な「時代証文」である、あるいは「時代証文」の箇条書きを文章体に整えたものと解釈することもできる。ここから融峰も、「目子」において、首座を務めた際の記載を曖昧にしつつ、修行歴をやや誇張するような形で、「その規定に沿うように自身の経歴を曲筆」することを試みているのではないかと考えられる。

（25）『曹洞宗全書』の底本は、本光寺蔵本を大正九年十一月に謄写した駒澤大学図書館所蔵本である（請求記号：H115/59）。

（26）『太明山本光寺伝記』と「祠堂金序」の一部は、『本光寺文書』の口絵に画像が掲載されている。

（27）『曹洞宗宗宝調査目録解題集』二　東北管区編・北海道管区編（曹洞宗宗務庁、一九九四年九月）六一頁、文書26。

（28）本稿における史料名は、『新編埼玉県史』資料編八（埼玉県、一九八六年三月）に依る。龍淵寺蔵本を、東京大学史料編纂所が謄写したものが底本で、その複写本が駒澤大学図書館に収蔵されている（『武蔵国龍淵寺歴住略年譜』、請求記号：H115/245）。

（29）『新編埼玉県史』資料編八・四八一頁。句読点は筆者の判断で一部改めた。

（30）『新編埼玉県史』資料編八・四八三頁。なおこの頁には、「一、四年（永禄）霜月廿五日、總持寺炎上」の記事がある。拙稿「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（三）―七十五本及び真字本について―」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』第七十八号、二〇二〇年三月）では、『永平寺史』の總持寺永禄元年頃火災説（四四七頁）を採用したが、この記事を踏まえて訂正すると共に、『永平寺史』の推定の根拠となる「会津示現寺沙汰書」の、各文書の年代比定も修正されるべきであるかもしれない。また同論文中における、「馬州菟束庄（兵庫県美作市）」（一二一頁）は、「馬州菟束庄（兵庫県美方郡香美町村岡区）」の誤りなので訂正しておく。

（31）『江戸幕府寺院本末帳集成』上（雄山閣、一九八一年十一月）四五三頁。

（32）渡辺武雄氏には、関連書として『玉龍山大聖院史』（大聖院、一九八五年四月）がある。

（33）龍淵寺に本光寺を出たことを伝えたことについては、『龍淵寺年代記　一』の、「（大永）元年三月十一日、大朝佐野殿与不和而、本光寺ノ縁ヲ切也（「三月」ノ左、「十一日、像天」、「不和」ノ右、「龍淵寺ヘ披露也」アリ）」（『新編埼玉県史』資料編八・四八一頁）の記事より補って記した。また、その他の記載は、主に『成田記』（『行田市史』資料編古代中世別冊、行田

市史編さん委員会、二〇一二年三月、九～一〇頁）の記載に依った。

(34) 渡辺氏の比定（前掲渡辺氏論文二一頁）に従った。渡辺氏が論文で挙げる史料の中で、『成田記』は「簗田中務少輔」とするが（同前一一頁、注〈33〉参照）、それ以外の資料は「簗田中務大輔」とする。そして後者であれば簗田晴助（一五二四～一五九四）になるため、渡辺氏は前者を用いて判断しているのであろう。なお、持助の没年は「一説」（佐藤博信『古河公方足利氏の研究』、校倉書房、一九八九年十一月、三七七頁）であることに注意。

(35) 簗田氏と義氏が決定的な対立関係に入ったのは、天正二年の第三次関宿合戦以降と見られ（『古河公方足利氏の研究』三七四頁）、この時期にどのような対立関係にあったのかは不明である。

(36) この鐘は、貞享三年に再鋳された後、昭和十六年（一九四一）の「金属類回収令」による供出のため現存しないが、再鋳された鐘の拓本が存在するようである（石田肇「群馬県梵鐘年表稿」、『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編第四十七巻、一九九九年、八〇～八一頁）。

(37) 「伝英」は、本光寺十五世盛岩伝栄（?～一六八五）であろう（『本光寺史』六三頁）。なお、本光寺十六世了然周呑（?～一六九一）は、寛文十年十一月二十三日に、永平寺三十世光紹智堂（一六一〇～一六七〇）代の祠堂金を書き上げた人物の一人である（『文書編』二№88）が、この記載と、周呑は伝栄の法嗣であるという『曹洞宗全書』大系譜（八七〇頁）の記載を踏まえれば、恐らく永平寺を出た後に、周呑は融峰の孫弟子になったことになる。

(38) 「益雲」は、本光寺十九世青山益雲（?～一七一二）であろう（『本光寺史』六三頁）。「上州大昌院」は不明。

(39) 本光寺の末寺については、鏡島宗純編『延享度曹洞宗寺院本末牒』（名著普及会、一九八〇年八月）二二五～二二六頁、『本光寺史』六一頁参照。

(40) 長府藩主毛利家の墓所は、笑山寺・泉岳寺の他に、功山寺（山口県下関市）、覚苑寺（同前、黄檗宗）にも所在し、この内、山口県内に所在する三箇所の墓所は、山口県指定文化財になっている（『新版角川日本地名大辞典』笑山寺・功山寺・覚苑寺項、『日本歴史地名大系』泉岳寺項参照）。

(41) 『玄沙広録』の序は、『玄沙広録』上（禅文化研究所、一九八七年六月）に訓注されている。

(42) ただし、貞享五年九月一日に泰雲寺五院と泰雲寺二一三世徳巌養存（一六三二～一七〇三）が協議して

定めた「月光山寺法ノ之事」の第一条には、「一　毎年両結制江湖執行ノ之法式、衆僧員数（インジュ）、永平寺壁書ノ之旨、謹テ而可シ相守ルル事」（上巻一〇一頁）とあり、常恒会地となる前から夏冬に結制を置いていたことが分かる。そして元禄期以降における常恒会地等の設置は、このような僧堂教育を制度化し、関三刹や幕府が管理できるようにするための仕組みである可能性がある。ただし、融峰がその資格がないにも関わらず、泰雲寺で結制を行ったか、さらには「月光山寺法ノ之事」成立以前にも結制を常に行っていたかは不明であり、当時の泰雲寺五院の支援を受けて行った可能性、あるいは「月光山寺法ノ之事」成立後の輪住者は、法幢を建てる資格がある者に変わった可能性も考えられるが、それについては今後の課題としたい。

（43）『總持寺調査報告書』（『横浜市文化財調査報告書』第二十八輯の二、横浜市教育委員会、一九九七年三月）一三〇頁、B資料八〇五号文書。

（44）「永平寺本祝書状」、大久保道舟編『曹洞宗古文書』拾遺（筑摩書房、一九七二年六月）五七～五八頁、二〇五五号、二〇五六号文書。

（45）融峰は、本光寺に常恒会地の許可が出た日と同日付で書翰を記して同封しており、許可が出るまでの詳細な経緯が記載されている（『本光寺文書』一五頁）。これによれば、孟春（一月）に本光寺から関三刹に願い出て、（二月カ）十八日に寺社奉行本田紀伊守（本多正永、一六四五～一七一一）の評席を経て、関三刹からその結果が永平寺に伝えられ、永平寺が許可を出す、という流れを経たようである。従来、どのような審査過程を経て常恒会地に認定されるのか明らかではなかったため、注目される史料である。また、元禄十六年二月に普門院（埼玉県さいたま市）から関三刹に提出された常恒会地申請の願書「乍恐以書付常恒結制奉願候事」から、「常恒会地の条件は、一、朱印地か黒印給地（大名、旗本の寺領寄進地）、二、本寺か僧録寺、三、常恒会維持のため檀越（檀徒）から永代寄進の基本財産があることの三つを具備している必要があった」ことが指摘されている（『埼玉県教育史』二、埼玉県教育委員会、一九六九年三月、三二六～三二八頁）。この条件については、本稿注（14）で挙げた、長泉寺の常恒会地の申請文書も同様の内容を挙げており、長泉寺の場合はさらに、檀徒・末寺が連署して支えていく旨の文書も付されている。本光寺に関して言えば、徳川家光（一六〇四～一六五一）から朱印を得ており（『本光寺史』二四頁）、末寺二十五箇寺を有し（同前六一頁）、前掲の祠堂金百両をはじめ、一定程度の寺領を有していた（同前一九～二五頁）ことから、

常恒会地となる条件を具備していると言える。そしてこの条件を成文化したのが、『總持寺史』（七二三～七二四頁）に引用される、享保十年（一七二五）の「掟」であろう。また一方で、瑠璃光寺（東京都港区）五世田翁牛甫（？～一七二四）は、融峰代の元禄十年春に常恒会地の申請をしているが、関三刹の判断により、申請を取り下げるよう指示を受けたようである（『宗統復古志』下「田翁独訟于官府」、『続曹洞宗全書』室中・五六七頁）。

（46）「口上」、守屋茂編『宇治興聖寺文書』一（同朋舎出版、一九七九年十一月）二一四～二一五頁、一五六号文書。

（47）「仏徳山興聖宝林禅寺常法幡再興施入之事」、『宇治興聖寺文書』一・二一九頁、一六一号文書。

（48）「棟札」、「曹洞宗文化財調査目録及び解題」№二八〇（『曹洞宗報』第八七五号、二〇〇八年八月）一三三頁、聯・額16。

（49）「控証文之事」、『永平寺史』一九六～一九七頁、「曹洞宗文化財調査目録及び解題」№二七九（『曹洞宗報』第八七四号、二〇〇八年七月）一一一頁、文書13。

（50）『文書編』三№13、『寒巌派の歴史と美術』（熊本県立美術館、一九八六年十月）四四頁、一〇六頁。

（51）『寒巌派の歴史と美術』一〇六～一〇九頁。

（52）儀全について、『文書編』三・注（6）（一二八頁）では、『永平寺史』（八四二頁）の説を受けて、正伝寺（滋賀県高島市）六世安山儀全（一六六四～一七四三）と判断している。その理由を補足すると、面山瑞方（一六八三～一七六九）『面山逸録』三「江州正伝中興安山儀全寿像」に、「自称ス祖（マヽ）球和尚之復肉ト、曽喫ス本祝禅師之老拳ヲ」（『続曹洞宗全書』語録二・五七四頁）とあるためである。なお、『文書編』三の注に「儀全」の候補として挙げられている、「元禄八年五月一〇日に西林寺（群馬県前橋市）より瑞世した人物（嗣法師「本光寺（栃木県佐野市）良堂」）」は、西林寺（栃木県佐野市、本光寺末）四世大拙義全かと思われ（『曹洞宗全書』大系譜・八七〇頁）、「良堂」は、本光寺十七世良堂儀鑑（？～一七〇八）であろう（『本光寺史』六三頁）。良堂は、本光寺が常恒会地になった時の住持である。

（53）晃全本『正法眼蔵』の概要については、拙稿「版橈晃全の活動と晃全本『正法眼蔵』」（『傘松』第八九一号、二〇一七年十二月）を、詳細な検討については、拙稿「晃全本『正法眼蔵』の本文編輯について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第十六回、二〇一五年十月）、「晃全本『正法眼蔵』の成立過程に

ついて（上）―編輯段階試論―」（『駒澤大学仏教学部論集』第四十七号、二〇一六年十月）、「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（下）―寛巌書写本・「行持」巻・「陞座」巻をめぐる諸問題―」（『駒澤大学禅研究所年報』第二十八号、二〇一六年十二月）を参照されたい。

(54) 永平寺における世代改めの問題については、熊谷忠興「三百回忌を迎えた晃全禅師」（『傘松』第五八一号、第五八三～五八六号、一九九二年二月、四～七月）及び前掲拙稿「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（下）」参照。

付記　本稿執筆に当たって、所蔵史料の使用許可を頂きました山口県文書館様、貴重なご教示を賜りました、曹洞宗文化財調査委員会主事の伊藤良久様、永平寺学術事業推進室の長谷川幸一様に誌して感謝申し上げます。

キーワード：『正法眼蔵聞書抄』、『正法眼蔵影室』、『闢雲志』、泰雲寺、本光寺、龍海院、泉岳寺

【表】融峰本祝発給常恒会地免翰一覧

年　月　日	寺　院　名	差　出	祖院史料番号
元禄　六年（一六九三）　四月二十八日	豪徳寺（東京都世田谷区）	永平寺融峰	
	泉岳寺（東京都港区）	永平寺融峰	
	孝顕寺（当時福島県白河市）	永平寺融峰本祝	
	鳳仙寺（群馬県桐生市）	永平寺融峰	免牘三三七
	芳全寺（栃木県真岡市）	永平寺融峰	免牘三九三
	永源寺（群馬県藤岡市）		
	瑞光寺（栃木県鹿沼市）		
元禄　六年（一六九三）　四月	興源寺（栃木県鹿沼市）		
元禄　六年（一六九三）　五月　八日	長年寺（群馬県高崎市）		
	龍門寺（群馬県高崎市）		
元禄　六年（一六九三）　五月二十八日	関川寺（福島県白河市）	永平寺融峰	免牘一五
元禄　六年（一六九三）　六月　五日	長国寺（長野県長野市）	永平寺融峰	
元禄　六年（一六九三）　八月二十三日	宝円寺（石川県金沢市）		
元禄　六年（一六九三）　九月　五日	瑞龍寺（富山県高岡市）		
元禄　六年（一六九三）　十月二十八日	貞祥寺（長野県佐久市）他四箇寺	永平寺・関三刹	免牘一六
元禄　七年（一六九四）　二月二十三日	長禄寺（福島県須賀川市）	永平寺本祝	免牘一七
元禄　七年（一六九四）　三月二十五日	大澤寺（長野県大町市）	永平寺本祝	
	海応院（長野県小諸市）	永平寺本祝	

元禄　七年（一六九四）七月　十一日	顕聖寺（新潟県上越市）		
元禄　七年（一六九四）八月　十六日	大隣寺（福島県二本松市）	永平寺本祝	免牘一九
元禄　七年（一六九四）九月　六日	能持院（栃木県芳賀郡茂木町）		
元禄　八年（一六九五）二月二十六日	善長寺（群馬県館林市）	永平寺本祝	免牘三九五
元禄　八年（一六九五）三月　五日	普済寺（群馬県館林市）	永平寺本祝	免牘三三八
元禄　八年（一六九五）三月　八日	松学寺（茨城県かすみがうら市）	永平寺本祝	
元禄　九年（一六九六）二月二十六日	本光寺（栃木県佐野市）	永平寺本祝	免牘三三九
元禄　十年（一六九七）三月　八日	管天寺（茨城県稲敷市）		
元禄　十年（一六九七）十一月　七日	普広寺（新潟県柏崎市）	永平寺本祝	免牘三二五
元禄　十年（一六九七）十一月十七日			免牘二二
元禄　十年（一六九七）冬	長林寺（栃木県足利市）		
元禄十一年（一六九八）六月　四日	龍澤寺（愛媛県西予市）	永平寺本祝	免牘二五
元禄十二年（一六九九）三月二十二日			免牘二六
元禄十二年（一六九九）三月二十二日	永昌院（山梨県山梨市）	永平寺本祝	

※出典一覧

豪徳寺…世田谷区立郷土資料館編『豪徳寺―文化財綜合調査報告―』（東京都世田谷区教育委員会、一九八七年三月）二三〇頁。泉岳寺・永昌院…大中寺（栃木県栃木市）文書（『曹洞宗文化財調査目録解題集』六・五六七～五六八頁、文書21・23、文書22に瑞龍寺も記載）。孝顕寺…孝顕寺（群馬県前橋市）文書（『曹洞宗文化財調査目録解題集』六・三九七頁、文書10）。大澤寺…大澤寺文書（「曹洞宗文化財調査目録及び解題」三一九、『曹洞宗報』九五一号、二〇一四年十二月、一一三頁、典籍1(14)）。長国寺・海応院…双林寺（群馬県渋川市）文書（『曹洞宗文化財調査目録解題集』六・四七一頁、文書18、20、文書19に大澤寺も掲載）。松学寺…『文書編』三No.10。本光寺

…『本光寺文書』（一四～一五頁）。長林寺…『長林伝灯録』（『曹洞宗全書』史伝上・六五三頁）。

「祖院史料番号」が記載されているものは『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』（日本近代仏教史研究会、二〇〇五年三月）に依った。前掲史料と重複する場合も記載した。

典拠が記載されていないものは、『總持寺史』（六八八～六九二頁）に依った。なお、瑞龍寺の常恒会地の免翰は、總持寺五院が発給している（『曹洞宗文化財調査目録解題集』七　北信越管区編、曹洞宗宗務庁、二〇〇六年、六七八頁、文書18、『總持寺史』七二八～七二九頁参照）が、總持寺祖院文書（末寺八五三）に九月十九日付「書状（拙寺常結制永平寺より被仰付候様ニ付）」があるため、本表においても暫定的に記載した。その他、『總持寺史』の記載を引用したものも、必ずしも永平寺が発給したものではない可能性もあるため注意。

永平寺三十六世融峰本祝主要事績略年譜

年	西暦	月日・時期	年齢	事項
元和四年	一六一八	この年	1	誕生。俗姓は戸川氏、周防国吉敷郡（山口県山口市及び宇部市・防府市の出身（『融峰本祝目子』・『泰雲寺輪住牒』、共に『闢雲志』所収）。
寛永五年	一六二八	この年	11	出家し、法明院（山口県山口市）の月珊祐呑の下で駆烏沙弥になる（『目子』）。
寛永七年	一六三〇	八月十六日	13	月珊が泰雲寺二五六世として輪住するに際して、これに同行する（『泰雲寺輪住牒』・『覚隠永本画像寄進添状』、『闢雲志』所収）。
寛永八年	一六三一	八月十五日以前	14	応法沙弥になったのを受けて、泰雲寺輪住中の月珊に就いて受業する（『目子』・『添状』）。
寛永十三年	一六三六	この年	19	月珊の下を出て、諸国遍参の旅に出る（『目子』）。
正保四年	一六四七	この年	30	いずれかの地にて首座を務めたものと思われる（駆烏沙弥になってから二十年目）。
慶安元年	一六四八	この頃まで	31	長泉寺（埼玉県本庄市）十三世天国　春に出会い、「百丈参馬祖因縁」の公案を参究する（『目子』）。
慶安元年	一六四八	この頃	31	「先師」より『正法眼蔵抄影室』の存在を聞く（『正法眼蔵影室』献納上堂語、永平寺所蔵）。
慶安元年	一六四八	この年	31	永福寺（山口県山口市）五世樹嶽省忠から嗣法を受け、樹嶽の後を嗣いで永福寺に入り（『泰雲寺輪住牒』）、泰雲寺輪住の請状を受けたものと思われる。
慶安二年	一六四九	八月十六日	32	永福寺から泰雲寺一七五世として輪住する（『泰雲寺輪住牒』）。
慶安三年	一六五〇	八月十五日	33	泰雲寺一七五世としての輪住を終える（『泰雲寺輪住牒』）。
慶安四年	一六五一	この年	34	泰雲寺の風呂を新造し、また伽藍の造営を訴え、二代にかけてこれを整える（『泰雲寺輪住牒』）。
万治三年	一六六〇	この頃	43	天国　春の元に戻り、一偈を呈した所、一掌を以て境涯を認められる（『目子』）。
万治三年	一六六〇	十二月八日	43	本光寺（栃木県佐野市）十四世竿谷雲刹より嗣法する（『太明山本光寺伝記』、本光寺文書）。
万治四年	一六六一	三月十三日	44	善増寺（栃木県佐野市、本光寺末）から永平寺にて瑞世する（『永平寺前住牒』、永平寺文書）。
寛文元年	一六六一	六月二十八日	44	雲刹が示寂し（『太明山本光寺伝記』）、この頃本光寺に入院する（『目子』）。
延宝五年	一六七七	十月中旬	60	山陰徹翁が龍淵寺（埼玉県熊谷市）から總寧寺（千葉県市川市）に晋住するに際して、使僧・贈り物を差し上げるも受け取りを拒否される（『本光寺文書』）。
延宝五年	一六七七	この年	60	總寧寺徹翁に再度使僧を送るも、受け取りを拒否される（『本光寺文書』）。
延宝六年	一六七八	一月二日	61	九年前より檀徒が貯蓄を始めた祠堂金が百両に達したことを受け、この経緯を「祠堂金序」を著して記録する（『本光寺文書』）。
延宝六年	一六七八	一月二十二日	61	龍淵寺に対して、大聖院（茨城県古河市）の帰属を巡る訴訟を、總寧寺に提起する（『本光寺文書』）。
延宝六年	一六七八	この年	61	寺社奉行まで訴訟を上げず、大聖院は龍淵寺末のままとし、また本光寺と龍淵寺の交流を再開することで決着する（『本光寺文書』）。
延宝八年	一六八〇	この年以前	63	本光寺における「冬安居から夏安居送行までの約一年分の代語」を、『融峯本祝禅師代』（旭伝院〈静岡県焼津市〉岸澤文庫蔵）として記録する（安藤嘉則『中世禅宗文献の研究』）。
天和元年	一六八一	この年以前	64	本光寺諸史料を蒐集して、『太明山本光寺伝記（本光寺開創記）』を著す（『太明山本光寺伝記』）。
天和元年	一六八一	五月十九日以降	64	前橋藩五代藩主酒井忠明（酒井忠挙）の要請により、龍海院（群馬県前橋市）に入院する（『龍海院文書』）。

貞享三年	一六八六	四月八日	69	忠挙より梵鐘が寄進され、その銘文を撰す（「龍海院文書」）。
貞享三年	一六八六	八月二日以降	69	長府藩三代藩主毛利綱元の要請により、泉岳寺（東京都港区）に入院する（「目子」）。
貞享四年	一六八七	この年	70	總寧寺に入院する（「目子」）。
元禄元年	一六八八	十月中旬	71	總寧寺で結制を行い、徳翁良高が助化する（『西来徳翁高和尚年譜』）。
元禄三年	一六九〇	十一月二十一日以降	73	東皐心越、融峰の依頼により、『玄沙広録』の「新刻玄沙録序」を撰述する（元禄三年刊『玄沙広録』）。
元禄五年	一六九二	八月	75	東皐心越、融峰の依頼により、泰雲寺中興三世覚隠永本の画像に対する賛を撰述する（「添状」）。
元禄六年	一六九三	二月二十四日以降	76	永平寺三十五世版橋晃全が示寂する（「天保十年記録」、永平寺文書）。
元禄六年	一六九三	三月上旬頃	76	永平寺三十六世として入院することが決定する（「目子」・「總持寺文書」）。
元禄六年	一六九三	三月下旬	76	泰雲寺に覚隠永本の頂像を「目子」と共に送る（「添状」）。
元禄六年	一六九三	五月二十八日	76	晃全代の役者覚巌春登等から祠堂金の引き継ぎを受ける（「版橋晃全代祠堂金覚」、永平寺文書）。
元禄六年	一六九三	九月十四日	76	「目子」を朝廷に提出する（「目子」）。
元禄六年	一六九三	九月十六日	76	「大証無得禅師」の禅師号を受ける（「禅師号直参内之覚」、永平寺所蔵道正庵文書）。
元禄六年	一六九三	九月頃	76	独庵玄光が融峰に偈頌を送る（『独庵玄光護法集』）。
元禄七年	一六九四	一月	77	融峰が独庵に偈頌を送る（『独庵玄光護法集』）。
元禄八年	一六九五	四月二日	78	元禄十五年の道元禅師四五〇回大遠忌に向けて「勧化疏」を発する（「大中寺文書」）。
元禄八年	一六九五	四月二十日	78	朽木興聖寺（滋賀県高島市）の開山が懐奘であると訴える書状に裏書し、これを証する（「宝慶寺文書」）。
元禄八年	一六九五	四月	78	宇治興聖寺（京都府宇治市）が常恒会を再開するに際して、その前年に行われた申請を助力する（「興聖寺文書」）。
元禄九年	一六九六	十月二七日	79	大慈寺（熊本県熊本市）を永平寺末とする、江戸幕府寺社奉行の裁断が下る（「永平寺文書」・「大慈寺文書」）。
元禄九年	一六九六	十二月八日	79	大慈寺七十七世龍谷宗吟が永平寺に上山し、融峰と面会する（「大慈寺文書」）。
元禄十年	一六九七	五月二十一日	80	眉山道庸、融峰の依頼により、泉福寺輪住に際して『正法眼蔵聞書抄』の書写を始める（『正法眼蔵影室』献納上堂語）。
元禄十年	一六九七	九月二十日	80	眉山、『正法眼蔵聞書抄』の書写を終える（『正法眼蔵影室』献納上堂語）。
元禄十年	一六九七	九月二十八日	80	『正法眼蔵聞書抄』が永平寺に献納され、眉山の依頼を受けて上堂する（『正法眼蔵影室』献納上堂語）。
元禄十一年	一六九八	七月二十四日	81	木下道正四五〇回忌に因んで、その木像を承陽庵に安置する（『道正庵備忘集』、永平寺所蔵道正庵文書）。
元禄十二年	一六九九	三月二十二日	82	龍澤寺（愛媛県西予市）・永昌院（山梨県山梨市）に常恒会地の免斡を発給する（「總持寺祖院文書」・「大中寺文書」）。現在確認されている最後の発給文書。
元禄十二年	一六九九	五月十四日	82	示寂（「泰雲寺輪住牒」）。一説元禄十三年（「天保十年記録」）、宝永七年（一七一〇）（「本光寺文書」）。
元禄十二年	一六九九	七月二十三日	82	融峰代の役者の白室・安山儀全・耆仙、祠堂金の残金を書き上げ、次代の石牛天梁に引き渡す（『融峰本祝代祠堂金覚』、永平寺文書）。

【付録】訓注「融峰本祝寄進添状」・「融峰本祝目子」

原文

見住安国山総寧禅寺融峯本祝、謹テ命二シテ画師一、写二泰雲中興覚隠師祖ノ肖像ヲ一、求テ賛ヲ於大明東皐心越禅師ニ一、遠ク送テ諸ヲ泰雲ノ常住ニ一、永ク鎮二山門ヲ一者ナリ。右惟レハ、本祝本ト防州ノ産、妙齢ニシテ投レシテ師ニ求二出家ヲ一。時ニ遇二本師ノ輪差住ルニ泰雲ニ一。祝モ亦随侍シテ登リ山ニ、方ニ許ス剃染ヲ一。及レ命スルニ法諱ヲ、書二一名ヲ一就テ祖ノ位前ニ、闔拈シテ得レ定レ名ヲ。故ニ今、以テ祖像ヲ寄ルニ泰雲ニ一者ハ、窃示レ不ルコトヲレ忘レ報本ヲ一云。

皆元禄六年癸酉三月下浣日　融峯本祝和南識ス。

（上巻四七～四八頁）

臣僧、名ハ本祝、字ハ融峯、俗姓ハ藤原戸川氏、周防ノ吉敷郡ノ人。十一歳ニシテ出家、投二シテ郡ノ之法明院月珊和尚一作ルニ驅鳥一。十四歳ニシテ剃髪受戒。十九歳辞師南遊、天涯海角、尋師ノ覓レ友ヲ、露宿風餐、廿余年、終見二武州長泉寺天国春禅師一。師挙下シテ百丈参二スル馬祖一因縁ヲ、問レ某。々数呈解ス。師皆不レ肯。後十余年、再ヒ参シテ師ニ呈二シテ一偈ヲ一曰、熟処難レ忘レ又到レル東ニ、青山不レ老旧家風、再参請益無二シ多子一、何事当時三日聾ス。師看了テ与二フ一掌ヲ一、某払袖去ル。自リ是罷

訓読

見住安国山総寧禅寺融峯本祝、謹んで画師に命じて、泰雲中興覚隠師祖の肖像を写し、賛を大明東皐心越禅師に求めて、遠く諸を泰雲の常住に送りて、永く山門を鎮する者なり。右惟れば、本祝、本と防州の産、妙齢にして師に投じて出家を求む。時に本師の泰雲に輪差住するに遇う。祝も亦随侍して山に登り、方に剃染を許す。法諱を命ずるに及んで、二名を書して祖の位前に就いて、闔拈して名を定むることを得たり。故に今、祖像を以て泰雲に寄せるは、窃に報本を忘れざることを示すと云。

皆に元禄六年癸酉三月下浣日　融峯本祝和南識す。

臣僧、名は本祝、字は融峯、俗姓は藤原戸川氏、周防の吉敷郡の人。十一歳にして出家、郡の法明院月珊和尚に投じて駆鳥と作る。十四歳にして剃髪受戒。十九歳にして辞師南遊、天涯海角、尋師し友を覓め、露宿風餐、廿余年、終に武州長泉寺の天国春禅師に見ゆ。師、百丈の馬祖に参ずる因縁を挙して某に問う。某、数呈解す。師、皆肯わず。後十余年、再び師に参じて、一偈を呈して曰く、熟処忘れ難く又東に到る、青山老せざる旧家風、再参請益多子無

参。住二院スルコト一乎（于カ）本光寺一廿余歳。至二テ天和辛酉一ニ、応二シテ上州前橋ノ城主酒井忠明之請一ニ、住二スルコト一龍海禅院一ニ五歳。至二テ貞享丙寅歳一ニ、随二テ長州ノ府主毛利綱元之請一ニ、住二スルコト一武州泉岳寺一ニ周歳。俄ニ以二テ釣命一ヲ、陞（ノボ）リ住スルコト二総寧禅寺ノ僧録事一ニ七歳矣。今ヤ也国名、使下シム臣僧本祝ヲシテ、灑中掃セ吉祥山永平寺上ニ、例応（マサ）ニ上リ二臣僧ノ之行実一ヲ、趨（ワシ）二テ于宸庭一ニ、仰二テ龍顔一ヲ拝スル賜号一ヲ上。欽テ録シテ二昇迹一ヲ、謹テ奏スルコト如シレ右ノ。

元禄龍集癸酉季秋十四冥　臣僧本祝頓首拝手。

伝奏執事閣下

（上巻四八頁）

し、何事当時三日聾す。師、看了りて一掌を与う。某、払袖して去る。是れ自り罷参。本光寺に住院すること廿余歳。天和辛酉に至て、上州前橋の城主、酒井忠明の請に応じて、龍海禅院に住すること五歳。貞享丙寅歳に至りて、長州の府主、毛利綱元の請に随て、武州泉岳寺に住すること周歳。俄に釣命を以て、総寧禅寺の僧録事に陞り住すること七歳。今や国名、臣僧本祝をして、吉祥山永平寺に灑掃せしむ。例として応に臣僧の行実を上り、宸庭に趨って、龍顔を仰いで賜号を拝すべし。欽んで昇迹を録して、謹んで奏すること右の如し。　元禄龍集癸酉季秋十四冥　臣僧本祝頓首拝手。

伝奏執事閣下

※旧字は新字に改め、原文は原典のままに翻刻し、訓読は一部送り仮名を補った。句読点は訓読に基づいて、筆者の判断で付した。

語注（人名・寺院名は本文中にて論述しているため略す）

輪差住…「輪差」は「ひもを輪の形に結んだもの」（『精選版日本国語大辞典』）であるため、「輪住」に同じ。闡拈…占うこと。報本…「報本反始」（『礼記』郊特牲）の略で、「天地や祖先などの恩に報いること。人が天地や祖先など、存在の根本に感謝し報い、発生のはじめに思いを致すこと」（『三省堂 新明解四字熟語辞典』）。駆鳥…駆鳥沙弥のこと。本文注（19）参照。天涯海角…極めて遠いところ。なおこの語は、元禄八年四月三日「勧化疏」にも見える。露宿雨餐…「風にさらされて食事をし、露に濡

ぬれて野宿すること。転じて、旅の苦労、野宿の苦しみのたとえ」（『三省堂 新明解四字熟語辞典』）。熟処難忘…「手なれたことはちゃんとおぼえている。むかし操った杵柄」（入矢義高・古賀英彦編『禅語辞典』、思文閣出版、一九九一年七月、二〇五頁）。ここでは、天国から受けた指導のことを指すか。青山不老…不動のもの、不変永久の存在のこと。無多子…「「くだくだしい、余計なあれやこれやが全くない」こと、一言でいえば「端的」であること」（入矢義高『増補求道と悦楽―中国の禅と詩―』、岩波書店、二〇一二年一月、一六二頁）。周歳…丸一年。

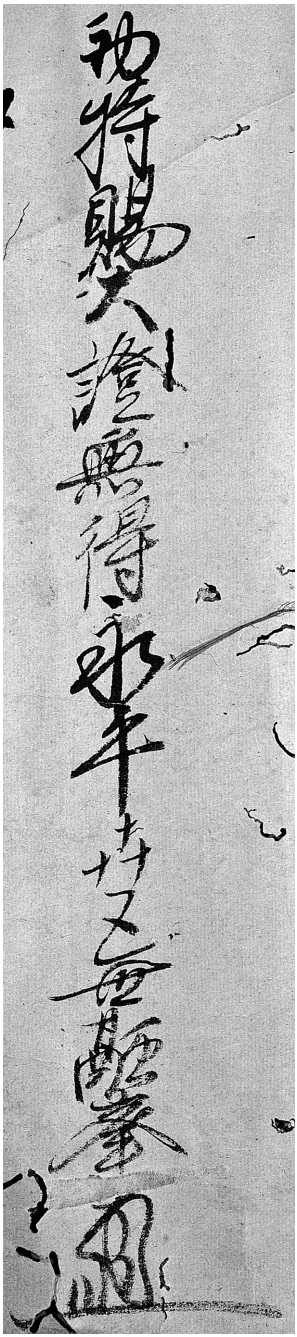

【写真1】融峰本祝署名・花押（「永平寺三十五（六）世融峯書」、山口県文書館請求記号：桂家〈下関市長府〉六九一）

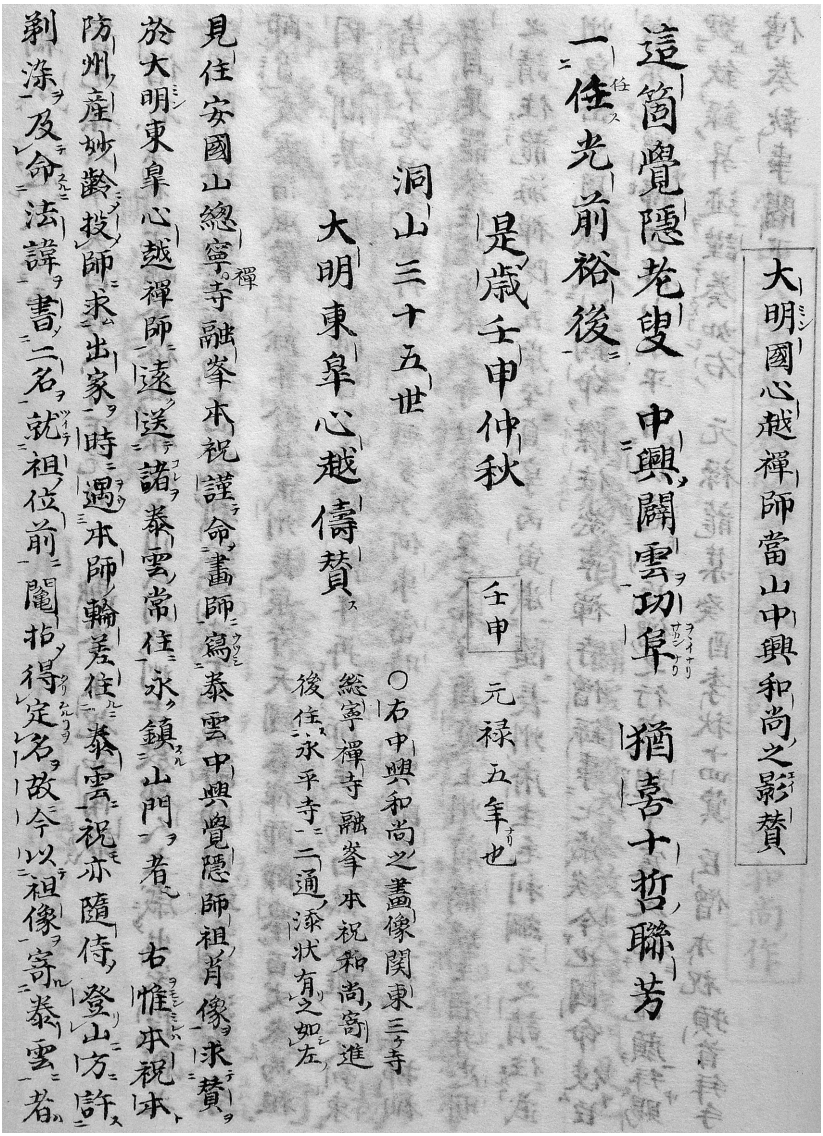

大明國心越禪師當山中興和尚之影賛

這箇覺隱老叟　中興闢雲功阜　猶喜十哲聯芳

一任光前裕後

是歳壬申仲秋

壬申　元禄五年也

洞山三十五世

大明東皐心越儔賛

○右中興和尚之畫像関東三ヶ寺
総寧禪寺融峯本祝和尚寄進
後住永平寺二通添状有之如左

見住安國山總寧寺融峯本祝謹命畫師寫泰雲中興覺隱師祖肖像求賛
於大明東皐心越禪師遠送諸泰雲常住永鎮山門者　右惟本祝本
防州産妙齡投師求出家時遇本師輪差住泰雲祝亦隨侍登山方許
剃染及命法諱書二名就祖位前鬮拈得定名故今以祖像寄泰雲者

【写真２】「覚隠永本画像賛」、「融峰本祝寄進添状」（前半）

『闢雲志』（「闢雲志 上下」、山口県文書館請求番号：一般郷土史料 235）上巻 47 頁　※周辺余白を削除して掲載。

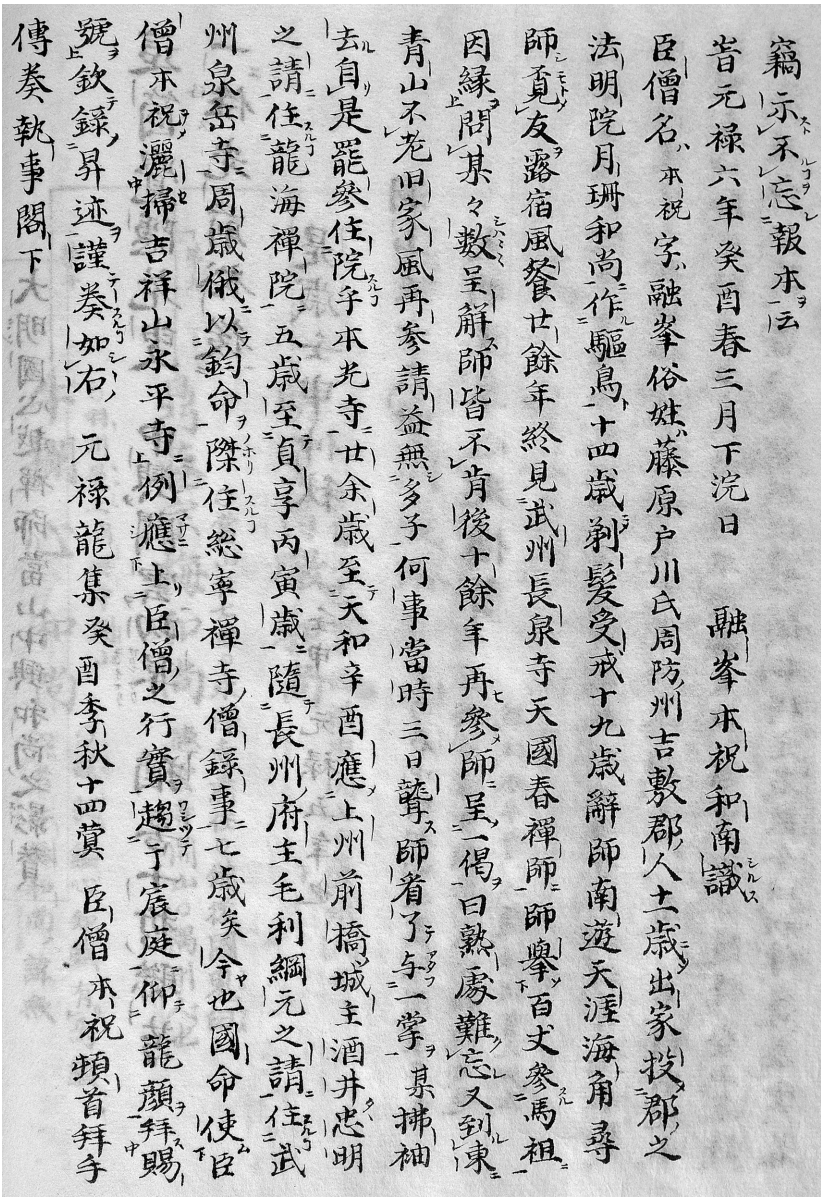

【写真３】「融峰本祝寄進添状」（後半）、「融峰本祝目子」
『闡雲志』上巻 48 頁

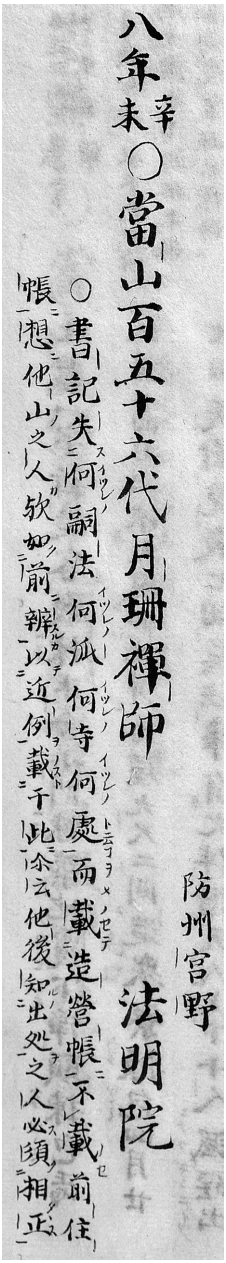
八年辛未○當山百五十六代月珊禪師　防州宮野　法明院
○書記失何嗣法何派何寺何處而載造營帳不載前住
帳想他山之人欤如前辨以近例載于此尒云他後知出処之人必須相正

【写真４】月珊祐呑輪住記事
『闢雲志』下巻 105 頁

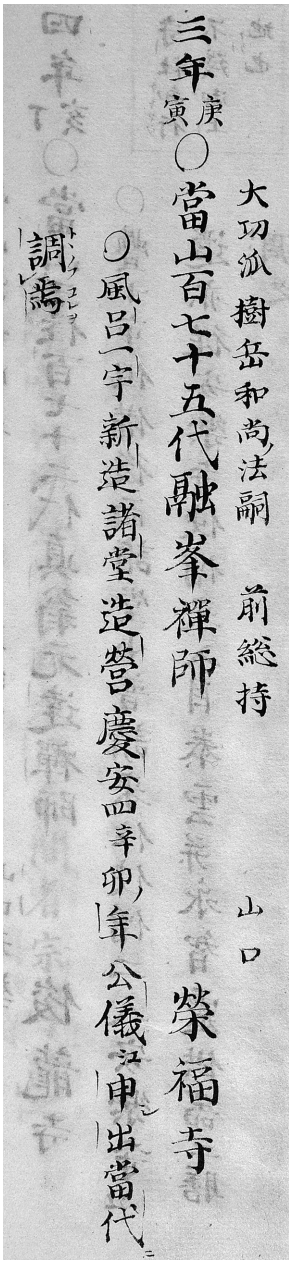
大功派樹岳和尚法嗣　前総持　山口
三年庚寅○當山百七十五代融峯禪師　榮福寺
○風呂一宇新造諸堂造營慶安四辛卯年公儀江申出當代
調焉

【写真５】融峰本祝輪住記事
『闢雲志』下巻 118 頁

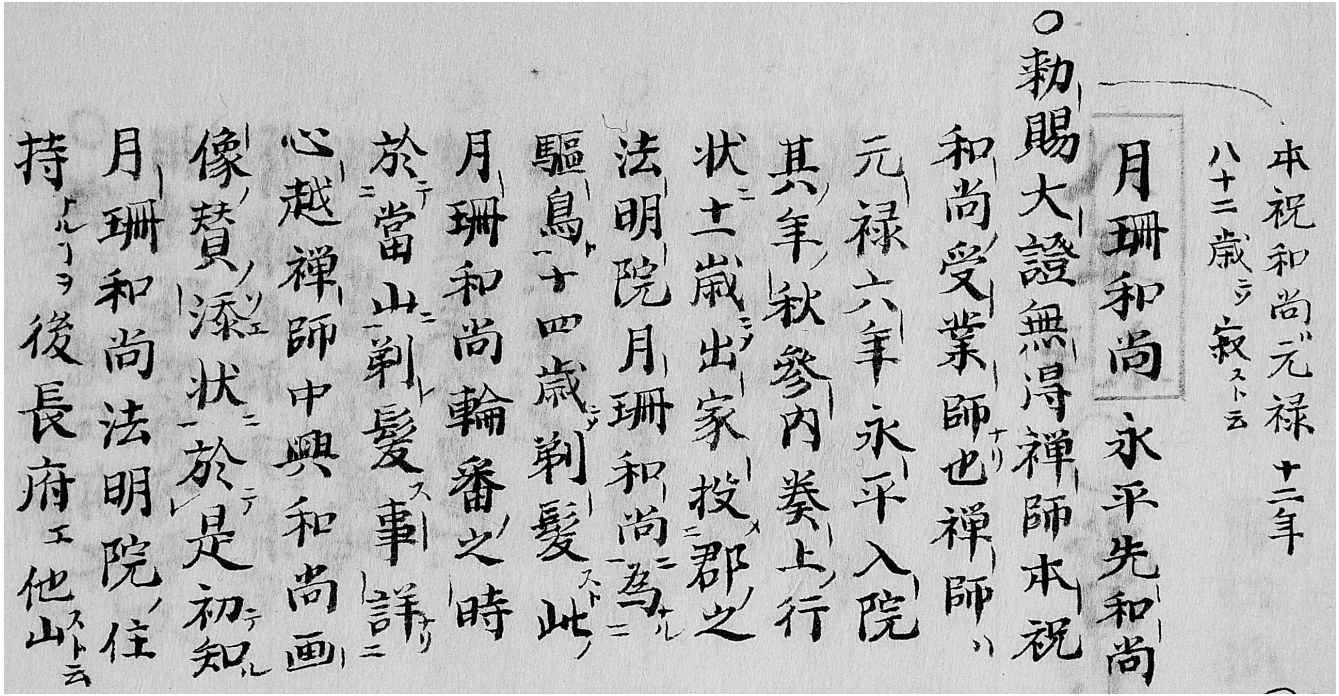
本祝和尚元禄十二年
八十二歳寂ストニ云
月珊和尚　永平先和尚
○勅賜大證無得禪師本祝
和尚受業師也禪師ハ
元禄六年永平入院
其年秋參内奏上行
状十一歳出家投郡之
法明院月珊和尚為
驅鳥十四歳剃髪此
月珊和尚輪番之時
於當山剃髪事詳
心越禪師中興和尚画
像賛添状於是初知
月珊和尚法明院住
持ナルコヲ後長府エ他山ストニ云

【写真６】月珊祐呑輪住記事上欄外注記部分

『闢雲志』下巻106頁

翻刻・長円寺本『永平三祖行業記』

秋津秀彰

一、『永平三祖行業記』の概要

二〇一八年度より、曹洞宗総合研究センター宗学研究部門では、各地の寺院に拝登し、重要な史資料を写真撮影させて頂き、散逸の防止と保存を図っている（本誌所収「宗学研究部門宗典資料調査報告―平成三十年度・令和元年度―」参照）。本稿ではその中から、長円寺（愛知県西尾市）に所蔵される『永平三祖行業記』の翻刻・紹介と、若干の検討を付しておきたい。

『永平三祖行業記』（以下、『行業記』）は、道元禅師（一二〇〇～一二五三）・懐奘（一一九八～一二八〇）・徹通義介（一二一九～一三〇九）という、永平寺（福井県吉田郡永平寺町）の開山から三世までの伝記である。具体的な成立時期は不詳であるが、後述する『仏祖正伝記』や『続常陸遺文』の記載から、応永年間（一三九四～一四二八）以前には成立していたことが知られている。従って、中世期に成立した道元禅師伝の中では、最も内容が充実している、永平寺十四世建撕（一四一三～一四六八頃）が著した、所謂『建撕記』に先行して成立していたことになる。『行業記』から『建撕記』の間にもいくつかの道元禅師伝が著されているが、基本的には『行業記』に基づいたものであるため、この三者の伝記を著すことを目的とした著作としては現存最古のものとなり、重んじられるべき伝記史料の一つである。

『行業記』には、『三大尊行状記』（以下、『行状記』）と呼ばれるほぼ同内容の書がある。これらは、大本は同一書であるが、伝写の過程の中で本文に異同を生じていったものとされており、最大の相違は、『行状記』は、義介の位置付けを、永平寺三世から大乗寺（石川県金沢市）開山に改めていることである。この問題については後述したい。

『行業記』の内容は、三者の生涯を描いてはいるものの、最も重点が置かれている記述は、嗣法に至るまでの経緯であり、それに各所への移動や開山地等の記事が付されているというのが実情である。道元禅師伝においては、出生から帰朝までの半生、つまり如浄（一一六二～一二二七）からの伝法に至るまでの過程が記述のおよそ四分の三を占め、例えば帰朝後の諸

著作の撰述について触れることはない。懐奘・義介伝については、嗣法の前後でおおよそ半々程度の記述量となっており、義介伝の方が懐奘伝よりも長い。

中世期において、道元禅師がどのような伝法の過程を経たかということは、大きな関心事であったと思われる。それは、まさしく瑩山紹瑾禅師（一二六四～一三三五）が『伝光録』の主題としたことであり、また『正法眼蔵』「嗣書」巻が単独で伝写されてきたり（『永平正法眼蔵蒐書大成』〈以下、『大成』〉四、大修館書店、一九七九年二月参照）、龍門寺（石川県七尾市）本「嗣書」巻の末の識語に「入室的伝之外、不可披見」（『大成』二・四六五頁、句読点筆者、以下略）とあり、「嗣書」巻は室中資料に準ずる扱いを受ける、重要な位置付けがされたりしたことなどが証拠となるであろう。さらに、中世期に作成された偽撰資料である『正法眼蔵抽書梅花嗣書』においても、伝法の過程、公案参得の過程が記述の主を占めている（飯塚大展「道元に擬せられる典籍について―『梅華嗣書』を中心にして―」、『道元禅師研究論集』、大本山永平寺、二〇〇二年八月、六二七頁）。

そのため、『行業記』の撰述対象は出家者であり、さらには、帰朝後の動向は詳細に説明せずとも、おおよそのことを知っていることを前提に著されたものとも考えられる。これは同時に、在俗の人物、または後代の人物にとっては、道元禅師の生涯を通覧しにくく、例えば永平寺開基家の波多野家からすれば、波多野義重（？～一二五八）という知己を得てからの記事が少ないなどの難点を抱えている。

その難点を解消したのが『建撕記』であり、在宋中の詳細な動向や、如浄との問答等の室中的な内容を減らし、代わりに帰朝後の動向を詳細に記していることが、『行業記』と比較した際にはその特徴と言える。そのため、『建撕記』の冒頭に、

△日本国曹洞宗初祖、△越前吉田郡志比庄、吉祥山永平禅寺、開山道元大和尚、誕生ヨリ以ノ来ノ之行状、年譜并広録ノ中ニ多ノ是ヲ載セ給ウ処、甚タ雖モ二分明也一ト、末世之重（ママ）蒙等、見易ク聞易（キ）スカラシメンカ為ニ、今マ仮名（カナ）字ヲ以テ、行状記、或者年譜、亦ハ広録ノ中ニ肝要ノ之事ト、斗リ抜出（ヌキ）シテ是ヲ書也。（瑞長本、合字は開いて示した）

とあり、さらにこれに続いて「沙弥元忠」からの依頼で『建撕記』を述作した旨の記載が瑞長本以外には見られるが（河村孝道編『諸本対校』永平開山道元禅師行状建撕記』、大修館書店、一九七九年四月、二頁）、河村氏はこの記載と、享徳元年（宝徳四年、一四五二）は道元禅師二百回大遠忌の年であることを受けて、

「永平七世檀那沙弥元忠」は、（中略）既に建撕に遡る住持の頃より永平寺の檀那としてあり、道元禅師二百回遠忌を機として、時の住持につとより伝記集成の要請がなされていたものではあるまいか（同前二〇一頁）

と推定している。「沙弥元忠」の記載については諸種の問題がある（『永平寺史』、大本山永平寺、一九八二年九月、一〇五～一〇八頁）ものの、この頃に、道元禅師の伝記資料を蒐集・整理して、生涯を通覧できる伝記を作成しようとする動きが、出家・在家のいずれの要請によるものなのかは不明であるが、その動機は見出し得るものと思われる。

『行業記』の撰者は明らかではなく、先行研究では、三者の伝記全てを瑩山禅師が著したとする説（東隆眞「「行業記」と「行状記」―「行状記」の作者・成立年代の推定―」、『宗学研究』第六号、一九六四年四月）や、道元禅師伝は義介、懐奘・義介伝は瑩山禅師かとする説（伊藤秀憲『道元禅研究』、大蔵出版、一九九八年十二月、四八～五八頁）、全員の伝記が瑩山禅師の弟子頃まで可能性は考えられるという説（吉田道興『道元禅師の伝記と思想研究の軌跡』、あるむ、二〇一八年七月、九六～九七頁。以下、『吉田書』）等がある。

この問題について、『行業記』の懐奘伝に、懐奘が興聖寺初の首座に任じられたのは、典座を務めていた時のこととあり、また義介伝には、義介は越前移錫後の吉峰寺（福井県吉田郡永平寺町）・永平寺において、道元禅師の下で典座を務めていたという記載がある。道元禅師は、『典座教訓』・『赴粥飯法』等の著作を通じて、典座職の意義を強調するが、中世期におけるこれらの伝写状況を見ると、その意義が直接確実に伝えられたのは、瑩山禅師頃までであると考えられる（拙稿「道元禅師以降の『典座教訓』の伝播と受容―中世・瑩山禅師より近代・戦前期にかけて―」、『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二十一回、二〇二〇年六月）。そのため、義介伝における典座職の記事については、懐奘伝の記述に影響を受けていると考えたとしても、懐奘・義介が典座を務めていたことを特記していることは、道元禅師における「典座」の意義の理解がその前提となるであろう。ここから『行業記』の撰述は、瑩山禅師頃まで限定される一つの要素となる可能性がある。

長円寺本『行業記』については、古くは岸澤惟安（一八六五～一九五五）氏が、昭和六年（一九三一）に書写したものが旭伝院岸澤文庫（静岡県焼津市）に所蔵されており（『曹洞宗全書』解題・索引、曹洞宗全書刊行会、一九七八年九月、六九一頁）、存在そのものは知られていた。本書の内容が紹介されたのは、吉田道興氏の「道元禅師伝の史料研究―「三大尊行状記」と「三祖行業記」を中心に―」（『駒澤大学禅研究所年報』第三号、一九九二年三月初出、『吉田書』再録、引用後者）であり、大乗寺本『行状記』（石川県立美術館〈石川県金沢市〉寄託保管）との異同を示す形でその本文を示し、論考が行われている。

しかし、吉田道興『道元禅師伝記資料集成』（あるむ、二〇一四年一月。以下、『資料集成』）には長円寺本の翻刻は収録されておらず、本書の全文をそのまま翻刻したものは存在しない。

そのため、既紹介資料ではあるが、本書を翻刻し、再検討することは意義のあることと考える。さらに、本書の翻刻を通じて得られた知見について、いくつか述べておきたい。

二、長円寺本『行業記』の書誌情報と伝来

長円寺資料については、『万灯山長円寺文化財総合調査報告書』解説編・目録編（西尾市教育委員会事務局文化振興課、二〇一五年三月。以下、『解説編』・『目録編』）において、総合的な調査・検討が行われており、本書の書誌情報についても、『解説編』に収録される湯谷祐三氏の解説（一二八頁）や、『目録編』に詳述されている。本稿においては、改めてまず全体の書誌情報を改めて示し、続いてこれらを補足・検証する形で進めていく。

所蔵者：長円寺（愛知県西尾市）、西尾市岩瀬文庫（同前）寄託保管（『目録編』一三八頁、目録番号：典籍一一〇九）。
装丁・法量：袋綴。縦25・4㎝×横18・8㎝。
紙質：楮紙。
外題・題簽：題簽「千手経　宋恵和尚自筆／趙州録附行状／高祖行業記」（／は改行）。
内題：「千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経」（『千手経』一オ）、「千手千眼陀羅尼経」（『千手経』一六ウ）、「趙州真際禅師語録並行状　巻之上」（『趙州録』一オ）、「越州吉祥山永平寺開闢道元和尚大禅師行業記」（『行業記』一オ）、「永平寺三祖行業記終」（『行業記』一四ウ）。
丁数：全七八丁。遊び紙二紙、『千手経』一六丁、遊び紙一紙、『趙州録』四五丁、遊び紙一紙、『行業記』一四丁。
行数・文字数：十二行・二十文字前後（『千手経』）、十三行・二十四字前後（『趙州録』）、十一行・二十文字前後（『行業記』）。
書写者：長円寺二世暉堂宋慧（一五八七～一六五〇）。
書写地：『千手経』は本光寺（当時愛知県刈谷市）、他は明記されていないが同地か。
書写年：『千手経』は寛永十四年（一六三七）三月八日、他は寛永年間頃。

長円寺本『行業記』は、現在、『千手経』（『千手千眼観世音菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼経』）・『趙州録』の三書を合綴して一冊にした状態で保存されており、『千手経』・『趙州録』・『行業記』の順に綴じられている。しかし湯谷氏は、長円寺開山仙麟長膳（一五七六～一六四二）代の『校割帳』の記載から、元来はそれぞれ一冊であったことを指摘し、「ある時期に合冊されて天地が化粧裁ちされたものと考えられる」と推定している。

『校割帳』とは、住持の交代の際に、寺院の公共物と各僧の私物とを分別し、確実に寺院財産を継承していくために作成される財産目録である。筆者はこの『校割帳』は未見であるが、長円寺最古の『校割帳』は、「〔　〕長圓寺校割帳　不出室中」（『目録編』三〇四頁、目録番号：古文書一四―一四）と見られ、「複数の引き継ぎ文言」の年代から、長円寺二世暉堂宋慧（一五八七～一六五〇）の示寂、三世愚渓謄哲（？～一六五三）の入寺及び示寂、前住透関未徹（生没年不詳）の退院の際にそれぞれ用いられたものと思われる（『解説編』四〇頁、「表三　長圓寺住持一覧」参照）。そして暉堂から愚渓への引き継ぎの際に、これら三書を、暉堂の私物から、長円寺常住物へと改めて『校割帳』に記載し、将来に亘って長円寺に伝来するようにされたものであろう。

『千手経』・『趙州録』・『行業記』の三書は元来それぞれ一冊であったことから、これら三書の書写年代もそれぞれ異なると考えられるので、これについても検討しておく。書写年代が明らかなのは『千手経』のみで、

于時寛永十四丁丑歳三月初八日、於本光禅舎、暉堂宋慧書焉

の識語があり（『解説編』一二八頁）、暉堂が、寛永十四年（一六三七）に本光寺で書写したことが分かる。

本光寺は、深溝松平家の菩提寺で、享禄元年（一五二八）に、現在の愛知県額田郡幸田町深溝に開かれた後、松平家の移封と共に移転を繰り返していた。松平家は、慶長六年（一六〇一）に、小見川（千葉県香取市）から深溝に戻ったが、慶長十七年に、吉田（愛知県豊橋市）に移封されることとなった。それに際しては、吉田に新たに本光寺を創建しつつ、深溝に残った本光寺は、源光寺と名前を変えて、松平家の菩提を発祥の地において弔う寺として存続することになった。一方で吉田本光寺は、その後も松平家と共に移転を繰り返し、最終的には、寛文九年（一六六九）に長崎県島原市に移転した。またその頃に、源光寺の寺名を本光寺に戻し、現在に至っている。（『瑞雲山本光寺文化財調査総合報告―愛知県額田郡幸田町深溝松平家菩提寺―』〈以下、『本光寺調査報告書』〉、幸田町教育委員会、二〇一三年三月、二六頁、『家康を支えた一門　松平家忠とその時代―『家忠日記』と本光寺―』、駒澤大学禅文化歴史博物館、二〇一九年十月、四〇頁）。

暉堂は、『千手経』と同年に『伝光録』も書写しており、その識語には、

瑞雲山本光禅寺現住之暉堂宋恵、於三州苅屋、旹時寛永拾四丁丑季仲春仲壱嘗、此秘録書認歟、勅特賜暉堂宋恵頭陀書之也（花押）

とある（『解説編』一二六頁）。本光寺が愛知県刈谷市に所在したのは、寛永九年（一六三二）に吉田から転入してから、慶安二年（一六四九）に京都府福知山市に転出するまでの期間である。

そして長円寺は、松平家の後に深溝に入った板倉家の菩提寺で、慶長八年（一六〇三）に、本光寺八世の仙麟を招いて開かれ、寛永七年に現在地に移転している。このことから、現在長円寺は、深溝本光寺と共に島原本光寺の末寺である（鏡島宗純編『延享度曹洞宗寺院本末牒』、名著普及会、一九八〇年八月、六三九頁）。

深溝本光寺には、吉田時代の、寛永六年鴨月（十一月）に鋳造された梵鐘が現存するが、そこには「勅特賜前摠持当寺八世輝堂宋恵上座鋳焉」とある（『本光寺調査報告書』一八〇頁）。また暉堂は、元和九年（一六二三）・寛永十八年には龍泉院（愛知県新城市）に五十四世・六十世として、寛永元年に最福寺（静岡県掛川市）から總持寺（当時石川県輪島市、現在神奈川県横浜市）に三二三三世として、寛永八年に龍渓院（愛知県岡崎市）に九十七世としてそれぞれ輪住している（『大洞山泉龍院史』、大洞山泉竜院、一九九四年三月、七頁、納冨常天・尾崎正善編『住山記―總持禅寺開山以来住持之次第―』、大本山總持寺、二〇一一年十二月、六五頁、仲彰一『大沢山龍渓院誌』、龍渓院、一九七六年九月、八八頁）。そして暉堂は、仙麟の示寂に伴って、当時住持していた刈谷本光寺から長円寺に入ったとある（『解説編』一五頁）。

そのため暉堂は、恐らく先代の仙麟が、元和八年に大洞院（静岡県周智郡森町）に輪住する（『曹洞宗文化財調査目録解題集』八東海管区編Ⅱ、曹洞宗宗務庁、二〇一八年三月、二七三頁）頃から、總持寺への瑞世を終えた翌年の寛永二年頃の間に本光寺の正式な住持となったのではないかと思われる。そしてこの元和八年頃から、刈谷への移転を挟みつつ、自身が長円寺に入寺するまでの寛永二十年までは、『千手経』・『伝光録』等を書写した時点も含めて、本光寺の住持を勤めていたと考えられる。但し、現在の本光寺世代には数えられていない（『本光寺調査報告書』二二頁）。

このことから、恐らく当時の刈谷本光寺や龍泉院・最福寺・龍渓院、あるいはその周辺寺院のいずれかには、少なくとも『千手経』・『伝光録』の書写原本があったと考えられる。しかし、現在の深溝本光寺・島原本光寺・最福寺には、『行業記』・『趙州録』を含めて、その書写原本と思われる資料は現存していない（『本光寺調査報告書』目録編、『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』、島原市教育委員会、一九九四年三月、『曹洞宗文化財調査目録解題集』八・一二〇～一四一頁）。そのため、現時点では書写原本に関する情報は得られていない。

長円寺には、暉堂の所持本とされる、五山版『仏祖宗派総図』が所蔵されている（『解説編』一三三頁）。これは、長円寺本を以て本邦三本目となる貴重書で、かつ『五山版中国禅籍叢刊』三（臨川書店、二〇一五年三月）所収の五島美術館大東急記念文庫（東京都世田谷区）本とはやや匡郭が異なっており、異版あるいは後刷りの可能性が考えられる。本書は安国寺

（岐阜県揖斐郡池田町、臨済宗妙心寺派）旧蔵書で、安国寺には光巨（生没年不詳）が正長元年（一四二八）に施入したものである。

そのため暉堂は、何らかの理由から、各地に所蔵される重要典籍を蒐集・書写していたのであろう。それに際しては、古版に近いものを選んで底本に選択する作業を行っているものと推定される。

続いて、三書の本文系統等について確認する。まず『千手経』については、湯谷氏が「大正蔵本に代表される流布本系統とは異なり、古い本文系統に属する」と指摘している。これを、野口善敬『ナムカラタンノーの世界―『千手経』と「大悲呪」の研究―』（禅文化研究所、一九九九年七月）所収の二種の比較表（二一八～二二〇頁、二六〇～二六八頁）に準ずる形で作成した、【表一】長円寺本『千手経』本文系統表」・【表二】長円寺本『千手経』「大悲呪」本文系統表」によってより具体的に検討すると、【表一】における本文全体については、「b 春日版（高野山宝寿院所蔵・高野山霊宝館寄託）」の本文との一致率が最も高い。「b 春日版」とは五箇所の異同があるが、本文が異なる場合も、これと同じ〔Ⅰ〕系統の本文と一致することが多く、古い系統の本文であると言える。

野口氏によれば、春日版『千手経』の現存完本は高野山宝寿院（和歌山県伊都郡高野町、高野山霊宝館寄託保管）本のみとされており（同前二〇六頁）、この頃には『千手経』の注釈書は刊行されていない（同前二三二頁）ことも考慮すると、書写年代は下るものの、古い時代の本文を残すものとして貴重である。一方で、【表二】の「大悲呪」部分は、近い本文を持つ本は存在せず、句数も「五十六」から変化し、最終的に七十七句となっている。この部分については、暉堂が諸本を参照して本文を校訂した可能性も考えられるため、本文系統の確定は今後の課題となる。

次に『趙州録』については、湯谷氏は慶安二年刊本と比較し、「その字句には少しく異同がある」と指摘している。しかし、長円寺本の下巻末には、諸本の『趙州録』に付されている、「廬山棲賢宝覚禅院住持伝法　賜紫　沙門　重詳定」の識語があるが、これは慶安刊本にはないため、少なくとも慶安刊本の写しではない。

『趙州録』の現存資料は、基本的には刊本『古尊宿語要』の中の一書として伝来したものである（『禅の語録』十一、筑摩書房、一九七二年十二月、五五～四五七頁）。無著道忠（一六五三～一七四五）は、宋版『古尊宿語要』と、流布本に位置付けられる明版南蔵『古尊宿語録』を対校して定本化を試み、その成果である『古尊宿語要』四冊（花園大学情報センター〈京都府京都市〉所蔵）と、両者の異同を明らかにした校訂記録『古尊宿語録校訛』四冊（妙心寺〈京都府京都市〉塔頭龍華院蔵）を残して

いる。この両書は『禅学叢書』一（中文出版社、一九七三年三月）に収録されているため、主に後者を用いて異同を確認すると、おおよそ宋版と一致する。

本書が、椎名宏雄「『古尊宿語録』正続諸本の系統」（『曹洞宗研究員研究生研究紀要』第十三号、一九八一年七月）に記される、宋版や元版、あるいは五山版等の、具体的に何に基づいて書写されたものなのかは今後の課題としたい。その手掛かりとして、先の下巻末の識語について、諸本では「沙門澄諟重詳定」とあるが、長円寺本には傍点部の二字がなく、また諸本にある「福州鼓山重刊印行」の刊記が書写されていない。そのため、これらが共通する本があれば、その写しということになろう。いずれにせよ、『千手経』と同じく、古版からの書写である可能性は高く、書写年代は不明ながらも、本書も暉堂の書写である可能性は高いと言える。

最後に『行業記』については、おおよその書写年代の推定が可能である。それは、道元禅師伝の、「寛永元二年（ママ）（申辰）七月」（本稿末【写真2】参照）という、「寛元」とすべきところを、一度「寛永」と誤記して訂正している箇所で、ここから、『行業記』も寛永年間（一六二四～一六四五）頃の書写と推定され、つまりは暉堂の書写と判断して良いものと考えられる。そして後述するように、現存する『行業記』・『行状記』の内、書写年代が明らかなものの中では、長円寺本が最古の写本ということになる。

長円寺本『行業記』よりも古い写本の存在については、大久保道舟氏が、『道元禅師伝の研究』（筑摩書房、一九六六年五月、二三頁）において、色川三中（一八〇一～一八五五）『続常陸遺文』五「大田山金龍寺記録」所収の、元文三年（一七三八）時点の金龍寺（茨城県龍ケ崎市）所蔵書籍目録に、「永平三祖行業　書本〈応永廿癸巳年／三百廿六年（大カ）〉希明代什物」（『龍ケ崎市史』中世史料編、龍ケ崎市教育委員会、一九九三年三月、四七二頁、〈　〉内は割注、／は割注の折返を示す、以下略）の記載があり、希明清良（？～一四四五、金龍寺前住）の書写した本があったことを指摘している。しかし、金龍寺は天保四年（一八三三）に火災に遭っていることからか、金龍寺本そのものは紹介されていない。この『続常陸遺文』五の記事は校割帳からの抜書と思われ、この中には『瑩山清規』等の重要典籍が多く記載されており、今後さらなる検討を要する。

三、『行業記』の諸本と長円寺本の位置付け

以下に、現存が確認されている『行業記』・『行状記』の写本を、吉田氏の両書に依りながら整理し、仮の通し番号を付すと、以下の通りである。なお、前掲の長円寺本の写し等、原本を挙げることが出来るものの写しは除き、また写本名の後の括弧内は、翻刻の収録文献名を示す。

『行業記』

①長円寺本（本稿に翻刻収録）

②小間氏所蔵本（東隆眞「小間氏所蔵『永平寺三祖行業記』の紹介」、『宗学研究』第二十七号、一九八五年三月）

③龍華院蔵本（『資料集成』）

※無著道忠手沢本。道元禅師伝部分・『總持開山仏慈禅師行実』・寒巌義尹（一二一七～一三〇〇）伝等を収録する一冊と、懐奘・義介伝等の諸師伝を収録する『諸師行録』で構成。

④河村孝道氏所蔵本（『資料集成』）

⑤岸澤文庫所蔵「永平寺三祖行業記」

⑥岸澤文庫所蔵「能州大本山諸嶽山惣持寺来由記」抄出本「（道元禅師行業記）」

⑦『続群書類従』所収本（刊本『続群書類従』・『曹洞宗全書』史伝上・『資料集成』、本稿に内閣文庫本を用いた校異を収録）

⑧東京大学史料編纂所所蔵『名僧行録』二所収本（請求記号：2016-581、本稿に校異を収録）

⑨東京大学総合図書館所蔵『諸祖行実』所収本（東福寺〈京都府京都市〉塔頭正光庵旧蔵、請求記号：C40:725、本稿に校異を収録）

※⑦⑧⑨については、『榎本書』（後述）論考編第一章「『続群書類従』伝部の成立」に詳述されている。

『行状記』

⑩大乗寺本（『曹洞宗全書』史伝上・『資料集成』、本稿に校異を収録）

※東隆眞編『大乗寺開山徹通義介禅師関係資料集』（春秋社、二〇〇八年二月。以下、『義介集』）一一五～一二五頁に全文が影印収録。

吉田氏は、「三代尊行状記」系として①②⑥⑩、「三祖行業記」系として③⑤⑦を挙げ、系統分類している。そして吉田氏が挙げていない⑧⑨は、⑦との関係から、「三祖行業記」系に含まれる。実際に両系統本を比較すると、かなりの文字の異同がある。この吉田氏の見解を、長円寺本についてのみその理由をさらに補足すると、長円寺本の校異の存在が挙げられる。

長円寺本には、異本の存在を示唆する校異が二箇所ある。一箇所目は、懐奘伝に見られる、「文永四年丁卯有病。□イニ　立所付法弟子義介、欲継住持位」という記載である（本稿末【写真3】参照）。虫損により、「□」とした文字は虫損で判読できないが、本稿における校異で確認すると、『行業記』系の⑦⑧⑨には「立付法弟子義介」とあり、⑩『行状記』は「立所付法弟子義介」となっている。二箇所目は、義介伝の、「先師屋居裡、仏祖室中、有紹嗣底事、有住持用心」という箇所である（本稿末【写真4】参照）。これも比較すると、⑦⑧

⑨の『行業記』系三本は全て「先師屋裏」となっており、⑩『行状記』は「先師居裡」としつつ、「屋乎」という注記がある。一箇所目は厳密には校異通りの差異ではないものの、二箇所目は『行業記』と『行状記』で分かれる結果となった。これらの校異を暉堂が記したのか、あるいはその書写原本に元々あったものなのかは不明であるが、このいずれかの時点で、複数の『行業記』を参照して書写していることが分かる。

⑦『続群書類従』所収『行業記』の底本について、榎本涉氏は、『南宋・元代日中渡航僧伝記集成―附 江戸時代における僧伝集積過程の研究―』（勉誠出版、二〇一三年三月。以下、『榎本書』）において、まず『続群書類従目録』（静嘉堂文庫〈東京都世田谷区〉所蔵）の、「永平寺三祖行業記〈道元　懐装（ママ）／義介〉〈諸行／名一ニモ〉」（『榎本書』二〇四頁、図版一）という記載から、『続群書類従』伝部の底本として用いられている、⑧『名僧行録』二か、⑨『諸祖行実』のどちらかであることを明らかにしつつ、義介伝末に遺偈が補遺されているか否かの問題から、⑧『名僧行録』の可能性が高いとしている（『榎本書』二二〇頁）。そして『行業記』については、数本の『続群書類従』の写本の中で、内閣文庫本が刊本『続群書類従』第九輯上（続群書類従完成会、一九二五年三月、二八一～二九一頁）の底本である可能性が高く（『吉田書』七八頁、『榎本書』二一九～二二〇頁参照）、さらにこの刊本は『曹洞宗全書』史伝上の底本でもある（『曹洞宗全書』解題・索引・三四一頁）。

これに対して、本稿における校異を通じた検討から判断すると、⑦の内閣文庫本に関してのみ述べれば、表題は、⑨『諸祖行実』の「日本国越州吉祥山永平寺三祖行業記」（傍点筆者）の前半の傍点部を省略して取ったもので、本文は、⑨『諸祖行実』を底本に、⑧『名僧行録』を用いて校訂しつつ一度書写し、その後両書を用いて、校正及び再校訂を行い、この際に疑問字に対して注記を付している可能性が高い。

⑦の内閣文庫本・⑧『名僧行録』・⑨『諸祖行実』の三者の本文はほぼ同一であるが、例えば、道元禅師伝における皇帝への上表文の箇所に、⑨『名僧行録』のみが諸本と異なる箇所がある。また他の箇所にも、内閣文庫本と⑧『名僧行録』・⑨『諸祖行実』のいずれかとのみ一致する箇所がある。そのため、『続群書類従』の成立に際しては、『続群書類従目録』の注記の通りに、底本は⑨『諸祖行実』を用い、義介伝末の遺偈は、最初の書写の段階で⑧『名僧行録』から補ったと判断した方が自然であろう。

実際に、内閣文庫本の訂正は、⑧『名僧行録』・⑨『諸祖行実』からの写誤及び明らかな誤字の訂正の範囲を出ることは少ない。また筆者の所見では、本稿における翻刻・校異で参照した、①長円寺本・⑦内閣文庫本『続群書類従』・⑧『名僧行録』所収本・⑨『諸祖行実』所収本・⑩大乗寺本

『行状記』の全てにおいて、複数の『行業記』の写本を参照の上、書写者の判断で校訂を行って本文を作成していった感がある。その点では、このような校訂作業が行われていった結果、おおよその系統はありつつも、若干の文字の異なりがある異本が成立していったのであろう。

さらに、前掲の『続群書類従目録』に「寒岩禅師略伝〈肥後大慈／寺開山道〉」とあり、「道」は「道元行業記」の略号であることが記されていることから、「『寒岩禅師畧伝』は、『道元行業記』にあるとされている。この本は『永平三祖行業記』の某写本を指すと思われるが、私はまだ『寒岩禅師畧伝』を含む写本を見出していない」（『榎本書』二一三頁）としつつ、その注で、前掲③龍華院蔵本の可能性を指摘している（『榎本書』二四四頁）。

榎本氏は確定を保留しているが、現在、『諸師行録』所収本のみ所在が確認されている史料が『続群書類従』に収録されている例が確認されている（『榎本書』三六二頁）ことから、③龍華院蔵本が、『続群書類従』の底本である⑧『名僧行録』・⑨『諸祖行実』と近系統の本である可能性はあろう。但し、吉田氏が行っている龍華院本と『続群書類従』所収本の比較（『吉田書』一一二頁）を参照しつつ確認すると、両者の異同は多いため、⑧『名僧行録』・⑨『諸祖行実』の底本の確定も今後の課題となる。

龍華院蔵本の伝来について、吉田氏は大嶽祖清（？～一六九三、妙心寺二五三世）の可能性を指摘している。大嶽は貞享二年（一六八五）に長勝寺（茨城県潮来市）の中興開山となり、同三年に妙心寺に入った。無著は同四年に大嶽に参じ、洞済の宗旨を学び得ている（飯田利行『学聖無著道忠』、禅文化研究所、一九八六年十一月、七四～七五頁）。そして、龍華院蔵本の義介伝の後には「南極常陸杉室天童山大雄院開山行状有之」とあり、書写原本には南極寿星（？～一四九〇）の行状記が付されていたことが知られ、また当時の大雄院（茨城県日立市）住持は二十世連山交易（一六三五～一六九四）であることから、連山と大嶽の交流を推定し、その本を無著が得たとしている（『吉田書』一〇八頁）。連山は、『帰蔵采逸集』六所収「南極禅師賛並序」（『続曹洞宗全書』語録一・一四三頁）に詳細な南極の伝記を記していることから、その元となった資料として南極の伝記史料が存した可能性はあり、妥当な推定と考えられる。

「三代尊行状記」系と「三祖行業記」系の両者のいずれがより古形を保持しているものなのかについては、判断が難しいところがある。従来は、『曹洞宗全書』に収録されている、『続群書類従』所収本と『行状記』の比較を通じて、『行状記』の方が古形を保持していると考えられてきた（東隆眞「『行業記』と『行状記』」）。しかし、『行業記』（『行状記』）の内容を抄録したものと考えられている、天性融石（然）（？～一四二七）『仏

祖正伝記』（応永六年〈一三九九〉序、永福庵〈福井県小浜市〉蔵、『続曹洞宗全書』史伝所収）の内容は、「三祖行業記」系に一致する場合が多い。例えば、菅原研州氏が「『仏祖正伝記』の研究」（『禅研究所紀要』第四十三号、二〇一五年三月、五五頁）において指摘する、道元禅師伝の「外国人得恁地〈一作／麼〉大事」（『続曹洞宗全書』史伝・三一三頁）とする一文については、「三祖行業記」系の⑦⑧⑨は「外国人得恁麼大事」とし、「三代尊行状記」系の①⑩は「外国人得恁麼地大事」となっており、少なくとも「三祖行業記」系の方は確実に天性が参照した異本の一つとして確実である。

書写年代がおおよそ判明しているもので、現存最古の『行業記』の写本は長円寺本であることは揺るがないが、より古形を保持している本文の『行業記』はいずれかということについては異なる結論が導かれる可能性もある。さらに「三祖行業記」系の本文についても、系統内で、いずれの本が古形を残しているかの検証もまた必要であろう。そして現時点においては、両者の異同を把握しつつ、いずれの方が文意が通りやすいかを判断し、校訂本を作成していく方が望ましいと思われる。そして本稿は、そのための第一歩も兼ねる。

これに加えて、「三代尊行状記」系の長円寺本『行業記』と大乗寺本『行状記』を比較すると、両者の異同は、字体や誤字・写誤等が大半で、最大の違いは表題である。この文字の異同をいかに評価するかが問題で、吉田氏は「「長円寺蔵本」は「大乗寺蔵本」と酷似しているが部分的に言えば、前掲の対校で知られるように数箇所に亘り相違するので元は別本と見るのである」（『吉田書』一〇二頁）とする。しかし筆者はそうは見ず、この両者の一方がもう一方の祖本である可能性、あるいは、同一の祖本に依ってそれぞれが校訂を進めた結果、似通った本文になった可能性を考える。

ここにおいて思い起こされるのは、『行状記』の異本は、大乗寺本及びその写ししか存在しないことである。ここから、義介の位置付けに注目して、『行業記』は永平寺三世とし、『行状記』は大乗寺開山とした本と分類することもできる。そしてこの先後関係の問題は、『行状記』を長円寺本『行業記』の異本と見做すか、長円寺本『行業記』を『行状記』の異本と見做すかということに帰結するであろう。

長円寺と大乗寺の関係を見てみる。近世初期において、この両者に関係する人物は、月舟宗胡（一六一八～一六九六）である。月舟は、長円寺三世愚渓に一度嗣法した後、最終的に大乗寺二十五世白峰玄滴（一五九四～一六七〇）の法を嗣ぎ、また長円寺前住の透関未徹[注]にも参じている。長円寺には明暦元年（一六五五）に四世として入院し、寛文四年（一六六四）に退院して大乗寺に移っているが、現在の世代には数えられていない（『道元思想のあゆみ』三　江戸時代、吉川弘文館、一九九三年七

月、三六八～三六九頁、『目録編』四一頁参照）。また月舟は、長円寺本『正法眼蔵』を書写したと思われ、大寧寺（山口県長門市）本の各冊末には、月舟が明暦四年五月に寄進した旨の識語がある（『大成』続輯四所収）。従って、道元禅師の伝記史料である本書も書写して所持していた可能性も考えられる。

従って月舟は、大乗寺と有縁の状態で長円寺に入院したのである。そして先程見たように、『行状記』は、大乗寺本及びその写しのみしか存在しない。従って『行状記』は、月舟が、長円寺本『行業記』、あるいは長円寺本の書写原本を底本に、義介の位置付けを改めて書写することで生まれた異本である可能性が考えられる。あるいは、月舟が書写した長円寺本『行業記』を底本に、さらに後代の人物が修正を施した可能性もある。

大乗寺本には識語等はなく、書写年代は不明である。東氏は、『加賀の古刹　大乗寺の名宝』（石川県立美術館、一九八七年三月）に「江戸十七世紀」と記されていることを指摘し（『義介集』二一三頁）、また『曹洞宗文化財調査目録解題集』七北信越管区編（曹洞宗宗務庁、二〇〇六年三月、五〇二頁）も「〔近世〕写」と推定している。このように推定される理由を考えると、恐らく、表紙にある「碧参四四号」という貼紙の記載が「文書37〔大乗寺校割帳〕」に一致し、かつこの校割帳の成立時期の上限が宝永六年（一七〇九）と考えられている（同前五〇八頁）ことから、それ以前より所蔵されていたということで比定しているものかと思われる。筆者もこれを受け、少なくとも中世期の書写ではないと判断した上で、本稿における推定を行った。

長円寺本『行業記』と『行状記』を、写真を使って直接比較してみると、両者の字体や訓点は非常に近似しているように思われる。従って大乗寺本『行状記』は、月舟が大乗寺晋住が決定した後に、義介の位置付けを大乗寺開山に改め、それに際して原本との区別のために「行業記」を「行状記」に改めて書写したもので、その原本は長円寺本、あるいは長円寺本の書写原本ではないかと現時点では推定しておきたい。

以上の検討から、長円寺本『行業記』は、『行業記』系の中では現存最古の写本であると共に、『行状記』に非常に似通った本文を持つことから、『行状記』系の本文を校訂していく上でも重要な史料であるということが出来る。そして今後、『行業記』・『行状記』の底本化作業を行っていく上では、必須の史料の一つと言えるのではないかと思われる。

キーワード：道元禅師・懐奘・義介・『三大尊行状記』・『名僧行録』・『諸祖行実』

【表一】長円寺本『千手経』本文系統表

※野口善敬『ナムカラタンノーの世界―『千手経』と「大悲呪」の研究―』（禅文化研究所、一九九九年七月）の「《付録》『千手経』諸本比較表」（二六〇～二六八頁）と対照できる形で、長円寺本『千手経』の本文系統表を作成した。

番号	系統	丁行数	文章
1	A	一オ1	（本書の書誌情報の「内題」項参照）
2	?	一オ1	補陀落迦山（海岸孤絶処）
3	B	一ウ1	梵摩羅天倶
4	B	一ウ5	山徳
5	B	三オ9	更得
6	B	三オ9	無量
7	B	四オ6	重白仏言
8	B	四オ12	不得名為
9	B	四ウ2	陀羅尼句
10	B	五オ1	（一者）不令其人飢餓
11	B	七オ11	三四五地
12	B	七ウ8	「無見取心是」ナシ
13	B	八オ2	「百味」ナシ
14	B	八オ5	「従是以往」ナシ
15	B	八オ6	八万四千種鬼病
16	B	八オ7	定諸外道
17	?	八オ8	有諸山中雑魅魍魎鬼神
18	B	八ウ3	摩醯那羅達
19	B	八ウ4	婆馺娑桜那
20	B	八ウ11	沙怛那
21	B	九ウ6	蚖蛇
22	C	一〇オ9	衆生濁乱
23	B	一〇ウ3	「爾時観世音菩薩告梵天言」ナシ
24	B	一〇ウ3	呪
25	B	一〇ウ3	三十四結
26	B	一〇ウ11	初地者
27	B	一一ウ8	光明蔵
28	B	一二ウ1	名者

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
	B	B	B	B	B	B	B	D	B	B	B	B	B	B	A	?
	一四オ1	一三ウ9	一三ウ8	一三ウ6	一三ウ4	一三ウ2	一三ウ1	一三オ12	一三オ8	一三オ8	一三オ8	一三オ8	一三オ6	一三オ5	一三オ5	一二ウ10
	「仏告阿難～食果也」（一二八字）ナシ（該当箇所ナシ）	大悲願力、安楽衆生	羂索	「世尊」ナシ	破業障	何名（109c2）※底本ニ行数記載ナシ。	「永得安隠」ナシ	当	忠亦	通洞	各還政治、国土	幢旛宝蓋百味	其方	如是災起時	由此菩薩	「也若欲～香焼之」（五五字）ナシ

58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46
B	B	B	B	C		B	?	B	B?	B	B	
一五ウ10	一五ウ8	一五ウ6	一五オ12	一五オ10		一五オ8	一四ウ6	一四ウ5	一四オ12	一四オ5	一四オ2	
千手千眼陀羅尼経	四王天	百千万劫中輪転悪趣	枝柯華葉菓	太大利益	（該当箇所ナシ）「少耳」ノ下、「御手廿八也」アリ	「日光菩薩～怖畏故」（二五三字）ナシ	戟鞘手	鍾手	榜排手	大魔神	珍財	（該当箇所ナシ）

【表二】長円寺本『千手経』「大悲呪」本文系統表

※前表と同様に、「《千手経諸本「大悲呪」比較表》」（二一八～二二〇頁）と対照できる形で、長円寺本『千手経』「大悲呪」部分の本文系統表を作成した。

〈　〉内の数字の下の文字は、全て朱筆である。

番号	系統	丁行数	文章
1	C	六オ2	南無悉吉嘌埵伊蒙阿唎哪〈十〉弥勒仏
2	B?	六オ3	室仏囉楞駄婆〈十一〉阿閦仏
3	A	六オ4	醯唎摩訶睒哆沙咩〈十三年鳥音〉羊鳴
4	A	六オ4	薩婆阿他豆輸朋〈十四〉法身仏
5	B	六オ5	阿遊孕〈十五〉宝明仏
6	B?	六オ6	薩婆薩菩哆那摩婆婆伽〈十六〉宿王仏
7	B?	六オ7	阿婆嚧醯〈十九〉目連
8	A	六オ10	摩醯摩醯唎駄孕〈二十六〉得太勢
9	A	六オ11	倶嚧ゝゝ倶盧羯懞〈二十七〉虚空蔵
10	A	六ウ2	遮囉遮囉〈三十三〉三地挙
11	A	六ウ2	摩摩罰摩囉〈三十四〉四地挙
12	A?	六ウ5	呼嚧ゝゝ吉利〈四十二〉比丘衆
13	A	六ウ6	娑囉娑囉〈四十三〉
14	B	六ウ8	他唎瑟尼那〈五十〉究竟了義
15	C?	六ウ10	摩訶悉陀夜〈五十五〉一乗娑婆（ママ）訶
16	A	六ウ11	室睒囉耶〈五十七（ママ）〉弥多仏
17	A	七オ1	摩囉那囉〈六十一（ママ）〉〈優婆提婆〉
18	A	七オ2	娑婆摩訶阿悉陀夜〈六十四（ママ）〉十二懺悔
19	B	七オ4	波摩羯悉哆夜〈六十八（ママ）〉大
20	B	七オ7	（該当箇所ナシ）

長円寺本『永平三祖行業記』翻刻凡例

一、長円寺（愛知県西尾市）本『永平三祖行業記』の全文を上段に掲げ、参考資料として以下の諸本と校異し、異同を下段に記した。略号及び各写本名は以下の通りである。

（内）…『続群書類従』所収本（国立公文書館内閣文庫所蔵）

（名）…『名僧行録』二所収本（東京大学史料編纂所所蔵）
（諸）…『諸祖行実』所収本（東京大学総合図書館所蔵）
（三）…以上の三本を一括表記
（状）…『三代尊行状記』（大乗寺〈石川県金沢市〉所蔵）

これらの内、底本は原本所蔵者の許可を得て、寄託先の西尾市岩瀬文庫にて撮影した写真を、（内）（名）は各所蔵機関のホームページにて公開されている写真を、（諸）は原本所蔵者に申請の上、撮影された写真を、（状）は東隆眞編『大乗寺開山徹通義介禅師関係資料集』（春秋社、二〇〇八年二月、一一五～一二五頁）をそれぞれ参照した。

二、校異の記述に際しては、底本と（内）（名）（諸）の三本が一致して相違している場合が多いため、本稿ではこの三本を一括して（三）と表記した。例えば、「●―■（三）（状）」とある場合は、「●―■（内）（名）（諸）（状）」と同義となる。

四、校異がある場合は、該当字の右に「*」を付した。

五、（内）において文字の訂正が行われている場合は、訂正後の字とのみ対校したが、問題があると思われる訂正の場合は、「「○」ヲ「◎」ニ訂正ス」として、修正前後の字を共に記した。

六、字体は全て新字に改め、改行位置には」を、改頁を伴う改行位置には』を入れて示し、』の右に丁数を（一オ）のような形で記した。丁数は、本来は一冊であったことを考慮し、『行業記』本文が始まる丁を（一オ）とした。

三、底本では、懐奘伝の末と義介伝の冒頭部（九丁と一〇丁）が入れ替わっている錯簡があるが、翻刻に際してはこれを正しい順序に改め、丁数も正しいものを記した。

七、文字が虫損等で判読できない箇所は「□」とし、諸本から該当字を推定可能な場合は、右に傍記した。

八、明らかな誤字・写誤である等の理由で、長円寺本の本文を諸本に依って改めた方が良いと考えられる場合は、本文を直接訂正するのではなく、該当箇所の校異を太字にすることで示した。

九、訓点は原典のものに従い、句読点は訓点に応じて筆者の判断で付した。そのため、道元禅師の遺偈等、訓点が不自然であるという理由から、句読点も不自然なものになった箇所がある。

十、振り仮名は原典に付されているものをそのまま付したが、振り仮名に「ヒ」とある箇所は、「不レ論二尊卑（ヒ）老少一ヲ」（道元禅師伝）の一箇所を除いて、全て抹消付である。

付記　本稿執筆に際して特にお世話になりました、長円寺様、東京大学史料編纂所様、東京大学総合図書館様、西尾市岩瀬文庫様・伊奈町立図書館様、及び史料所蔵元各位には誌して感謝申し上げます。

越州吉祥山永平寺開闢道元和尚大禅師」

行業記　集記」

禅師、姓ハ源氏、諱ハ道元、洛陽人也。村上ノ天皇九代之苗裔、」後ノ中書王八世之遺胤。初生ノ時、相師見テ曰ク、此ノ児異ナリ于常ノ童ニ、」必是聖子ナラン也。七処平満、骨相奇秀ニシテ、眇ニ有レ重瞳。須ク非レ凡レ」流ニ。古書ニ曰ク、誕レ聖子ヲ時、其ノ母、命危シト。此ノ児、七八歳ノ時、即喪セン其ノ」母ヲ。々雖レ聞ニ此言ヲ、至愛鞠養シテ、不レ驚不レ怪。常ニ自念レ此ノ子ヲ。」懐妊ノ時、空中ニ有レ声、告テ曰ク、此子児五百年来、無レ斎肩聖人也ナリ。」倭国ニ為レ興隆センカ正法ヲ、託生シ来ルト。符ニ合ス相師カ言ニ。杲シテ八歳之冬、」其母、即死ス。四歳而シテ読ニ李喬之百詠ヲ。七歳読ニ左伝毛詩ニ。」旹ニ古老ノ名儒賛シテ曰ク、此児非レ凡、可レ作レ大器ト。須ク称ス神童ト。承（一オ）元元年丁卯、八歳而ニシテ遇フ悲母之喪ニ。観テ薌火之煙ヲ之、潜ニ悟テ」世門之無常ヲ、深ク立ツ求法ノ大願ヲ。九歳ニシテ読ニ世親之倶舎論ヲ。」耆年宿徳云ク、利コト如ニ文殊ノ、真ノ大乗ノ機也ナリ。師、幼稚ノ耳底ニ蓄フ此ノ」等之言ヲ。苦学スル則ンハ刺シテ股ヲ、昼夜勵ス心ヲ。于ニ時松殿禅定尊閣」者ハ、摂関家之職者、天下無レ斎（斉カ）レ肩ヲ。古今明鏡ニシテ、王臣之師」範ナリ。収テ師ヲ為ス猶子ト。教国之要切、授テ家之大事ヲ。以テ将ニ欲ワ」為ント朝家之要臣ト。欲ル今レ令ント元服セ日、自謂、世俗ノ昇進、本ト非レ」所レ望。出家学道、尤モ所ナリト欣求スル。終ニ、十三歳ニシテ建暦二年ノ春、」夜中ニ不シテ被レ知レ人ニ、而密カニ遁レ出木幡之山荘

越州吉祥山永平寺開闢道元和尚大禅師―永平寺三祖（内）、大日本国越州吉祥山永平禅寺三祖（名）、日本国越州吉祥山永平寺三祖（諸）　寺―ナシ（状）

業―状（状）　集記―初祖道元禅師（内）（名）、初祖元禅師（諸）、門人　集記（状）

姓―生（三）　王―ナシ（三）

眇―眼（三）

須非―若異（内）、須脱（名）、コノ二字分ヲ空白トス（諸）

々―母（名）（諸）、人（「々」ノ異体字カ）（状）

此―其（三）　鞠―掬（三）

常―又（三）　曰―言（三）、以下略

斎―斉（三）、以下略

杲―果（三）（状）　七歳―七歳而（三）（状）

旹―于時（三）　曰―翻刻底本、左ニ補筆ス

称―翻刻底本、左、「名付キ」アリ

年丁卯―丁卯冬（三）　悲―慈（内）

薌―香（三）　**門―間（三）（状）**

法―法之（三）　九歳―九歳而（三）

機―左、「器乎」アリ（状）　言―語（内）

則―ナシ（三）　勵心―勵精（内）（名）

閣―閤（名）（諸）、「閤」ヲ「閣」ニ改ム（状）

古今―古今之（三）　為―ナシ（三）

昇―升（諸）　二年―二年壬申（三）

出―右、出于（名）、「去乎」アリ（状）

荘―庄（三）

ニ、尋テ到テ叡山之麓ニ、即入ル良顕法眼室ニ。即師之外舅也。時ニ之ユイテ延ムカウ之ヲ。慇懃ニ」欣ニ求ス出家ヲ。法眼大ニ驚テ、問テ曰ク、元服期ス近キヲ、親父猶父、定テ有ハ（ウ）』レ其ノ瞋イカリ如何ン。師ノ曰ク、悲母逝世ノ時、遺囑シテ曰、出家学道而シテ」可シト弔トムラウ我カ後世ヲ。殊ニ祖母姨母等之養育恩ノ、尤モ重シ。出」家修道而シテ欲レ資ニ彼カ菩提ヲ。時ニ法眼感涙シテ、即聴シテ入室シム。」即時ニ登ル横川ヨコカワノ首楞厳院般若谷千光坊ニ。建保」元年癸酉四月九日、十四歳ニシテ礼シテ初任ノ座主公円僧正ヲ剃」髪ス。同十日、於ニ延暦寺ノ戒壇院ニ、以テ公国円僧正ヲ為テ和上ト、」受ク菩薩戒ヲ。作レ比丘ト。自レ爾シ、習フ天台之風ノ、兼テ南天ノ秘教ヲ。大小之ノ」義理、顕密之奥旨、無レ不レ習学シテ、十八歳ノ内ニ、看ニ閲スルコト一切経ヲ」二返。学ス宗家之大事、法門之大綱ヲ。本来本法身、天然」自性身ン。顕密ノ両宗、不レ出レ此ノ理ヲ。大ニ有レ疑滞。如ンハ本自法ヲ」身法性ノ者、諸仏為シテカ甚麼、更ニ発心修行スルヤ哉。三井之ノ（ニオ）』公胤僧正者、顕密之明匠、法海之龍象ナリ。即致ス此ノ問ヲ。胤」教示シテ曰、此ノ問輒タヤスク不レ可レ答。雖レ有ニ家訓訳ヲ、未レ尽レ美ヲ。伝聞ク、大」宋ニ有リト下佐有伝ル仏心印ヲ之正宗上。宜シク入宋ヒヒシテ求覓ヲ。師聞ニ此ノ」誨ケ勵レイヲ、建保五年丁丑、十八歳ノ秋、始テ離レ本山ヲ、投テ洛陽建」仁寺ニ、従ニ明全和尚ニ、猶極ム顕密之奥源ヲ。習ニ律蔵ノ之」威儀ヲ、兼テ聞テ臨済之宗風ヲ、即列ツラナル黄龍之十世ニ。遂ニ随ニ従シテ明」全ニ、航シテ海ニ入宋ス。日本貞応二年癸未、大宋嘉定十六年ナリ也。」掛ク錫ヲ天童ニ。初テ見ニ派無際ニ、問レ道聴ク法ヲ。雖レ及ブト嗣書ヲ拝看

即―下（三）　**法眼―法眼之（三）（状）**

舅―翻刻底本、右、「キウ」、左、「ウチヲバナリ」アリ

時之―翻刻底本、行間ニ補筆ス、「時ニ」ハ朱筆

延之―名匠也（三）

曰―云（三）、以下略

悲―右、「慈カ」アリ（内）　而―ナシ（三）

弔―訪（三）　殊―ナシ（三）

之養育―養育之（三）

時―ナシ（三）　時―ナシ（三）

歳―歳而（三）　任―仕（内）

上―尚（名）

風―宗風（三）

南天―南天之（三）

之―ナシ（三）

返―遍（三）　学―ナシ（三）

身―性（三）

性―「性」ヲ「然」ニ訂正ス（内）

哉―ナシ（三）

明―名（諸）

訳―訣（内）（名）

随―ナシ（三）

派―流（名）

聴―求（三）

スルニ、未タ一沢ニ択大事ヲ。其ノ外、惟一西堂、宗月長老、伝蔵主、及ビ万年寺ノ」元■鼎和尚、皆是帯レ嗣書尊宿也。同ク雖レ親近スト、未タ契レ」心ニ。於ニ径山ニ見ニ琰浙翁ニ、於ニ小翠岩一見レ卓老、問答往復而謂『日本大宋ノ両国ニ、如ニ（一脱カ）ナル我カ無シト善知主識一生シテ大憍慢ヲ、欲レ帰レ日本ニ、始テ掛ニ」錫ス天童ニ、廿四歳也。不レ依レ戒次ニ、欲レ列セント新戒ノ位ニ。師表書シテ曰ク、此ノ娑」婆世界者、ハ在リ先座ニ、後受戒ノ者ハ在ルコト後座ニ、蓋シ」是レ七仏諸祖ノ通戒ナリ也。何シテ至ニ日本大宋一、可レ有レ別異哉ヤ。天童一山ノ」住持、両班前資勤旧、以テ先例ヲ尚ヲ定ム新戒ノ位ヲ。其ノ故、先キニ入唐ノ」諸僧、始メ伝教弘法、至マデ汝カ師翁用詳上人ニ、尽ク着ケ新戒ニ。蓋シ」是レ国ノ例ナリ也。大国小国之別異也ナリ。師又重テ表書ス。諸仏ノ教法、」依テ国而豈ニ可ケン異乎。一家之兄弟、一仏ノ之戒脈、都テ不レ可レ有」差異。先坐後座、支干分明ナリ、年月争カ乱ラント乎。一寺不レ能レ断ルコトハ（一脱カ）（コト）レ」五山評議シテ、尚ヲ用ユ旧規ヲ。三度表書ノ云ク、仏法偏レ沙界ニ、戒光』照（三オ）レ十方ヲ。況ンヤ経ニ曰ク、今此ノ三界、皆是我有リ、其ノ中ノ衆生、悉ク是レ吾カ子ナリ。」就レ中、此ノ娑婆世界者、釈迦牟尼仏ノ仏土也ナリ。国已ニ仏国」也ナリ、人皆仏子也。兄弟不レ可レ混乱ス、次位法爾トシテ具ソナヘテ二仏法世法ヲ一、」皆任レ正理ニ。天神地祇、不レ昧レ理非ヲ。此ノ理ヲ若シ不レバ達、恐ハ是レ乱世也。」賢者ハ不レ居レ乱世ニ、直人ハ不レ雑レ誑者ニ、仏家ノ臘次、已ニ不レ正者、王」法正理、豈ニ可レ明察ナル。幸ニ仰テ中

沢―決（内）　惟―推（内）
鼎―靠（三）、底本ノ文字ハ■部分共ニ本稿末【写真1】参照。
於径山見琰浙翁於小翠岩見卓老―又見琰浙翁於径山見卓老於小翠岩（三）
往―翻刻底本、行間ニ補筆ス　復―来（三）
大―翻刻底本、「太」ノ「丶」ヲ削ッテ訂正ス、太（状）
宋―宗（内）　如我無―無如我（三）
錫―錫于（三）　廿―時廿（内）（名）、時ニ十（諸）者―内（三）
先座―先坐（三）
後座―後坐（三）　祖―仏（三）
哉―ナシ（三）　班―斑（内）　以―固執（名）
位―ナシ（三）
始―如于（内）、始于（名）（諸）　至―至于（三）
着―著（三）
先坐後座―先坐先後坐後（三）
支―支（内）（名）　乎―ナシ（三）
度―ナシ（三）　云―曰（三）、以下略　偏―徧（三）
況―況乎（三）
仏―々（内）（名）、人（ふ）（状）
土―主（内）　也―ナシ（三）
祇―祇（内）（名）（状）
乱―翻刻底本、行間ニ補筆ス
臘次―翻刻底本、左、「戒臘年老也」アリ
明察―明察乎（三）

和之聖徳ヲ、泣ナク宣ブ倭僧之鄙ノ」懐ヲ。天裁若シ無ンハ私、伏乞、正セ戒次ヲ、取ル意ヲ。喜定ノ聖主、被テ下ニ勅」宣ヲ云、倭僧ノ所レ申有レ其ノ謂、須ク依レ臘次ニ。自ヨリ爾シ師ノ名、不レ隠」叢林ニ。倭僧ノ臘ラウ、依テ之ニ定リ了リ、遂ニ掛ニ錫ヲ于天童ニ。其ノ時、有ニ老璡トム」者ヒト、勧テ云ク、大宋国裡、独リ有ニ浄和尚ノミ、具スル道眼ヲ者ナリ、你シ欲レ学レ仏法ヲ」者ハ、看テ他ニ必ス有ン所得。師雖レ聞ニ璡ノ語ヲ、未タ遑イトマーレ参ルニ他ニ、将ニ満レ一年ヲ。爰ニ『浄長老(三ウ)、作ニ天童之主ト而来ル。師即焼香礼拝シテ、遂ニ取ル師資ノ」礼ヲ。幔幢乃倒ル。正信忽ニ発シテ、謹テ白ス、道元幼歳ニシテ発シ菩提心ヲ、本国」而訪テ道ヲ於諸師ニ、聊カ識ル因杲之ノ所由ヲ。雖レ然未レ明ニ仏法之ノ」実帰ヲ、徒ニ滞ル名相之懐慓ニ。後ニ入テ千光禅師之室ニ、初テ聞ク臨」済之ノ宗風ヲ。今随テ全和尚ニ入ル大宋ニ。航スルコト海ニ万里、任ス幼身ヲ」波濤ニ、遂ニ達テ大宗ニ、得レ投コトヲ和尚之法席ニ。蓋シ是レ宿福之慶」幸也。願ハ和尚大慈大悲、外国遠方之小人、所レ冀者ハ、」不レ拘レ時候ニ、不レ論レ威儀不威儀ヲ、頻々上レ方丈ニ、欲レ拝ニ問セント愚」懐ヲ。生死ノ事大ニシテ、無常迅速ナリ、時不レ待レ人、去ラバ生ヲ必ス悔ン。本師堂上」老師大禅師、大悲哀愍シテ聴許シタマヘ。天童浄老云、元子参」問、自今已後、不レ拘昼夜時候ニ、著衣袈裟衣ニシテ而来テ、問シニ道ヲ無レ妨。老『僧(四オ)(朱筆)ヲ一ヘニ如ニシテ親父恕子ノ、無ルヘシト礼。然間、独ニ歩シテ於堂奥ニ、昼夜問□道ヲ、」入室請益、不レ拘レ時節ニ、聞不聞、伝不伝、脇不レ著レ席、将レ及ニ」両歳ニ。天童五更ノ座禅、入テ堂ニ巡堂シテ、責テ衲子ノ座睡ヲ曰ク、参禅ハ」者身心

取意—割注トス（三）　**喜—嘉（三）（状）**
倭—倭国（三）　其—于（三）
裡—裏（三）　師—ナシ（状）
長老—和尚（三）　師—ナシ（三）　**幔幢—慢幢（三）**
謹白—云（三）　歳—年（三）　而—ナシ（三）
杲—果（三）（状）　雖然—雖然如是（三）
入—入于（三）　和尚—法師而（三）
幼身—「幼身」ヲ「幻身」ニ訂正ス（内）、幻身（名）（諸）、
幼年（状）　波濤—於波濤（三）
宗—宋（三）（状）　福—徳（三）　願—ナシ（三）
悲—慈（内）　冀—願（三）
儀—翻刻底本、右下ニ「ヲ」トアルヲ抹消ス
不威儀—右、「〔三字衍歟〕」アリ（内）
々—頻（諸）、人（々カ）（状）
生死事大無常迅速—無常迅速生死事大（三）
時不待人—時待々人、「待々」ノ右、「〔不待歟〕」アリ（内）
生—聖（三）　堂上—翻刻底本、「堂」ノ左、「童カ（朱筆）」、「上」ノ左、「浄カ（朱筆）」アリ
老師—大和尚（三）
大悲—大慈大慈（内）、大慈大悲（名）（諸）
老—和尚（三）
著—着（名）（状）　衩衣—翻刻底本、誤字ノ左ニ補筆シテ訂正ス、双衣、「双」ノ右、「衩イ」アリ（内）
著—至（三）、着（状）
座禅—坐禅（三）　**座睡—坐睡（三）**　参—坐（三）

脱落也。祇管打睡シテ作ン※レ什麼。師聞豁然トシテ大悟。早」晨ニ上レ方丈ニ、焼香礼拝ス。天童問曰※ク、焼事作麼生。師云ク、身」心脱落来ル。天童云ク、身心脱落、々々身心。師云ク、這箇ハ是レ」暫時ノ伎倆、和尚莫レ乱ニ印スルコト某甲一。童ノ云ク、吾不ニ乱ニ印レ你ヲ。師云ク、」如何是レ不ニ乱ニ印一底。童云ク、脱落身心。于ニ時、福州広平侍」者、侍立シテ曰ク、非細ナリ也。外国ノ人得ニ恁麼地ノ大事ヲ一レ矣。師珍重シテ去ル。童ノ云ク、」幾回這裡ニ喫ス拳頭ヲ、脱落麼甕容還ス霹靂ニ。遂ニ以テ洞上ノ」宗旨ヲ付嘱シ、授ク曩祖ノ仏戒ヲ一。遺嘱シテ云ク、汝早ク帰レ本国ニ、弘ニ通セヨ祖』道ヲ一。于レ時師問テ曰ク、師已ニ為リ二洞山ノ嫡孫一、何ソ不レ露レ嗣法ヲ。」重ヒテ童ノ曰ク、雲衆雖レ請ニ嗣法ノ香ヲ一、且ク在テ涅槃堂裡ニ、焼焉ヒテ」レ焉ヲ。汝不レ可レ覆蔵ス。本国ニシテ而隠ニ居シテ山谷ニ、長ニ養セヨ聖」胎ヲ一。師又問曰ク、和尚為カ甚麼ト着テ黒衣ヲ、一ニ如ス常ノ僧ニ一。童」曰ク、諸方無鼻孔ノ長老、不レ捨レ名利ヲ、杜撰禿子ニ等フ一通シテ着ル班衣ヲ。我レ為ニ異ランカ彼等ニ一、不レ着レ班衣ヲ。汝在テ二于本国ニ一、」化ニ導セン人天ヲ一時、須ク着ルモ班衣ヲ無シ妨ゲ。此レ我カ意巧スルノミ耳。芙蓉ノ」衲衣伝来シテ、而雖レモ在リトレ這裡ニ、吾レ不レ着レ之ヲ。師受テ付嘱ヲ而」帰ル二於本国一一。即大宋ノ宝慶三年丁亥歳、当ル二日本安貞一」元年丁亥歳、于ニ時廿八歳ナリ也。洞山高祖一十三世之祖」師、釈迦牟尼如来五十一代之古仏ナリ。於テ本国ニ、寓ニ止シテ於建仁』寺ニ、漸ク求ム隠ニ居ノ地一ヲ。有縁ノ檀那、所レノ施ス在処、歴観スルコト僅ニ一十二所、」遠国畿内、皆不レ合レ意。暫ク隠ニ居ス洛陽之東南、深」草里、極楽寺ノ旧

作什麼―恁生（三）
香―翻刻底本、右下ニ「ス」トアルヲ抹消ス
曰―云（三）（状）、以下略　**焼―焼香（三）（状）**
脱落―落々（内）　々々―脱落（名）（諸）　箇―爾（内）
身心―翻刻底本、右ノ「々々」ハ朱筆、々々（内）、ミミ（名）、脱落（諸）、身心（状）
非細―非細事（「事」ハ補筆）（状）
地―ナシ（三）　矣―ナシ（三）
去―ナシ（三）　童云―便道（三）、童曰（状）
裡―裏（内）（諸）、重（名）
甕―翻刻底本、「瓦」部分ハ後筆、雍（三）
云―曰（状）、以下略　早―翻刻底本、左ニ補筆ス
本国―於本国（三）
通祖道―道於祖道（内）、通於祖道（名）（諸）
于時―恃（内）、時（名）（諸）　衆雖―雖々（内）
裡―裏当（三）　焉―之（三）
着―著（三）、以下略　着班衣―著之（三）
衲衣―衲法衣（三）　裡―裏（三）　着―著用（三）
歳―ナシ（内）（諸）、年（名）　廿―二十（三）
也―ナシ（内）、コノ一字分ヲ空白トス（名）（諸）　三―四（三）
牟尼―翻刻底本、「尼」ヲ「牟」ノ右下ニ補筆ス、ナシ（三）
一―二（三）　之―ナシ（状）　於―始帰於（三）
檀―旦（内）（名）　在処―所々（内）、処所（名）（諸）
歴観―翻刻底本、「観」ヲ右ニ補筆ス、歴観（状）
寺―寺之（三）

跡ニ。四衆雲ノ如ニ集ル、※恵トク風漸ク扇ク。自然ニ作ル」※宝ハウ房ヲ。不ルニ待作ル叢林ト。（一脱カ）号ニ興聖宝林寺ト。正覚禅尼建ツ」※法堂ヲ、弘誓院殿カ搆※レ法座ヲ、始テ説法開堂、為ニ人ノ垂手ス。最」初ニ度シ懐弉（朱筆）、授ク戒法ヲ、以テ達磨※授ル恵※可ニ儀ヲ。即一※兇ノ之」上首、普ス諸人之教授ヲ。雖ニ得法ノ人多ト、弉公、僧海、詮恵」三輩、是レ法嗣也。後ニ波多野雲州大守※義重、依テ固ク請※スルニ、」移シテ下ル越州ニ。寛※永ヒ元二年申辰七月、草ニ創ソウス吉祥山永平」寺ヲ。土※木未レ備ソナハラ、堂閣僅ワツカニ両三。然シテ而以テ深山幽※谷ヲ、占シメテ以テ為ス一生」幽棲之地ト。宝治元年丁未、鎌※倉西明寺殿※、奉テ召ニ請師ヲ、』（五ウ）受ク菩薩戒ヲ。奉テ留住シ、建ニ立※シ寺院ヲ、欲シテ開ト叢席ヲ、雖ニ頻※リニ請スト、堅ク辞シ」退※シテ帰ル本山ニ。恭敬余リ、為レ遂トゲンガ願心ヲ、雖レ奉※レ奇ニ進越前※六条ヲ、不」レ受レ之。道風遠ク聞ヘ、緇※白シク普ク帰ス。受具※剃頭ノ弟子、三百余」人※ナリ。建長四年壬子秋、示レ病ヲ。建長五年癸丑八月廿※八日、夜」半ニ示シテ偈ヲ、自ミー書シテ曰ク、五十四年、照ス第一天ヲ。打シテ箇ノ跨跳ヲ、触ニ破ス大千ニ。」咦。渾身無シ覓ル活ヲ、陥レ黄泉ニ。擲テ筆ヲ而逝ス。俗寿五十有」四、僧臘三十有七。立※ツ塔ヲ於本山西北之隅スミニ。」

弉首座者※ハ継テ蹱ヲ住ス永平寺ニ。恵※首座者ハ住ス洛陽」永興寺ニ。海首座者※ハ師在生※ニ唱※フ滅ヲ興聖※寺ニ。」

永※平開山行業※記終（六オ）』

恵―徳（三）（状）
宝房―翻刻底本、左、「殿堂ナリ」アリ、宝坊（三）
ツ―翻刻底本、右、「テ」（朱筆）アリ
搆―構（内）　法座―座法（名）
磨―麼（名）　恵―慧（諸）
兇―会（三）、底本及ビ（状）ノ「兇」ハ「会」ノ古字
普―普為（内）（名）　恵―慧（諸）
守―吏（三）
請―諸（名）　寛～七月―本稿末【写真2】参照
申―甲（三）（状）　土―上（名）
幽―翻刻底本、右ニ補筆ス
鎌倉―東関（三）　殿奉―ナシ（三）　師―ナシ（三）
立―翻刻底本、右ニ補筆ス　頻請―堅請留（三）
退帰本山―去下越州（三）
奉奇進―供養（三）、「奇」ノ右、「寄乎」アリ（状）
前―州（三）
緇白―翻刻底本、「緇」ノ左、「僧」、「白」ノ左、「俗」アリ
具―其（内）　人―下、「受菩薩戒弟子七百余人」アリ（三）
廿―二十（内）（名）
立塔於―塔（三）　西北之―之西北（三）
者―ナシ（内）　蹱―ナシ（三）
恵首座者―恵首座（内）、慧首坐者（諸）　者―ナシ（内）
生―世（内）（諸）、右、「生イ」アリ（諸）
唱滅―死于（三）　聖―台（名）
永平開山行業記終―ナシ（三）　業―状（状）

永平二代懐弉和尚行業記

禅師、姓ハ藤ノ氏、諱ハ懐弉、洛陽人ナリ也。九条相国為通曽」孫、鳥養中納言為実ノ卿ノ孫ナリ也。建久九年戊午ニ生下ス。」礼ニ延暦寺横川ノ円能法印ヲ剃頭。同ク於ニ本寺ノ戒壇院ニ、建」保六年戊寅、受ニ菩薩戒ヲ一為レ比丘ト。学ニ山家之止観ヲ一、捨ニ文字学」解ヲ、倶舎、成実、三論、法相、皆知テ有為ナルコトヲ、尚ヲ入ニ浄土ノ一門ニ一、雖レ極ム（二脱カ）」其ノ奥源ヲ、又知レ非ニ出世之舟航ニ一、参ニ多武峯ノ達磨宗」覚」晏上人ニ一、聞ニ見性成仏之旨ヲ一。至ニ首楞厳之頻伽瓶喩ニ一、知リ」レ無コトヲ空之去来一、明ム無レ二識ノ生滅一。晏即印ニ託シテ曰ク、汝無始曠劫」之無明、即解脱シ了レリ也。晏公会裡ノ学徒、半百ノ中、師独リ抜」群ナリ、人ニ所レ仰レ賛セ矣。師聞テ二元公伝法帰朝シテ而寓ニ止スト建仁寺ニ一』（六ウ）往テ而論談法戦シテ、知テ有レ長処、帰シテ心ヲ信伏ス。遂ニ聞ニテ元公住菴スト一」文暦元年甲午冬、参レシテ深草ニ改レ衣ヲ、次ノ年八月十五日、伝ニ授ス仏祖」正伝戒法ヲ一。達磨授ル二祖ニ儀ナリ也。有時、元公挙シテ、示ス下一毫穿ツ衆」穴ヲ一之因縁ヲ上。師於レ言下ニ大悟礼拝ス。元問、礼拝ノ事作麼生ン。師曰ク、」不レ問レ一毫ヲハ、如何是レ衆穴ッ。元微笑シテ曰ク、穿了也。即礼拝シテ退ク。元」公大ニ悦テ、而為ス二真ノ法嗣一ト。師為レ典座、時ニ元公鳴レシテ鼓ヲ報レ衆ニ陞堂、令ム二」立僧入堂セ。元公入室、師下座シテ、低頭叉手シテ問テ云ク、二祖三拝、依レ位」而立ツ、未審、伝レ什麼法ヲカ一。元云、老僧カ答話、且ク寄スレ露柱ニ。自レ爾」一衆、皆為ス師ト。元和尚会裡ノ諸頭首、不レ許レ秉払ヲ。師第一」座ノ初

永平二代懐弉和尚行業記―二祖弉禅師（三）

業―状（状）
禅師―上欄外、「師諱懐弉字孤雲」アリ（名）
姓―生（三）　相国―翻刻底本、右、「大政大臣ナリ」アリ（名）
為通―為道、右、「タメミチノ」アリ（名）（諸）
鳥養―右、「トリガイノ」アリ（名）、右、「トリカイノ」アリ（諸）、「鳥」ノ右下、「リ」、「養」ノ右、「カイ」アリ（状）
為実―右、「タメサネ」アリ（諸）
之―翻刻底本、右ニ補筆ス
文字―文字之（三）　浄土―浄土之（三）
峯―挙（内）　識―職之（内）、識之（名）（諸）
印託―座即記（内）（名）、坐印記（諸）、印記、「記」ノ右、「託」アリ（状）
裡―裏（三）　師―ナシ（状）　**申―甲（三）（状）**
於―ナシ（三）　曰―云（三）、以下略
穿了―二字ノ間ノ右、「却イ」アリ（内）
即―師（三）、師即（状）　退―了退（三）
公―ナシ（三）　嗣―翻刻底本、左ニ補筆ス
師―ナシ（状）　為―翻刻底本、右ニ補筆ス
公―ナシ（三）
陞堂―陞座（三）　入堂―入室（三）
元公―元即（三）、元公元公即（状）
座―坐（三）
云―曰（三）（状）、以下略
裡―裏（三）　第一座―首座（三）

任。結夏十四日也。即令※秉ヒン払説法セ。義信首座、有レ才」有レ言、一会ニ無レ斉スルヲ肩ヲ。雖レ望ト秉払ヲ、元師※不レ許。師充アタルレ職(セオ)』時キ、為ニ衆ノ説法スルノミ耳。僧海、詮恵等深山※ノ諸衆、尽ク以テ師ヲ為ス教」授闍梨ト。一会ノ上足也ナリ。師知※客、典座、及ヒ頭※首、多年之ノ間」勤※テ、兼シテ侍※瓶侍巾ヲ、如ルコト是二十年中、依レ師ノ命ニ、病暇十箇日※ノ」際ダ、不レ看※師ノ顔ヲ而ノミ耳。先師在生之ノ際、及ビ住※ノ後十五秋ノ」内チ、如ク望レ生身ヲ、向テ真像ニ、晨朝夜間、和尚※珍重※。事ル師ニ法※、未タ」曽テ解※怠セ。古今未レ聞行持ナリ也。元和※尚、以テ重ス師ヲ。在テ室中ニ、其ノ礼、」宛モ如レ師範ノ。衆皆所ナリ知ル。元和※尚移テ永平寺ニ、始ル衆※ノ行法ヲ(一脱カ)」時キ、必以テ師ヲ令ム始テ行セ。師有時問テ曰ク、和尚為カ什麼ト行スルニ(一脱カ)一切ノ事ヲ、必」以テ某甲ヲ令テ始テ行ナヘ、和尚ハ不ルヤミ自行ハ乎。元ノ曰ク、当山者ハ仏法ノ勝地ナリ也。」令ント法ヲシテ久ク住セ。是レ所ナリ望ム也。吾※従レ公雖モ年※少シト、必可シ短命ナル。公ハ従リ」吾レ雖レ年※老、必可シ長寿ナル。我カ仏法、必至テ公ニ弘通シテ、来際流転、無ン』窮(ヒウ)リ。即公ノ児孫耳ノミ鎮セン山門ヲ、故コノユヱニ令ム公ヲシテ始メ行事ヲ。蓋シ是レ為メナリ令ン法ヲ」久ク住セ也ナリ。師資※勝強ノ之有イウ徳、永※平門下、只師独リ而ノミ耳※。」建長五年关刃七月十四日、即着テ住持位ニ、夜間小参、」早※朝上堂、元※和尚、雖※レ病床ストシテ輿※ニ来テ聴聞証明ス。雖※レ然事ルニ」レ師ニ不レ捨レ礼。元公上洛、八月五日、随従シテ而上ル。元※和尚没」後、荷ニ担シテ遺骨ヲ、還ニ帰※シテ本山ニ、以テ骨如ク法ノ喪礼シテ、遂ニ継ツク遺」跡ヲ。一切不レ異、一衆帰伏シ、四衆群集ス。道價聞ヘ高ク、柔和シテ」懐ツク衆ヲ。納ルニ身

令―翻刻底本、右ニ補筆ス、今（名）
師―ナシ（三）　為―独為（三）
山―草（三）（状）　知―四（内）
頭首―首座（三）　勤―ナシ（三）
侍瓶侍巾如是―行侍者従元公（三）
日―月（状）　看―見（内）　住―往（内）
尚―南（三）　重―重之（三）
法―翻刻底本、補筆ス
解―懈（三）（状）　和尚―公（三）　在―有（三）
和尚―公（三）　衆―左、「モロくノ」アリ（諸）
吾従―我自（三）　年―ナシ（三）
従吾―自我（三）　年―ナシ（三）
我―伐（名）
鎮―所以鎮（三）　始行事―行事始（三）
資勝―勝資（三）　永―未（名）　**耳―已（三）**
关刃―癸丑（三）（状）、「刃」ハ「刄」ノ誤カ
着―著（三）
早―翻刻底本、右ニ補筆ス　元―元公（三）
雖―乍臥（三）　**輿―乗輿（三）（状）、底本「乗」脱カ**
来―来而（三）
雖然事師不捨礼―然而不捨事師之礼（内）（諸）、然而不捨事師元礼（名）
元和尚―公（三）
帰―下（三）

ヲ節簡ナリ、臨テ衆ニ寛放タリ。於レ人礼深ク、於レ己ニ儀正シ。十五」年ノ間、衆不レ下レ半百ニ、梵宮漸ク調フ。百色現成ス。文永四年丁卯」、有レ病。□イニ立所ノ付法スル弟子義介、欲レ継ニ住持ノ位ヲ。大旦」那波多野出雲守次郎金吾、自来テ請レ介公ヲ。及ビ花山（八オ）院ノ宰相禅師門釈円、下レ状ヲ請シテ介公ヲ而令レ住持セ、病気」未タズレ平愈、雖レ居ス東堂ノ位ニ、学徒群集シテ、受戒ノ者多シ。付法ノ」弟子、義介、義尹、義準、仏僧、宗円、伝戒弟子、義演、」道荐、皆此ノ七人ハ、開山元和尚ノ小師ナリ。学徒続レ紹シテ参学ヲ、」各為ス伝法伝戒之本師ト。或ハ住ニ持シ本寺ニ、或ハ接ニ化ス諸方ニ。其ノ」外、得法密証、不レ能ニ悉ク記ルコト。弘安三年庚辰夏、四月示ス疾ヲ。」六月中ニ必ス可レ有レ円寂。都鄙ノ陰陽勘フ之ヲ。大旦越、自ニ六波羅ニ三十」日之暇ニシテ而下レ国ニ。奉レ拝ニ師ノ顔ヲ。師集テ衆徒ヲ、顧テ且那ヲ語テ曰ク、」予者生生世々、乃至先師、至ニ成道度生ノ時節ニ、一日不レ離ニ」先師ヲ。有レ致スコト如ク影ノ随フ形ニ給任ヲ。是ノ故ニ死斯期、又願テ可レ期ス八」月下旬ヲ。此願不レ可レ差。今度旦那、三十日之暇ニシテ、下向芳恩（八ウ）』難レ謝シ。急キ可レ還リ上ル。其ノ身無レ私、国法可レ恐ル、慇懃ニ垂示ス。且」那仰歎、啼涙シテ即帰洛ス。又示レ門人ニ曰ク、吾没后、以レ遺骨ヲ」安ニ先師ノ塔ノ傍ラ侍者ノ位ニ。別ニ莫レ立レ塔ヲ。今現在ノ居所、又搆フ」先師ノ塔ノ傍ラニ。昔、六祖塔主令韜、慕ニ古之住持ヲ。退シテ後、雖レ」居ス東堂ニ、号レ塔主ト。介公又退院セハ、一寺ニ両東堂アラン、名字可シ」レ迷ツ。吾号ン塔主ト。蓋シ令韜ノ跡ナリ。如レ是遺誡シテ、果シテ而八月廿」四日、

於―翻刻底本、右ニ補筆ス
梵宮―翻刻底本、左、「殿堂」アリ
□イニ立所―立（三）、立所（状）、本稿末【写真3】参照
旦那―檀越（三）　守―ナシ（三）
未―ナシ（三）　位―ナシ（三）
義―翻刻底本、右ニ補筆ス　**宗―寂（三）**　戒―介（内）
和尚―公（三）　之―ナシ（三）
陽―翻刻底本、右ニ補筆ス　且越―檀那（三）
之―請（三）（状）　奉拝師顔―ナシ（三）
且越―檀那（三）
者―ナシ（三）　生―ゝ（内）、々（諸）、人（々カ）（状）
々―世（名）、ゝ（諸）、人（々カ）（状）
度生―度生之（三）　一日―一日之（三）
給任―之給侍（三）、給仕（状）　是―願是（三）
又願可期―人期（内）、又期（名）（諸）
今度旦那―檀那（三）
暇下向―請暇（三）　急可―須所（三）
無―不（三）　且―檀（三）　即―ナシ（三）
后―ナシ（三）、後（状）　先―元（内）
傍―旁（三）　ラ―翻刻底本、「ニ」ヲ修正ス
莫―勿（三）　**在―存（三）（状）**
先―元（内）　傍―旁（三）　韜―瑶（三）、以下略
号塔主―ナシ（三）　東―ナシ（三）
跡―勝躅（三）　誡―嘱（三）
而―ナシ（三）　廿―二十（内）（名）

沐浴如レ常ノ。入レ夜示シテ曰ク、先師半夜円寂ス。吊予又慕フ焉ヲ。」至テ丑ノ尅ニ可レ往。師日日夜夜ノ記事、至テ其ノ日曰ク、今日、予既ニ」死スト云。所ニ世ニ奇異トスル。時至テ、鳴テ鐘ヲ集メ衆ヲ、求テ筆ヲ書シテ偈ヲ云ク、八十」三年如シ夢幻ノ、一生ノ罪犯覆フ弥天ニ、而今足下無シテ絲去ル、蹈」翻シテ虚空ヲ没ス地泉ニ。擲筆而テ顧ニ視シテ大衆ヲ、珍重シテ逝ス。俗寿』八十有三、僧臘六十有三。霊祭礼一七日ノ間、顔貌如レ生ルカ、胸」間尚ヲ暖ナリ。霊骨任レ遺命ニ、納テ焉ヲ無シ塔。介公継テ本寺」第三祖位ヲ、脱年ニ開ニ闢ス賀州ノ大乗寺ヲ。尹公住ニ鎮西ノ」聖福寺ニ、開ニ闢肥州三日大慈両寺ヲ。準公ハ雖レ住ニ永徳、」歓喜両寺ニ、脱年軽ニ蔑ス宗旨ヲ。故ニ師ノ没后、為レ龍天ノ□」レ治罰。最後ニ蒙テ魔ノ擾ヲ死ス。演公ハ住レ本寺ニ。荐公ハ住ニ西」願、衆林ノ両寺ニ。僧首座ハ師逝シテ后、未レ満レ三回ヲ有在テ本」寺ニ逝ス。円公、越州妙法寺、宝慶寺、両処開闢ス。師雖ニ」美味山ニ住菴スト、師没后ニ其ノ菴焼却ス。師又為ニ末世ノ規矩ノ、」在テ越前ノ中浜ニ、半夏行ニ頭陀ノ化ヲ。永平二代懐状」和尚行業記終』

予―翻刻底本、右及ビ上欄外ニ補筆ス
焉―之（三）
丑―刃、右、「刃」アリ（状）　尅―ナシ（三）
日日夜夜―日々（内）、日日（名）（諸）、日人夜人（状）
曰―記云（三）　既―ナシ（三）
云―ナシ（三）　世―翻刻底本、右ニ補筆ス
絲―絛（三）　蹈―瑶（内）
大―一（三）　三―一（内）
霊―霊前（三）（状）
間―ナシ（三）　焉―之（三）
脱―晩（三）、底本及ビ（状）ノ旁ノ「兌」ハ「免」ノ異体
字ヵ、以下略
賀―加（三）
闢―ナシ（三）　日―月（名）　慈―茲（内）
準公―準者（三）　住―ナシ（三）
両寺―両院住持（三）　年―ナシ（内）
后―後（三）　逝后―逝去後（三）
処―山（三）　后―後（三）
却―失（内）（諸）、矣（名）　末世―遺末世（三）
行頭陀化―頭院行化矣（内）、頭陀行化矣（名）、頭陀行化（諸）
永平二代懐状和尚行業記終―ナシ（三）
平―翻刻底本、右ニ補筆ス
状―狀（状）　業―状（状）

永平三代義介和尚行業記」

禅師、名、義介、生ル二于ニ藤氏一、利仁将軍ノ遠孫ナリ也。越」州丹生ノ北足羽ノ郷ノ人也。承久元年己卯二月二日ニ生ス。十三」歳ニシテ而礼ス二同国ノ波着寺ノ懐鑑和尚一ヲ、寛喜三年辛」卯秋、剃髪ス。同四年、十四歳ニシテ而上レ叡生ノ受戒シテ為ル比」丘ト。留テ学ヲ二山上ノ四教大綱一ニ、器世間ノ相性、習ヒ学スルニ之ヲ一、」依二本寺ノ鑑公ノ勧一メ、浄土ノ参部、首楞厳見性ノ義一、」聞ク之ヲ。従テ鑑公ニ、仁治二年辛丑春、参シ深草ニ改ムレ衣ヲ。」于レ時ニ二十三歳ナリ也。元師有時示レシテ衆ニ云ク、古人ノ云、是ノ法住レ」法位ニ、世間相常住、春色百花紅、鷓鴣柳上ニ鳴ク。師」聞テ有レ省。自レ爾為レメニ法ノ捨ルレ身ヲ之志、逐レ日ヲ増進ス。聞テ僧海首『（一〇オ）』座悟道省悩ヲ一、讃歎シテ弥勵レマス志ヲ。従テ二元和尚一ニ下テ二越州一、且ク止二宿シテ吉祥古精舎一ニ冬安居ス。師為レリ典座、歓」喜シテ奉ルレ給仕シ。寛元年冬、殊ニ雪深シ、八町曲坂ニ担テ料」桶ヲ供ス二一時ノ粥飯一。次ノ年ノ秋、草ニ創ス永平寺ヲ。人力一人ニシテ、師」為レリ典座、百事照管ス。宝治元年、充レ監寺ニ。勤労シテ昼」夜作務、夜参学ス。雖レ不レ闕二衆務ヲ一、打坐ノ工夫、已ニ不」レ群。元和尚、知二真ノ道人一ナルコトヲ。建長三年辛亥、奉二鑑公一、」以テ二覚晏上人ノ所得之仏照禅師下ノ嗣書ヲ一付授シテ、知下ム」菩提ノ勝レ浄明心ニ、不中コトヲ従テ人得レ旨ヲ。并ニ授二元和尚所得一伝ノ菩薩戒ノ儀式ヲ一。即嘱シテ云ク、吾聞ク、元和尚会裡ニ有ト」洞下ノ嗣書一。年来有リ拝看ノ志一。先年報ス二此ノ旨ヲ於和尚一『（一〇ウ）』雖レ聴許、閑人依レ多ニ、且ク待ツ時節ヲ。一生已ニ空シ。汝若道熟セバ、必ス」須ク継承ス。

永平三代義介和尚行業記―三祖介禅師（三）、大乗開山義介和尚行状記（状）

利仁―右、「トシヒト」アリ（状）

丹生北足羽―底本ト同内容ノ振リ仮名アリ（状）

同―翻刻底本、左ニ補筆ス

波着―波著（三）、右、「ナミツキ」アリ（名）、右、「ナスツキ」、「波」ノ左、「ハ」、「著」ノ左下、「ク」アリ（諸）

四年―四年壬辰（三）　**生**―翻刻底本、右、「山カ」アリ、**山而（三）**、右、「山乎」アリ（状）

相性―性相（三）　**寺―師（三）**　参―三（三）

于―ナシ（三）　歳―ナシ（三）

鴣―鴣（名）　自―ナシ（名）　省―逝（三）

祥―峯（内）（名）、峰（諸）

奉―翻刻底本、誤字ヲ上欄外ニ記シテ訂正ス

給―ナシ（三）

寛元年―寛元元年癸卯（三）、寛元（名カ）人年（状）

町―丁（諸）　供―而供（三）

元年―元年丁未夏（三）　**夜―ナシ（三）**

奉―春（三）（状）

得―伝（三）　得旨―得之旨（三）　并―竝（状）

儀式―下、「天童会裏受戒自記」割注アリ（三）

嘱―遺嘱（三）　**会裡―衣裏（三）**

拝看―請拝（三）　旨―志（三）

和尚―和尚々々（内）、和尚〻〻（名）、和尚和尚（諸）

許―翻刻底本、右、「ユルス（コスト）」アリ　閑人依―依閑人（状）

拝看ノ時ニ、最初ノ功徳、為レニ吾カ可シ回向ス。師聞テ遺」嘱ヲ畜念スルコト是深シ。有時、元和尚、問テ師ニ云ク、鑑公ノ遺物、」悉ク相伝スヤ否ヤ。答曰ク、悉伝テ領スレ之ヲ。仏照禅師嗣書、并」洞下伝戒ノ作法、尽ク相ニ伝ス之ヲ。但遺嘱シテ曰ク、和尚会裡ノ」嗣書、請拝ノ志已ニ空シ。生涯所レナリ恨也。汝若シ拝看セハ、最初ノ」功徳、可レ回ニ向之ヲ云ニ云。元和尚感歎シテ曰ク、先年有レ此ノ望。依テ」閑人繁キニ、不レ令レ拝看。予又悔ルノミ之ヲ耳。受ク二你師命ヲ、以」後必ス可シ拝ニ看伝受ス。鑑公有リ見ル人ヲ之眼一、具ニ知レ人ヲ智ヲ。汝」為ニ彼ノ長嫡一。吾カ法必ス汝シ証通セン。以後必ス為ニ門徒ノ先達一、」護テ吾カ山ヲ而勿レ他ニ遊フ。況ヤ今度上洛之間、留守一大事也ナリ。』（一オ）思テ吾カ山ヲ而可シ護惜ス。縦予逝去スト雖モ、守テ寺門ヲ而勿レ令レ廃」壊セ。故ラニ鑑公ハ当国ノ名人。汝又長嫡。人多知ル。擁ニ護シテ山ヲ、須ク致レ」興隆ヲ。山中何処之庵居、無シ妨ルコト。若シ存命シテ而万一之帰山セハ者、」必須ク紹ヒ続ヒ嗣ス。但汝無シ老婆ノ心一。是レ又自然ニ可シ調。汝勿ン」レ遺忘スルコト。如レ是慇懃ニ遺命ス。拝公同ク聴ク之。元和尚没後、」拝公重レンス之ヲ。令レ首ニ於衆ニ。有時、師問ニ拝和尚一云、師兄、先師」尋常垂ニ示スル諸法実相之宗旨ヲ一外、有ニ異ナル秘説一也否ヤ。拝」曰、先師示レ衆之外、別ニ無ニ異法一。不レ見、先師有時示シテ曰ク、吾尋」常ニスルノ人ノ外、更ニ無シ覆蔵底ノ法一。仏祖ノ冥鑑、其」無レ私者ナリ也。師復曰ク、先師会スニ所得之身心脱落話ヲ一。」拝曰、好々、作麼生カ会ス。師云、将ニ謂ク赤鬚胡、更ニ有ルコトヲ二胡鬚赤ノ一。』（一ウ）拝曰、許多ノ身心ノ中ニ、有ニ畜―翻刻底本、上欄外ニ記シテ訂正ス、「畜」ニ朱書デ草冠ヲ補イ「蓄」トス（内）
否答曰悉―不師云尽（三）　并―拝（内）
曰―云（三）、以下略
会裡―衣裏（三）
請拝―拝看（三）　已―ナシ（三）
所―之（三）　看―者（三）
云―ナシ（三）　和尚―公（三）　歎―嘆（三）
依閑人―閑人依（三）、「閑人依」ヲ「依閑人」ニ訂正ス（状）
悔―恨（三）　耳受你―汝受（三）
貝―具（三）（状）　人―人之（三）（状）　後―為（内）
門徒―門徒之（三）　遊況―游況乎（三）
之―ナシ（三）
人―国人（三）　護―翻刻底本、右ニ補筆ス
而―之（三）
是―此（三）
和尚―公（三）
之―翻刻底本、右ニ補筆ス　首―看（状）
云―曰（三）、以下略　否―不（三）
乗―垂（三）（状）　外―之外（三）　鑑―覧（三）
復―又（三）
先師会―近日会先師（三）　々―ゝ（名）（諸）、人（々カ）（状）
胡更～許多―翻刻底本、「赤拝曰許多」ヲ削除シテ訂正ス
心―ナシ（三）

如レ是身一。先師屋居裡、仏祖ノ室中ニ、有リ二紹嗣底ノ事一、」有二住持用心一。先師門人ノ中ニ、只吾一人伝レ之ヲ。命欲ス与二授汝ニ之ヲ一。」先師尋常話テ予曰ク、介弟耽テレ道ニ抜群。是レ真ノ法器ナリ」也。吾法必可シ弘通。令於テ二先師所得ニ一、又有リ省ルコト。先師冥証上」不レ可レ疑。宗家ノ大事、不レ遺レ一秒ヲ。即付レ授シ你ニ了ル。吾也タ兌ル断スル仏種ヲ之罪ヲ一。縦ヒ受ルニ先聖之付嘱ヲ一、若不レバ得レ其ノ器ヲ、断ル仏種ヲ之罪難シ兌（免カ）レ。先」聖皆所ナリ病ト。西天東土、求ルコト人ヲ急ナリ。吾今得ウ汝ヲ、已ニ兌（免カ）ル此ノ罪。」感涙難シ抑ヘ。大事已ニ畢、今日死ストモ非レ可ニ恨ム。縦ヒ存命シテモ度ランレ什□（麼）ヲカ。」汝ハ是レ長嫡ナリ也。有時、弉公嘱シテ云ク、先師ノ宗旨、建立憑ク公ニ。」諸方叢林、宋朝風俗、就レ中ニ、先師伝道、天童山ノ」規矩、及ヒ大刹叢林ノ規矩、記録シ来テ而可レ一二興ス当山ノ叢』（一二オ）席ヲ。宛モ是、先師報恩ノ者ノ所以者何ナレバ、元和尚先師、受テ二浄」長老先師ノ勅命ヲ一、帰二朝シテ本国ニ一、欲ス一二興ント叢席ヲ一。加レ之、祖翁」栄西僧正ノ素意ナリ也。于レ然ルニ叢林微細ノ清規、禅家諸師ノ」語録、以下一切ノ聖教、皆以先年、興聖寺焼失ノ時、或ハ粉矢、」或ハ焼失。才（ワツカニ）本清規、雖レ有ト之、随フ時ニ風俗ナリ。折中ノ現規、尤大用也。」遍二参シ諸方ニ一、歴二観シテ大国ヲ一、以可レ建二立ス永平寺ノ宗旨ヲ一。師受テ」レ師ノ命ヲ、洛陽ノ建仁、東福、関東ノ寿福、建長、遍歴処観ス。」正元元年己未、航レ海ニ入宋。先ツ欲スル入宋セント時、発シテ願ヲ刻二彫シ如意輪、」虚空蔵ノ二菩薩ノ像ヲ一、願書ノ誓文ニ曰ク、吾レ為メニ果ンカ先師ノ唯願ヲ一、欲レ」一興セント（一脱カ）永平ノ宗風ヲ於日本国裡ニ一。又弉師有レ命、

屋居裡―屋裏（三）、居裡、右、「屋乎」アリ（状）、本稿末

【写真4】参照

命―僉（三）、**今（状）**　之―ナシ（三）

話予曰―語吾言（内）、語予言（名）（諸）

令―今（三）（状）　所得―得所（三）

不可疑宗家大事―翻刻底本、行間ニ補筆ス、非可疑宗家大事（三）

秒―翻刻底本、「物」ノ異体字ヵ、事（三）、物（状）

你―ナシ（三）　也―已（三）

兌―翻刻底本、「免」ノ異体字ヵ、以下略、免（三）（状）

受―雖受（三）　器―器者（三）　土―地（三）

急―急也（三）　死―死之（三）　汝―人公（三）

有時弉公―弉公有時（三）　嘱―翻刻底本、右ニ補筆ス

規矩―現規（三）　所以者何元和尚―何（三）

浄長老―ナシ（三）

細清規―細規矩、「規」ハ「現」ノ訂正ヵ（内）、紬現規（名）、細現規（諸）

粉矢―粉失（内）、紛告（名）、粉失（諸）、**紛失（状）**

或焼失才―ナシ（三）

規―「現」ヲ「規」ニ訂正ス（内）

寺―ナシ（三）　関東―東関（三）

処―順（三）　元―々（内）（状）、丶（諸）、人（々カ）（状）

航―度（三）　先―ナシ（三）

刻―尅（内）（諸）、剋（名）

唯―往（三）　裡―裏（三）

任セ身ヲ於波濤ニ、軽ス」命ヲ於師勅ニ。菩薩合テ力ヲ、興ニ行シ叢席ヲ賜ヘ。若シ海中ニシテ而没セハ命ヲ、再（二ウ）来而果シテ願ヲ。為ニ奉シカ記シ誓約ヲ、白檀ニシテ而不レ荘ラ、帰朝シテ荘ス之ヲ。若シ没セバ、再来而荘厳セン。」無ク難帰朝シテ、於本寺ニ、建レ山門ヲ、造リ両廊ヲ、安ニ置シ三尊ヲ、祖師三尊、」土地五躯、悉ク造ル焉ヲ。四節ノ礼儀、初後更ノ点、粥罷諷経、掛」塔ノ儀式等ノ礼法、悉ク師所ナリ調行フ也。（ママ）弉師称シテ病ヲ、令ム継カ法」席ヲ。随テ弉師ノ命ニ、檀那迎ヘ請ス。文永四年丁卯四月初八日、入院。」供衆起造、説法具足ス。鐘鼓分明、香灯不レ断、叢席一」興、諸縁具足ス。緇白皆ナ言フ、可レ謂、永平中興ト。文永九年壬申二月、退院。建テ養母堂ヲ養フ母ヲ。恰モ如ニ睦州陳尊宿ノ。美」濃ノ州ニ有テ人、為メニ造リ寺ヲ供養スルニ、懇ニ請シテ師ヲ不レ得レ已コトヲ、明旦将ニ往ント、其ノ」夜感カンス夢ヲ。師已ニ欲シテ行ント、出レ山門ヲ時、望メハ石堦ヲ、有テ葛藤ニ、遥ニ自ニ西北ノ」塔頭ニ下来テ、両茎纏テ両脚ヲ、引レ之ヲ不レ得レ截断コトヲ。夢覚テ知ニ先師（三オ）未タ許、不レ得レ去コトヲ。庵居隠遁シテ、送ル二十年ヲ。弉公円寂、師為ス喪」主ト。一切照管ス。弉師寂後、八月十五日、属シテ師ニ曰ク、公者余カ長嫡ハ也リ。先師開闢ノ和尚ナリ也。与フ住持職ヲ。付与スルニ有リ袈裟ニ、滅後二十八年」頂戴ス。一日モ之レ不レ離レ身ヲ、一生已ニ護持ス。今付ニ与ス公ニ。衣法同伝コト、来」際弘通シテ、勿レ令コト断絶ニ。乃至後事、又タ可レ照顧ス。師受テ遺」命ヲ、至テ于七年ニ、報恩慇重、緇白重シ帰伏ス。雲水間ニ参シ」随フ。（ママ）円公如シ争レ鋒ヲ。衆中稍ヤ関隔ス、ヒ自然ニ成シテ党ヲ、追ニ」遂ス師ヲ。旦那

力—力而欲（三）　賜—ナシ（三）
中—内（三）　命—其命（三）
願—心願（三）　奉—ナシ（三）
約—絢（名）　不荘帰朝荘之—翻刻底本、誤字ヲ訂正ス
荘—而荘（三）　没—没者（三）
於—帰于（三）　廊—廓、右、「廊イ」アリ（内）
躯—駆（内）　焉—之（三）
病令—疾令（内）（諸）、疾合（名）
檀—旦（内）（名）　初—ナシ（三）
灯—焼（三）　断—絶（三）
恰—ナシ（三）　睦—睡（内）　州—国（三）
其夜—ナシ（三）　行—往（三）
時—ナシ（三）　堦—楷（内）（名）、階（諸）
夢覚—覚而（三）
送二十—逸二十一（内）（名）、送二十一（諸）（状）、「送」ノ左、「逸イ本」アリ（諸）
師—ナシ（三）　**寂—最（三）（状）**
属—嘱（三）　余—予（三）
嫡—摘（名）（諸）、以下略
也与—与（内）（諸）、興（名）　二—一（内）（名）
之—ナシ（三）　衣法—法衣（内）
師—ナシ（三）　于—十（内）
慇—殷（三）
関—開（名）
自然—徒類自然（三）　旦—檀（三）

理テ云、師者開山ノ遺弟、二代ノ法嗣也。即二」代遺二嘱シテ道一ヲ、誉メテ曰ク、介公東堂老ハ者、吾法嫡ナリ也。又於二」当山ニ有レ大功。況ンヤ当寺ノ前住ナリ也。悳重レ於レ山、道高レ於レ天。寔ニ」是レ人天ノ導師、又乃チ当山ノ至尊也。縦ヒ雖レ非レ当住ニ、須ク奉ル二』尊重恭敬一。乃チ文永九年四月、結夏小参、示レス之ヲ。其ノ会ノ衆」徒、皆聞レク之ヲ。当住持為レ首座、豈ニ可レ遺忘ス乎。若シ此ノ長」老出テハ寺門ヲ者ハ、山門衰微、門徒不幸ナリ也。須ク令レ還レ山ニ。子息」四郎、金吾、重道、荘内ノ郎徒、奉レ送レ入寺ヲ。常住米穀、以」下一切分与供養。是レ依ル二当寺ノ前住一也、全不レ可レ背レ理ニ矣。師ノ」道悳弥顕、道價遠ク聞フ。賀州抻野大乗寺ノ本願澄」海阿闍梨、参見シテ廻ラス心ヲ。改テ二真言院一ヲ為シテ禅院ト鷰与フ。大且越藤原ノ家尚、召請シテ為大乗寺第」一祖ト、即建二立ス法堂一ヲ。大檀越諸来、雲ノ如ニ集ル。十方ノ施主、」拝請シテ令レ開堂説法一。道價増高ク、江湖遠ク聞フ。四衆」群シ来ル、得法得戒ノ者多シ。付法ノ弟子、紹瑾、宗円、懐暉。」老衰シテ而不レ堪レ接化ニ、使二紹瑾ヲシテ継レ住持ヲ、隠居独庵シテ経フ十』年。延慶二年己酉八月廿四日、示レ疾ヲ。九月二日、沙弥童行、」悉ク令二剃髪受具一セ。同十二日、集テ二諸門弟一ヲ、委悉シテ説ク二発心」已来、行脚シテ為ニ法ノ捨ルノ身ヲ事一ヲ。教二誘シ学者一ヲ、遺誡シテ曰ク、各勿レ」令ルコト二宗風ヲ墜レ地ニ。至テ二十四日一ニ、索テ筆ヲ書レ両字、者課セテ当住紹瑾ニ」曰、為レ我カ書之ヲ、老病逼切シテ、不レ得二自書コトヲ。即曰ク、七顛八倒、九十一年、」蘆花覆レ雪ニ、午夜月円。暫ク在テ而逝ス。閲世九十有一、坐夏七十」

山―闢（三）　也―ナシ（三）
況―況乎（三）　寺―山（三）
悳―徳（三）（状）、以下略
寔―誠（三）　導―道（内）（名）
持―時（三）　長―ナシ（三）　門―ナシ（三）
也―ナシ（三）
重道―右、「シケミチ」アリ（諸）、重通、「通」ノ右、「ミチ」、「道乎」アリ（状）
荘―庄（三）（状）　郎―即（三）
与―興（名）　是―右、「之乎」アリ（諸）
道價―後道価（内）（名）、後道價（諸）
賀―加（三）　**抻―押（三）（状）**
禅院～召請為―翻刻底本、補筆ス　且―檀（三）
尚―右、「ヒサ」アリ（諸）　寺―ナシ（三）
即―ナシ（三）　大檀越―当住及大檀越（三）
諸―請（内）（状）　集―衆（三）
遠聞―聞遠（三）　四衆―ナシ（名）
来―集（三）
廿―二十（内）（名）
髪―鬚（内）（名）　具―翻刻底本、右ニ補筆ス
委―ナシ（諸）　已来―ナシ（三）　誡―嘱（三）
墜地至―遺墜至于（三）
我書―翻刻底本、右ニ補筆ス
一年―有一（内）
雪―翻刻底本、右ニ補筆ス

有八。建※塔ヲ於之ノ西北隅※ニ、称二定光院※ト一。」

永平三祖行業記終（一四ウ）』※

建―達（諸）　**於―於寺（内）（諸）（状）**、指寺（名）

隅―偶（内）

院―下、「且遺偈云、看行業記忽驚情、没後生来思給師、埋骨塔辺侍者位、松風白月是開奇」アリ（内）、下、「且遺偈云、看行業記忽驚情、没後生来思給師、理骨塔辺侍者位、松風白月是開奇」アリ（名）

永平三祖行業記終―ナシ（三）、大乗開山行状記終（状）

【写真1】「道元禅師伝」不明字箇所（二ウ）

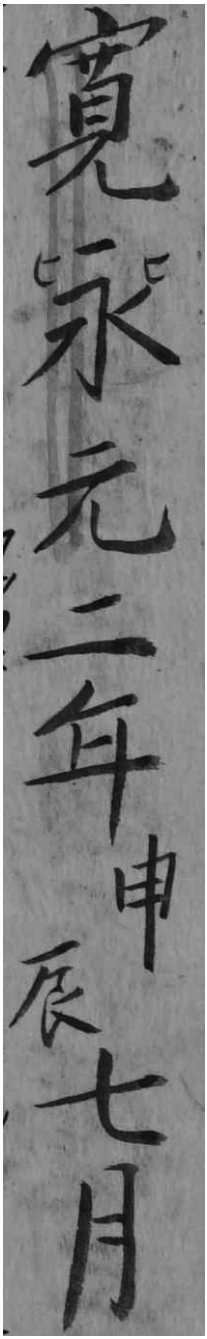

【写真2】「道元禅師伝」誤字訂正箇所（五ウ）

【写真3】「懐奘伝」異本指示箇所（八オ）

【写真4】「義介伝」異本指示箇所（一二オ）

道元禅師における懺悔と慚愧についての一考察

永井賢隆

【一】

本論は道元禅師における懺悔と慚愧について考察するものである。道元禅師の懺悔については、『修証義』第二章の章題にもなっている「懺悔滅罪」との関係から特に注目され、「業不亡」との関係から多くの先行研究が呈されている*1。

そもそも「懺悔」は、原始仏教以来、日常的に行われてきた。それはブッダが定めた戒律を犯した場合、仏前、あるいはサンガの仲間の前で罪を告白し、悔い改めることである。それは布薩（uposatha）と呼ばれる儀礼であり、罪の内容を僧団規律条文である「波羅提木叉」に照らし合わせ、違犯していることを衆目の前に告白し、その罪に対し釈尊または長老比丘により裁きを与えられたのであり、その罪は犯戒として明確に規定されていた。また中国の文化圏の中で、「懺法」という仏教儀礼として確立され、懺悔は滅罪思想を表すものであったとされ、何より道元禅師が学んだことが確実な『摩訶止観』「観病患」においても、「業病」の治癒には「懺悔」と「観力」が有効である説かれていることが指摘されている*2。

この様に古来より伝統的に重要視されてきた懺悔であるが、はたして道元禅師は「懺悔」を重んじたのであろうか。それというのも、七十五巻本では、「渓声山色」巻に二例「伝衣」巻に二例、十二巻本『正法眼蔵』では、「袈裟功徳」巻に一例、「三時業」巻に一例、「四禅比丘」巻に二例あり、また『永平広録』では、巻一「十五上堂」、巻五「三八八上堂」に、または「仏祖正伝菩薩戒教授戒文」などにみられる程度である。勿論、量の多寡のみでは一概には言えないが、独自の「懺法*3」も独立した著述も著されていないのである*4。この点を踏まえ、論を呈したい。

【二】

まず道元禅師が「懺悔」についてどのように考えていたのかを確認したい。十二巻本『正法眼蔵』「三時業」巻には次のようにある。

> 世尊のしめしましますがごときは、善悪の業、つくりをはりぬれば、たとひ百千万劫をふといふとも、不亡なり。もし因縁にあへば、かならず感得す。しかあれば、悪業は、懺悔すれば滅す、また転重軽受す。善業は、随喜すればいよいよ増長するなり、これを不亡といふなり、その報、なきにはあらず。（春秋社版『道元禅師全集』（以下『全集』）二、四一二頁）

この一段は周知の如く『修証義』「懺悔滅罪」にも引用されるものである[*5]。懺悔すれば、悪業は滅し、または「転重軽受[*6]」するとされる[*7]。懺悔の功徳が甚大である事は疑いようも無い。

また「仏祖正伝菩薩戒教授戒文」では、

> 仰いで曩祖の証明に憑りて、応に帰戒懺悔すべし。誠を至して懺悔して云く、我昔所造諸悪業、皆由無始貪瞋痴、従身口意之所生、一切我今皆懺悔。既に仏祖の証明に依り、身口意を浄滌し、大清浄得る。是れは則ち懺悔の力なり。（『全集』六、二一二頁）

とあり、仏祖の証明による懺悔の力をもって「三業」清浄となるという。これは受戒した後である事に留意しなければならない。基本的には受戒し判断基準を得ることにより懺悔が可能となるのであり[*8]、三業の清浄を得ると説くのである。

また『正法眼蔵』「渓声山色」巻には次のようにある。

> 又、心も肉も、懈怠にもあり、不信にもあらんには、誠心をもはらして、前仏に懺悔すべし。恁麼するとき、前仏懺悔の功徳力、われをすくひて清浄ならしむ。この功徳、よく無礙の浄信・精進を生長せしむるなり。浄信一現するとき、自他おなじく転ぜらるるなり。その利益、あまねく情・非情にかぶらしむ。その大旨は、願は、われたとひ過去の悪業おほくかさなりて、障道の因縁ありとも、仏道によりて得道せりし諸仏諸祖、われをあはれみて、業累を解脱せしめ、学道さはりなからしめ、その功徳法門、あまねく無尽法界に充満弥綸せざらん、あはれみをわれに分布すべし。仏祖の往昔は吾等なり、吾等が当来は仏祖ならん。（中略）かくのごとく懺悔すれば、かならず仏祖の冥助あるなり。心念身儀発露白仏すべし、発露のちから、罪根をして銷殞せしむるなり。これ一色の正修行なり、正信心なり、正信身なり。（『全集』二、二八三―二八四頁）

この一段も先と同様に『修証義』「懺悔滅罪」に引用されるものである。ここでも同様に「懺悔の功徳」により、清浄を得ることが出来るとされる。

また、十二巻本『正法眼蔵』「袈裟功徳」巻では、

しかあればすなはち、袈裟を受持せんは、宿善、よろこぶべし、積功累徳、うたがふべからず。いまだえざらんは、ねがふべし、今生いそぎ、その、はじめて下種せんことをいとなむべし。さはりありて受持することえざらんものは、諸仏如来・仏法僧の三宝に、慚愧懺悔すべし。他国の衆生、いくばくかねがふらん、わがくにも震旦国のごとく、如来の衣法、まさしく正伝親臨せまし、と。おのれがくにに正伝せざること、慚愧ふかかるらん、かなしむうらみあるらむ。われらなにのさいはひありてか、如来世尊の衣法正伝せる法に、あふたてまつれる。宿殖般若の大功徳力なり。

（『全集』二、三百七頁）

と、述べられる。いま袈裟を受持することが出来ないのは、善業が不足しているのであるから、急いで善業をいとなむべきであり、それでもまだ得られないのであれば、「慚愧懺悔」するべきであると説く[*9]。

ここで主題にも挙げた、「慚愧」が出てくるのであるが、この「慚愧」について、北本『涅槃経』「梵行品」では次のようにある。

耆婆答言。善哉、善哉。王雖作罪心生重悔而懐慚愧。大王。諸仏世尊常説是言。有二白法能救衆生。一慚二愧。慚者自不作罪。愧者不教他作。慚者内自羞恥、愧者発露向人。慚者羞人愧者羞天。是名慚愧。無慚愧者不名為人。名為畜生。有慚愧故則能恭敬父母師長。有慚愧故説有父母兄弟姉妹。善哉大王。具有慚愧。大王且聴。臣聞仏説。智者有二。一者不造諸悪。二者作已懺悔。愚者亦二。一者作罪。二者覆蔵。雖先作悪後能発露。悔已慚愧更不敢作。猶如濁水置之明珠。以珠威力水即為清。如烟雲除月則清明。作悪能悔亦復如是。王若懺悔懐慚愧者。罪即除滅清浄如本。

〈耆婆は答えて言く。善い哉、善い哉。王罪を作ると雖も心に重悔を生じて慚愧を懐く。大王。諸仏世尊常に是言を説く。白法に二有り、能く衆生を救う。一には慚、二には愧なり。慚とは自ら罪を作らず。愧とは他を教えて作らしめず。慚とは内に自ら羞恥し、愧とは発露して人に向かう。慚とは人に羞じ、愧とは天に羞じるなり。是を名づけて慚愧とす。慚愧無き者を人と名づけず。名づけて畜生と為す。慚愧有るが故に則ち能く父母師長を恭敬し、慚愧有るが故に父母兄弟姉妹有ると説く。善い哉、大王。具さに慚愧有り。大王且く聴け。臣、仏説を聞くに、智者に二有り。一には諸悪を造らず。二には作り已りて懺悔す。愚者にも亦た二。一には作罪。二には覆蔵。先に悪を作ると雖も、後に能く発露す。悔み已りて慚愧し更に敢て作らず。猶し濁水に之の明珠置かば、珠の威力を以て水即ち清と為すが如し。烟雲除かば月則ち清明なるが如し。悪を作りて能く悔するも亦復た是の如し。王、若し懺悔し慚愧を懐かば、罪は即ち除滅して清浄なること本の如し。〉

（傍線部筆者）（『大正』一二、四七七頁中）

ここは殺父の罪を犯した阿闍世王が苦悩を告白し嘆くことに対しての一段である。ここでは衆生を救う法として、「慚愧」が挙げられる。「慚」は自ら罪をなさないことであり、また自らの罪を羞ることであり、また人に対して羞ることである。「愧」は他者に罪を作らせないよう教え、また自らの罪を告白する事であり、天に対し羞ることであるという。この「慚愧」がないものは、最早人では無いとされる。そして、この慚愧を懐く智者は、そもそも「悪を造ら」ず、そしてもし造ってしまったとしても、「懺悔する」ものであるとされる。そして懺悔し慚愧を懐けば、罪は除かれ清浄になるとされる。すなわち罪の自覚による内省と自制、他者に向かっての発露（懺悔）と指導・啓蒙が説かれる。「慚愧」は懺悔を内包し、また懺悔を行う原動力となる意志であると言えよう。

次いで北本『涅槃経』「師子吼菩薩品」では次の様にある*10。

師子吼言。世尊。何等人能転地獄報現世軽受。善男子。若有修習身戒心慧如先所説。能観諸法同如虚空。不見智慧不見智者。不見愚痴不見愚者。不見修習及修習者。是名智者。如是之人則能修習身戒心慧。是人能令地獄果報現世軽受。是人設作極重悪業。思惟観察能令軽微。作是念言我業雖重不如善業。譬如畳花雖復百斤終不能敵真金一両。如恒河中投一升塩水無醎味飲者不覚。如巨富者雖多負人千万宝物、無能繋縛令其受苦。如大香象能壊鉄鎖自在而去。智慧之人亦復如是。常思惟言我善力多悪業羸弱。我能発露懺悔除罪悪業能修智慧。智慧力多無明力少。如是念已親近善友修習正見。受持読誦書写解説十二部経、見有受持読誦書写解説之者、心生恭敬兼以衣食房舎臥具病薬花香、而供養之讃歎尊重所至到処称説其善不訟其短。供養三宝敬信方等大涅槃経、如来常恒無有変易。一切衆生悉有仏性、是人能令地獄重報現世軽受。善男子。以是義故、非一切業悉有定果。亦非一切衆生定受。

〈師子吼言く。世尊。何等の人、能く地獄の報を転じ現世に軽受する。善男子。若し身戒心慧を修習するに先に説く所の如し。能く諸法の虚空に同如なることを観じ。智慧を見ず、智者を見ず。愚痴を見ず、愚者を見ず。修習及び修習者を見ず。是を名づけて智者となす。かくの如きの人は則ち能く身戒心慧を修習す。是の人、能く地獄の果報を現世に軽受せしむ。是の人は設え極重の悪業を作るとも、思惟観察し能く軽微せしむ。是の念言を作りて言く、我が業は重きと雖も善業に如かず。譬へば畳花の復た百斤と雖も終に真金一両に敵う能わざるが如し。恒河の中に一升塩を投げると雖も、水に醎味無く飲者の覚えざるが如し。巨富の者が多く人の千万の宝物を負うと雖も、能く繋縛して其の苦を受けしむること無きが如く。大香象の能く鉄鎖を壊し自在にして去るが如し。智慧の人も亦復た是の如し。常に思惟して言う。我が善力は多く悪業羸弱なり。我れ能く懺悔を発露し、罪悪業を除き能く智慧を修す。智慧力多く無明力少きなり。是の如く念じ已りて善友に親近し、正見を修習す。十二部経

を受持・読誦・書写・解説し、受持・読誦・書写・解説の者を見ること有れば、心に恭敬を生じ兼ねて衣食房舎臥具病薬花香を以て之を供養し、讃歎し尊重し至る所、到る処に其の善を称説し其の短を訟せず。三宝を供養し方等大涅槃経の如来常恒無有変易、一切衆生悉有仏性を敬信す。是の人、能く地獄の重報を現世に軽受せしむ。善男子。是の義を以ての故に、一切の業は悉く定果有るにに非ず。亦た一切衆生定めて受くるに非ざるなり。〉

（『大正蔵』一二、五五三頁下）

ここでは「智者」と「智慧之人」について説かれる。「智者」は「身戒心慧」を行ずる事により、「地獄果報現世軽受」するが、「極重の悪業」を為したとしても「思惟観察」することで「軽微」なものとし、また、「善業」が多い故に多少の「悪業」は、「大河の中に混ざった少しの塩」などのように「軽微」であると考え、「悪業」大したものであると考えない。すなわち慚愧しないのである。

一方「智慧之人」は、「智者」のように「悪業」が少なくとも悪業を自覚し、懺悔する。そして智慧を修し、行じていく事により、「地獄重報現世軽受」するとされる。この様に今身で罪を償うことによって、本来は後世（または更に先の生）、もしくは中有において重く受ける業報を今生において軽く受けるのである。

両者の大きな違いは悪業の自覚、すなわち「慚愧」の是非である。「智者」は慚愧しないのであるから懺悔することも無いのである。

【三】

先に道元禅師の著述における「懺悔」についての用例数を確認したが、「慚愧」についても確認しておきたい。「慚愧」は、七十五巻本『正法眼蔵』では、「行持上」巻に一例、「行持下」巻に二例、「伝衣」巻に二例みえ、十二巻本『正法眼蔵』では、「袈裟功徳」巻に四例、「帰依仏法僧宝」巻に一例、「四禅比丘」巻に二例、「一百八法明門」巻に一例、また『永平広録』巻六「四三二上堂」にも見出すことが出来る。単純な用例数だけで見れば、懺悔より多いのである。

ともあれ、道元禅師はこの「慚愧」をどのように理解したのであろうか。『正法眼蔵』「行持下」巻では、

しづかにおもふべし、正法、よに流布せざらんときは、身命を正法のために抛捨せんことをねがふとも、あふべからず。正法にあふ今日のわれらを、ねがふべし、正法にあふて身命をすてざるわれらを、慚愧せん。はづべくは、この道理をはづべきなり。

（『全集』一、一八〇頁）

とあり、正法の為に身命を捨てることができない、自身の至らなさ、覚悟の足りなさを自覚し、はじるべきであると述べる。また「伝衣」巻には次のようにある。

いま現在大宋国の律学と名称するともがら、声聞酒に酔狂するによりて、おのれが家門に、しらぬいえを伝来することを慚愧せず。うらみず。覚知せず。西天より伝来せる袈裟、ひさしく漢唐につたはれることをあらためて、小量にしたがふる、これ小見によりてしかあり、小見のはづべきなり。もしいまなんぢが小量の衣をもちいるがごときは、仏威儀おほく虧闕することあらん。仏儀を学伝せることのあまねからざるによりて、かくのごとくあり。（『全集』一、三六五頁）

中国の律院の僧侶が、声聞の教えを有り難がっていることが誤りである事も理解もせず、自覚してはじとも思わないと、批判する。そしてそのような事が起こってしまう原因は、「小見」であるからであり「仏儀」が学び伝えられていないからであると指摘している。

またこの「はじ」ということについて見てみれば、『正法眼蔵』「行持下」巻では、

この生命は、前来の行持の余慶なり、行持の大恩なり、いそぎ報謝すべし。かなしむべし、はづべし、仏祖行持の功徳分より生成せる形骸を、いたづらなる妻子のつぶねとなし、妻子のもてあそびにまかせて、破落をおしまざらんことは。邪狂にして身命を名利の羅刹にまかす、名利は一頭の大賊なり。名利をおもくせば、名利をあはれむべし。名利をあはれむといふは、仏祖となりぬべき身命を、名利にまかせてやぶらしめざるなり。（『全集』一、一八五頁）

と、あり、また十二巻本「袈裟功徳」巻では次のようにある。

いま末法悪時世は、おのれが正伝なきをはぢず、他の正伝あるをそねむ。おもはくは魔儻ならむ。おのれがいまの所有・所住は、前業にひかれて真実にあらず。ただ正伝仏法を帰敬せん、すなはちおのれが学仏の実帰なるべし。（『全集』二、三百七頁）

両巻ともに、自らの不見識を自覚しないことを「はじ」るべきであると説く*11。このように「慚愧」は「羞じ・恥じ*12」といったように解される*13。

十二巻本『正法眼蔵』「一百八法明門」巻には次のようにある。

慚愧是法明門、内心寂定故。羞恥是法明門、外悪滅故。（『全集』二、四四三頁）

この一段は、『仏本行集経』に基づくが、『方広大荘厳経』では、

慚是法門内清浄故。愧是法門外清浄故。（『大正』三、五四四頁中）

と、慚と愧は峻別して解釈される。先に見たように道元禅師は「慚愧」を「羞恥」と同様に解釈していることからすれば、この一文を慚愧と捉えてもいいように思う。慚愧により、心が寂定になり、悪を滅するのであるから、先に見た『涅槃経』の「慚愧」の解釈とほぼ同様であると言えよう。

このように慚愧とは、自らの行い（業）に対して真摯に向き合った時に沸き起こる内省とその行動であり、それは自らの罪の「自覚」なくしては起こりえない。先に見た「渓声山色」巻も「教授戒文」も懺悔の功徳を説くのであるが、そこでは懺悔する際に「誠を至して」や「誠心」と述べられ、嘘偽り無い懺悔が求められる。これは懺悔する以上、当然の事であろう。懺悔するのであれば、そこに明確な罪の自覚がなければならない。しかしながら、それは実際には困難を伴う。『涅槃経』の阿闍世王の一段の様に明確な自覚や、犯戒など、基準が明快であればともかく、「袈裟功徳」巻のように袈裟を受持できない事に対する懺悔などは、経論や業に対する理解なくしてはなし得ないのである*14。すなわち正確な基準無くして、「慚愧」もそれに伴う「懺悔」もなし得ないと言えよう。

【四】

冒頭でも触れたように仏教では古来より「懺悔」による滅罪は広く行われてきた。仏教は、儀礼化された懺法をはじめとして、懺悔に限らず阿弥陀如来の名号に無量生死の罪業を滅する効能を認めたりと、種々の手法をもって悪業の滅尽に立ち向かってきた。それらが機械的・無条件に悪業を滅除する機能を有するとまでは言わずとも、不可思議な力により解消されると考えられてはいまいか*15。

筆者は、道元禅師は「懺悔」という行為自体より寧ろ、「慚愧」を重視しているのではないかと考える。そうであるからこそ、「正伝」という自負に立脚した膨大な著述が著され、その中で積極的な批判が行われるのであろう。道元禅師からすれば、「仏道を学せざれば、すなはち外道・闡提等の道に堕在す*16」るのであり、学びによる正確な認識と自覚、それに伴う内省がなければ、懺悔は「不可思議な力・超常の力」だよりになってしまうのである。

懺悔は、慚愧による「罪の自覚」が発露した結果であり、そうであるからこそ悪業は再生産されず、またはその習慣性が減

じられるのであろう。そして、罪の自覚は転ずれば、正しい行い*17を理解し実践していくことに繋がるのである。

【註記】

*1先行研究に関しては、西澤まゆみ「道元禅師における機悔と滅罪について」（『駒沢大学仏教学部論集』第四二号、二〇一一年）に詳しい。またそれ以降のものとして、池田魯参「『伝光録』が切り開く『正法眼蔵』「三時業」巻の論説」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一四、二〇一三年）、石井修道「道元禅師と三時業」（『駒沢大学禅研究所年報』三一、二〇一九年）などがある。

*2大本山総持寺人権問題専門委員会『『伝光録』における「旃陀羅」――瑩山禅師の人間観――』大本山総持寺、二〇〇五年、一五四頁

*3北宋期（九六〇～一一二七）には、すでに懺法が罪過の懺悔に留まらず、国家・民衆などが治病・延寿・除災を願う現世利益の特徴を有していたことが指摘されている。（加藤正賢「北宋期における懺法の実修」（『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』八、二〇一七年）。日本でも「御往還の間魔の障り無きの様祈請を致すべきの由、鶴岡の供僧等に相触る。仍って廻廊に群集し、不断観音経を読誦す。今日法華懺法結願なり」（『吾妻鏡』一二〇〇年閏二月八日条）とあり、懺法に除災などの利益があると考えられてきた。

*4「先師古仏云、参禅者、身心脱落也、祇管打坐始得、不要焼香・礼拝・念仏・修懺・看経」（「三昧王三昧」巻、『全集』二、一七八頁）、また「行持下」巻、「仏経」巻、『弁道話』、『宝慶記』等でも説かれる。坐禅の際に余行を交えることを否定するものであるが、管見した限り、坐禅の時以外に於いても、「法華懺法」などを採用した事実は見られなかった。

*5『修証義』によって「懺悔滅罪」の語は注目され、伝播したであろうが、例えば『正法眼蔵随聞記』二巻では「惣て三宝の境界、恭敬すれば、罪滅し功徳を得る事、悪趣の業をも消し、人天の果をも感ずる事は実也」（春秋社版『原文対照現代語訳道元禅師全集』（以下『対照全集』）一六、一二九頁）と述べられ、懺悔のみが「滅罪」を為しうるわけではない。

*6石川力山「鎌倉新仏教における『涅槃経』受容の諸相―特に道元の十二巻本『正法眼蔵』を中心として」（『松ケ岡文庫研究年報』第七号、一九九三年）では、日蓮にも「転重軽受門」があり、その典拠は法顕訳『大般泥垣経』「四依品」（『大正』一二、八七七頁中）であるから、道元禅師と符合するとしている。また諸経論における業の転重軽受に関しては、小川法道「転重軽受の思想史―特に浄土教をめぐって」（『佛教大学大学院紀要』四五、二〇一七年）参照。

*7冒頭にも述べたように、この一段は特に注目されてきた。懺悔の作用や業論については、以前、拙稿「道元禅師における懺悔滅罪について」

（『駒沢大学大学院仏教学研究会年報』四五、二〇一二年）、「道元における業理解―『林間録』と『宝慶記』を参照して」（『仏教学』五五、二〇一三年）、でも論じた。筆者は、道元禅師の思想変化を認める立場であり、基本的には、十二巻本『正法眼蔵』が禅師の真意であるとの立場をとる。

＊8『正法眼蔵随聞記』二に、「奘問云。犯戒と言は、受戒以後の所犯を道か。只又未受以前の罪相をも犯戒と道べきか。師答云。犯戒の名は受後の所犯を道べし。未受以前、所作の罪相をば、只、罪相罪業と道て不可道犯戒」（『対照全集』一六、一三七頁）と受戒以前の罪は罪相・罪業であるとする。また、未受戒の人に戒経（十重禁戒・四十八軽戒）を読誦させることは、「懺悔の為に戒経を誦ずるは、猶、是、念経なるが故」（同上）であるとして、戒経を誦むことは経の意味を心に念じることであるとする。

＊9この一段については、「伝衣」巻でも、「しかあればすなはち、袈裟を見聞せんところに、厭悪の念おこらんには、当堕悪道のわがみなるべし、と悲心を生ずべきなり、慚愧懺悔すべきなり」（『全集』一、三六一頁）と、「袈裟功徳」巻より直接的に自覚することを説く。

＊10この一段は、道元禅師における「転重軽受」思想に近しい趣旨であることが指摘される。石井修道「『深信因果』『三時業』考」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』五八、二〇〇〇年）。

＊11この他にも、『正法眼蔵』「行持上・下」巻、「山水経」巻、十二巻本『正法眼蔵』「帰依仏法僧宝」巻などに説かれる。

＊12道元禅師のいう所の「はじ」は、あくまで仏道から外れた行いに対してである。

＊13『対照全集』では、ほとんどが「慚愧」や「恥じ入って」と訳されるが、「一百八法明門」巻では、「心に自らの罪を恥じ、その罪を人に告白して罪の許しを請うこと」（九、一五一頁）とされる。

＊14十二巻本『正法眼蔵』「三時業」巻の冒頭に於いて、「仏祖の道を修習するには、その最初より、この三時の業報の理をならひ、明らむるなり。しかあらざれば、おほくあやまりて邪見に堕するなり。ただ邪見に堕するのみにあらず、悪道におちて、長時の苦をうく。続善根せざるあひだは、おほくの功徳をうしなひ、菩提の道、ひさしくさはりあり、をしからざらめや。この三時の業、善悪にわたるなり」（『全集』二、三九七頁）と述べる。「三時の業報の理をならひ、明らむる」から懺悔が可能なのである。

＊15そもそも六〇巻本系統「三時業」巻では、悪業報が懺悔により転重軽受、もしくは滅罪するとされている。また日本では古来より、穢れ―殺人などの道徳的悪行から自然災害に至るまで―から清まるための儀礼として、禊祓が重要な意味をもってきた。また罪穢れは「祓えの力」によって祓い清めうるものと考えられた。（『世界大百科事典』第二版参照）。道元禅師がそのように考えたかは別にしても、超常なる力によ

る救済が、社会に要請された可能性と、それに対し宗教者が答えた可能性は十分に考慮すべきであろう。

＊16『正法眼蔵』「身心学道」巻（『全集』一、四五頁）。

＊17「正業は僧業なり、論師・経師のしるところにあらず。僧業といふは、雲堂裏の功夫なり、仏殿裏の礼拝なり。」（「三十七菩提分法」巻、『全集』二、一四八頁）。また、『正法眼蔵随聞記』二では、「祇管打坐すべき也。坐禅の時、何の戒か持たれざる」（『全集』七、六六頁）と述べ、坐禅の時に犯戒が為される事がないことを強調する。

共同研究「道元禅師の総合的研究」

『弁道法』の註釈的研究（一）

石井修道　監修
曹洞宗総合研究センター宗学研究部門　編

『弁道法』の註釈的研究　解題

一、本研究の趣旨と目的

共同研究「道元禅師の総合的研究」は、駒澤大学名誉教授である石井修道氏の指導の下、道元禅師（一二〇〇～一二五三）に関するこれまでの研究成果を踏まえつつ、伝記や著作、思想などの総合的な考察を通じて、道元禅師研究の進展を目標に定めている。

平成三一年（令和元年）度までは、「『典座教訓』の註釈的研究」を行ってきたが、令和二年度より新たに「『弁道法』の註釈的研究」と副題を附し、研究を進めていくこととした。

『弁道法』は、叢林における日分行持（日常の行持）の中でも特に、僧堂に纏わる作法を中心に説かれる典籍であり、黄昏坐禅（夜坐）からはじまり、就寝（開枕）、起床（振鈴）、洗面、更には布団のたたみ方に至るまで細やかな作法を詳説されている。

後述する「寛文本」の冒頭に「大仏寺」とある事から、道元禅師が大仏寺を開かれた寛元二年（一二四四）七月一八日（『永平広録』二、一二七上堂）から、永平寺に改称される寛元四年（一二四六）六月一五日（『永平広録』二、一七七上堂）の間に著されたと推測される。ただし、寛文本が、「大仏寺」において『弁道法』が著されたと判断した理由は不明である。先に僧堂内の軌範を示した『重雲堂式』（延応元年（一二三九））や典座のあり方を示した『典座教訓』（嘉禎三年（一二三七））、古参（法臘が上の修行僧）に対する尊崇のあり方を示した『対大己五夏闍梨法』（寛元二年（一二四四））が著されており、具体的な実践・作法について著されるものとしては四作目となる。また、寛元三年（一二四五）六月一三日に『正法眼蔵』「安居」が、寛元四年に永平寺に改称されてすぐに『赴粥飯法』や『知事清規』などが立て続けに著されていることからすれば、大仏寺における安居生活の基準を制定する一環とも推測できよう。

本研究では、以下に紹介する諸史料を比較検討しつつ、章句の註釈並びに出典を明らかにすることを目的とする。

二、検討史料について

『弁道法』は、中世期の写本が全くみられず、近世に刊行された諸本を見るより外ない。最も古い史料としては、永平寺三十世・光紹智堂（一六一〇～一六七〇）が寛文七年（一六六七）に編集・上梓した、『永平元禅師清規』（内題『日域曹洞初祖道元禅師清規』）に収録されるものであり、本研究ではこれを底本として用いた（以下「寛文本」）。「寛文本」以前の刊写本は伝存せず、光紹もその跋文において、「文字素朴……章句不完」と述べていることからすると、特に中世期の写本が存在しない『弁道法』・『赴粥飯法』については、「寛文本」の底本が必ずしも善本でなかったことを伺わせる。実際に『赴粥飯法』については、「現在知られているテキストは、末尾を欠いていると思われるし、（中略）後世の筆が混入する不完全な写本に基づくものかと察せられる」（春秋社訳註本（後述）一五、四九七頁）と指摘されている。また桜井秀雄氏はこれについて、修行生活に密接に関係する内容である事から、「安居同修の衆僧は各自が学道の依準とし伝写護持してきたものであろう」と推察されている（「『辦道法』参究の資料」、『辦道法の参究』、大本山永平寺、一九七七年、一六九頁）。しかしながら、光紹の言からすれば厳密な取扱いをされていたとは必ずしも言えず、諸本の書き込み等からすれば、僧堂や時代に合わせて取扱い方が変化した可能性は十分に考慮すべきであろう。この問題については諸本との対校により明らかになるであろう。

「寛文本」に次ぐ史料としては、寛政六年（一七九四）に玄透即中（一七二九～一八〇九）が京都柳枝軒より刊行した、『校訂冠註永平元禅師清規』（以下、「冠註」）が挙げられる。玄透は寛政八年に、宝永六年（一七〇九）版『禅苑清規』を覆刻するなど、古規復古に努めたことが知られ、本書の刊行もその一環である。本書の態度は原則として「寛文本」の覆刻であるが、「校訂」と称しているように、若干の語句の異同が見られる。

また、文政十年（一八二七）に天桂伝尊派下で当時「東都万年山之講師寮」、つまり青松寺（東京都港区）に滞在していた惟一成允（一七八八～一八六一）が江戸梅華堂より刊行した、『永平弁道法・永平赴粥飯法』（『普勧坐禅儀』と『赴粥飯法』を合綴）（以下、「文政本」）がある。ちなみに「文政本」は、題簽も内題も『永平弁道法』となっており、また「大仏寺」の一文もない。

さらに明治一七年に、「冠註」の注記を増補しつつ覆刻した、古田梵仙（？～一八九九）が京都出雲寺文二郎より刊行した、『増冠傍註永平元禅師清規』（以下、「増註」）も用いた。

本研究では、寛文本を底本とし、冠註・文政本・増註を用いて本文を校訂する。

三、「辦」と「辨」について

上述した諸史料における巻題は、その全てが「辨道法」となっている（文政本では「永平…」と題されるがここでは一先ず措く）。玄透が天明八年（一七八八）に開版した『弁道話』には、「辦道話〈此三字挙高祖之真蹟〉」（『永平正法眼藏蒐書大成』四、大修館書店、一九七九年、七四一頁、〈　〉内は割註）とあり、これに端を発する形で、伝統解釈では「弁道」は「辦道」であり、中が「力」の弁こそが道元禅師の本意であり正しいとされる（池上光洋「「弁道」考（三）―宗門の口伝成立における一考察―」、『宗学研究紀要』二〇、二〇〇七年）。

しかしながら、「辨」は「弁」の異体字であるが、「辦」は「弁」の異体字ではなく、別字である。音が同じであり、字の構成も似通っていることから誤解され用いられてきたと思われるが、これは明らかな誤りである。

ちなみに大久保道舟編『道元禅師全集』や春秋社本・春秋社訳註本などでは、『辦道法』と記されている。中でも春秋社訳註本では、「辦」も「弁」の異体字であると述べ「語義を明示」するためにタイトルに限って「「辦」の字のままに表記した」（一五、二二一頁）とある。

これは『弁道法』の諸史料が、更に元となった史料、すなわち道元禅師の真筆に忠実であるかという点が問題となるが、これについては史料が存在しない以上、結論を先送りするほかない。

当研究では、諸史料に忠実に従い、「辨」の通用字である「弁」を用いることとする。

底本および校本

寛文本＝『永平寺元禅師清規』（京都婦屋林伝左衛門、寛文七年（一六六七））
冠註　＝『冠註　永平元禅師清規』（京都柳枝軒、寛政六年（一七九四））
文政本＝『永平弁道法・永平赴粥飯法』（江戸梅華堂、文政十年（一八二七））
増註　＝古田梵仙増冠傍註『増冠傍註　永平元禅師清規』（京都出雲寺文二郎、明治一七年（一八八四））

参考資料

春秋社本　＝『道元禅師全集』一～七（春秋社、一九八八～一九九三年）
春秋社訳註本　＝『原文対照現代語訳　道元禅師全集』一～一七（春秋社、一九九九～二〇一三年）
『訳注禅苑清規』＝『訳註禅苑清規』（曹洞宗宗務庁、一九七二年）
大正　＝『大正新脩大蔵経』（大正巻数・頁数a等と表記）
続蔵　＝『新纂大日本続蔵経』（続蔵巻数・頁数右上等と表記）
『禅学大辞典』＝『新版禅学大辞典』（大修館書店、一九八五年）
『禅語辞典』＝入矢義高・古賀英彦編『禅語辞典』（思文閣出版、一九九一年）

【凡例】

一、本稿は、道元禅師著『弁道法』の註釈的研究であり、凡例・原文・訓読・語註・出典対照表によって構成されている。また補足資料として、冠註本の『弁道法』末に収録されている「僧堂被位之図」、『赴粥飯法』末に収録されている「僧堂鉢位十二板首之図」を掲載し、【付記】としてそれらの「凡例」も掲載した。これらの図版は、語註の説明文においても、僧堂内の位置を示すために用いた。
一、本稿における文字は、通用の新字体に統一した。

一、『弁道法』原文の底本には、寛文本を用い、冠註・文政・増註の三本と対校した。校異は原文中に随時提示した。
一、原文は、寛文本に基づき、明らかに誤字・脱字と思われる箇所は他本で改め、校異・語註にて指摘した。割注は、〈　〉内に入れて示した。
一、原文の丁数は、寛文本のものを、各丁の最後の文字の右に提示した（「禅」（こと）等）。
一、句読点・語註は、略号で列挙した文献を参照して作成した。訓読は、寛文本を参照しながら文意に応じて改めた。
一、出典対照表は、上段に『弁道法』の引用箇所、下段に引用典籍の相当箇所を示した。道元禅師の他の著述における関連箇所がある場合は、上段に一字下げで示した。
一、引用典籍は、冒頭に略号を設けた。略号の内容は次に示す通りである。
　a＝道元禅師が引用したと思われる出典（第一出典）
　b＝第一出典とは断定できないが同内容と思われる出典（第二出典）
　c＝参考資料

本研究会参加者

講師……石井修道（駒澤大学名誉教授）
参加者……小早川浩大、石原成明、清藤久嗣、澤城邦生、角田隆真、秋津秀彰、新井一光、永井賢隆、山内弾正

※本研究会は、オンラインリモート会議システムを使用して実施された。

原文

弁道法①※

大仏寺②※

仏仏祖祖在道而弁、非道而不弁。有法而生、無法而不生。所以大衆若坐随衆而坐、大衆若臥随衆而臥。動静一如大衆、死生不離叢林。抜群無益、違衆未儀。此是仏祖之皮肉骨髄也。亦乃自己之脱落身心也。然則空劫已前之修証也、無拘現成。朕兆已前之公案也、未待大悟。

※弁道法……文政本ハ「永平弁道法」ニ作ル。

※大仏寺……文政本ニナシ。

黄昏坐禅、聞昏鐘、搭袈裟、入雲堂、就被位坐禅(一オ)。住持人就椅子向聖僧而坐禅、首座向牀縁而坐禅、大衆面壁而坐禅。

住持人坐禅時、椅子後屏風外設一榻、而或志侍者一人、或志行者一人、伺候于住持人矣。坐禅時住持人入堂、従前門之北頬而入。到聖僧前向聖僧問訊焼香訖。問訊聖僧罷、叉手而巡堂一匝。到聖僧前、向聖僧問訊、到椅前向椅問訊、順転身向聖僧問訊訖、褒衣袖而就椅子、脱鞋収足、跏

訓読

弁道法

大仏寺

仏仏祖祖、道に在りて弁ず、道に非ずば弁ぜず。法有りて生じ、法無くば生ぜず。所以に大衆若し坐せば衆に随って坐し、大衆若し臥せば衆に随って臥す。動静大衆に一如し、死生叢林を離れず。群を抜けて益無く、衆に違い未だ儀ならず。此れは是れ仏祖の皮肉骨髄なり。亦た乃ち自己の脱落身心なり。然あれば則ち空劫已前の修証なり、現成に拘ること無し。朕兆已前の公案なり、未だ大悟を待たず。

黄昏の坐禅は、昏鐘を聞き、袈裟を搭け、雲堂に入り被位に就き坐禅す。住持人は椅子に就き聖僧に向かって坐禅す、首座は牀縁に向かって坐禅す、大衆は面壁して坐禅す。

住持人坐禅の時、椅子の後の屏風の外に一榻を設け、而して或は志の侍者一人、或は志の行者一人、住持人に伺候す。坐禅の時、住持人の入堂は、前門の北頬より入る。聖僧前に到って聖僧に向かい問訊焼香し訖る。聖僧に問訊し罷って、叉手して巡堂すること一匝す。聖僧の前に到っ

跌而坐。侍者行者留立前門内南頬[24]、不従住持人而巡堂也(ウ)。住持人就椅子坐訖、侍者行者等在本位処、向聖僧問訊訖、潜著椅後之榻。住持人香合、侍者行者等帯之。若住持人在雲堂而眠、設単位于首座之上肩而眠也。起時還著椅子而坐禅也。後夜坐禅大衆不搭袈裟、住持人袈裟掛于椅子而坐禅、是法也。[27]※

※後夜坐禅～是法也……冠註・文政本・増註ハ割註ニ作ル。

黄昏坐禅欲罷、鳴板[28]。或二更三更之中、或一点二点三点。随住持人之指揮。既板鳴罷、大衆合掌、襞袈裟、裹被[29]巾、安函櫃上[30]。住持人、不脱袈裟、起椅而到聖僧前問訊罷、従前門北頬而出。侍者行者等、先出在僧堂前、祇候(二オ)住持人之出。其中一人、掲簾請出。住持人入堂時亦然。住持人若在堂眠者、行者一両人留、在椅後榻、侍者一両人、在聖僧侍者之上肩眠[32]。或者在新戒之上板頭而眠也[33]。大衆暫留坐禅。徐徐開被安枕、随衆而臥。不得留坐違衆顧視大衆、不得猥離被位或入非処[34]。但随衆而臥、乃正儀也〈三千威儀経曰、五種臥法。一当頭向仏。二不臥視仏。三不双伸両足。四不向壁及伏臥。五不竪膝〉[35]。※31

て、聖僧に向って問訊し、椅の前に到り椅に向って問訊し、順に身を転じ聖僧に向って問訊し訖って、衣の袖を褰げて椅子に就き、鞋を脱ぎ足を収め、跏趺して坐す。侍者行者、前門内の南頬に留立し、住持人に従って巡堂せざるなり。住持人、椅子に就き坐し訖って、侍者行者等は本位の処に在り。聖僧に向かいて問訊し訖って、潜かに椅後の榻に著く。住持人の香合、侍者行者等、之を帯ぶ。若し住持人、雲堂に在って眠れば、単位を首座の上肩に設けて眠るなり。起くる時、還って椅子に著けて坐禅す。〈後夜の坐禅には大衆袈裟を搭けず、住持人の袈裟は椅子に掛けて坐禅す、是れ法なり。〉

黄昏の坐禅を罷めんと欲わば、板を鳴らすべし。或は二更三更の中、或は一点二点三点なり。住持人の指揮に随う。既に板鳴り罷りて、大衆合掌して、袈裟を襞み、被巾に裹んで、函櫃の上に安ず。住持人、袈裟を脱がず、椅を起ちて聖僧前に到りて問訊し罷りて、前門の北頬従り出ず。侍者行者等は、先に出て僧堂前に在りて、住持人の出るを祇候す。其の中の一人、簾を掲げて出るを請す。住持人入堂の時も亦た然り。住持人、若し堂に在りて眠るは、行者一両人留りて、椅の後の榻に在りて、侍者一両人、聖僧侍者の上肩に在て眠る。或は新戒の上板頭に在りて眠るなり。大衆、暫く留りて坐禅す。徐徐に被を開いて枕を安

臥必右脇而睡。不得左脇而睡。臥時当以頭向仏。今以頭向床縁※、頭向聖僧也。不得覆臥而睡。不得竪両膝而仰臥。不得仰身交脚而睡。不得双伸両脚而睡。不得卸衫裙而睡。不得赤体無慙如外道法。不得解帯而睡。夜臥当念明相。後夜聞首座寮前板鳴、〈此板或三更四点五点、或四更一点二点三点、各随住持人指揮而鳴也。〉

※祇……文政本・増註ハ「祇」ニ作ル。
※「床」…冠註・文政本・増註ハ「牀」ニ作ル。
※「此板或～而鳴也」…寛文本ハ割註トセズ本文ニ作ル。

大衆軽身而起。不可卒暴。不得尚留睡臥無礼大衆。潜把枕子安函櫃前、莫得響摺。恐動念于隣単。

且在被位将被著身、礙蒲団而坐禅。切忌閉眼。閉眼昏

じ、衆に随て臥す。坐を留め、衆に違して大衆を顧視することを得ざれ、猥りに被位を離れ、或は非処に入ることを得ざれ。但衆に随いて臥す、乃ち正儀なり〈三千威儀経に曰く、五種の臥法あり、一には当に頭は仏に向かうべし、二には臥して仏を視ざれ、三には双べて両足を伸べざれ。四には壁に向い、及び伏臥せざれ、五には膝を竪てざれ〉。臥すること必ず右脇にして睡るべし。左脇にして睡ることを得ざれ。臥する時、当に頭を以て仏に向うべし。今、頭を以て床縁に向うは、頭を聖僧に向うことなり。覆臥して睡ることを得ざれ。両膝を竪てて仰臥することを得ざれ。身を仰ぎ脚を交えて睡ることを得ざれ。両脚を双べ伸べて睡ることを得ざれ。衫裙を卸して睡ることを得ざれ。赤体無慙にして外道の法の如くなることを得ざれ。帯を解きて睡ることを得ざれ。夜臥には当に明相を念ずべし。後夜、首座寮の前の板鳴るを聞かば、〈此の板、或は三更四点五点、或は四更一点二点三点、各住持人の指揮に随いて鳴らす也。〉

大衆、軽身にして起きよ。卒暴なるべからず。尚留まりて睡臥して大衆に無礼なることを得ざれ。潜に枕子を把りて函櫃の前に安じ、響かし摺むことを得ること莫れ。恐らくは隣単を動念せんことを。

且らく被位に在りて被を将ちて身に著け、蒲団を礙えて

生。頻頻開眼、微風入眼困容易醒。応念無常迅速、道業未明。不得動身頻呻怒気扇風上下令衆動念。大凡於衆常生恭敬。不得軽慢大衆矣。不得将被幪頭。如覚困来脱落帽被、軽身坐禅。

伺其時節、須赴後架而洗面。〈伺時節者、大衆洗面稍得其隙也。〉携手巾掛左臂。両端在内、或在外。抽身下牀、軽身軽歩、経便路而赴後門、軽両手掲簾而出。若在上間従北頬出、先出右足。若在下間従南頬出、先出左足。不得拖鞋蹈地作響。経過于照堂槁亭而赴後架、在路逢人不可相話。如不逢人、何敢吟咏。不得垂手成袖。揖手於袖而行。既到水架、且待有処。不得搪揆衆家。既得有処、即処洗面。

※伺時節～其隙也…寛文本ハ割註トセズ本文ニ作ル。
※床…冠註・増註・文政本ハ「牀」ニ作ル。
※拖…寛文本ハ「挽」ニ作ル。

坐禅す。切に忌む、眼を閉づることを。眼を閉づれば昏生ず。頻頻に眼を開けば、微風眼に入りて困容易に醒む。応に無常迅速にして、道業未だ明らめざることを念ずべし。動身し、頻呻し、怒気し、上下に扇風し、衆をして動念せしむることを得ざれ。大凡、衆に於いて常に恭敬を生ぜよ。大衆を軽慢することを得ざれ。被を将ちて頭を幪うことを得ざれ。如し困来るを覚らば、帽被を脱落して、軽身にして坐禅せよ。

其の時節を伺い、須らく後架に赴いて洗面すべし。〈時節を伺うとは、大衆の洗面、稍其の隙を得るなり。〉手巾を携えて左臂に掛く。両端内に在り、或は外に在り。抽身して牀を下り、軽身軽歩し、便路を経て後門に赴き、軽く両手もて簾を掲げて出でよ。若し上間に在らば北頬従り出で、先ず右の足を出せ。若し下間に在らば、南頬従り出で、先ず左の足を出せ。鞋を拖き、地を蹈みて、響を作すことを得ざれ。照堂・槁亭を経過して、後架に赴くに、路に在りて人に逢うも相に話す可らず。如し人に逢わざるも、何ぞ敢えて吟咏せん。手を垂れて袖に成すことを得ざれ。手を袖にて揖して行け。既に水架に到らば、且らく処有ることを待つべし。衆家に搪揆することを得ざれ。既に処有ることを得れば、即処に洗面せよ。

【語註】

①弁道法……仏道修行上の基本的な軌範。「弁道」は仏道修行の実践を意味する。通用漢字である「弁」は、「辨」や「辯」、「瓣」など複数の字義を兼ねている。江戸期からなる宗学の伝統では、「辦」が正しいものとして用いられるが、「辦」は「弁」とは別字であり、本研究では底本を尊重し、「辨」の通用字である「弁」を用いる。【解題】参照。

②大仏寺……波多野義重（？～一二五八）が道元禅師（一二〇〇～一二五三）を拝請し、寛元二年（一二四四）に、現在の福井県永平寺町に建立した寺。同四年に永平寺に改称された。總持寺と共に後に曹洞宗の大本山となった。

③仏仏祖祖……仏祖のこと。仏陀と祖師。古聖や先徳。伝灯歴代の祖師に限らず、力量の卓越した僧侶のこと。

④大衆……大海清浄衆の略で修行僧のこと。ここでは住持や首座などと区別し、一般の修行僧を指す。

⑤動静……動的な面と静的な面。動いたり止まったりしている様子。ここでは日常の立ち居振舞全般を指す。

⑥叢林……禅の修行道場のこと。樹木が叢がっている林のように、修行者が聚会し、また林のように静寂であることからこのように称される。

⑦皮肉骨髄……皮と肉と骨と髄。全身を意味する。菩提達磨が四人の弟子の教えの理解度を評して用いたとされ、一般に髄（本質）を得た慧可が法を嗣いだとされる。しかしながら、道元禅師は『正法眼蔵』「葛藤」巻において、「いま参学すべし、初祖道の汝得吾皮肉骨髄は祖道なり。門人四員、ともに得処あり、聞著あり。その聞著ならびに得処、ともに跳出身心の皮肉骨髄なり、脱落身心の皮肉骨髄なり。知見解会の一著子をもて、祖師を見聞すべきにあらざるなり。」（春秋社本一、四一八頁）と述べ、優劣をつけない。

⑧脱落身心……身心脱落とも。種々の執着、吾我を離れた自由自在な境涯。道元禅師は『正法眼蔵』「三昧王三昧」巻において、「先師古仏云、参禅者、身心脱落也、祇管打坐始得、不要焼香・礼拝・念仏・修懺・看経。あきらかに仏祖の眼睛を抉出しきたり、仏祖の眼睛裏に打坐すること、四五百年よりこのかたは、ただ先師ひとりなり、震旦国に斉肩すくなし」（春秋社本二、一七八頁）と、「身心脱落」は師である天童如浄（一一六三～一二二八）の教示であると述べ、自身もその著述中に数多く用いている。また、草案本「大悟」巻では「参禅者心身脱落也、不是待悟為則」（春秋社本二、六〇九頁）と述べられ、

この後に続く「未待大悟」と同様のことが述べられている。

⑨空劫已前之修証～朕兆已前之公案……事柄が発生する兆し以前の状態における修証や公案。迷悟、凡聖の差別を離れた修と証。本来の面目。『正法眼蔵』「山水経」巻には「而今の山水は、古仏の道現成なり。ともに法位に住して、究尽の功徳を成ぜり。空劫已前の消息なるがゆえに、而今の活計なり。朕兆未萌の自己なるがゆえに、現成の透脱なり」（春秋社本一、三二六頁）とある。

⑩黄昏坐禅……午後七時から九時頃に行じる坐禅のこと。『禅苑清規』には四時の規定はなく、北宋の頃には坐禅の時節は特に定められていなかったと考えられる。四時は黄昏・後夜（午前二時から四時頃）・早辰（午前八時から一〇時頃）・晡時（午後四時から六時頃）に分けられる。また十二支で時刻を表す辰刻法（定時法）では黄昏は「戌の時」、の異名としても用いられている（内田正男『暦と時の事典』、雄山閣、一九八六年、二〇三頁）。

⑪雲堂……雲水堂の略称であり、僧堂のこと。選仏場とも。坐禅や食事、睡眠を行う場所であり、坐禅のみを行じる禅堂とは異なる。

⑫被位……僧堂における修行僧各位の位置。単位とも。被は、人の体を覆うものを総じて称する。

⑬椅子……禅椅。住持が坐禅・相見・説法・普説等の時に坐る椅子。

⑭聖僧……僧堂の中央に奉安する仏像のこと。その像は一定ではないが、古来から文殊菩薩や観音菩薩、或いは賓頭盧尊者や摩訶迦葉尊者、陳如尊者などが置かれたようである。なお、現在の永平寺では、僧堂には僧形の文殊菩薩、そして衆寮には観音菩薩が置かれる。

⑮首座……修行僧の首位のこと。第一座・禅頭・首衆などの異称がある。前堂・後堂・立僧・名徳の四種の別がある。古くは六頭首の一として禅林の第一位を占めていたが、後には九旬安居の一会の期間、僧中で上首に位する役名に用いる。

⑯牀縁……僧堂の長連単の縁。袈裟を安置したり、応量器を展べたり、就寝時には頭を向ける所であり、常に清潔に保たれる。浄縁とも。

⑰榻……丈の低い腰掛け。

⑱北頬……僧堂は東向きに建てられることを常規とするので、前門から聖僧正面に向かって右側をさす。「僧堂被位之図」参

照。

⑲向聖僧問訊焼香……『正法眼蔵』「看経」巻に「つぎに住持人入堂、向聖僧問訊焼香龍、依位而坐」（春秋社本一、三三八頁）と、看経の際の入堂における作法として著されており、黄昏坐禅に限らず、入堂の際の基本的な作法であることが認められる。問訊は、合掌し体を曲げて頭を低く垂れる敬礼の仕方。挨拶や合図として用いられる。

⑳叉手……手をくんで胸に当てる中国古来の俗礼で、禅宗の行礼に取り入れられた。叉手法については、無著道忠（一六五三～一七四五）『禅林象器箋』、面山瑞方（一六八三～一七六九）『洞上僧堂清規考訂別録』巻八「雑考訂」、玄透即中『永平小清規』「新学須知」を参照。『禅林象器箋』では「事林広記載王日休速成法云、叉手法小児六歳入学、先教叉手。以左手緊把右手、其左手小指、則向右手腕。右手皆直其四指、以左手大指向上。如以右手掩其胸。不得著胸。須令稍離。方為叉手法也（事林広記に王日休の速成法を載せて云く、叉手法は小児の六歳にして学に入り、先に叉手を教える。左手を以て緊く右手を把り、其の左手の小指は、則ち右手の腕に向かう。右手は皆な其の四指を直くし、左手の大指を以て上に向かう。右手を以て其の胸を掩うが如し。胸に著けるを得ず。須らく稍や離さ令む。方に叉手法と為すなり）」（『禅林象器箋』、中文出版社、一九七九年、三九九頁）と『事林広記』四（『和刻本類書集成』一、汲古書院、一九七六年、二五三頁）を引用して右手を握る方法を紹介し、面山は『禅苑清規』にも同じものが出ていると指摘する（『曹洞宗全書』清規、一一二頁）。一方、玄透は「又放二修禅要訣叉手法一云、先曲二左手大拇指一、以二余四指一握レ之、以当二其胸一而令二稍離一。次伸二右手五指一以掩二左手一。云々（又、修禅要訣叉手法を放うるに云く、先ず左手の大拇指を曲げ、余の四指を以てこれを握り、以て其の胸に当てる。而し稍や離さしむ。次に右手五指を伸ばし、以て左手を掩う。云々）」（同前七九頁）と『修禅要訣』には逆の左手を握る方法が述べられているとした上で、「二儀相反如レ此。靡レ知二所二適従一矣。仏陀波利、是印度之高僧、諳二練梵儀一。可二以知一耳。経論已無二叉手正儀之明文一、則拠二修禅要訣為レ優歟（二儀相反すること此の如し。適従する所を知るに靡くか。仏陀波利、是れ印度の高僧、梵儀を諳練す。以て知るべきのみ。経論已に叉手の正儀の明文無し。則ち修禅要訣に拠って、優ると為す歟）」（同前）と、『修禅要訣』に拠って左手を握る方法を優としている。現在の曹洞宗では、『明治校訂洞上行持軌範』（曹洞宗務局、一八八九年、下巻一五丁裏）に従って、左手を握る方法を採用していると考えられる。

㉑巡堂一匝……「巡堂」は僧堂を巡ること。「匝」は量詞。ここでは住持人が上間より下間に至るように僧堂を一巡することをさす。

㉒鞋……履き物のことだが、詳細は不明。

㉓跏趺……足をくんで坐ること。結跏趺坐または半跏趺坐をさす。詳細は後段にて述べられる。

㉔南頬……門前から聖僧正面に向かって左側をさす。「僧堂被位之図」参照。

㉕不従住持人而巡堂……ここでは寛文本に従って「住持人に従って巡堂せざるなり」と訓読したが、住持人が巡堂するにもかかわらず、侍者行者は住持人に従って巡堂するわけではなく、ともに巡堂せずに前門の内の南頬に立っていることをいう。

㉖設単位于首座之上肩而眠……僧堂における坐る座位のことを「単」または「単位」という。「上肩」とは、上位の場所、いわゆる上座（かみざ）をいう。僧堂では南北あるいは左右のうち、本尊がある北側すなわち正面から聖僧に向かって右側を上位とし、またより住持人に近い単および単位を上位とする。「僧堂被位之図」で言えば、住持人の椅子にあたる部分に、住持人が眠る時だけその単を設け、住持人が起きた後は再び椅子を置いて坐禅をすることをさしていると考えられる。

㉗後夜坐禅……「後夜」は、夜を初、中、後に分けた末の夜のこと。前註⑩参照。

㉘鳴板～指揮……更点を知らせるための、僧堂前の木版を鳴らすことで、坐禅の終わりは、住持の指示に従うことが規定されている。『正法眼蔵随聞記』巻三（長円寺本）には、「又云、我、大宋天童禅院に居せし時、浄老住持の時は、宵は二更の三点まで坐禅し、暁は四更の、二点三点より、おきて坐禅す」（春秋社本七・一〇一頁）とある。「更点」は、中国古来より用いられる夜間における時制で、日没から夜明けまでの夜間を一更から五更に分け、さらに一更を一点から五点に分けて時間を数える方法である。夏・冬における昼夜時間の変動に応じて更点の始終も変動するため、常に同じ時間を指しているということではない不定時法である。広瀬秀雄『日本史小百科』五　暦（近藤出版社、一九七八年、一九八～一九九頁）参照。伊藤秀憲氏は、例えば『弁道法』の「古曰、五更洗面、本為修行（古曰く、五更の洗面は、本と修行の為なり）」（後出）等の記載にそのまま従うと、極端に睡眠時間が短くなってしまうことから、如浄や道元禅師の時代の更点法は、前掲の一般的な更点ではなく、「三更の四点から五点までの間が極めて長く、三更全体で他の更の二倍ほどの長さ」の特異な更点法を用いており、『瑩山清規』「日中行事」においては、この長い三更を「戌時」（午後八～一〇時頃）から「亥」（午後一〇～一二時頃）に割り当てたのではないかと推定している（「道元禅師時代の叢林の時刻法」、『続輯 水平正法眼蔵蒐書大成』月報六、大修館書店、一九

九五年）。あるいは、「随住持人之指揮」とあるように、坐禅・就寝時間の長短は、日々の行持や季節、大衆の状況等に合わせて、毎日調整が行われ、変動していた、または『三大尊行状記』義介伝に、義介が永平寺の「四節礼儀、初後更点、粥罷諷経、掛塔儀式等礼法、悉師所調行也（四節の礼儀、初後の更点、粥罷の諷経、掛塔儀式等の礼法、悉く師の調え行う所なり）」（『曹洞宗全書』史伝上、一八頁）とあることから、道元禅師当時は曖昧な更点法であったのかもしれない。なお『瑩山清規』「日中行事」によれば、坐禅の終わりは「戌半時計欲過時、先打一更三点（戌の半時計過ぎんと欲する時、先ず一更三点を打す）」（共同研究「『瑩山清規』の研究（一）―「日中行事」の翻刻―」『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年、一五三、一六七頁）と具体的な規定があり、更点の打ち方については「又擬鼓唇三下一打、名為一更、打板為一点。初更、必三打（又鼓唇を擬すること三下して一打するを、名けて一更と為し、板を打つことを一点と為す。初更、必ず三打す）」（同前）とある。但し『瑩山清規』における「戌半時計」等の定時法に基づく記載は、「わが国では、江戸時代のように、人びとは不定時法を使っていたことが明らかであるのに、暦面には建て前時制の定時法が使われていた」（『日本史小百科』五・二〇七頁、同書一九二頁参照）と指摘されているように、一日の行持を概略的に記すための便宜上の記載であって、実際の運用は、夜間においては、更点の打ち方が詳細に規定されていることから、更点に基づいて行われていたのであろう。なお、現在の更点法との相違については、まず面山瑞方『洞上僧堂清規行法鈔』一「打更点作法」には、「更ハ皷ヲ打、点ハ鐘ヲ打、雲版ヲ打モヨシ」（『曹洞宗全書』清規、五三頁）と、点を打つのに木版ではなく鐘を用いるとあり、また『明治校訂洞上行持軌範』には、「更点ノ法ヲ廃止シテ香司ヲ置カス」として、時計に基づいて時刻を報じる更点法が規定されており（下巻一一丁表～一二丁裏）、現在はこれを踏襲している。

㉙被巾……ここでは、袈裟を覆う布のこと。現在では、袈裟は袈裟袋に入れて函櫃の上に置く。

㉚函櫃……僧堂にある、衣服や寝具を収納するための箪笥。僧堂の各単に付随している。

㉛祇候……ここでは、住持の側近くに仕えるため、住持が出てくるのを待っていること。

㉜聖僧侍者之上肩……『赴粥飯法』に、「聖僧侍者、在堂外堂頭侍者下頭坐（聖僧侍者は、堂外の堂頭侍者の下頭に在りて坐す）」（春秋社本六、七〇頁）とあり、この「堂頭侍者」の位置。「僧堂鉢位十二板首之図」における、外堂の北西側の単の端にある、「聖侍」の左側の「侍者」の位置。

㉝或者在新戒之上板頭而眠也……「板頭（版頭）」は、長連牀（坐牀）の端のことで、「その数が長連牀の数と座位の順位を定

める」（横山秀哉『禅の建築』、彰国社、一九六七年、一七九～一八〇頁）。「十六版僧堂」等はこれに基づいた記載である。この一節の解釈については、「僧堂内における各牀の上位の側の端の座のこと、あるいは上間（向かって中央より右側の牀）の各牀の端の座。ここでは新戒が末席に位置するため、侍者がその上位に割り込むことは考え難く、単に新戒の座のある牀の、未使用となっている端の座において眠る場所を確保するということか」（春秋社訳註本一五、二三四頁）とするものと、「（外堂南側の）新戒の僧の上手（かみて）で就寝する」（『瓣道法の参究』三〇頁）とするものがあり、内堂と外堂の何れで眠るのか、という差がある。この差は、「新戒」を「新到（しんいり）」と解釈して、内堂で就寝する僧とするか、「暫到」として、外堂で就寝する僧とするかに起因すると考えられる。まず、前註㉜においては、侍者は外堂において就寝しているため、本註の場合においても外堂で就寝している方がより妥当であると思われる。これを前提に本稿では、興聖寺や天童山は七間僧堂（中央の一間に聖僧を安じ、上下間がそれぞれ三間の代表的な僧堂様式）であり、また後者の僧堂は奥行も七間の大規模僧堂であった（『禅の建築』一八〇頁）ことから、道元禅師が『弁道法』撰述に際して基準としている僧堂は、大規模僧堂であったと考えられることや、「僧堂被位之図」と「僧堂鉢位十二板首之図」では、僧堂の大きさが異なるため、諸知事の被位・坐位も異なっていることから、僧堂の大きさによって「聖僧侍者之上肩」では就寝できない場合を「或者」として示していると考え、「僧堂被位之図」における、外堂の北東側の単の一番南側にある、「侍者」の隣にある「暫到」の位置であると判断したい。

㉞非処……ここでは、配役等の理由で、自身が入ることができないと決められている場所のことと思われる。

㉟三千威儀経曰……出典は、『三千威儀経』上の直接引用ではなく、『律宗新学名句』中からの間接引用である。出典対照一及び林鳴宇「『律宗新学名句』の一考察―道元禅師の戒思想との関わりに注目して―」（『宗学研究』第四八号、二〇〇六年、二〇二～二〇三頁）参照。以下に説明される、僧堂における就寝法の典拠と概略を示したもの。

㊱右脇而睡……右脇を下にして睡ること。僧侶の就寝時の正式な姿勢とされる。『瑜伽師地論』巻二四では、「問、以何因縁右脇而臥。答、与師子王法相似故。問、何法相似。答、如師子王一切獣中勇悍堅猛最為第一、比丘亦爾。於常修習覚寤瑜伽、発勤精進、勇悍堅猛最為第一。由是因縁与師子王臥法相似。非如其余鬼臥天臥受欲者臥。由彼一切嬾堕懈怠下劣、精進勢力薄弱。又法応爾。如師子王右脇臥者、如是臥時、身無掉乱念無忘失。睡不極重、不見悪夢。異此臥者与是相違。当知具有一切過失。是故説言右脇而臥、重累其足（問う、「何の因縁を以て右脇して臥するや」。答う、「師子王の法と相似するが故な

り」。問う、「何の法か相似するや」。答う、「師子王は一切の獣中において勇悍堅猛なること最も第一と為すが如く、比丘も亦爾なり。常に覚寤の瑜伽を修習し、精進を発し、勇悍堅猛なること最も第一と為す。この因縁によって師子王の臥法と相似するなり。其余の鬼臥・天臥・受欲者臥の如くにあらず。彼の一切の嬾堕・懈怠・下劣によって、精進の勢力は薄弱なるなり。又法として応に爾るべし。師子王の如く右脇して臥す者、この臥時、身に掉乱なく念に忘失なし。睡は極重ならず、悪夢を見ず。此の臥と異なる者、是と相違す。当に一切の過失を具有すと知るべし。是故に右脇にして臥し、其足を重累すと説言す」」（大正三〇・四一三頁a）と、師子王はあらゆる獣の中で最も勇猛であり、比丘もまた精進において最も勇猛であることから、師子王の臥法に倣わなくてはならないとし、右脇を下にして睡る理由を述べている。また「中阿含経」巻八でも「一時、世尊、遊王舎城在巌山中。是時、世尊告曰。阿難、汝臥当如師子臥法。尊者阿難白曰。世尊、獣王師子臥法云何。世尊答曰。阿難、獣王師子昼為食行、行已入窟。若欲眠時、足足相累、伸尾在後、右脅而臥。過夜平旦回顧視身。若獣王師子身体不正、見已不喜。若獣王師子其身周正、見已便喜。彼若臥起、従窟而出、出已頻呻、頻呻已、自観身体、自観身已、四顧而望、四顧望已便再三吼。再三吼已便行求食。獣王師子臥法如是（一時、世尊、王舎城に遊して巌山中にあり。この時、世尊告げて曰く。「阿難、汝臥するは当に師子の臥法の如くすべし」。阿難尊者白して曰く。「世尊、獣王師子の臥法云何」。世尊答えて曰く。「阿難、獣王師子は昼は食の為に行き、行き已りて窟に入る。若し眠を欲す時、足と足を相い累ね、尾を伸ばして後に在りて、右脅にして臥す。夜を過ぎて平旦回顧にして身を視る。若し獣王師子、身体正しからざれば、見已りて喜ばず。若し獣王師子、其身周く正しければ、見已りて便ち喜ぶ。彼、若し臥より起き、窟より出でて、出で已りて頻呻し、頻呻已りて、自ら身体を観て、自ら身を観已りて四顧して望み、四顧望み已りて便ち再び三吼す。再び三吼已りて便ち食を求め行く。獣王師子の臥法は是の如し」」（大正一・四七三頁c）と、師子王が右脇を下にして睡る様子が説かれている。なお師子は、仏のたとえとしても用いられる。

㊲臥時当以頭向仏……頭を聖僧に向けて睡ること。『沙弥塞部和醯五分律』巻八では「著衣臥縄床上令頭向仏（衣を著け縄床上に臥し頭をして仏に向わしむ）」（大正二二・六〇頁b）とされている。

㊳覆臥……うつ伏せで睡ること。

㊴衫裙……褊衫と裙子。褊衫は袈裟をかける際に用いる下着のこと。『四分律行事鈔資持記』巻三には「但世人不識褊衫即是祇支覆肩二物（但、世の人、褊衫即ち是祇支・覆肩の二物なるを識らざるのみ）」（大正四〇・三六四頁c）とある。左肩を覆う祇支と右肩を覆う覆肩の二種が存在するが、褊衫は両者を縫合したものである。裙子は、腰にまとう衣のこと。当該箇所における

「衫裙」は寝衣を指していると思われる。なお直裰は褊衫と裙子とを合わせたものである。直裰に関して、天童如浄は「上古禅和子、皆著褊衫也。間有著直裰者。近来、都著直裰、乃澆風也。爾欲慕古風、須著褊衫。今日、参内裏僧、必著褊衫。伝衣時、受菩薩戒時、亦著褊衫。近来、参禅僧家、謂著褊衫是律院兄弟服者乃非也。不知古法人也（上古の禅和子、皆褊衫を著るなり。間には直裰を著る者あり。近来、都て直裰を著るは、乃ち澆風なり。爾、古風を慕わんと欲せば、須く褊衫を著るべし。今日、内裏に参ずる僧、必ず褊衫を著る。伝衣の時、菩薩戒を受くる時も、亦褊衫を著る。近来、参禅の僧家の、「褊衫を著るはこれ律院の兄弟の服なり」と謂えるは、乃ち非なり。古法を知らざるの人なり）」（『宝慶記』春秋社本七、二八頁）と否定的な見解を示している。一方、道元禅師は「褊衫および直裰を脱して」（『正法眼蔵』「洗浄」春秋社本二、八五頁）、「褊衫あるひは直裰を著しながら」（『正法眼蔵』「洗面」、春秋社本二、四一頁）などと示しているように、禅師の門下では両者を併用していた。

㊵赤体……まるはだかのこと。

㊶外道……仏教以外の教えのこと。またそれを信奉する人。

㊷念明相……暁（夜明け）を念じること。『四分律』巻六では「若比丘一日得衣畜、二日得衣、乃至十日得衣畜、至十一日明相出、一切尼薩耆（若し比丘、一日衣を得て畜え、二日衣を得、乃至十日衣を得て畜え、十一日至って明相出づれば、一切尼薩耆なり）」（大正三〇・六〇二頁a）、また『弥沙塞部和醯五分律』巻八では「非時者、従正中以後至明相未出。名為非時（非時は、正中以後より明相未出に至るまでなり。名づけて非時と為す）」（大正二二・五四頁a）と記される。このことから「明相」は、「暁」「夜明け」の意味となる。なお冠註、増註では、『瑜伽師地論』巻二四「云何名為住光明想巧便而臥。謂於光明想善巧精懇、善取善思善了善達、思惟諸天光明倶心巧便而臥。由是因縁雖復寝臥心不惛闇。如是名為住光明想巧便而臥（云何が名づけて「光明想に住し巧便にして臥す」と為すや。謂く、光明想に於いて善巧精懇に善く取り、善く思い、善く了じ、善く達し、諸天の光明を思惟すると、倶なる心巧便にして臥す。是因縁によりて寝臥すと雖復も、心惛闇ならず。是くの如きを名づけて「光明想に住し巧便にして臥す」と為す）」（大正三〇・四一三頁a）との記載に基づいた解釈をしている。冠註、増註同様に、『瑜伽師地論』巻二四に拠る春秋社訳註本では「夜に横になる際には諸天の光明を思い浮かべなさい」（一五、三五頁）と現代語訳され、「光明想（光明を想う）」を「念明相（明相を念ず）」に対応させている。なお『高祖道元禅師語録参究叢書　辦道法の参究』（大本山永平寺編、国書刊行会、一九九七年、三三頁）では前者の立場を、『永平大清規』（篠原壽雄著、大東出版社、一九八〇年、八八頁）、『永平元禅師清規』（曹洞宗教

学部編、曹洞宗宗務庁、一九六八年、六五頁）では後者の立場をとっている。

㊸響摺……音を立てて（枕を）たたむこと。

㊹蒲団……ここでは、坐禅の時に敷く敷物。坐蒲（ざふ）。

㊺昏……暗いという意味であるが、道理に暗いという意味を持つ。

㊻困……苦しむ、疲れることであるが、ここでは眠気を意味する。なお、道元禅師は『正法眼蔵』「家常」巻において、「先師古仏、ちなみに台州瑞巌浄土禅院の方丈にして示衆するにいはく、飢来喫飯、困来打眠。炉韛亘天」（春秋社本二、一二六頁）と、台州瑞巌浄土禅院における如浄の示衆を引用している。なお「飢来喫飯」は南岳懶瓚の「飢来喫飯、困来即眠」（『伝灯録』三〇）に依る。

㊼無常迅速、道業未明……『景徳伝灯録』巻五に「生死事大、無常迅速」（『景徳伝灯録』、禅文化研究所、一九九〇年、七七頁）と出ている。「道業未明」は、『禅苑清規』に「恐他道業未明虚生浪死、各自省究（他の道業未だ明めずして虚しく生じ浪りに死せることを恐れて、各自ら省究すべし）」（『訳註禅苑清規』三七八頁）という用例が認められる。なお、道元禅師は『宝慶記』冒頭において、「無常迅速、生死事大、時不待人、去聖必悔」（春秋社本、二頁）と述べている。

㊽頻呻……あくび。語註㊱参照。

㊾怒気……怒りの感情。増註（二四丁表）では「大タメイキ」（大きな溜息をつくこと）と解釈される。

㊿扇風上下……「上下」は上下肩を指す。即ち、上座と下座（語註㉖参照）、つまり両隣に風を起こすこと。

(51)軽慢……他人を軽蔑すること。侮ること。

(52)帽被……帽子、または被いのこと。ここでは掛け布団のことか。

(53)後架……僧堂の後ろにある洗面所。「架」とは、洗面具等を置く棚。

(54)手巾……手ぬぐい。入浴用の浴巾や太い腰紐とは区別され、洗面手巾と呼ばれるもの。

(55)抽身……体を起こすこと。

(56)上間・下間……上間は聖僧の正面に向かって右側の堂内のこと。下間はその反対の左側の堂内のことをいう。

(57)従北頬出・従南頬出……「頬」は側、傍らの意。前註⑱・㉔に既出だが、ここでは、聖僧の背面に向かって後門の左側の

柱を「北頬」、右側の柱を「南頬」という。僧堂後門から退堂する際、上間に坐する者は後門の左側の柱寄りから退堂し、下間に坐する者は右側寄りから退堂することをいう。『禅苑清規』巻一「赴粥飯」の割註には、入堂について、「後門入者、上間坐即北頬入、先挙左足。下間坐即南頬入、先挙右足（後門より入る者、上間に坐するは即ち北頬より入り、先づ左足を挙ぐ。下間に坐すは即ち南頬より入り、先づ右足を挙ぐ）」（『訳註禅苑清規』四二頁）とある。

㊽拖鞋蹈地作響…履き物を引き摺り、音を立てて歩くこと。『禅苑清規』巻一「赴茶湯」には「不得急行大歩及拖鞋踏地作声（急に行き大いに歩み、及び鞋を拖き地を踏みて声を作すことを得ざれ）」（『訳註禅苑清規』六二頁）とある。

㊾照堂……僧堂と僧堂後方にある洗面所（後架）を繋ぐ通路のことで、首座の説法の場としても用いられる。冠註の頭註では「在僧堂背後而大闇昧故、高上架起以令堂照明故、名照堂也（僧堂の背後に在りて大いに闇昧なるが故に、高く上架し起こして以て堂をして照明せしむるが故に、照堂と名づく）」とし、『校定清規』の「立僧を請う章」（続蔵一一二・九頁右上）を引いて次のように述べる。「堂司預先鋪設禅倚於照堂、首座受牌。備規・勅規亦同之。是即説使立僧首座就照堂、秉払説法義。可知、立僧首座代住持所説法処（「堂司、預先に禅倚を照堂に鋪設す。首座、牌を受く」と。備規・勅規も亦た之に同じ。是れ即ち立僧首座をして照堂に就かしめ、秉払説法せしむる義を説けり。知る可し、立僧首座、住持に代わりて説法する処なる所を）」（一三オ～ウ）。なお、面山瑞方『洞上僧堂清規考訂別録』巻八「五　照堂」（『曹洞宗全書』清規三一～三二頁）では、「御影堂（祖堂）」と解する説を否定するため『勅修百丈清規鈔』巻五（万治三年〔一六六〇〕本、二五ウ～二六オ）にみえる照堂に関する記述、及び『大宋五山図』「天童山景徳寺伽藍配置図」・「北山霊隠寺伽藍配置図」（東隆眞監修『大乗寺開山徹通義介禅師資料集』、春秋社、二〇〇八年、四六頁～四七頁）における「照堂」の位置、さらに『永平広録』巻八「因山僧入堂坐禅、照堂之雲堂、両屋簷頭、平地起波瀾（因みに山僧、堂に入りて坐禅するに、照堂と雲堂と、両屋の簷頭、平地に波瀾を起す）」（春秋社本四、一五二頁）の記述を取り上げ、「照堂」が僧堂の後方にあることを述べている。ちなみに『永平広録』巻二には、この他にも「先師天童出世、乃千載一遇也。不拘遶運之軌則、或半夜、或晩間、或斎罷、総不拘時節、或撃入室鼓乃普説。或撃小参鼓乃入室。或自手打僧堂槌三下、在照堂普説。普説了入室（先師天童の出世、乃ち千載一遇なり。遶運の軌則に拘らず、或いは半夜、或いは晩間、或いは斎罷、総て時節に拘らず、或いは入室鼓を撃ちて乃ち普説す。或いは小参鼓を撃ちて乃ち入室す。或いは自ら手ら僧堂槌を打つこと三下し、照堂に在りて普説す。普説了って入室す）」（春秋社本三、七二頁）とある。

⑹槁亭……僧堂と後架を繋ぐ渡り廊下に採光・通風のために屋根を高くとり、天窓を設けた明楼のこと。「槁亭」は未検だが、冠註の頭註では「井楼」という意味に取り、以下の問答を引く。「趙州録云、師在南泉井楼上打水次、見南泉過、便抱柱懸却脚云、相救、相救。南泉上棚梯云、一二三四五。師少時間却去礼謝云、適来謝和尚相救（『趙州録』に云く、師、南泉の井楼上に在りて打水する次、南泉の過ぐるを見て、便ち柱を抱え、脚を懸却して云く、「相い救え、相い救え」。南泉、棚梯を上りて云く、「一、二、三、四、五」。師、少時間、却去して礼謝して云く、「適来、和尚の相い救うに謝す」）」（二三ウ）。なお、横山秀哉『禅の建築』（一八三～一八四頁）では当該頭註の記述を取り上げて同義に解釈している。

⑹吟咏……節をつけて詩歌を歌うこと。

⑹揖……原意は両手を組んで会釈すること。ここでは、胸の前で両手を組むことの意として用いる。

⑹水架…引き水を用いた洗い場のこと。『正法眼蔵』「洗浄」巻には「水をちらし、皂莢をちらし、水架の辺をぬらし、おほよそ倉卒なることなかれ」（春秋社本二、八八頁）とあり、『典座教訓』には「斎米を浸すが如きは、典座、水架の辺を離ること莫れ（如浸斎米、典座莫離水架辺）」（春秋社本六、七頁、「『典座教訓』の註釈的研究」（上）、『宗学研究紀要』第二九・三〇合併号、二〇一六年、三〇二頁）とある。

⑹搪挨……抵触すること。ぶつかること。

⑹衆家……大勢の人。ここでは修行僧のこと。大衆。『正法眼蔵』「諸法実相」巻「大梅の法常禅師住山の因縁、挙せらる。衣荷食松のところに、衆家おほくなみだをながす」（春秋社本一、四六八頁）。「洗面」巻「雲堂の後架には、公界の拭面あり。いはゆる一疋布をまうけたり、烘櫃あり、衆家ともに拭面するに、たらざるわづらひなし」（春秋社本二、五二頁）。

【出典対照】

1、五種臥法

三千威儀経曰、五種臥法。一当頭向仏。二不臥視仏。三不双伸両足。四不向壁及伏臥。五不竪膝。（二ウ）

2、臥法

臥必右脇而睡。不得左脇而睡。臥時当以頭向仏。今以頭向床縁頭向聖僧也。不得覆臥而睡。不得竪両膝而仰臥。不得仰身交脚而睡。不得双伸両脚而睡。不得卸衫裙而睡。不得赤体無慙如外道法。不得解帯而睡。夜臥当念明相。（二ウ～三オ）

3、起法

大衆軽身而起。不可卒暴。不得尚留睡臥無礼大衆。潜把枕子安函櫃前、莫得響摺。恐動念于隣単。（三オ）

4、軽身坐禅

且在被位～軽身坐禅（三オ～ウ）

a　五種臥法〈三千威儀〉一当頭向仏、二不臥視仏、三不双申両足、四不向壁及伏臥、五不竪膝。（『律宗新学名句』中、続蔵一〇五・三一九頁右下～左上）

c　二十二、臥須右脇著床席面，当看外不得看壁。二十三、不得仰身累足、左脇而臥。二十四、臥不得赤体。二十五、臥不得三衣致脚後。二十六、行住坐臥、不得思惟悪事。二十七、夜臥当念明相。（『教誡新学比丘行護律儀』「在房中住法」大正四五・八七一頁上a）

c　軽軽攞身先起。将枕子安脚下。未用摺。恐響驚隣単。（『入衆日用清規』続蔵一一一・四七二頁右上）

c　将レ被畏レ身端坐セヨ。不レ得二抖レ被作シテ声一。不レ得テ扇レ風恐隣単動レ念。覚二得困ノ来一ルコトヲ一却、将レ被推シテ放二却下一ニ。（『無量寿禅師日用清規』椎名宏雄編『五山版中国禅籍叢刊』

第五巻、臨川書店、二〇一六年、四六八頁上）

5、揭簾

軽両手揭簾而出　（三ウ）

b　揭簾出去後架。（同右『無量寿禅師日用清規』、四六九頁下）

6、上間従北頬出

若在上間従北頬出、先出右足。若在下間従南頬出、先出左足。　（三ウ）

c　後門入者、上間坐即北頬入、先挙左足。下間坐即南頬入、先挙右足。（『禅苑清規』巻一「赴粥飯」、『訳註禅苑清規』四二頁）

7、不得挽鞋

不得挽鞋蹈地作響。　（四オ）

c　不得急行大歩及拖鞋踏地作声。（『禅苑清規』巻一「赴茶湯」、『訳註禅苑清規』六二頁）。

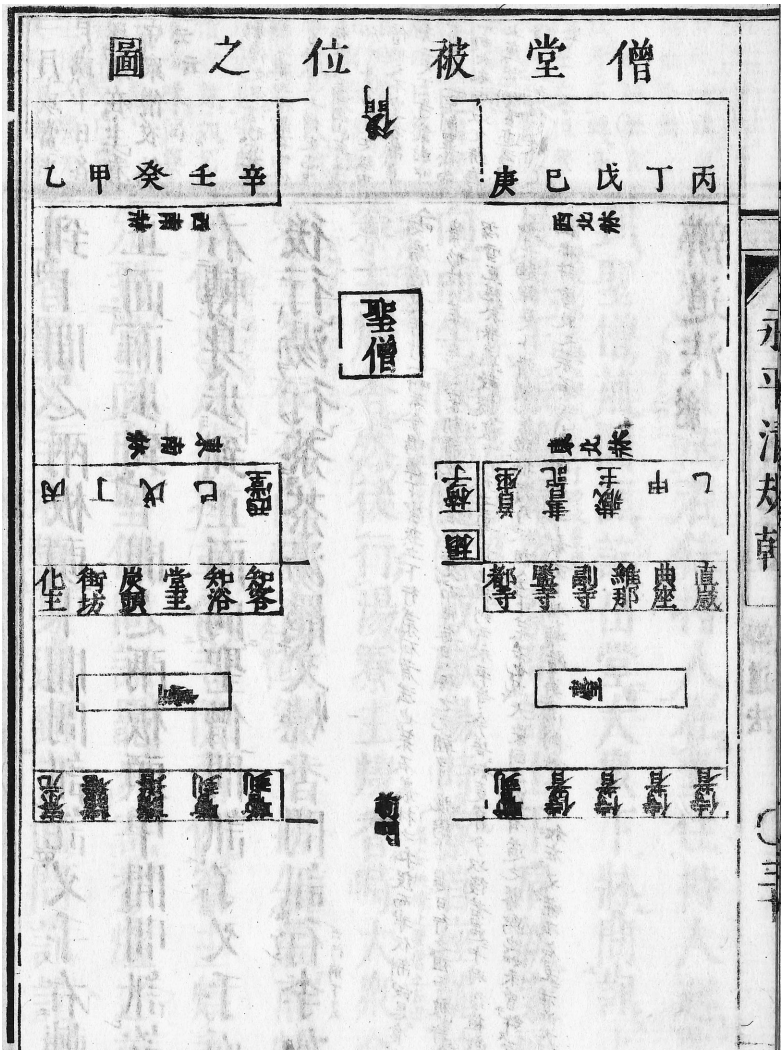
僧堂被位之圖
聖僧

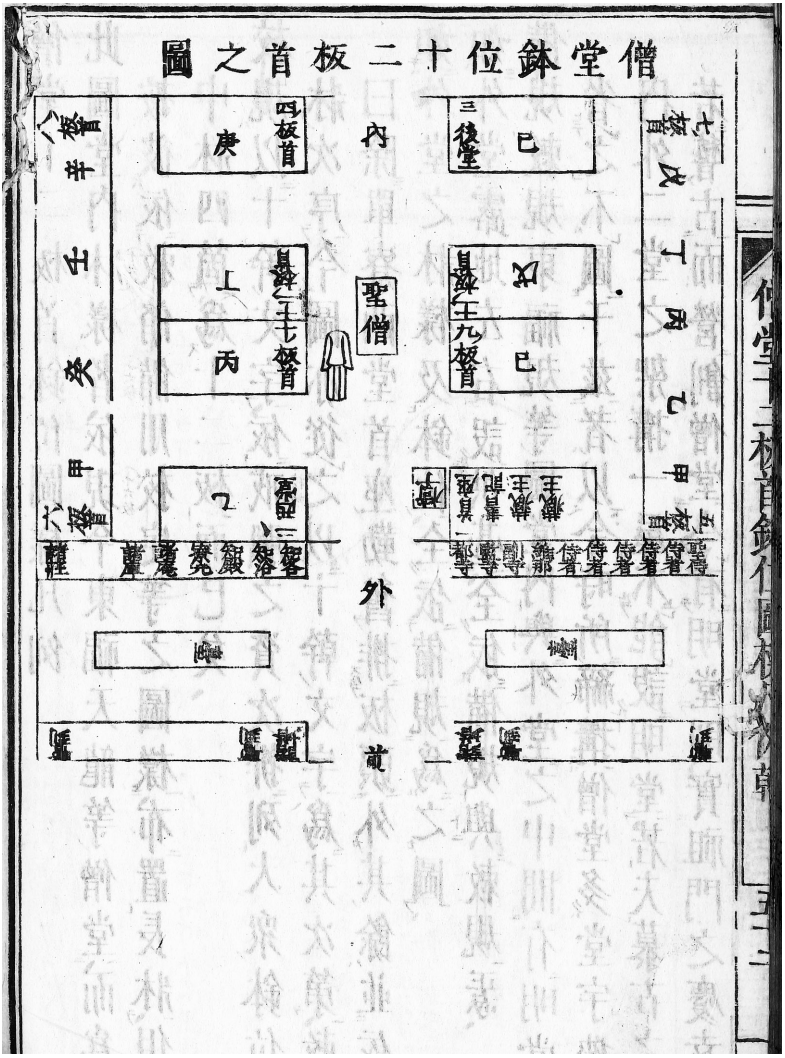
僧堂鉢位十二板首之圖
内
聖僧
外
前

【付記】

以下に、冠註本の『弁道法』末に収録されている「僧堂被位之図」、『赴粥飯法』末に収録されている「僧堂鉢位十二板首之図」に付されている、これらの図の作成の経緯について説明した「凡例」を翻刻掲載する。
本文は『弁道法』本文の凡例に倣って作成し、訓読等は原典に従ったが、一部改めた箇所がある。

原文	訓読
僧堂四版被位図様凡例 　此図、堂内及外堂牀様、全依延宝年間、大乗月舟所刻、題号加[1]州椙樹林大乗護国禅寺行事之次第、旧刊瑩山清規、而図出之。 　毎牀各安排五人者、一奉遵　高祖、初於興聖、所締構僧堂之洪範[2]也。謹按建[3]撕記、載宇治観音導利院僧堂勧進疏。其略曰、寺院之最要、仏殿・法堂・僧堂也。此中仏殿旧来有焉。法堂則未矣。而僧堂最切要也。今欲建立之。為其体、建七間之堂宇、堂内無隔壁、又設長牀而僧衆集住、昼夜之行道不暫懈怠、正中安聖僧、僧衆囲遶住云云。今此図、親依祖誥。従七間堂宇之例。又依瑩規図、布設内外牀様、則自得毎牀安排五人也。被位排列之図、全依勅[4]修[5]備用等。	僧堂四版被位図様凡例 　此図、堂内及び外堂の牀様、全く延宝年間、大乗月舟刻する所の、加州椙樹林大乗護国禅寺行事之次第と題号せる、旧刊瑩山清規に依りて、而して之を図出す。 　毎牀、各五人を安排するは、一に高祖、初め興聖に於いて、僧堂を締構したまう所の洪範に奉遵す。謹んで建撕記を按ずるに、宇治観音導利院僧堂勧進疏を載する。其略に曰く、寺院の最要は、仏殿・法堂・僧堂なり。此の中、仏殿は旧来有り。法堂は則ち未矣。而して僧堂、最も切要なり。今之を建立せんと欲う。其の体為らく、七間の堂宇を建て、堂内に隔壁無し。又長牀を設け、而して僧衆集り住し、昼夜の行道暫くも懈怠ず、正中に聖僧を安じて、僧衆囲遶して住すと、云云。今此図、親しく祖誥に依りて、七間堂宇の例に従う。又瑩規の図に依りて、内外牀様を布

以十干文字、左旋列序大衆之戒次、依勅修備用二規図之。

布置外堂頭首牀列位之図、全依本規為其次序。所以与備規勅規等有小異也。而備規・勅規亦相互有異同。今不具説于茲。慕古之賢哲、往検須知。

如諸侍者、当坐知事之次位、而今排列暫到牀者、小堂狭窄、而不得尽列序知事之末位。故且排列者如図如。

寮元諸菴⑥、則備規・勅規等、皆排列頭首之次位。而今排列暫到牀者。其例如排列諸侍者、於暫到牀焉。

椅子背後設榻(揭カ)者、原於本規弁道法祖訓。

今此図、不安排後堂首座之坐位者、以小堂少衆而不分前後、則不必安後堂首座也。勅⑦規両序章曰、蓋以衆多故分後堂。因知小堂小衆、則不必設後堂首座矣。

（乾冊三〇丁表～裏）

設するときは、則ち自ら毎牀五人を安排することを得る。被位排列の図は、全く勅修・備用等に依る。

十干の文字を以て、左旋に大衆の戒次を列序することは、勅修・備用の二規に依て之を図す。

外堂の頭首牀、列位の図をか布置することは、全く本規に依て、其の次序を為す。備規・勅規等と小異有る所以なり。而して備規・勅規も亦た相互に異同有り。今于茲(ここ)に具説せず。慕古の賢哲、往検して須く知るべし。

諸侍者の如きは、当に知事の次位に坐すべきに、而して今、暫到牀に排列するは、小堂狭窄にして、尽くが知事の末位に列序することを得ず。故に且く排列すること、図の如し。

寮元諸菴の如き、則ち備規・勅規等には、皆頭首の次位に排列す。而して今、暫到牀に排列するは、其の例、諸侍者を暫到牀に排列するが如し。

椅子の背後に榻を設けたるは、本規弁道法の祖訓に原(もと)づく。

今此の図に、後堂首座の坐位を安排せざるは、小堂少衆にして前後を分かたざるときは、則ち後堂首座を安(お)くことを必とせざるを以なり。勅規両序の章に曰く、蓋し衆の多きを以て、故に後堂を分つと。因りて知る、小堂小衆なるときは、則ち後堂首座を設くることを必とせざることを。

【語註】

①加州椙樹林大乗護国禅寺行事之次第、旧刊瑩山清規……大乗寺（石川県金沢市）二六世月舟宗胡（一六一八～一六九六）が、延宝五年（一六七七）に開版した『瑩山清規』の刊本のこと。卍山道白（一六三六～一七一五）が、延宝九年に開版した『瑩山清規』に対して「旧刊瑩山清規」と称する。該当箇所は下冊三六丁表に掲載。本書の詳細については、共同研究「『瑩山清規』の研究（一）―「日中行事」の翻刻―」解題（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年、一三一～一三二頁）参照。

②建撕記……永平寺十四世建撕（一四一三～一四六八頃）が著した道元禅師伝のこと。先行する諸伝と比較すると、在宋中の動向の分量が少なく、帰朝後の記述に重きが置かれていることが特徴。

③宇治観音導利院僧堂勧進疏……道元禅師が嘉禎元年（一二三五）十二月に、興聖寺僧堂の建設を勧進するために著した書。原本の所在は不明であるが、『建撕記』には、永平寺六世曇希（一二八八～一三六五頃）が、貞和三年（正平二年、一三四七）に奥書したものが収録されている（河村孝道編『校訂永平開山道元禅師行状建撕記』、大修館書店、一九七五年、三九頁）。そして冠註本の刊行者玄透は、面山が宝暦四年（一七五四）に開版した『訂補建撕記』に収録されている、和文で記されているものを、漢文体に改めてこの「凡例」に引用している。本書に対する論考は、菅原昭英「道元の勧進について―観音導利院僧堂勧進疏の史料的価値―」（今枝愛真編『禅宗の諸問題』、雄山閣、一九七九年）、本稿該当箇所の訓註は、春秋社訳註本一七（一五一～一五七頁）、吉田道興「現代語訳・注『訂補建撕記』―道元禅師の伝記を読む―（一四）」（『大法輪』二〇一三年七月号）等参照。

④勅修……東陽徳輝（伝不詳）・笑隠大訴（？～一三四四）編『勅修百丈清規』（至正三年〈一三四三〉刊）のこと。ここでは、巻二「念誦巡堂之図」（大正四八・一一二頁）を指示している。

⑤備用……沢山一咸（伝不詳）編『禅林備用清規』（延祐四年〈一三一七〉刊）のこと。本文中の「備規」も同じ。ここでは、巻二「往　念誦」（続蔵一一二・三七頁右下）に掲載される図版を指示している。

⑥寮元……「寮首座のこと。衆寮内の諸事を総掌する役」（『新版禅学大辞典』一二八三頁）。

⑦勅規両序章曰……『勅修百丈清規』巻四に「蓋以衆多故分前後」（大正四八・一一三一頁a）とある。

原文

僧堂十二板首鉢位図様凡例

此図堂内牀様者、依現今東福①天龍等僧堂而為之図。按彼依勅②修・備③用・校④定等之図様、布置長牀、但省略中牀四箇、為十二板而已矣。

校規以十幹文字（干カ）、依戒臘之資次排列大衆鉢位、分知牀次序。今図亦従之以十幹文字（干カ）、為其次第。⑤勅規亦曰、除単寮西堂首座勤旧排板頭外、其余並依戒臘如。

外堂之牀様及鉢位、全依備規為之図。

如外堂露地左右設供台、全依備規与勅規焉。

備規勅規東福⑥規等図、堂内与外堂之中間有明⑦堂。而今省之不図于茲者、以今時所締構僧堂、多堂宇狭小、而内外二堂之架構一屋、不能設明堂。若夫慕古之賢哲、若稽古而営創僧堂、令有明堂、則実祖門之慶幸也。（乾冊五二丁表）

訓読

僧堂十二板首鉢位図様凡例

此図、堂内牀様は、現今の東福・天龍等の僧堂に依りて之が図を為る。按ずるに彼は、勅修・備用・校定等の図様に依て、長牀を布置し、但中牀四箇を省略して、十二板と為す而已。

校規は十幹の文字を以て、戒臘の資次に依て大衆の鉢位を排列し、牀の次序を分かち知らしむ。今の図、亦た之に従いて、十幹の文字を以て、其の次第を為す。勅規にも亦た曰く、単寮の西堂、首座の勤旧を板頭に排するを除く外、其の余は並戒臘に依ると。

外堂の牀様及び鉢位の如きは、全く備規に依て之が図を為る。

外堂露地の左右に供台を設くるが如きは、全く備規と勅規とに依る。

備規・勅規・東福規等の図、堂内と外堂との中間に明堂有り。而今之を省いて于茲に図せざるは、今時締構する所の僧堂、多くは堂宇狭小にして、内外二堂の架構、一屋にして、明堂を設くること能わざるを以てなり。若し夫れ慕古の賢哲、若し古を稽えて、僧堂を営創し、明堂を有らしめば、則ち実に祖門の慶幸なり。

【語註】

①東福……現存する東福寺（京都府京都市）僧堂は、東福寺の建武元年（一三三四）の火災の後、早期に復興された建築物であり、古形を残しているとされる（横山秀哉『禅の建築』一八四頁）。

②勅修……ここでは、『勅修百丈清規』巻九「十六板首鉢位之図」（大正四八・一一五一頁）を指示している。

③校定備用……ここでは、『禅林備用清規』巻三「調　排被鉢位図」（続蔵一一二・四〇頁右上）を指示している。

④校定……惟勉（伝不詳）編『叢林校定清規総要』（至元二一年〈一二八四〉刊）のこと。ここでは、巻上「六　僧堂鉢位十六板首之図」（続蔵一一二頁二左下）を指示している。

⑤勅規亦曰……『勅修百丈清規』巻三（大正四八・一一五〇頁c）の記載。

⑥東福規……該当著作不明。現在確認されている東福寺関係の清規には、明堂に関する記載はない（尾崎正善「翻刻・『慧日山東福禅寺行令規法』」、『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第四号、一九九九年、同「翻刻・京都大学文学部図書館蔵『東福寺清規』〈一〉〈二〉」、『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第一六・一七号、二〇一一・二〇一二年）。あるいは元応元年（文保三年、一三一九）の火災の後、東福寺の復興の参考資料として書写されたとされる『建長寺伽藍指図』（建長寺〈神奈川県鎌倉市〉蔵）、または明徳二年（一三九一）以前の三聖寺（京都市京都市、東福寺塔頭、現在は万寿寺〈東福寺塔頭〉に合併され廃寺）の伽藍の状況を記すとされる『三聖寺伽藍図』（東福寺蔵）を指すか。

⑦明堂……現在の僧堂では、内堂と外堂が一体の建物とされているが、古形態の僧堂では、通風・採光の便を図るために、内堂と外堂を離して建て、内堂前門と外堂を接続する廊下が設けられており、その廊下の左右にある空き地のことを指す。横山秀哉『禅の建築』一八五頁参照。ここでは、図版の中には明堂を設けていないが、その理由は、現在各地に設けられている僧堂は規模が小さく、内堂と外堂が一体の建物であるためと説明している。

共同研究「瑩山禅師の総合的研究」

『瑩山清規』の研究（二）―「月中行事」・「回向文」の翻刻―

佐藤秀孝　監修
曹洞宗総合研究センター宗学研究部門　編

共同研究「瑩山禅師の総合的研究」―『瑩山清規』の研究―　凡例

一、本稿は、『瑩山清規』諸本の「月中行事」の全文及び「回向文」（一部略）を翻刻掲載するものである。

一、翻刻に際しては、以下に掲げる底本七本の内、「月中行事」及び「回向文」が収録される六本を、三段組みの対照表を二点作成して示した。冒頭の数字は、各本の書写・開版年時順に付したもので、「解題」（〈一〉所収）に付した番号と一致する。

①禅林寺本『瑩山清規』（永和二年・一三七六）書写本―年中・日中・月中・回向

②大乗寺蔵永享六年本（永享六年・一四三四）書写本―年中ノミ

③大乗寺蔵愚休書写本（文明八年・一四七六）書写本―日中・月中・回向ノミ

④永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年・一五〇一）書写本―日中・月中・回向ノミ

⑥永光寺蔵光椿書写本（文亀三年・一五〇三）書写本―日中・月中・回向・年中

⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年・一六七七）刊本―日中・月中・回向・年中

⑨卍山開版『瑩山清規』（延宝九年・一六八一）刊本―日中・月中・回向・年中

一、底本は、①は『中世禅籍叢刊』六　禅宗清規集（臨川書店、二〇一四年）を参照し、②③は大乗寺（石川県金沢市）所蔵本（石川県立美術館寄託保管）、④⑥⑨は永光寺（石川県羽咋市）所蔵本を、原本所蔵者の許可を得て撮影した写真を、⑦は当センターが所蔵する、徳泉寺（新潟県上越市）所蔵本のマイクロフィルム複写本をそれぞれ用いた。

一、対照表は、①④⑥の表を先に、③⑦⑨の表を後に掲載した。この排列の理由は、③と⑦の比較の便を図るためである。

一、『瑩山清規』全体の概説や、底本の書誌情報、対照表の排列の理由等の詳細については、「解題」にまとめて記したので、合わせ参照されたい。

一、本文は比較対照の便宜上、内容を考慮した上で段分けしたが、原典のものとは異なる場合がある。

一、丁数は各段の末に「（一オ～ウ）」と表記し、二冊以上の場合は「（■冊一オ～二ウ）」と表記した。なお、①禅林寺本は、地冊に錯簡が見られるが、底本はそれを訂正した上で掲載しているため、本稿においては修正後の丁数を記載した。

一、原典の改行位置には」を入れ、丁数変更、表裏の切り替わりを伴う改行位置には』を入れて示した。

一、句読点は全て、写本毎に訓点等に応じて、本研究会における検討の上で付したものである。但し、原本に区切りを示す一字空きがある場合は、これを以て句読点に代えた場合もある。
一、旧字・異体字は、原則として全て新字に改めた。
一、原典の訓点・ルビ・繰り返し符号（「く」等）は原典に従って表記したが、連続符・音合符・訓合符は省略し、「シテ」・「コト」等の合字は開いて示した。なお訓点については、印字の都合上、行末から次行の文頭に渡って記している場合がある。
一、割注は〈　〉に入れて示し、割注内の折返しは／で示した。
一、文字が判読不能の場合は□で示し、欠字が他本で補える場合は□（■カ）とし、推定して補った場合は□（●カ）と表記した。
一、原典が明らかに誤字で、正しい字が分かる場合は●（■カ）とし、衍字等の訂正出来ない場合は●（ママ）と表記した。
一、注記や文字の修正等がある場合は、該当字の右に「※」を付し、事項を各段の丁数の後に「※」を付して記した。
一、「回向文」は、諸本の排列の異同が著しいため、③大乗寺蔵愚休書写本を基準に、「1臨時設斎」・「41羅漢供養式」・「42元正歎仏貼照牌」を加えた通し番号によって、順序を改めて掲載した。元来の排列は、【表】『螢山清規』「回向文」諸本対照表を参照されたい。他本に見られない独自の内容の場合は、通し番号の代わりに「◎」を付した。
一、「回向文」本文における標題にも、「19日中」のような形で、前掲の通し番号を付し、さらに（亡僧）及び（尊宿遷化）は、一連の内容であることを示すため、「21亡僧龕前念誦」（亡僧）」のような形で、標題の下に記載を補った。
一、図版は①の「17大般若経結願疏」のみ翻刻し、全体の翻刻の後に【図版】として掲載した。それに引き続いて、その他の諸本の該当箇所の写真を【写真●】と付番した上で一括掲載した。
一、図版写真の後に、「40開甘露門」（③④⑥所収）、「42元正歎仏貼照牌」（⑦⑨所収）、「◎亦涅槃講時兼日貼照牌」を直接比較できる対照表を掲載し、この後に諸本の「回向文」末の奥書・刊記を一括して収録した。
一、「1臨時設斎」は、⑨以外は「月中行事」に含まれていると考えられるため、標題を「（1臨時設斎）」と補って記した。
一、「◎達磨忌回向」（①所収）は、原典の排列に近づけるため、「28在家等人回向」の後に配置した。
一、④所収の「13普庵諷経」は、表題及び前二行の歎偈の後には「15夏中祈祷回向」が誤って記されている。比較の便を図るため、本稿では敢えて、④の「13普庵諷経」を諸本の「15夏中祈祷回向」の項にも重複して掲載した。

一、⑨においては、「38請知事」は「年中行事」七月十六日条に、「42元正歎仏貼照牌」は「年中行事」の後の「附著」に収録されているが、対照の便を図るため、本稿にもこれらを抜粋して掲載した。

一、本稿では、「回向文」収録資料の内、分量の都合から、「◎涅槃講式」（④所収）は掲載せず、「41羅漢供養式」（④⑨所収）は「37羅漢供養時兼日貼照牌」・「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」に相当する部分のみ抜粋して掲載した。これらの全文は、後日「回向文」（講式）として掲載することを予定している。

一、翻刻文中には、現在の人権的観点からは不適当と考えられる表現が存在する可能性があるが、あくまで純粋に学術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図するものではないことをお断りしておく。

付記　本研究に際して、所蔵史料の使用をご許可頂きました、大乗寺東隆眞老師、永光寺屋敷智乗老師、調査にご協力頂きました、大本山總持寺祖院監院鈴木永一老師、桂芳院田島毓堂老師、石川県立美術館村瀬博春様、当センター講師尾崎正善老師、山上家様に誌して感謝申し上げます（所属・肩書は二〇二〇年当時）。

本研究会参加者

講師……佐藤秀孝（駒澤大学教授）

常任研究員……小早川浩大（宗学研究部門主任）、石原成明（宗学研究部門副主任）

研究員……澤城邦生、角田隆真、秋津秀彰、新井一光、永井賢隆

※講師・常任研究員の指導の下、翻刻は小早川及び研究員五人が行った。

※「解題」（〈一〉所収）追記・訂正

・「五、翻刻底本の書誌情報概説」一二七頁、「その他の異本を示唆する記載」追記

色川三中（一八〇一～一八五五）『続常陸遺文』五「大田山金龍寺記録（大カ）」に収録される、元文三年（一七三八）七月五日時点における金龍寺（茨城県龍ケ崎市）所蔵書籍目録に、「宝山清規（瑩カ）　同（書本）〈寛正六乙酉年／沙百七拾四年〉挑庵代什物（桃カ）」（『龍ケ崎市史』中世史料編、龍ケ崎市教育委員会、一九九三年三月、四七二頁、〈　〉内は割注、／は割注の折返を示す、傍注筆者）の記載がある。書写者と推

定される桃庵禅洞（？～一四八五、金龍寺前住）は、寛正二年（一四六一）に慈眼寺（福井県南条郡南越前町）に輪住している（坪内晋編『慈眼寺文書』、私家版、一九七九年、五二頁）ため、「解題」に記載した面山の説も合わせると、慈眼寺本の写しか、それに関連するものであろう。

・「五、翻刻底本の書誌情報概説」一二九頁一行目、「光椿書写本末の梵清の識語」訂正
粤応永寅冬十一月→粤応永壬寅冬十一月

・「五、翻刻底本の書誌情報概説」一三五頁一～二行目、「卍山の『瑩山清規』の改定」追記・訂正
「36仏事次序」は、卍山ではなく、梵清の付加である可能性が高い。その他、従来は卍山の改定とされてきた箇所も、実際は⑦月舟開版『瑩山清規』の時点で改定されている場合もあり、その精査は今後の課題である。

・「五、翻刻底本の書誌情報概説」一三一頁、「書写者の大仲光椿について」追記
光椿書写本の梵清の識語及びこの墨書は、駒澤大学図書館所蔵『洞谷記』にも収録されている（東隆眞監修、『洞谷記』研究会編『諸本対校瑩山禅師『洞谷記』』、春秋社、二〇一五年、一一二～一一三頁）。なお、松田文雄「洞谷記について（二）―瑩山禅師研究の資料点検―」（『宗学研究』第九号、一九六七年、七七頁）に指摘されている、總持寺二六一世の「大仲」和尚は、瑞世師「大仲善」、受業師「令山」、嗣法師「大機」であるため別人である。

【表】『瑩山清規』「回向文」諸本対照表
※各回向文の表題は、諸本のそれぞれの記載を採用したため、通し番号が同一であれば同内容である。
（亡僧）及び（尊宿遷化）は、一連の内容であることを示すため、前後に点線を記した。
表の作成に当たっては、尾崎正善「『瑩山清規』の変遷について（二）―諸本の系統に関する覚書―」（『宗学研究所紀要』第六号、一九九三年、五八～五九頁）を参考にした。

①禅林寺本

（1臨時設斎）
2回向　祝聖諷経　朔望
12応供諷経回向
18粥諷経
19日中
20放参
3土地堂諷経　二日　十六
5韋駄天諷経
6祖師　初五日
7火星神諷経　八日　十八
8念誦　三日
9念誦　八日
10通回向
11為祈祷千巻読経
16因病祈祷回向
26亡者回向
27亡者是檀那中崇重人回向
28在家等人回向
◎達磨忌回向
（亡僧）

④永光寺蔵麟広本

（1臨時設斎）
2祝聖諷経回向　朔望
3土地堂諷経　二日　十六日
4檀那諷経　三日　十七日
5韋駄天諷経　三日
6祖師堂諷経　五日
7火星諷経　八日　十八日
8念誦　三日
9念誦　八日
10通回向
11為祈祷千巻読経回向
12応供諷経
（13普庵諷経）
（15夏中祈祷回向）
16因病祈祷
17大般若経結願疏
18居常粥
19日午
20参後
（亡僧）

⑥永光寺蔵光椿本

（1臨時設斎）
2祝聖諷経回向　朔望
3土地堂諷経　二日　十六日
4檀那諷経　三日　十七日
5韋駄天諷経　三日
6祖師堂諷経　初五日
7火星神諷経　八日十八日
8念誦　三日
9念誦　八日
10通回向
11為祈祷千巻読経
12応供諷経　毎朔日
13普庵諷経　九日　十九日
14円通諷経　十八日
15夏中祈祷回向
16因病祈祷
17大般若経結願疏
18居常粥
19日午
20参後
（亡僧）

③大乗寺蔵愚休本

（1臨時設斎）
2祝聖諷経回向　朔望
3土地堂諷経　二日　十六日
4檀那諷経　三日　十七日
5韋駄天諷経
6祖師堂諷経　初五
7火星神諷経　八日　十八日
8念誦　三日
9念誦　八日
10通回向
11為祈祷千巻読経
12応供諷経
13普庵諷経
14円通諷経　十八日
15夏中祈祷回向
16因病祈祷
17大般若経結願疏
18居常粥
19日午
20参後
（亡僧）

⑦月舟開版本

（1臨時設斎）
2祝聖諷経回向　朔望
3土地堂諷経　二日十六日
4檀那諷経　三日　十七日
5韋駄天諷経　三日
6祖師堂諷経　初五
7火星神諷経　八日十八日
8念誦　三日
9念誦　八日
10通回向
11祈祷千巻読経
12応供諷経
13普庵諷経
14円通諷経　十八日
15夏中祈祷回向
16因病祈祷
17大般若経結願疏
18居常粥
19日午
20参後
（亡僧）

⑨卍山開版本

2祝聖諷経回向　朔望
12応供諷経　朔望
3土地堂諷経　二日十六日
5韋駄天諷経　三日
4檀那諷経　三日　十七日
8念誦
6祖師堂諷経　初五日
7火星神諷経　八日十八日
9念誦　八日
14円通諷経　十八日
13普庵諷経　九日
18居常粥了諷経
19日午
20参後
1設斎
29斎僧時疏
26亡者回向
27又　歟偈同前是檀那中崇重人回向
28又　歟偈同前是在家平人回向
15夏中祈祷回向
11祈祷千巻読経

21亡僧時可行事　念誦
◎亡僧既出時念誦
25唱衣念誦

21亡僧龕前念誦
22挙龕念誦
23山頭念誦
24二七日送骨念誦
25唱衣念誦
26亡者回向
28在家等人
29同疏（斎僧時疏）
（尊宿遷化）
30尊宿入龕念誦
31龕前念誦
32挙龕念誦
33壇上念誦
34二七日唱衣念誦
35唱衣了回向
36仏事次第
40開甘露門
39菩薩戒布薩式（図ナシ）
37羅漢供養時兼日貼照牌
41羅漢供養法次第
◎涅槃講式

21亡僧龕前念誦
22挙龕念誦
23山頭念誦
24二七日送骨念誦
25唱衣念誦
26亡者回向
27亡者　是且那中崇重人回向
28在家等人
29斎僧時疏
39菩薩戒布薩式（図ナシ）
37羅漢供養時兼日貼照牌
38請知事
（尊宿遷化）
30尊宿入龕念誦
31龕前念誦
32挙龕念誦
33壇上念誦
34二七日唱衣念誦
35唱衣了回向
36仏事次第
40開甘露門

21亡僧龕前念誦
22挙龕念誦
23山頭念誦
24二七日送骨念誦
25唱衣念誦
26亡者回向
27亡者　是且那中崇重人回向
28在家等人
29斎僧時疏
（尊宿遷化）
30尊宿入龕念誦
31龕前念誦
32挙龕念誦
33壇上念誦
34二七日唱衣念誦
35唱衣了回向
36仏事次第
37羅漢供養時兼日貼照牌
38請知事
39菩薩戒布薩式（図アリ）
40開甘露門

21亡僧龕前念誦
22挙龕念誦
23山頭念誦
24二七日送骨念誦
25唱衣念誦
26亡者回向
27亡者　是且那中崇重人回向
28在家等人
29斎僧時疏
（尊宿遷化）
30尊宿入龕念誦
31龕前念誦
32挙龕念誦
33壇上念誦
34二七日唱衣念誦
35唱衣了回向
36仏事次序
37羅漢供養時兼日貼照牌
38請知事
39菩薩戒布薩式（図アリ）
42元正歎仏貼照牌
◎亦涅槃講時兼日貼昭牌

10看経通回向
17大般若経結願疏
16因病祈祷
（尊宿遷化）
30入龕念誦
31龕前念誦
32挙龕念誦
33壇上念誦
34二七日唱衣念誦
35唱衣了回向
（亡僧）
36仏事次序
21龕前念誦
22挙龕念誦
23山頭念誦
24二七日送骨念誦
25唱衣念誦
39菩薩戒布薩式（図アリ）
41羅漢供養式
※41は37を含む。

⑪正法清規		龍泰寺行事次序	
（以下、乾冊）	◎逆修回向	40開甘露門	
（1臨時設斎）	（尊宿遷化）	◎唱物	
◎遷宮諷経回向	30尊宿之入龕念誦	2祝聖 朔望 十五日	
◎開堂	◎起龕念誦	12応供 同朔日	
◎仏殿立柱	31龕前	3土地 二日 十六日	
◎僧堂立柱	32挙龕念誦	5韋駄天 三日	
◎新田開運※	33壇上	4檀那 三日 十七日	
（以下、坤冊）	◎祠堂※	6祖師 五日	
2祝聖諷経 朔望	◎檀那誕生※	7火星 八日 十八日	
3土地堂諷経 二日十六日	◎懺法祈祷回向	13普庵 九日 十九日	
5韋駄天諷経 初三日	◎小陳白	14観音 十七日晩	
6祖師堂諷経 初五日	◎同尊宿之回向	◎闢雲寺殿十三年忌	
7火星神諷経 八日又二十八日又廿八日	◎小陳白	（七僧）	
8念誦 三日	◎同亡者之回向	21亡僧龕前念誦	
9八日 念誦	◎小白	22挙龕念誦	
10通回向	◎尊宿入牌之回向	23山頭念誦	
12応供諷経回向 朔旦	◎同往世入牌之回向	24二七日送骨念誦	
11為祈祷千巻読経回向	◎在家入牌之回向	26亡者回向	
17大般若経結願疏	◎亡者之入牌之回向	27亡者同前 是檀那中崇重入回向	
16因病祈祷回向	◎常住僧行儀之偈文	28在家等人	
◎同音普門品回向		36仏事次第	

※参考資料として、『続曹洞宗全書』清規に収録される、⑪『正法清規』（八〇～九八頁）、及び『龍泰寺行事次序』（一一六～一二六頁、梵清本〈③～⑥〉系）の「回向文」の対照表も収録した。

表の作成に当たっては、小坂機融「室町期清規考―『正法寺清規』と『竜泰寺行事次序』を介して―」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』第四六号、一九八八年、三七～四五頁）を参考にした。

⑪『正法清規』は、「回向文」の収録量が多いため、二段組とした。

尾崎正善「『正法清規』再考（一）―『続曹全』翻刻の問題点と諸本との関係―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第一九回、二〇一八年、一四二頁）において、「◎新田開運」・「◎祠堂」・「◎檀那誕生」（⑪所収）は後筆であると指摘されているため、項目名の末に「※」を付した。

「39布薩作法」（⑪所収）は、偈文・敬白文のみ収録している。

「◎唱物」（『龍泰寺行事次序』所収）は、⑥永光寺蔵光椿書写本の「年中行事」の後にも収録されている。

「◎達磨忌回向」（『龍泰寺行事次序』所収）は、①禅林寺本所収のものとは内容が異なる。

38請知事
37羅漢供養時兼日貼昭牌
26亡者回向
（亡僧）
◎亡僧時可行事幡銘
21同念誦
22拳龕念誦
23山頭念誦
25唱衣念誦
24亡僧二七日念誦
39布薩作法
◎尊宿歎霊偈
◎同伏願句云
◎小院之坊主并首座　伏願句
◎亡僧嘆霊句
◎同伏願　句中俗人用之
◎俗人官者嘆霊句
◎橋供養回向
◎大黒天神回向
◎山門立柱
◎開新僧堂
◎定光　尊者　止火偈

（玄統清奥書）
◎入寺諸奉行帳
◎法華肝心陀羅尼
◎（諸仏菩薩真言）
◎十二天之呪（他真言）
◎観音安坐回向
◎堂寺庵立柱諷経回向
◎立柱諷経
◎仏誕生回向　四月八日無疏用之
◎達磨忌回向
◎施餓鬼回向
◎仏成道回向
◎参頭之次第
◎雲堂坐牌

①禅林寺本『瑩山清規』（永和二年書写）

月中行事」

一日。　粥時、維那、白槌云、稽首薄伽梵、□(円)満修多羅、大聖菩」薩僧、功徳難思議。又云、今辰修設〈五味粥／或浄粥〉一堂、奉為」今上皇帝聖寿無疆、仰憑尊衆念。十仏名、如常。粥罷、鳴鐘」三会、就大殿諷経。或立今上皇帝牌於正面主位。主人、仏前」三尊焼香、了帰本位、当面礼中尊三拝〈行者若侍者、／展拝席〉。拝了、」収拝席。拝後、維那、諷経。大円満呪一遍、消災呪三遍。大衆、」合掌誦。不着頭帽、消災呪始(ママ)、倶主人焼香。三尊仏前、如法荘」厳。大衆、慇重惶恐、是常礼法也。不可聊尓。次小師等、礼主」人。次　上堂、恐祝慇重、賀謝如法。□□(不拳)禁□(忌言)□、不正僧中」非。荘厳如法、一切惶恐、不袖叉手、不着頭

④永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年書写）

能州洞谷山永光寺行事次序

開闢　瑩山　紹瑾　記

月中行事」

一日。粥時、維那、白槌云、稽首薄伽梵、円満修多羅」大聖菩薩僧、功徳難思議。又云、今辰修設五味粥」〈或云／浄粥〉一堂、奉為今上皇帝聖寿無疆、仰憑尊』衆念。十仏名、如常。粥罷、鳴鐘三会、就大殿諷経。或」(立カ)云今上皇帝牌於正面主位。主人、仏前三尊焼」香、了帰本位、当面礼中尊三拝〈行者侍者、／展拝席〉。拝了、収」拝席後、維那、諷経。大円満呪一反、消〈災〉呪三遍。大衆、合」掌誦。不著頭帽、消〈災〉呪始、回向始、倶主人焼香三拝。」仏前、如法荘厳。大衆、慇重惶恐、是常礼法也。不可」聊尓。次小師等、」礼主人。粥罷、祝聖諷経後、侍者小師等、」上寝堂、請出主人、令著椅、頭侍者、一人焼香礼賀。大」

⑥永光寺蔵光椿書写本（文亀三年書写）

能州洞谷山永光寺行事次序　主光椿※

開闢　瑩山　紹瑾　記

月中行事」

一日。粥ノ時、維那、白槌シテ云ク、稽首薄伽梵、円満修多羅、」大聖菩薩僧、功徳難思議。又云ク、今晨修設五味粥」〈或云／浄粥〉一堂、奉ルヽ為ニ今上皇帝聖寿無疆ノ一、仰憑尊衆(ニヤンヒソコレニヤン)」念。十仏名、如シ常ノ。粥罷テ、鳴レ鐘ヲ三会、就テ二大殿ニ一諷経。或ハ立二」今上皇帝ノ牌ヲ於正面ノ主位ニ一。主人、仏前三尊ノ焼香了テ、」帰テ二本位ノ当面ニ一、礼中尊三拝〈行者若ハ侍／者、展フ拝席ヲ〉。拝了テ、収レ拝席ヲ」後、維那、諷経。大円満呪一遍、消災呪三遍。大衆、合』掌シテ誦ス。不レ著二頭帽ヲ一、消災呪始メ、回向ノ始メ、倶ニ主人焼香。三」尊仏前、如レ法荘厳ス。大衆、慇重ニ惶恐、是レ常ノ礼法也。不」レ可二聊爾ニス一。

次小師等ノ礼、主人、粥罷テ、祝聖

帽、必巡堂。主人、使侍』者点湯。如名□(徳)首座及尊宿在堂、侍者、請主人、坐具而行」礼。是慇重儀也。古儀者、如朔望陞座□(者)、□□□□(不可祝聖)闕如。故若」主人、病患他游者、首座、代拈香陞座。首座陞座時者、堂頭」侍者、奉香焼香如主人。但維那、請之而已。代主人故、如四節秉」払首座、向両班大衆不問訊。然而不尊重首座者、不代也。」立僧首座、及退院長老等首座、死職(充カ)時、主(※)人、命之而令陞」座也。不命者不行。陞座罷、巡堂。首座、引大衆堂前排立、揖」問訊。首座、引大衆入堂、自上間次第排立。侍者、同入堂、後門」排立。自下侍者入、後門望聖僧龕立。以南為下。次主人入堂、」焼香、自上間巡堂、〻外同巡回入堂、面問訊、而至椅前立。巡堂」間、大衆、曲躬問訊、低頭而過主人也。次知事入堂、自上間巡』堂。主人問訊了、首座問訊、次第巡行、出堂外時、侍者、自下連出」也。頭侍者、留而当面問訊、而請展九拝。次参学小師、或法属礼賀、若在答拝、或入」室小師、焼香九拝。若出世小師者、不群礼拝也。次沙弥』童行、或尼衆、礼賀。若俗弟、礼賀。次上堂、恐祝慇」重、賀謝如法。不挙禁忌言、不正僧中非。庄(荘カ)厳如」法、一法(切カ)惶恐、不袖叉手、不著頭帽、必巡堂。主人使」侍者点湯。如名徳首座及首(尊カ)宿在堂、侍者、請主人、」坐具而行礼。是慇重儀也。古儀者、如朔望陞座」者、不可祝聖闕如。故若主人病患他游者、首座、代」拈香陞座。首座陞座時者、堂頭侍者、捧香焼」香如主人。但維那、請之而已。代主人故、如四節秉払」首座、向両班大衆不問訊。然而不尊重首座」者、不代也。立僧首座、及退院長老等首座、充職時、』主人、命之而令陞座也。不命者不行。陞座罷、巡堂。首」座、引大衆堂前排立、揖問訊。首座、引大衆入堂、自」上間次第排立。侍者、同入堂、後門望聖僧龕立。以」南為下。次主人入堂、

諷経ノ後、侍」者小師等、上二寝堂一ニ、請二出シテ主人一ヲ、令レ著二椅頭一ニ、侍者、一人」焼香礼賀シテ、大展九拝也。次ニ参学ノ小師、或ハ法属礼賀、」若ハ在レ答拝、或ハ入室小師、焼香九拝。若ハ出世ノ小師ハ者、」不レ群二礼拝一ヲ也。次ニ沙弥童行、或ハ尼衆ノ礼賀。若ハ俗弟ノ礼」賀。次ニ上堂。恐祝慇重ニシテ、賀二謝ス如法一ニ。不レ挙二禁忌言一ヲ、不(サ)レ」レ正二僧中ノ非一ヲ。荘厳如法ニ、一切惶恐、不レ袖二叉手一ヲ、不レ著二頭」帽一ヲ、必ス巡堂。主人、皷(ヒ)レ者侍者ヲ点湯一ヲ、如レ名徳ノ首座及尊宿』※在堂、侍者、請二主人一ヲ坐具シテ而行礼。是レ慇重ノ儀也。古儀ハ」者、如レ朔望ノ陞座ハ者、不レ可二祝聖闕如ス一。故ニ若ハ主人病患」他游セハ者、首座、伐(代カ)テ拈香陞座ス。首座ノ陞座ノ時ハ者、堂頭ノ侍」者ハ、奉レ香焼香ス(ノミ)。如二主人ノ一。但シ維那、請レ之ヲ而已。代二主人ニ故ヘナリ一。」如レ四節ノ秉払ス首座、向二両班大衆ニ不レ問訊セ。然而シテ不レ尊」重セ首座ハ者、不レ代也。立僧首

①禅林寺本『瑩山清規』

着座。大衆、普同問訊、揖上下上」床、棄鞋着座、儼然而坐。叉手当胸、不着帽子。侍者、焼香、聖僧、」上下間、堂外問訊。是曰四所問訊。堂前鐘、鳴二下、盞橐入。行」湯罷、又問訊、如前。又二下、盞橐出。放参鐘三下、第二下、大衆」合掌、第三下、揖問訊、下床問訊散。主人巡堂時、香合童行及」行者、持之随入堂。仏殿及諸堂焼香時者、侍者、持之随従也。」

（地冊一五オ～一六オ）

※主…「時人」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行ノ「人」ノ下ニ「主」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

④永光寺蔵麟広書写本

焼香、自上間巡堂、堂外回（同カ）巡回入」堂、当面問訊、而至椅前立。巡堂間、大衆曲躬問訊、低」頭而過主人也。次知事入堂、自上間巡堂。主人問訊了、」首座問訊、次第巡行、出堂外時、侍者、自下連出也。頭」侍者、留而当面問訊、而請着座。大衆、普同問訊、揖」上下上床、棄鞋著座、儼然而坐。叉手当胸、不着」帽子。侍者、焼香、聖僧、上下間、堂外問訊。是云四処』問訊。堂前鐘、鳴二下、盞橐（裹カ）入。行湯罷、又問訊、如」前。又二下、盞橐（裹カ）出。放参鐘三下、第二下、大衆合」掌、第三下、揖問訊、下牀問訊散。主人巡堂時、香」合童行及行者、持之随入堂。仏殿及諸堂焼香」時者、侍者持之随従也。」

（七オ～九オ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

座、及ヒ退院ノ長老等ノ首座」充職ノ時、主人、命シテ之ニ而令ムレ陞座セ也。不ンハ命セ者不レ行ハ。陞座」罷、巡堂。首座、引テ二大衆ヲ一堂前ニ排立シテ、揖シテ問訊。首座、引テ二大」衆ヲ一入堂、自レ上間次第ニ排立ス。侍者モ同ク入堂、後門ニ望テ二聖」僧ノ龕ニ一立ツ。以レ南ヲ為レ下ト。次ニ主人入堂、焼香、自レ上間巡堂、』堂外同ク巡回入堂、当面ニ問訊シテ、而至テ二椅前ニ一立ツ。巡堂ノ間、」大衆曲躬ノ問訊ス。低頭シテ而過ス二主人ヲ一也。次ニ知事入堂、自」レ上間巡堂。主人問訊了、首座問訊。次第ニ巡行、出堂」外ノ時、侍者、自レ下連出也。頭侍者、留テ而当面ニ問訊シテ、而」請レ著座。大衆、普同問訊シテ、揖シテ上下ヲ上狀（※ママ）、棄テ（ス）二鞋（アイ）一ヲ著座ス、儼」然トシテ而坐ス。叉手当レ胸（クツ）ニ、不レ着二帽子一ヲ。侍者、焼香シテ、聖僧、上下」間、堂外ニ問訊ス。是ヲ云フ二四処問訊ト一。堂前ノ鐘、鳴コト二下、盞

橐〈茶碗／等也〉」入。行湯罷、又タ問訊(フクロ)如レ前。又二下、盞橐出ッ。放参ノ鐘三」下、第二下、大衆合掌ス。第三下ニ揖シテ問訊、下状(ママ)問訊シテ散ス。」主人巡堂ノ時、香合童行及ヒ行者※、持テレ之ヲ随テ入堂。仏殿』及ヒ諸堂焼香時者、侍者持テレ之ヲ随従ス也。」（八オ～一〇オ）

※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。

※宿…「尊」ノ下ニ「〇」ヲ付シ、左ニ傍記シテ補ウ。

※上…「下状」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行ノ「棄」下ニ「上」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

※行…「及者」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行ノ「之」下ニ「行」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

①禅林寺本『瑩山清規』

二日。　土地粥歎仏、如一日。今辰修設豆粥一堂、奉為　当山土」地、当山竜王、増加威光、護法安人、仰憑尊衆念。十仏如常（名脱カ）。粥罷、」放参鐘後、大殿諷経罷、又鳴鐘、就□□堂（土地）□□（諷経）。主人、焼香三」度。如大殿祝□（聖）諷経。主人若不出者、都寺監寺等代焼』香。知事不出者、侍者代焼香。縦知事雖焼香、或侍者焼香。若」侍者焼香、或知事不焼香。祝聖諷経□（者）、□（主）人不□（出）、□（上）知事、必焼香」礼拝、如主人。知事不出、侍者代焼香礼拝也。」

若二日、入室牌掛者、不放参。即入室鼓鳴者、大衆、斉上方丈、」焼香三拝。不論知事頭首両班、首座為上首。焼香次第排立、而進」歩入室。〻〻法者、

④永光寺蔵麟広書写本

二日。土地粥歎仏、如一日。今晨修設豆粥一堂、奉為」当山土地、当山龍王、増加威光、護法安人、仰憑」尊衆念。十仏名、如常。粥罷、放参鐘後、大殿諷」経罷、又鳴鐘、就土地堂諷経。主人、焼香三度。如大殿祝」聖諷経。主人若不出者、都寺監寺等代焼香。知』事不出者、侍者代焼香。縦知事雖（ママ）或侍者焼香。若」侍者、或知事不焼香。祝聖諷経者、主人不出者、上知」事、必焼香礼拝、如主人。知事不出、侍者代焼香礼拝也。」二日、入室牌掛者、不放参。即入室鼓鳴者、大衆、斎（斉カ）上」方丈、焼香三拝。不論知事頭首両班、首座為上」首。焼香次第排立、而進歩入室。〈々／々〉法者、一

⑥永光寺蔵光椿書写本

二日。土地粥歎仏、如二一日一ノ。今晨修設豆粥一堂、奉」レ為二当山ノ土地、当山ノ龍王一ノ※、増二加シ威光一ヲ、護リレ法ヲ安ンレ人ヲ、仰憑」尊衆念。十仏名、如レ常。粥罷、放参ノ鐘ノ後、大殿諷経罷、」又鳴レ鐘ヲ、就二土地堂一ニ諷経。主人、焼香三度。如レ大殿ノ祝」聖諷経。主人若シ不レンハ出者、都寺監寺等代テ焼香。知事」不レンハ出者、侍者代テ焼香。縦ヒ知事雖二焼香一スト、或ハ侍者焼香。」若ハ侍者、或ハ知事不レ焼香。祝聖諷経ハ者、主人不レンハ出者、」上知事、必ス焼香礼拝、如レ主人。知事不出ナラハ、侍者、代テ焼」香礼拝也。　二日、入室ノ牌掛ハ者、不レ放参。即チ入室ノ鼓』鳴ラハ者、大衆、斉ク上テ二方丈一ニ、焼香三拝。

一衆、各焼香、礼三拝後、各排立、焼香次第也。不」論寺官及臘次。立定後、侍者、引同般、望席端、問訊主人、而」頭侍者、一人出堂外、向首座問訊。進前云、請入室。首座、入室、当」面席端問訊、禅床右角問訊、右転身問訊、斜立通話、了問訊、」当面席端頓拝。所謂、右手取坐具、直投地一拝、起立問訊。自主」位問訊次人、人〻進歩問訊、入室如前。人〻横□(歩)進。衆入室罷、』侍者、従下入室、左辺禅床角通話、従賓位出問訊次人。入」室罷、頭侍者通話、頓拝了、巻席。入室罷、鳴鐘、土地堂諷経、」如例。」

（地冊一六オ～一七オ）

衆、各焼」香、礼三拝後、各排立、焼香次第也。不論寺官及臘」次。立定後、侍者、引同般、望席端、問訊主人、而頭侍者、」一人出堂外、向首座問訊。進前云、請入室。首座、入室、」当面席端問訊、禅床右角問訊、右転身問訊、斜』立通話、了問訊、当面席端頓拝。所謂、右手取坐具、」直投地一拝、起立問訊。自主位出問訊次人、次人進歩」問訊、入室如前。人〻横歩進。衆入室罷、侍者、従下入」至左也。禅床角通話、従賓位出問訊次人。入室罷、頭」侍者通話、頓拝了、巻席。入室罷、鳴鐘、土地堂諷」経、如例。

（九オ～一〇オ）

不レ論二知事頭首両一」班ヲ、首座為(リ)レ上首、焼香、次第排立シテ、而進歩シテ入室ス。入室ノ(ママ)」法ハ者、一衆、各〻(ママ)焼香礼三拝後、各排立シテ、焼香ノ次第也。」不レ論二寺官及臘次ヲ一。立定シテ後、侍者、引レ同般ヲ一、望レ席端ニ、問ニ一」訊シテ主人ヲ一、而頭侍者、」一人出二堂外一ニ、向レ首座問訊シテ進前シテ」云ク、請入室。首座、入室、当面ノ席端ニ問訊、禅牀右角問」訊シテ、右ニ転身問訊、斜立シテ通レ話、了問訊、当面ノ席端ニ頓拝ス。」所謂、右手取レ坐具、直ニ投地一拝、起立シテ問訊ス。自レ主位」出テ、問訊次ノ人、次人進歩シテ問訊、入室ハ如レ前人(ママ)〻。人横ニ歩」進。衆入室罷、侍者、従レ下入、至二左辺ノ禅牀ノ角一ニ通レ話ヲ、従ニ』賓位一出テ、、問訊次ノ人。入室罷、頭侍者通レ話、頓拝了、巻テ」レ席ヲ、入室罷、鳴レ鐘。土地堂諷経、如レ前。」

（一〇オ～一一オ）

※ノ…「ニ」ノ上ニ記シテ修正ス。

①禅林寺本『瑩山清規』

三日。　檀那粥歎仏、如前。今辰浄粥一堂、奉為　本寺旦那、」十方施主、福寿荘厳、仰憑尊衆念。就大殿諷経。無拝。唯」焼香如法也。知事、侍者、若代主人不出、如土地堂。次庫下諷経。」鳴鐘、維那、引衆赴庫下、知事、接入主人、又奉送。主人、占主位。」主人入後、知事、倚主位、接入大衆。首尾如此。斎罷、維那、報主」人、稟命掛念誦牌。無晡時坐禅、僧堂、香花灯燭弁備了、」維那、令堂司供司、主

④永光寺蔵麟広書写本

三日。檀那粥歎仏、如前。今晨浄粥一堂、奉」為本寺旦那、十方施主、福寿荘厳、仰憑尊衆念。」十仏名。就大殿諷経。無拝。唯焼香如法也。知事、侍者、若」代主人不出、如土地堂。」次庫下諷経。鳴鐘、維那、引衆赴庫下、知事、接入主人、』又奉送。主人、占主位。主人入後、知事、倚主位、接入大衆。」首尾如此。」斎罷、維那、報主人、稟命掛念誦牌。無晡時」坐禅、僧堂、香華灯燭弁備

⑥永光寺蔵光椿書写本

三日。檀那ノ粥難(歟カ)仏、如レ前。今晨浄粥一堂、奉レ為二本寺一」檀那、十方ノ施主一ニ、福寿荘厳、仰憑尊衆念。　就二大殿(タヽ)一」諷経。無レ拝。唯焼香如法也。知事、侍者、若シ代二主人不一」出ラハ、如二土地堂一ノ(一脱カ)。　次ニ庫下諷経。鳴レ鐘、維那、引レ衆ヲ赴キ二庫一」下一ニ、知事、接入主人、又奉レ送二主人一、占レ主位。主人入後、」知事、倚レ主位、接入。大衆ノ首尾如レ此版ノ。」斎罷(ヲハツテ)、維那、報二シテ主人一ニ、稟(ウケテ)レ命

人及諸寮□（令報知）□□、自方丈打板各三」下。土地堂仏殿等諸堂、皆荘香。主人、先下土地堂焼香、次』大殿焼香、礼三拝。祖師堂焼香了、入堂。此間、緩声鳴大鐘」数下。主人、赴堂、ゝ前鐘、鳴之三□（会）。大□（衆）、堂前排立。南首座」為上、北都寺為上。主人、或当門、或脇門入、大衆、普同問訊。主」人、直入焼香聖僧、出堂。倚主位問訊時、大衆問訊。下侍者、二人」出班、一人問訊都寺、一人問訊首座。念誦罷、報巡堂及点湯。」如無点湯、無此問訊。是常儀也。次維那、出班当面問訊、大衆、」普同問訊、捧合掌念誦。所謂、維那念仏一遍間、各十遍念、」報竜天。念誦罷、維那、問訊、大衆、普同問訊。維那、入衆、主人」首座都寺、揖問訊入堂、当面問訊、順転立椅前。首座、引同」伴入堂、問訊聖僧順転、問訊主人、着位前。大衆三人、各作」一般、自上間次第入堂、排立巡入了、侍者、自下位入堂、作一般』入了、維那、令堂司供司、主」人及諸寮令報知、自方丈打版各三下。土地堂仏殿」等諸堂、皆荘香。主人、先下土地堂焼香、次大殿焼香、」三拝。祖師堂焼香了、入堂。此間、緩（ユル）ク声鳴大鐘数」下。主人、赴堂、々前鐘、鳴之三会。大衆、堂前排立。南首」座為上、北都寺為上。主人、或当面、或脇門入、大衆、」普同問訊。主人、直入焼香聖僧、出堂。倚主位問訊時、』大衆同問訊。下侍者、二人出班、一人問訊都寺、一人問」訊首座。念誦罷、報巡堂及点湯。如無点湯、無」此問訊。是常儀也。次維那、出班当面問訊、大衆、普」同問訊、捧合掌念誦。所謂、維那念仏一遍間、各」十遍念、報竜天。念誦罷、維那、問訊、大衆、普同問」訊。維那、入衆、主人首座都寺、揖問訊入堂、当面問訊、」順転立椅前。首座、引同伴入堂、問訊聖僧順転、問」訊主人、著位前。大衆三充（入々）、各作一般、自上間次第入堂、排立」巡堂ヲ掛ク二念誦ノ牌ヲ一。無晡ノ時坐禅。僧」堂、香華灯燭弁備シ了テ、維那、令レ堂司供司一、主人及ビ諸』寮令レ報シ知ラ、自レ方丈打レ版各ゝ三下。土地堂仏殿等ノ諸」堂、皆荘香。主人、先ッ下レ土地堂ニ焼香、次ニ大殿焼香、三」拝。祖師堂焼香了、入堂。此ノ間、緩声鳴二大鐘ヲ一数下。主」人、赴レ堂ニ、堂前ノ鐘、鳴之三会。大衆、堂前ニ排立。南ニ首座」為レ上、北都寺ヲ為レ上。主人、或ハ当面、或ハ脇門ヨリ入ル。大衆、普」同問訊。主人、直入シテ焼二香シテ聖僧一ニ、※出堂。倚二主位一ニ問訊スル時、」大衆同ク問訊。下侍者、二人出レ班ヲ、一人問訊ス。都寺、一」人問訊ス。首座、念誦罷、報レ巡堂ヲ及点湯。如シ二無点湯一ノ、無二」此ノ問訊一。是レ常ノ儀也。次ニ維那、出テ、班ヲ堂面ニ問訊シテ、大衆、普」同問訊、捧レ合掌ヲ念誦。所謂ル、維那念仏一遍ノ間、各ク十』遍念シテ、報ス龍天ニ。念誦罷、維那、問訊ス。大衆、普同問訊。維」那、入衆ス。主人

①禅林寺本『瑩山清規』

堂、後門排立。知事、作一般入堂、巡堂一迊出時、侍者出。頭侍者、」留南頬、進当面問訊、大衆、同問訊、一時棄鞋着座。点湯、如陞」座罷点湯。如無点湯、念誦罷問訊後、令童行喝免巡堂、打放」参鐘。大衆、各帰被位展単。如巡堂時、雖非自被位、下床展単。」是常法也。展単後、和南如常、其後、諸堂各焼香。」

四日。以下、居常、十仏名。無歎仏。只云、仰惟三宝咸賜允(ママ)知、仰」憑尊衆念。剃髪沐浴者、坐禅牌不掛。」

（地冊一七オ～一八オ）

④永光寺蔵麟広書写本

了、侍者、自下位入堂、作一般入堂、後門排立。知事、」作一般入堂、巡堂一匝出時、侍者出堂。頭侍者、留南』頬、進堂(当カ)面問訊、大衆、同問訊、一時棄鞋著座、点」湯、如陞座罷点湯。如(無脱カ)点湯、念誦罷問訊後、令童」行免喝免巡堂、打放参鐘。大衆、各帰被位展単。」如巡堂時、雖非自被位、下床展単。是常法也。展」単後、和尚(南カ)如常、其後、諸堂各焼香。」

四日。以下、居常、十仏名。無歎仏。只云、仰惟三宝咸賜」証知、仰憑尊衆念。　四日。剃髪沐浴者、坐禅牌」不掛。

（一〇オ～一一ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

首座都寺、揖シテ問訊ス。入堂、当面ニ問訊、順」転立ス椅前ニ。首座、引レ同伴ヲ入堂、問訊聖僧順転、問訊」主人、著位ノ前、大衆三人、各〻作レ一般、自レ上間次第ニ入」堂、排立巡入了、侍者、自レ下位入堂、作レ一般入堂シテ、後」門ニ排立ス。知事、作レ一般ヲ入堂、巡堂一匝、出ル時キ侍者出頭シテ、侍者、留レ南頬ニ、進テ当面ニ問訊ス。大衆、同ク問訊、一時棄(ス)テ、」レ鞦(※クツ)ヲ著座シテ点湯。如陞座罷点湯。如レ無(アイ)レ点湯、念誦罷問」訊後、令レ童行喝免レ巡堂ヲ、打ニ放参ノ鐘一ヲ、大衆、各〻帰レ被位ニ」展レ単。如ニ巡堂ノ時一ノ、雖レ非ニ自レ被位下床一セ、展単。是レ常ノ法也。』展単ノ後、和南如レ常ノ。其後、諸堂各〻焼香。」

四日。以下、居常、十名※仏。無レ歎仏。只云、仰惟三宝咸」賜証知、仰憑尊衆念。　四日。剃髪沐浴者ハ、坐禅ノ

牌」不レ掛。」　（一一オ～一二ウ）

※ニ…「ヲ」ヲ「ニ」ニ訂正ス。
※鞦…上欄外ニ「鞋同」アリ。
※名仏…「十無」ノ間ニ「〇〇」ヲ付シ、同行ノ「云」下ニ「名仏」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

五日。上堂。若略之。　六日。無異行法。若請益。」七日。若有入室。　八日。念誦。〈火〉徳諷経。或就」土地堂、或就大殿。　九日。剃髪沐浴。十日。上堂〈若／略〉。』
十一日。請益。　一六請益、永平古儀

五日。上堂。若略之。　六日。無異行法。若請益。」
七日。若有入室。　八日。〈火〉徳諷経。或就土地堂、若就大殿。」
九日。　剃髪沐浴。　十日。　上堂。若□（略）。」

五日。上堂。若ハ略スレ之ヲ。」
六日。無レ異行法。若ハ請益。」
七日。若有レ入室。」
八日。念誦。　火徳諷経。或ハ就二土地堂一ニ、若ハ就レテス大殿一ニ。」
九日。剃髪沐浴。」

①禅林寺本『瑩山清規』

十一日。　若請益。一六請益、永平古儀也。』
請益法者、斎罷、侍者、報維那、掛請益牌。晩間、鳴方丈板三会、」大衆、威儀具足、各上方丈。鳴法堂西鼓、長打一会。如小参鼓。大」衆、各当面焼香。或両人、或三人。焼香次第、当面排立。首座、進当」面問訊、望禅床角頭、曲躬問訊、叉手云、某甲等、生死事大、無常」迅速、伏望、和尚慈悲、開示因縁。主人、黙許。下座、与大衆礼三」拝、収坐具、叉手曲躬云、適応請命、有訪宗風、仰慙曩祖、伏愧」大衆、上床。首座、来禅床角頭、挙因縁。主人、即挙拈、説破下語、下」座。首座、帰当面謝拝。三拝、或六拝、随時。次〻焼香後、排立次第、」当面問訊、来禅床角頭、先下語。畢、西辺群立。又首座、如前」請主人、如前聴許。礼儀如前。一六請益、

④永光寺蔵麟広書写本

也。請益法者、斎」罷、侍者、報維那、掛請益牌。晩間、鳴方丈版三会、」大衆威儀具足、各上方丈。鳴法堂西鼓、長打一会。」如小参鼓。大衆、各当面焼香。或両人、或三人。焼香」次第、当面排立。首座、当面問訊、望禅床角頭、曲」躬問訊、叉手云、某甲等、生死事大、無常迅速、伏望、」和尚慈悲、開示因縁。主人、黙然。下座、与大衆礼三」拝。収坐具、叉手曲躬云、適応請命、有汚宗風、仰」慙曩※祖、伏愧大衆、上牀。首座、来禅床角頭、挙」因縁、主人挙拈、説破下語、下座。首座、帰当面、謝拝』三拝、或六拝、随時。次焼香後、排立次第※(ママ)、当面問訊、来」禅床角頭、先下語。畢、西辺群立。又首座、如前請主」人、如先聴許。礼儀如前。一六請益、永平古儀也。」
（一一ウ～一二ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

十日。上堂。若ハ略ス。』
十一日。請益。一六ノ請益、永平ノ古儀也。請益ノ法ハ者、」斎罷、侍者、報維那ニ、掛ケ請益ノ牌ヲ。晩間ニ、鳴方丈ノ版ヲ三会。」大衆、威儀具足シテ、各〻上レハ方丈ニ、鳴ス法堂ノ西鼓ヲ。長打一会、」如シ小参ノ鼓ノ。大衆、各〻当面ニ焼香。或ハ両人、或ハ三人。焼香シテ」次第ニ、当面ニ排立ス。首座、進テ当面ニ問訊シテ、望ニ禅床ノ角頭ニ、曲」躬問訊、叉手シテ云ク、某甲等、生死事大、無常迅速、伏シテ望ラクハ、」和尚慈悲、開ニ示シタマヘ因縁ヲ。主人、黙許。下座、与レト大衆礼三」拝、収テ坐具ヲ、叉手曲躬シテ云ク、適〻応レハ請命ニ、有レ汚コト宗風ヲ、仰テ慙ニ」曩祖ヲ、伏シテ愧ニ大衆ノ上牀ヲ。首座、来テ禅床ノ角頭ニ、挙※レ因縁ヲ、主」人、挙拈シテ、説破下語シテ、下座。首座、帰レ当面ニ、謝拝三拝、或ハ』六拝、随レ時。次(ママ)次焼

永平古儀也。当山、三一行之。」

（地冊一八オ～ウ）

十二日。　入室。或月一度、若夏中両三度。或普説入室。若昧旦、若』薄暮、乃至夜半早暁。或寝堂、若照堂、若堂前。不定所、不定」時、有道古仏、天童家風也。入室鼓、法堂西鼓、長打三下。或堂前、」叩入室牌、或打

※曩…上欄外ニ再度「曩」ト記シテ訂正ス。
※下…「先語」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「〇」ノ右ニ記シテ挿入ス。

十二日。入室。或月一度、若夏中両三度。或普説入」室。若毎(ママ)旦、若薄暮、乃至夜半早暁。或寝堂、」若照堂、若寮前鈑(ママ)三下。普説者、西鼓長打五下。若」大衆、遶立禅椅、虚心聴法。普説了、主人、以払子、打」禅床角云、請

香シテ、後排立ス。次第当面ニ問訊シテ、来ルニ禅」床ノ角頭ニ一。先ッ下語ス。下語畢、西辺群立ス。又首座、如レ前ノ請ニ」主人ニ一、如レ前聴許ス。礼儀如ク前ノ、一六ノ請益、永平ノ古儀也。」当山、三一行スレ之ヲ。」

（一二ウ～一三ウ）

※シテ…「ス」ノ上ニ記シテ修正ス。

十二日。入室。或ハ月ニ一度、若ハ夏中両三度。或ハ普説入」室。若ハ昧旦、若ハ薄暮、乃至夜半早暁。或ハ寝堂、若ハ照堂、」若ハ堂前。不レ定レ処、不定ノ時ハ、有道古仏、天童ノ家風也。入」室ノ鼓、法堂ノ西鼓、長打三下。或ハ堂

①禅林寺本『瑩山清規』

寮前板三下。普説者、西鼓長打五下。若大衆、」遶立禅椅、虚心聴法。普説了、主人、以払子、打禅床角云、請入」室。不論誰人、禅床近人、進禅床角、通話出。次当面問訊出。衆」尽、侍者、通話、当面問訊、主人下座。或三八普説、或時候不」定、有主人意。

十三日。念誦。廿三日同。」

十四日。先師大乗忌。故、予現存之間者、不論在寺不在寺、必」就塔頭、諷経一会。主人不出仕者、侍者、代焼香礼拝。」

剃髪沐浴、如常。廿四日。同。」

十五日。粥時□(歎)仏。粥罷人事、祝聖諷経、上堂、巡堂、朔望一』致。斎罷、布薩。作法、有別紙。」

（地冊一八ウ～一九ウ）

④永光寺蔵麟広書写本

入室。不論誰人、禅床近人、進禅床角、」通話出。次当面問訊、出尽、侍者通話、当面問訊、主」人下座。或三八普説。或時候不定、有主人意。』

十三日。念誦。廿三日。同。」

十四日。廿四日。剃髪沐浴、如常。

十四日。先師大乗忌。」故、予現存之間者、不論在寺不在寺、必就塔頭、諷」経一会。主人不出仕者、侍者、代焼香礼拝。十五日。粥」時歎仏、粥罷人事、祝聖諷経、上堂、巡堂、朔望」一致。斎罷、布薩。作法、在別紙。」

（一二ウ～一三オ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

前ニ叩二入室ノ牌一ヲ、或ハ打二コト」寮前ノ版一ヲ三下。普説ハ者、西鼓、長打五下。若ハ大衆、遶立」禅椅、虚心聴法。普説了、主人、以レ(ママ)払子ヲ、打二テ禅床角一ヲ云ク、』請入室。不レ論二誰人一ヲ、禅床近人、進二禅床角一ニ、通話シテ出ツ(一脱カ)。次ニ」当面ニ問訊シテ、出尽、侍者通話ス。当面問訊ス。主人、下座。或ハ」三八ノ普説、或ハ時候不レ定。有二主人ノ意一。」

十三日。念誦。廿三日。同シ。」

十四日。廿四日。剃髪沐浴、如レ常。

十四日。先師大」乗ノ忌ナリ。故ニ予、現存ノ之間ハ、不レ論二在寺不在寺一ヲ、必ス就テ塔」頭一ニ、諷経一会。主人不出仕ナラハ者、侍者、代テ焼香礼拝。」

十五日。粥時歎仏。粥罷人事、祝聖諷経、上堂、巡堂、」朔望一致。斎罷、布薩。作法ハ、在レ別紙ニ。」

（一三ウ～一四オ）

十六日。豆粥。土地堂諷経、如二日。　禅林公用」
十七日。旦那諷経。如三日。七月十七日。天童浄和尚忌也。夏中、」就塔頭諷経。」
十八日。〈火〉徳諷経。念誦、如八日。円通諷経、観音経一巻。」
十九日。剃髪沐浴、如常。廿九日。同。」
廿　日。上堂。廿五日。同。廿一日。請益。」
廿二日。入室。廿四日。永平二代忌也。夏中、就塔頭諷経。」

十六日。豆粥。土地堂諷経。如二二日。」
十七日。檀那諷経。如三日。七月十七日。天童浄老忌也。」
夏中、就塔頭諷経。十八日。〈火〉徳諷経。如八日。」
円通諷経、観音経一巻。念誦、如八日。』
十九日。剃髪沐浴。廿日。廿五日。上堂。廿一日。請益。」
廿二日。入室。廿四日。永平二代忌。夏中、就塔頭諷経。」
廿八日。永平忌〈八月廿／八日〉。毎月、就塔頭諷経。必就于祖師堂」諷

十六日。豆粥。土地堂諷経。如二二日ノ。』
十七日。檀那諷経。如レ三日。七月十七日。天童浄」老忌也ナリ。夏中、就テ二塔頭一諷経。」
十八日。火徳諷経。如レ八日。円通諷経、観音経一」巻。念誦、如レ八日。」
十九日。剃髪沐浴。」
廿日。廿五日。上堂。」
廿一日。請益。」
廿二日。入室。」
廿四日。永平二代忌ナリ。夏中、就テ二塔

①禅林寺本『瑩山清規』

廿八日。　八月廿八日。永平忌也。必毎月、就塔頭諷経。如永平門下者、」祖師堂、必入永平牌、必毎廿八日諷経。如達磨忌。年忌、如法供養。〈上堂／挙似〉。」晦日。　布薩。如此念誦法、入室法、諸諷経回向等、有別紙。維那、知客、侍」者等、一切可悉知。』（地冊一九ウ）

④永光寺蔵麟広書写本

経。如達磨忌。如永平門下者、祖師堂、必可入永平」牌。　念誦法、入室法、諷経回向等、在別紙。維那、知客、」侍者等、一切可悉知。」（一三オ～ウ）
晦日。布薩。」

⑥永光寺蔵光椿書写本

頭ニ一諷経。」
廿八日。永平忌〈八月廿／八日〉。毎月、就ニテ二塔頭ニ一諷経。必ス就テ二祖』師堂一ニ諷経。如レ達磨忌。如レ永平門下ハ者、祖師堂、必ス可」レ入二永平ノ牌ヲ一。」
晦日。布薩。」
念誦ノ法ハ、入室法、諷経回向等ノ在二別紙ニ一。維那、知客、侍」者等ノ一切、可レ悉知。」（一四オ～一五オ）

（1臨時設斎※）

臨時設斎、設粥、懺銭等、随時両班商議。講戒、誦経、諷経、」或随施主意楽、又応施主所請。　上堂、講経、任施主所望。斎」僧懺銭者、寺中三宝諸聖、病僧、請暇僧、皆行之。沙弥、童行、僧」三分一也。」

施主所請　上堂者、必半斎時也、若斎罷也。荘法座如法、階下」席上端、荘一棹、安懺物、席下端少遠又荘一棹。花瓶一対、香炉」一口。又展拝席。三通鼓。主人、入来陞座、立榻上時、知客、引施主、令」焼香礼拝。此時、主人拈香、若拈疏、着座。知客、引施主、令着知事上肩少」背後座位前〈或小椅／靠椅也〉。説法了、下座。立榻上、受施主謝拝。説法了者、」施主、進前礼拝。若俗施主、知客引之。知客無□（時）者、維□（那）、侍者、引之。若」施主僧者、只進前□□（焼香）礼拝。知客、引令着位。□□（不大）官尊宿者、施主』不着位。若平僧者、不設椅。若不置懺物者、無

（1臨時設斎）

臨時設斎、設粥、親（嚫カ）銭等、随時両班商議。講戒、誦経、諷」経、或随施主意楽、又応施主所請。上堂、講戒、任施主」所望。斎僧嚫銭者、寺中三宝諸聖、病僧、請暇僧、皆』行之。沙弥、童行、僧三分一也。施主所請上堂者、必半斎」時也、若斎僧罷。荘法堂如法、階下席上端、荘一卓、」安嚫物、席下端少又荘一卓。花瓶一対、香炉一口。又展拝」席。三通鼓。主人、入来陞堂、立榻（キヂ）上時、知客、引施主、令」焼香礼拝。此時、主人拈香、若拈疏着座。知客、引施」主、令着知事上肩、少背後座位前〈或小椅／靠椅也〉。説法了、」下座。立榻上、受施主謝拝。説法了者、施主、進前礼拝。」若俗施主、知客引之。知客無時者、維那、侍者、引之。若」施主僧者、只進前焼香、引不令著位。大官尊宿者」施主、不着位。若平僧者、不設椅。若不置嚫物者、無』席上卓矣。」

（1臨時設斎）

臨時設斎、設粥、嚫銭等、随テ時ニ両班商議。講戒、誦経、」諷経、或ハ随二施主ノ意楽一ニ。又応二施主ノ所レ請一。上堂、講戒、任二」施主一所望ニ。斎僧嚫銭者ハ、寺中三宝諸聖、病僧、請暇ノ」僧、皆行レ之ヲ。沙弥童行ハ、僧ノ三分一也ナリ。施主所レ請上堂」者ハ、必ス半斎時也、若ハ斎罷也。荘レ法堂ヲ如法セヨ。階下ノ席上』端ニ、荘レ一卓一、安レ嚫物一、席下端ニ少又荘レ一卓ヲ。華瓶一対、」香炉一口。又展レ拝席。三通鼓。主人、入来陞堂、立榻」上時、知客、引レ施主ヲ、令レ焼香礼拝セ。此ノ時、主人拈香、若ハ」拈疏著座。知客、引レ施主ヲ、令レ著セ知事ノ上肩ニ、少背後二座一二位ノ前一ニ〈或小椅／靠椅也〉。説法了、下座。立二榻上一ニ、受二施主ノ謝拝ヲ一。説」法了ハ者、施主、進前シテ礼拝。若ハ俗施主、知客引レ之。知客」無時ノ者ハ、維那、侍者、引レ之。若ハ施主ノ僧ハ者、只進前シテ焼香

①禅林寺本『瑩山清規』

席上棹□矣。」（地冊二〇オ～ウ）

※標題は便宜上付したもので、底本にはない。
③④⑥⑦も同じ。

2回向　祝聖諷経〈朔望〉」
心性正覚　大智海蔵

④永光寺蔵麟広書写本

能州洞谷山永光寺月中行事終」（一三ウ～一四ウ）

2祝聖諷経回向〈朔望〉」
心性正覚　大智海蔵

⑥永光寺蔵光椿書写本

ス。」引テ令レ著位セ。不ンハ二大官尊宿ニ一者、施主不レ著位セ。若シ平僧者ハ、」不レ設レ椅ヲ。若シ不ンハレ置二嚫物ヲ一者、無二席ノ上卓一矣。」
能州洞谷山永光寺月中行事終』（一五オ～ウ）

2祝聖諷経回向〈朔望〉　主※光椿」
心性正覚　大智海蔵

修成如来　円通聖衆　和光同誦、」
大円満無礙神呪、消災妙吉祥陀羅尼、
所集鴻因、恭為祝延、」
今上皇帝聖寿無疆。金剛無量寿仏、諸
尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜。」
（地冊二〇ウ）

3土地堂諷経〈二日　十六〉」
本地風光、現前一衆、和同諷誦大悲円
満無礙神呪、消災妙」吉祥、鴻福、回
向　当山土地、護法竜天、合堂真宰、
三界万霊、」今年歳分、主執陰陽、護
伽藍神、招宝七郎大権修利菩薩。神」
光遠照、福徳無辺、護法安人、諸縁吉
慶者。十方三世丶丶。」（地冊二二オ）

修成如来　円通聖衆」
和光同誦、大円満無礙神呪、消〈災〉
妙吉祥陀羅」尼、所集鴻因、恭為祝
延、」
今上皇帝聖寿無疆。無量寿仏、諸尊菩
薩」摩訶薩、摩訶般若波羅蜜。」
（一四ウ）

3土地堂諷経〈二日　十六日〉」
本地風光、現前一衆。和同諷誦、大悲
円満無礙神』呪、消〈災〉妙吉神祥陀
羅尼、所集鴻福、回向」
当山土地、護法龍天、合堂真宰、三界
万霊、今年」歳分、主執陰陽、護伽藍
神、招宝七郎大権修利」菩薩。神光
遠照、福徳無辺、護法安人、諸縁吉
利」者。十方三世一切諸仏、諸尊菩薩
摩訶薩、摩訶般若」波羅蜜。」

修成如来　円通聖衆」
和光同誦、大円満無礙神呪、消災妙
吉祥陀羅」尼、所集鴻因、恭為祝延、」
今上皇帝聖寿無疆。無量寿仏、諸尊菩
薩摩訶薩、」摩訶般若波羅蜜。」
（一六オ）
※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。

3土地堂諷経〈二日　十六日〉」
本地風光、現前一衆。和同諷誦、大悲
円満無礙神」呪、消災妙吉祥神呪、所
集鴻福、回向　当山土地、」護法龍天、
合堂真宰、三界万霊、今年歳分、主
執』陰陽、護伽藍神、招宝七郎大権
修利菩薩。　神」光遠照、福徳無辺、
護法安人、諸縁吉慶者。十方三」世
云々。」
（一六オ～ウ）

①禅林寺本『瑩山清規』

5韋陀天諷経」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消災妙吉祥神呪、所集殊勲、」祝献　韋陀尊天、厨司監斉（斎カ）使者、主湯火神明。□（所）冀、」山門鎮静、中外咸安、公盗（ママ）帰崇。十方三世、、。」　（地冊二二オ）

④永光寺蔵麟広書写本

（一四ウ～一五オ）

4檀那諷経〈三日　十七日〉」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙〈吉〉祥神呪、」所集功徳、回向　本寺檀那、諸檀施主、本命元辰、当」年属星、増加威光。所冀、福寿無量、諸縁吉利者。』十方三世一切諸仏、、、蜜。」　（一五オ～ウ）

5韋駄天諷経〈三日〉」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪、」所集殊勲、祝献　韋駄尊天、厨司監斎使者、」〈主〉湯〈火〉神明。所冀、山門鎮静、中外咸安、〈火〉盗双除、」檀信帰崇、諸縁吉利者。十方三世々々蜜。」　（一五ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

4檀那諷経〈三日　十七日〉」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消災妙吉祥神呪、」所集功憙、回向　本寺檀那、諸檀施主、本命元辰、」当年属星、増加威光。所冀、福寿無量、諸縁吉利」者。十方三世云々。」　（一六ウ）

5韋駄天諷経〈三日〉」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消災妙吉祥神呪、』所集殊勲、祝献　韋駄尊天、厨司監斉（斎カ）使者、主湯」火神明。所冀、山門鎮静、中外咸安、火盗双除、檀」信帰崇、諸縁吉利者。十方三世云々。」　（一六ウ～一七オ）

6祖師〈初五日〉』
浄法界身　本無出没
大悲願力　示□(現)去来
〈仰冀真慈／俯垂照鑒〉」
山門毎遇斯辰、集比丘衆、諷誦大悲□□(円満)無礙神□(呪)、所集功徳、」奉為達摩(磨カ)大師、百丈禅師、歴代祖師、増崇品位。十方三世丶丶。」
（地冊二二オ～ウ）

7火星神諷経〈八日　十八〉」※
上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消災妙吉祥陀羅尼功徳、回向」南方〈火〉徳星君、火部星衆。増加威光、無量徳海。所冀、」
院門鎮静、内外咸安者。十方三世丶丶丶。」
（地冊二二ウ）

6祖師堂諷経〈五日〉」
浄法界身　本無出没
大悲願力　示現去来」
仰冀真慈　伏垂昭鑒」
山門毎遇斯辰、集比丘衆、諷誦大悲円満無礙』神呪、所集殊勲(ママ)、奉為　達磨大師、百丈禅師、歴」代祖師、増崇品位者。十方三世一切諸仏、丶丶丶蜜。」
（一五ウ～一六オ）

7火星(ママ)諷経〈八日　十八日〉」
上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥」神呪功徳、回向　南方〈火〉徳星君、〈火〉部星衆。増」加威光、無量徳海。所冀、」
山門鎮静、内外咸安者。十方三」世丶丶丶蜜。」
（一六オ）

6祖師堂諷経〈初五日〉」
浄法界身　本無出没
大悲願力　示現去来」
仰冀真慈　伏垂昭※鑒」
山門、毎遇斯辰、集比丘衆、諷誦大悲円満無礙神」呪、所集功徳、奉為　達磨大師、百丈禅師、歴代」祖師、増崇品位者。十方三世云々。」（一七オ）

※昭…「照」ノ「灬」ヲ削ッテ修正ス。

7火星神諷経〈八日　十八日〉』
上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消災妙吉祥神呪」功悳、回向　南方火徳星君、火部星衆。増加威光、」無量徳海。所冀、山門鎮静、内外咸安者。十方三」世云云。」
（一七オ～ウ）

①禅林寺本『瑩山清規』

※火星神諷経…コノ行ノ上欄外ニ「禅」（朱筆）アリ。

8念誦〈三日〉」
皇風永扇、帝道遐昌、仏日増輝、法輪常転、伽藍土地、護法安」人、十方施主、増福増慧。為如上縁念〈十仏名、在之〉。」（地冊二二ウ）

9念誦〈八日〉』
白大衆、如来大師、入槃（般カ）涅槃、至今日本〈某〉年、已得二千二百」歳。是日已過、命亦随減、如小水魚、斯有何

④永光寺蔵麟広書写本

8念誦〈三日〉」
皇風永扇、帝道遐昌、仏日増輝、法輪常転、」伽藍土地、護法安人、十方施主、増福増慧。』
為如上縁念。　十仏名」（一六オ～ウ）

9念誦〈八日〉」
白大衆。如来大師、入般涅槃、至今日本永亨（享カ）」六年甲寅、得二千三百九十三載。是日已過、命」亦随減。如小水

⑥永光寺蔵光椿書写本

8念誦〈三日〉」
皇風永扇、帝道遐昌、仏日増輝、法輪常転、伽藍土」地、護法安人、十方施主、増福増※恵。為如上縁念。」
〈十仏名〉」（一七ウ）

※増…「福恵」ノ間ノ左ニ「○」ヲ付シ、「恵」ノ下ニ「増（上）」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

9念誦〈八日〉」
白二大衆一。如来大師、入般涅槃、至テ二今日※本応永三十』年※癸卯、已ニ得二千三百八十二載。是ノ日已ニ過ク、命（ママ）モ亦」

楽。衆等、当勤精」進、如救頭燃。但念無常、慎勿放逸。伽藍土地、護法安人、十方施」主、増福増慧。為如上縁念〈十仏名、同前〉。」

（地冊二二ウ～二三オ）

10通回向」

上来、看転誦呪功徳、回向　三宝累祖、一切護法、守道善神、」日本諸神、三界万霊、伽藍鎮守、合堂真宰、増加威光。所冀、」仏祖久住、利斉（済カ）人天、加被護念、助発道心、消除罪障、道業純」熟、広度衆生、四恩三有報謝者。十方三、、、、、、。」

（地冊二三オ）

魚。斯有何楽。衆等、当勤精進、如救」頭燃。但念無常、慎勿放逸。伽藍土地、護法安人、」十方施主、増福増慧。為如上縁念。　十仏名」（一六ウ）

10通回向」

上来、看経誦呪功徳、回向　三宝累祖、一切護法、守」道善神、日本諸神、三界万霊、伽藍鎮守、合』堂真宰、増加威光。所冀、仏祖久住、利済人」天、加被護念、助発道心、消除罪障、道業純熟、、」広度衆生、四恩三有報謝者。十方三世、、蜜。」

随テ減ス。如シ小水ノ魚ソ。斯ニ有ン何ノ楽カ。衆等、当ニ勤メ精進シテ、如レ救ニ頭」燃ヲ。但タ念シテ無常ヲ、慎テ勿レ放逸ルコト。伽藍土地、護リ法ヲ安ン人ヲ。十方ノ」施主、増レ福ヲ増ン恵ヲ。為如上縁念ニヤン。　十仏名」（一七ウ～一八オ）

※日本応永三十…「本応」ノ間ノ右ニ「〇」ヲ付シ、「〇」ニ対シテ「干時ノ年号支干ヲ入ル也」ノ指示アリ。

※年癸卯～二千三…右、「日本永禄七年甲子已得二千五百一十八年載」アリ。

（一八オ）

①禅林寺本『瑩山清規』

11為祈祷千巻読経」

円通教主、勝彼世間海潮。諷誦当塗王経一千巻、功徳無量。』回向施無畏者観自在尊、正法明王千光王城三十三現、十方」刹応三界万霊、一切神祇。殊勲、祝献　日本国内天照大神、六十」余州三千余座、天竜鬼等、大小福徳、今日願主、本命元辰、当」年属星、生土民(氏カ)神、居処鎮守、祈祷会上無辺霊貺。伏願〈祈(所願)成就、／依時用之〉、」除病延命、諸縁吉慶者。十方三世、丶丶丶。」

（地冊二三オ～ウ）

④永光寺蔵麟広書写本

（一六ウ～一七オ）

11為祈※祷千巻読経回向」

円通教主、勝彼世間海潮。諷誦当塗王経一千」巻、功徳無量。回向　施無畏者観自在尊、正法明」王千光王城三十三現、十方刹応、三界万霊、一切」神祇。殊勲、祝献　日本国内天照大神、六十余州」三千座、天龍鬼等、大小福徳、今日願主、本命元」辰、当年属星、生土氏神、居処鎮守、祈祷会』上無辺霊貺。伏願、除病延命〈祈願成就、／依時用之〉、諸縁吉慶」者。十方三世一切　丶丶丶丶蜜。」

（一七オ～ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

11為祈祷千巻読経」

円通教主、勝彼世間海潮。諷誦当塗王経一千巻、」功徳無量。回向　施無畏者観自在尊、正法明王」千光王城三十三現、十方刹応、※三界万霊、一切神」祇。殊勲、祝献　日本国内天照太神、六十余州三」千余座、天龍鬼等、大小福徳、今日願主、本命元」辰、当年属星、生土氏神、居処鎮守、祈祷会上無」辺霊貺。伏願、除病延命〈所願成就、／依時用之〉、」諸縁吉慶者。」十方三世云云。」

（一八ウ）

※三…「応界」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行ノ

12応供諷経回向」
仰冀照鑒　俯垂感応」
合山清衆、同音諷誦大仏頂万行首楞厳
秘蜜神呪、所集功徳、供□(養)仏親付囑
至于当来慈氏下生、現住世間紹隆仏
法、三明六通、十六」羅漢、一切応供
部類眷属。応如疾風、無所不通。本寺
檀那、諸檀」施主、現当悉地、皆得解
脱、　山門栄昌、諸縁吉慶者。十方三
□(世)〈丶／丶〉。』　（地冊二〇ウ）

※祈…「為祷」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「〇」ノ右ニ記シテ挿入ス。

12応供諷経」
仰冀昭鑒　俯垂感応」
合山清衆、同音諷誦大仏頂万行首楞厳
秘密」神呪、所集功徳、供養　仏親付
囑至于当来慈」氏下生、現住世間紹隆
仏法、三明六通、十六羅漢、一」切応
供部類眷属。応如疾風、無所不通。」
本寺檀那、諸檀施主、現当悉地、皆得
解脱、」
山門栄昌、諸縁吉慶者。』　（一七ウ）

「方」下ニ「三(下)」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

12応供諷経〈毎朔日〉』
仰冀昭(※)鑒　俯垂感応」
合山清衆、同音諷誦大仏頂万行首楞厳
秘密神」呪、所集功徳、供養　仏親付
囑至于当来慈氏下」生、現住世間紹隆
仏法、三明六通、十六羅漢、一切」応
供部類眷属。応如疾風、無所不通。
本寺檀那、」諸檀施主、現当悉地、皆
得解脱、」
山門栄昌、諸縁吉慶者。十方三世云
云。」　（一八ウ～一九オ）

※昭…「照」ノ「灬」ヲ削ッテ修正ス。

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

13普庵諷経※」
霊妙如々　円通太虚
造化万物　不礙方隅」
仰冀真慈　俯垂昭鑑」
上来、諷誦摩訶般若波羅蜜多心経、観音普」門品、消〈災〉妙吉祥神呪、所集功徳(ヒ)勲、回向」
真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法諸天、大権」真宰、三界万霊、十方至聖、今年歳分、主執」陰陽、権衡造化、善悪聡明、南方〈火〉徳星君、」〈火〉部星衆、堂頭和尚、本命元辰、建生星斗、」日本国内大小神祇、当山土地護伽藍神、合堂』真宰、尽祈祷会上無辺霊貺、憑慈妙善、」普用回厳。専祈、堂頭和尚、道体安穏、福寿」増長、〈災〉障不侵、吉祥如意。次冀、山門鎮静、」内外咸安、〈火〉盗公私、諸縁吉利者。十方三世、ヽ蜜。」
（一八オ～ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

13普庵諷経〈九日　十九日〉」
霊妙如如　円通太虚
造化万物　不礙方隅」
仰冀真慈　俯垂昭※鑒』
山門毎遇斯辰、謹集合山清衆、同音諷誦大仏頂」万行首楞厳神呪、所集殊勲、回向　普庵寂感妙」済真覚昭貺大徳恵慶神師(ハヤ)、会下百万火首金剛、」無数天龍八部聖衆、修造方隅、禁忌神将。所祈、」山門鎮静、中外咸安、此大道場、永無魔事、〈火〉燭無」虞、檀信帰崇、諸縁吉利者。十方三世云云。」
（一九オ～ウ）

※昭…「照」ノ「灬」ヲ削ッテ修正ス。

14円通諷経　〈十八日〉」
上来、諷誦当塗王経、所集功徳、回向

※普庵諷経…次行トノ間ニ罫線アリ。
※上来…以下ハ「15夏中祈祷回向」ノ文章。

13普庵諷経※」
霊妙如々　円通太虚
造化万物　不礙方隅」
　仰冀真慈　俯垂昭鑑」
上来※、諷誦摩訶般若波羅蜜多心経、観音普」門品、消〈災〉妙吉祥神呪、所集功徳(ヒ)勲、回向」
真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法諸天、大権」真宰、三界万霊、十方至聖、　今年歳分、主執」陰陽、権衡造化、善悪聡明、南方〈火〉徳星君、」〈火〉部星衆、堂頭和尚、本命元辰、建生星斗、」日本国内大小神祇、当山土地護伽藍神、合堂』真宰、尽祈祷会上無辺霊貺、憑慈妙善、」普用回厳。専祈、　堂頭和尚、道体安穏、福寿」増長、〈災〉障不侵、吉祥如意。次冀、

正法明王」千光王城円通教主施無畏者。普門示現、利益一」切。諸奉仕者、所願成就、修行無為、諸経(ママ)吉利者。十』方三世云云。」（一九ウ～二〇オ）

15夏中祈祷回向」
　仰惟三宝　咸賜証明」
上来、諷誦摩訶般若波羅蜜多心経、観音普門品、」消〈災〉妙吉祥神呪、所集功因、回向　真如実際、無」上仏果菩提。祝献　護法諸天、大権真宰、三界万」霊、十方至聖、　今年歳分、主執陰陽、権衡造化、善」悪聡明、南方〈火〉徳星君、〈火〉部星衆、堂頭和尚、」本命元辰、建生星斗、日本国内大小神※祇、」
当山土地、護伽藍神、合堂真宰、尽祈祷会上無』辺霊貺、憑慈妙善、普用回厳。専祈、　堂頭和尚、道」体安穏、福寿増長、〈災〉障不侵、吉祥如意。

①禅林寺本『瑩山清規』

16因病祈祷回向」
仰惟三宝　咸賜印知』
上来、諷誦〈何経／何呪〉、所伸意者、
上聖聡。伏念、〈某〉人〈某〉官、忽
於今幾日以来、」四大不安、至今未獲
愈、非三宝諸聖護持、無能□(自)保。逐日
拝命、」無上仏果菩提。祝献　護法大
権修利、合堂真宰、当所鎮守大」明
神、別社惣社、惣日本国内天照大神、
六十余州三千余座、天竜」鬼等、大小

④永光寺蔵麟広書写本

山門鎮静、」内外咸安、〈火〉盗公
私、諸縁吉利者。十方三世、、蜜。」
（一八オ～ウ）

※普庵諷経…次行トノ間ニ罫線アリ。
※上来…以下ハ「15夏中祈祷回向」ノ文章。

16因病祈祷」
仰惟三宝　咸賜証知」
上来、諷誦〈何経／何呪〉、所伸情旨、
上達聖聡。伏念、〈某人某官〉」忽於今
月幾日以来、四大不(※)安、至今未獲痊
愈。非三」宝諸聖護持、無能自保。逐
日拝命、僧衆、諷誦経」呪、所集功
徳、回向　真如実際、無上仏果菩提。
祝献』護法諸天、大権修利、合堂真
宰、当所鎮守」大明神、総社別社、

⑥永光寺蔵光椿書写本

次冀、」
山門鎮静、内外咸安、〈火〉盗公私、
諸縁吉利者。十方」三世云云。」
（二〇オ～ウ）

※神祇…「子祇」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「祇(下)神(上)」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

16因病祈祷」
仰惟三宝　咸賜印知」
上来、諷誦〈何経／何呪〉、所伸意者、
上達聖聡。伏念、某人」某官、忽於
今月幾日以来、四大不安、至今未獲
痊」愈。非三宝諸聖護持、無能自休(保カ)。
逐日拝命、僧衆、諷」誦経呪、所集功
勲、回向　真如実際、無上仏果菩』
提。祝献　護法大権修利、合堂真宰、
当処鎮守」大明神、別社摠社、日本

福徳。所祈、本命元辰、〈某甲〉安穏、無病自在、心中所願」成就、祈祷会上無辺霊貺。伏願諸縁吉慶者。十方三世〈、／、〉、。」（地冊二四オ～ウ）

17大般若結願疏〈銀銭在之〉」

惣持猶妙薬　能療衆惑病

亦如天甘露　服者常安楽」

南閻浮提大日本国〈某〉国〈某〉郡〈甲〉庄〈甲〉等（寺カ）〈某〉、持祈（特カ）誓三宝境界、」専修習三業之白善、供養〈某〉寺之禅侶、奉信読六百軸」之真文、覚薩埵波倫極信心、仰広　般若十六会之一切三」宝、極安（ママ）世界等之十方三宝、本尊界会観自在尊、廿八部』衆、〈并〉信心施主〈某甲〉、及子息〈某甲〉等、日本国内天照大神、六十余州」三千余座、天龍鬼等、大小福徳。所祈、本命元辰、」〈某甲〉安穏、無病自在、心中所願」成就、祈祷会上」無辺霊貺。伏願、諸縁吉慶者。十方三世、蜜。」（一八ウ～一九オ）

※不…「大安」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「〇」ノ右ニ記シテ挿入ス。

17大般若経結願疏〈銀銭有之〉」

総持猶妙薬　能療衆惑病

亦如天甘露　服者常安楽」

南閻※浮提大日本国〈某州某荘某山某寺〉、住持〈某甲〉等、」

特祈誓三宝境界、専修習三業自（白カ）善、供養〈某〉寺」之禅侶、奉信読六百軸之真文、覚薩埵波倫極』信心、仰広大般若功徳力。所集鴻福、回向　般若十六会」之一切三宝、極安楽世界等之十方三宝、本尊思※会」観自在尊、二十八国内天照大神、六十余」州三千余座、天龍鬼等、大小福徳。所祈、本命元」辰、某甲安穏、無病自在、心中所願成就、祈祷会」上無辺霊貺。伏願、諸縁吉慶者。十方三世云云。」（二〇ウ～二一オ）

17大般若経結願疏〈銀銭有之〉」

総持猶妙薬　能療衆惑病

亦如天甘露　服」者常安楽」

南閻浮提大日本国某国某郡某荘某山某寺、住持某甲等、」特祈誓三宝境界、専修習三業白善、供養某寺』之禅侶、奉信読六百軸之真文、覚薩埵波倫極信」心、仰広大般若功徳力。所集鴻福、回向　般若十」六会之一切三宝、極安楽世界等之十方三宝、」本尊界会観自在尊、二十八部衆、并信心施主

①禅林寺本『瑩山清規』

本命元辰之一切星宿、十」六善神等、護法竜天、三界万霊之天神地祇、六十余州裏之三」千余座、当道前後鎮守、仏法大棟□(梁)白山権現、当国応現〈某〉」明神、当庄惣社別社部類眷属、乃至守宮道神等。各増加□(威)」光、利済衆生、令入仏道者。　右伏以、惣持明呪、能除一切災難、般」若智〈火〉、速焼無量煩悩、久持金剛不壊之寿命、遠離八万塵」労之一切苦、身心快楽、諸縁吉慶〈矣〉。　謹疏。」

（〈地冊二四オ〉ニ図版アリ。【図版】参照）」

（地冊二三ウ～二四オ）

④永光寺蔵麟広書写本

部衆、〈并〉信心施主〈某甲〉、及子息〈某〉(等脱カ)、」本命元辰、一切星宿、十六善神等、護法龍天、三」界万霊、天神地祇、六十余州三千座、当道前後鎮」守、仏法大統領、白山妙理権現、　当国応現〈某〉明神、」当庄総社別社部類眷属、乃至守宮守道神」等。各増(加脱カ)威光、利済衆生、令入仏道者。」

右伏以、総持明呪、能除一切〈災〉難、般若智〈火〉、速焼無」量煩悩、久持金剛不壊之寿命(※)、遠離八万四千』之塵労、消一切苦、身心快楽、諸縁吉慶。謹疏。」

（〈二〇オ〉ニ図版アリ。【写真1】参照）」

（一九オ～二〇オ）

※闇…上欄外ニ記シテ誤字ヲ訂正ス。

※思…右、「界イ」アリ。

※命遠…「命」ノ左下ニ「〇」ヲ付シ、「命遠」ノ間ノ右、「身イ」アリ。

⑥永光寺蔵光椿書写本

某」甲、及子息某甲等、本命元辰、一切星宿、　十六善」神等、(※)護法龍天、三界万霊、天神地祇、六十(※)余州三」千余座、当道前後鎮守、仏法大統領、白山妙」理権現、当国応現某明神、当荘総社別社部」類眷属、乃至守宮守道神等。各増加威光、利済衆」生、令入道者。　右伏以、摠持明呪、能除一切〈災〉難、』般若智〈火〉、速焼無量煩悩、久持金剛不壊之寿命、」遠離八万四千之慶(麁カ)労、消一切苦、身心快楽、諸縁」吉慶。　謹疏。(※印)」

（〈二二オ〉ニ図版アリ。【写真2】参照）」

（二一オ～二二オ）

※十…「六余」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行ノ「州」下ニ「十(上)」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

※謹疏(印)…「印」ハ朱筆。

18粥諷経」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消災妙吉祥神呪、所集功徳、回向」真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法竜天、護法聖者、三界万霊、十」方真宰、

18居常粥」

上来、諷誦神呪功徳、回向　真如実際、無上仏果」菩提。祝献　護法龍天、護法聖者、三界万霊、十方」真宰、日本国内大小神祇、当山土地、

18居常粥」

上来、諷誦神呪功徳、回向　真如実際、無上仏果」菩提。祝献　護法龍天、護法聖者、三界万霊、十方」真宰、日本国内大小神※祇、当山土地、

①禅林寺本『瑩山清規』

日本国内大小神祇、当山土地、当山竜王、護伽藍神、十八」善神、招宝七郎大権修利、白山八幡、監宰使者、多門、迦羅、稲荷神等、」合堂真宰、今年歳分、主執陰陽、権衡造化、南方〈火〉徳星君、〈火〉」部星衆。殊勲、祝献　本寺檀那、十方施主、園山清衆、本命元辰、」当年属星、守宮守道、一切聖造。所冀、山門鎮静、修造無難、十」方施主、福寿荘厳、法界衆生、同円種智者。十方〈丶／丶〉丶。」

（地冊二一オ）

19日中」

上来、諷誦観音普門品経、仏頂尊勝陀羅尼、所集功徳、回向』真如実際、十

④永光寺蔵麟広書写本

当山龍王、護伽」藍神、十八善神、招宝七郎大権修利、白山八旛、監宰」使者、多門迦羅、稲荷神等、合堂真宰、今年歳』分、主執陰陽、権衡造化、南方〈火〉徳星君、〈火〉部星衆。」殊勲、祝献　本寺檀那、十方施主、合山清衆、本命」元辰、当年属星、守道守宮、一切聖造。所冀、」山門鎮静、修造無難、十方施主、福寿荘厳、法界」衆生、同円種智者。」

（二〇オ～ウ）

19日午」

上来、諷誦仏頂尊勝陀羅尼功徳、回向」

⑥永光寺蔵光椿書写本

当山龍』王、護伽藍神、十八善神、招宝七郎大権修利、」白山　八旛、監宰使者、多門迦羅、稲荷神等、合」堂真宰、今年歳分、主執陰陽、権衡造化、南方」〈火〉徳星君、〈火〉部星衆。殊勲、祝献　本寺檀那、十方」施主、合山清衆、本命元辰、当年属星、守道守宮、」一切聖造。所冀、山門鎮静、修造無難、十方施主、」福寿荘厳、法界衆生、同円種智者。十方三世云云。」

（二二オ～ウ）

※神…「山祇」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行末ニ「山神龍上」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

19日中」

上来、諷誦仏頂尊勝陀羅尼功徳、回向　真如実」際、十方三宝、三界万霊、

方三宝、三界万霊、一切護法、日域神祇、合山竜」□(天)、十方旦那、合堂清衆、元辰年□(星)、守宮□(守)道。所□(冀)、山門鎮静、」弁道安穏、超証仏果、利済衆生、諸縁吉慶□(者)。十方三□(世)〈丶／丶〉。」（地冊二一ウ～二二オ）

20放参　禅林公用」

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪、所集鴻因殊勲、回向」真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法竜天、一切聖造、三界」万霊、十方至聖、日本国内大小神祇、当山土地竜天善神、合」堂真宰、主執陰陽、権衡造化、善悪聡明　南方〈火〉徳星君、」〈火〉部聖衆、修造方隅、禁忌神将、厨司監斎使者、　稲荷、迦羅、」多門陀天。普資聖徳、仏日増輝、法輪常転、僧宝繁昌、」皇風永扇、帝道遐昌。所冀、山門鎮静、中外咸安、旦信帰』崇、諸縁吉慶。十方三世丶丶。」（地冊二二ウ～二三オ）

真如実際、十方三宝、三界万霊、一切護法、日域神祇、」合山龍天、十方檀那、合堂清衆、元辰年星、守宮守」道。所冀、山門鎮静、弁道安穏、超証仏果、利益衆』生、諸縁吉利者。」（二〇ウ～二一オ）

20参後」

上来、諷誦大仏頂万行首楞※厳神呪、所集鴻因殊勲、」回向　真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法龍天、」一切聖造、三界万霊、十方至聖、　日本国内大小神祇、」当山土地、龍天善神、合堂真宰、主執陰陽、権衡」造化、善悪聡明、南方〈火〉徳星君、〈火〉部星衆、修造」方隅、禁忌神将、厨司監斎使者、　稲荷、迦羅、多門」駄天。普資聖徳、仏日増輝、法輪常転、僧宝繁昌、」皇風永扇、帝道遐昌。次冀、』山門鎮静、中外咸安、檀信帰崇、諸縁吉利者。」（二一オ～ウ）

一切護法、日域神祇、』合山龍天、十方檀那、合堂清衆、元辰年星、守宮守」道。所冀、山門鎮静、弁道安穏、超証仏果、利益衆」生、諸縁吉利者。十方三世云云。」（二一ウ～二三オ）

20参後」

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪、所集鴻因殊」勲、回向　真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法」龍天、一切聖造、三界万霊、十方至聖、　日本国内」大小神祇、当山土地、龍天善神、合堂真宰、主執」陰陽、権衡造化、善悪聡明、南方〈火〉徳星君、〈火〉部」星衆、修造方隅、禁忌神将、厨司監斎使者、稲』荷、迦羅、多聞陀天。普資聖徳、仏日増輝、法輪常転、」僧法繁昌、皇風永扇、帝道遐昌、所冀、山門鎮」静、内外咸安、檀信帰崇、諸縁吉利者。十方三世云云。」

①禅林寺本『瑩山清規』

21亡僧時可行事　念誦」（亡僧）

切以、生死交謝、寒暑迭遷。其来也電激長空、其去也波停大海。是」日、即有新円寂〈某／甲〉、生縁既尽、大命俄落。了諸行之無常、乃以寂滅而」為楽。恭哀大衆、粛詣龕幃、誦諸仏之洪名、薦情魂於覚路。仰憑」尊衆念〈十仏名、在之〉。上来、念誦功徳、回向新円□〈寂〉〈某／甲〉□〈覚〉霊、荘厳種智者。十方丶丶丶。」

次大悲呪一遍。　上来、諷誦大悲丶神呪、功徳、回向〈某／甲〉覚霊、荘厳種智者。」十方三世丶丶丶〈回向畢、知客、若侍者、／楞厳神呪、始之〉。

（地冊二五ウ）

④永光寺蔵麟広書写本

21亡僧龕前念誦」（亡僧）

切以、生死交謝、寒暑互遷。其来也電激長空、其去」也波停大海。是日、即有新円寂〈某甲〉、生縁既尽、大」命俄落。諸行無常、寂滅為楽。粛請現前大衆、敬」誦諸聖洪名、所集鴻福、荘厳覚路。　仰憑大衆念。」

十仏名　回向　上来、念誦功徳、回向新円寂〈某甲〉覚霊。」荘厳報地者。十方三世一切　丶丶　——蜜。」

次大悲呪、　回向　上来諷誦大悲円満無礙神呪」功徳、回向新円寂〈某甲〉覚霊、荘厳種智者。』

次楞厳呪　〈知客、若侍者、始之〉。」

（二一ウ～二二オ）

※楞…「首厳」ノ間ノ右ニ記シテ挿入ス。

⑥永光寺蔵光椿書写本

（二三オ～ウ）

21亡僧龕前念誦」（亡僧）

切ニ以レハ、生死交謝シ、寒暑互（タカ）ヒニ遷ル。其レ来ル也（ヤ）電激（ケキシ）長空ニ一、其レ去ル」也（ヤ）波停ル二大海一ニ。是ノ日、即チ有新円寂某甲、生縁既（ステ）ニ尽キ、大」命俄（ニワカ）ニ落ツ。諸行ハ無常ナリ、寂滅ヲ為ス楽ト。粛（ツヽシン）テ請シテ二現前ノ大衆ヲ一、敬（ウヤマ）ッテ」誦ス二諸聖ノ洪名ヲ一、所レ集ムル鴻福。荘二厳センノ覚路ヲ一。仰（アオイテ）憑（タノム）尊衆ノ念ンコトヲ。」

十仏名　回向」

上来、念誦功徳、回向　新円寂某甲覚霊。荘厳報』地者（※）。十方三世云云。」

次大悲呪　回向」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪功徳、回向　新円」寂〈某〉覚霊、荘厳種智者。十方三世云云。」

◎亡僧既出時念誦』（亡僧）

欲挙霊龕、赴茶毘之盛礼。仰憑尊衆、誦諸聖之洪名。用表挙違※、」上資覚路〈十仏名、回向如前。大悲呪一返〉。」

山門仏事時、先、知事焼香。其後、維那焼香。為起龕仏事請人。」

起龕了後、維那出。十仏名〈須速／也〉。両班可問訊。次菩提院而主人焼」香。罷後、知事焼香。後、維那焼香了、為下火請人。如法問訊、可請主人」下火。説法罷、両班問訊。ミミ罷、知事供茶。其後、維那出念誦。」

切以、是日、即有新円寂〈某甲〉、既

22挙龕念誦」（亡僧）

欲挙霊龕、赴茶毘之盛礼。仰憑尊衆、誦諸」聖之洪名。用表攀惲、上資覚路。」

十仏名　回向如前　次大悲呪」

（二二オ）

23山頭念誦」（亡僧）

切以、是日即新円寂〈某甲〉、既随縁

次楞厳呪　知客、若侍者、始之。」

（二三ウ～二四オ）

※訓点ハ別筆ノ可能性アリ。

※地者…間ニ「〇」ヲ付シ、コレニ対シテ別筆デ「伏願、神起浄域、業謝塵労。蓮開上品之華、仏授」先之記、再労尊衆念者。十方三世一蜜」ノ挿入指示アリ。

22挙龕念誦」（亡僧）

欲挙テ霊龕ヲ、赴茶毘ノ之盛礼ニ。

仰テ憑ム尊衆ノ誦シテ諸聖之洪」名ヲ。用表シテ攀違ヒ、上資ケンコトヲ覚路ヲ。」

十仏名　回向如前」

次大悲呪』

（二四オ）

※訓点ハ別筆ノ可能性アリ。

23山頭念誦」（亡僧）

切ニ以レハ、是日即新円寂〈某甲〉、既ニ

①禅林寺本『瑩山清規』

随縁而順寂、乃依法以茶毘。焚百年」〈弘道／虚幻〉之身、入一路涅槃之径。仰憑尊衆、資助覚霊〈十仏名、如前〉。回向」

上来、称揚聖号、資助覚霊往生。惟願、恵鏡分輝、真風散彩、菩提」園裏開敷覚意之花、法性海中蕩滌塵心之垢。茶傾三奠、香」熱一炉、奉送雲程、和南聖衆。　次大悲呪一反、回向如前〈次知客、若侍者、楞厳／呪、始之〉。』

（地冊二五ウ～二六オ）

※挙…右、「攀イ」アリ。

④永光寺蔵麟広書写本

而寂滅、乃依法而」茶毘。焚百年弘道之身、入一路涅槃之径。仰憑」尊衆、資助覚霊。」

十仏名　回向』

上来、称揚聖号、資助雲程。惟願、慧鏡分輝、真」風散彩、菩提園裏開敷覚意之花、法性海中」活動無垢之波。茶傾三奠、香熱一炉、因薦雲」程、和南聖衆。　大悲呪　回向如前、」

次楞厳呪。　知客、若侍者、始之。」

（二二オ～ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

随テ縁ニ而寂滅シ、乃チ依テ法ニ」而茶毘ス。※タ焚テ二百年弘道之身ヲ一、入ル二一路涅槃之径ニ一。仰テ憑ム」尊衆ノ、資二助ンコトヲ覚霊ヲ一。」

十仏名　回向」

上来、称揚聖号、資助雲程、惟願、慧鏡分輝、真風散」彩、菩提園裏開敷覚意之花、法性海中活動無垢※」之波。茶傾三奠、香熱一炉、因薦雲程、和南聖衆。」

大悲呪　回向如前」

次楞厳呪。　知客、若侍者、始之。』

（二四ウ）

※訓点ハ別筆ノ可能性アリ。

※タテ…二字ノ間ニ文字ノ抹消アリ。

※波…振リ仮名アルモ判読不可。

24二七日送骨念誦」（亡僧）

切以、六門悉開、権示幻生之名、万戸

俱閉、未留滅尽」之跡、往来已異凡聖、迷悟暫属有無。於是、新」円寂〈某〉、有涯跡空門、無相遺実徳。伏屈現」前之大衆、仰誦諸聖之鴻名、開覚華於果樹、及』功徳於法界。仰憑尊衆念。」

十仏〈名〉、回向」

上来、念誦功徳、回向新円寂〈某〉覚霊、荘厳報」地者。次大悲呪、回向同前。」（二二ウ～二三オ）

25唱衣念誦〈大衆集。維那、鳴磬一下云〉」（亡僧）

浮雲散而影不流、残燭尽而光自滅。今茲估唱、用表無常。仰憑」尊衆、奉為新円寂〈某〉上座、資助覚霊、円満種智〈十□仏名、在之〉。」

俱閉、未留滅」尽之跡、往来已異凡聖、迷悟暫属有無。於是、新円」寂〈某〉、有涯跡空門、無相遺実徳。伏屈現前之大衆、」仰誦諸聖之鴻名、開覚華於果樹、及功徳於法界。」仰憑尊衆念。」

十仏名　回向」

上来、念誦功徳、回向　新円寂〈某〉覚霊、荘厳報地」者。十方三世云云。」

次大悲呪　回向同前』（二五オ）

25唱衣念誦」（亡僧）

浮雲散而影不留、残燭尽而光自滅。今茲估」唱、用表無常。仰憑尊衆、奉為新円寂〈某〉、」資助覚霊、円満種智。

十仏名　復鳴磬〈一下云〉、」

夫唱衣法、蓋稟常規。新旧短長、自宜

25唱衣念誦」（亡僧）

浮雲散而影不留、残燭尽而光自滅。今茲估唱、用」表無常。仰憑尊衆、奉為新円寂某、資助覚霊、円満」種智。」

十仏名」

復鳴磬一下云、」

①禅林寺本『瑩山清規』

復磬鳴云、夫唱衣法、蓋稟常規。新旧短長、自宜照顧。銭須足佰。」無以新錫相兼。磬声断後、不得翻悔。謹白。

唱衣罷、大悲呪一反、回向」

上来、大衆念誦、並唱衣物功徳、並用回向　新円寂〈某〉。資助覚」霊、円満種智。毎煩大衆念。十方三世一切、丶丶。」（地冊二六ウ）

④永光寺蔵麟広書写本

昭顧。莫」以新錫相兼、磬声断後、不得翻悔。謹白。』

唱衣罷、大悲呪、回向」

上来、大衆念誦、普（並カ）唱衣物功徳、並用回向」新円寂〈某〉、資助覚霊、円満種智。再労尊衆」念。十方三世一切諸仏丶丶蜜。」（一三オ～ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

夫唱衣法、蓋稟常規。新旧短長、自宜照顧。莫以新」錫相兼、磬声断後、不得翻悔。謹白。」

唱衣罷、大悲呪、回向」

上来、大衆念誦、並唱衣物功徳、並用回向　新円』寂某、資助覚霊、円満種智。再労尊衆念。十方三世」一切諸仏云云。」（一二五ウ～二六オ）

26亡者回向」

浄之。上来、現前清衆、諷誦大丶丶、所集功徳、奉為　没故〈某甲〉、資助」覚霊、荘厳報地。伏願、処生死流、驪珠独耀於滄海、踞涅槃岸、」桂輪孤朗於碧天。十方三世丶丶丶。」

（地冊二四ウ）

27亡者是檀那中崇重人回向』

浄之。　山門今月、伏値過去丶丶禅門覚霊月忌之辰。　謹集合山」清衆、諷誦大丶丶。所集殊勲、奉為　没故〈某甲〉丶丶。伏願、処生死流、驪」珠丶丶、於碧天。覆蔭後毘、福報無尽。十方三世云〈丶／丶〉丶。」

26亡者回向」

浄極光通達、寂照含虚空。却来観世間、猶如夢」中事。上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞」厳神呪、所集功徳、奉為〈某甲〉、資助覚霊、荘厳」報地。伏願、処生死流、驪珠独耀於滄海、踞涅槃」岸、桂輪孤朗於碧天。覆※蔭後毘、福報無尽者。』

（二三ウ）

※覆蔭後毘、福報無尽…コノ部分ハ「27亡者是檀那中崇重人回向」ノ文章。

26亡者回向」

浄極光通達　寂照含虚空
却来観世間」猶如夢中事」
上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首※楞厳神呪、所」集功徳、奉為〈某甲〉、資助覚霊、荘厳報地。伏願、処」生死流、驪珠独耀於滄海、踞涅槃岸、桂輪孤朗於」碧天。十方三世云云。」

（二六オ）

※首…「行楞」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行末ニ「呪首（上）所」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

27亡者〈是旦那中崇重人回向〉』

歎仏同前」

山門今月今日、伏値　過去〈某甲〉禅門覚霊月忌」之辰。　謹集合山清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳」神呪。所集功徳、奉為尊霊、荘厳報地。伏願、　処生」死流、驪珠独耀於滄海、路（蹈カ）涅槃

①禅林寺本『瑩山清規』

（地冊二四ウ～二五オ）

28在家等人回向」

浄之。上来、現前清衆、諷誦大丶丶、所集功徳、奉為〈新円／没故〉〈某甲〉、資助」幽霊、荘厳報地。伏願、身超浄域、業謝塵労。蓮開上品之華、仏授一生之」記。※十方〈丶／丶〉」。

浄極光通達　寂照含虚空

却来観世間　猶如夢中事」

上来、現前清衆同音、諷誦大丶丶、所集功徳、奉為〈某甲〉覚※霊、荘厳報」地。伏願、一霊不昧、八識昭然。蓮開上品之花、仏授一生之記。十方三世〈丶／丶〉丶。」

（地冊二五オ）

④永光寺蔵麟広書写本

28在家等人　歎仏同前」

上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳」神呪。所集功徳、奉為〈某甲〉、資助幽霊、荘厳報」地。伏願、神超浄域、業謝塵労。蓮開上品之花、仏」授一生之記者。」

同　一霊不昧、八識昭然。蓮開上品之花、仏授一生之記。」

（二四オ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

岸、桂輪孤朗於碧」天。覆蔭後昆、福報無尽。十方三世云云。」

（二六オ～ウ）

28在家等人」

歎仏同前」

上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪。所」集功徳、奉為　某甲、資助幽霊、荘厳報地。伏願』〈身超浄域、業謝塵労。／一霊不昧、八識昭然〉。蓮開上品之花、仏授一生之」記。十方三世云云。」

（二六ウ～二七オ）

※記十方〈丶／丶〉…「生之記」ノ左ニ補筆ス。
※覚霊…割注「甲」ノ左、「霊」ノ上ニ「〇」ヲ付シ、「霊」ノ下ニ「霊覚」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

◎達磨忌回向」
浄法界身丶丶　仰冀真丶丶丶』
山門今月初五日、伏値　初祖菩提達磨祖師大和尚示寂之辰〈□／晩〉」。集合山清衆、同音諷誦大仏丶丶一会。所集殊勲、上酬慈蔭者、」達磨祖師大和尚。伏願、不捨悲心、愍三界六凡之衆、普□(祈カ)光相、照四生九」有之昏。十方三世丶丶丶。」

（地冊二五オ～ウ）

29同疏」（斎僧時疏）
南閻浮提大日本国某州某群(郡カ)某荘某氏孝子　某甲等、」今当望先考〈某〉一周之忌辰。敬就当寺、修斎僧」一堂、以供養十方雲衲、聖凡之衆。所集鴻福、回向』
先考〈某甲〉覚霊、荘厳報地、円満種智者。」
右伏請」
三宝　悉知
覚霊　炳鑒　　謹疏」
年号付年　某月　日　孝子
某氏　某甲　謹疏」

（二四ウ）ニ図版アリ。【写真6】参照）」

（二四オ～ウ）

30尊宿入龕念誦」（尊宿遷化）
切ニ以レハ、善根普ク示シテ、分二化跡ヲ於人天一ニ、妙体独リ存シテ、越(コ)二(ヘタリ)玄機ヲ

29斎僧時疏」
南閻浮提大日本国某州某郡某荘　孝子某甲等、」今当望〈随時〉先考〈随時〉菩薩戒之一周之忌辰。」
敬就当寺、修設　斎僧一堂、以供養」十方雲衲、聖凡之衆。所集鴻福、回向」
先考覚霊、荘厳報地、円満種※智者。」
右伏請　三宝悉知　　謹疏』
覚霊炳鑒
年号什年某月　日　孝子某氏某名
謹疏」

（二七ウ）ニ図版アリ。【写真7】参照）』

（二七オ～ウ）

※種…「満智」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行末ニ「種(上)」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

30尊宿入龕念誦　主※光椿」（尊宿遷化）
切ニ以レハ、善権普ク示シ二分化ノ跡ヲ於※人

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

於」仏祖ニ。恭ク惟レハ、東堂和尚、孤円ノ智月、俄ニ収メ二万水之光ヲ一、広」大悲ノ乗、却テ応ス二十方之感ニ一。瞻ミルニ顔セヲ無レ地トコロ、※カウム被レテ志ヲ有リ帰ヲモムキ。是ニ集テ二』真徒ヲ一、讃ニ揚ス聖号ヲ一。仰ニヤンヒ憑大衆。(念脱カ)

十仏名　回向」

上来、称揚聖号シンアウシンアウ、功徳無涯クンテフキ。敬用キンユウ、回向　新般涅槃」東堂和尚、無生振世、妙覚ミンカ荘厳、再労尊衆念。」

(二四ウ～二五オ)

※被…「被」ノ誤ト思ワレル。

⑥永光寺蔵光椿書写本

天ニ一、妙体独存ス。越フ下玄機ヲ」於仏祖ニ上。恭ク惟レハ、東堂和尚、孤円ノ智月、俄ニ収ヲサム二万水之光ヲ一。」広シテ二大悲ノ乗ヲ一、却テ応ス二十方ノ之感ニ。※ 瞻顔無シテ地チ、※カウム被レテ志有リ帰オモムキ。是コ、」集テ二真徒ヲ一、讃ニ揚ス聖号ヲ一。※ 仰ヨントコロ憑大衆念。」

清浄法身毘盧遮那仏、〈云云〉。」

上来、称揚聖号、功徳無涯。敬用、回向　新般涅槃」東堂和尚、無生振世、妙覚荘厳、再労尊衆念。十方」三世一切諸仏〈云云〉。　次大悲呪。」

(三九オ)

※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。

※於…左上、「一」(訓点)、左下、「二」(訓点)ヲ抹消ス。

※ニ…「テ」ヲ抹消シテ修正ス。

※瞻顔…各々ノ字ノ左上ニ「〇」ヲ付シ、文字ノ左ニ「脆観スルニイ」アリ。

※被志…「被」ノ左上ニ「〇」ヲ付シ、文字

31龕前念誦」（尊宿遷化）

白ス二大衆ニ一。東堂和尚、已ニ帰ス二真寂ニ一。是ノ日已ニ過ヌ、命モ亦随テ」減ス、如シ二少水ノ魚ノ一。斯ニ有ル二何ノ楽カ一。衆等、当ニ三勤メ精進シテ、如クス レ救ニ二頭」然ヲ一。（燃カ）但念テ二無常ヲ一、慎テ勿レ二放逸スルコト一。恭ク申ス二大衆ニ一。粛テ詣シテ龕幃ニ一、」誦ニ二持シテ万徳之洪名ヲ一、奉ニ三（ニ脱カ）為ニ増ニ二崇シ於覚路ヲ一。」

仰憑大衆念。　十仏名　回向」

上来、念誦功徳勲、奉為新入般涅槃東堂和』尚、資助尊霊、増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇」華、※棹慈舟於生死海中、接群迷於菩提彼岸、再」労尊衆念。十方丶世。　次大悲呪」

（二五オ～ウ）

ノ左ニ「彼志スルニイ」アリ。「被」ハ「被」ノ誤ト思ワレル。

※揚ス聖号…「シ」ハ別筆ト思ワレル。「聖号」ノ左、「シ」ト同筆デ「罷ヲハルヤムイ」アリ。

31龕前念誦』（尊宿遷化）

白ス二大衆ニ一。東堂和尚、已ニ帰ス二真寂ニ一。是ノ日已ニ過ク、命モ亦タ随テ」減ス、如ニ二少水ノ魚一、斯ニ有ラン二何ノ楽カ一。衆等、当ニ四勤メ精進シテ、如ク三救カ二頭燃ヲ一。」但タ念テ二無常ヲ一、慎テ勿レ二放逸セシムルコト一。恭ク申ス二大衆ニ一。粛テ詣テ龕幃ニ一、誦ニ二持シテ万」悳之洪名ヲ一、奉ニ三※タ為ニ増ニ二崇シ於覚路ヲ一。仰憑大衆念。」

清浄法身〈云云〉」

上来、念誦功悳、奉為　新入涅槃東堂和尚、資助」尊霊、増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇華、※棹慈舟」於生死海中、接群迷於菩提彼岸、再労尊衆念。十」方三世〈云云〉。」

（三九オ～ウ）

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

※曇（タン）…振リ仮名ガ虫損ヲ避ケルヨウニ記サレテイルタメ、（尊宿遷化）ノ振リ仮名・訓点全体ガ別筆ノ可能性アリ。

32挙龕念誦」（尊宿遷化）

念ニ二安快昔日ヲ一、与レ今別不レ同。金棺既ニ挙テ、遶（メクル）拘尸之」大城ヲ一。旛幢揺（ウコテ）レ空ニ、赴ク（茶カ）二茶毘之盛礼（セイレイ）ニ一〈葬云、難提／盛礼〉。仰テ憑テ二大」衆ヲ一、称ニ讃シテ洪名ヲ一、用テ表シ二攀幃ニ一、上資（ミタス）ク二覚路ヲ一。」

十仏名　回向同前　次大悲呪。」

（二五ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

※為…左上、「レ」（訓点）、左下、「三」（訓点）ヲ抹消ス。

32挙龕念誦』（尊宿遷化）

念（ヲモヘラク）ニ二安快ヲ一、昔日ト与レ今別ニシテ不レ同。金棺既ニ挙（アカツテ）シテ、遶（ルリ）拘尸※之大」城ヲ一。幢幡揺（ウ）レ空ニ、赴ク（茶カ）二茶毘之盛（シヤウ）礼ニ一〈葬ヲ云ニ難提／之盛礼ト一〉。仰テ憑ム大衆、」称ニ讃シテ洪名ヲ一、用※テ表シテ二攀違（※（幃カ））ヲ一、上資（コトヲ）ニ覚路ヲ一。」

清浄法身〈云云〉。」

上来、念誦功徳、奉為　新入涅槃東堂和尚、資助」尊霊、増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇華、棹慈舟」於生死海中、接群迷於菩提彼岸。再労尊衆念。十」方三世〈云云〉。」

（三九ウ～四〇オ）

33壇上念誦」（尊宿遷化）

是ノ日、即有二東堂和尚一、化縁既ニ畢ヘテ、遂ニ帰二真常一。』霊龕遍ク遶リ二於椙寿ヲ一、定光忽和二於性火一。仰テ憑二」大衆ヲ一、資二助尊霊ヲ一。十仏名　回向

〈椙寿林者、大乗寺之山号也。／可用其処山号也〉」

上来、称揚聖号、恭讃化儀。体極先宗、機峻不」存於仏祖。用後学悲傷、乃撫於人天、変幻化」之百骸、入〈火〉光之三昧。茶傾三奠、香熱一炉、頂戴」奉行、和南聖衆。　大悲呪　回向」

上来、念誦諷経功勲（ママ）、奉為　東堂和尚、茶毘（荼カ）之次、」増崇品位者。十方三

※尸之…間ニ「〇」ヲ付シ、右ニ「那イ」アリ。

※用…左下、「レ」（訓点）ヲ抹消ス。

※攀…下、「ヲ」ヲ抹消ス。

33壇上念誦」（尊宿遷化）

是日、即チ有二東堂和尚一、化縁既ニ畢テ、遂ニ帰二真常一、霊龕遍ク（アマネク）』遶ニ於椙寿定光一。忽和二於性火ヲ一。仰テ憑ム二大衆ヲ一。資二助コトヲ覚霊ヲ一。」

清浄法身〈云云〉。」

上来、称揚聖号、恭讃化儀。体極先宗、機峻不存於」仏祖。用開後学悲傷、乃撫於人天、変幻化之百骸、」入火光之三昧。茶傾三奠、香熱一炉、頂戴奉行、和」南聖衆。　大悲呪　回向」

上来、念誦諷経功徳、奉為　東堂和尚、茶毘（荼カ）之次、」増崇品位。十方三世〈云云〉。」

次知客、壇前諷経。小師等、弔慰

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

世。」

次知客、壇前諷経。小師等、弔慰諷経。」（二五ウ～二六オ）

※即…「日有」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「有」ノ下ニ「即」（上）トアル指示ヲ反映シテ移ス。

34二七日唱衣念誦』（尊宿遷化）

留（テ）衣ヲ表（ス）レ信ヲ、乃列祖之垂規。以（レ）法破（ルケン）レ慳ヲ、稟（ウク）二先聖ノ之」遺範（イ）ヲ。一今茲ノ估唱、用（テ）表（ス）二無常（ヲ）一。仰憑（ニヤンヒ）大衆念。」

⑥永光寺蔵光椿書写本

諷経。」（四〇オ～ウ）

※有東…間ニ「〇」ヲ付シ、左ニ「新般涅槃某甲イ」アリ。

34二七日唱衣念誦』（尊宿遷化）

留（テ）レ衣ヲ表（ス）レ信ヲ、乃（チ）列祖之垂規（ナリ）。

以（テ）レ法ヲ破（ルハ）レ慳ヲ、稟（ウク）二先聖ノ之遺（※）」範ヲ。一今（マ）茲ノ估唱、用（テ）表（ス）二無常（ヲ）一。仰（テ）

（二六オ～ウ）

35十仏名　唱衣了回向」（尊宿遷化）
上来、唱衣念誦功勲、奉為」
新示寂東堂和尚。増崇品位。十方三
世。」
（二六ウ）

36仏事次第」
入龕　移龕　鎖龕　法堂掛真　挙哀
奠茶湯」対霊小参　奠茶湯　起龕　山
門首掛真」奠茶湯　秉炬　安骨　提衣
起骨　入塔　入祖堂」全身入堂　撒
骨〈如衣鉢豊厚、毎日奠茶湯。／添転
龕転骨等　仏事〉』
右壇上念誦〈云〉、霊龕遍遶於椙寿、

憑ム大衆ノ念ンコトヲ。」
清浄法身〈云云〉。」
（四〇ウ～四一オ）

※遺…右、「儀イ」アリ。

35唱衣了回向」（尊宿遷化）
上来、唱衣念誦功徳、奉為　新示寂東
堂和尚。増」崇品位。十方三世〈云
云〉。」
（四一オ）

36仏事次第」
入龕　移龕　鎖龕」
法堂掛真　挙哀　奠茶湯」
対霊小参　奠茶湯　起龕』
山門首掛真　奠茶湯　秉炬」
安骨　提衣　起骨」
入塔　入祖堂　全身入塔」
撒土〈如衣鉢豊厚、毎日奠茶／湯。

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

定光忽和於性火」〈云々。此文者、賀州大乗開山遷化時、如斯製句也。大乗寺有／椙寿林号、開山塔号定光院〉。」

勅脩清規涅槃台念誦〈云〉、霊龕遍遶於拘尸、」性火自焚於此日、云云。」

（二六ウ～二七オ）

37羅漢供養時、兼日貼照牌」

来某日、羅漢供養法用僧事」

定」

式師　堂頭和尚」

⑥永光寺蔵光椿書写本

添転龕転骨等仏事〉」

右壇上念誦云、霊龕遍遶於椙寿、定光忽和於」性火〈云〉。此文者、賀州大乗開山遷化時、如斯製」句也〈大乗寺有椙寿林号、／開山塔有定光院号〉。」

勅脩清規涅槃台念誦云、霊龕遍遶於拘尸、性」火自焚於此日〈云云〉。』

（四一オ～ウ）

37羅漢供養時、兼日貼照牌〈十五日以前、出差定〉」

来某日、羅漢供養法用僧事〈涅槃会時、出之云。／来十五日、涅槃会法用

唄師　某甲」
勧請　某甲」
讃頭　某甲」
伽陀　某甲』
祭文　某甲」
散華　某甲」
梵音　某甲」
錫杖　某甲」
浄道場」
焼香　某甲」
灑水　某甲」
散華　某甲」
右具在前」
今月　日　堂司比丘某甲　敬白」
（三六オ～ウ）

※以下、「41羅漢供養法次第」が記載される。

僧事〉」
定」
式師　堂頭和尚〈又随時、老僧〉」
唄師　某甲〈称呼〉」
勧請　某甲」
讃頭　某甲」
伽陀　某甲」
祭文　某甲」
散花　某甲』
梵音　某甲」
錫杖　某甲」
浄道場」
焼香　某甲」
灑水　某甲」
散花　某甲」
右具在前」
今月　日　堂司比丘某甲敬白」
〈又涅槃講時、兼日貼照牌。式同之。
但無勧請而已。祭文随時、有別紙〉』
（三六オ～ウ）

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

⑥永光寺蔵光椿書写本

38請知事」

先請先資勤旧、就方丈、点茶。茶罷、住持、叉手云〈先／都」寺、先維那、先典座、告退。此務、不可闕人。不知、請何／人、可就此職、三問。又云、欲請某甲監寺、就都寺、請」某甲知客、就維那、請某甲上座、就典座、請某甲蔵／主、就書記、請某甲侍者、就知客、請某甲上坐（座カ）、就浴」主、衆意如／何、三問〉。次請新請人、先就本位、而点茶、茶罷、又」住持、叉手云〈先知事頭首、告退、此務、不可闕人、請／某甲、就某甲職、願以仏法為念、同共」礼／請〉。次新請知事頭首、中為上位、向住持、両展三拝。」次旧知

事頭首、如前向住持、両展三拝。次新旧」之知事頭首、中為下位、東西相向、斜列立両展拝(ニカ)」拝。次新旧、就位、点茶。茶罷、鳴堂前鐘三会、大衆、』集僧堂位立定。維那、入堂、聖僧前焼香問訊、巡堂」一匝、帰聖僧前問訊、白槌而云〈先都寺、先維那、先／典座、先書記、先知」客、先浴主、告退。此務、不可闕人。偶蒙堂頭和尚慈／旨、而請某甲人、就某職、請某甲人、就浴主。謹白〉。」又打槌一下。

次請客侍者、引新請人、到住持人」前、中為上位、而両展三拝。次旧知事頭首、如先」両展三拝。次新旧知事頭首、聖僧前相向斜列」立、両展三拝〈此時、又中／為下位〉。次新請知事頭首、向聖僧、」大展三拝。次請客侍者、引新請人、就位。次維」那、白槌云〈先知事頭首、告退。此務、不可闕人。／請得某甲人、就某甲職了。謹白〉(又打脱カ)。」槌一下。次行者、唱云、請大衆、新知事頭首、送寮』〈或云、

①禅林寺本『瑩山清規』	④永光寺蔵麟広書写本	⑥永光寺蔵光椿書写本
		送知／事、入庫堂〉。次鳴鐘一会。面面送寮、毎寮、鳴鐘一会、」旧者在主位、新者在賓位、相向触礼三拝。又新者」主位、旧者賓位、又触礼。次与大衆同時触礼三拝。」毎寮、皆如此。又鳴鐘、旧両班、送本寮、主人大衆、共」触礼三拝。」 請知事礼終』　（三七オ～三八オ）

39菩薩戒布薩式」
毎半月行之。維那、預出照牌於便宜処。文、」
山門」
今月自(忍)月十五日布薩、斎罷行法事」
戒師　堂頭和尚」
梵音　某甲上座」
唱白　維　那」
焼香　某甲上座」
浄水　某甲上座」
散花　某甲上座』
香湯　某甲　上座」
小者　某甲　上座」
手巾　某甲　上座」
右、各具威儀、聞声(ママ)鐘集。」
今月　日　堂司比丘某甲敬白」

39菩薩戒布薩式　主大仲叟　主※光椿」
毎半月行之。維那、預出照牌於便宜処。文、」
山門」
今月白月十五日、布薩食後」
行法事」
戒師　堂頭和尚」
梵音　某甲上座」
唱白　某甲上座」
焼香　某甲上座』
浄水　某甲上座」
散華　某甲上座」
香湯　某甲上座」
手巾

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

（二九オ～ウ）

晦日、改黒月。余皆、同前。若別請戒師并唱白師、又」可点牌。斎前、維那及用僧、就仏殿若法堂、々」荘厳、如図。椅卓、如法可荘厳。先上浄水、而当」遇諷経、加持之。火版鳴、収照牌。斎後、時至、維那、」令堂司行者、報案内於諸寮。各鳴寮前版三』下後、鳴法堂鼓、如法縵声。此間、従首座次第、」焼香問訊。露地、所謂堂前也。排立次、以正面西」柱為上。西南、雖

⑥永光寺蔵光椿書写本

小者
手巾　某甲上座」
右、各具威儀、聞鐘声集。」
今月　日　堂司比丘某甲敬白」

（二八オ～ウ）

※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。

晦※日、改二黒月一ト。余ハ皆、同シ前ニ。若シ別ニ請セハ二戒師并唱白ノ一」師一ヲ、又可レ点二牌ヲ斎前一ニ。維那及ヒ用僧、就仏殿若ハ法」堂二ニ、堂荘厳ハ、如ク図ノ。椅卓、如法ニ可二荘厳一ス。後ニ上ケテ二浄水一ヲ、』而当ニ下遇セテ二諷※経一ニ、加持之ヲ。火版鳴テ、収二照牌一ヲ。斎後、時」至レハ、維那、令二シテ堂司ノ行者一ヲ、報中案内ヲ於諸寮上ニ、各ノ鳴二コトヲ寮」前ノ版一ヲ三下シテ後ニ、鳴二コトヲ法堂ノ鼓一ヲ、

随衆多少、必南北相対者。首」座為上。衆僧、不分常住客来、依臘次排立。南者」維那為上。用僧、次第排立。衆僧排立間、維那、」依卓東辺立、見衆僧焼香了、維那、展拝」席。侍者、焼香了、東辺立、見維那展拝席、侍」者、参主人迎。此時、行者、収鼓声、即鳴大鐘。如法」緩声也。主人、当面問訊焼香、大展三拝了、首座上」肩問※訊卓立。此時、大衆、普同問訊、維那、合掌、誦露』地偈。大鐘即罷。大衆、普同合掌、誦偈。」

降伏魔力怨　除結尽無余
露地撃犍稚（椎カ）　比丘聞当集」

諸欲聞法人　度流生死海
聞此妙響音　尽当雲集此」

偈畢、維那、打磬、引衆入堂。依座位前立定、」展坐具、大同三拝。坐具上胡跪合掌、説着座偈。」

持戒清浄如満月　身口皎潔無瑕穢」
大衆和合無違諍　爾乃可得同布薩」
（ママ）仁偈畢、収坐具起。先主人著座、次首

如法縵声。此ノ間、従二首」座一次第ニ、焼香問訊ス。露地ハ、所謂ル堂前ナリ也。排立ノ次テハ、」以テ正面ノ西ノ柱ヲ為ス上ト。西南ハ、雖レ随二衆ノ多少一ニ、必ス南北」相対スル者ナリ。首座ヲ為レ上ト。衆僧、不レ分二常住ノ客来ヲ一、依テ二臘」次一排立ス。南ハ者維那ヲ為トシテ上ト、用僧、次第ニ排立ス。衆僧」排立ノ間ハ、維那、依テ二卓ノ東辺ニ一立テ、見テ二衆僧ノ焼香ノ了ヲ一、維」那、展二拝席一。侍者、焼香了テ、東辺ニ立テ、見三維那ノ展二拝」席ヲ一、侍者、参二主人ノ迎イニ一、此ノ時、行者、収テ二鼓声ヲ一、即チ鳴二大』鐘ヲ一。如法縵声也。主人、当面ニ問訊焼香シテ、大展三」拝シ了テ、首座ノ上肩ニ問訊シテ卓立ス。此時、大衆、普同問」訊スレハ、維那、合掌シテ、誦ス二露地ノ偈ヲ一。大鐘即罷ム。大衆、普同」合掌シテ、誦ス偈ヲ。」

降伏魔力怨　除結尽無余
露地撃犍稚（椎カ）」　比丘聞当集

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

座大衆、揖問」訊、跏趺坐。維那及法事僧、共五人者、不著座。用」僧四人者、畳坐具、安位。維那、引用僧、進正面、如』図立定。維那、先問訊、抽身歴後、進浄水前問」訊、長跪合掌、唱浄水偈。」八功徳水浄諸塵　灌掌去垢心無染」執持禁戒無闕犯　一切衆生亦如是」

（二九ウ～三一オ）

※問…「肩訊」ノ間ノ右ニ記シテ挿入ス。

⑥永光寺蔵光椿書写本

諸欲聞法人　度流生死海」聞此妙響音　尽当雲集此」偈畢テ、維那、打テ磬（キン）ヲ、引テレ衆※ヲ入堂。依テ二座位ノ前一ニ立定シテ、展テ二具ヲ一、大同三拝シテ、上（ウヘ）ニ胡跪合掌シテ、説レ偈ヲ。」持戒清浄如満月　身口皎潔無礙穢』大衆和合無違諍　爾乃可得同布薩」偈畢、収坐具起。先主人著座、次首座大衆、揖」問訊、跏趺坐。維那及法事僧、共五人者、不著」座。用僧四人者、畳坐具安位。維那、引用僧、進」正面、如図立定。維那、先問訊。抽身歴後、進浄」水前問訊、長跪合掌、唱浄水偈云、」八功徳水浄諸塵　灌掌去垢心無染」執持禁戒無闕犯　一切衆生亦如是」

（二八ウ～三〇オ）

※晦日…以下、偈文・敬白文以外ノ説明文ハ

偈畢、右手取浄水瓶、受左掌、両手灌洗、而」右手取手巾、拭畢、右手挫机、而起立問訊。此」時、焼香人、同問訊、如先進浄水前、維那、徐横歩、」進香湯前、両人、同問訊長跪合掌、維那、先唱」香湯偈。」

香湯薫沐澡諸垢　汝身具足五分充』

般若円照解脱満　群生同会法界容」

偈畢、焼香人、洗(ママ)唱浄水偈。維那、左手取香湯」瓶、右掌受香水、両手灌洗、左手取手巾、拭」畢、且待焼香人。洗手了、左手挫机、而両人共起」立問訊。散華手巾小者、進前。

全テ二字下ゲトスルガ、本稿デハ一字下ゲトシタ。

※諷…右、「「日中ノコト也」注記アリ。

※衆引…「衆引」ノ間ニ、右ヨリ「此ノ時脱レ履ヲ」注記アリ。

偈畢、右手取浄水瓶、受左掌、両手灌洗、而右」手取手巾、拭畢、右手授(挫カ)机、而起立問訊。此時、』焼香人、同問訊、如先進浄水前、維那、徐横歩、」進香湯前、両人、同問※訊長跪、維那、先唱香湯」偈云、」

香湯薫沐澡諸垢　法身具足五分充」

般若円照解脱満　群生同会法界容」

偈畢、焼香人、又唱浄水偈。維那、左手取香湯」瓶、右掌受香水、両手灌洗、左手取手巾、拭畢、」且待焼香人。洗手了、左手挫机、而両人共起」立問訊。散花手巾小者、進前。

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

偈同前。維那、左」転身、歴小者背后、帰本位、展坐具三拝、起」立、待小者説偈、帰本位問訊。五人、普同問訊、」共徐々進歩、近机、三人長跪、手巾小者、左右相」向立。維那、合掌、唱浴籌偈。用僧及大衆、同音」誦偈云、』

諸仏聖僧衆　菩薩衆和合　香湯浴浄籌、布薩」度衆生。（三一オ～三二オ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

偈同前。維那、左」転身、歴小※者背後、帰本位、展坐具三拝、起立、』待小※者説偈、帰本位問訊。五人、普同問訊、共」徐徐進歩、近机、三人長跪、手巾小者、左右相」向立。維那、合掌、唱浴籌偈。用僧及大衆、同音」誦偈云、」

諸仏聖僧衆　菩薩衆和合
香湯浴浄籌」布薩度衆生」

（三〇オ～三一オ）

※問…「同訊」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「訊問（下上）」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

※小者（二箇所）…朱（ペンヵ）デ文字ヲ囲イ、一箇所目ノ行ノ上欄外ニ「手巾」（朱筆、ペンヵ）ノ注記アリ。

維那、取籌、至浄浴籌処、浄籌。所

維那、取籌、至浄浴籌処、浄籌。所

謂、上」浴香湯、下浴浄水。偈畢、手巾小者人、左右取手巾、五」人相並退歩、至席端問訊。先香湯人、進近槌辺問」訊、去褁(ママ)子、以香水浴槌柄、又問訊、覆褁(ママ)。去褁子、左」肩簪、待大衆、説偈洗手了、白槌、高声白。維那、」鳴槌白衆。」

敬白。諸仏子等、合掌、至心聴〈大衆、合掌、黙然聞〉。」

維、南閻浮提大日本国〈某州某郡某荘　某山　某寺　某甲等〉」僧伽藍処、出家在家菩薩等、自惟、我本師釈迦牟尼仏、告諸菩薩言、我今半月〈々／々〉、自誦諸仏法」戒。汝等、一切発心菩薩、亦誦。乃至十発趣、十長養、」十金剛、十地諸菩薩、亦誦。是故、戒光従口出。有縁、」非無因。故光々、非青黄赤白黒、非色非心、非有非無、」非因果法。是諸仏之本源、行菩薩(ママ)根本、是大衆諸」仏子之根本。是故、大衆諸仏子、応受※持、応読誦。所」以今、与衆布薩、誦諸仏法戒。以

謂、上浴香湯、」下浴浄水。偈畢、手巾小者人、左右取手巾、五」人相並退歩、至席端問訊。先香湯人、進近槌」辺、問訊、去褁子、以香水浴槌柄、又問訊、覆褁(ママ)』子。此時、浄水人、進主人前。維那、起槌辺問訊、」去褁子、左肩簪、侍(待カ)大衆、説偈洗手了、白槌、高」声白。維那、鳴槌白衆。」

敬白。諸仏子等、合掌至心聴〈大衆合掌、黙然聞〉。」

維、南閻浮提大日本国〈某〉道〈某〉州〈某〉郡〈某〉荘〈某〉寺」僧伽藍処、出家在家菩薩等、自惟、我本師釈迦牟」尼仏、告諸菩薩言、我今半月半月、自誦諸仏法戒。」汝等、一切発心菩薩、亦誦。乃至十発趣、十長養、十」金剛、十地諸菩薩、亦誦。是故、戒光従口出。有縁、非」無因。故光光、非青黄赤白黒、非色非心、非有非無、』非因果法。是諸仏之本源、行菩薩道根本、是大衆」諸仏子之根本。是

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

此功徳、資益天龍」八部、土地伽藍、回向三界万霊、十方真宰。」皇帝陛下、聖化無彊。王公百官、文武万姓、同成桃李」之蹊ヲ、皆守葵藿之節。伽藍鎮静、一衆安寧、仏日増輝、法輪常転。檀信施主、増長福恵、師僧父母、円」満種智。見聞随喜、虚空法界、三途八難、有生無」情、皆住当々法身。我等誓、与一切衆生、従此閻浮提、」直至本道場〈鳴槌一下〉。」諸仏子、諦聴。此菩薩戒蔵、三世諸仏菩薩、同誦。衆」中、未発菩提心、未受菩薩戒者、出〈鳴槌一下〉。」諸仏子、諦聴。此中、未発未受者、已出。汝等、従今身」至仏身、能捨邪帰正、発菩提心、断悪修善、持」菩薩戒、行菩薩行、否〈衆答、能行〉。鳴槌一下。」諸仏子、諦聴。衆中、誰〈小々〉者、収護〈三唱、鳴槌一下〉。』

⑥永光寺蔵光椿書写本

故、大衆諸仏子、応受持、応読誦。」所以今、与衆布薩、誦諸仏法戒。以此功徳、資益天」龍八部、土地伽藍、回向三界万霊、十方真宰。」皇帝陛下、聖化無彊。王公百官、文武万姓、同成桃」李之蹊、皆守葵藿之節。伽藍鎮静、一衆安寧、仏日」増輝、法輪常転。檀信施主、増長福恵、師僧父母、円」満種智。見聞随喜、虚空法界、三途八難、有性無情、」皆住当当法身。我等誓、与一切衆生、従此閻浮提、」直至本道場〈鳴槌一下〉。』諸仏子、諦聴。此菩薩戒蔵、三世諸仏菩薩、同誦。衆」中、未発菩提心、未受菩薩戒者、出〈鳴槌一下〉。」諸仏子、諦聴。此中、未発未受者、已出。汝等、従今身」至仏身、能捨邪帰正、発菩提心、断悪修善、持菩薩」戒、行菩薩行、否〈衆答能行　鳴槌一下〉。」

諸仏子、諦聴。外有清浄大菩薩摩訶薩、入〈三唱、／槌一下〉。」

諸仏子、諦聴。衆中小者、已収護。外有清浄大菩薩、」已入。内外寂静、無諸難事。堪可行籌、広作布薩。」我菩薩比丘某甲、為衆、行籌布薩。衆、当一心念、布」薩。願上中下座、各次第、如法受籌〈鳴槌一下〉。」

（三二オ～三三ウ）

※受…「応持」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「持」ノ下ニ「受（上）」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

諸仏子、諦聴。衆中、誰小小者、収護〈三唱、鳴槌一下〉。」

諸仏子、諦聴。外有清浄大菩薩摩訶薩、入〈三唱、鳴／槌一下〉。」

諸仏子、諦聴。衆中小者、已収護。外有清浄大菩薩、」已入。内外寂静、無諸難事。堪可行籌、広作布薩。我」菩薩比丘〈某甲〉、為衆、行籌布薩。衆、当一心念布薩、』願上中下座、各次第、如法受籌〈鳴槌一下〉。」

（三一オ～三三オ）

①禅林寺本『瑩山清規』	④永光寺蔵麟広書写本	⑥永光寺蔵光椿書写本
	鳴槌了、両手横籌問訊、歴卓西辺、到正面問」訊、近卓前行聖僧。々数処（随脱カ）、卓前問訊、右転身、」従上座次第行籌〈但主人前、問訊〉。大衆、	鳴槌了、両手横籌問訊、歴卓西辺、到正面問」訊、近卓前行聖僧。僧数随処、卓前問訊、右転」身、従上座次第行籌〈但主人前、問訊〉。大衆、

受籌」、各誦受籌偈。」

金剛無礙解脱籌　難得難遇如金果』

我今頂戴歓喜受　一切衆生亦如是」

諸仏子、諦聴。次行在家菩薩籌〈三唱、鳴槌一下〉。」

行籌、誦偈、同前。在家、行籌畢、都計後、維那、」取籌、還入槌辺之西北。小者、相随。維那東、小者」西、相対胡跪。維那、仰右手、捧一籌、説偈畢、」小者、取籌、又受自分籌、右手捧以、説偈畢、小者」両人、共起、維那、総与籌於小者。小者、横籌、進主」人前問訊。主人、同合掌、取籌。小者、問訊密報云、」出家在家菩薩、合若干人。維那、進主人前、」問訊取籌。主人、報維那云、出家在家菩薩、合』若（ママ）　若干人。維那、黙然聴、問訊、進槌下、白槌一下。」

諸仏子、諦聴。此一住処、一布薩、出家在家菩薩、総」若干人、各於仏法中、清浄秉持、和合布薩。上順仏」

受」籌、各誦偈云、」

金剛無礙解脱籌　難得難遇如金果」

我今頂戴歓喜受　一切衆生亦如是」

諸仏子、諦聴。次行在家菩薩籌〈三唱、鳴槌一下〉。」

行籌、誦偈、同前。在家、行籌畢、都計後、維那、取」籌、還入槌辺之西北。小者、」相随。維那東、小者』西、相対胡跪。維那、仰右手、捧一籌、説偈畢、小」者、取籌、又受自分籌、右手捧以、説偈畢、小者」両人、共起、維那、総与籌於小者。小者、横籌、進」主人前問訊。主人、同合掌、取籌。小者、問訊密」報云、出家在家菩薩、合若干人。維那、黙然聴、」問訊、進槌下〈白槌一下〉。」

諸仏子、諦聴。此一住処、一布薩、出家在家菩薩、総」若干人、各於仏法中、清浄秉持、和合布薩。上順仏」教、中報四恩、下為含識。各応奉念釈迦牟尼仏〈鳴」槌一／下〉。維那、進

①禅林寺本『瑩山清規』

④永光寺蔵麟広書写本

教、中報四恩、下為含識。各応奉念釈迦牟尼仏〈鳴槌／一下〉。」

維那、置籌於旧処、取坐具、至主人前、礼三拝、仏（ママ）」維経（ヒ）椅子後、進槌辺、白槌一下、」

諸仏子、諦聴。堂頭和尚、為衆説戒梵音、菩薩比丘」〈某甲〉、戒師、陞高座〈鳴槌一下〉。」

堂頭和尚、焼香礼拝、登座。維那、白槌一下、唱、』

散花偈」

散華荘厳偏十方　散衆宝華以為帳」

散衆宝華偏十方　供養一切諸如来〈槌槌／一下〉」

散花洒水間、梵音引唄。々畢、散花浄瓶置」旧処、著座焼香、進当面、礼三拝、坐具上胡跪、」持炉。維那、白槌一下、唱焼香偈、」

戒香定香解脱香　光明雲台徧十方」

供養十方無量仏　見聞普薫証菩提」

⑥永光寺蔵光椿書写本

取坐具〈鳴槌一下云〉、」

諸仏子、諦聴。堂頭和尚、為衆説戒梵音、菩薩比丘」〈某甲〉、戒師、陞高座〈鳴槌一下〉。」

堂頭和尚、焼香礼拝、登座。維那、槌一下、唱。」

散華荘厳偏十方　散衆宝華以為帳」

散衆宝花偏十方　供養一切諸如来〈槌一下〉」

是盧舎那誦　我亦如是誦

汝新学菩薩」　頂戴受持戒〈槌一下云〉、」

戒香定香解脱香　光明雲台徧法界」

供養十方無量仏　見聞普薫証菩提」

偈畢、鳴槌二下、維那著座。　説戒畢。』

処世界　如虚空　如蓮花　不著水」

心清浄　超於彼　稽首礼　無上尊」

槌一下云、」

一切恭敬」

偈畢、鳴槌二下、維那著座。」
戒師、説戒。〈々／々〉畢、梵音後唄。』
処世界　如虚空　如蓮華　不着水」
心清浄　超於彼　稽首礼　無上尊」
戒師、下高坐(座カ)、著座。大衆、同展坐具、礼三拝。」坐具上起立、維那、白槌一下云、」
一切恭敬」
自帰依仏　当願衆生　体解大道　発無上意〈槌一下／大衆一礼〉」
自帰依法　当願衆生　深入経蔵　智慧如海〈槌一下／大衆一礼〉」
自帰依僧　当願衆生　統理大衆　一切無礙〈槌一下／大衆一礼〉」
上来、説戒功徳、散霑法界、和南聖衆〈槌一下〉。」
諸仏出世第一快　聞法奉行安穏快』
大衆和合寂滅快　衆生離苦得脱快」
鳴槌二下、大衆、畳坐具、起立。維那、鳴磬」引、大衆、出堂、露地排立、問訊、散。」　（三三ウ～三六オ）

自帰依仏　当願衆生　体解大道　発無上意」
槌一下云、」
自帰依法　当願衆生　深入経蔵　智慧如海」
槌一下云、」
自帰依僧　当願衆生　統理大衆　一切無礙」
槌一下云、』
上来、説戒功徳、散霑法界、和南聖衆〈槌一下〉。」
諸仏出世第一快　聞法奉行安穏快」
大衆和合寂滅快　衆生離苦得脱快」
〈鳴槌二下〉』　（三三オ～三五オ）

①禅林寺本『瑩山清規』	④永光寺蔵麟広書写本
	（40開甘露門ハ本稿末ニ別途収録）
	⑥永光寺蔵光椿書写本
	（40開甘露門ハ本稿末ニ別途収録）

③大乗寺蔵愚休書写本（文明八年書写）

能州洞谷山永光寺行事次序

開闢　瑩山　紹瑾　記

月中行事」

一日。粥ノ時、維那、白槌シテ云ク、稽首薄伽梵円満修多羅、」大聖菩薩僧、功徳難思議。又云ク、今晨修設五味粥」〈或ハ云ク／浄粥〉一堂、奉為今上皇帝聖寿無疆、仰憑尊衆」念。十仏名、如シ常ノ。粥罷テ、鳴レ鐘ヲ三会、就テ大殿ニ諷経アリ。或ハ立ツ」今上皇帝ノ牌ヲ於正面主位ニ。主人、仏前ニシテ三尊焼香了テ、」帰テ本位ニ、当面ニシテ礼スルコト中尊ヲ三拝ナリ〈行者若ハ侍／者、展ニフ拝席ヲ〉。拝了テ、収テ拝席ヲ」後、維那、諷経ス。大円満呪一遍、消〈災〉呪三遍ナリ。大衆、合』掌シテ誦ス。不レ著ニ頭帽ヲ、消〈災〉呪ノ始メ、回向ノ始メ、倶ニ主人焼香ス。三」尊ノ仏前、如法ニ荘厳セヨ。大衆、慇重惶恐ス、是レ常ノ礼法ナリ也。不」可レ聊爾ナル。

⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年開版）

加州椙樹林大乗護国禅寺行事次序

第二世　瑩山　紹瑾　編

月中行事」

一日。粥ノ時、維那、白槌シテ云ク、稽首薄伽梵円満修多羅、」大聖菩薩僧、功徳難思議。又云ク、今晨修設五味粥」〈或ハ云ク／浄粥〉一堂、奉為今上皇帝聖寿無疆、仰憑尊衆」念。十仏名、如レ常ノ。粥罷テ、鳴レ鐘ヲ三会、就テ大殿ニ諷経アリ。或ハ立ツ」今上皇帝ノ牌ヲ於正面主位ニ。主人、仏前ニシテ三尊焼香了テ、」帰テ本位ニシテ、当面ニシテ礼スルコト（ママ）中尊ヲ三拝ナリ〈行者若ハ侍／者、展ニフ拝席ヲ〉。拝了テ、収テ拝』席ヲ』後、維那、諷経ス。大円満呪一遍、消〈災〉呪三遍ナリ。大衆、合』掌シテ誦ス。不レ著ニ頭帽ヲ、消〈災〉呪ノ始メ、回向ノ始メ、倶ニ主人焼香ス。三」尊ノ仏前、如法ニ荘厳セヨ。大衆、慇重惶恐ス、是レ常ノ礼法ナリ也。不」可レ

⑨卍山開版『瑩山清規』（延宝九年開版）

月中行事第二　正月」

一日。粥時、維那、白槌シテ云、稽首薄伽梵、円満修多羅、大聖」菩薩僧、功徳難思議。又云、今晨修設五味粥〈或ハ云／浄粥〉一堂」、奉為」今上皇帝聖寿無疆、仰憑尊衆念。十仏名、如レ常ノ。粥罷、」鳴レ鐘ヲ三会、就テ大殿ニ諷経アリ。或ハ立ツ　今上皇帝ノ牌ヲ於正面ノ主』位ニ。主人、仏前ニ三尊ノ焼香了テ、帰テ本位ニ、当面ニシテ礼（ママ）中尊ヲ三拝〈行／者〉若シハ侍者、／展ニ拝席ヲ〉。拝了テ、収テ拝席ヲ後、維那、諷経ス。大円満呪一遍、消〈災〉」呪三遍ナリ。大衆、合掌シテ誦ス。不レ著ニ頭帽ヲ、消〈災〉呪ノ始メ、回向ノ始メ、倶ニ主」人焼香ス。三尊ノ仏前、如法ニ荘厳セヨ。大衆、慇重惶恐ス、是レ常ノ礼法ナリ也。」不レ可ラ聊爾ナル。　次ニ

次ニ小師等、礼スルコトハ主人ヲ一、粥罷テ、祝聖諷経ノ後、侍」者小師等、上ノ二寝シ堂ニ、請シ出シテ主人ヲ一、令レ著テ椅ニ、頭カシラヲ侍者、一人」焼香礼賀ス。大展九拝ナリ也。次ニ参学ノ小師、或ハ法属ノ礼賀ハ、」若ハ在二答拝一ニ、或ハ入室ノ小師ハ、焼香九拝ナリ。若シ出世ノ小師ノ一者、」不シテ群セ礼拝スルナリ也。次ニ沙弥童行、或ハ尼衆、礼賀。若ハ俗弟、礼」賀ス。

次ニ上堂。恐祝慇重、賀謝如法ニシテ、不レ挙二禁忌ノ言ヲ一、不レ」正二僧中ノ非ヲ一。荘厳如法、一切惶恐ニシテ、不ス袖ニ叉手ヲ一、不レ著二頭」帽ヲ一、必ス巡堂ス。主人、使レ侍者ヲ点湯セ、如二名徳ノ首座及ヒ尊宿一、」在レ堂ニ、侍者、請テ二主人ノ坐具ヲ一而行礼ス。是慇重ノ儀ナリ也。古儀ニハ」者、如シハ二朔望陞座一者、不レ可二祝聖闕如ス一。故ニ若シハ主人病患シ」他游スルカ者、首座、代テ拈香陞座ス。首座、陞座スル時ハ者、堂頭ノ侍」者、奉香シテ焼香如シ二主人ノ一。但シ維那、請スル之而已。代ル二主人一故ナリ。」如二四節聊爾ナル。

次ニ小師等、礼スルコトハ主人ヲ一、粥罷テ、祝聖諷経ノ後、侍」者小師等、上ノ二寝シ堂ニ、請シ出シテ主人ヲ一、令レ著テ椅ニ、頭カシラヲ侍者、一人」焼香礼賀ス。大展九拝ナリ也。次ニ参学ノ小師、或ハ法属ノ礼賀ハ、」若ハ在二答拝一ニ、或ハ入室ノ小師ハ、焼香九拝ナリ。若シハ出世ノ小師ノ一者、」不シテ群セ礼拝スルナリ也。次ニ沙弥童行、或ハ尼衆、礼賀。若ハ俗弟、礼」賀ス。

次ニ上堂。恐祝慇重、賀謝如法ニシテ、不レ挙二禁忌ノ言ヲ一、不レ』正二僧中ノ非ヲ一。荘厳如法、一切惶恐ニシテ、不ス袖ニ叉手ヲ一、不レ著二頭」帽ヲ一、必ス巡堂ス。主人、使レ侍者ヲ点湯セ、如二名徳ノ首座及ヒ尊宿一、」在レ堂ニ、侍者、請テ二主人ノ坐具ヲ一而行礼ス。是慇重ノ儀ナリ也。古儀ニハ」者、如シハ二朔望陞座一者、不レ可二祝聖闕如ス一。故ニ若シハ主人病患シ」他游スルカ者、首座、代テ拈香陞座ス。首座、陞座スル時ハ者、堂頭ノ侍」者、奉香シテ焼香如シ二主人ノ一。但シ維那、請スル之而已。代ル二主人一故ト。」如二四

小師等、礼ス二主人ヲ一。粥罷、祝聖諷経ノ後、侍」者小師等、上テ二寝堂ニ一、請シ出シテ主人ヲ一、令レ著カ椅ニ、頭ラヲ侍者、一人焼香」礼賀ス。大展九拝ナリ也。次ニ参学ノ小師、或ハ法属ノ礼賀ハ、若ハ有二答」拝一、或ハ入室ノ小師ハ、焼香九拝ナリ。若シ出世ノ小師ハ、不シテ群礼拝スルナリ也。」次ニ沙弥童行、或ハ尼衆、礼賀。若ハ俗弟、礼賀ス。次ニ上堂。恐祝」慇重、賀謝如法ニシテ、不レ挙二禁忌ノ言ヲ一、不レ正サ僧中ノ非ヲ一。荘厳如法、一』切惶恐シテ、不レ袖ニセ叉手ヲ一、不レ著二頭」帽ヲ一、必ス巡堂ス。主人、使シテ侍者ヲ点湯一一、」如二名徳ノ首座及ヒ尊宿、在カ堂ニ、侍者、請テ二主人ノ坐具ヲ一而行礼ス。是レ」慇重ノ儀ナリ也。古儀ニハ者、如シハ二朔望陞座一ニ、不レ可二祝聖闕如ス一。故ニ若シ主」人病患シ他遊スレハ、首座、代テ拈香陞座ス。首座、陞座スル時ハ者、堂頭ノ侍」者、奉香焼香如シ主人ノ一。但シ維那、請スルノミ之ヲ而已。代ルカ二主人一故ニ、如シハ四」節秉払ノ首座ノ、向テ二両班

③大乘寺蔵愚休書写本

秉払ノ首座ノ、向テ両班大衆ニ不ニ問訊一。然而テ不サ尊ル重セ首座ハ者、不ルナリ代ラ也。立僧ノ首座、及ヒ退院ノ長老等ノ首座トシテ」充レ職ニ時ハ、主人、命シテ之而令ル陞座セ也。不レ命セ者ハ不レ行ナハ。陞座」罷テ、巡堂アリ。首座、引テ大衆ヲ堂前排立シテ、揖シテ問訊シテ、首座、引テ大」衆ヲ入堂シテ、自ニ上間一次第ニ排立ス。侍者、同ク入堂シテ、後門ニ望テ聖」僧ノ龕ヲ立ツ。以テ南ヲ為レ下ト。次ニ主人入堂、焼香シテ自ニ上間一巡堂シ、』堂外同ク巡回シテ入堂、当面問訊シテ、而至テ椅ノ前ニ立ツ。巡堂ノ間タ、」大衆曲躬問訊、低頭シテ而過ス主人ヲ也。次ニ知事入堂シテ、自リ上間一巡堂ス。主人ニ問訊シ了テ、首座ニ問訊シテ、次第ニ巡リ行テ出ツル堂」外ニ時キ、侍者ハ自レ下連リ出ル也。頭ノ侍者ハ、留テ而当面ニ問訊シテ、而」請フ著座ヲ。大衆、普同問訊シテ、揖シテ上下ヲ上リ牀ニ、棄テ、鞋ヲ著座、

⑦月舟開版『瑩山清規』

節秉払ノ首座ノ、向テ両班大衆ニ不ニ問訊一。然而不サ尊ル重セ首座ハ者、不ルナリ代ラ也。立僧ノ首座、及ヒ退院ノ長老等ノ首座トシテ」充レ職ニ時ハ、主人、命シテ之而令ル陞座セ也。不レハ命者不レ行ナハ。陞座』罷テ、巡堂アリ。首座、引テ大衆ヲ堂前排立シテ、揖シテ問訊シテ、首座、引テ大」衆ヲ入堂シテ、自ニ上間一次第ニ排立。侍者、同ク入堂シテ、後門ニ望テ聖」僧ノ龕ヲ立ツ。以テ南ヲ為レ下ト。次ニ主人入堂、焼香シテ自ニ上間一巡堂シ、」堂外同ク巡回シテ入堂、当面問訊シテ、而至テ椅ノ前ニ立ツ。巡堂ノ間、」大衆曲躬問訊、低頭シテ而過ス主人ヲ也。次ニ知事入堂シテ、自リ上間一巡堂ス。主人ニ問訊シ了テ、首座ニ問訊シテ、次第ニ巡リ行テ出ツル堂」外ニ時キ、侍者ハ自レ下連リ出ル也。頭ノ侍者ハ、留テ而当面ニ問訊シテ、而」請フ著座ヲ。大衆、普同問訊、揖シテ上下ヲ上リ牀ニ、棄テ、鞋ヲ著座、儼」

⑨卍山開版『瑩山清規』

大衆ニ不ニ問訊一。然トモ而不ル尊重ナラ首座ハ者、」不ルナリ代ラ也。立僧ノ首座、及ヒ退院長老等ノ首座充職ノ時ハ、主人、命シテ」レ之ニ而令ル陞座セ也。不レハ命者不レ行ナハ。陞座罷、巡堂アリ。首座、引テ大衆ヲ」入堂シテ、自ニ上間一次第ニ排立ス。侍者、同ク入堂シテ、後門ニ望テ聖僧ノ龕ヲ立ツ。」以テ南ヲ為レ下ト。次ニ主人入堂、焼香シテ自リ上間一巡堂シ、堂外同ク巡回シテ』入堂、当面ニ問訊シテ、而至テ椅ノ前ニ立ツ。巡堂ノ間、大衆曲躬問訊、低」頭シテ而過ス主人ヲ也。次ニ知事入堂シテ、自リ上間一巡堂ス。問ニ訊シ主人ニ了テ、」問ニ訊シ首座ニ、次第ニ巡行テ出ル堂外ニ時キ、侍者ハ自レ下連リ出ル也。頭ノ侍」者ハ、留テ而当面ニ問訊シテ、而請フ著座ヲ。大衆、普同問訊シ、揖シテ上下ヲ上リ」牀ニ、棄テ鞋ヲ著座シ、儼然トシテ而坐ス。(レ脱カ)叉手当胸シテ、不レ著ニ帽子ヲ。侍者、焼香、」聖僧上下間、堂外ニ

儼」然トシテ而坐ス。叉手※当胸シテ、不レ著キ二帽子ヲ一。侍者、焼香シテ、聖僧上下」間、堂外ニ問訊ス。是ヲ云※二四処ノ問訊ト一。堂前ノ鐘、鳴ナラスコト二下スレハ、盞橐サンタク」入ル、ナリ。行ヒキレ湯ヲ罷テ、又問訊如レ前。又二下スレハ、盞橐タクヲ出イタス。又※鐘」二下スレバ、大衆合掌シ、第三下ニ揖シテ問訊シテ、下テレ牀ヲ問訊シテ散チル。」主人巡堂ノ時キ、香合カウハコハ童行及ヒ行者、持モツテレ之ヲ随テ入堂ス。仏殿』及ヒ諸堂焼香ノ時ンハ者、侍者持テレ之ヲ随従スルナリ也。」（八オ～一〇オ）

※惶…同行末ノ「不」ノ次ニ「惶上」トアリ、「重」ノ下ニ「〇」ヲ付シテ、「〇」ノ右ニ「。惶。」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

※出也…左、「従後門出也」注記アリ。

※座…下、「○○」アリ、上欄外ニ「首座イ」アリ。

※手…右下、「ス」トアルヲ抹消ス。

※云…同行末ノ「橐」ノ次ニ「上云」トアリ、「是」ノ下ニ「〇」ヲ付シテ、右下ニ「○云」ト記シテ補ウ。

然トシテ而坐ス。叉手当胸シテ、不レ著キ二帽子ヲ一。侍者、焼香シテ、聖僧上下』間、堂外ニ問訊ス。是ヲ云二四処ノ問訊ト一。堂前ノ鐘、鳴ナラスコト二下スレハ、盞橐サンタク（脱カ）」入ル、ナリ。行ヒキレ湯ヲ罷テ、又問訊如レ前ノ。又二下スレハ、盞橐タクヲ出イタス。又鐘二下スレハ、」大衆合掌シ、第三下ニ揖シテ問訊シテ、下テレ牀ヲ問訊シテ散チル。主人巡堂ノ」時キ、香合カウハコハ童行及ヒ行者、持テレ之随テ入堂ス。仏殿及ヒ諸堂焼」香ノ時ハ者、侍者持テレ之ヲ随従スルナリ也。」（上冊八オ～一〇オ）

※出也…左、「従後門出也」注記アリ。

問訊ス。是ヲ云フ二四処ノ問訊ト一。堂前ノ鐘、鳴スコト二下スレハ、」盞橐ヲ入ル、ナリ。行ヒキレ湯ヲ罷テ、又問訊如シレ前ノ。又鐘二下スレハ、盞橐ヲ出ス。放参鐘」三下、第二下ニ大衆合掌シ、第三下ニ揖シテ問訊シ、下テレ牀ヲ問訊シテ散ス。主」人巡堂ノ時キ、香合童行及ヒ行者、持テレ之ヲ随テ入堂ス。仏殿及ヒ諸堂」焼香ノ時ハ者、侍者持テレ之ヲ随従スルナリ也。』（上冊六ウ～八オ）

③大乗寺蔵愚休書写本

※又鐘…「放参鐘三」下ナリ第」トアルヲ抹消シ、「参鐘」ノ右ニ「又鐘」ト記シテ訂正ス。

二日。土地ノ粥ノ歎仏、如シ二一日ノ一。今晨修設豆粥一堂、奉」為当山土地、当山龍王、増加威光、護法安人、仰憑」尊衆念。十仏名、如シ常ノ。粥罷テ、大殿諷経罷テ、」又鳴ラシテ鐘ヲ、就テ二土地堂ニ一諷経アリ。主人、焼香三度ナリ。如シ二大殿祝」聖諷経ノ一。主人若シ不レハ出テ者、都寺監寺等代テ焼香ス。知事」不レハ出テ者ハ、侍者代テ焼香ス。縦ヘ知事、雖ニ焼香スト一、或ハ侍者焼香ス。」若ハ侍者、知事不ス二焼香セ一。祝聖諷経ハ、主人不レハ出テ者、」上知事、必ス焼香礼拝スルコト、如シ二主人ノ一。知事不レハ出、侍者、代テ焼」香礼拝スル也。二日、入室ノ牌掛レハ者、不二放参セ一。即チ入室ノ鼓』鳴レハ者、大衆、斉ク上テ二方

⑦月舟開版『瑩山清規』

二日。土地ノ粥ノ歎偈、如シ二一日ノ一。今晨修設豆粥一堂、奉」為当山土地、当山龍王、増加威光、護法安人、仰憑」尊衆念。十仏名、如シ常ノ。粥罷テ、大殿諷経罷テ、又鳴ラシテ鐘ヲ、就テ」二土地堂ニ一諷経アリ。主人、焼香三度ナリ。如シ二大殿祝聖諷経ノ一。主』人若シ不レハ出テ者、都寺監寺等代テ焼香ス。知事不レハ出テ者、侍」者代テ焼香ス。縦ヒ知事雖ヘトモ二焼香スト一、或ハ侍者焼香ス。若ハ侍者焼」香スレハ、知事不レ焼香セ。祝聖諷経ハ、主人不レハ出テ者、上知」事、必ス焼香礼拝スルコト、如シ二主人ノ一。知事不レハ出、侍者、代テ焼香礼」拝也。　二日入室ノ牌掛レハ者、不二放参セ一。即チ入室ノ二」鼓鳴レハ者、大

⑨卍山開版『瑩山清規』

二日。土地ノ粥ノ歎偈、如シ二一日ノ一。今晨修設豆粥一堂、奉為当」山土地、当山龍王、増加威光、護法安人、仰憑尊衆念。」十仏名、如シ常ノ。粥罷、放参鐘ノ後チ、大殿諷経罷テ、又鳴シテ鐘ヲ、就テ二土」地堂ニ一諷経アリ。主人、焼香三度ナリ。如シ二大殿祝聖諷経ノ一。主人若シ不レハ」レ出、都寺監寺等、代テ焼香ス。知事不レハ出、侍者代テ焼香ス。縦ヒ知事」雖トモ二焼香スト一、或ハ侍者焼香ス。若ハ侍者焼香スレハ、知事不レ焼香セ。祝聖諷」経ハ、主人不レハ出、上知事、必ス焼香礼拝スルコト、如シ二主人ノ一。知事不レハ出、侍」者、代テ焼香礼拝スルナリ也。若シ二日、入室ノ牌掛レハ者、不二放参セ一。即チ入室ノ」鼓鳴レハ者、大衆、斉ク上テ二

丈ニ、焼香三拝ス。不レ論二知事頭首両一班ヲ、首座ヲ為シテ上首ト、焼香シテ次第ニ排立シテ、而進テ歩ヲ入室ス。入室ノ」法ハ者、一衆、各焼香礼三拝シテ後チ、各ノ排立スルコトハ、焼香ノ次第ナリ也。」不レ論二寺官及ヒ臘次ヲ一。立定シテ後、侍者、引テ同般ヲ、望二席端ヲ一、問ニ訊シテ主人ニ、而頭ノ侍者、一人出、堂外ニ、向テ首座ニ問訊。進前シテ」云ハク、請入室ト。首座、入室シテ、当面ノ席端ニ問訊シテ、禅牀ノ右角ニシテ問」訊シテ、右ニ転シテ身ヲ問訊シテ、斜メニ立テ通話シ、了テ問訊シテ、当面ノ席端ニシテ頓拝ス。」所謂、右手ニ取二坐具ヲ一、直投地一拝シ、起立問訊シテ、自二主位一」出テ、問ニ訊スレハ次ノ人ニ、次ノ人進テ歩問訊シテ、入室スルコト如レ前ノ。人人横歩」進ム。衆ノ入室罷テ、侍者、従レ下入テ、至テ二左辺ノ禅牀ノ角一通話シテ、従リ』賓位一出テ、問ニ訊ス次ノ人ニ。入室罷テ、頭ノ侍者、通話シ頓拝シ了テ、巻ク」レ席ヲ。入室罷テ、鳴シテ鐘ヲ、土地堂諷経、如レ前ノ。」

衆、斉ク上テ方丈ニ、焼香三拝ス。不レ論二知事頭首一両班ヲ、首座ヲ為シテ上首ト、焼香次第ニ排立シテ、而進テ歩ヲ入室ノ」法ハ者、一衆、各焼香礼三拝シテ後チ、各ノ排立スルコト、焼香ノ次第ナリ也。不レ論二寺官及ヒ臘次ヲ一。立定シテ後、侍者、引テ同般ヲ、望二席端ヲ一、』問ニ訊シテ主人ヲ一、而頭ヵ侍者、」一人出レ堂外ニ、向テ首座ニ問訊。進」前シテ云ク、請入室ト。首座、入室シテ、当面ノ席端ニ問訊シテ、禅牀ノ右角ニシテ」問訊シテ、右ニ転シテ身ヲ問訊シテ、斜メニ立テ通話シ、了テ問訊シテ、当面ノ席端ニシテ頓拝ス。所謂、右手ニ取二坐具ヲ一、直投地一拝シ、起立問訊シテ、自二主」位一出テ、問ニ訊スレハ次ノ人ニ、次ノ人進テ歩問訊シテ、入室スルコト如レ前ノ。人人横」歩進ム。衆ノ入室罷テ、侍者、従レ下入テ、至テ二左辺ノ禅牀ノ角一通ニ話シテ、」従リ二賓位一出テ、問ニ訊ス次ノ人ニ。入室罷テ、頭ノ侍者、通話シ頓拝シ了テ、」巻レ席ヲ。入室罷テ、鳴シテ鐘ヲ、土地堂諷経、

方丈ニ、焼香三拝ス。不レ論二知事頭首一両班ヲ、」首座ヲ為ス上首ト。焼香シテ次第ニ排立シテ、而進テ歩ヲ入室ス。入室ノ法ハ者、一』衆、各焼香礼三拝シテ後チ、各排立スルコト、焼香ノ次第ナリ也。不レ論二寺官及ヒ」臘次ヲ。立定シテ後チ、侍者、引テ同般ヲ、望テ席端ヲ、問ニ訊シテ主人ヲ、而頭侍者、」一人出レ堂外ニ、向テ首座ニ問訊。進前シテ云ク、請ス入室。首座、入室シテ、当」面ノ席端ニ問訊シ、禅牀ノ右角ニ問訊シ、右ニ転レシテ身ヲ問訊シテ、斜ニ立テ通話シ、了テ」問訊シテ、当面ノ席端ニシテ頓拝ス。所謂ル、右手ニ取二坐具ヲ一、直ニ投地一拝シ、起」立問訊シテ、自二主位一出テ、問ニ訊スレハ次ノ人ニ、次ノ人進テ歩ヲ問訊シテ、入室スルコト如シ前ノ。」人人横歩シテ進ム。衆ノ入室罷テ、侍者、従レ下入テ、至テ二左辺シテ禅牀角一通」話シテ、従リ二賓位一出テ、問ニ訊ス次ノ人ニ。入室罷テ、頭侍者、通話シ頓拝シ了テ、巻ク」レ席ヲ。入室罷テ、鳴シテ鐘ヲ、土地堂諷経、如シ例ノ。」（上冊八ウ～九オ）

③大乗寺蔵愚休書写本

（一〇オ～一一オ）

三日。檀那粥ノ歎仏、※如前ノ。今晨浄粥一堂、奉為本寺」檀那、十方施主、福寿荘厳、仰憑尊衆念。就テ大殿ニ」諷経アリ。無拝。唯焼香如法ナリ也。知事侍者、若ハ代ハルコト主人ノ不」レ出、如二土地堂一ノ。次ニ庫下ニ諷経アリ。鳴レ鐘ヲ、維那、引テ衆ヲ赴ク庫」下ニ。知事、接入レ主人ヲ、又奉レ送リ。主人ハ、占二主位一ヲ。主人入テ後、」知事、倚テ主位ニ、接二入ル大衆ヲ。首尾如レ此ノ。」

※仏…「仏」ノ「ム（弗）」部分ヲ抹消シ、右ニ「偈」アリ。

※粥罷…下、「放参ノ鐘ノ後」トアルヲ抹消ス。

※者…右下、「㊉」、下、「○」アリ、上欄外ニ「㊉焼香スレハ」アリ。

※知…上、「或ハ」トアルヲ抹消ス。

⑦月舟開版『瑩山清規』

（上冊一〇オ～一一オ）

如レ前。」

三日。檀那粥ノ歎偈、如レ前ノ。今晨浄粥一堂、奉為本寺檀那、』十方施主、福寿荘厳、仰憑尊衆念。就テ大殿ニ」諷経アリ。無拝。唯焼香如法ナリ也。知事侍者、若ハ代ハルコト主人ノ不ルニ」レ出、如二土地堂一ノ。次ニ庫下ニ諷経アリ（ヒカ）。鳴レ鐘ヲ、維那、引テ衆ヲ赴ク庫」下ニ。知事、接入レ主人ヲ、又奉レ送リ。主人ハ、占二主位一ヲ。主人入テ後、」知事、倚テ主位ニ、接二入ル大衆ヲ。首尾如レ此。」

⑨卍山開版『瑩山清規』

三日。檀那粥ノ歎偈、如レ前ノ。今晨浄粥一堂、奉為本寺檀那、』十方施主、福寿荘厳、仰憑尊衆念。　十仏名、如レ常ノ。粥罷、就テ大殿ニ諷経アリ。無拝。唯焼香如法ナリ也。知事侍者、若ハ代ルコト主人ノ」不ルニ出、如二土地堂一ノ。次ニ庫下ニ諷経アリ。鳴レ鐘ヲ、維那、引テ衆ヲ赴ク庫下ニ、」知事、接二入シ主人ヲ、又奉送ス。主人ハ、占二主位一ヲ。主人入テ後、知事、倚テ」主位ニ、接二入ス大衆ヲ。首尾如レ此。　斎罷、維那、

斎罷テ、維那、報シ二主人一ニ、稟レ命ヲ掛ク二念誦ノ牌一ヲ。無シ二晡時ノ坐禅一。僧」堂、香華灯燭弁備シ了テ、維那、令メテ二堂司供司一ヲ、主人及ヒ諸ノ寮ニ令メテ二報知一セ、自リ二方丈一打コト版ヲ各ノ三下ス。土地堂仏殿等諸」堂、皆荘厳。主人、先ツ下テ二土地堂一ニ焼香、次ニ大殿焼香三」拝ス。祖師堂ノ焼香了テ、入堂ス。此ノ間、緩声ニ鳴ラスコト二大鐘ヲ一数下、主」人、赴堂スレハ、堂前ノ鐘、鳴コト之ヲ三会ルナリ。大衆ハ堂前ニ排立シテ、南ハ首座ヲ」為シ上ト、北ハ都寺ヲ為レ上ト。主人、或ハ当面、或ハ脇門ヨリ入ハ、大衆、普」同問訊ス。主人、直ニ入テ焼二香シテ聖僧ニ、出堂シテ倚テ二主位一ニ問訊スル時キ、」大衆同シク問訊ス。下ノ侍者、二人出班シテ、一人ハ問二訊シ都寺一ス、一」人ハ問二訊ス首座一ニ。念誦罷テ、報スルナリ巡堂及ヒ点湯ヲ。如レ無シ二点湯一、無シ二」此ノ問訊一。是レ常ノ儀也。次ニ維那、出班シテ当面問訊スレハ、大衆、普」同問訊シテ、捧ケ合掌ヲ一念誦ス。所謂、維那念仏一遍ノ間、

斎罷テ、維那、報シ二主人一ニ、稟レ命ヲ掛ク二念誦ノ牌一ヲ。無シ二晡時坐禅一。僧」堂、香華灯燭弁備シ了テ、維那、令メテ二堂司供司一ヲ、主人及ヒ諸」寮ニ令メテ二報知一セ、自リ二方丈一打コト版ヲ各ノ、三下ス。土地堂仏殿等諸」堂、皆荘厳。主人、先ツ下テ二土地堂一ニ焼香、次ニ大殿焼香三」拝ス。祖師堂ノ焼香了テ、入堂ス。此ノ間、緩声ニ鳴二大鐘一数下、主」人、赴堂スレハ、堂前ノ鐘、鳴コト之ヲ三会ルナリ。大衆ハ堂前ニ排立ス。南ハ首座ヲ」為レ上ト、北ハ都寺ヲ為レ上ト。主人、或ハ当面、或ハ脇門ヨリ入ハ、大衆、普」同問訊ス。主人、直ニ入テ焼二香シテ聖僧一、出堂シテ倚テ二主位一ニ問訊スル時キ、」大衆同ク問訊ス。下ノ侍者、二人出班シテ、一人ハ問二訊シ都寺一ニ、一」人ハ問二訊ス首座一ニ。念誦罷テ、報スルナリ巡堂及ヒ点湯ヲ。如レ無シ二点湯一、無シ二」此ノ問訊一。是レ常ノ儀也。次ニ維那、出班シテ当面問訊スレハ、大衆、普」同問訊シテ、捧ケ合掌ヲ一念誦ス。所謂、維那念仏一遍ノ間、各〻十」遍ヲ念

報シ二主人一ニ、稟レ命ヲ掛ク二念誦ノ牌一ヲ。晡時、無シ二坐禅一。僧堂、香華灯燭弁備シ了テ、維那、令メテ下メ堂」司供司一ヲ、報中知主人及ヒ諸寮ニ、自リ上二方丈一打コト版ヲ各三下ス。土地堂」仏殿等ノ諸堂、皆ナ荘厳ス。主人、先ツ下テ二土地堂一ニ焼香、次ニ大殿一焼」香三拝ス。祖師堂ノ焼香了テ、入堂ス。此ノ間、緩声ニ鳴二大鐘一ヲ数下、主」人、赴堂スレハ、堂前ノ鐘鳴コト之ヲ三会ス。大衆ハ堂前ニ排立ス。南ハ首座ヲ為レ上ト、』北ハ都寺ヲ為レ上ト。主人、或ハ当面、或ハ脇門ヨリ入レハ、大衆、普同問訊ス。主」人、直ニ入テ焼二香シテ聖僧一、出堂シテ倚テ二主位一ニ問訊スル時キ、大衆同ク問訊ス。下ノ」侍者、二人出班シテ、一人ハ問二訊シ都寺一ニ、一人ハ問二訊ス首座一ニ。念誦罷テ、」報スルナリ巡堂及ヒ点湯ヲ。如レ無シ二点湯一、無シ二此ノ問訊一。是レ常ノ儀ナリ也。次ニ維那、」出班シテ当面ニ問訊スレハ、大衆、普同問訊シテ、捧テ合掌ヲ一念誦ス。謂ク、維那念」仏一遍ノ間、各十遍念シテ、報ス二龍天一ニ。念誦

③大乗寺蔵愚休書写本

各(オノく)十』遍ヲ念シテ、報ス二龍天一ニ。念誦罷テ、維那、問訊スレハ、大衆、普同問訊ス。維』那、入衆(ニツ)スレハ、主人、首座ト都寺ト揖シテ問訊シテ入堂シ、当面問訊シテ、順ニ」転シテ立ツ二椅前一ニ。首座、引テ二同伴一ヲ入堂シテ、問二訊シテ一聖僧ニ順転シテ、問二訊シテ」主人ニ、著ク二位ノ前一ニ。大衆三人、各ノ作(ナシ)テ二一般一ヲ、自レ上間次第ニ入」堂シテ、排立シテ巡入シ了テ、侍者ハ、自レ下位入堂シテ、作(ナシ)テ二一般一ヲ入堂シテ、後」門ニ排立ス。知事、作テ二一般一ヲ入堂、巡堂一匝シテ出ル時キ、侍者モ出(イ)ッ。」頭(カシラ)ノ侍者ハ、留テ二南頬一ニ、進テ当面ニ問訊スレハ、大衆同ク問訊シテ、一時ニ棄(ステ)テ、」レ鞦(ク)ヲ著座ス。点湯アリ。如シ二陞座罷※点湯一ノ。如シ無カ点湯一、念誦罷テ問」訊ノ後チ、令(シム)テ二童行ヲ一喝(トナヘ)テ二免(ウ)巡堂ヲ一。打テハ放参(シム)ノ鐘ヲ、大衆、各ノ帰テ二被位ニ一展レ単ヲ。如シハ二巡堂スル時ノ一、雖モ非ストモ自カ被位ニ一、下テ床ヲ展(ノフ)レ単ヲ。是レ常ノ法(ハフ)ナリ也。』

⑦月舟開版『瑩山清規』

シテ、報ス二龍天一ニ。念誦罷テ、維那、問訊スレハ、大衆、普同問訊ス。維』那、入衆スレハ、主人、首座ト都寺ト揖シテ問訊シテ入堂シ、当面問訊シテ、順ニ」転シテ立ツ二椅前一ニ。首座、引テ二同伴一ヲ入堂シテ、問二訊シテ聖僧ニ順転シテ、問二訊シテ」主人ニ、著ク二位ノ前一ニ。大衆三人、各ノ作(ナシ)テ二一般一ヲ、自レ上間次第ニ入」堂(ママ)、排立シテ巡入(ママ)シ了テ、侍者ハ、自レ下位入堂(ママ)、作(ナ)シテ二一般一ヲ入堂シテ、後」門ニ排立ス。知事、作テ二一般一ヲ入堂、巡堂一匝シテ出ル時キ、侍者モ出(イ)ッ。」頭(ラ)ノ侍者ハ、留テ二南頬一ニ、進テ当面ニ問訊スレハ、大衆同ク問訊シテ、一時ニ棄(ステ)テ、」鞦(クツ)ヲ著座ス。点湯アリ。如シ二陞座罷点湯一ノ。如レ無カ点湯一、念誦罷ニ」問訊ノ後チ、令(シム)テ二童行ヲ一喝(トナヘ)テ二免(ウ)巡堂ヲ一。打テハ放参(シム)ノ鐘ヲ、大衆、各ノ帰テ二被位ニ一展レ単ヲ。如シハ二巡堂スル時ノ一、雖モ非ストモ自カ被位ニ一、下テ床ヲ展レ単ヲ。是レ常ノ法ナリ』也。展単ノ後チ、和南如

⑨卍山開版『瑩山清規』

罷テ、維那、問訊スレハ、大衆、普」同問訊ス。維那、入衆スレハ、主人首座都寺、揖シテ問訊シテ入堂シ、当面ニ問」訊シテ、順ニ転シテ立ツ椅ノ前ニ。首座、引テ同伴ヲ入堂シテ、問ニ訊シテ聖僧ニ順(脱カ)転シテ、問ニ訊シテ」主人ニ、著ク二位ノ前一ニ。大衆三人、各ノ作シテ二一般一ヲ、自レ上間次第ニ入堂、排」立シテ巡入シ了(リ)レ下位入堂ス。作シテ二一般一ヲ入堂シ、後門ニ排立ス。知』事、作シテ二一般一ヲ入堂シ、巡堂一匝シテ出ル時キ、侍者モ出ッ。頭ノ侍者ハ、留テ二南頬ニ、」進テ当面ニ問訊スレハ、大衆同ク問訊シテ、一時ニ棄レ鞦ヲ著座ス。点湯アリ。如シ二陞座」罷ノ点湯一ノ。如レ無カ点湯一、念誦罷テ問訊ノ後チ、令シテ二下童行ヲ一喝中免巡堂ヲ、打ハ二上大衆、各帰テ被位ニ一展レ単ヲ。如シハ二巡堂スル時ノ一、雖モ非ストモ自ノ被位ニ一、下テ」牀ヲ展レ単ヲ。是レ常ノ法ナリ也。展単ノ後チ、和南如シ常ノ。其ノ後、諸堂各焼香スルコ

展単ノ後チ、和南如レ常ノ。其ノ後、諸堂各ノ焼香スルコト、随意也ナリ。」

四日。以下、居常ノ十仏名ナリ。無二歎仏一。只タ云フ二仰惟三宝咸一」賜証知、仰憑尊衆念ト。四日。剃髪沐浴アラハ者、坐禅ノ牌ヲ」不レ掛ケ。」

（一一オ～一二ウ）

※仏…「仏」ノ「厶（弗）」部分ヲ抹消シ、右ニ「偈」アリ。「四日」ノ「無歎仏」ノ「仏」モ同様ノ注記アリ。

※同…下、「〇」、上欄外ニ「時ニ」アリ。

※罷…右下、「テ」トアルヲ抹消ス。

※展…右、「□ン」ノ「□」部分ヲ抹消ス。

※アラハ…貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。

五日。上堂。若ハ略スレ之ヲ。」

六日。無二異ナル行法一。若ハ請益アリ。」

七日。若ハ有リ二入室一。」

八日。念誦。火徳諷経アリ。或ハ就テ二土地堂一ニ、若就テ二大殿一ニ。」

九日。剃髪沐浴。」

シ常ノ。其ノ後、諸堂各ノ焼香スルコト、随意ナリ也。」

四日。以下、居常ノ十仏名ナリ。無二歎偈一。只タ云フ、仰惟三宝咸」賜証知、仰憑尊衆念ト。四日。剃髪沐浴アラハ者、坐禅ノ牌ヲ」不レ掛ケ。」

（上冊一一オ～一三オ）

五日。上堂。若ハ略スレ之ヲ。」

六日。無二異ナル行法一。若ハ請益アリ。」

七日。若ハ有リ二入室一。」

八日。念誦。火徳諷経アリ。或ハ就テ二土地堂一ニ、若就テ二大殿一ニ。』

九日。剃髪沐浴。』

ト、」随意ナリ也。」

四日。剃髪沐浴ス。坐禅牌不レ掛ケ。

四日以下、居常ノ粥、十仏」名ナリ。無二歎偈一。只タ云フ、仰惟三宝咸賜証」知、仰憑尊衆念ト。」

（上冊九ウ～一〇ウ）

五日。上堂。若ハ略スレ之。　祖師堂諷経アリ。」

六日。無二異ナル行法一。若ハ有リ二請益一。』

七日。有リ二入室一。若ハ略スレ之ヲ。」

八日。念誦。火徳諷経アリ。或ハ就キ二土

③大乗寺蔵愚休書写本

十日。上堂。若ハ略ス。』
十一日。請益。一六ノ請益ハ、永平ノ古儀ナリ也。請益ノ法ハ者、」斎罷テ、侍者、報シテ維那ニ、掛ク請益ノ牌ヲ。晩間ニ、鳴スコト方丈ノ版ヲ三会スレハ、」大衆、威儀具足シテ、各ノ上ル方丈ニ。鳴スコト法堂西ノ鼓ヲ、長打一会スルナリ〈小打／無イ〉。」如シ小参ノ鼓ノ。大衆、各ノ当面ニ焼香ス。或ハ両人、或ハ三人。焼香シテ」次第ニ当面ニ排立ス。首座、進テ当面ニ問訊シテ、望テ禅床角頭ヲ。曲」躬問訊、叉手シテ云ク、某甲等、生死事大、無常迅速ナリ、伏テ望ラクハ、」和尚慈悲、開ニ示シタマヘ因縁ヲ。主人、黙許ス。下座シテ、与レ大衆礼三」拝シテ、収テ坐具ヲ、叉手曲躬シテ云ク、適応シテ請命ニ、有リ汚スコト宗風ヲ、仰テ慙」曩祖ヲ、伏テ愧ツト云テ大衆ヲ、上牀スレハ、首座、来テ禅床角頭ニ、挙スレハ因縁ヲ、主」人、挙シ拈シテ、説破下語シテ、下座スレハ、首座、

⑦月舟開版『瑩山清規』

十日。上堂。若ハ略ス。」
十一日。請益。一六ノ請益ハ、永平ノ古儀ナリ也。請益ノ法ハ者、」斎罷テ、侍者、報シテ維那ニ、掛ク請益ノ牌ヲ。晩間ニ、鳴スコト方丈ノ版ヲ三会スレハ、」大衆、威儀具足シテ、各ノ上ル方丈ニ。鳴スコト法堂西ノ鼓ヲ長打一会スル、」如シ小参ノ鼓ノ。大衆、各ノ当面ニ焼香ス。或ハ両人、或ハ三人。焼香シテ」次第ニ当面ニ排立ス。首座、進テ当面ニ問訊シテ、望テ禅床角頭ヲ曲」躬問訊、叉手シテ云ク、某甲等、生死事大、無常迅速ナリ、伏テ望ラクハ、」和尚慈悲、開ニ示シタマヘ因縁ヲ。主人、黙許ス。下座シテ、与レ大衆礼三」拝シテ、収テ坐具ヲ、叉手曲躬シテ云ク、適応シテ請命ニ、有リ汚スコト宗風ヲ、仰テ慙』曩祖ヲ、伏テ愧ツト云テ大衆ヲ、上牀スレハ、首座、来テ禅床角頭ニ、挙スレハ因縁ヲ、主」人、挙シ拈シテ話ヲ、説破下語シテ、下座スレハ、首座、帰ニ当面ニ謝拝。三

⑨卍山開版『瑩山清規』

地堂ニ、若ハ就ク大殿ニ。」
九日。剃髪沐浴。」
十日。上堂。若ハ略スレ之ヲ。」
十一日。請益。請益ノ法ハ者、斎罷ニ侍者、報シテ維那ニ、掛ク請益ノ牌ヲ。晩」間ニ、鳴スコト方丈ノ版ヲ三会スレハ、大衆、威儀具足シテ、各ノ上ル方丈ニ。鳴スコト法堂ノ西ノ」鼓ヲ、長打一会ス。如シ小参ノ鼓ノ。大衆、各ノ当面ニ焼香ス。或ハ両人、或ハ三」人。焼香シテ次第ニ当面ニ排立ス。首座、進テ当面ニ問訊シテ、望テ禅床角頭ヲ、」曲躬問訊、叉手シテ云ク、某甲等、生死事大、無常迅速、伏テ望ク和」尚慈悲、開ニ示シタマヘ因縁ヲ。主人、黙許シ下座シテ、与レ大衆礼三拝、収テ坐』具ヲ、叉手曲躬シテ云ク、適応シテ請命ニ、有リ汚スコト宗風ヲ、仰テ慙ツト云テ大」曩祖ヲ、伏テ愧ツト云テ大」衆ヲ、上牀スレハ、首座、来テ禅床角頭ニ、挙ス因縁ヲ。主人、挙拈シテ、説破下語シテ、」下座ス。

帰二当面ニ謝拝。三拝、或ハ』六拝、随レ時ニ。次次焼香シテ、後ニ排立シテ、次第ニ当面ニ問訊シテ、来テ禅」床角頭ニ、先ッ下語ス。下語畢テ、西辺ニ群立ス。又タ首座、如レ前ノ請スレハ二」主人ヲ。如レ前ノ聴許ス。礼儀如レ前ノ。一六ノ請益ハ、永平ノ古儀也。」当山、三一ニ行レ之ヲ。」

（一二ウ～一三ウ）

※〈小打／無〉…下欄外ニ「三字有／異本」（朱字）アリ。

※人…左下ニ「○」ヲ付シ、左ニ「即イ」アリ。

※拈シテ…左下ニ「○」ヲ付シ、左ニ「シテ話ヲイ」アリ。

十二日。入室。或ハ月ニ一度、若ハ夏中両三度。或ハ普説入」室。若ハ昧旦、若ハ薄暮、乃至夜半早暁ナリ。或ハ寝堂、若ハ照堂、」若ハ堂前。不レ定レ処ヲ、不レ定レ時ヲ。有道ノ古仏、天童ノ家風也。入」室ノ鼓ハ、法堂ノ西ノ鼓、長打三下

拝、」或ハ六拝、随レ時ニ。次次焼香シテ、後ニ排立シテ、次第ニ当面ニ問訊シテ、来テ二」禅床角頭ヲ、先ッ下語ス。下語畢テ、西辺ニ群立ス。又タ首座、如レ前ノ」請スレハ、主人、如レ前ノ聴許ス。礼儀如レ前ノ。一六ノ請益ハ、永平ノ古儀」也。当山、三一ニ行レ之ヲ。」

（上冊一三オ～一四オ）

首座、帰テ二当面ニ謝拝ス。三拝、或ハ六拝、随レ時ニ。次次焼香シテ、後ニ」排立シテ、次第ニ当面ニ問訊シテ、来テ二禅牀角頭ニ、先ッ下語ス。下語畢テ、西辺ニ」群立ス。又タ首座、如レ前請スレハ、主人、如レ前ノ聴許ス。礼儀如レ前ノ。一六ノ請」益ハ、永平ノ古儀ナリ也。当山ニハ、三一ニ行レ之ヲ。」

（上冊一〇ウ～一一ウ）

十二日。入室。或ハ月ニ一度、若ハ夏中両三度。或ハ普説ノ入室。若ハ」昧旦、若ハ薄暮、乃至夜半早暁ナリ。或ハ寝堂、若ハ照堂、若ハ堂前。不」レ定レ処ヲ、不レ定レ時ヲ。有道ノ古仏、天童ノ家風ナリ也。入室ノ鼓ハ、法堂ノ西ノ鼓、」長打三

③大乘寺蔵愚休書写本

ス。或堂前ニシテ、叩キ二入室ノ牌ヲ一、或ハ打コト二」寮前ノ鈑ヲ一三下ナリ。普説ハ者、西ノ鼓、長打五下ス。若コンハ下大衆、遶二立シテ」禅椅イヲ一、虚心聴法シテ、普説了ヲハルカ上、主人、以テ二払子ヲ一、打テ二禅床角ヲ一云ク、』請シン入室ニツシツト。不レス論セ二誰タレ人ヲ一、禅床ニ近チカキ人、進テ二禅床角ニ一、通話シテ出ツ。次ニ」当面ニ問訊シテ、出テ※尽ツクレハ、侍者、通話シテ当面ニ問訊スレハ、主人下座ス。或ハ」三八ニ普説アリ。或ハ時候不レス定サラ、有リ二主人ノ意ニ一。」

十三日。念誦アリ。廿三日モ同シ。」

十四日。廿四日。剃髪沐浴、如シ常ノ。

十四日。先師徹※」通忌キナリ。故カヘニ、予カ現存ノ之間タ者ハ、不レ論セ二在寺不在寺ヲ一、必ス就テ二塔」頭ニ一、諷経一会ス。主人不レハ二出仕セ一者、侍者、代テ焼香礼拝ス。」

十五日。粥ノ時キ、歎偈※アリ。粥罷テ人事スアリ。祝聖諷経、上堂、巡堂、」朔望サクマウ一致チナリ。斎罷テ、布薩ノ作法、在リ二別紙

⑦月舟開版『瑩山清規』

ス。或ハ堂前ニシテ叩キ二入室ノ牌ヲ一、或ハ打コト二」寮前ノ鈑ヲ一三下ナリ。普説ハ者、西ノ鼓、長打五下ス。若コンハ下大衆、遶二立ス」禅椅イヲ一、虚心聴法シテ、普説了ルカ上、主人、以テ二払子ヲ一、打テ二禅床角ヲ一云ク、」請シン入室ニツシツト。不レス論セ二誰レ人ヲ一、禅床ニ近キ人、進テ二禅床角ニ一、通話シテ出ツ。次ニ」当面ニ問訊シテ、出テ尽レハ、侍者、通話シテ当面ニ問訊スレハ、主人下座ス。或ハ」三八ニ普説アリ。或ハ時候不レス定ラ、有リ二主人ノ意ニ一。」

十三日。念誦アリ。廿三日モ同シ。」

十四日、廿四日。剃髪沐浴、如シ常ノ。

十四日。先師徹」通忌ナリ。故ヘニ、予カ現存ノ之間タ者ハ、不レ論二在寺不在寺ヲ一、必ス就テ二塔』頭ニ一諷経一会ス。主人不レハ二出仕セ一者、侍者、代テ焼香礼拝ス。」

十五日。粥ノ時キ、歎偈アリ。粥罷テ人事スアリ。祝聖諷経、上堂、巡堂、」朔望サクマウ一致チナリ。斎罷テ、布薩ノ作法、在リ二別紙

⑨卍山開版『瑩山清規』

下ス。或ハ堂前ニシテ叩キ二入室ノ牌ヲ一、或ハ打コト二寮前ノ版ヲ一三下ナリ。普説ハ者、』西ノ鼓、長打五下ス。若ンハ下大衆、遶二立シ禅椅ヲ一、虚心聴法シテ、普説了ルカ上、主」人、以テ二払子ヲ一、打テ二禅床角ヲ一云ク、請フ入室ト。不レ論セ二誰レ人一、禅牀ニ近キ人、進」禅牀角ニ一、通話シテ出ツ。次ニ当面ニ問訊(一脱カ)ス。主人下座ス。或ハ三八ニ普説アリ。或ハ」時候不レ定ラ、在リ二主人ノ意ニ一。」

十三日。念誦アリ。」

十四日。先師徹通忌ナリ。予カ現存ノ之間ハ、不レ論二在寺不在寺ヲ一、必ス」就テ二塔頭ニ一諷経一会ス。若シ主人不レハ二出仕セ一、侍者、代テ焼香礼拝ス。剃」髪沐浴、如シ常ノ。」

十五日。粥時歎偈アリ。粥罷人事、祝聖諷経、上堂、巡堂、朔望」一致ナリ。布薩羅漢供作法、在リ二別紙ニ一。元応元年九月十五』日、始テ修ス二羅漢供ヲ一。毎ニ二十五日一、供二養ス之ヲ一。是レ尊者ノ望ナ

ニ。」　（一三ウ～一四オ）

※出…下ニ「○」ヲ付シ、上欄外ニ「衆イ」アリ。
※徹通…元々「大乗」トアルヲ、貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。
※偈…「仏」の「厶（弗）」ノ上ニ「曷」ヲ記シテ訂正ス。

十六日。豆粥アリ。土地堂諷経、如シ二日ノ一。』
十七日。檀那諷経ナリ。如レ三日ノ一。七月十七日。天童浄老」忌也。夏中、就テ二塔頭一諷経アリ。」
十八日。火徳諷経アリ。如レ八日ノ一。円通諷経、観音経三」巻ナリ。念誦、如レ八日ノ一。」
十九日。剃髪沐浴ナリ。」
廿日。廿五日。上堂アリ。」
廿一日。請益アリ。」
廿二日。入室アリ。」
廿四日。永平二代忌ナリ。夏中、就テ二塔

ニ。」　（上冊一四オ～一五オ）

十六日。豆粥アリ。土地堂諷経、如シ二日ノ一。」
十七日。檀那諷経ナリ。如レ三日ノ一。七月十七日。天童浄」老忌也。夏中、就テ二塔頭一諷経アリ。」
十八日。火徳諷経アリ。如レ八日ノ一。円通諷経、観音経三」巻ナリ。念誦、如レ八日ノ一。」
十九日。剃髪沐浴ナリ。』
廿日。廿五日。上堂アリ。」
廿一日。請益アリ。」
廿二日。入室アリ。」
廿四日。永平二代忌ナリ。夏中、就テ二塔

リ也」〈羅漢示現来、対瑩山自請故〉。」　（上冊一一ウ～一二ウ）

十六日。豆粥アリ。土地堂諷経、如シ二日ノ一。」
十七日。檀那諷経。如レ三日ノ一。七月十七日。天童浄老忌。」夏中、就二塔頭一諷経ス。」
十八日。火徳諷経アリ。如レ八日ノ一。円通諷経、観音経一巻ナリ。」念誦、如レ八日ノ一。」
十九日。剃髪沐浴。」
廿日。上堂。」
廿一日。請益。」
廿二日。入室。』
廿三日。念誦。」

③大乗寺蔵愚休書写本

頭ニ諷経アリ。」
廿八日。永平忌〈八月廿／八日〉。毎月、就テ二塔頭一諷経アリ。必ス就テ二祖』師堂ニ諷経ス。如シ二達磨忌ノ一。如ンハ二永平門下ノ一者、祖師堂、必ス可シ」レ入ニ永平ノ牌ヲ。」
晦日。布薩アリ。毎月※、如ク此ノ挙似ス。」
念誦ノ法、入室法※、諸諷経回向等、在二別紙一ニ。維那、知客、侍」者等、一切可シ二悉ニ知ル一。」（一四オ～一五オ）

※毎月如此挙似…他ノ文トハ別筆。
※法諸諷経回向等…貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。貼紙ノ内容ハ、元々「諷経回向等」トアリ、コレニ対シテ、上欄外ニ「諸イ」、同行末ノ「侍」ノ右下ニ「ヒ」、「侍」ノ下ニ「上法」（抹消済）トアリ、コレラノ指示ヲ反映シタモノ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

頭ニ諷経アリ。」
廿八日。永平忌〈八月廿／八日〉。毎月、就テ二塔頭一諷経アリ。必ス就テ二祖師」堂ニ諷経ス。如シ二達磨忌ノ一。如ンハ二永平門下ノ一者、祖師堂、必ス可シ」レ入」ニ永平ノ牌ヲ。」
晦日。布薩アリ。毎月、如ク此ノ挙ス似。」
念誦ノ法、入室法、諸諷経回向等、在二別紙一ニ。維那、知客、』侍者等、一切可シ二悉知一。」（上冊一五オ～一六オ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

廿四日。永平二代忌ナリ。夏中ハ就テ塔頭ニ諷経ス。剃髪沐浴、如シ常レノ。」（二脱カ）
廿五日。上堂。」
廿八日。永平忌。毎月、就テ塔頭ニ諷経アリ。次ニ就テ二祖師堂ニ諷経ス。如シ」達磨忌ノ一。如ンハ二永平門下ノ一者、祖師堂ニ必ス可シ」レ入ルニ永平ノ牌ヲ一。念誦アリ。」
晦日。布薩。剃髪沐浴。」
念誦ノ法、入室ノ法、諸諷経回向等、在二別紙一ニ。維那、知客、侍者」等、一切可シ二悉知ス一。」（上冊一二ウ～一三オ）

（1臨時設斎）

臨時ノ設斎、設粥、嚫銭等ハ、随テ時ニ
両班商議ス。講戒、誦経、」諷経ハ、或
ハ随ヒ施主ノ意楽一、又応ス施主所請ニ。
上堂、講戒ハ、任ス二」施主ノ所望ニ。斎
僧嚫銭ハ者、寺中三宝ノ諸聖、病僧、
請暇ノ」僧、皆行レ之ヲ。沙弥童行ハ、
僧ノ三分一也。施主所請ノ上堂」者ハ、
必ス半斎ノ時也、若ハ斎罷テ也。荘二法堂
ヲ如法ニシテ、階下ノ席上ノ』端ニ少シ又荘ル
一卓ヲ、安二嚫物ヲ一、席下ノ端ニ少シ又荘二
一卓ヲ。華瓶一対、」香炉一口ナリ。又
展二拝席ヲ一。三通ノ鼓ニ、主人入来テ、陞
堂シテ立ツ榻」上ニ時キ、知客、引テ施主
ヲ、令ム二焼香礼拝一セ。此ノ時キ、主人拈
香、若ハ」拈疏シテ著座ス。知客、引テ施
主、令ム著ケ知事ノ上肩、少シキ背後ノ
座（ママ）」位ノ前ニ〈或小椅／靠椅也〉。説
法了テ、下座シテ、立テ二榻上一ニ、受ク施主
ノ謝拝ヲ。説」法了レハ者、施主、進前シ
テ礼拝ス。若シハ俗施主ノ、知客引レ之ヲ。
知客」無時キハ者、維那、侍者、引レ之

（1臨時※設斎）

臨時ノ設斎、設粥、嚫銭等ハ、随テ時ニ
両班商議ス。講戒、誦経、」諷経ハ、或
ハ随ヒ施主ノ意楽一、又応ス施主所請ニ。
上堂、講戒ハ、任ス二」施主ノ所望ニ。斎
僧嚫銭ハ者、寺中三宝ノ諸聖、病僧、
請暇ノ」僧、皆ナ行レ之ヲ。沙弥童行ハ、
僧ノ三分一ナリ也。施主所請上堂」者ハ、
必ス半斎ノ時也、若ハ斎罷ナリ也。荘二法
堂ヲ如法クシテ、階下ノ席上ノ」端ニ、荘二
一卓ヲ、安二嚫物ヲ一、席下ノ端ニ少シ又
荘ル一卓ヲ。華瓶一対、」香炉一口ナリ。
又展二拝席ヲ一。三通ノ鼓ニ、主人、入来
陞堂シテ立ツ榻」上ニ時キ、知客、引テ施
主ヲ、令ム二焼香礼拝一セ。此ノ時キ、主人
拈香、若』拈疏シテ著座ス。知客、引テ
施主、令レ著ケ知事ノ上肩、少シキ背後ノ
座」位ノ前ニ〈或小椅／靠椅也〉。説
法了、下座シテ、立テ二榻上一ニ、受ク施主ノ
謝拝ヲ。説」法了レハ者、施主、進前シテ
礼拝ス。若シハ俗施主ノ、知客引レ之ヲ。
知客」無時キハ者、維那、侍者、引レ之

1設斎」

臨時ノ設斎、設粥、嚫銭等ハ、随テ時ニ
両班商議ス。講戒、誦経、諷経ハ、」或
ハ随ヒ施主ノ意楽一ニ。又応ス施主所請ニ。
上堂、講戒ハ、任ス二施主ノ所望ニ。」斎僧
嚫銭ハ、寺中三宝ノ諸聖、病僧、請暇ノ
僧ニモ皆行レ之。沙弥童」行ハ、僧ノ三分
一ナリ也。施主所請ノ上堂ハ者、必ス半斎
ノ時、若ハ斎罷ナリ也。』荘ルコト二法堂ヲ如
法ナリ。階下ノ席ノ上端、荘リ二一卓一ヲ、安
二嚫物ヲ一、席ノ下端ニ又タ荘ル」一卓ヲ。
華瓶一対、香炉一口ナリ。又タ展二拝席
ヲ一。三通ノ鼓ニ、主人入リ来、」陞堂シテ立
ツ榻上ニ時キ、知客、引テ施主ヲ、令ム焼
香礼拝一セ。此ノ時キ、主人拈」香、若ハ
拈疏シテ著座ス。知客、引テ施主、令ム著
カ二知事ノ上肩、少キ背後ノ座」位ノ前ニ
〈或ハ小椅／靠椅ナリ也〉。説法了、下座
シテ、立テ二榻上一ニ、受ク施主ノ謝拝ヲ。説
法了レハ」施主、進前シテ礼拝ス。若シ俗
施主ナラハ、知客引レ之ヲ。知客無キ時ハ、
維那、侍」者、引ク之ヲ。若シ僧施主ナラ

③大乗寺蔵愚休書写本

ヲ。若シ施主僧ナレハ者、只進前焼香シテ、」引テ令レ著レ位ニ。不サル二大官尊宿一ニアラ者ノ施主ナレハ、不レ著レ位。若シ平僧ナレハ者、」不スレ設ケ椅ヲ。若シ不レ置カ二嚫物ヲ一者、無シ二席上ノ卓一矣〈有ラ二嚫物一者、人以ニ／打嚫ヲ一可レ請レ之〉。」

加州椙樹林大乗護国禅寺月中行事終」

（一五オ～ウ）

※令著…同行末ノ「座」ノ次ニ「令ム」トアリ、コレヲ「著」ノ上ニ移ス修正ヲ貼紙ノ上ニ記シテイル。貼紙ノ下ニハ「ヲ著ケ下」トアリ。

※加州椙樹林大乗護国禅寺…コノ部分ハ附箋ノ上ニ記サレテオリ、附箋ノ下ニハ「能州洞谷山永光寺」トアリ。

2祝聖諷経回向　朔望」

心性正覚　大智海蔵

⑦月舟開版『瑩山清規』

ヲ。若シ施主僧ナレハ者、只タ進前焼香シテ、」引テ令レ著レ位ニ。不サル二大官尊宿一ニアラ者ノ施主ナレハ、不レ著レ位ニ。若シ平僧ナレハ者、」不スレ設ケ椅ヲ。若シ不レ置カ二嚫物ヲ一者、無シ二席上ノ卓一矣〈有ラ二嚫物一者、以ニ／打嚫ヲ一可レ請レ之〉。」

加州椙樹林大乗護国禅寺月中行事終」

（上冊一六オ～ウ）

※標題は便宜上付したもので、底本にはない。

①③④⑥も同じ。

2祝聖諷経回向〈朔望〉」

心性正覚　大智海蔵

⑨卍山開版『瑩山清規』

ハ、只タ進前焼香礼拝ス。知客、引テ令レ著カレ位ニ。不ンハ二」大官尊宿ノ一者、不レ著レ位ニ。若シ平僧ナレハ者、不レ設ケ椅ヲ。若シ不ンハレ置二嚫物ヲ一、無シ二」席上ノ卓一矣。」

（上冊一七ウ～一八オ）

2祝聖諷経回向〈朔望〉」

心性正覚　大智海蔵

修成如来　円通聖衆」
和光同誦、大円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥陀羅」尼、所集鴻因、恭為祝延、」
今上皇帝聖寿無疆。無量寿仏、諸尊菩薩摩訶薩、」摩訶般若波羅蜜。」
（一六オ）

※円通聖衆…右、「此四句歎仏也」（朱字、見セ消チ済）注記アリ。

3土地堂諷経　二日　十六日」
本地風光、現前一衆、和同諷誦
大悲円満無礙神」呪、消〈災〉妙吉祥
神呪、所集鴻福、回向　当山土地、」
護法龍天、合堂真宰、三界万霊、
今年歳分、主執』陰陽、護伽藍神、
招宝七郎大権修利菩薩。神」光遠
照、福徳無辺、護法安人、諸縁吉慶
者。十方三」世一切諸仏、諸尊菩薩摩
訶薩、摩訶般若波羅蜜。」

修成如来　円通聖衆』
和光同誦、大円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥陀羅」尼、所集鴻因、恭為祝延、」
今上皇帝聖寿無疆。無量寿仏、諸尊菩薩摩訶薩、」摩訶般若波羅蜜。」
（上冊一六ウ～一七オ）

※密…「蜜」ノ誤ト思ワレル。

3土地堂諷経　〈二日十六日〉」
本地風光、現前一衆、和同諷誦
大悲円満無礙神」呪、消〈災〉妙吉祥
神呪、所集鴻福、回向　当山土地、」
護法龍天、合堂真宰、三界万霊、
今年歳分、主執」陰陽、護伽藍神、
招宝七郎大権修利菩薩。神』光遠
照、福徳無辺、護法安人、諸縁吉慶
者。十方三」世一切諸仏、諸尊菩薩摩
訶薩、摩訶般若波羅（ママ）蜜。」

修成如来　円通聖衆
和光同誦』
大円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥陀羅尼、所集鴻因、恭為」祝延、」
今上皇帝聖寿無疆。無量寿仏、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶」般若波羅蜜。」
（上冊一三オ～ウ）

3土地堂諷経　〈二日十六日〉」
本地風光、現前一衆、和同諷誦大悲円
満無礙神呪、消」〈災〉妙吉祥神呪、
所集鴻福、回向　当山土地、護法龍
天、」合堂真宰、三界万霊、　今年歳
分、主執陰陽、護伽藍神、」招宝七郎
大権修利菩薩。　神光遠照、福徳無辺、
護法」安人、諸縁吉慶者。十方三世云
云。」
（上冊一四オ）

③大乗寺蔵愚休書写本

4檀那諷経〈三　日／十七日〉」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪、」所集功徳、回向本寺檀那、諸檀施主、本命元辰、」当年属星、増加威光。所冀、福寿無量、諸縁吉利」者。十方三世云云。」

（一六オ～ウ）

5韋駄天諷経」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪、』所集殊勲、祝献韋駄尊天、厨司監斎使者、主湯」火神明。所冀、山門鎮静、中外咸安、火盗双除、檀」信帰崇、諸縁吉利者。十方三世云云。」

（一六ウ～一七オ）

⑦月舟開版『瑩山清規』

4檀那諷経〈三日／十七日〉」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪、」所集功徳、回向本寺檀那、諸檀施主、本命元辰、」当年属星、増加威光。所冀、福寿無量、諸縁吉利」者。十方三世〈云／云〉」

（上冊一七オ～ウ）

5韋駄天諷経　三日」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪、』所集殊勲、祝献韋駄尊天、厨司監斎使者、主湯」火神明。所冀、山門鎮静、中外咸安、火盗双除、檀」信帰崇、諸縁吉利者。十方三世〈云／云〉」

（上冊一七ウ～一八オ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

4檀那諷経　〈三日十／七日〉」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪、所集」功徳、回向本寺檀那、諸檀施主、本命元辰、当年属星、」増加威光。所冀、福寿無量ノ（ママ）諸縁吉利者。十方三世〈云／云〉」

（上冊一四ウ）

5韋駄天諷経　〈三日〉」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪、所集』殊勲、祝献韋駄尊天、厨司監斉（斎カ）使者、主湯火神明。所」冀、山門鎮静、中外咸安、火盗双除、檀信帰崇、諸縁吉」利者。十方三世云云。」

（上冊一四オ～ウ）

6祖師堂諷経　初五」
浄法界身　本無出没
大悲願力　示現去来」
　仰冀真慈　伏垂照鑒」
山門毎遇斯辰、謹集比丘衆、諷誦大悲円満無礙神」呪、所集功徳、奉為達磨大師、百丈禅師、歴代」祖師、増崇品位者。十方三世云云。」（一七オ）

※辰謹：元々「辰」トアルヲ、貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。

7火星神諷経　八日　十八日』
上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪」功徳、回向　南方火徳星君、火部星衆。増加威光、」無量徳海。所冀、山門鎮静、内外咸安者。十方三」世云云。」（一七オ～ウ）

6祖師堂諷経　初五」
浄法界身　本無出没
大悲願力　示現去来」
　仰冀真慈　伏垂照鑒」
山門毎遇斯辰、謹集比丘衆、諷誦大悲円満無礙」神呪、所集功徳、奉為達磨大師、百丈禅師、歴」代祖師、増崇品位者。十方三世〈云／云〉。』（上冊一八オ）

7火星神諷経　八日十八日」
上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪」功徳、回向　南方火徳星君、火部星衆。増加威光、」無量徳海。所冀、山門鎮静、内外咸安者。十方三」世〈云／云〉。」（上冊一八ウ）

6祖師堂諷経〈初五日〉」
浄法界身　本無出没
大悲願力　示現去来」
　仰冀真慈　伏垂昭鑒」
山門毎遇斯辰、謹集比丘衆、諷誦大悲円満無礙神呪、」所集功徳、奉為　達磨大師、百丈禅師、歴代祖師、増崇」品位者。十方三世云云。』（上冊一五オ）

7火星神諷経〈八日十／八日〉」
上来、諷誦大悲円満無礙神呪、消〈災〉妙吉祥神呪功徳、」回向　南方〈火〉徳星君、火部星衆。増加威光、無量徳海。」所冀、山門鎮静、内外咸安者。十方三世云云。』（上冊一五オ）

③大乘寺蔵愚休書写本

※妙吉祥神呪…文字ノ上ニ貼紙（白紙）アリ。

8念誦　三日」
皇風永扇、帝道遐昌、仏日増輝、法輪常転、伽藍土」地、護法安人、十方施主、増福増慧。為如上縁念。」
十仏名」　（一七ウ）

9念誦　〈八日〉」
白二大衆一。如来大師ノ入般涅槃、至下今日本文明八年』丙申上ニ、已ニ得二千四百五十五九載一ヲ。是ノ日已ニ過

⑦月舟開版『瑩山清規』

8念誦　三日」
皇風永扇、帝道遐昌、仏日増輝、法輪常転、伽藍土」地、護法安人、十方施主、増福増慧。為如上縁念。」
十仏名』　（上冊一八ウ）

9念誦　八日」
白二大衆一。如来大師ノ入般涅槃、至下今日本文明八年」丙申上ニ、已ニ得二千四百五十五載一ヲ。是ノ日已ニ過

⑨卍山開版『瑩山清規』

8念誦」
皇風永ク扇キ、帝道遐ニ昌ニ、仏日増シレ輝、法輪常ニ転シ、伽藍土地、護シレ」法安シレ人、十方ノ施主、増シレ福増シレ慧、為如上縁念。　十仏名』　（上冊一四ウ）

9念誦　〈八日〉」
白二大衆一。如来大師、入般涅槃、今マ至二テ日本元亨四年甲子一ニ、」已ニ得二タリ二千二百七十一載一ヲ。是ノ日已ニ過スキヌレハ、

ヌ、命モ亦タ随テ」減ス。如二小水ノ魚一。斯ニ有ルニ何ノ楽ミカ。衆等、当ニ勤メ精進シテ、如クス救フカ二頭燃一。」但念テ無常一、慎シンテ勿レ放逸ナルコト。伽藍土地、護レ法ヲ安シレ人、十方ノ施」主、増シ福ヲ増レ慧ヲ。為如上縁念。十仏名」

（一七ウ～一八オ）

※五十…右、「永正庚午（九年、一五一二）」アリ。

※九…「五」ノ下ニ「○」ヲ付シ、左ニ傍記サレテイル。

10通回向」

上来、看経誦呪功徳、回向　三宝累祖、一切護法、」守道善神、日本諸神、三界万霊、伽藍鎮守、合堂」真宰、増加威光。所冀、仏祖久住、利済人天、加被」護念、助発道心、消除罪障、道業純熟、広度衆生、四」恩三有報謝者。十方三云云。』

ヌ、命モ亦タ随テ」減ス。如二小水ノ魚一。斯ニ有ルニ何ノ楽ミカ。衆等、当ニ勤メ精進シテ、如クス救フカ二頭燃ヲ一。」但タ念テ無常一、慎シンテ勿レ放逸ナルコト。伽藍土地、護レ法ヲ安シレ人、十方ノ施」主、増シ福ヲ増レ慧ヲ。為如上縁念。十仏名」

（上冊一九オ）

10通回向」

上来、看経誦呪功徳、回向　三宝累祖、一切護法、」守道善神、日本諸神、三界万霊、伽藍鎮守、合堂』真宰、増加威光。所冀、仏祖久住、利済人天、加被」護念、助発道心、消除罪障、道業純熟、広度衆生、四」恩三有報謝者。十方三世〈云／云〉。」

命モ亦随テ減ス。如シ少水ノ」魚一。斯ニ有ルニ何ノ楽ミカ。衆等、当ニ勤メ精進シテ、如クス救カ二頭燃ヲ一。但タ念シテ無常ヲ、慎テ勿レ二」放逸ナルコト。伽藍土地、護レ法ヲ安シレ人ヲ、十方ノ施主、増シ福ヲ増レ慧ヲ。為如上」縁念。十仏名」

（上冊一五ウ）

10看経通回向」

上来、看経誦呪功徳、回向　三宝累祖、一切護法、守道」善神、日本諸神、三界万霊、伽藍鎮守、合堂真宰、増加』威光。所冀、仏祖久住、利済人天、加被護念、助発道心、」消除罪障、道業純熟、広度衆生、四恩三有報謝者。十方」三世云云。」

③大乗寺蔵愚休書写本

（一八オ）

※純熟（シンス）…元々ハ「純熟（シュンシェス）」トアリ、コレヲ修正シタモノ。

11為祈祷千巻読経」
円通教主（エンツウキョウシュ）、勝彼世間海潮（シンジョウ）。諷誦当塗（ツ）王経一千巻、」功徳無量。回向　施無畏者観自在尊、正法明王千光王城三十三現、十方刹応（サイン）、三界万霊、一切神」祇（キ）。殊勲、祝献　日本国内天照太神、六十余州（ニ）三」千余座（イサ）、天龍鬼神※等、大小福徳、今日願主（ケンス）、本命」元辰、当年属星（シエ）、生土氏神、居処鎮守（キシ）、祈祷会上」無辺霊貺（リンヒヤウン）。伏願、除病延命（シヒンエンミン）〈所願成就、／依（キヤウン）レ時用レ之〉、諸縁吉慶」者。十方三世云云。」

（一八ウ）

⑦月舟開版『瑩山清規』

（上冊一九オ～ウ）

11為祈祷千巻読経」
円通教主（エンツウキョウシュ）、勝彼世間海潮（シンジョウ）。諷誦当塗（ツ）王経一千巻、」功徳無量。回向　施無畏者観自在尊、正法明王」千光王城三十三現、十方刹応（サイン）、三界万霊、一切神」祇（キ）。殊勲、祝献　日本国内天照太神、六十余州（ニ）三」千余座（イサ）、天龍鬼神等、大小福徳、今日願主（ケンス）、本命』元辰、当年属星（シエ）、生土氏神、居処鎮守（キシ）、所祷（ママ）会上」無辺霊貺（リンヒヤウン）。伏願、除病延命（ヒンエンミン）〈所願成就、／依（キヤウン）レ時用レ之〉、諸縁吉慶者。」十方三世〈云／云〉。」

（上冊一九ウ～二〇オ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

（上冊二〇ウ～二一オ）

11祈祷千巻読経」
円通教主、普門浄聖、勝彼世間、梵音海潮。諷誦当塗王』経一千巻、功徳無量。回向　施無畏者観自在尊、正法」明王千光王城三十三現、十方刹応、三界万霊、一切神」祇。所集殊勲、祝献　大日本国天照太神、六十余州三」千余座神祇、天龍鬼神等、大小福徳、今日願主、本命」元辰、当年属星、生土氏神、居処鎮守、祈祷会上無辺」霊貺。伏願、除病延命〈所願成就、／依レ時用レ之〉、諸縁吉慶者。十方三」世云云。」

（上冊二〇オ～ウ）

※神…文字ノ右上、「○」、文字上、「〇」（朱字）アリ。

12応供諷経』

仰冀昭鑒（※）　俯垂咸応（※）」

合山清衆、同音諷誦大仏頂万行首楞厳秘密神」呪、所集功徳、供養　仏親付嘱（シェシィ）至于当来慈氏下」生、現住世間（ロカン）紹（ショウ）隆（ルン）仏法、三明六通、十六羅漢（フウン）、一切」応供（インキョウン）部類眷属（フルイケンシェ）。応如疾風（フウン）、無所不通。　本寺檀那、」諸檀施主、現当悉地（シチ）、皆得解脱（※カイト）、」

山門栄昌（イン）、諸縁吉慶者。十方三世云云。」

（一八ウ～一九オ）

※昭…「照」ノ「灬」ヲ削ッテ修正ス。
※咸…「感」ノ「心」ヲ削ッテ修正ス。
※解…「カイ」ノ右、「アイ」アリ。

12応供諷経」

仰冀昭鑒　俯垂咸（ママ）応」

合山清衆、同音諷誦大仏頂万行首楞厳秘密神」呪、所集功徳、供養　仏親付嘱（シェシィ）至于当来慈氏下」生、現住世間（ロカン）紹（ショウ）隆（ルン）仏法、三明六通、十六羅漢（フウン）、一切」応供（インキョウン）部類眷属（フルイケンシェ）。応如疾風（フウン）、無所不通。　本寺檀那、』諸檀施主、現当悉（シ）地、皆得解脱（アイ）、」

山門栄昌（イン）、諸縁吉慶者。十方三世〈云／云〉。」

（上冊二〇オ～ウ）

12応供諷経〈朔望〉」

仰冀昭鑑（ニャンキセウカン）　俯垂感応（フシカンイン）」

合山清衆（アサンシンシュン）、同音諷誦（ツンインフズタイ）大仏頂万行首楞厳秘密神呪（レンヒミジンシウ）、所」集功徳（シクンテ）、供養（クンヤウ）仏親付嘱（ブシンフズシウタウライズ）至于当来慈氏下生（シアサン）、現住世（エンジシ）」間（カン）紹隆仏法（シャウルフハ）、三明六通（サンミンルヅン）、十六羅漢（ジロロカン）、一切（イシ）応供部類眷属（インキョウズハケンズ）。」応如疾風（シフ）、無所不通（フヅン）。

本寺檀那（ホンズタンノ）、諸檀施主（シダンシス）、現当悉地（エンタウアチ）、』皆得解脱（カイテアイト）、山門栄昌（インシン）、諸縁吉慶者（シエンキキン）。十方三世一切諸」仏、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜。」

（上冊一三ウ～一四オ）

③大乗寺蔵愚休書写本

13普庵諷経」
霊妙如如　円通太虚
造化万物　不礙方隅」
仰冀真慈　俯垂昭※鑒』
山門毎遇斯辰、謹集合山清衆、同音諷誦大仏頂」万行首楞厳神呪、所集殊勲、回向　普庵寂感妙」済真覚昭※セウ昭大徳慧慶禅師、会下百万火首金剛」無数天龍八部聖衆、修造方隅、禁忌神将。所祈、」山門鎮静、中外咸安、此大道場、永無魔事、火燭無」虞、檀信帰崇、諸縁吉利者。十方三世云云。」　（一九オ～ウ）

※昭…「照」ノ「灬」ヲ削ッテ修正ス。「昭」ノ「大徳」ノ「昭」モ同様ニ修正ス。

14円通諷経〈十八日〉」
上来、諷誦当塗王経、所集功徳、

⑦月舟開版『瑩山清規』

13普庵諷経」
霊妙如如　円通太虚
造化万物　不礙方隅」
仰冀真慈　俯垂昭鑒」
山門毎遇斯辰、謹集合山清衆、同音諷誦大仏頂」万行首楞厳神呪、所集殊勲、回向　普庵寂感妙」済真覚昭昭セウヒウ大徳慧慶禅師、会下百万火首金剛」無数天龍八部聖衆、修造方隅、禁忌神将。所祈、』山門鎮静、中外咸安、此大道場、永無魔事、火燭無」虞、檀信帰崇、諸縁吉利者。十方三世〈云／云〉。」　（上冊二〇ウ～二一オ）

14円通諷経〈十八日〉」
上来、諷誦当塗王経、所集功徳、

⑨卍山開版『瑩山清規』

13普庵諷経〈九日〉」
霊妙如如　円通太虚
造化万物　不礙方隅」
仰冀真慈　俯垂昭鑒」
山門毎遇斯辰、謹集合山清衆、同音諷誦大仏頂万行」首楞厳神呪、所集殊勲、回向　普庵寂感妙済真覚昭」覕大徳※慧慶禅師、会下百万火首金剛、無数天龍八部」聖衆、修造方隅、禁忌神将。所祈、山門鎮静、中外咸」安、此大道場、永無魔事、火燭無虞、檀信帰崇、諸縁吉利」者。十方三世云云。」　（上冊一六オ）

※慧慶禅師会…右、「宋稽古略慧慶作二恵愛一」アリ。

14円通諷経〈十八日〉」
上来、諷誦当塗王経、所集功徳、回向

回向　正法明王」千光王城円通教主施無畏者。普門示現、利益一」切、諸奉仕者。所願成就、修行無為、諸縁吉利者。十』方三世云云。」

（一九ウ～二〇オ）

15夏中祈祷回向」

仰惟三宝　咸賜証明」

上来、諷誦摩訶般若波羅蜜多心経、観音普門品、」消〈災〉妙吉祥神呪、所集功徳、回向　真如実際、無」上仏果菩提。祝献　護法諸天、大権真宰、三界万」霊、十方至聖、　今年歳分、主執陰陽、権衡造化、善」悪聡明、南方〈火〉徳星君、〈火〉部聖衆、堂頭和尚、」本命元辰、建生星斗、　日本国内大小神祇、」当山土地護伽藍神、合堂真宰、　尽祈祷会上無』辺霊貺、憑茲妙善、普用回厳。　専祈、　堂頭和尚、」□道」体安穏、福寿増長、〈災障〉不侵、　吉祥如意。次冀、」山門鎮静、

回向　正法明王」千光王城円通教主施無畏者。普門示現、利益一」切、諸奉仕者。所願成就、修行無為、諸縁吉利者。十」方三世〈云／云〉。」

（上冊二一オ）

15夏中祈祷回向」

仰惟三宝　咸賜証明』

上来、諷誦摩訶般若波羅密多心経、観音普門品、」消〈災〉妙吉祥神呪、所集功徳、回向　真如実際、無」上仏果菩提。祝献　護法諸天、大権真宰、三界万」霊、十方至聖、　今年歳分、主執陰陽、権衡造化、善」悪聡明、南方火徳星君、火部聖衆、　堂頭和尚、」本命元辰、建生星斗、　日本国内大小神祇、」当山土地護伽藍神、合堂真宰、　尽祈祷会上無」辺霊貺、憑茲妙善、普用回厳。　専祈、　堂頭和尚、道」体安穏、福寿増長、〈災〉障不侵、吉祥如意。次冀、』山門鎮静、内外咸

正法明王千光」王城円通教主施無畏者。普門示現、利益一切、諸奉仕」者。所願成就、修行無為、諸縁吉利者。十方三世云云。』

（上冊一五ウ）

15夏中祈祷回向」

仰惟三宝　咸賜証明」

上来、諷誦摩訶般若波羅蜜多心経、観音普門品、消〈災〉」妙吉祥神呪、所集功徳、回向　真如実際、無上仏果菩』提。祝献　護法諸天、大権真宰、三界万霊、十方至聖、」今年歳分、主執陰陽、権衡造化、善悪聡明、南方〈火〉徳」星君、〈火〉部聖衆、堂頭和尚、本命元辰、建生星斗、日」本国内大小神祇、当山土地護伽藍神、合堂真宰、」尽祈祷会上無辺霊貺、憑茲妙善、普用回厳。専祈　堂」頭和尚、道体安穏、福寿増長、〈災〉障不侵、吉祥如意。次冀、」山門鎮静、内

③大乗寺蔵愚休書写本

内外咸安、〈火盗〉公私、諸縁吉利者。十方」三世云云。」（二〇オ～ウ）

※尚…下一文字分ガ切リ抜カレテイル。

16因病祈祷」

仰惟三宝　咸賜印知」

上来、諷誦〈何経／何呪〉、所伸意者、上達聖聰。伏念、〈某〉人」〈某〉官、忽於今月幾日以来、四大不安、至今未獲痊」愈。非三宝諸聖護持、無能自保。逐日拝命、僧衆、諷」誦経呪、所集功徳、回向　真如実際、無上仏果菩』提、祝献　護法大権修利、合堂真宰、　当処鎮守」大明神、別社摠社、

⑦月舟開版『瑩山清規』

安、〈火盗〉公私、諸縁吉利者。十方」三世〈云／云〉。」（上冊二一オ～二二オ）

16因病祈祷」

仰惟三宝　咸賜印知」

上来、諷誦〈何経／何呪〉、所伸意者、上達聖聰。伏念、某人」某官、忽於今月幾日以来、四大不安、至今未獲痊」愈。非三宝諸聖護持、無能自保。逐日拝命、僧衆、諷」誦経呪、所集功徳、回向　真如実際、無上仏果菩』提、祝献　護法大権修利、合堂真宰、　当処鎮守』大明神、別社摠社、　日

⑨卍山開版『瑩山清規』

外咸安、〈火〉盗公私、諸縁吉利者。十方三世」云云。」（上冊一九ウ～二〇オ）

16因病祈祷」

仰惟三宝　咸賜印知」

上来諷誦〈何経／何呪〉、所伸意者、上達聖聰。伏念、〈某ノ人某ノ官／某ノ月某ノ日〉」以来、四大不安、至今未獲痊愈。非三宝諸聖護持、無能」自保。逐日拝命、僧衆、諷誦経呪、所集功徳、回向　真如」実際、無上仏果菩提、祝献　護法大権修利、合堂真宰、」大日本国天照太神、　当処鎮守大明神、

日本国内天照太神、六十余」州三千余座、天龍鬼等、大小福徳。所祈、本命元」辰、〈某甲〉安穏、無病自在、心中所願成就、祈祷会」上無辺霊貺。伏願、諸縁吉慶者。十方三世云云。」

（二〇ウ～二一オ）

17大般若経結願ノ疏〈銀銭有レ之〉」

※総持猶妙薬　能療　衆　惑病

亦如天甘露　服」者常安楽」

※南閻浮提大日本国某州某郡某荘某山某寺、住持某等、」特ニ祈二誓シ三宝ノ境界一ニ、専ラ修二習シテ三業ノ白善一、供二養シ某寺ノ』之禅侶ヲ、奉信二読シ六百軸ノ之真文ヲ一、覚二薩埵波倫極信」心ヲ一、仰二テナリ広大般若ノ功徳力ヲ。所レ集鴻福ハ、回下向シテ　般若十」六会ノ之一切三宝、極安楽世界等ノ之十方三宝、」本尊界

本国内天照太神、六十余」州三千余座、天龍鬼等、大小福徳。所祈、本命元」辰、某甲安穏、無病自在、心中所願成就、祈祷会」上無辺霊貺。伏願、諸縁吉慶者。十方三世〈云／云〉。」

（上冊二二オ～ウ）

17大般若経結願ノ疏〈銀銭有レ之〉」

総持ハ猶シ二妙薬一　能療　衆　惑病一

亦タハ如二天甘露ノ一　服」者常ニ安楽ナリ」

南閻浮提大日本国某州某郡某荘某山某寺、住」持某等、特ニ祈二誓シ三宝境界ニ、専ラ修二習シテ三業ノ白善一、供二』養シ〈某〉寺ノ之禅侶ヲ、奉レ信二読シ六百軸ノ之真文ヲ一、覚二薩埵波」倫極信心ヲ、仰テナリ広大般若ノ功徳力ヲ。所レ集鴻福ハ、回下向シテ」般若十六会ノ之一切三宝、極安楽世界等ノ之十方」三宝、

別社摠社』六十余州三千余座神祇　天龍鬼等、大小福徳。所祈、」本命元辰、〈某／甲〉安穏、無病自在、心中所願成就、祈祷会」上無辺霊貺。伏願、諸縁吉慶者。十方三世云云。」

（上冊二二オ～ウ）

17大般若経結願疏　〈銀銭有レリ之〉」

総持ハ猶シ二妙薬ノ一、能ク療スル衆ノ惑病ヲ一、亦ハ如シ二天ノ甘露一、服スル者ハ常ニ安楽（ママ）ナル。」南閻浮提大日本国某州某郡某荘某山某寺、住持某甲等、」特ニ祈二誓シ三宝ノ境界ニ一、専ラ修二習シテ三業ノ白善一ヲ、供二養シテ某ノ寺ノ之禅」侶ヲ一、奉レ信二読シ六百軸ノ之真文ヲ一、覚二薩埵波倫極信心ヲ一、仰ク広大」所ノ集鴻福ハ、回二向シテ　般若十六会ノ之一切三」宝、極安楽世界等ノ之十方

③大乗寺蔵愚休書写本

会観自在尊、二十八部衆、并ニ信心ノ施主某（印※）」甲、及ヒ子息〈某甲〉等ノ本命元辰、一切ノ星宿（シュウ）、十六善（※）」神等、護法ノ龍天、三界ノ万霊、天神地祇、六十余州三（※）」千余座、当道前後ノ鎮守、仏法大統領、白山妙」理権現、当国ノ応現〈某〉明神、当荘ノ総社別社部」類眷属、乃至守宮守道神等（ヲノく）ニ、各増ニ加シ威光ヲ、利ニ済シテ衆」生ヲ、令（シムル）レ入ニ道ニ者ノナリ。　右伏シテ以レハ、摠持ノ明呪ハ能ク除キ二一切災難ヲ、』般若ノ智火ハ速カニ焼（ヤク）ク無量ノ煩悩ヲ。久ク持（タモツ）テ二金剛不壊ノ之寿命ヲ、」遠ク離テ二八万四千ノ之塵労ヲ、消シ一切ノ苦ヲ、身心快楽ニシテ、諸縁」吉慶（キツケイ）ナラン。謹（印）疏。」

（二二オ〜二三オ）

〈二二オ〉ニ図版アリ。【写真3】参照）」

※総持〜安楽…朱字デ訓点ガ別筆デ加筆サレテイル。本文ニハ元ノ訓点ヲ記シ、以下ニ

⑦月舟開版『瑩山清規』

本尊界会観自在尊、二十八部衆、并ニ信心」施主〈某甲（印）〉、及ヒ子息〈某甲〉等ノ本命元辰、一切ノ星宿（シュウ）、」十六善神等、護法ノ龍天、三界ノ万霊、天神地祇、六十」余州中三千余座、当道前後ノ鎮守、仏法大統領、」白山妙理権現、当国ノ応現〈某〉明神、当荘ノ総」社別社部類眷属、乃至守宮守道神等ニ、各（上）増ニ加シ威』光ヲ、利ニ済シテ衆生ヲ、令（シムル）レ入ニ仏道ニ者ノナリ。　右伏シテ以レハ、摠持ノ明呪ハ能ク」除キ二一切〈災〉難ヲ、般若ノ智火ハ速（スミ）ヤカニ焼（ヤク）ク無量ノ煩悩ヲ。久ク持（タモツ）テ二金剛」不壊ノ之寿命ヲ、遠ク離テ二八万四千ノ之塵労ヲ、消シ一切ノ苦ヲ、身」心快楽ニシテ、諸縁吉慶ナラン。謹（印）疏。」

（〈上冊二三ウ〉ニ図版アリ。【写真4】参照）」

（上冊二二ウ〜二三ウ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

三宝、本尊界会観自在尊、』二十八部衆、并ニ信心施主〈某／甲〉、及ヒ子息〈某甲／甲〉等ノ本命元辰、一」切ノ星宿、十六善神等、護法ノ龍天、三界ノ万霊、天神地祇、」六十余州三千余座ノ神祇、当道前後ノ鎮守、仏法大統」領、白山妙理権現、当国ノ応現〈某〉明神、当荘ノ総社別」社部類眷属、乃至守宮守道神等ニ、各増ニ加シ威光ヲ、利ニ済シテ衆」生ヲ、令（ムル）ニ入道セ者ナリ。右伏シテ以レハ、（脱カ）摠持ノ明呪ハ能ク除キ二一切〈災〉難ヲ、般若ノ」智火ハ速ニ焼ク二無量ノ煩悩ヲ。久ク持二金剛不壊ノ之寿命ヲ、増ニ長シ福慧ヲ、」遠ク離テ二八万四千ノ之塵労ヲ、消二滅ス業苦ヲ。身心快楽ニシテ、諸縁吉慶ナラン。」謹疏。」

（〈上冊二一ウ〜二二オ〉ニ図版アリ。【写真5】参照）」

（上冊二一オ〜二二オ）

朱字ノ訓点ヲ記ス。

総持ハ猶(ナオ)シ妙薬ノ能療ニ衆ノ惑病(ヒン)ニ亦タ如(シ)天ノ甘露ノ服(ヨクイヤス)スル者ノ常ニ安楽(ラク)ナリ」

※某郡某荘某山某寺住持某…貼紙ノ上ニ記サレテイル。元ノ文字ハ不明。

※極…振リ仮名（キカ）ヲ抹消ス。

※某(印)…「某」字ヲ朱デ囲ッテイル。印ノ位置ヲ示スト思ワレル。

※六…元々ノ字の「ハ」部分ガ切リ抜カレ、右ニ「六」ト記シテ補ウ。

※州…文字ノ下ニ「○」ヲ付シ、上欄外ニ「中(イ)」アリ。

※入…文字ノ下ニ「○」ヲ付シ、上欄外ニ「仏(イ)」アリ。

※謹疏…「謹」字ヲ朱デ囲ッテイル。

18居常粥」

上来、諷誦(フウンシウン)神呪功徳、回向(ウイキヤウン)真(シン)如実際(シシシイ)、無上仏果(フコ)」菩提。祝献(シユケン)護法(ウ)龍天(ルウン)、護法聖者(シン)、三界万霊、十方」真宰(サイ)、日本国内大小神祇(シンニ)、当山土(タウサンツ)

18居常粥」

上来、諷誦(フウンジウン)神呪功徳、回向(ウイキヤウン)真(シン)如実際(シシシイ)、無上仏果(フコ)』菩提。祝献(シユケン)護法龍天(ルウン)、護法聖者(シン)、三界万霊、十方」真宰(オイ)、日本国内大小神祇(シンニ)、当山土(タウサンツ)

18居常粥了諷経』

上来、諷誦神呪功徳、回向　真如実際、無上仏果菩提。」祝献　護法龍天、護法聖者、三界万霊、十方至聖、日」本国内大小神祇、当山土地、当山龍

③大乗寺蔵愚休書写本

地、当山龍』王、護伽藍神、十八善神、招宝七郎大権修利、」白山八※
旛、監斎使者、多聞迦羅、稲荷神等、合」堂真宰、今年歳分、主執陰陽、権衡造化、南方」火徳星君、火部※星衆。殊勲、祝献、本寺檀那、十方」施主、合山清衆、本命元辰、当年属星、守道守宮」一切聖造。所冀、山門鎮静、修造無難、十方施主」福寿荘厳、法界衆生、同円種智者。十方三世云云。」（一三オ～ウ）

※山…下ニ「○」ヲ付シ、右ニ「有闕」アリ。
※星…右上ニ「○」ヲ付シ、上欄外ニ「聖」アリ。

19日午」
上来、諷誦仏頂尊勝陀羅尼功徳、回向　真如実」際、十方三宝、三界万

⑦月舟開版『螢山清規』

地、当山龍」王、護伽藍神、十八善神、招宝七郎大権修利、」白山八旛、監斎使者、多聞迦羅、稲荷神等、合」堂真宰、今年歳分、主執陰陽、権衡造化、南方」火徳星君、火部聖衆。殊勲、祝献、本寺檀那、十方」施主、合山清衆、本命元辰、当年属星、守道守」宮、一切聖造。所冀、山門鎮静、修造無難、十方施」主、福寿荘厳、法界衆生、同円種智者。十方三世〈云／云〉。』
（上冊一三ウ～二四オ）

19日午」
上来、諷誦仏頂尊勝陀羅尼功徳、回向　真如実」際、十方三宝、三界万

⑨卍山開版『螢山清規』

王、護伽藍神、十」八善神、招宝七郎大権修利菩薩、白山八幡、監〈斉カ〉」使者、多聞迦羅、稲荷神等、合堂真宰、今年歳分、主執」陰陽、権衡造化、南方火徳星君、火部聖衆。所集殊勲、」祝献　本寺檀那、十方施主、合山清衆、本命元辰、当」年属星、守道守宮、一切聖造。所冀、山門鎮静、修造無」難、十方施主、福寿荘厳、法界衆生、同円種智者。十方三」世云云。』
（上冊一六オ～ウ）

19日午」
上来、諷誦仏頂尊勝陀羅尼功徳、回向　真如実際、十」方三宝、三界万霊、

霊、一切護法、日域神祇、」合山龍天、十方檀那、合堂清衆、元辰年星、守宮守一道。所冀、山門鎮静、弁道安穏、超証仏果、利益衆」生、諸縁吉利者。十方三世云云。」（二三ウ～二三オ）

20参後」

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪、所集鴻因殊」勲、回向　真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法」龍天、一切聖造、三界万霊、十方至聖、日本国内」大小神祇、当山土地、龍天善神、合堂真宰、主執」陰陽、権衡造化、善悪聡明、南方〈火〉徳星君、〈火〉部」星衆、修造方隅、禁忌神将、厨司監斎使者、稲』荷、迦羅、多聞陀天。普資聖徳、仏日増輝、法輪常転、」僧法繁昌、皇風永扇、帝道遐昌、」山門鎮静、内」外咸安、檀信帰崇、諸縁吉利。十方三世

霊、一切護法、日域神祇、」合山龍天、十方檀那、合堂清衆、元辰年星、守宮守一道。所冀、山門鎮静、弁道安穏、超証仏果、利益衆」生、諸縁吉利者。十方三世〈云／云〉。」（上冊二四オ）

20参後」

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪、所集鴻因殊」勲、回向　真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法』龍天、一切聖造、三界万霊、十方至聖、日本国内」大小神祇、当山土地、龍天善神、合堂真宰、主執」陰陽、権衡造化、善悪聡明、南方火徳星君、火部」星衆、修造方隅、禁忌神将、厨司監斎使者、稲」荷、迦羅、多聞陀天。普資聖徳、仏日増輝、法輪常転、」僧法繁昌、皇風永扇、帝道遐昌、」山門鎮静、内」外咸安、檀信帰崇、諸縁吉利。十方三世〈云

一切護法、日域神祇、　合山龍天、十」方壇那、合堂清衆、元辰年星、守宮守道。所冀、山門鎮」静、弁道安穏、超証仏果、利益衆生、諸縁吉利者。十方三」世云云。」（上冊一七オ）

20参後」

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪、所集鴻因殊勲、回」向　真如実際、無上仏果菩提。祝献　護法龍天、一切」聖造、三界万霊、十方至聖、日本国内大小神祇、当山』土地、龍天善神、合堂真宰、主執陰陽、権衡造化、善悪」聡明、南方火徳星君、火部星衆、修造方隅、禁忌神」将、厨司監斉使者、稲荷、迦羅、多聞陀天。普資聖徳、仏」日増輝、法輪常転、僧宝繁昌、皇風永扇、帝道遐昌、」山門鎮静、内外咸安、檀信帰崇、諸縁吉利。十方三世〈云／云〉。」（上冊一七オ～ウ）

③大乗寺蔵愚休書写本

云云。」　（二三オ～ウ）

21亡僧龕前念誦」（亡僧）

切ニ以レハ、生死交謝シ、寒暑互ニ遷ル。其ノ来ルコトヲ也電激シ二長空一ニ、其ノ去ルコトヲ也波停マル二大海一ニ。是ノ日、即チ有二新円寂〈某甲〉一、生縁既尽キ、大」命俄ニ落ツ。諸行ハ無常ナリ。寂滅ヲ為レ楽ト。粛シンテ請シテ二現前大衆ヲ一、敬テ誦ス二」諸聖ノ洪名、所ノ集ムル鴻福ハ、荘二厳センヲ覚路ヲ一。仰憑尊衆念。」

十仏名　回向」

上来、念誦功徳、回向　新円寂〈某甲〉覚霊、荘厳報』地者。十方三世云云。」

次大悲呪　回向」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪功徳、回向　新円」寂〈某〉覚霊、荘厳※報地□□

⑦月舟開版『瑩山清規』

／云〉。」　（上冊二四ウ～二五オ）

21亡僧龕前念誦」（亡僧）

切ニ以レハ、生死交謝シ、寒暑互ニ遷ル。其ノ来ルコトヲ也電激シ二長空一ニ、其ノ去ルコトヲ也波停マル二大海一ニ。是ノ日、即有二新円寂某甲一、生縁既ニ尽キ、大」命俄ニ落ツ。諸行ハ無常ナリ。寂滅ヲ為レ楽ト。粛シンテ請シテ二現前大衆ヲ一、敬テ誦ス二」諸聖ノ洪名ヲ、所ノ集ル鴻福ハ、荘厳センヲ（二脱カ）覚路ヲ一。仰憑尊衆念。」

十仏名　回向」

上来、念誦功徳、回向　新円寂〈某甲〉覚霊、荘厳報」地者。十方三世〈云／云〉。」

次大悲呪　回向」

上来、諷誦大悲円満無礙神呪功徳、回向　新円」寂某覚霊、荘厳報地者。十

⑨卍山開版『瑩山清規』

亡僧」

21龕前念誦」（亡僧）

切ニ以レハ、生死交謝シ、寒暑互ニ遷ル。其ノ来ルコトヲ也電激シ二長空一ニ、其ノ去ルコトヲ也波」停ル二大海一ニ。是ノ日、即チ有二新円寂〈某／甲〉、生縁既ニ尽キテ、大命俄ニ落シテ、諸行ハ」無常ナリ、寂滅ヲ以テ為レ楽ト。粛テ請シテ二現前ノ大衆ヲ一、敬テ誦ス二諸聖ノ洪名ヲ一。所レ集ル鴻」福ハ、荘二厳センヲ覚路ヲ一。仰憑尊衆念〈十仏名〉。」

回向」

上来、念誦功徳、回向　新円寂〈某／甲〉覚霊、荘厳報地者。十」方三世云云。」

次ニ大悲呪　回向』

上来、諷誦大悲円満無礙神呪功徳、回向　新円寂〈某／甲〉」覚霊、荘厳報

□者。十方三世云云。」

次楞厳呪　知客、若侍者、始之。」

（二三ウ～二四オ）

※厳…下三文字分ガ切リ抜カレテイル。

22挙龕念誦」（亡僧）

欲挙霊龕、赴荼毘之盛礼。仰憑尊衆、誦諸聖之洪」名。用表攀違、上資覚路念。」

十仏名　回向如前」

次大悲呪』

（二四オ）

23山頭念誦」（亡僧）

切以、是日、即新円寂〈某甲〉、既随

方三世〈云／云〉。』

次楞厳呪　知客、若侍者、始之。」

（上冊二五オ～二六オ）

22挙龕念誦」（亡僧）

欲挙霊龕、赴荼毘之盛礼。仰憑尊衆、誦諸聖之洪」名。用表攀違、上資覚路念。」

十仏名　回向如前」

次大悲呪」

（上冊二六オ）

23山頭念誦」（亡僧）

切以、是日、即新円寂〈某甲〉、既随

地者。十方三世云云。」

次「楞厳呪　知客、若ハ侍者、始ムレ之ヲ。」

（上冊二五ウ～二六オ）

22挙龕念誦」（亡僧）

欲挙霊龕、赴荼毘之盛礼。仰憑尊衆、誦諸聖之洪名。用」表攀違、上資覚路念。〈十仏名、次ニ／大悲呪〉」

（上冊二六オ）

23山頭念誦」（亡僧）

切以、是日、即新円寂〈某／甲〉、

③大乗寺蔵愚休書写本

縁而寂滅、乃依法」而荼毘。焚百年弘道之身、入一路涅槃之径。仰憑」尊衆、資助覚霊。」

十仏名　回向」

上来、称揚聖号、資助雲程。惟願、慧鏡分輝、真風散」彩。菩提園裏開敷覚意之花、法性海中活動無垢」之波茶傾三奠、香熱一炉、因薦雲程、和南聖衆。」

大悲呪　回向如レ前」

次ニ楞厳呪。知客、若シハ侍者、始レ之ヲ。』　（二四ウ）

※雲…「雲」ト「イン」ノ間ニ「○」ヲ付シ、文字ノ右、「霊」アリ。

24二七日送骨念誦」（亡僧）

切ニ以レハ、六門悉ク開テ、権リニ示二幻生

⑦月舟開版『螢山清規』

縁而寂滅、乃依法」而荼毘。焚百年弘道之身、入一路涅槃之径。仰憑』尊衆、資助覚霊。」

十仏名　回向」

上来、称揚聖号、資助霊程。惟願、慧鏡分輝、真風散」彩。菩提園裏開敷覚意之花、法性海中活動無垢」之波茶傾三奠、香熱一炉、因薦雲程、和南聖衆。」

大悲呪　回向如前」

次楞厳呪。知客、若ハ侍者、始レ之。」　（上冊二六オ～ウ）

24二七日送骨念誦」（亡僧）

切ニ以レハ、六門悉ク開テ、権リニ示二幻生

⑨卍山開版『螢山清規』

既随縁而寂滅、乃依法而荼毘。」焚百年弘道之身、入一路涅槃之径。仰憑尊衆、資助覚」霊念。〈十仏名〉』

回向」

上来、称揚聖号、資助覚霊。惟願、慧鏡分輝、真風散彩。菩」提園裏開敷覚意之華、法性海中活動無垢之波。茶傾」三奠、香熱一炉、因薦雲程、和南聖衆。」

次ニ大悲呪、回向如レ前ノ」

次楞厳呪　知客、若ハ侍者、始レ之ヲ。」　（上冊二六オ～ウ）

24二七日送骨念誦」（亡僧）

切ニ以レハ、六門悉ク開キ、権リニ示二幻生

ノ之名ヲ、万戸倶ニ閉チテ、未タ留メ滅レ」尽ノ之跡ヲ、往来已ニ異ナリ凡聖ニ、迷悟暫ク属ス有無ニ。於テ是ニ、新円」寂某、有レ涯ノ跡ヲ空門ニ、無シテ相遺ス実徳ヲ。伏テ屈シテ現前ノ之大衆ヲ、」仰テ誦ス諸聖ノ之鴻名ヲ。開テ覚華ヲ於果樹※ニ。及三功徳ヲ於二法界一ニ。」仰憑尊衆念。」

十仏名　回向」

上来、念誦功徳、回向　新円寂〈某〉覚霊。荘厳報地」者。十方三世云云。」

次大悲呪　回向同前』　（二五オ）

※於…左下、「二」ヲ抹消ス。

※ニ…「□シテ」ヲ抹消シテ「ニ」ニ修正ス。

25唱衣ノ念誦」（亡僧）

浮雲散シテ而影不レ留ヲ、残燭尽テ而光リ自滅ス。今茲ノ估唱、用テ」表ニ無常ヲ。仰テ憑ンテ尊衆ヲ、奉レ為ニ新円寂〈某〉一、資ニ助シ覚霊ヲ、円ニ満ス」種智ヲ一」

十仏名」

ノ之名ヲ、万戸倶ニ閉チテ、未タ留メ滅レ』尽ノ之跡ヲ。往来已ル異ナリ凡聖ニ、送（迷カ）悟暫ク属ス有無ニ。於テ是ニ、新円」寂某、有レ涯ノ跡ヲ空門ニ、無シテ相遺ス実徳ヲ。伏テ屈シテ現前ノ之大衆ヲ、」仰テ誦ス諸聖ノ之鴻名ヲ。開テ覚華ヲ於果樹ニ、及ニ功徳ヲ於法界ニ。」仰憑尊衆念。」

十仏名　回向」

上来、念誦功徳、回向　新円寂某覚霊。荘厳報地」者。十方三世〈云／云〉。」

次大悲呪　回向同前」

（上冊二六ウ～二七オ）

25唱衣念誦』（亡僧）

浮雲散シテ而影不レ留ヲ、残燭尽テ而光リ自滅ス。今茲ノ估唱、用テ」表ニ無常ヲ。仰テ憑ンテ尊衆ヲ、奉レ為ニ新円寂某一、資ニ助シ覚霊ヲ、円ニ満ス」種智ヲ一。」

十仏名」

ノ之名ヲ、万戸倶ニ閉チテ、未レ留ニ滅尽ノ之」跡ヲ。往来已ニ異ナリ凡聖ニ、迷悟暫ク属ス有無ニ。於テ是ニ、新円寂〈某／甲〉、有テ涯リ」跡シ空門ヲ、無シテ相遺ス実徳ヲ。伏テ屈シテ現前ノ之大衆ヲ、仰テ誦ス諸聖ノ之鴻』名ヲ。開テ覚華於果樹ニ、及シ功徳ヲ於法界ニ。仰憑尊衆念〈十仏名〉。」

回向」

上来、念誦功徳、回向　新円寂〈某／甲〉覚霊。荘厳報地者。十」方三世云云。」

次ニ大悲呪、回向同シ前ニ。」

（上冊二六ウ～二七オ）

25唱衣念誦　〈鳴磬一下、誦云〉」

（亡僧）

浮雲散シテ而影不レ留ヲ、残燭尽テ而光自滅ス。今茲ノ估唱、用テ表ス無」常ヲ。仰テ憑ンテ尊衆ヲ、奉レ為ニ新円寂〈某／甲〉、資ニ助シ覚霊ヲ、円ニ満ス種智ヲ。（一脱カ）

③大乘寺蔵愚休書写本

復鳴磬一下云、」
夫唱衣ノ法ハ、蓋稟ク常規※。新旧短長、自宜ク照顧ス。莫以テ新（一脱カ）」錫ヲ相兼コト。磬声断テ後チ、不レ得ニ翻悔スルコトヲ。謹テ白ス。」
唱衣罷、大悲呪 回向※」
上来、大衆念誦、並唱衣物功徳、並用回向 新円』寂某、資助覚霊、円満種智。再労尊衆念。十方三世」一切※シイ諸仏云云。」
（二五ウ～二六オ）

※常規新…貼紙ノ上ニ記シテ訂正ス。同行末ノ「新」ノ次ニ「上新」（抹消済）トアリ、コレヲ「規」ノ下ニ挿入スル修正指示ヲ反映シタモノト思ワレル。
※回向…別筆ト思ワレル。
※切シイ…「シイ」ハ別筆ト思ワレル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

復鳴磬一下云、」
夫レ唱衣ノ法ハ、蓋稟ク常規ヲ。新旧短長、自宜ク照顧ス。莫以テ新」錫ヲ相兼カヌル。磬声断テ後チ、不レ得ニ翻悔スルコトヲ。謹テ白ス。」
唱衣罷、大悲呪、回向」
上来、大衆念誦、並唱衣物功徳、並用回向 新円』寂〈某〉、資助覚霊、円満種智。再労尊衆念。十方三世」一切諸仏〈云／云〉。」
（上冊二七オ～二八オ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

念。」〈十仏／名〉」
十号畢テ、復タ鳴磬一下シテ云、』
夫レ唱衣ノ法ハ、蓋シ稟ク常規ヲ。新旧短長、自宜ク照顧ス。莫下以テ新錫ヲ相」兼上ヌルコト。磬声断テ後チ、不レ得ニ翻悔スルコト。謹テ白ス。」
唱衣罷テ、大悲呪、回向」
上来、大衆念誦、並唱衣物功徳、並用回向 新円寂〈某／甲〉、」資助覚霊、円満種智。再労尊衆念。十方三世云云。」
（上冊二七オ～ウ）

26亡者回向」
浄極光通達　寂照含虚空
却来観世間」　猶如夢中事」
上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪、所」集功徳、奉為某甲、資助※覚霊、荘厳報地。伏願、処」生死流、驪珠独耀於滄海、踞涅槃岸、桂輪孤朗於」碧天。※十方三世云云。」
（二六オ）

※助…左、「シ」（別筆）振リ仮名アリ。
※十方三世云…右、「普■導世間、同登覚路」アリ。「■」ハ原典ママ。

27亡者〈是旦那中崇重人回向〉』
歎偈同前」
山門今月今日、伏値　過去某甲禅門覚霊月忌」之辰。　謹集合山清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳」神呪。所集功徳、奉為尊霊、荘厳報地。伏願、　処生」死流、驪珠独耀於滄海、踞涅槃岸、桂

26亡者回向」
浄極光通達　寂照含虚空
却来観世間」　猶如夢中事」
上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪、所」集功徳、奉為〈某甲〉、資助覚霊、荘厳報地。伏願、　処」生死流、驪珠独耀於滄海、踞涅槃岸、桂輪孤朗於」碧天、普導世間、同登覚路。十方三世〈云／云〉。』（上冊二八オ）

27亡者〈是旦那中崇重人回向〉」
歎偈同前」
山門今月今日、伏値　過去某甲禅門覚霊月忌」之辰。　謹集合山清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳」神呪。所集功徳、奉為尊霊、荘厳報地。伏願、　処生」死流、驪珠独耀於滄海、踞涅槃岸、桂

26亡者回向」
浄極光通達、寂照含虚空。却来観世間、猶如夢中事。」
上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪、所集功」徳、奉為〈某／名〉、資助覚霊、荘厳報地。伏願、　処生死流、驪珠」独耀於滄海、踞涅槃岸、桂輪孤朗於碧天、普導世間、同」登覚路。十方三世云云。」
（上冊一九オ）

27又〈歎偈同レ前ニ。是レ檀那ノ／中チ崇重ノ人ノ回向〉」
山門今月今日、伏値　過去〈某甲／禅門〉覚霊月忌之辰。　謹」集合山清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪。所集功徳、」奉為尊霊、荘厳報地。伏願、　処生死流、驪珠独耀於滄』海、踞涅槃

③大乗寺蔵愚休書写本

輪孤朗於碧」天。覆蔭(フインエウコン)後昆、福報(フハウフ)無尽(シン)。十方三世云云。」（二六オ～ウ）

※偈…「仏」トアルヲ修正ス。

28在家等人」
歎仏(※)同前」

上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪。所」集功徳、奉為　某甲、資助幽霊(ユウ)、荘厳報地。伏願」〈身超浄域(シンセウシンイ)、業謝塵労(ネンシャシンラウ)。／一霊不昧(イリンフマイ)、八識昭然(ハシンショウセン)〉。蓮開上品之花(レンカイシャウヒンシクワ)、仏授一生之(フシュイサンシ)」記(キ)。十方三世云云。」（二六ウ～二七オ）

※仏…「仏」ノ「厶（弗）」ノ上ニ「曷」ヲ記シ、右、「偈ナリ」アリ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

輪孤朗於碧」天。覆蔭(フインコウコン)後昆、福報(フハウ)無尽(フシン)。十方三世〈云／云〉。」（上冊二八ウ）

28在家等人」
歎偈同前』

上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪。所」集功徳、奉為　某甲、資助幽霊(ユウ)、荘厳報地。伏願」〈身超浄域(シンセフシンイ)、業謝塵労(ネンシャシンラウ)。／一霊不昧(イリンフニイ)、八識昭然(ハシンショウセン)〉。蓮開上品之花(レンカイシャウヒンシクワ)、仏授一生之(フシュイサンシ)」記(キ)。十方三世〈云云〉。」（上冊二八ウ～二九オ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

岸、桂輪孤朗於碧天。覆蔭後昆、福報無尽。」十」方三世云云。」（上冊一九オ～ウ）

28又〈歎偈同シ前ニ。是レ在／家平人ノ回向〉」

上来、現前清衆、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪。所集功」徳、奉為〈某／甲〉、資助幽霊、荘厳報地。伏願〈身超浄域、業謝塵／労(ママ)。蓮開上品之華、」仏授一生之記。〇一霊不昧、八識昭／然。蓮開上品之華、仏授一生之記〉。十方三世云云。」（上冊一九ウ）

29斎僧ノ時ノ疏」

南閻浮提大日本国某州某郡某荘　孝子某甲等、」今当ニ望ンテ〈随時〉先考〈随時〉菩薩戒ノ之一周之忌辰ニ」敬テ就ニ当寺一ニ、修ニ設シテ斎僧一堂ヲ一、以テ供ニ養シ奉ル」十方ノ雲衲、聖凡之衆ヲ一。所レ集鴻福ハ、回ニ向シテ」先考ノ覚霊ニ、荘ニ厳シ報地ヲ一、円ニ満スル種智ヲ一者ナリ。」

右キ伏テ請ウ　三宝悉地（知カ）　覚霊炳鑒（アキラカナリ）　謹テ疏』

年号什年某月　日　孝子某氏某名　謹疏」

〈二七オ～ウ〉ニ図版アリ。【写真8】参照』

（二七オ～ウ）

30尊宿入ノ龕念誦」（尊宿遷化）

切ニ以レハ、善権普ク示シテ、分ニ化跡ヲ於人天一ニ、妙体独リ存シテ、越ニ玄機ヲ」於

29斎僧ノ時ノ疏」

南閻浮提大日本国某州某郡某荘　孝子某甲」等、今当ニ望ンテ〈随時〉先考〈随時〉菩薩戒ノ之一周之忌辰ニ」敬テ就ニ当寺一ニ、修ニ設シテ斎僧一堂ヲ一、以テ供ニ養シ上ル」十方ノ雲衲、聖凡之衆ヲ一。所レ集鴻福ハ、回ニ向シテ』先考ノ覚霊ニ、荘ニ厳シ報地ヲ一、円ニ満スル種智ヲ一者ナリ。」

右キ伏テ請ウ　三宝悉地（知カ）　覚霊炳鑒（アキラカナリ）　謹テ疏」

年号什年某月　日　孝子某氏某名　謹疏」

〈上冊二九ウ〉ニ図版アリ。【写真9】参照』

（上冊二九オ～ウ）

30尊宿入龕念誦」（尊宿遷化）

切ニ以レハ、善権普ク示シテ、分チ化跡ヲ於人天一ニ、妙体独リ存シテ、越ニ玄機ヲ」

29斎僧時ノ疏』

南閻浮提大日本国某州某郡某荘　孝子〈某／甲〉等、今当ニ」菩薩戒ノ之先考一周ノ之忌辰ニ。敬テ就テ当寺一ニ、修ニ設シテ僧斎ヲ一堂ニ」以テ供ニ養シ上ル十方ノ雲衲、聖凡ノ之衆ヲ。所ノ集鴻福ハ、回ニ向シテ　先考」覚霊ニ、荘ニ厳シ報地ヲ、円ニ満スル種智ヲ者ナリ。　右伏テ請」

三宝　悉知　謹疏」

覚霊　炳鑒

年号月日　　孝子某氏某名　謹疏」

〈上冊一八ウ〉ニ図版アリ。【写真10】参照』

（上冊一八オ～ウ）

尊宿遷化」

30入龕念誦」（尊宿遷化）

切ニ以レハ、善権普ク示シテ、分チ化跡ヲ於人天一ニ、妙体独リ存シテ、越ニ玄機ヲ於

③大乗寺蔵愚休書写本

仏祖ニ。恭惟、東堂和尚、孤円ノ智月、俄ニ収ニ万水ノ之光ヲ一、広大ノ悲応テ二十方ノ之感ニ一。瞻顔スレハ無レ地、被志有レ帰。是ニ」集テ二真徒一ヲ、賛二揚ス聖号ヲ一。仰憑大衆念。」清浄法身毘盧遮那仏云※々。」上来、称揚聖号、功徳無涯。敬用、回向「新般涅槃」東堂和尚。無生振世、妙覚荘厳、再労尊衆念。十方」三世一切諸仏云云。次大悲呪。」

（二八オ）

※云々…別筆ト思ワレル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

於仏祖ニ。恭惟、東堂和尚、孤円ノ智月、俄ニ収ニ万水ノ之光ヲ一、広大ノ悲乗、却テ応ス二十方ノ之感ニ一。瞻顔スレハ無レ地、被志有レ帰。是ニ」集テ二真徒一ヲ、賛二揚ス聖号ヲ一。仰憑大衆念。（ニカ）次十仏名」

清浄法身毘盧遮那仏云云。」

上来、称揚聖号、功徳無涯。敬用、回向「新般涅槃」東堂和尚。無生振世、妙覚荘厳、再労尊衆念。十方」三世一切諸仏云云。次大悲呪。』

（上冊三〇オ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

仏」祖ニ。恭ク惟レハ、東堂和尚、孤円ノ智月、俄ニ収ニ万水ノ之光ヲ一。広大ノ悲乗、」却テ応ス二十方ノ之感ニ一。瞻顔無レ地、披志有レ帰。是ニ集テ二真徒一ヲ、讃二揚ス聖」号ヲ一。仰憑大衆念。」

清浄法身毘盧遮那仏云云。』

上来、称揚聖号、功徳※ア無涯。敬用、回向「新般涅槃東堂」和尚。無生振世、妙覚荘厳。再労尊衆念。十方三世云云。」次ニ大悲呪。」

（上冊二ウ～三オ）

※ア…「プ」ノ誤刻ト考エラレル。

31龕前ノ念誦』（尊宿遷化）

白大衆ニ。　東堂和尚、已ニ帰シタマフ真寂ニ。是ノ日已ニ過ヌ、命モ亦随テ」滅ス。如シ少水ノ魚ノ。斯ニ有ン何ノ楽カ。衆等、当ニ勤精進シテ、如レ救ヘ頭燃ヲ。」但タ念ニ無常ヲ、慎テ勿レ放逸ナルコト。恭シク申ス大衆ニ。粛ニ詣ニ龕幃ニ、誦ニ持シテ万」徳ノ之洪名ヲ、奉レ為ニ増上崇於覚路ヲ。仰憑大衆念。」

清浄法身云云」

上来、念誦功徳、奉為新入涅槃東堂和尚、□助」尊霊、増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇華、棹慈舟」於生死海中、接群迷於菩提彼岸。再労尊衆念。十」方三世云云。次大悲呪。」

（二八オ～ウ）

31龕前ノ念誦』（尊宿遷化）

白大衆ニ。　東堂和尚、已ニ帰シタマフ真寂ニ。是ノ日已ニ過ヌ、命モ亦随テ」滅ス、如シ少水ノ魚ノ。斯ニ有ン何ノ楽カ。衆等、当ニ勤精進シテ、如レ救ヘ頭燃ヲ。」但タ念ニ無常ヲ、慎テ勿レ放逸ナルコト。恭シク申ス大衆ニ。粛ニ詣ニ龕幃ニ、誦ニ持シテ万」徳ノ之洪名ヲ、奉レ為ニ増上崇於覚路ヲ。仰憑大衆念。〈十仏名〉」

清浄法身云云。」

上来、念誦功徳、奉為新入涅槃東堂和尚、資助」尊霊、増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇華、棹慈舟」於生死海中、接群迷於菩提彼岸。再労尊衆念。十』方三世云云。次大悲呪。」

（上冊三〇ウ～三一オ）

31龕前念誦』（尊宿遷化）

白大衆ニ。　東堂和尚、已ニ帰シタマフ真寂ニ。是ノ日已ニ過ヌ、命モ亦随テ」滅ス、如シ」少水ノ魚ノ、斯ニ有ン何ノ楽カ。衆等、当ニ勤メ精進シテ、如レ救カ頭燃ヲ。但タ念シテ無常ヲ、」慎テ勿レ放逸ナルコト。恭シク申ス大衆ニ。粛ニ詣シテ龕幃ニ、誦ニ持シテ万徳ノ之洪名ヲ、奉ニ為ニ」増ニ崇於覚路ヲ。仰憑大衆念。」

清浄法身云云。」

上来、念誦功徳、奉為新入涅槃東堂和尚、資助尊霊、』増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇華、掉慈舟於生死海」中、接群迷於菩提彼岸。再労尊衆念。十方三世云云。」

次ニ大悲呪。」

（上冊三三オ～ウ）

③大乗寺蔵愚休書写本

※於…本来「覚」トスベキモノノ誤リト思ワレル。

※覚路…左、「又品位」アリ。

32挙龕念誦」（尊宿遷化）

念、安快昔日、与今別不同。金棺既挙、遶拘尸之大」城。幢幡揺空、赴茶毘之盛礼〈葬云、難提／之盛礼〉。仰憑大衆、」称讃洪名、用表攀違。上資覚路。」

清浄法身云云。」

上来、念誦功徳、奉為　新入涅槃東堂和尚、資助」尊霊、増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇華、棹慈舟」於生死海中、接群迷於菩提彼岸、再労尊衆念。十」方三世云云。」

（二八ウ～二九オ）

⑦月舟開版『瑩山清規』

32挙龕念誦」（尊宿遷化）

念、安快昔日、与今別不同。金棺既挙、遶拘尸之大」城。幢幡揺空、赴茶毘之盛礼〈葬云、難提／之盛礼〉。仰憑大衆、」称讃洪名、用表攀違。上資覚路。　次十仏名」

清浄法身云云。」

上来、念誦功徳、奉為　新入涅槃東堂和尚、資助」尊霊、増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇華、棹慈舟」於生死海中、接群迷於菩提彼岸。再労尊衆念。十』方三世云云。」

（上冊三一オ～ウ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

※掉…「棹」ノ誤ト思ワレル。

32挙龕念誦」（尊宿遷化）

念、安快昔日、与今別不同。金棺既挙、遶拘尸之大城。幢」幡揺空、赴茶毘之盛礼〈若全身入塔、則／云二難提之盛礼一〉。仰憑大衆、称讃」洪名、用表攀違、上資覚路念。」

清浄法身云云。」

上来、念誦功徳、奉為　新入涅槃東堂和尚、資助尊霊、」増崇法位。伏願、不忘願力、再現曇華、掉※慈舟於生死』海中、接群迷於菩提彼岸。再労尊衆念。十方三世云云。」

（上冊二三ウ～二四オ）

※茶…「荼」ノ誤ト思ワレル。
※助…「ス」ノ右、「シ」アリ。

33壇上念誦　〈下火続松、長三尺二寸也〉」（尊宿遷化）

是日、即有東堂和尚、化縁既畢、遂返真常。霊龕遍遶於〈某山号〉某塔、忽和於性火。仰憑大衆、資助覚霊。」

清浄法身云云。」

上来、称揚聖号、恭讃化儀。体極先宗、機峻不存於」仏祖。用開後学悲傷、乃撫於人天、変幻化之百骸、」入火光之三昧。茶傾三奠、香熱一炉、頂戴奉行、和」南聖衆。

大悲呪　回向」

上来、念誦諷経功徳、奉為　東堂和尚。茶毘之次、」増崇品位。十方三世云云。」

※茶…「荼」ノ誤ト思ワレル。
※助…「シ」ノ右、「ス」アリ。

33壇上念誦　下火続松、長三尺二寸也」（尊宿遷化）

是日、即有東堂和尚、化縁既畢、遂返真常。霊龕遍」遶於〈某山号〉某塔、忽和於性火。仰憑大衆、資助覚霊。」

清浄法身云云。」

上来、称揚聖号、恭讃化儀。体極先宗、機峻不容於」仏祖。用開後学心傷、乃撫於人天、変幻化之百骸、」入火光之三昧。茶傾三奠、香熱一炉、頂戴奉行、和」南聖衆。

大悲呪　回向』

上来、念誦諷経功徳、奉為　東堂和尚。茶毘之次、」増崇品位。十方三世云云。」

※掉…「棹」ノ誤ト思ワレル。

33壇上念誦〈下火続松、長／三尺二寸也〉」（尊宿遷化）

是日、即有東堂和尚、化縁既畢、遂返真常。霊龕遍遶於」椙樹、定光忽和於性火。仰憑大衆、資助尊霊。」

清浄法身云云。」

上来、称揚聖号、恭賛化儀。体極先宗峻機、不容於仏祖。」用開後学悲心、乃撫於人天、変幻化之百骸、」入火光之」三昧。茶傾三奠、香熱一炉、頂戴奉行、和南聖衆。」

大悲呪　回向」

上来、念誦諷経功徳、奉為　東堂和尚。茶毘之次、増崇』品位。十方三世云云。」

③大乗寺蔵愚休書写本

次知客、壇前諷経。小師等、弔慰諷経。」（二九オ～ウ）

※下火続松長三尺二寸也…別筆ノ可能性アリ。

※〈某山号〉某塔…貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。元々ハ「椙寿定光（シヤウンシユチンクワウ）」トアリ。

※忽（ク）…「忽」ノ誤ト思ワレル。

※存（ソン）…右上ニ「○」ヲ付シ、右ニ「容（ユウン）イ」トアリ。

※悲（ヒ）…右下ニ「○」ヲ付シ、上欄外ニ「心イ」トアリ。

※骸…貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。元ノ字ハ不明。

34二七日唱衣念誦〈若行施物者、維那、令行者可報。／各、以打嚫、可請之。永平古儀也〉』（尊宿遷化）

留（トヽメテ）レ衣ヲ表（スルコトハ）レ信ヲ、乃チ列（レツ）祖ノ之垂（スイ）

⑦月舟開版『瑩山清規』

次知客、壇前諷経。小師等、弔慰諷経。」（上冊三一ウ～三二オ）

34二七日唱衣念誦〈若行施物者、維那、令行者可報。／各、以打嚫、可請之。永平古儀也〉」（尊宿遷化）

留（トヽメテ）レ衣ヲ表（スルコトハ）レ信ヲ、乃チ列（レツ）祖ノ之垂（スイ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

次ニ知客、壇前諷経。小師等、弔慰諷経。」（上冊二四オ～ウ）

34二七日唱衣念誦〈若シ行ハ施物ヲ者、維那一、可レ令シテ行者ヲ／報上。各、以（ママ）二打嚫ヲ、可レ請ス之ヲ。永平ノ古」儀ナリ／也〉」（尊宿遷化）

規キナリ。以レ法破コトハ慳ヲ、稟ウ二先聖ノ之遺ユイ」範ハン一ヲ。今マ茲ノ估唱、用テ表ス二※無常ヲ一。仰憑大衆念。」清浄法身、云云。」（二九ウ～三〇オ）

※表…右、「シ」トアルヲ抹消ス。

35唱衣了テ回向」（尊宿遷化）

上来、唱衣念誦功徳、奉為　新示寂東堂和尚。増」崇品位。十方三世云云。」（三〇オ）

36仏事次第」

入龕　移龕　鎖龕」
法堂掛真　挙哀　奠茶湯」
対霊ノ小参　奠茶湯　起龕』
山門首ノ掛真　奠茶湯　※秉炬」
安骨　提衣　起骨」
入塔　入祖堂　全身入塔」
撒土　〈如二衣鉢豊厚一ルカ、毎日奠

規キナリ。以レ法破コトハ慳ヲ、稟ウ二先聖ノ之遺ユイ」範ハン一ヲ。今茲ノ估唱、用テ表ス二無常ヲ一。仰憑大衆念。　次十仏名」（上冊三二オ）
清浄法身、云云。」（上冊三二オ）

35唱衣了テ回向」（尊宿遷化）

上来、唱衣念誦功徳、奉為　新示寂東堂和尚。増』崇品位。十方三世云云。」（上冊三二オ～ウ）

36仏事次序」

入龕　移龕　鎖龕」
法堂掛真　挙哀　奠茶湯」
対霊シテ小参　奠茶湯　起龕」
山門首ノ掛真　奠茶湯　秉炬」
安骨　提衣　起骨」
入塔　入祖堂　全身入塔」
※撒土　〈如二衣鉢豊厚一ルカ、毎日奠

留テ衣ヲ表スルコトハ信ヲ、乃チ列祖ノ之垂規ナリ。以テ法ヲ破コトハ慳ヲ、稟ウ二先聖ノ之遺範ハン一ヲ。今」茲ノ估唱、用テ表ス二無常ヲ一。仰憑大衆念。」
清浄法身、云云。」（上冊二四ウ）

35唱衣了回向」（尊宿遷化）

上来、唱衣念誦功徳、奉為　新示寂東堂和尚、増崇品」位。十方三世云云。』（上冊二四ウ）

36仏事ノ次序」

入龕　移龕　鎖龕　法堂掛真　挙哀」
奠茶湯　対霊小参　奠茶湯　起龕」
山門首ノ真亭ニ掛レ真　奠茶湯　秉炬
安骨　提衣」
起骨　入塔　入祖堂　全身入塔　撒土」
〈如二衣鉢豊厚一ルカ、毎日奠茶／湯。

③大乗寺蔵愚休書写本

茶／湯。添二転龕転骨等ノ仏事一ヲ〉」
右、壇上ノ念誦ニ云、霊龕遍ク遶テ二於
椙寿※定光一ヲ、忽(忽カ)ニ和スト二於」性火一ニ云。
此ノ文者、賀州大乗開山遷化ノ時
キ、如ク レ斯ノ」製セイスル句ナリ也〈大乗寺ニ
有二椙寿ノ林号一、／開山塔ニ有二定光
ノ院ノ号一〉。」
勅修清規(チヨクシユシンキ)ニ涅槃台ノ念誦ニ云ク、霊龕
遍ク遶テ二於拘尸シヲ一、性」火自ヲ焚ヤク二於
此ノ日ニ一、云云。』　（三〇オ～ウ）

※秉炬(ヒンコ)…「秉炬(ヒンコ)」ト誤記シ、「コ」ヲ抹消シテ位置ヲ訂正ス。
※寿…下、「ヲ」ヲ抹消ス。

37羅漢供養ノ時キ、兼日貼ヲス二照牌一ヲ
〈十五日已前、預出二差定一也〉」
来某日、羅漢供養法用ノ僧事〈又涅槃
会時、出之云。／来十五日、涅槃会法※

⑦月舟開版『瑩山清規』

茶／湯。添二転龕転骨等ノ仏事一ヲ〉』
右、壇上ノ念誦ニ云、霊龕遍ク遶テ二於
椙寿定光一ヲ、忽ニ和スト二於」性火一ニ云。
此ノ文者、賀州大乗開山遷化ノ時
キ、如ク レ斯ノ」製セイスル句ナリ也〈大乗寺ニ
有二椙樹ノ林号一、／開山塔ニ有二定光
ノ院号一〉。」
勅修清規涅槃台ノ念誦ニ云ク、霊龕遍
ク遶テ二於拘尸シヲ一、性」火自ヲ焚ヤク二於此ノ
日ニ一、云云。」　（上冊三二ウ～三三オ）

※撒(サソ)…「ソ」ハ「ツ」ノ誤ト思ワレル。

37羅漢供養ノ時キ、兼日貼ヲス二照牌一ヲ
〈十五日已前、預出二差定一也〉」
来某日、羅漢供養法用ノ僧事〈又涅槃
会時、出之云。／来十五日、涅槃会法

⑨卍山開版『瑩山清規』

添二転龕転骨等ノ仏事一ヲ〉」
右キ、壇上ノ念誦ニ云ク(一脱カ)、霊龕遍ク遶リ二
於椙樹一ヲ、定光忽チ和スト二於性火一ニ。」
此ノ文ハ者、先師徹通遷化ノ時、如ク レ
斯ノ製スル句ナリ也〈大乗寺ニ有二椙／樹
林ノ号一、開山」塔有リ二定／光院ノ号
一〉。勅脩清規涅槃台ノ念誦ニ云ク(ママ)、霊
龕遍ク遶テ二於拘尸一ヲ、」性火自ヲ焚ク二於
此日ニ一、云云。』　（上冊二五オ）

41羅※漢供養式〈兼日貼ス二照牌一ヲ。十
五日以前、預出ス二差／定一ヲ也。涅
槃会ノ時モ、亦兼日貼ス二照牌一ヲ。式」
同シ レ之ニ。但タ無キ二勧請ノ文一而已。

用僧事〉」
　定」
式師　堂頭和尚〈又随時、老僧〉」
唄師　某甲〈称呼〉」
勧請　某甲」
讃頭　某甲」
伽陀　某甲」
祭文　某甲」
散華　某甲』
梵音　某甲」
錫杖　某甲」
　浄道場」
焼香　某甲」
灑水　某甲」
散華　某甲」
　右具在前」
今月　日　堂司比丘〈某甲〉敬白」
又涅槃講時、兼日貼照牌。式同之。但無勧請」而已。祭文随時、有別紙。』　（三一オ～ウ）

※会…「槃」ノ下ニ「○」ヲ付シ、同行末ニ祭／文ハ有無、随レ時ニ。文ハ在リ別紙ニ」

用僧事〉」
　定』
式師　堂頭和尚〈又随時、老僧〉」
唄師　某甲〈称呼〉」
勧請　某甲」
讃頭　某甲」
伽陀　某甲」
祭文　某甲」
散華　某甲」
梵音　某甲」
錫杖　某甲』
　浄道場」
焼香　某甲」
洒水　某甲」
散華　某甲」
　右具在前」
今月　日　堂司比丘〈某甲〉敬白」
又涅槃講時、兼日貼照牌。式同之。但無勧請」而已。祭文随時、有別紙。」　（上冊三三オ～三四オ）

来〈某日〉、羅漢供養法用僧事」
式師　堂頭和尚〈又随レ時ニ老／僧勤ムレ之ヲ〉」
唄師　某甲上座」
勧請　某甲上座」
讃頭　〈某甲上座／某甲上座〉」
伽陀　某甲維那」
祭文　某甲上座』
散華　某甲上座」
梵音　某甲上座」
錫杖　某甲上座」
　浄場道」
焼香　某甲上座」
洒水　某甲上座」
散華　某甲上座」
　右具在前」
今月日　　堂司比丘〈某甲〉敬白」　（上冊三五オ～ウ）

③大乗寺蔵愚休書写本

「上会」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

38請知事」

先請先資勤旧、就方丈、※点茶。茶罷、住持、叉手云〈先（セン）／都」寺、先維那、先典座、告退。此務、不闕欠人。不知、請何／人、可就此職、三問。又云、欲請某甲監寺、就都寺、請」某甲知客、就維那、請某甲上座、就典座、請某甲蔵／主、就書記、請某甲侍者、就知客、請某甲上座、就浴」主、衆意如／何、三問〉。次請新請人、先就本位而点茶。茶罷、又」住持、叉手云〈先（セン）知事頭首、告退、此務、不可闕人、請／某甲、就某甲職、願以仏法為念、同共」礼／請〉。次新請知事頭首、中為上位、向住持、両展三拝。」次旧※知

⑦月舟開版『瑩山清規』

38請知事』

先請先資勤旧、就方丈、点茶。茶罷、住持、叉手云〈先／都」寺、先維那、先典座、告退。此務、不闕欠人。不知、請何／人、可就此職、三問。又云、欲請某甲監寺、就都寺、請」某甲知客、就維那、請某甲上座、就典座、請某甲蔵／主、就書記、請某甲侍者、就知客、請某甲上座、就浴」主、衆意如／何、三問〉。次請新請人、先就本位而点茶。茶罷、又」住持、叉手云〈先知事頭首、告退、此務、不可闕人、請／某甲、就某甲職、願以仏法為念、同共」礼／請〉。次新請知事頭首、中位（為カ）上位、向住持、両展三拝。」次旧

⑨卍山開版『瑩山清規』

※「41羅漢供養式」から、「37羅漢供養時兼日貼昭牌」に相当する部分のみ抜粋して掲載した。

〈38請知事〉

※十六日。請知事。先ッ請シテ二先資勤旧ヲ一、就テ二方丈ニ一、点茶。茶罷テ、住持」叉手シテ云ク、先都寺、先維那、先典座、告ク退ヲ。此ノ務、不レ可レ闕ク人ヲ。不」レ知、請シテカ何人ヲ一、可キ就二此ノ職ニ一レ〈三／問〉。又云ク、欲ス請シテ二某甲監寺一、就ケ都寺ニ一、請シテ」某甲知客ヲ一、就二維那ニ一、請シテ二某甲上座ヲ一、就二典座ニ一、請シテ某甲蔵主ヲ一、就」書記、請シテ某甲侍者ヲ一、就二知客ニ一、請シテ（脱カ）某甲上座ヲ一、就シメント浴主ニ一。衆意如」何〈三／問〉。次ニ請シテ新請ノ人ヲ一、先就テ本位ニ而点茶。茶罷テ、又住持、叉」手シテ云ク、先知事頭首、告ク退ヲ。此ノ務、

事頭首、如前向住持、両展三拝。次新旧」之知事頭首、中為下位、東西相向、斜列立両展三」拝。次新旧、就位、点茶。茶罷、鳴(※)堂前鐘三会、大衆、』集僧堂、位立定。維那、入堂、聖僧前焼香問訊、巡堂」一匝、帰聖僧前問訊、白槌而云〈先(セン)都寺、先維那、先／典座、先書記、先知」客、先浴主、告退。此務、不可闕人。偶蒙堂頭和尚慈／旨、而請某甲人、就某職、請某甲人、就浴司。謹白(※)〉。」又打槌一下。　次請客侍者、引新請人、到住持人」前、中為上位、而両展三拝。次旧知事頭首、如先」両展三拝。次新旧知事頭首、聖僧前相向斜列」立、両展三拝〈此時、又中／為下位〉。次新請知事頭首、向聖僧、」大展三拝。次請客侍者、引新請人、就位。次維」那、白槌云〈先知事頭首、告退。此務、不可闕人。／請得某甲人、就某甲職了。謹白〉。又打」槌一下。　次行者、喝云、請大衆、新知事頭首、送寮』〈或

知事頭首、如前向住持、両展三拝。次新旧」之知事頭首、中為下位、東西相向、斜列立両展三」拝。次新旧、就位、点茶。茶罷、鳴堂前鐘三会、大衆、』集僧堂、位立定。維那、入堂、聖僧前焼香問訊、巡堂」一匝、帰聖僧前問訊、白槌而云〈先都寺、先維那、先／典座、先書記、先知」客、先浴主、告退。此務、不可闕人。偶蒙堂頭和尚慈／旨、而請某甲人、就某職、請某甲人、就浴主。謹白〉。」又打槌一下。　次請客侍者、引新請人、到住持人」前、中為上位、而両展三拝。次旧知事頭首、如先」両展三拝。次新旧知事頭首、聖僧前相向斜列」立、両展三拝〈此時、又中／為下位〉。次新請知事頭首、向聖僧、」大展三拝。次請客侍者、引新請人、就位。次維」那、白槌云〈先知事頭首、告退。此務、不可闕人。／請得某甲人、就某甲職了。謹白〉。又打』槌一下。　次行者、喝云、請大衆、新知事頭首、送寮」〈或

不レ可レ闕ク人ヲ。請シテ二某甲一、就二某ノ職一ニ。』願ハ以テ仏法ヲ一為シテ念ト、同ク共ニ礼請。　次ニ新請ノ知事頭首、中為上」位、向テ二住持一ニ、両展三拝。次ニ旧知事頭首、如レ前向テ二住持一ニ、両展」三拝。　次ニ新旧ノ之知事頭首、中為下位、東西相向テ、斜ニ列リ」立テ両展三拝。次ニ新旧、就テ位ニ、点茶。茶罷テ、鳴二堂前ノ鐘ヲ一三会スレハ、」大衆、集テ二僧堂ノ位ニ一立定ス。維那、入堂、聖僧前ニ焼香問訊シ、巡堂」一匝シテ、帰二聖僧前一ニ問訊、白槌シテ而云ク、先都寺、先維那、先典座、」先書記、先知客、先浴主、告レ退ヲ。此ノ務、不レ可レ闕ク人ヲ。偶蒙テ二堂」頭和尚ノ慈旨ヲ一、而請シテ二某甲ノ人ヲ一、就二某ノ職一、請シテ二某甲ノ人ヲ一、就二浴主一ニ。謹」白ス。又打レ槌一下。　次ニ請客侍者、引テ二新請ノ人ヲ一、到テ二住持人ノ前一ニ、」中為上位、而両展三拝。　次ニ旧知事頭首、如レ先両展三拝。　次ニ新旧知事頭首、聖僧前相向テ、斜ニ列リ立テ、両展三拝」〈或

③大乗寺蔵愚休書写本

云、送知／事、入庫堂〉。次鳴鐘一会。面面送寮、毎寮、鳴鐘一会、」旧者在主位、新者在賓位、相向触礼三拝。※又新者」主位、旧者賓位、又触礼。次与大衆同時触礼三拝。」毎寮、皆如此。又鳴鐘、旧両班、送本寮、主人大衆、共」触礼三拝。」

請知事礼終』　（三二オ～三三オ）

※丈点茶茶罷…元々「丈点茶罷」トアリ、同行ノ割注ノ前ニ「上茶」ト修正指示ガアリ、現在ハ「丈点」ノ上ニ「丈点茶」ト貼紙シテ修正サレテイル。

※旧知…元々「旧事」トアリ、同行末ニ「三拝知上」ト修正指示ガアリ、現在ハ「旧」ノ上ニ「旧知」ト貼紙シテ修正サレテイル。

※鳴堂前…貼紙ノ上ニ記サレテイル。元ノ字ハ不明。

※白…下一文字分ガ切リ抜カレテイル。

※主…文字ノ左半分ガ切リ抜カレテイル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

云、送知／事、入庫堂〉。次鳴鐘一会。面面送寮、毎寮、鳴鐘一会、」旧者在主位、新者在賓位、相向触礼三拝。又新者」主位、旧者賓位、又触礼。次与大衆同時触礼三拝。」毎寮、皆如此。又鳴鐘、旧両班、送本寮、主人大衆、共」触礼三拝。」

請知事礼終』　（上冊三四オ～三五ウ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

時、又中／為下位〉。次ニ新請知事頭首、向テ二聖僧一ニ、大展三拝。次ニ請」客侍者、引テ二新請人一ヲ、就レ位ニ。次ニ維那、白槌シテ云ク、先知客頭首、」告レ退ヲ。此ノ務、不レ可レ闕ク人ヲ。請シ得テ某甲人一、就二某ノ職一了ル。謹白。又タ打コト」レ槌ヲ一下。次ニ行者、喝テ云ク、請大衆、送テ二新知事頭首一ヲ、帰セシメン寮レニ〈或ハ／云ク〉」送テ知事一ヲ、入シメン二／庫堂一ニ等〉。次鳴コト鐘レヲ一会。面面送寮シテ、毎ニ寮、鳴コト鐘レヲ一会スレハ、旧者ハ」在リ二主位一ニ、新者ハ在テ二賓位一ニ、相向テ触礼三拝。又新者ハ主位、旧者ハ」賓位ニシテ触礼ス。次ニ与二大衆一同時ニ触礼三拝。毎レ寮ニ、皆ナ如シ此ノ。又鳴シテ」レ鐘、旧両班、送リ二本寮一ニ、主人大衆、共ニ触礼三拝。」　（下冊三九ウ～四〇ウ）

※「38請知事」は、⑨には「年中行事」七月十六日条に収録されているが、本稿では対

〈三三ウ〉ニ図版「布薩之堂荘厳図」アリ。【写真11】参照〕』

39菩薩戒布薩ノ式」

毎ニ半月一行レ之ヲ。維那、預メ出ス二照牌ヲ於便宜ノ処一ニ。文、」

山門」

今月白月十五日布薩、食後」

行法事」

戒師　堂頭和尚〈随レ時、或尊宿、或老僧〉」

梵音　某甲上座」

唱白　某甲上座〈随レ時、半夏者知客、唱白也〉」

焼香　某甲上座」

浄水　某甲上座』

散華　某甲上座」

香湯　某甲上座」

手巾　某甲上座」

〈上冊三六オ〉ニ図版「布薩之堂荘厳図」アリ。【写真12】参照〕』

39菩薩戒布薩ノ式」

毎トニ半月一行レ之ヲ。維那、預メ出ス二照牌ヲ於便宜ノ処一ニ。文、」

山門」

今月白月十五日布薩、食後」

行法事」

戒師　堂頭和尚〈随レ時、或尊宿、或老僧〉」

梵音　某甲上座」

唱白　某甲上座〈随レ時、半夏者知客、唱白也〉」

焼香　某甲上座』

浄水　某甲上座」

散華　某甲上座」

香湯　某甲上座」

手巾　某甲上座」

照の便のため移して掲載した。

39菩薩戒布薩式〈毎ニ半月一行レ之ヲ。維那、預メ／出ス二照牌ヲ於便宜ノ処ニ（脱カ）〉」山門」

今月白月〈十五／日〉布薩、食後　行法事」

戒師　堂頭和尚〈随レ時ニ、或ハ尊／宿、或ハ老僧〉」

梵音　某甲上座』

唱白　某甲維那〈随レ時、半夏ハ者／知客、唱白スル也〉」

焼香　某甲上座」

浄水　某甲上座」

散華　某甲上座」

香湯　某甲上座」

手巾　某甲上座」

小者　某甲上座」

③大乗寺蔵愚休書写本

小者　某甲上座」
手巾　某甲上座」
右キ、各ヲノ〻具シテ二威儀ヲ一、聞テ二鐘※声ヲ一集アツマリ下ヘ。(タマカ)」
今月　日　堂司比丘某甲敬白」
（三四オ～ウ）

※鐘…「童」ノ部分ヲ貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。元ノ字ハ不明。

晦※日ニハ、改アラタム二黒月ト一。余ハ皆、同シレ前。若シ別ニ請セハ二戒師並ニ唱白ノ」師ヲ一、又タ可レ点レ牌ヲ。斎前ニ、維那及ヒ用僧、就テ二仏殿若ハ法」堂ニ一、堂荘厳、如シ図ノ。椅卓、如法ニ可シ二荘厳ス一。後ニ上テ二浄水ヲ一、』而当ニ下遇アハセテ レ諷※経ニ、加中持ス之コレヲ上。火版鳴コハンナツテ、収ム二照牌ヲ一。斎後、時キ」至レハ、維那、令シテ下レ堂司ノ行者ヲ、報中案内ヲ於諸寮ニ上、各シメテ ノ鳴コト二寮」前ノ版ヲ一三下シテ後ニ、鳴コト二

⑦月舟開版『瑩山清規』

小者　某甲上座」
手巾　某甲上座」
右キ、各ヲノ〻具シテ二威儀ヲ一、聞テ二鐘声ヲ一集アツマリ下ヘ。(タマカ)」
今月　日　堂司比丘某甲敬白」
（上冊三六ウ～三七オ）

晦※日ニハ、改アラタム二黒月ト一。余ハ皆、同シレ前。若シ別ニ請セハ二戒師並ニ唱白ノ』師ヲ一、又タ可レ点レ牌ヲ。斎前ニ、維那及ヒ用僧、就テ二仏殿若ハ法」堂一、堂荘厳、如シ図ノ。椅卓、如法テ可シ二荘厳ス一。後ニ上テ二浄水ヲ一、」而当ニ下遇アハセテ レ諷経ニ、加中持ス之ヲ上。火版鳴コハンナツテ、収ム二照牌ヲ一。斎後、時キ」至レハ、維那、令シテ下レ堂司ノ行者ヲ、報中案内ヲ於諸寮ニ上、各シメテ ノ鳴コト二寮」前ノ版ヲ一三下シテ後ニ、鳴コト二

⑨卍山開版『瑩山清規』

手巾　某甲上座」
右、各具シテ二威儀ヲ一、聞テ二鐘声ヲ一集リ。(リタマヘカ)」
今月日　堂司比丘〈某甲〉敬白』
（上冊二七ウ～二八オ）

晦日ニハ、改メテ二白月ヲ一為ナス二黒月ト一。余ハ皆、同シレ前ニ。若シ別ニ請セハ二戒師并ニ唱白ノ」師ヲ一、又可シ点スレ牌ヲ。斎前ニ、維那及ヒ用僧、就シテ二仏殿若ハ法堂ニ一、荘二厳コト」道場ヲ一、如シ図ノ。椅卓、如法ニ可シ二荘厳ス一。後ニ上テ二浄水ヲ一、而当ニ下遇テ レ諷経ニ、」加二持ス之ヲ上。火版鳴テ、収ム二照牌ヲ一。斎後、時キ至レハ、維那、令シテ下二堂司行者ヲ一、」報セ中案内ヲ於諸寮ニ(上カ)、諸寮、各鳴二寮前ノ版ヲ一

法堂ノ鼓ヲ、如法縵声（マンセイ）。此ノ間タ、従リ二首座一次第ニ焼香シテ問訊ス。露地ハ、所謂（エハユル）堂前ナリ也。排立ノ次（ツイ）テ」以テ二正面ノ西ノ柱ヲ一為レ上（カミト）ス。西南ハ、雖レ随ト二衆ノ多少ニ一、必ス南北」相対スル者ナリ。首座ヲ為レ上（カミト）ス。衆僧、不レ分（ワカタ）ス二常住客来ヲ一、依テ二臘」次ニ排立ス。南ハ者、維那為レ上（カミト）ス。用僧、次第ニ排立ス。衆僧」排立ノ間タ、維那、依テ二卓ノ東辺ニ一立テ、見テ二衆僧焼香ノ了（ヲハルヲ）一、維那、展フ二拝席ヲ一。侍者、焼香シ了テ、東辺ニ立テ、見テ二維那ノ展ルヲ一拝」席ヲ、侍者、参ス二主人ノ迎（ムカイ）ニ一。此ノ時、行者、収テ鼓声ヲ一、即チ鳴ス二大』鐘ヲ一。如法縵声（マンセイナリ）也。主人、当面問訊焼香、大展三」拝シ了テ、首座ノ上肩ニ問訊シテ卓立ス。此ノ時キ、大衆普同問」訊スレハ、維那、合掌シテ誦ス二露地ノ偈ヲ一。大鐘即チ罷（ヤム）。大衆、普同」合掌シテ、誦ス偈ヲ。」

降伏魔力怨（カウフクマラヨシ）　除結尽無余

露地撃犍椎（キヤクコンチ）」　比丘聞当集

法堂ノ鼓ヲ、如法縵声（マンセイ）。此ノ間タ、従リ二首座一次第ニ焼香シテ問訊ス。露地ハ、所謂ユル堂前ナリ也。排立ノ次（ツイ）テ」以テ二正面ノ西ノ柱ヲ一為レ上（カミト）ス。西南ハ、雖レ随ト二衆ノ多少ニ一、必ス南北」相対スル者ナリ。首座ヲ為レ上（カミト）ス。衆僧、不レ分（ワカタ）ス二常住客来ヲ一、依テ二臘」次ニ排立ス。南ハ者維那為レ上（カミト）ス。用僧、次第ニ排立ス。衆僧』排立ス間タ、維那、依テ二卓ノ東辺ニ一立テ、見テ二衆僧焼香ノ了（ヲハルヲ）一、維那、展フ二拝席ヲ一。侍者、焼香シ了テ、東辺ニ立テ、見テ二維那ノ展ルヲ一拝」席ヲ、侍者、参ス二主人ノ迎（ムカイ）ニ一。此ノ時、行者、収テ鼓声ヲ一、即チ鳴ス二大」鐘ヲ一。如法縵声（マンセイ）ナリ也。主人、当面問訊焼香、大展三」拝シ了テ、首座ノ上肩ニ問訊シテ卓立ス。此ノ時キ、大衆普同問」訊スレハ、維那、合掌シテ誦ス二露地ノ偈ヲ一。大鐘即チ罷。大衆、普同」合掌シテ、誦ス偈ヲ。」

降伏魔力怨（カウフクマラヨシ）　除結尽無余

露地撃犍椎（キヤクコンチ）」　比丘聞当集

三下シテ後ニ、鳴二（コト）法堂ノ鼓ヲ一、」如法縵声ナリ。此ノ間タ、従リ二首座一次第ニ焼香シテ問訊ス。露地ハ、謂ク堂前ナリ。」排立ノ次テ、以テ二正面ノ西ノ柱ヲ一為レ上ト。西南ハ、雖レ随ト二衆ノ多少ニ一、必ス南北」相対シテ、首座ヲ為レ上ト。衆僧、不レ分（ワカタ）ス二常住来客ヲ一、依テ二臘次ニ排立ス。東ハ」維那ヲ為レ上、用僧、次第ニ排立ス。衆僧排立スル間タ、維那、依テ卓ノ東」辺ニ立テ、見テ二衆僧焼香ノ了（ニカヲ）一、而展二拝席ヲ一。侍者、焼香シ了テ、東辺ニ立テ、』見テ二維那ノ展ルヲ一拝席ヲ、而詣シテ二方丈ニ一、迎テ二主人ヲ出シム。此ノ時、行者、収テ鼓」声ヲ、即チ鳴ス二大鐘ヲ一。如法縵声ナリ也。主人、当面ニ問訊焼香シ、大展」三拝シ了テ、首座ノ上肩ニ問訊シテ卓立ス。此ノ時キ、大衆普同問訊スレハ、維」那、合掌シテ誦ス二露地ノ偈ヲ一。大鐘即チ罷テ、大衆、普同合掌シテ、誦レ偈ヲ。」

降伏魔力怨　除結尽無余

露地撃犍椎」　比丘聞当集

③大乗寺蔵愚休書写本

諸欲聞法人　度流生死海」
聞此妙響音　尽当雲集此」
偈畢テ、維那、打チ磬ヲ、引テ衆ヲ入堂シテ、依テ二座位前一立定シテ、展テ二」坐具ヲ一大同三拝シテ、上ニ胡跪合掌シテ、説ク偈ヲ。」
持戒清浄如満月　身口皎潔無礙穢』
大衆和合無違諍　爾乃可得同布薩」
偈畢テ、収テ二坐具ヲ一起ツ。先ツ主人著座、次ニ首座大衆、揖シテ」問訊シテ跏趺坐ス。維那及ヒ法事ノ僧、共ニ五人ハ者、不ス二著」座セ。用僧四人ハ者、畳テ二坐具ヲ一安ス位ニ。維那、引テ二用僧ヲ一、進テ二」正面ニ、如ク図ノ立定ス。維那、先ツ問訊シテ、抽身シテ歴テ後ヘヲ、進テ二浄」水ノ前一ニ問訊、長跪合掌シテ、唱テ二浄水ノ偈ヲ一云ク、」
八功徳水浄諸塵　灌掌去垢心無染」
執持禁戒無闕犯　一切衆生亦如是」

（三四ウ～三六オ）

⑦月舟開版『瑩山清規』

諸欲聞法人　度流生死海』
聞此妙響音　尽当雲集此」
偈畢テ、維那、打チ磬ヲ、引テ衆ヲ入堂シテ、依テ二座位前一ニ立定シテ、展テ二」坐具ヲ一大同三拝シテ、上ニ胡跪合掌シテ、説ク偈ヲ。」
持戒清浄如満月　身口皎潔無礙穢」
大衆和合無違諍　爾乃可得同布薩」
偈畢テ、収テ坐具ヲ(二脱カ)起ツ。先ツ主人著座、次ニ首座大衆、揖シテ」問訊シテ跏趺坐ス。維那及ヒ法事ノ僧、共ニ五人ハ者、不ス二著」座セ。用僧四人ハ者、畳テ二坐具ヲ一安ス位ニ。維那、引テ二用僧ヲ一、進テ二」正面ニ、如ク図ノ立定ス。維那、先ツ問訊シテ、抽身シテ歴テ後ヘヲ、進テ二浄』水ノ前一ニ問訊、長跪合掌シテ、唱テ二浄水ノ偈ヲ一云ク、」
八功徳水浄諸塵　灌掌去垢心無染」
執持禁戒無闕犯　一切衆生亦如是」

（上冊三六ウ～三九オ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

諸欲聞法人　度流生死海」
聞此妙響音　尽当雲集此」
偈畢、維那、打チ磬ヲ、引テ衆ヲ入堂シテ、依テ二座位ノ前一ニ立定シテ、展テ二坐具ヲ一大」同三拝シテ、具ノ上ニ胡跪合掌シテ、誦ス偈ヲ。」
持戒清浄如満月　身口皎潔無礙穢』
大衆和合無違諍　爾乃可得同布薩」
偈畢テ、収テ二坐具ヲ一起ツ。先ツ主人著座、次ニ首座大衆、揖シテ問訊跏」趺坐ス。維那及ヒ浄水、香湯、両手巾、共ニ五人ハ者、不ス二著座一。梵」音、焼香、散華、小者、四人ハ者、畳テ二坐具ヲ一著位ス。維那、引テ二浄水」等ノ四人ヲ、進テ二正面一ニ、如レ図ノ立定ス。維那、先ツ問訊。抽身シテ歴テ後ヘヲ、進テ」浄水シテ前一ニ問訊シ、長跪合掌シテ、唱テ二浄水ノ偈ヲ一云ク、」
八功徳水浄諸塵　灌掌去垢心無染」
執持禁戒無闕犯　一切衆生亦如是」

※晦日…以下、偈文・敬白文以外ノ説明文ハ全テ二字下ゲトスルガ、本稿デハ一字下ゲトシタ。

※諷…右、「「日中――也」（朱字）注記アリ。

※跪…「危」ノ部分ヲ貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。元ノ字ハ不明。

偈畢テ、右手ニ取リ浄水ノ瓶ヲ、受テ左ノ掌ニ、両手ニ灌洗シテ、而右」手ニ取テ手巾ヲ、拭イ畢テ、右手挫テ机ヲ、而起立問訊ス。此ノ時、』焼香ノ人、同ク問訊。如シ先ノ進メハ浄水ノ前ニ、維那、徐ヤウヤク横歩シテ、」進テ香湯ノ前ニ、両人同ク問訊長跪シテ、維那、先ッ唱テ香湯ノ」偈ヲ云ク、」

香湯薫沐澡諸垢　法身具足五分充」

般若円照解脱満　群生同会法界容」

偈畢テ、焼香ノ人、又タ唱フ浄水ノ偈ヲ。維那、左手ニ取テ香湯ノ」瓶ヲ、右掌ニ受テ香水ヲ、両手ニ灌洗シテ、左

※晦日…以下、偈文・敬白文以外ノ説明文ハ全テ二字下ゲトスルガ、本稿デハ一字下ゲトシタ。

偈畢テ、右手ニ取リ浄水ノ瓶ヲ、受テ左ノ掌ニ、両手ニ灌洗シテ、而右」手ニ取テ手巾ヲ、拭イ畢テ、右手挫テ机ヲ、而起立問訊ス。此ノ時、」焼香ノ人、同ク問訊。如シ先ノ進メハ浄水ノ前ニ、維那、徐ヤウヤク横歩シテ、」進テ香湯ノ前ニ、両人同ク問訊長跪シテ、維那、先ッ唱テ香湯ノ」偈ヲ云ク、」

香湯薫沐澡諸垢　法身具足五分充』

般若円照解脱満　群生同会法界容」

偈畢テ、焼香ノ人、又タ唱フ浄水ノ偈ヲ。維那、左手ニ取テ香湯ノ」瓶ヲ、右掌ニ受テ香水ヲ、両手ニ灌洗シテ、左

偈畢、右手ニ取リ浄水ノ瓶ヲ、左ノ掌ニ受テ浄水ヲ、両手ニ灌洗シテ、而右手ニ」取テ手巾ヲ、拭畢テ、右手挫テ机ヲ、而起立問訊ス。此ノ時キ、浄水ノ人、同ク』問訊シ、如ク先ノ進メハ浄水ノ前ニ、維那、徐ク横歩シ、進テ香湯ノ前ニ、両人同ク」問訊シ長跪シテ、維那（ママ）先唱テ香湯ノ偈ヲ云ク、」

香湯薫沐澡諸垢　法身具足五分充」

般若円照解脱満　群生同会法界容」

偈畢テ、浄水ノ人、唱フ浄水ノ偈ヲ。維那（ママ）、左手ニ取テ香湯ノ瓶ヲ、右掌ニ受（ママ）」香水ヲ、両手ニ灌洗シテ、而左手ニ取リ

③大乗寺蔵愚休書写本

手取リ手巾ヲ一、拭ノコイ畢テ一」且ク待テ二焼香ノ人ノ洗イ手ヲ了ルヲ一、左手挫テ机ニ一、而両人共ニ起」立問訊ス。散華手巾小者、進ムム前ニ一。偈同シ前ニ一。維那、左ヒタリ一ニ」転シテ身ヲ、歴テ二小者ノ背後ヲ一、帰テ二本位ニ一、展ヘ坐具ヲ一三拝、起立シテ』待テ二小者ノ説キ偈※ヲ一、帰テ二本位ニ一問訊ス。五人、普同問訊シテ、共ニ」徐徐トシテ進テ歩ヲ、近レ机ニ、三人長跪、手巾小者、左右相」向テ立ツ。維那、合掌シテ唱テ二浴籌ノ偈ヲ一。用僧及ヒ大衆、同音ニ」誦レ偈ヲ云ク、」

諸仏聖僧衆　菩薩衆和合
香湯浴浄籌シヤウチウ」布薩度衆生」

（三六オ～三七オ）

※偈…下ニ「○」ヲ付シ、上欄外ニ「畢ヲワルヲイ」アリ。

維那、取レ籌ヲ、至テ二浄浴籌ノ処一ニ、浄

⑦月舟開版『瑩山清規』

手取リ手巾ヲ一、拭イ畢テ、」且ク待テ二焼香ノ人ノ洗イ手ヲ了ルヲ一、左手挫テ机ニ、而両人共ニ起」立問訊ス。散華手巾小者、進ムム前ニ一。偈同シ前ニ一。維那、左ヒタリ一ニ」転シテ身ヲ、歴テ（マヽ）二小者ノ背後ヲ一、帰テ二本位ニ一、展ヘ坐具ヲ一三拝、起立シテ、」待テ二小者ノ説キ偈ヲ畢ヲ一、帰テ二本位ニ一問訊ス。五人、普同問訊シテ、」共ニ徐徐トシテ進テ歩ヲ、近テ机ニ三人長跪、手巾小者、左右」相向テ立ツ。維那、合掌シテ唱テ二浴籌ノ偈ヲ一。用僧及ヒ大衆、同』音ニ誦シテ偈ヲ云ク、」

諸仏聖僧衆　菩薩衆和合
香湯浴浄籌シヤウチウ」布薩度衆生」

（上冊三九オ～四〇オ）

維那、取レ籌ヲ、至テ二浄浴籌ノ処一ニ、浄

⑨卍山開版『瑩山清規』

手巾ヲ一、拭ヒ畢テ、且ク待テ浄水ノ人ノ洗ヒ」レ手ヲ了ルヲ一、左手挫ヲサヘテ机ヲ、而両人共ニ起立問訊ス。香湯両手巾、進」レ前ニ一。偈同シ前ニ一。維那ハ左リニ転シテ身ヲ、歴テ二手巾ノ背後ヲ一、帰テ二本位ニ一、展ニ坐具ヲ一」三拝、起立シテ、待テ下手巾ノ人説キ偈ヲ、帰テ二本位ニ一問訊スルヲ、五人、普同問」訊シテ、共ニ徐上徐トシテ進レ歩ヲ、近レ机ニ三人長跪ス。両手巾、左右ニ相向立ツ。』維那、合掌シテ唱フ二浴籌ノ偈ヲ一。用僧及ヒ大衆、同音ニ誦シテ偈ヲ云ク、」

諸仏聖僧衆　菩薩衆和合
香湯浴浄籌」布薩度衆生」

（上冊二九ウ～三〇ウ）

維那、取リ籌ヲ、至テ二浄浴籌ノ処一ニ、浄

籌ス。所謂、上ヲハ浴シ香湯ニ、」下ヲハ浴ス浄水ニ。偈畢テ、手巾小者ノ人、左右ニ取テ手巾ヲ、五」人相並テ退テ歩ヲ、至テ席端ニ問訊シテ、先ツ香湯ノ人、進テ近テ槌」辺ニ、問訊シテ去ケテ褹子ヲ、以テ香水ヲ浴シ槌柄ヲ、又タ問訊シテ、覆ウ褹』子ヲ。此時、浄水ノ人、進ム主人ノ前ニ。維那ハ起テ槌辺ニ問訊シテ、」去ケ褹子ヲ、左ニ肩ニシテ籌ヲ、待テ大衆ノ説キ偈ヲ洗イ手ヲ了ルヲ、白槌※、高」声ニ白。維那、鳴レ槌白レ衆ニ。云、」

敬テ白ス。諸仏子等、合セ掌ヲ、至レ心ヲ聴キタマヘ〈大衆、合掌、黙然トシテ聞ク。〉」

維コレ、南閻浮提大日本国某道某州某郡某荘某寺」僧伽藍処ニシテ、出家在家ノ菩薩等、自ヲ惟ミレハ、我カ本師釈迦牟」尼仏、告テ諸菩薩ニ言ノタマワク、我レ今マ半月ニ、自ヲ誦ス諸仏ノ法戒ヲ。」汝等、一切ノ発心ノ菩薩モ亦誦シ、乃至十発趣、十長養、十※」金剛、十地ノ諸菩薩モ亦

籌ス。所謂ル、上ヲハ浴シ香湯ニ、」下モヲハ浴ス浄水ニ。偈畢テ、手巾小者ノ人、左右ニ取テ手巾ヲ、五」人相並テ退テ歩、至テ席端ニ問訊シテ、先ツ香湯ノ人、進テ近テ槌」辺ニ、問訊シテ去ケテ褹子ヲ、以テ香水ヲ浴シ槌柄ヲ、又タ問訊シテ、覆ウ褹」子ヲ。此時、浄水ノ人、進ム主人ノ前ニ。維那ハ起テ槌辺ニ問訊シテ、」去ケ褹子ヲ、左ニ肩ニシテ籌ヲ、待テ大衆ノ説キ偈ヲ洗イ手ヲ了ルヲ、白槌一』下。高声ニ白ス。維那、鳴レ槌白レ衆ニ。云、」

敬テ白ス。諸仏子等、合セ掌ヲ、至レ心ヲ聴キタマヘ〈大衆、合掌、黙然トシテ聞ク。〉」

維、南閻浮提大日本国某道某州某郡某荘某山某寺」僧伽藍処ニシテ、出家在家ノ菩薩等、自ミ惟レハ、我カ本師釈迦牟」尼仏、告テ諸菩薩ニ言ノク、我レ今マ半月ニ、自ミ誦ス諸仏ノ法戒ヲ。」汝等、一切ノ発心ノ菩薩モ亦誦シ、乃至、十発趣、十長養、十※」金剛、十地ノ諸菩

籌ス。謂ク、上ヲハ浴シ香湯ニ、下ヲハ浴ス浄水ニ。」偈畢、両手巾ノ人、左右ニ取テ手巾ヲ、五人相並テ退テ歩ヲ、至テ席端ニ」問訊シテ、先ツ香湯(ママ)ノ人、進テ近テ槌辺ニ、問訊シテ去フ褹子ヲ、以テ香水ヲ浴シ槌」柄ヲ、又タ問訊シテ、覆フ褹子ヲ。此ノ時、浄水香湯ノ人、次第ニ進ム主人ノ前ニ。」維那、立テ槌辺ニ問訊シテ、去テ褹子ヲ、左ニ肩ニシテ籌ヲ、待テ大衆ノ説キ偈ヲ洗ヒ手ヲ」了ルヲ、白槌一下(ママ)、高声ニ白シテ衆ニ云ク、」

敬テ白ス。諸仏子等、合セ掌ヲ、至心ニ聴タマヘ〈大衆、合掌／黙然シテ聞〉。維レ、南閻浮提大』日本国〈某道某州某郡／某荘某山某寺〉僧伽藍ノ処ニシテ、出家在家ノ菩薩等、自ミ」惟レハ、我カ本師釈迦牟尼仏、告テ諸菩薩ニ言ク、我レ今マ半月半月、自」誦ス諸仏ノ法戒ヲ。汝等、一切ノ発心ノ菩薩モ亦誦スヘシ。乃至、十発趣、十」長養、十金剛、十地ノ諸ノ菩薩モ亦タ誦ス。是ノ故ニ、戒光従リ口出ツ。有リ縁、」非レ無キニ因。故ニ光光ハ非

③大乘寺蔵愚休書写本

誦ス。是ノ故ニ、戒光従リ口出ツ。有リ縁、非ス」レ無キニ因。故ニ光光、非ス青黄赤白黒ニ、非ス色ニ非レ心ニ、非レ有ニ非レ無ニ、』非ス因果ノ法ニ。※是レ諸仏ノ之本源、行菩薩道ノ根本ナリ、是レ大衆」諸仏子ノ之根本ナリ。是ノ故ニ、大衆※諸仏子、応ニ受持一、応ニ読誦一ス。」所以今、与レ衆布薩シテ、誦ス諸仏ノ法戒ヲ。以テ此ノ功徳ヲ、資ニ益シ天」龍八部、土地伽藍ヲ、回下向ス三界ノ万霊、十方ノ真宰ニ。」

皇帝陛下、聖化無レ彊、王公百官、文武万姓、同シク成シ桃」李ノ之蹊ヲ、皆守ラン葵藿ノ之節ヲ。伽藍鎮静ニシテ、一衆安寧ナラン。仏日」増シ輝ヲ、法輪常ニ転セン。檀信施主、増下長セン福慧ヲ。師僧父母、円ニ」満セン種智ヲ。見聞随喜、虚空法界、三途八難、有性無情、」皆住ス当当ノ法身ニ。我等誓※、与ト一切ノ衆生一、従リ此ノ閻浮提一、」直ニ至ラン

⑦月舟開版『瑩山清規』

薩モ亦誦ス。是ノ故ニ、戒光従リ口出ツ。有リ縁、非ス」レ無キニ因。故ニ光光ハ非ス青黄赤白黒ニ、非ス色ニ非レ心ニ、非レ有ニ非レ無ニ、」非ス因果ノ法ニ。是レ諸仏ノ之本源、行菩薩道ノ根本ナリ、是レ大衆』諸仏子ノ之根本ナリ。是ノ故ニ、大衆諸仏子、応ニ受持ス、応ニ読誦ス。」所以今、与レ衆布薩シテ、誦ス諸仏ノ（一脱カ）法戒ヲ。以テ此ノ功徳ヲ、資ニ益シ天」龍八部、土地伽藍上、回下向ス三界ノ万霊、十方ノ真宰ニ。」

皇帝陛下、聖化無レ彊、王公百官、文武万姓、同ク成シ桃」李ノ之蹊ヲ、皆ナ守ラン葵藿ノ之節ヲ。伽藍鎮静ニシテ、一衆安寧ナラン。仏日」増シ輝ヲ、法輪常ニ転セン。檀信施主、増下長福慧ヲ、師僧父母、円ニ」満セン種智ヲ。見聞随喜、虚空法界、三途八難、有性無情、」皆住ス当当ノ法身ニ。我等誓ツテ、与ト一切ノ衆生一、従リ此ノ閻浮提一、」直ニ至

⑨卍山開版『瑩山清規』

ニ青黄赤白黒ニ、非ス色ニ非レ心ニ、非レ有ニ非レ無ニ、非ニ」因果ノ法ニ。是レ諸仏ノ之本源、行菩薩道ノ之根本ナリ。是レ大衆諸仏」子ノ之根本ナリ。是ノ故ニ、大衆諸仏子、応ク受持ス、応シ読誦ス。所以ニ今マ、与ニ」レ衆布薩シテ、誦ス諸仏ノ法戒ヲ。以テ此ノ功徳ヲ、資ニ益シ天龍八部、土地伽」藍ヲ、回ニ向ス三界ノ万霊、十方ノ真宰ニ。」

皇帝陛下、聖化無レ彊リ、王公百官、文武万姓、同ク成シ桃李ノ之』蹊ヲ、皆ナ守ラン葵藿ノ之節ヲ。伽藍鎮静ニシテ、一衆安寧ナラン。仏日増シ輝ヲ、法輪」常ニ転セン。檀信施主、増ニ長シ福慧ヲ、師僧父母、円ニ満セン種智ヲ。見聞随」喜、虚空法界、三途八難、有性無情、皆ナ住ス当当法身ニ。我レ等」誓ラクハ、与ト一切衆生一、従ニ此ノ閻浮提一、直ニ至ラン本道場ニ〈鳴コトレ槌／一下〉。」

諸仏子、諦ニ聴タマヘ。此ノ菩薩戒蔵ハ、

本道場ニ〈鳴レ槌一下〉。』
諸仏子、諦カニ聴ケ。此ノ菩薩戒蔵ハ、三世ノ諸仏菩薩モ同ク誦ス。衆」中、未タ発スレ菩提心ヲ一、未タ受ケ菩薩戒ヲ者ノハ出テヨ二サラン一。〈鳴レ槌一下〉。」
諸仏子、諦聴ケ。此ノ中、未発未受ノ者ハ、已ニ出ヌ。汝等、従リ二今身一」至ル二仏身ニ一、能ク捨テ邪ヲ帰シ正ニ、発シ菩提心ヲ一、断シ悪ヲ修レ善ヲ、持チ二菩薩」戒ヲ一、行シテヤ菩薩ノ行ヲ否ヤ。〈衆答ヲ、能ク行センン〉〈鳴レ槌一下〉。」
諸仏子、諦聴ケ。衆中、誰カ小小者、収護〈三ヒ唱テ、鳴レ槌一下〉。」
諸仏子、諦聴ケ。外ニ有下※清浄ノ大菩薩摩訶薩上、入〈三唱テ、鳴／レ槌一下〉。」
諸仏子、諦聴ケ。衆中ノ小者、已ニ収護。外ニ有ス清浄ノ大菩薩、」已ニ入レリ。内外寂静ニシテ、無二諸ノ難事一。堪タリ可レ行シ籌ヲ、広ク作ス布薩ヲ。我」菩薩比丘某甲、為レ衆ノ行シテ籌ヲ布薩ス。衆、当ニ一心念シテ布薩ス。』願ハ上中下

本道場ニ〈鳴レ槌一下〉。』
諸仏子、諦カニ聴ケ。此ノ菩薩戒蔵ハ、三世ノ諸仏菩薩モ同ク誦ス。衆」中、未タ発スレ菩提心ヲ一、未タ受ケ菩薩戒ヲ者ノハ出テヨ二サラン一。〈鳴レ槌一下〉。」
諸仏子、諦聴ケ。此ノ中、未発未受ノ者ハ、已ニ出ヌ。汝等、従リ二今身一」至ル二仏身ニ一、能ク捨テ邪ヲ帰シ正ニ、発シ菩提心ヲ一、断シ悪ヲ修レ善ヲ、持チ二菩薩」戒ヲ一、行シテヤ菩薩ノ行ヲ否ヤ。〈衆答ヲ、能ク行センン〉〈鳴レ槌一下〉。」
諸仏子、諦聴ケ。衆中、誰カ小小者、収護〈三ヒ唱テ、鳴レ槌一下〉。」
諸仏子、諦聴ケ。外ニ有マサハラハ下清浄ノ大菩薩摩訶薩上、入リタマヘ〈三唱、鳴／槌一下〉。」
諸仏子、諦聴ケ。衆中ノ小者、已ニ収護。外ニ有ス清浄大菩薩、」已ニ入レリ。内外寂静ニシテ、無二諸ノ難事一。堪タリ可レ行シ籌ヲ、広ク作ス布薩ヲ。我」菩薩比丘某甲、為レ衆ノ行シテ籌ヲ布薩ス。衆、当ニ一心念シテ布薩ス。」願ハ、上中

三世ノ諸仏菩薩モ同ク誦ス。衆中、未タ」発サ二菩提心ヲ一、未レ受ケ二菩薩戒ヲ一者ハ出テヨ（レ脱カ）
〈鳴レ槌／一下〉。」
諸仏子、諦ニ聴タマヘ。此ノ中カ、未発未受ノ者ハ、已ニ出テヌ。汝等、従リ二今身一至タルマテ仏」身ニ、能ク捨テ邪ヲ帰シ正ニ、発シ二菩提心ヲ一、断シ悪ヲ修レ善ヲ、持チ二菩薩戒ヲ一、行シテヤ菩薩ノ」行ヲヤ否ヤ。〈衆答／云〉能ク行ス〈鳴レ槌／一下〉。」
諸仏子、諦ニ聴タマヘ。衆中、誰レカ小ナル者ハ収護セヨ〈三唱、鳴コト／レ槌一下〉。』
諸仏子、諦ニ聴タマヘ。外有ヲハ二清浄ノ大菩薩摩訶薩一入リタマヘ。〈三唱、鳴コト／レ槌ヲ一下〉。」
諸仏子、諦聴タマヘ。衆中ノ小者、已ニ収護シ、外ニ有ル清浄大菩薩、已ニ入レリ。」
内外寂静ニシテ、無二諸ノ難事一。堪タリ可キニ行シテ籌ヲ、広ク作ス布薩ヲ。我カ菩薩比丘」〈某／甲〉、為レ衆ノ行シ籌ヲ布薩ス。衆、当ニ一心ニ念シテ布薩ス。願ハ、上中下座、各次」第、如法ニ受タマヘ籌ヲ

③大乗寺蔵愚休書写本

座、各次第ニ、如法ニ受レ（ウケタマヘ）籌ヲ〈鳴レ槌一下〉。」（三七オ～三九オ）

※槌…貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。
※槌…下ニ「○」ヲ付シ、上欄外ニ「一下イ」アリ。
※十…右上、「○（濁点記号カ）」アリ。
※法ニ…「ニ」ノ右、「ニモ（別筆カ）」アリ。
※大衆～読誦…貼紙ノ上ニ記シテ修正ス。
※誓…右、「チカッテ」、左、「チカウラクハ（朱字）」アリ。
※有…右、「イマサハ」、左、「アラハ（朱字）」アリ。
※入…右、「イツタマエ」、左、「イリタマエ（朱字）」アリ。

鳴レ（ナラシ）槌ヲ了テ、両手横レ（ヨコタヘ）籌ヲ問訊シテ、歴二卓ノ西辺一ヲ、到二正面一ニ問」訊シテ、近二卓ノ前一ニ、行二聖僧一ニ。僧数随レ処、卓ノ前一ニ問訊シテ、右ニ転シテ」レ身

⑦月舟開版『瑩山清規』

下座、各次第ニ、如法ニ受レ（ウケタマヘ）籌ヲ〈鳴レ槌一下〉。」（上冊四〇オ～四二オ）

※十…右上、「○（濁点記号カ）」アリ。

鳴レ（ナラシ）槌ヲ了テ、両手横レ（ヨコタヘ）籌ヲ問訊シテ、歴二卓ノ西辺一ヲ、到二正面一ニ問」訊シテ、近二卓ノ前一ニ、行二聖僧一ニ。僧数随レ処、卓ノ前一ニ問訊シテ、右ニ転シテ」レ身

⑨卍山開版『瑩山清規』

〈鳴レ（コト）槌／一下〉。」（上冊三〇ウ～三一オ）

鳴レ（シ）槌ヲ了テ、両手横レ（ヘ）籌ヲ問訊シテ、歴二卓ノ西辺一ヲ、到二正面一ニ問訊シテ、近二卓ノ一前一ニ、行（ヒキ）二籌ヲ聖僧一ニ、又卓ノ前一ニ問訊シテ、右ニ転レ（シテ）身ヲ、従（リ）二上

ヲ、従二上座一次第ニ行レ籌ヲ〈但シ主人前ニ問訊ス〉。」

大衆、受テ籌ヲ、各ノ誦シテ偈ヲ云ク、」

金剛無礙解脱籌　難得難遇如金果」

我今頂戴歓喜受　一切衆生亦如是」

諸仏子、諦聴ケ。次ニ行セン在家ノ菩薩ニ籌ヲ〈三唱、鳴槌一下〉。」

行シ籌誦ルコト偈ヲ、同レ前ニ。在家、行シ籌ヲ畢テ、都計ノ後チ、維那、取テ」レ籌ヲ、還テ入ニ槌辺ノ之西北ニ一。小者、相随フ。維那ハ東、小者ハ』西。相対シテ胡跪ス。維那、仰ニ右手ヲ一、捧ニ一籌ヲ一、説レ偈ヲ畢レハ、小」者、取レ籌ヲ、又タ受ニ自分ノ籌ヲ、右手ニ捧ケ以テ、説レ偈ヲ畢テ、小者ト」両人、共ニ起テ、維那、総シテ与ニ籌ヲ於小者ニ一。小者横レ籌ヲ、進テ」主人ノ前ニ問訊スレハ、主人、同ク合掌シテ取レ籌ヲ。小者、問訊シテ密ニ」報シテ云ク、出家在家菩薩、合セテ若干人ト。維那、黙然トシテ聴テ、」問訊シテ進テ槌下ニ一〈白槌一下ト〉、」

ヲ、従二上座一次第ニ行レ籌ヲ〈但シ主人前ニ問訊ス〉。」

大衆、受テ籌ヲ、各ノ誦シテ偈ヲ云ク、」

金剛無礙解脱籌　難得難遇如金果」

我今頂戴歓喜受　一切衆生亦如是」

諸仏子、諦聴ケ。次ニ行セン在家ノ菩薩ニ籌ヲ〈三唱、鳴槌一下〉。』

行シ籌誦ルコト偈ヲ、同レ前ニ。在家、行シ籌ヲ畢テ、都計ノ後チ、維那、取テ」レ籌ヲ、還テ入ニ槌辺ノ之西北ニ一。小者、相随フ。維那ハ東、小者ハ」西。相対シテ胡跪ス。維那、仰ニ右手ヲ一、捧ニ一籌ヲ一、説レ偈ヲ畢レハ、小」者ト取レ籌ヲ、又タ受ニ自分ノ籌ヲ一、右手ニ捧ケ以テ、説レ偈ヲ畢テ、小者ト」両人、共ニ起テ、維那、総シテ与ニ籌ヲ於小者ニ一。小者、横レ籌ヲ、進テ」主人ノ前ニ問訊スレハ、主人、同ク合掌シテ取レ籌ヲ。小者、問訊シテ密ニ」報シテ云ク、出家在家菩薩、合セテ若干人。維那、黙然トシテ聴テ、」問訊シテ進テ槌下ニ一〈白槌一下ト〉、」

座次第ニ行レ籌ヲ」〈但シ主人ノ（脱カ）前ニハ問訊ス〉。大衆、受テ籌ヲ、各誦シテ偈ヲ云ク、」

金剛無礙解脱籌　難得難遇如金果」

我今頂戴歓喜受　一切衆生亦如是』

諸仏子、諦聴タマヘ。次ニ行セン在家ノ菩薩ニ籌ヲ〈三唱、鳴／レ槌一下〉。」

行レ籌誦ルコト偈ヲ、同レ前。行キ在家籌ヲ畢テ、都計シテ後チ、維那、取テ籌ヲ、還タ入ル」槌辺ノ之西北ニ一。小者、相随フ。維那ハ東、小者ハ西、相対シテ胡跪ス。維」那、仰ケ右手ヲ一、捧テ一籌ヲ一、説レ偈ヲ畢レハ、小者、取レ籌ヲ、又タ受テ自分ノ籌ヲ、右」手ニ捧テ以テ、説レ偈ヲ畢テ、両人共ニ起テ、維那、与フ二総籌ヲ於小者ニ一。小者、」横ヘ籌ヲ、進テ主人ノ前ニ、報シテ云ク、出家ノ菩薩若干人、在家ノ菩薩若」干人、出家在家ノ菩薩、総テ若干人トモ云テ、度ス籌ヲ於主人ニ一。主人、合」掌シテ而取レ籌ヲ、如ク小者ノ唱テ、度ス維那ニ一　維那、白槌一下シテ云ク、」

③大乗寺蔵愚休書写本

諸仏子、諦聴ヶ。此コノ一住処、一布薩ス。出家在家ノ菩薩、総シテ」若干人、各ノ於テ仏法ノ中ニ、清浄ニ秉持シ、和合布薩ス。上順ニ仏」教ニ、中報シ四恩ヲ、下為ニ含識ノ一。各ノ応ヘシ奉レ念シ釈迦牟尼仏ヲ〈鳴上コト〉」槌レ一下ス〉。維那、進テ取ル坐具ヲ〈鳴レ槌一下シテ云〉、』諸仏子、諦聴ヶ。堂頭和尚、為ニ衆ノ説戒梵音、菩薩比丘」某甲、戒師、陞高座〈鳴レ槌一下〉。」

堂頭和尚、焼香礼拝シテ登座ス。維那、槌一下、唱テ云、」

散華荘厳偏十方　散衆宝華以為帳」

散衆宝華偏十方　供養一切諸如来〈槌一／下〉。」

是レ盧舎那モ誦ス　我亦如ク是ノ誦ス

汝新学ノ菩薩」　頂戴シテ受ニ持戒ヲ一〈槌一下云〉、」

戒香定香解脱香　光明雲台徧法界」

⑦月舟開版『瑩山清規』

諸仏子、諦聴ヶ。此コノ一住処、一布薩ス。出家在家ノ菩薩、総シテ』若干人、各ノ於テ仏法ノ中ニ、清浄ニ秉持シ、和合布薩。上順ニ仏」教ニ、中報シ四恩ヲ、下為ニ含識ノ一。各ノ応シ奉ル念シ釈迦牟尼仏ヲ〈鳴上コト〉」

槌レ一下ス〉。維那、進テ取ル坐具ヲ〈鳴レ槌一下シテ云〉、」

諸仏子、諦聴ヶ。堂頭和尚、為レ衆ノ説戒梵音、菩薩比丘」某甲、戒師、陞高座〈鳴レ槌一下〉。」

堂頭和尚、焼香礼拝シテ登座。維那、槌一下、唱テ云、」

散華荘厳偏十方　散衆宝華以為帳」

散衆宝華偏十方　供養一切諸如来〈槌一／下〉。」

是レ盧舎那モ誦ス　我亦如ク是ノ誦ス

汝新学ノ菩薩』　頂戴シテ受ニ持戒ヲ一〈槌一下云〉、」

戒香定香解脱香　光明雲台徧法界」

⑨卍山開版『瑩山清規』

諸仏子、諦ニ聴タマヘ。此ノ一住処、一布薩。出家在家ノ菩薩、総テ若干」人、各ノ於テ仏法ノ中ニ、清浄ニ秉持シ、和合布薩ス。上順ニ仏教ニ、中報シ四」恩ヲ、下為メニス含識ノ。各ノ応シ奉ル念シ釈迦牟尼仏ヲ〈鳴レ槌／一下〉。』

維那、進テ主人ノ前ニ、三拝シテ収メ坐具ヲ、次ニ問ニ訊シテ梵音ノ人ニ〈鳴コトレ槌一／下云〉、」

諸仏子、諦聴タマヘ。堂頭和尚、為メニ衆ノ説戒梵音、菩薩比丘〈某／甲〉、当ニ」レ唱ニ梵唄ヲ一〈鳴コトレ槌一／下云ク〉、」

戒師、陞高座。」

此ノ時、堂頭和尚、焼香礼拝シテ登座。次ニ、散華ノ人、散ス華ヲ。維那、」鳴コトレ槌ヲ一下、唱テ云ク、」

散華荘厳偏十方　散衆宝華以為帳」

散衆宝華偏十方　供養一切諸如来」

偈畢テ、鳴コトレ槌ヲ一下シテ、梵音ノ人、唱ク唄ヲ。」

供養十方無量仏　見聞普薫証菩提」

偈畢テ、鳴レ槌ヲ二下シテ、維那著座ス。説戒畢テ、」

処世界（ショセカイ）　如虚空（ニョコクウ）　如蓮華（ニョレンゲ）　不著水（フチャクスイ）」

心清浄（シンセイ）　超於彼（テウヨヒ）　稽首礼（ケイシュレイ）　無上尊（ムシャウソン）」

槌一下云、」

※（イ）一切恭敬（イッサイキョウケイ）」

自帰依仏　当願衆生（トウガンシュジョウ）

体解大道（タイカイ）　発無上意（ハツムジョウイ）」

槌一下云』

自帰依法（ジキエホウ）　当願衆生

深入経蔵（ジンニュウキョウゾウ）　智慧如海（チエニョカイ）」

槌一下云、」

自帰依僧　当願衆生

統理大衆（トウリタイシュ）　一切無礙（イッサイムゲ）」

槌一下云、』

上来、説戒功徳、散霑法界（サンテンホッカイ）、和南聖衆（ワナンショウシュ）

〈槌一下〉。」

諸仏出世第一快　聞法奉行安穏快」

大衆和合寂滅快　衆生離苦得脱快」

鳴レ槌ヲ二下。」　（三九オ～四一オ）

供養十方無量仏　見聞普薫証菩提」

偈畢テ、鳴レ槌ヲ二下シテ、維那著座ス。説戒畢テ、」

処世界　如虚空　如蓮華　不著水」

心清浄　超於彼　稽首礼　無上尊」

槌一下云、」

一切恭敬」

自帰依仏　当願衆生

体解大道　発無上意』

自帰依法　当願衆生

深入経蔵　智慧如海」

槌一下云、」

自帰依僧　当願衆生

統理大衆　一切無礙」

槌一下云、」

上来、説戒功徳、散霑法界、和南聖衆

〈槌一下〉。」

諸仏出世第一快　聞法奉行安穏快」

大衆和合寂滅快　衆生離苦得脱快」

鳴槌二下。』　（上冊四二オ～四四オ）

如―来　妙―色　身―世』

唄畢テ、焼香ノ人、焼香ス。維那、鳴

槌一下、唱テ云ク、」

戒香定香解脱香　光明雲台徧法界」

供養十方無量仏　見聞普薫証菩提」

偈畢テ、鳴レ槌ヲ二下シテ、維那著座。

此ノ時、和尚説戒ス。説戒畢テ、梵」

音ノ人、唱テ云ク、」

処世界如虚空　如蓮華不著水

心清浄超於彼」　稽首礼無上尊」

維那、鳴槌一下シテ云ク、」

一切恭敬」

自帰依仏　当願衆生

体解大道　発無上意』

槌一下シテ云ク、」

自帰依法　当願衆生

深入経蔵　智慧如海」

槌一下シテ云ク、」

自帰依僧　当願衆生

統理大衆　一切無礙」

槌一下シテ云ク、」

上来、説戒功徳、散霑法界（センホッ）、和南聖

③大乗寺蔵愚休書写本	⑦月舟開版『瑩山清規』	⑨卍山開版『瑩山清規』
※一切恭敬…振リ仮名ハ別筆カ。 （40開甘露門ハ本稿末ニ別途収録）		衆。」 槌一下シテ云ク、」 諸仏出世第一快　聞法奉行安穏快」 大衆和合寂滅快　衆生離苦得脱快」 偈畢テ、鳴槌二下、各出ッ道場一。』 （〈上冊三四ウ〉ニ図版「布薩堂荘厳座位」アリ。【写真13】参照）』（上冊三二オ～三四ウ）

【図版】①禅林寺本『瑩山清規』（永和二年書写）

17大般若経結願疏

某年　某月　日某氏某甲　謹白

般若会上一切□□（三宝印三宝）

十六善神炳鑒加護　南閻浮提大日本国〈某〉国〈某〉庄〈某〉寺〈某甲〉謹封（二四オ）

※二箇所ノ「三宝印」ハ朱字。写真ハ『中世禅籍叢刊』六・四八九頁参照。

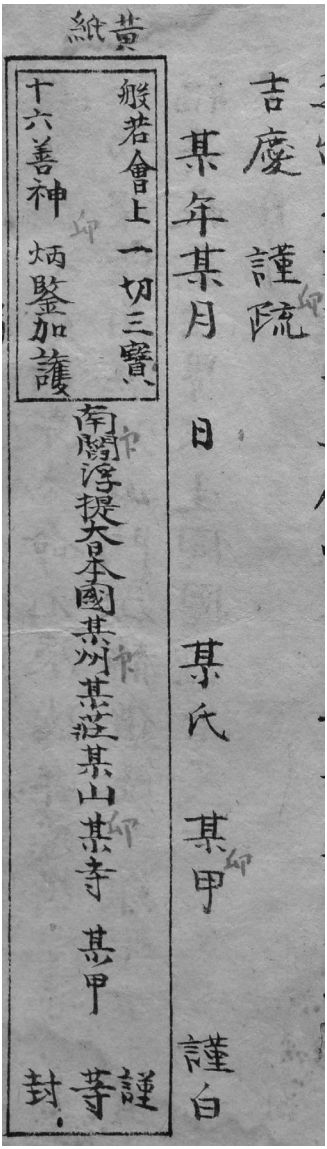
黄紙
般若會上一切三寶
十六善神 炳鑒加護
吉慶 謹疏
某年某月 日
某氏 某甲 謹白
南閻浮提大日本國某州某莊某山某寺 某甲 謹
封

【写真２】
⑥永光寺蔵光椿書写本
17 大般若経結願疏（二二オ）
※六箇所ノ「印」字ハ朱字。

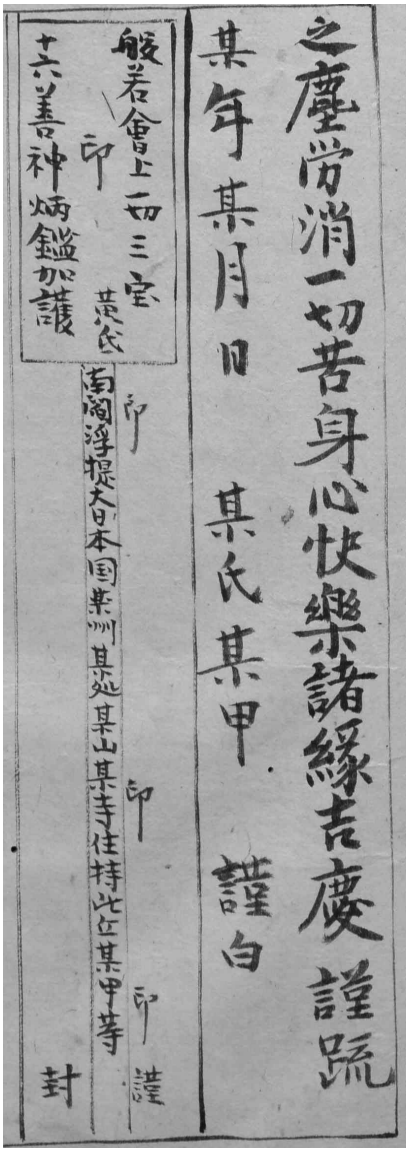
之慶消一切苦身心快樂諸緣吉慶謹疏
某年某月 日
某氏某甲 謹白
般若會上一切三寶
十六善神炳鑑加護
南閻浮提大日本国某州某処某山某寺住持比丘某甲等
謹
封

【写真１】
④永光寺蔵麟広書写本
17 大般若経結願疏（二〇オ）

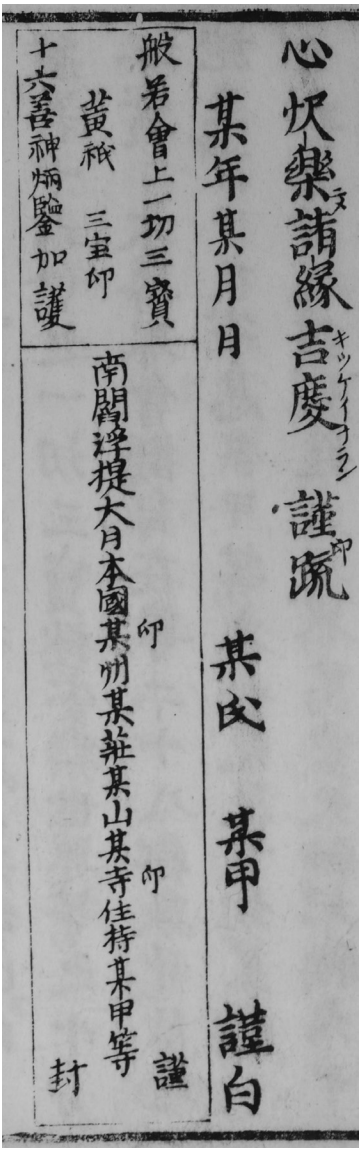
心炊樂諸縁吉慶（キツケイナラン）謹疏印
某年某月日　某氏　某甲　謹白
般若會上一切三寶
黄祇　三宝印
十六善神炳鑒加護
南閻浮提大日本國某州某莊某山某寺住持某甲等印　謹
封

【写真４】
⑦月舟開版『瑩山清規』
17 大般若経結願疏（上冊二三ウ）
※駒澤大学図書館所蔵本を掲載。
請求記号：H162/143

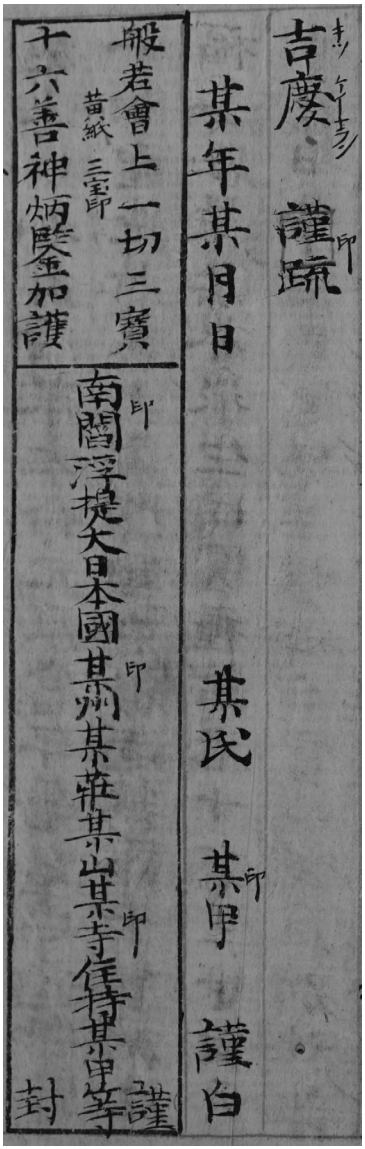
吉慶（キツケイナラン）謹疏印
某年某月日　某氏　某甲印　謹白
般若會上一切三寶
黄紙　三宝印
十六善神炳鑒加護
南閻浮提大日本國某州某莊某山某寺住持某甲等印　謹
封

【写真３】
③大乗寺蔵愚休書写本
17 大般若経結願疏（二二オ）
※「謹疏」ノ文字上ノ四角ハ朱字。

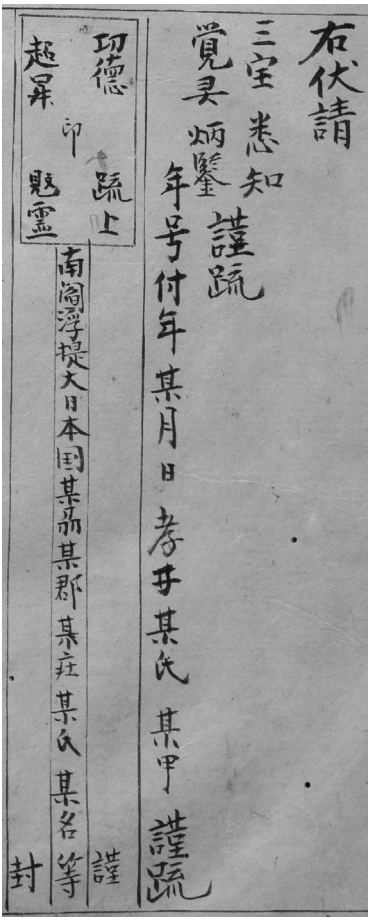

【写真６】
④永光寺蔵麟広書写本
29 同疏（斎僧時疏）（二四ウ）

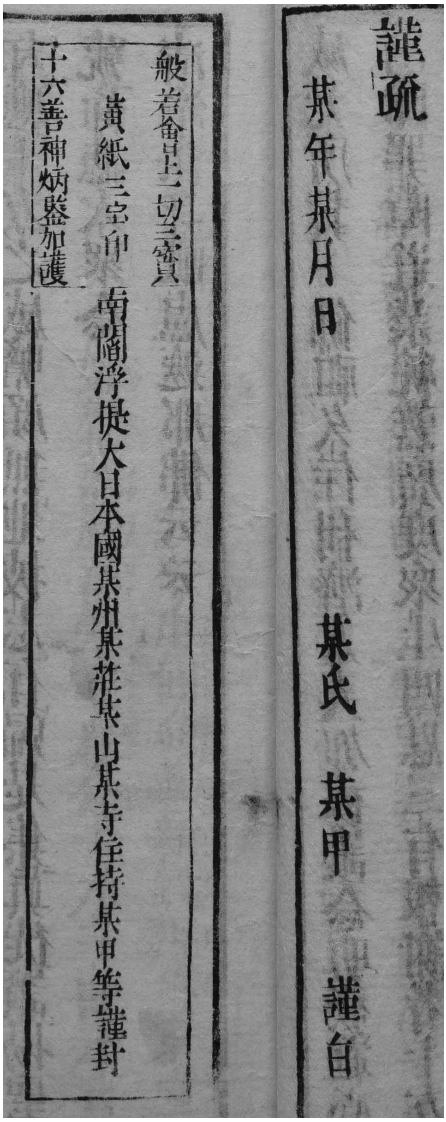

【写真５】
⑨卍山開版『瑩山清規』
17 大般若経結願疏（上冊二一ウ～二二オ）

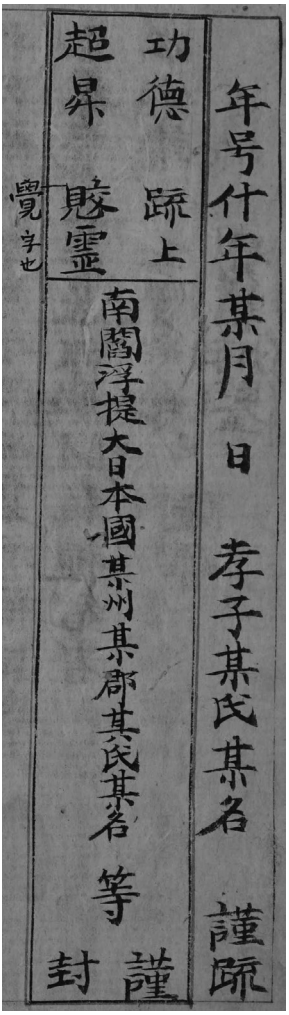
右伏請
三寶悉地
覺靈炳鑒
謹疏
年号什年某月 日
孝子某氏某名
謹疏
功德
超昇
疏上
慈霊
南閻浮提大日本國某州某郡某氏某名
等
謹
封
覺字也

右伏請
三寶悉地
覺靈炳鑒
謹疏

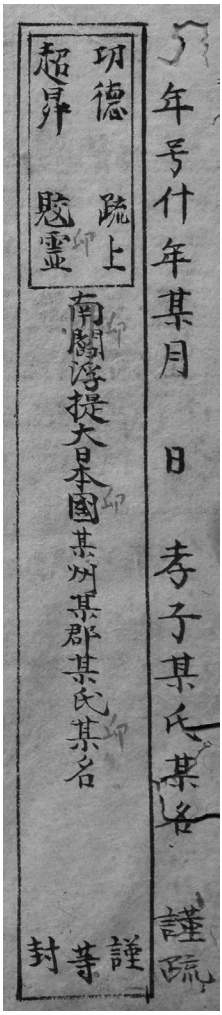
年号什年某月 日
孝子某氏某名
謹疏
功德
超昇
疏上
慈霊
南閻浮提大日本國某州某郡某氏某名
等
謹
封

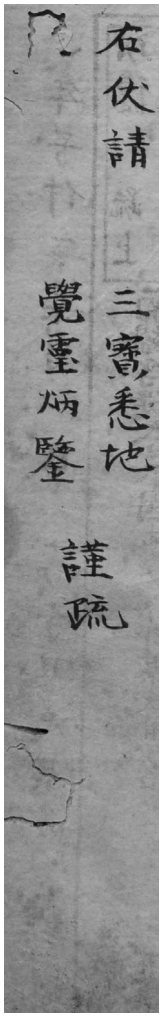

【写真８】
③大乗寺蔵愚休書写本
29 斎僧時疏（二七オ～ウ）

【写真７】
⑥永光寺蔵光椿書写本
29 斎僧時疏（二七オ～ウ）
※四箇所ノ「印」字及ビ「南閻浮」ノ文字上ノ四角ハ朱字。

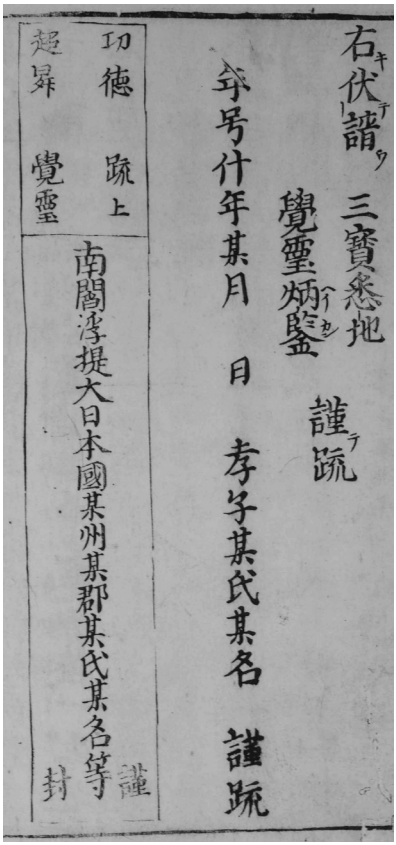

右伏請　三寶慈地
覺靈炳鑒　謹疏
年号什年某月　日　孝子某氏某名　謹疏

功德　疏上
超昇　覺靈
南閻浮提大日本國某州某郡某氏某名等　謹
封

【写真 9】
⑦月舟開版『瑩山清規』
29 斎僧時疏（上冊二九ウ）
※駒澤大学図書館所蔵本を掲載。

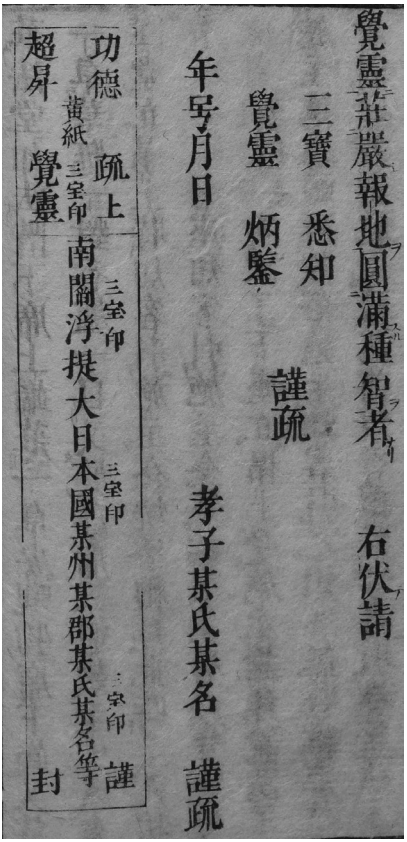

覺靈莊嚴報地圓滿種智者　右伏請
三寶　悉知
覺靈　炳鑒　謹疏
年号月日　孝子某氏某名　謹疏

功德　疏上　三室印
黃紙　三室印
超昇　覺靈
南閻浮提大日本國某州某郡某氏某名等　三室印　謹
封

【写真 10】
⑨卍山開版『瑩山清規』
29 斎僧時疏（上冊一八ウ）

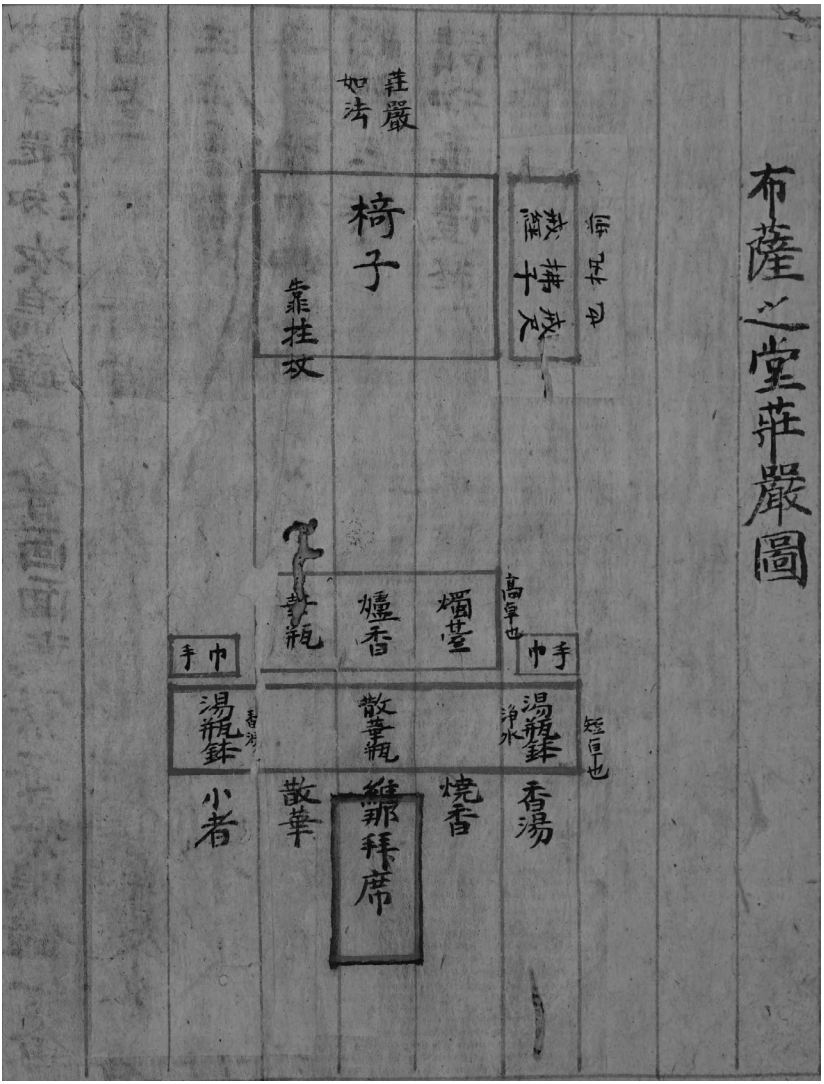

【写真 11】
③大乗寺蔵愚休書写本
39 菩薩戒布薩式（三三ウ）
※場所ヲ示ス枠線ハ全テ朱字。
「維那拝席」ノ枠線ノミ黒朱ノ両色。

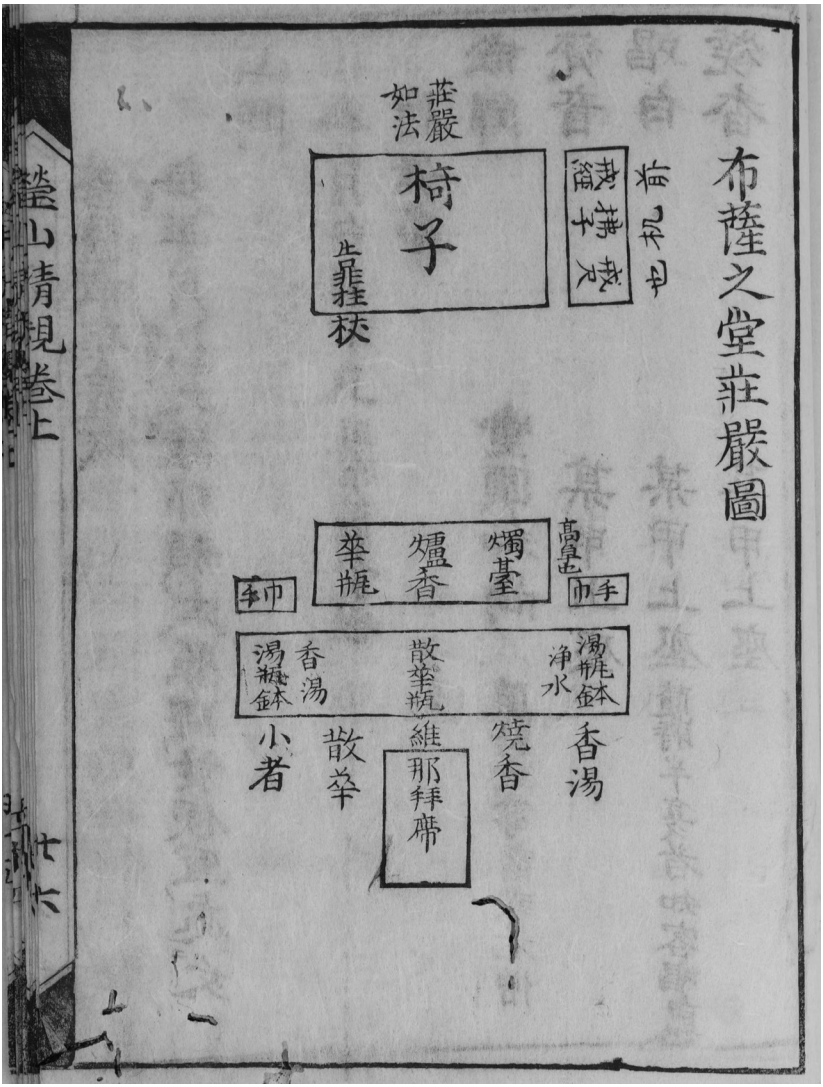

【写真 12】
⑦月舟開版『瑩山清規』
39 菩薩戒布薩式（上冊三六オ）
※駒澤大学図書館所蔵本を掲載。

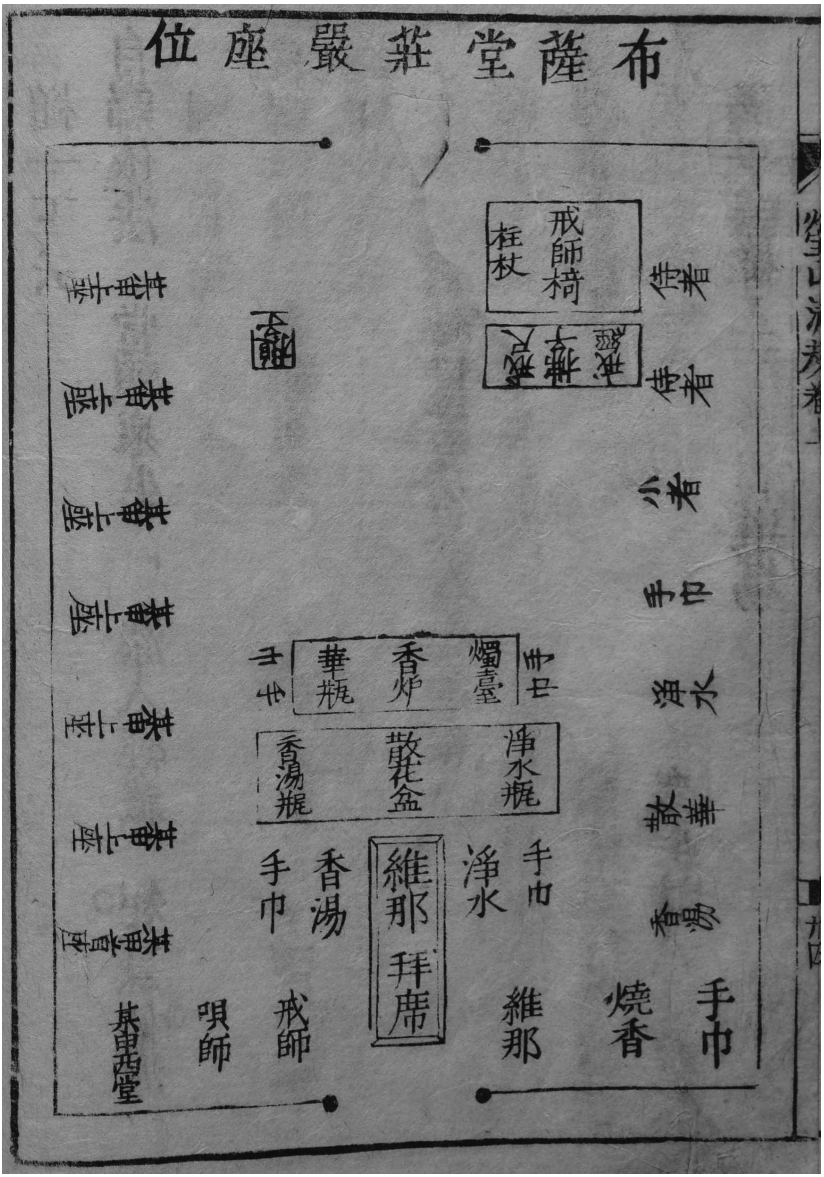

【写真 13】
⑨卍山開版『瑩山清規』
39 菩薩戒布薩式（上冊三四ウ）

③大乘寺蔵愚休書写本（文明八年書写）

40開甘露門」普施法食文」大悲陀羅尼」若人欲了知　三世一切仏　応観法界性」一切唯心造〈三遍〉」南無十方仏　南無十方法　南無十方僧』南無本師釈迦牟尼仏　南無大慈大悲救苦観」※世音菩薩　南無啓教阿難尊者〈三遍〉」曩謨薩嚩怛他蘖跢　嚩路枳帝唵　三跋囉三」　跋囉吽〈七遍〉」南無素嚕※(邪カ)皤□□怛佗揭多耶　怛姪佗　唵」※素嚕　素嚕皤囉　素嚕皤囉　素嚕莎訶〈七遍〉」

南無三曼多母駄南梵〈二十一遍〉」

南無宝勝如来　南無多宝如来」

南無妙色身如来　南無広博身如来」

南無離怖畏如来　南無甘露王如来』

南無阿弥陀如来〈三遍〉」

南無阿弥陀婆耶、多陀伽陀耶、多膩夜陀　阿弥」　唎都婆弥　阿弥唎陀、悉耽婆弥　阿弥唎哆」　毘伽囉帝　阿弥唎多、毘伽嚕哆、伽弥膩、伽伽」曩、

④永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年書写）

40開甘露門　普施法食文　大悲陀羅尼」若人欲了知　三世一切仏　応観法界性、一切唯心造〈三反〉」南無十方仏　南無十方法　南無十方僧」南無本師釈迦牟尼仏　南無大慈大悲救苦観』世音菩薩　南無啓教阿難尊者〈三反〉」

曩謨薩嚩怛他蘖跢、嚩路枳帝唵、三跋囉」三跋囉吽〈七反〉南無素嚕皤耶、怛他揚多耶」怛姪他、唵素嚕〈々／々〉、皤囉素嚕、〈々／々〉〈々／々〉婆婆訶七反」

南無三曼陀母陀喃梵〈廿一反〉」

南無宝勝如来　南無多宝如来」

南無妙色身如来　南無広博身如来」

南無離怖畏如来　南無甘露王如来」

南無阿弥陀如来〈三反〉」

南無阿弥陀婆耶、多陀伽多耶、多膩夜陀、阿』弥唎都婆弥、阿弥利陀、悉耽婆弥、阿弥唎哆、」毘伽囉帝、阿弥唎

⑥永光寺蔵光椿書写本（文亀三年書写）

40開甘露門」普施法食文」大悲陀羅尼」若人欲了知　三世一切仏　応観法界性」一切唯心造〈三遍〉」南無十方仏　南無十方法　南無十方僧」南無本師釈迦牟尼仏」南無大慈大悲救苦観世音菩薩」南無啓教阿難尊者〈三遍〉」

曩謨薩嚩怛他蘖跢　嚩路枳帝唵　三跋囉三』跋囉吽〈七遍〉」南無素嚕皤耶　怛他揭多耶　怛姪他　唵」素嚕素嚕　皤囉素嚕　皤囉素嚕莎訶〈七遍〉」

南無三曼多母駄南梵〈二十一遍〉」

南無宝勝如来　南無多宝如来」

南無妙色身如来　南無広博身如来」

南無離怖畏如来　南無甘露王如来」

南無阿弥陀如来〈三遍〉」

南無阿弥陀婆耶、多陀伽陀耶、多膩夜陀、阿弥唎」都婆弥、阿弥利陀、悉耽婆弥、阿弥唎哆、毘伽囉帝、』阿弥唎哆、毘伽嚕哆、伽弥膩、伽伽曩、悉哆伽唎、娑」婆訶〈三遍〉」

悉哆伽唎、娑婆訶〈三遍〉」
神呪加持浄飲食　普施河沙衆鬼神」
願皆飽満捨慳心　悉脱幽冥生善道」
帰依三宝発菩提　究竟得成無上覚」
功徳無辺尽未来　一切衆生同法食」
汝等鬼神衆　我今施汝供
此食遍十方』　一切鬼神供」
以此修行衆善根　報答父母劬労徳」
存者福楽寿無窮　亡者離苦生安養」
四恩三有諸含識　三途八難苦衆生」
倶蒙悔過洗瑕疵　尽出輪廻生浄土」
願以此功徳　普及於一切
我等与衆生」　皆共成仏道」
十方三世一切諸仏　諸尊菩薩摩訶薩」
摩訶般若波羅蜜』　（四一オ～四二ウ）

※世…一文ノ途中デ改行シタ場合、文頭ヲ一字分空ケテ記シテイル、以下同ジ。
※可…下二文字分ガ切り抜カレテイル。
※素噜～〈七遍〉（一行）…貼紙ノ上ニ記サレテイル。

多、毘伽囉哆、伽弥膩、伽々」曩、悉哆伽唎、娑婆訶〈三反〉」
神呪伽持浄飲食　普施河沙衆鬼神」
願皆飽満捨慳心　即脱幽冥生善道」
帰依三宝発菩提　究竟得成無上覚」
功徳無辺尽未来　一切衆生同法食」
汝等鬼神衆　我今施汝供」
此食遍十方　一切鬼神供」
以此修行衆善根　報答父母劬労徳』
存者福楽寿無窮　亡者離苦生安養」
四恩三有諸含識　三途八難苦衆生」
倶蒙悔過洗瑕疵　尽出輪廻生浄土」
願以此功徳　普及於一切」
我等与衆生　皆共成仏道」
十方三世一切諸仏、諸尊菩薩摩訶薩、
摩訶般若波羅蜜。』　（二七オ～二八ウ）

※原典に句読点に代わる空白がある場合は、句読点を省略した。
※「40開甘露門」は、『曹洞宗日課諸経要集』（曹洞宗宗務庁、一九七〇年八月一日第一刷）に「大施食文」（八八～九四頁）として収録されているが、若干の文字の異同がある。野口善啓『開甘露門の世界―お盆と彼岸の供養―』（禅文化研究所、二〇〇八年）も参照されたい。

神呪加持浄飲食　普施河沙衆鬼神」
願皆飽満捨慳心　即脱幽冥生善道」
帰依三宝発菩提　究竟得成無上覚」
功徳無辺尽未来　一切衆生同法食」
汝等鬼神衆　我今施汝供
此食遍十方」　一切鬼神供」
以此修行衆善根　報答父母劬労徳」
存者福楽寿無窮　亡者離苦生安養』
四恩三有諸含識　三途八難苦衆生」
倶蒙悔過洗瑕疵　尽出輪廻生浄土」
願以此功徳　普及於一切
我等与衆生」　皆共成仏道」
十方三世一切諸仏、諸尊菩薩摩訶薩、
摩訶般若」波羅蜜。」　（四二オ～四三ウ）

⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年開版）

42元正歎仏貼ス二照牌ヲ（ニ脱カ）〈除夜放参ノ後チ、出ス二差定ヲ一也。／歎仏ノ式キ有リ二別紙ニ（役）一〉」

三朝歎仏法用仮時」

定」

啓請　堂頭和尚〈随レ時尊宿或耆年〉」

主讃　某甲〈監寺／副寺〉」

柄炉　某甲知蔵」

散華　某甲首座」

小鈴「イ手磬　某甲上座」

尺鳴「イ木魚　某甲上座』

磬子　某甲維那」

右悉具在前」

〈下冊四五オ〉ニ「歎仏会坐位」図版アリ。【写真14】参照）』

〈右キ歎仏会者ハ、元朝粥ク罷テ、上堂ノ後チ、荘厳シテ二道場ヲ一、弁備シテ二灯／燭茶菓等ヲ一、如ク二涅槃会ノ時キノ一、殿鐘三会ノ間タ、大衆聚テ二堂前ニ一、／各位ニ列ツ立シテ、住持人ト同ク問訊シテ而次第ニシテ入ル。上間ノ人ハ従リ二南／頬一入ル、下間ノ人ハ従リ二北頬一入ル。而シテ同時ニ三拝シテ跪坐ス也。礼讃／法ハ者、誦ス二三千仏名経ヲ一、或ハ誦ス二三十五仏ノ名号ヲ一、又タ誦ス二八／十八仏等ヲ一。従リ二元朝一到テ二人日ニ一、毎日三時ニ勤修スル也。随テ二衆ノ／多（ママ）

⑨卍山開版『瑩山清規』（延宝九年開版）

42元正歎仏会〈預貼ス二照牌ヲ一。除夜ノ放参ノ後チ、出ス二／差定ヲ一也。歎仏ノ式ハ在リ二別紙ニ一〉」

三朝歎仏ノ法用僧差定」

啓請　堂頭和尚〈随レ時尊宿／或ハ耆年〉」

主讃　某甲〈監寺／副寺〉」

柄炉　某甲知蔵」

散華　某甲首座』

手磬　某甲上座」

木魚　某甲上座」

磬子　某甲維那」

右悉具在前」

歎仏会ハ者、元朝粥罷、上堂ノ後、荘二厳道場ヲ一、弁二備シテ香華灯燭」茶菓等ヲ一、鳴スコト二殿鐘ヲ一三会、大衆集レ殿ニ、各各著レ位ニ、俟ツ二住持人ノ出ルヲ一。」住持人出テ、、普同三拝、具上ニ胡跪シ、先ツ誦ス二心経三巻ヲ一。而シテ礼二讃」三千仏名、或ハ八十八仏名等ヲ一。従リ二元朝一三箇日ノ間タ、勤二修ス之ヲ一」也。日日礼讃畢テ、斎前ニ誦シテ二普門品ヲ一、遶行ス。遶行罷テ、誦ス二大悲呪」消災呪ヲ一。有リ二普回向一、但第三日満散ス。満散ニハ必ス有リレ疏。疏罷テ、遶』行諷経。別有リ二満散回向一。」

〈下冊五六ウ〉ニ「歎仏会之坐位」図版アリ。【写真15】参照）』

少ニ一、而一日一座、或ハ二座、随レフ宜キ也。但シ限カキツテ二三箇日一ノ間タヲ一／勤ルレ之ヲ則ハ、三日ノ粥後ノ礼讃了テ、午時ニ可シ二満散一ス。満散ニハ、必ス有リ／レ疏、次ニ誦シテ普門品三巻ヲ一、行道ス。回向ハ、普回向ナリ。〉」

（上冊四四ウ～四五ウ）

附著終』

（下冊五五オ～五六ウ）

※⑨においては、「年中行事」の後の「附著」の末に収録されているが、本稿では対照の便のため移して掲載した。

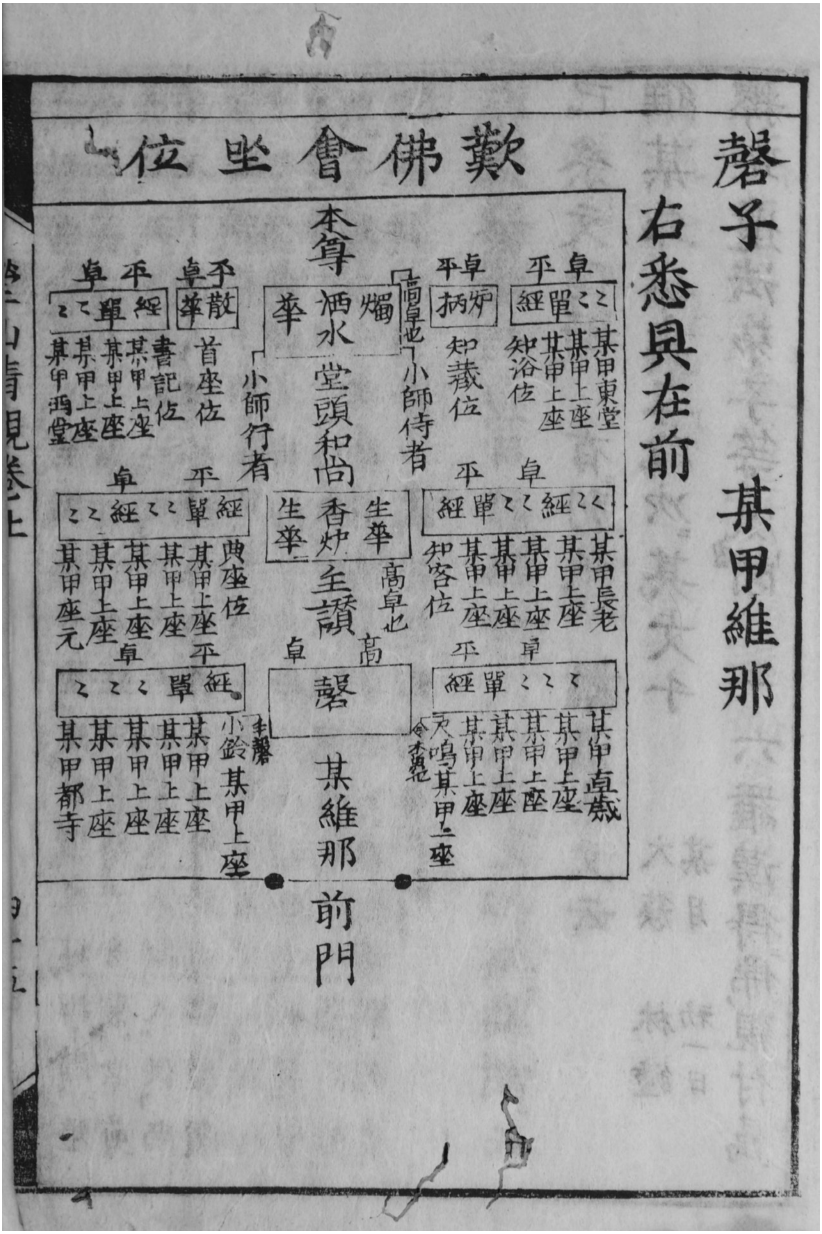

【写真 14】
⑦月舟開版『瑩山清規』
42 元正歎仏貼照牌（上冊四五オ）
※駒澤大学図書館所蔵本を掲載。

【写真 15】
⑨卍山開版『瑩山清規』
42 元正歎仏会（下冊五六オ）

⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年開版）

◎亦タ涅槃講ノ時キ、兼曰貼二昭牌一。式同レ之。但無二勧請一而」已。祭文、随レ時ニ、有二別紙一。　羅漢祭文云、」維某年号、其年歳、次二其ノ支干〈大簇　林鐘／某月　初一日（マヽ）〉」釋迦、遺法弟子等、夙カニ聞。　十六羅漢、得二仏ノ親付嘱一、』現二住シ世間一、紹二隆仏法一。仍為レ奉レ報二恩徳一、謹以二香華、茶薬、蔬食之饌一、聊献二」十六羅漢等。　伏以、」羅漢尊者、張二般若之錦帆ヲ一、超二煩悩之欲海一。一生生、」清ク潔ク（キヨイ）、一歩歩、精修シ、体如二百錬ノ鎔金一、心似二一輪ノ孤月一。」或ハ眉垂テ到レ地、或ハ眼放二異光一、或居二万仞雪峰ノ頭（ホトリ）一、或在（イマ）シ二」千尋ノ烟樹下（モト）ニ、亦有リ居二（ルモ）金龕、玉殿、銀閣、珠房、石室、香」林、天宮、僊洞ヱ、悉領ス二百千ノ眷属ヲ一。皆住タル二極果（ニカ）上聖人ナリ。譬如シ下」旃檀ノ之林ニハ、唯タ有テ二旃檀ノミ一囲遶セルカ上。亦赤鬢ニシ

④永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年書写）

（41羅漢供養式）

祭文

維〈某〉年号〈某年某月某日〉、」釋迦、遺法ノ弟子等、風（ホノカ）ニ聞ク。十六羅漢ハ、得テ二仏ノ親付」嘱ヲ一、現二住シテ世間一ニ、紹二隆タマフ仏法ヲ一。仍テ為メニ奉レ（ランカ）報シ二恩徳ヲ一、謹テ以テ二香」華、茶（サ）薬、蔬食（ソシ）ノ之膳ヲ一、聊（イサ）カ献シル二十六羅漢等ニ一。伏以レハ、羅漢」尊者ハ、張（ハツ）テ二般若之錦帆ヲ一、超（コウ）二煩悩ノ之欲海ヲ一。一生々（セイミ）、高潔ニシテ、一歩々（ホミ）、」精ク修ス。体ハ如ク二百錬（レン）ノ鎔金一、心ハ似タリ二一輪孤月一ニ。或ハ眉垂レテ到リ地ニ、或ハ眼ヨリ」放ツ二異光ヲ一、或ハ居シ二万仞雪峯頭ニ一、或ハ在（イマ）ス二千尋烟樹ノ下（モト）ニ一。亦有リ居（セルモ）』金龕、玉殿、銀閣、珠房、石室、香林、天宮、仙洞ニ一。悉ク領百千ノ」眷属ヲ一、皆ナ住セル二極果ニ一聖（セイシン）人ナリ。譬ハ如シ下旃檀ノ林ニ、唯有二旃檀ノミ一囲遶セルカ上。」亦タ有※リ鬢（ヒ）赤鬢而手

⑨卍山開版『瑩山清規』（延宝九年開版）

（41羅漢供養式）

維レ〈某年某／月某日〉、釋迦牟尼如来、遺法ノ之弟子等、風（ホノカ）ニ聞ク。十六」羅漢ハ、得テ二仏ノ親付属ヲ一、現二住シ世間一ニ、紹二隆シタマフ仏法ヲ一。仍テ為ニ奉レ報シ二恩徳ヲ一、』謹テ以テ二香華、茶薬、蔬食ノ之饌ヲ一、聊カ献ス二十六羅漢等ニ一。　伏シテ以レハ、羅」漢尊者ハ、張テ二般若ノ之錦帆ヲ一、超フ二煩悩ノ之欲海ヲ一。一生生、清ク潔ク、一」歩歩、精ク脩ス。体（スカタ）ハ如ク二百錬ノ鎔金ノ一、心ハ似タリ二一輪ノ孤月一ニ。或ハ垂テ眉ヲ到タリ地ニ、」或ハ眼ニ放チ二異光ヲ一、或ハ居シ二万仞雪峰ノ頭ニ一、或ハ在シ二千尋烟樹ノ下ニ一、亦ハ有リ」レ居（イマスモ）二金龕、玉殿、銀閣、珠房、石室、香林、天宮、仙洞ニ一。悉ク領シテ二百千ノ」眷属ヲ一、皆ナ住セル二極果ニ一聖人ナリ也。譬ハ如シ下旃檀ノ林ニハ、唯タ有テ二旃檀ノミ一囲繞セルカ上。亦タ」有下赤

テ而手ニ擎ケ玉鉢ヲ、有リ』白足ニシテ而耳ニ掛モ金環。無レ非ニ法界ノ麟龍ニ。尽是、釋天ノ日月ナリ」。経ニ曰、皆得ニ三明六通一、具ニ八解脱一者ナリ。其レ備ニ香華烟水ノ」斎供ヲ、虔ツヽシミ祈ツテ有レハ請コト、必ス通ス。無シ求メニ不レ応セ。億百千万里、如三壮」士ノ屈ニ伸スルカ臂ヲ、降ニ臨道場ニ、受ク三如レ此ニ供養一。伏願ハ、十六羅」漢、卒(率カ)テ諸ノ眷属ノ大阿羅漢等一、維ノ場ニシテ、同ク垂ニ納饗一。」

加州椙樹林大乗護国禅寺行事式巻之上」

（上冊四五ウ～四六ウ）

※烟…右、「灯燭」ノ注記アリ。

ニ驚※ケルモ玉鉢ヲ、亦有リ三自足※而ニシテ耳ニ掛タルモ金環ヲ。無シ」レ非ニ法フコト海(界カ)ノ麟龍ニ。尽ク是レ、釋天ノ日月ナリ。」

経ニ云ク、皆ナ得テ三明六通ヲ、具セル八解脱ヲ者ナリ也。其レ備テ香華烟」水斎供ヲ、虔テ祈リ有レハ請コウコト、必ス通ス。無シ求不レ応セ。億百千万里モ、如三壮(サウ)」士ノ屈ニ伸スルカ臂ヲ、降ニ臨シテ道場ニ、受タマヘ如レ此ノ供養ヲ。伏シテ願クハ、」

十六羅漢、率ニシテ諸ノ眷属ノ大阿羅漢等ヲ、此ノ場ニ、同ク垂レタマヘ納饗ヲ。』

（三九ウ～四〇オ）

※訓点ハ全テ後筆ト思ワレル。

※有リ…「亦鬢(ヒ)」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、右ニ「有リ」ト記シテ挿入ス。

※驚…「擎」ノ誤ト思ワレル。

※自…右「白ィ」アリ。

※ノ…「ヲ」ヲ抹消シテ修正ス。

鬢ニシテ而手ニ擎ケ玉鉢ヲ、白足ニシテ而耳ニ掛ルモ金環ヲ。無シ非ニ法界ノ麟龍ニ。」尽ク是レ、釋天ノ日月ナリ也。経ニ曰ク、皆ナ得ニ三明六通ヲ、具セル八解脱ヲ者ナリ也。」共ウヤヽシク備テ香華灯燭ノ斎供ヲ、虔ツヽシミ祈メテ有レハ請スルコト、必ス通ス。無シ永ニ不レ応セ。億百千」万里ヲモ、如クニシテ壮士ノ屈ニ伸スルカ臂ヲ、降ニ臨シ道場ニ、受ケタマフ如クノ斯供養ヲ。伏シテ願クハ、十』六羅漢、率ニテ諸ノ眷属ノ大阿羅漢等ヲ、於テ此ノ場ニ、同ク垂レタマヘ納亨ヲ。」

（上冊三九オ～四〇オ）

※④⑨の「41羅漢供養式」から、「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」の「羅漢祭文」に相当する部分のみ抜粋して掲載した。「羅漢祭文」については、流布本『洞谷記』（『諸本対校瑩山禅師『洞谷記』』一〇〇～一〇一頁）も参照。

諸本奥書・刊記

①禅林寺本『瑩山清規』（永和二年書写）

永和二年〈丙／辰〉閏七月□□□□（吉祥日カ）（加カ）州法園林浄住寺紀綱寮」
当寺（別筆）開山御筆也　　普済　善救拝書之』（地冊二六ウ）

③大乗寺蔵愚休書写本（文明八年書写）

(1)右年月日中行事次序者、」
洞谷第一祖瑩山大和尚、為後昆所設也。然」当山紀綱寮常住之旧本、字画漫滅、編次不」正、愚慨念之久矣。　粤応永壬寅冬十一月、」〈愚〉蒙同門諸老之尊命、領当山※（之主カ）□□□焉。仍」拝謄此行記、而以備紀綱寮之公用者也。愚」喜償素志矣。雖然、刁刀、柬束、手丰、毫亳之謬、」只恐家醜外揚、貽誚傍人焉。不勝惶懼戦栗」之臻。〈伏覬〉、後覧君子、穿鑿改正、而為予雪屈」矣。勿袖慈愍之手　幸甚。旹応永三十年歳』次癸卯春正月吉日、」
總持開山瑩山祖師五世玄孫比丘梵清謹誌。」（四三オ～ウ）

(2)十仏名、清浄法身毘盧舎那仏、円満報身盧遮那仏、」千百億化身釈迦牟尼仏、当来下生弥勒尊仏、」十方三世一切諸仏、大乗妙法蓮華経、」大聖文殊師利菩薩、大乗〈行／士〉普賢菩薩、」大悲観世音菩薩、諸尊菩薩摩訶薩、」摩訶般若波羅蜜」（四三ウ）

(1)文明八年歳次丙申臘月日、能州總持禅寺」表卒明窓下、拝謄焉矣。　愚休子』（四三ウ）

(3)※□仏十仏名」稽首簿伽梵　円満修多羅」大聖菩薩衆　功徳難思議」仰憑大衆念』（四四オ）

(3)伏願句　憑茲良因（ヒンズリヤウインシン）証大菩提（ブチイ）」同　永離冥道（インリミンタウ）速生仏界（スンブカイ）、十方三世云〻』（四四ウ）

(4)寛延三〈庚／午〉六月吉旦　逆水代修補之』（裏表紙見返し）

※(1)～(4)ハ、筆跡ヲ区別スルタメニ付シタモノデ、数字ガ同ジモノハ同筆デアルコトヲ示ス。
※山：下三文字分ガ切リ抜カレテイル。

※□仏…□ハ化粧裁チノタメ判読不能。

④永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年書写）

右年月日中行事次序者、」

洞谷第一祖瑩山大和尚、為後昆所設也。然当」山紀綱寮常住之旧本、字画漫滅、編次不正、禺（愚カ）」慨念之久矣。粤応永〈壬／寅〉冬十一月、愚蒙同門諸老之」尊命、領当山之主盟焉。仍謄此行記、而以備紀綱寮」之公用者也。愚※喜償素志矣。雖然、刁刀、柬束、手丰、毫亳」之謬、只恐家醜外揚、貽誚傍人焉。不勝惶懼戦栗」之臻。伏覬、后覧君子、穿鑿改正、而為予雪屈矣。」勿袖慈愍之手幸甚。皆応永卅年癸卯春正月吉日、」当山開闢瑩山祖師五世玄孫比丘大容（ママ）　梵清　誌。』

此行規之本者、大容（ママ）和尚、總持寺住之裡、依旧本破損、自筆」書旃、厝此枝軒、然文明九〈丁／酉〉宗岳超禅師、宗円寺住之」時、自筆書、然明応二年癸丑臘月日、層氷積雪座而、」衆溟曹和尚、呵氷硯凍筆、自筆書旃之。」

皆明応十年〈辛／酉〉三月日、」

当山開闢無端大和尚五世法孫巨岳麟広、当住之裡」少書者也。諒醫字経三写、鳥焉成馬者乎。后覧」之君子、董之可也。

（朱印文　平等心王院）

（印）』（五九オ～ウ）

※愚…「也喜」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「喜」ノ右ニ記シテ挿入ス。

⑥永光寺蔵光椿書写本（文亀三年書写）

此本、為後昆成亀鑑、為吾宗成権衡、而聊及于」流転瑩山祖師命脈、弥興起者歟〈至祷至祝〉。」

于時文亀第三癸亥九月廿六日〈庚刀木定／甬土霜降〉　主※光椿」

洞谷山永光寺行事次序　終』（四三ウ）

※梵清識語ハ「年中行事」末ニ記載。

※于時…コノ行ノ上欄外ニ「文亀二年ゟ宝永七年マテ二百(七カ)年」アリ。
※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。

⑦**月舟開版**『**瑩山清規**』（**延宝五年開版**）
維時延宝第五歳次〈丁／巳〉仲春日」

寺町通五条橋上ル町中野小左衛門板行』（上冊四六ウ）

※梵清識語ハ下冊末ニ記載。

⑨**卍山開版**『**瑩山清規**』（**延宝九年開版**）
月中行事終」

瑩山和尚清規巻上終』（上冊四七オ）

《共同研究》宗学研究部門宗典資料調査報告

――平成三十年度・令和元年度――

宗学研究部門

一、はじめに

宗学研究部門では、曹洞宗総合研究センターとして、平成三十年度から実施された、宗典関係資料の調査・撮影活動、及び令和元年度の「宗典資料の蒐集調査及び保存プロジェクト」に参画するとともに、部門の現地研修活動を通して、全国各地に所蔵される、『正法眼蔵』・『伝光録』等の宗典を中心とする、宗典資料の調査・撮影を行っている。

『正法眼蔵』等の道元禅師（一二〇〇～一二五三）関係の著作に関しては、『永平正法眼蔵蒐書大成』全二十七巻・続輯全十巻（大修館書店、一九七四年四月～一九八二年五月、一九八九年十一月～二〇〇二年一月）の刊行に際して、永平正法眼蔵蒐書大成刊行会によって、全国各地の主要な古写本の撮影が行われ、そのフィルムは駒澤大学図書館（東京都世田谷区）に保管されている。しかし、時代の制約により、モノクロ・マイクロフィルムによる撮影画像であることから、朱筆が判読困難であるなどの問題がある。また、『伝光録』等の瑩山紹瑾禅師（一二六四～一三三五）関係の著作については撮影途上であり、近年発見された新資料の撮影も含めて、今後解決していくべき重要な課題である。

そのような問題意識から、既紹介・撮影資料であっても、カラー・デジタルによる撮影を行うことは、意義のある活動であると考える。宗学研究部門では、これらの資料を撮影することを通じて、資料画像の恒久保管を図るとともに、将来的には、画像のインターネット公開なども検討し、宗学研究の進展に寄与することを目的としている。

本稿は、調査・撮影を開始して一定程度の年数が経過したことを受け、過去の調査資料を一覧化して紹介し、記録を残すことを目的とする。

以下、調査資料を列挙していくに際しては、調査地、調査年月日、調査参加者、撮影資料、参考文献の順で記した。また『正法眼蔵』・『伝光録』等の重要資料については、資料名

の後に簡単な解題を付した。また、『曹洞宗宗宝調査目録解題集』・『曹洞宗文化財調査目録解題集』（曹洞宗文化財調査委員会編）において典籍番号が付されている場合は、資料名の前に「典籍1」等の番号を付し、それ以外の目録を参照した場合は、「参考文献」において該当文献を明記しつつ、資料名の後に目録番号を付した。本稿で解題を略した典籍については、それらの参考文献を参照されたい。

なお、本稿の執筆は秋津秀彰が担当し、部門内で確認作業を行った上で掲載するものである。

二、平成三十年度（二〇一八年度）調査

（一）仏光寺（三重県北牟婁郡紀北町）

平成三十年八月二十一日調査

参加者：山本雅彦・小早川浩大・清野宏道・秋津秀彰

『正法眼蔵』（七十八巻本系、八十八巻二十六冊）

雪心了普（一六六〇～?、栖雲庵〈栖雲寺、三重県志摩市〉住僧）が、天桂伝尊（一六四八～一七三六）の提唱下にあって、天桂の校訂本を書写し、元文四年（一七三九）に仏光寺に奉納したもの。近世・江戸時代における『正法眼蔵』注釈の嚆矢となった、天桂の『正法眼蔵弁註』の本文と一致する点が多い、七十八巻本系『正法眼蔵』の一本。天桂は、正徳二年（一七一二）より『正法眼蔵』の蒐集・校訂を始め、享保十一年（一七二六）に『弁註』を起草し、同十四年に完成している。その後、享保十五年及び同十八年に『正法眼蔵』を、同十六年に『弁註』を提唱しており（『退蔵始祖天桂和尚年譜』、『曹洞宗全書』史伝下・四七〇～四七四頁）、この頃の書写と思われる。本書が提起する問題点は、『弁註』が依典した『正法眼蔵』の本文は『弁註』成立以前に確定しており、それに対して注疏したものなのか、『弁註』の撰述を通じて本文を確定していったのか、ということと、巻次排列が、永沢寺（兵庫県三田市）本等の、従来紹介されてきた七十八巻本系『正法眼蔵』とは異なり、『弁註』に近いことであり、この編輯体系そのものも含めて、今後の検討が必要である。

『仏光支院諸師略伝』

『仏光寺血脈』

『仏光歴住祖師伝讃』・『仏光歴住祖師伝讃版本』

参考文献

『永平正法眼蔵蒐書大成』六（大修館書店、一九七九年四月）

『永平正法眼蔵蒐書大成』十五（大修館書店、一九七六年一月）

『永平正法眼蔵蒐書大成』続輯六（大修館書店、二〇〇〇年一月）

清野宏道「天桂伝尊編集『正法眼蔵』存在の可能性」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二十回、二〇一九年三月）

（二）最乗寺（神奈川県南足柄市）

平成三十年十月三日調査

参加者：山本雅彦・小早川浩大・清野宏道・澤城邦生・秋津秀彰

典籍1『正法眼蔵』（七十八巻本系、七十八巻十冊）

書写年時、書写者不明。最乗寺には、一如（伝不詳）が、寛保二年（一七四二）に、普門院（静岡県賀茂郡河津町）に所蔵されていた本書を寄進したことで所蔵されることになった。本書と仏光寺本『正法眼蔵』とを比較すると、巻次排列が近似していることや、寄進時期から見て近い時期に書写されたものと考えられることから、仏光寺本の問題を研究するに際して参考資料となると思われる。

典籍14『御開山語録』

参考文献

廣瀬良弘『禅宗地方展開史の研究』（吉川弘文館、一九九八年十二月）

『曹洞宗文化財調査目録解題集』六　関東管区編（曹洞宗宗務庁、二〇〇三年三月）

（三）大安寺（長野県長野市）

平成三十年十一月二十日調査

参加者：山本雅彦・小早川浩大・石原成明・清野宏道・澤城邦生・角田隆真・新井一光・秋津秀彰・永井賢隆

典籍2『正法眼蔵』巻下

真字『正法眼蔵』の、下巻のみ現存する写本。元禄年間から安永年間（一六八八～一七八一）頃の書写本（河村氏説）。

典籍3『道元禅師興聖語録〔抄〕』

典籍4『正法眼蔵随聞記』

現存最古の完本である長円寺本（後述）よりも十一年古い、寛永十年（一六三三）に書写された、『正法眼蔵随聞記』の写本。巻三から六までしか現存しておらず、完本でない点が惜しまれる。

典籍5『報恩録』

典籍8『回向并式法』

典籍9『舒州投子山妙続大師語』

典籍15『天童覚和尚小参』

典籍24『伝法偈下語』（慶長二年本）

典籍34『大雄山最乗寺開山年譜』

参考文献

東隆眞編『五号本影印正法眼蔵随聞記』（圭文社、一九八〇年二月）

尾崎正善「翻刻・大安寺蔵『回向并式法』」（『曹洞宗宗学研究所紀要』第九号、一九九五年十月）

河村孝道「諸本校異 真字『正法眼蔵』」（『道元禅師研究論集』、大本山永平寺、二〇〇二年八月）

『曹洞宗文化財調査目録解題集』七 北信越管区編（曹洞宗宗務庁、二〇〇六年三月）

（四）長国寺（長野県長野市）

平成三十年十一月二十一日調査

参加者：山本雅彦・小早川浩大・石原成明・清野宏道・澤城邦生・角田隆真・新井一光・秋津秀彰・永井賢隆

典籍1『正法眼蔵』（晃全本〈九十六巻本〉、九十五巻十八冊）

悟阿・恵照：秀旭・万察・豊遷・忍秀等の複数人の手によって、江戸三縁山南渓徜徉軒（増上寺〈東京都港区〉ヵ）において、元禄十年（一六九七）から翌年にかけて書写された晃全本『正法眼蔵』。本書の書写原本である、可山洞悦（？～一七〇七）書写本（泰心院〈宮城県仙台市〉蔵、元禄四～五年写）も現存しているが、現在は計五冊を欠いており、完本ではないことに加え、損傷箇所もある。そのため、可山書写本の全容を知ることが出来る唯一の資料である。また可山書写本は、晃全本の中では完成本に近い、後期段階の系統の写本であるが、この系統の晃全本は現存数が少ない点でも貴重。

参考文献

『永平正法眼蔵蒐書大成』八（大修館書店、一九七九年八月）

『曹洞宗宗宝調査目録解題集』二 東北・北海道管区編（曹洞宗宗宝調査委員会、一九九四年九月）

『曹洞宗文化財調査目録解題集』七 北信越管区編（前掲）

秋津秀彰「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（上）―編輯段階試論―」（『駒澤大学仏教学部論集』第四十七号、二〇一六年十月）

（五）定津院（長野県東御市）

平成三十年十一月二十二日調査

参加者：山本雅彦・小早川浩大・清野宏道・秋津秀彰・永井賢隆

『正法眼蔵』（本山版〈九十五巻本〉、九十五巻二十冊）

文化十一年（一八一四）頃に頒布を開始した、現在流布している本山版『正法眼蔵』ではなく、当初完成予定であった、享和二年（一八〇二）の道元禅師五五〇回大遠忌に際して、未完成ながらも印刷されたもの。現存する享和二年本は、大遠忌正当に永平寺承陽庵に献納された永平寺本と、

本山版の編者の一人である祖道穏達（一七四九頃～一八一三）が、二十五世として住持した定津院に持ち帰った本書の計二部のみである。定津院本は、校正用原稿として用いられたもので、完成本に向けての校正指示が記入されていること、明治三十九年（一九〇六）まで開版されなかった、所謂「謄写巻」五巻が記入されていることが特徴であり、本山版成立史における最重要資料の一つである。

参考文献

永峰文男『正法眼蔵開版史余録―長野県定津院本について―』（私家版、一九七五年七月）
団野弘之『正法眼蔵写本の書誌学的研究』（私家版、一九九九年一月）
秋津秀彰「本山版『正法眼蔵』の「異本」について―享和二年開版本を中心として―」（『印度学仏教学研究』第六十八巻第一号、二〇一九年十二月）

三、平成三十一・令和元年度（二〇一九年度）調査

（六）永光寺（石川県羽咋市）

令和元年七月九日調査
参加者：山本雅彦・小早川浩大・秋津秀彰・永井賢隆

『正法眼蔵』（十二巻本、十二巻三冊）

永安寺衣鉢閣下において、応永二十七年（一四二〇）に書写された本を、文安三年（一四四六）に、能州蔵見保（石川県珠洲市）の薬師堂にて再写したもの。十二巻本唯一の完本であるとともに、一つの編輯体系を一括して書写し、かつ全文が現存する『正法眼蔵』の完本として、現存最古の写本。

典籍6『伝光録』

雪渓安宅（？～一七一六、永光寺四八五世）が、正徳五年（一七一五）に、次項の龍門寺本を書写したもの。但し、書写原本が龍門寺本であることは言及されていない。

参考文献

『永平正法眼蔵蒐書大成』一（大修館書店、一九七八年八月）
『曹洞宗文化財調査目録解題集』七 北信越管区編（前掲）
『永光寺資料調査報告書』（羽咋市教育委員会、二〇〇〇年三月）
『瑩山禅師『伝光録』―諸本の翻刻と比較（一）～（六）―』（鶴見大学仏教文化研究所、二〇一四～二〇二〇年）
秋津秀彰「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（二）―七十五巻本・十二巻本・梵清本について―」（『駒澤大学仏教学部論集』第五十号、二〇一九年十月）

（七）龍門寺（石川県七尾市）

石川県七尾美術館（同前）寄託保管

令和元年七月十日調査

参加者：山本雅彦・小早川浩大・秋津秀彰・永井賢隆

『正法眼蔵』（七十五巻本、七十五巻七十六冊）

喆卤（哲悤）芳賢（？～一五六六？、龍門寺三世）が、天文十六年（一五四七）に興憲（徳）寺（石川県輪島市三井町興徳寺、現廃寺）において書写した七十五巻本『正法眼蔵』。書写原本は、正慶二年（一三三三）四月二日に、通源（伝不詳）が馬州菟束庄（兵庫県美方郡香美町村岡区）において書写を終えた本を、永享二年（一四三〇）に、大林寺（富山県南砺市、現廃寺）において再写した本の系統に位置づけられる。一巻一冊の粘葉装に準じた体裁や、毎半葉の行数・文字数が道元禅師真蹟本と一致していることが最大の特徴。

『伝光録』

喆卤が、『正法眼蔵』と同年に同地で書写した、現存するものでは二番目に古い『伝光録』の写本。

『正法眼蔵仏祖悟則』

参考文献

『永平正法眼蔵蒐書大成』二（大修館書店、一九七九年）

『瑩山禅師『伝光録』―諸本の翻刻と比較（一）～（六）―』（前掲）

横山龍顯「翻刻　龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』」（『駒沢大学大学院仏教学研究会年報』第五十一号、二〇一八年五月）

横山龍顯「『正法眼蔵仏祖悟則』・古写本『伝光録』（乾坤院本・龍門寺本）対照表」（『曹洞宗研究員研究紀要』第四十九号、二〇一九年三月）

秋津秀彰「中世における『正法眼蔵』の書写と伝播及び諸問題（三）―七十五本及び真字本について―」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』第七十八号、二〇二〇年三月）

（八）大川寺（富山県富山市）

令和元年七月十一日調査

参加者：山本雅彦・小早川浩大・秋津秀彰・永井賢隆

典籍1『正法眼蔵』（七十五巻本、七十五巻十五冊）

大岑受椿（一五一一～？、曹源院〈山形県北村山郡大石田町〉七世）らが、弘治三年（一五五七）から翌年にかけて、向川寺（同前）において書写したもの。

典籍4『伝光録』

通山翁諄（？～一八二四、大川寺二十六世）が、文化五年に、總持寺（当時石川県輪島市、現在神奈川県横浜市）塔頭伝法庵輪住中に書写したもの。

参考文献

廣瀬良弘『禅宗地方展開史の研究』（前掲）
『永平正法眼蔵蒐書大成』続輯一（大修館書店、一九九二年四月）
『曹洞宗文化財調査目録解題集』七　北信越管区編（前掲）
秋津秀彰「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（三）」（前掲）

（九）乾坤院（愛知県知多郡東浦町）
名古屋市博物館（愛知県名古屋市）寄託保管

令和二年一月二九日調査
参加者：小早川浩大・角田隆真・秋津秀彰・永井賢隆
典籍1『正法眼蔵』（七十五巻本、七十五巻十五冊）
芝岡宗田（？～一五〇〇、乾坤院三世）・雲関珠崇（？～一五〇四、乾坤院四世）らの計七人が、通源・大林寺本系の七十五巻本『正法眼蔵』を書写したもの。書写年代については、一四五〇年代説や、明応元年（一四九二）から四年頃説などの諸説がある。永光寺本に次いで古い、『正法眼蔵』の完本の写本。
典籍32『伝光録』（後日乾坤院より写真提供）
芝岡によって、『正法眼蔵』と近い時期に書写されたと考えられている、現存最古の『伝光録』の写本。

参考文献

東隆眞『乾坤院本『伝光録』』（隣人社、一九七〇年二月）
田島毓堂『正法眼蔵の国語学的研究』資料編（笠間書院、一九七八年七月）
『永平正法眼蔵蒐書大成』一（前掲）
『乾坤院蔵仮字正法眼蔵』（正法眼蔵影印本刊行会、一九九一年一月）
『伝光録』（曹洞宗宗宝影印本刊行会、一九九四年十二月）
『瑩山禅師『伝光録』―諸本の翻刻と比較（一）～（六）―』（前掲）
『曹洞宗文化財調査目録解題集』八　東海管区編Ⅱ（曹洞宗文化財調査委員会、二〇一八年）
秋津秀彰「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（三）」（前掲）

（十）長円寺（愛知県西尾市）
西尾市岩瀬文庫（同前）寄託保管

令和二年一月二十九～三十日調査
参加者：小早川浩大・清野宏道・秋津秀彰・永井賢隆
『正法眼蔵』（典籍一〇八二～一一〇八、八十四巻本〈梵清本〉系、八十五巻二十七冊）
暉堂宋慧（一五八七～一六五〇、長円寺二世）が、寛永二十一年から翌年にかけて、梵清本八十四巻を書写したもの。梵

清本とは、太容梵清（一三七八～一四三九頃、玉雲寺〈京都府船井郡京丹波町〉開山）が、応永二十六年（一四一九）に、加賀仏陀寺（石川県能美市仏大寺町、現廃寺）で書写した、七十五巻本を主に、六十巻本から、七十五巻本に含まれない九巻を補いつつ、初冊に目録を兼ねて、各巻の引用典籍をまとめた「綱目」冊を付したもの。梵清自筆本（徳雲寺〈京都府南丹市〉蔵）は火災で損傷しているため、本書が梵清本における現存最古の完本。暉堂が書写した八十四巻本に、享保二十年（一七三五）に『弁道話』（卍山本系）を追加している。

『正法眼蔵随聞記』（典籍一〇七八）

暉堂が寛永二十一年に書写した、現存最古の『正法眼蔵随聞記』の完本。書写原本は、康暦二年（一三八〇）に宝慶寺（福井県大野市）浴主寮にて書写されたものの系統。『道元禅師全集』等の底本として利用されている場合が多く、『随聞記』研究の基礎資料である。

『伝光録』（典籍一一〇～一一四）

暉堂が、寛永十四年に本光寺（当時愛知県刈谷市、現在長崎県島原市）において書写したもの。

『千手経・趙州録・高祖行状記』（典籍一一〇九）

本誌所収「翻刻・長円寺本『永平三祖行業記』」参照。

『雲堂常規』（典籍一〇七五）

『祈祷之回向』（典籍一〇七六）

『円通妙懺』（典籍一〇七七）

※資料番号は参考文献の『目録編』に拠る。

参考文献

東隆眞編『五号本影印正法眼蔵随聞記』（前掲）

『永平正法眼蔵蒐書大成』四（大修館書店、一九七九年二月）

『万灯山長円寺文化財総合調査報告書』目録編・解説編（西尾市教育委員会事務局文化振興課、二〇一五年三月）

『万灯山長円寺文化財総合調査報告書』建造物編（西尾市教育委員会事務局文化振興課、二〇一六年三月）

秋津秀彰「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（二）」（前掲）

付記　この度調査にお伺いさせて頂きました、各御寺院・機関、並びにご対応・ご協力頂きました皆様方には誌して感謝申し上げます。

宗学研究部門　研究活動報告

一、平成三十一年度・令和元年度（二〇一九年度）刊行論文

小早川浩大

「『中天竺舎衛国祇洹寺図経』にみえる「典座」の記述について」（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年三月）

石原成明

「曹洞宗の禅」（平成三十年度『研修会講義録』、曹洞宗教誨師連合会発行、二〇二〇年三月）

澤城邦生

「曹洞宗における後継者問題（二）―地域間比較を通して―」（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年三月）

角田隆真

「「親到宝山空手回」話の変遷―大慧『正法眼蔵』の位置づけについて―」（『印度学仏教学研究』第六八巻第一号、二〇一九年一二月）

「『典座教訓』の漢文的読解について」（『宗学研究紀要』三三号、二〇二〇年三月）

秋津秀彰

「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（二）―七十五巻本・十二巻本・梵清本について―」（『駒澤大学仏教学部論集』第五〇号、二〇一九年一〇月）

「江戸時代の永平寺における『普勧坐禅儀』読誦―『永平高祖普勧坐禅儀』を中心として―」（『傘松』九一四号、二〇一九年一一月）

「本山版『正法眼蔵』の「異本」について―享和二年開版本を中心として―」（『印度学仏教学研究』第六八巻第一号、二〇一九年一二月）

「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（三）―七十五本及び真字本について―」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』第七八号、二〇二〇年三月）

「翻刻『拈評三百則方語解』（二）―巻中第百一則～巻下三百則―」（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年三月）

「令和元年度研究調査報告―總持寺祖院所蔵『黄檗版一切経』予備調査報告を兼ねて―」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二五号、二〇二〇年三月、共著）

新井一光

「『正法眼蔵』「三界唯心」巻に引用される『法華経』「譬喩

品」の経文をめぐって」（『印度学仏教学研究』第六八巻第一号、二〇一九年一二月）

「『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻―テキスト、現代語訳と註（三）第一段第二節への註―」（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年三月）

永井賢隆

「『典座教訓』撰述意図の考察」（『禅学研究』第九八号、二〇二〇年三月）

「寛喜の飢饉と道元禅師」（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年三月）

共同研究

「『典座教訓』の註釈的研究（下）」（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年三月）

「『瑩山清規』の研究（一）―「日中行事」の翻刻―」（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年三月）

「曹洞宗関係文献目録（25）」（『宗学研究紀要』第三三号、二〇二〇年三月）

二、令和二年度（二〇二〇年度）学会発表

秋津秀彰

「真字『正法眼蔵』の撰述意図について―「門人の参究の書」説の検証を中心として―」（令和二年七月四日　日本印度学仏教学会第七一回学術大会　於創価大学（オンライン））

「『瑩山清規』研究の現況と課題」（令和二年一一月二四日　鶴見ヶ丘学術協力委員会研究発表会　於鶴見大学仏教文化研究所）

新井一光

「『法華経』と道元―「唯仏与仏」の解釈を中心として―」（令和二年七月四日　日本印度学仏教学会第七一回学術大会　於創価大学（オンライン））

三、令和二年度刊行・投稿論文（刊行予定のものを含む）

小早川浩大

「中国における典座の成立について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「宋代禅宗と死者供養―祭文に焦点をあてて―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「宏智正覚と死者供養」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、掲載予定）

石原成明

「「威儀即仏法」の伝統形成について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「曹洞宗と臨済宗妙心寺派との付置研究所間合同研修交流事業報告」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、掲載予定、共著）

『現代語訳瑩山禅師『洞谷記』』（東隆眞監修、『洞谷記』研究会編、春秋社、二〇二一年三月刊行予定、共著）

澤城邦生

「戦後から現代における『典座教訓』の展開―特に宗門外での動向について―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「一万四千余カ寺の後継者の実態」（『月刊住職』五五六、二〇二〇年一一月）

「後継者の有無は何より決まるか」（『月刊住職』五五七、二〇二〇年一二月）

「「施食会」への改称に関する一考察―改称理由に見られる問題と課題―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「近年の教化研究に関する一考察―関心分野と研究方法について―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、掲載予定）

角田隆真

「文亀本『典座教訓』について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「「教外別伝」と雲門宗―その現代的課題まで―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「宋代における宗派意識について―雲門宗を中心として―」（『禅学研究』第九九号、掲載予定）

「『伝法正宗記』における宗派について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、掲載予定）

秋津秀彰

「道元禅師以降の『典座教訓』の伝播と受容―中世・瑩山禅師より近代・戦前期にかけて―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「永平寺所蔵『弁道話』写本について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「真字『正法眼蔵』の撰述意図について―「門人の参究の書」説の検証を中心として―」（『印度学仏教学研究』第六九巻第一号、二〇二〇年一二月）

「永平寺三十六世融峰本祝の伝記について」（『宗学研究紀要』第

三四号、二〇二一年三月）

「翻刻・長円寺本『永平三祖行業記』」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「真字『正法眼蔵』の撰述意図について（二）―叔円関与説の検討を中心として―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、掲載予定）

新井一光

「『典座教訓』の出典註釈研究における成果」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二一回、二〇二〇年六月）

「『正法眼蔵』「三界唯心」巻における仏身論」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二一回、二〇二〇年六月）

「中観派の慈悲観」（『日本西蔵学会々報』第六五号、二〇二〇年一〇月）

「『法華経』と道元―「唯仏与仏」の解釈を中心として」（『印度学仏教学研究』第六九巻第二号、二〇二一年三月）

「『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻―テキスト、現代語訳と註（四）第一段第三節―第二段第一節への註―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「仏眼について」（『インド論理学研究』第一二号、掲載予定）

「『正法眼蔵』「三界唯心」巻における三界の参究」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二二回、掲載予定）

永井賢隆

「道元禅師在世当時における食の諸相」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二一回、二〇二〇年六月）

「道元禅師の懺悔と慚愧についての一考察」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「四時坐禅について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、掲載予定）

共同研究

曹洞宗総合研究センター発足二十周年記念シンポジウム「食～禅に学ぶ～」《第一部》「曹洞宗と食―『典座教訓』を中心として―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二一回、二〇二〇年六月、各個人の発表論題はそれぞれの項目に太字で記載）

「『弁道法』の註釈的研究（一）」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「『瑩山清規』の研究（二）―「月中行事」・「回向文」の翻刻―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「曹洞宗関係文献目録（26）」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「宗学研究部門宗典資料調査報告―平成三十年度・令和元年度―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

〈編集後記〉

◆曹洞宗総合研究センター宗学研究部門の研究報告誌『宗学研究紀要』第三十四号をお届け致します。本号には、当部門に在籍する研究員等によって執筆された個人研究論文七篇と共同研究論文四篇を掲載いたしました。

《共同研究》「道元禅師の総合的研究」では、本年度より「『弁道法』の註釈的研究」を開始いたしました。本研究は、寛文本『弁道法』を底本とし、従来の出典研究に、翻刻・語義研究を加味したものです。本年度は、研究の序論として『弁道法』の解題と、翻刻・語義研究が完了した一部を、「『弁道法』の註釈的研究（一）」と題して掲載いたしました。

《共同研究》「『瑩山清規』の研究（二）―「月中行事」・「回向文」の翻刻―」は、二〇一九年度より研究を開始したもので、『瑩山清規』の諸本を翻刻、比較対照できるようにすることで、時代別・系統別底本を策定することを第一の目標に定めております。本年度は、翻刻が完了した「月中行事」（全文）と「回向文」（講式を除く）を掲載いたしました。来年度は、「年中行事」の翻刻を掲載する予定です。

「曹洞宗関係文献目録（26）」は、二〇一八年度に発行された曹洞宗関係の書籍・論文・文献を中心に書誌情報を収集・掲載したものです。また、曹洞宗総合研究センターウェブサイト内に「曹洞宗関係文献目録オンライン検索」（https://bunken.sotozen-net.or.jp/）も併せてご活用頂ければ幸いです。

◆当部門の研究活動につきましては、「曹洞宗総合研究センター報」に詳細を報告しておりますが、研究員一同は今回報告した共同研究や個人研究に加え、宗典のデータベース化（『曹洞宗全書』・『続曹洞宗全書』）に取り組むほか、宗務庁の委託業務にもかかわっています。

◆本年度（二〇二〇年度）より、曹洞宗総合研究センターのウェブサイトを開設致しました。その中で『宗学研究紀要』第三十号（二〇一七年刊行）から本年度刊行のものを公開しております。（https://soken.sotozen-net.or.jp/result/shugaku-bulletin/）

◆本号の掲載論文には、現在の人権的観点からは不適当と考えられる表現が存在する場合がありますが、純粋に学術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図

するものではありません。

◆本紀要は研究員それぞれが日々研鑽を重ねた成果の一部です。当センターの研究環境をお整え下さっております全国の御寺院様、学恩を賜っております諸先生方をはじめ、関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。今後も精進に励んで参る所存ですので、変わらぬ御指導・御鞭撻の程、重ねてお願い申し上げます。

（編集担当　永井賢隆　九拝）

宗学研究紀要　第三十四号

二〇二一年三月二十五日　印刷
二〇二一年三月三十一日　発行

編集発行人　曹洞宗総合研究センター所長　志　部　憲　一
発　行　所　曹洞宗総合研究センター
〒一〇五－八五四四　東京都港区芝二―五―二　曹洞宗宗務庁内
電　話　〇三（三四五四）七一七〇番
ＦＡＸ　〇三（三四五四）七一七一番

駒澤大学山東省河北省―仏教史跡参観団の報告（上）（中）（下）―

傘松 903 ～ 905　　H30.12 ～ H31.2　石　井　修　道

羅漢――弥勒下生のときまで

禅の風 47　　pp4 ～ 37　　H30.7　　監修・石井清純

５．経営・経済

伊那市における宗教施設の維持と活動の変容―寺院・神社・教会の活動を通して―

地域研究年報 41　pp161 ～ 175　H31.2

川添航、平澤賢剛、Zou Siqi

特集　過疎問題を考える　能登地域寺院調査現地報告会に参画して①

曹洞宗報 994　pp39 ～ 43　H30.7　平　子　泰　弘

特集　過疎問題を考える　能登地域寺院調査現地報告会に参画して②

曹洞宗報 995　pp101 ～ 105　H30.8　平　子　泰　弘

特集　過疎問題を考える　人口減少に直面する寺院①―追加調査：奥能登の寺院活動を見聞して―

曹洞宗報 996　pp108 ～ 111　H30.9　平　子　泰　弘

特集　過疎問題を考える　人口減少に直面する寺院②―追加調査：奥能登の寺院活動を見聞して―

曹洞宗報 997　pp418 ～ 422　H30.10　平　子　泰　弘

地域社会における仏教寺院の役割（１）　佛光寺における年間活動についての聞き取りを中心として

仏教経済研究 47　pp241 ～ 258　H30.5

徳野崇行、武井謙悟、池野雄太

曹洞宗における後継者問題　―得度年齢の分析を通して―

宗学研究紀要 32　pp132 ～ 144　H31.3　澤　城　邦　生

總持寺史料編纂室便り（四十二）～（五十二）

跳龍 791 ～ 801　H30．4 ～ H31.3

曹洞宗関係文献目録（24）

宗学研究紀要 32　pp145 ～ 202　H31.3

曹洞宗総合研究センター宗学研究部門編

８．その他

―病いはそのまま法の声―「からだ様」は神様です　第十回　卵子返りと兀座のすすめ　題 10 回　卵子返りと兀座のすすめ

禅文化 248　pp138 ～ 139　H30.4　樺　島　勝　徳

XII. その他

1．宗教学・キリスト教・哲学・人間学

駒澤大学仏教文学研究所公開講演会録　「鎮魂」と「調伏」
　駒沢大学仏教文学研究 22
　　pp3 ～ 25　H31.2　佐伯真一

下総台地の開発と寺院・墓域の様相―下総国葛飾郡を例に―
　駒沢史学 92　pp1 ～ 25　H31.3　菅野洋介

金華山における歴史的展開
　駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51
　　pp206 ～ 192　H30.5　大橋早帆

秋葉信仰前夜―遠州における山岳信仰の歴史的展開―
　駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51
　　pp190 ～ 174　H30.5　武井慎悟

公開講演　仏教と山岳信仰
　駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51
　　pp5 ～ 46　H30.5　鈴木正崇

3．文化・文学

仏教文学におけるインド説話流布の事例研究
　駒沢大学仏教文学研究 22
　　pp59 ～ 88　H31.2　袴谷憲昭

4．研究方法

胡適の禅研究の史的意義とその限界
　駒沢大学仏教学部論集 49
　　pp372 ～ 356　H30.10　伊吹敦

近代仏教資料の整備史　儀礼研究の発展に向けて
　宗教学論集 38　pp57 ～ 84　H31　武井謙悟

教化研修所と薪水会

名著通信 55　pp18 ～ 19　H2.10　井 上 舜 道

私立世田谷学園における仏教観に基づく情操教育

仏教経済研究 47　pp217 ～ 239　H30.5　磯 邉 浩 道

曹洞宗関係教育機関における建学の精神「行学一如」考

仏教経済研究 47　pp139 ～ 160　H30.5　永 井 俊 道

Ⅺ . 禅と諸宗（禅以外の仏教各宗）

チャンキャ『宗義書』における部派仏教に関する記述（２）

駒沢大学仏教学部論集 49

pp328 ～ 302　H30.10　木 村 誠 司

中国天台における行の体系と心の対治法

駒沢大学仏教学部論集 49

pp33 ～ 47　H30.10　大 野 榮 人

いわゆる六足発智についての報告

駒沢大学仏教学部研究紀要 77

pp110 ～ 101　H31.3　木 村 誠 司

北一輝と法華思想（２） その著作にみる『法華経』と日蓮の影響について

仏教経済研究 47　pp185 ～ 215　H30.5　若 林 孝 彦

ネパール仏教の特徴と現状について

仏教経済研究 47　pp83 ～ 112　H30.5　辻 井 清 吾

奈良朝の日本仏教における真如・種姓説の一考察　寿霊『五教章指事』・智憬『起信唯識同異章』と『宝性論』

駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51

pp264 ～ 244　H30.5　李　子 捷

鈴木正三と大内青巒の排耶論について

愛知学院大学教養部紀要 65

pp220 ～ 207　H30　菅 原 研 州

13. 仏前結婚式

宗派別仏前結婚式の形成過程
駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51
pp242 ～ 227　H30.5　武 井 謙 悟

X．教化

1．叢書・教化学

仏さまと日本人 28 「戦争っ子」の思い出
禅の友 824　pp14 ～ 15　H30.4　佐々木 宏 幹
仏さまと日本人 29 「夏は来ぬ」回想
禅の友 825　pp14 ～ 15　H30.5　佐々木 宏 幹
仏さまと日本人 30　回想「梅雨の頃」
禅の友 826　pp14 ～ 15　H30.6　佐々木 宏 幹
仏さまと日本人 31 「お雷さま」のこと
禅の友 827　pp14 ～ 15　H30.7　佐々木 宏 幹
仏さまと日本人 32　葉月に思う
禅の友 828　pp8 ～ 9　H30.8　佐々木 宏 幹
仏さまと日本人 33　栗原俊雄著『特攻―戦争と日本人』（中公新書、2015）を読んで
禅の友 829　pp14 ～ 15　H30.9　佐々木 宏 幹
仏さまと日本人 34 「縁」について（1）
禅の友 830　pp14 ～ 15　H30.10　佐々木 宏 幹
仏さまと日本人 35 「縁」について（2）
禅の友 831　pp14 ～ 15　H30.11　佐々木 宏 幹
仏さまと日本人 36 「諦め」と「明らめ」について
禅の友 832　pp14 ～ 15　H30.12　佐々木 宏 幹
近世後期洞門僧の教化意識について
日本仏教綜合研究 16
pp101 ～ 120　H30.5　菅 原 研 州

Ⅸ．清規・禅戒

1．清規

禅宗における祈祷の歴史
禅文化 251　pp29 ～ 42　H31.1　竹　中　智　泰

5．禅林生活・食事法

禅林の厠掃除　雪隠という美称、及び浄頭職の変遷
駒沢大学仏教文学研究 22
pp89 ～ 111　H31.2　大　澤　邦　由

変わる暮らしの中で今も色褪せない　精進料理の魅力（一）―精進料理は禅文化なのか―
禅文化 249　pp83 ～ 91　H30.7　髙　梨　尚　之

変わる暮らしの中で今も色褪せない　精進料理の魅力（二）―精進料理の歴史①釈尊の食事観―
禅文化 250　pp110 ～ 118　H30.10　髙　梨　尚　之

変わる暮らしの中で今も色褪せない　精進料理の魅力（三）―精進料理の歴史②作務が修行に？―
禅文化 251　pp85 ～ 94　H31.1　髙　梨　尚　之

10．葬送儀礼

葬送儀礼の出棺について
仏教経済研究 47　pp113 ～ 137　H30.5　横　井　教　章

12．建築

部分から全体へ　寺院建築入門（十五）
禅文化 249　pp60 ～ 72　H30.7　佐々木　日嘉里

曹洞宗教団史における梅花流　第13回　第4章　梅花流詠讃歌を支えた人々（3）～梅花流の作曲者・梅花流の展開を担った人々～

曹洞宗報1000　pp97～111　H31.1

曹洞宗総合研究センター梅花流詠讃歌研究プロジェクト研究報告

曹洞宗教団史における梅花流　第14回　終章「梅花流」とはなにか

曹洞宗報1002　pp114～124　H31.3

曹洞宗総合研究センター梅花流詠讃歌研究プロジェクト研究報告

道元禅師の人間観

日本仏教学会年報83

pp40～53　H30.8　角田泰隆

公案の思想史研究の試み―馬祖白黒の公案を例として―

駒沢大学禅研究所年報30

pp308～250　H31.1　石井修道

曹洞宗における「銀銭」儀礼の喪失について

宗学研究紀要32　pp1～12　H31.3　石原成明

2．経典・祖録など

（1）修証義

制定百周年を迎えた『修証義』の課題

名著通信55　pp2～12　H2.10　鏡島元隆

（9）諸経典

『楞厳経』における「聞思修」について　宋代から明末の注釈書の解釈を中心として

駒沢大学仏教学部論集49

pp173～190　H30.10　大澤邦由

『江湖風月集略註』研究（11）

駒沢大学禅研究所年報30

pp1～49　H31.1　飯塚大展

ドイツ藏吐魯番（トルファン）漢語文書から發見された禪籍について（2）
駒沢大学仏教学部研究紀要 77
pp100 ～ 86　H31.3　程　正
高麗本『六祖壇経』の一考察―知訥の著書・跋文を参考として―
駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51
pp172 ～ 150　H30.5　尹　鮮昊
駒澤大学図書館所蔵柳枝軒刊本刊記調査報告―奥付・売出印・広告の年代特定―
駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51
pp95 ～ 117　H30.5　中野何必

Ⅷ. 宗義

1．大綱

曹洞宗教団史における梅花流　第 9 回　第 3 章　仏教音楽と梅花流　仏教音楽の源流と展開
曹洞宗報 992　pp437 ～ 449　H30.5
曹洞宗総合研究センター梅花流詠讃歌研究プロジェクト研究報告
曹洞宗教団史における梅花流　第 10 回　第 3 章　仏教音楽と梅花流　近代仏教音楽と梅花流
曹洞宗報 994　pp71 ～ 82　H30.7
曹洞宗総合研究センター梅花流詠讃歌研究プロジェクト研究報告
曹洞宗教団史における梅花流　第 11 回　第 4 章　梅花流詠讃歌を支えた人々（1）
曹洞宗報 996　pp134 ～ 146　H30.9
曹洞宗総合研究センター梅花流詠讃歌研究プロジェクト研究報告
曹洞宗教団史における梅花流　第 12 回　第 4 章　梅花流詠讃歌を支えた人々（2）～梅花流の作詞者～
曹洞宗報 998　pp66 ～ 81　H30.11
曹洞宗総合研究センター梅花流詠讃歌研究プロジェクト研究報告

カーシスンダラ物語 『ボーディサットヴァ・アヴァダーナ・カルパラター』第29章和訳

愛知学院大学人間文化研究所紀要 33

pp118 ～ 95　H30.9　引 田 弘 道

3．書誌的研究

近世京都書肆柳枝軒小川多左衛門について

印度学仏教学研究 67-2

pp575 ～ 578　H31.3　中 野 何 必

日本における達磨図の展開―白隠と風外慧薫に共通すること―

駒沢大学仏教文学研究 22

pp145 ～ 152　H31.2　村 松 哲 文

月坡道印と小澤蘆庵の「十牛図」

駒沢大学仏教文学研究 22

pp113 ～ 143　H31.2　伊 藤 達 氏

駒澤大学仏教文学研究所公開講演会録　高僧絵伝と幽霊画―死者救済の思想と図像化―

駒沢大学仏教文学研究 22

pp27 ～ 56　H31.2　堤 邦 彦

英藏敦煌文獻から發見された禪籍について―S6980 以降を中心に（3）―

駒沢大学仏教学部論集 49

pp300 ～ 286　H30.10　程 正

Sirimangala ～ paritta ～ pali について

駒沢大学仏教学部論集 49

pp284 ～ 265　H30.10　古 山 健 一

覚範恵洪の僧史編纂について―『石門文字禅』の宝誌・恵寛伝を中心として―

駒沢大学仏教学部論集 49

pp233 ～ 251　H30.10　徳 護

ドイツ藏吐魯番（トルファン）漢語文書から發見された禪籍について（1）

駒沢大学禅研究所年報 30

pp248 ～ 233　H31.3　程 正

大正期の奉安殿護国院
愛知学院大学教養部紀要 65（３）
pp246 ～ 222　H30　川 口 高 風
出羽国光明山極楽寺に関する研究序説
曹洞宗研究員研究紀要 48
pp1 ～ 10　H30.3　海老澤 早 苗

（５）大乗寺

大雄山誌論考 29 ～ 32
大雄 150 ～ 153　H30.4 ～ 31.1　足柄史談会編
大雄山の歴史メモ 16 ～ 19
大雄 150 ～ 153　H30.4 ～ 31.1　小早川 浩 大

Ⅶ．書誌・国語学

１．解題・書評

終わりし道の標べに　書評 田中良昭、程正編著『敦煌禪宗文獻分類目錄』（大東出版社、2014 年 12 月）
駒沢大学禅研究所年報 30
pp232 ～ 223　H31.1　衣 川 賢 次

２．テキスト

代語史料研究（１）―『顯總錄』の翻刻―
駒沢大学仏教学部論集
pp137 ～ 172　H30.10　飯 塚 大 展
『宋会要』道釈部訓注（13）資料編
駒沢大学仏教学部論集 49
pp49 ～ 87　H30.10　永井 政之 他
翻刻 龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』
駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51
pp47 ～ 71　H30.5　横 山 龍 顯
ティク・ナット・ハン作『唯表五十頌』を味わう（一）～（九）
傘松 897 ～ 902，904 ～ 906　H30.6 ～ H31.3　藤 田 一 照

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）
愛知学院大学教養部紀要 65（1）
pp218 ～ 107　川口高風
各地の新聞よりみた長崎から京都までの仏骨奉迎
愛知学院大学教養部紀要 65（2）
pp148 ～ 111　川口高風
「教学報知」・「中外日報」における仏骨奉迎の記事について
愛知学院大学教養部紀要 65（2）
pp312 ～ 150　川口高風
「明教新誌」・「日出国新聞」における仏骨奉迎の記事について（上）
愛知学院大学教養部紀要 65（3）
pp206 ～ 93　川口高風

7．寺史

（2）永平寺

永平寺所蔵『道正庵文書』に見る近世における蘭渓道隆像の諸相
印度学仏教学研究 67-1
pp59 ～ 62　H30.12　海老澤早苗
〈調査報告〉国宝　普勧坐禅儀を収納する散蓮華蒔絵経箱
人文 17　pp109 ～ 124　H31.3　宮武慶之

（3）總持寺

新修總持寺史（二）
鶴見大学仏教文化研究所紀要 24
pp23 ～ 85　H31.3　納冨常天
總持寺祖院蔵『住山記』について（1）
鶴見大学仏教文化研究所紀要 24
pp（1）～（13）　H31.3　尾崎正善・武井慎悟

（4）その他

明治初期における高野山―一山組織の改編―
仏教経済研究 47　pp161 ～ 184　H30.5　村上弘子
明治期の奉安殿護国院
愛知学院大学教養部紀要 65（1）
pp254 ～ 220　H30　川口高風

名著探訪　雑誌『白毫』・『道元』

名著通信 55　pp17　H2.10

仏教経済思想研究序説（１）

仏教経済研究 47　pp1 ～ 28　H30.5　袴　谷　憲　昭

正伝の仏教

駒沢大学大学院仏教学研究会年報 51

pp1 ～ 4　H30.5　四津谷　孝　道

Ⅵ．史伝

２．中世

虚堂智愚と南宋後期の曹洞宗

印度学仏教学研究 67-2

pp784 ～ 791　H31.3　佐　藤　秀　孝

書評と紹介 清水邦彦著『中世曹洞宗における地蔵信仰の受容』

日本歴史 847　pp102 ～ 104　H30.12　佐々木　　徹

３．近世

「関東三箇寺」と「江戸三箇寺」の成立について

駒沢大学仏教学部論集 49

pp191 ～ 211　H30.10　永　井　俊　道

正法寺蔵『夏冬首座記帳』

鶴見大学仏教文化研究所紀要 24

pp171 ～ 204　H31.3　尾　崎　正　善

林下曹洞宗における相伝史料研究序説（13）―雙林寺所蔵史料（其 5）―

駒沢大学仏教学部研究紀要 77

pp33 ～ 69　H31.3　飯　塚　大　展

４．近代

近代における Zen の登場と心の探究（１）

駒沢大学仏教学部論集 49

pp354 ～ 330　H30.10　石　井　公　成

≪天童如浄≫

天童如浄と『宏智録』

宗学研究紀要 32　pp63 ～ 74　H31.3　永　井　賢　隆

≪普寂≫

北宗禅と唐代社会―普寂の活動とその影響を中心にして―

駒沢大学禅研究所年報 30

pp197 ～ 215　H31.1　通　然

≪芙蓉道楷≫

新出史料「沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序」の資料的価値　―碑文翻刻並びに内容検討を通して―

宗学研究紀要 32　pp75 ～ 94　H31.3

石井修道、小早川浩大

≪無門慧開≫

無門慧開の生涯と『無門関』（２）―黄龍山崇恩禅寺から霊洞山護国仁王禅寺へ―

駒沢大学仏教学部論集 49

pp89 ～ 136　H30.10　佐　藤　秀　孝

V．総記

文化財調査委員会調査目録及び解題（342）　京都 3 源光庵

曹洞宗報 993　pp43 ～ 68　H30.6　曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（343）　京都 3 源光庵（続）

曹洞宗報 996　pp153 ～ 163　H30.9　曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（344）　京都 3 源光庵（続）

曹洞宗報 998　pp102 ～ 115　H30.11　曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（345）　京都 3 源光庵（続）

曹洞宗報 999　pp65 ～ 77　H30.12　曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（346）　京都 3 源光庵（続）

曹洞宗報 1001　pp54 ～ 64　H31.2　曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（347）　京都 3 源光庵　京都 39 禅定寺　宇治市歴史資料館

曹洞宗報 1002　pp134 ～ 150　H31.3　曹洞宗文化財調査委員会

≪乙堂喚丑≫

乙堂喚丑『正法眼蔵続絃講議』写本の研究

印度学仏教学研究 67-1

pp52 ～ 58　H30.12　菅 原 研 州

≪瞎道本光≫

瞎道本光の依用典籍と著作間の相互関係について―『拈評三百則方語解』を中心として―

印度学仏教学研究 67-2

pp579 ～ 584　H31.3　秋 津 秀 彰

≪玄透即中≫

玄透即中開版『永平高祖普勧坐禅儀』について

禅学研究 97　pp17 ～ 46　H31.3　秋 津 秀 彰

≪虚堂智愚≫

虚堂智愚の住持期の動静（４）

駒沢大学禅研究所年報 30

pp147 ～ 195　H31.1　佐 藤 秀 孝

≪指月慧印≫

出雲寺松柏堂の広告「指月和尚不能語篇目序次」について

曹洞宗研究員研究紀要 49

pp35 ～ 62　H31.3　中 野 何 必

≪鈴木正三≫

鈴木正三における四恩説の展開―「十条ノ法語」を中心にして―

日本仏教綜合研究 16

pp77 ～ 99　H30.5　三 浦 雅 彦

≪鈴木大拙≫

鈴木大拙における白隠禅師の理解

印度学仏教学研究 67-1

pp63 ～ 69　H30.12

竹下 ルッジェリ・アンナ

≪石屋真梁≫

中世末期の薩隅地域における石屋真梁の意義について

産業経済論叢 3-2

pp55 ～ 62　S43.11　田 村 洋 幸

3．撰述

（2）伝光録

中世曹洞宗における思想的展開―『伝光録』から『正法眼蔵仏祖悟則』へ―
　　印度学仏教学研究 67-1
　　pp42 ～ 45　　H30.12　　横　山　龍　顯

石川県松山寺・總持寺祖院調査報告―平成三十年度研究調査報告―
　　鶴見大学仏教文化研究所紀要 24
　　pp269 ～ 289　　H31.3　　尾　﨑　正　善

（8）瑩山清規

『瑩山清規』における四節について―榜式を中心に―
　　宗学研究紀要 32　　pp13 ～ 32　　H31.3　　角　田　隆　真

Ⅲ．両祖に同時に言及したもの

『正法眼蔵仏祖悟則』・古写本『伝光録』（乾坤院本・龍門寺本）対照表
　　曹洞宗研究員研究紀要 49
　　pp1 ～ 34　　H31.3　　横　山　龍　顯

Ⅳ．その他の祖師

≪石川素堂≫

現代版『戒會指南記』（一）～（十一）
　　跳龍 791 ～ 801　　H30. 4 ～ H31.3
　　現代版『戒會指南記』編纂委員会

石川素童禅師の「勧戒」22
　　跳龍 791　　pp34 ～ 36　　H30.4　　菅　原　研　州

金毛獅子吼 22 ～ 32　石川素童禅師の大いなる足音
　　跳龍 791 ～ 801　　H30.4 ～ H31.3　桂　川　道　雄

≪雲居道膺・曹山本寂≫

『景徳伝灯録』巻一七雲居道膺章・曹山本寂章訓註
　　禅文化研究所紀要 34
　　pp181 ～ 334　　H31.2　　景徳伝灯録研究会

4．思想

（2）各論

道元禅とマインドフルネス（2）―その道理と実践―

駒澤大学心理学論集 21

pp17 ～ 23　H31.3　茅原　正

道元禅師における時の把握　―増永霊鳳氏の分類から―

鶴見大学仏教文化研究所紀要 24

pp87 ～ 170　H31.3　下室覚道

阿羅漢を讃える道元禅師

禅の風 47　pp48 ～ 49　H30.7　角田泰隆

6．道元と諸宗・文学

（2）禅家・禅の語録・経典など

道元の『人天眼目』批判と曹洞宗

駒沢大学禅研究所年報 30

pp117 ～ 145　H31.1　袴谷憲昭

7．他領域からのアプローチ（哲学・キリスト教・現代思想など）

宗教における神秘思想の現代的位相―「仏祖の慧命を嗣ぐこと」と「魂の内における神の子の誕生」―

鶴見大学仏教文化研究所紀要 24

pp249 ～ 268　H31.3　横山龍顯

Ⅱ．瑩山紹瑾

2．伝記

翻刻　京都大学附属図書館谷村文庫所蔵『瑩山行実集録』

曹洞宗研究員研究紀要 48

pp11 ～ 35　H30.3　横山龍顯

天福本普勧坐禅儀提唱（四）　～対句偈頌文体の図表化～
　　傘松 897　　pp9 ～ 17　　H30.6　　熊　谷　忠　興
天福本普勧坐禅儀提唱（五）　～対句偈頌文体の図表化～
　　傘松 898　　pp8 ～ 13　　H30.7　　熊　谷　忠　興
天福本普勧坐禅儀提唱（六）　～対句偈頌文体の図表化～
　　傘松 899　　pp8 ～ 11　　H30.8　　熊　谷　忠　興
天福本普勧坐禅儀提唱（七）　～対句偈頌文体の図表化～
　　傘松 900　　pp9 ～ 14　　H30.9　　熊　谷　忠　興
天福本普勧坐禅儀提唱（八）　～対句偈頌文体の図表化～
　　傘松 901　　pp9 ～ 13　　H30.10　　熊　谷　忠　興
天福本普勧坐禅儀提唱（九）最終回　～対句偈頌文体の図表化～
　　傘松 902　　pp9 ～ 22　　H30.11　　熊　谷　忠　興
方法論的非思量―道元の論理―
　　常葉大学経営学部紀要 62
　　pp29 ～ 35　　H31.2　　砂　子　岳　彦

（5）永平清規

（典座教訓）

《共同研究》「典座教訓」の註釈的研究（中）
　　宗学研究紀要 32
　　pp95 ～ 128　　H31.3
　　曹洞宗総合研究センター宗学研究部門

（7）宝慶記

『宝慶記』における「仏法の総府」について
　　駒沢大学仏教学部研究紀要 77
　　pp71 ～ 83　　H31.3　　岩　永　正　晴

（9）正法眼蔵随聞記

道元さまが教えてくれた心のコンパス
　　『正法眼蔵随聞記』に学ぶ（88）～（99）
　　禅の友 824 ～ 835　　H30.4 ～ H31.3　　晴　山　俊　英
道元の思想と書
　　駒沢大学仏教学部論集 49
　　pp1 ～ 32　　H30.10　　岩　井　孝　樹

特別講義録（十三）十二巻本『正法眼蔵』講読　第三「袈裟功徳」巻―衣法とはなにか―（下）

傘松 896　pp55 ～ 62　H30.5　宮 川 敬 之

特別講義録（十四）十二巻本『正法眼蔵』講読　第四「発菩提心」巻―三つの「発菩提心」―（上）

傘松 899　pp67 ～ 73　H30.8　宮 川 敬 之

特別講義録（十五）十二巻本『正法眼蔵』講読　第四「発菩提心」巻―三つの「発菩提心」―（下）

傘松 900　pp54 ～ 61　H30.9　宮 川 敬 之

特別講義録（十六）十二巻本『正法眼蔵』講読　第五「供養諸仏」巻―供養とはなにか―（上）

傘松 901　pp72 ～ 79　H30.10　宮 川 敬 之

特別講義録（十七）十二巻本『正法眼蔵』講読　第五「供養諸仏」巻―供養とはなにか―（下）

傘松 902　pp64 ～ 75　H30.11　宮 川 敬 之

特別講義録（十八）十二巻本『正法眼蔵』講読　第六「帰依仏法僧宝」巻―二つの帰依―（上）

傘松 905　pp59 ～ 61　H31.2　宮 川 敬 之

特別講義録（十九）十二巻本『正法眼蔵』講読　第六「帰依仏法僧宝」巻―二つの帰依―（下）

傘松 906　pp63 ～ 73　H31.3　宮 川 敬 之

（各巻の思想的考察）

『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻　―テキスト、現代語訳と註（二）第一段第一節への註―

宗学研究紀要 32　pp57 ～ 62　H31.3　新 井 一 光

有時管見　道元の時間論とＢ系列の時間論

信州大学人文科学論集６

pp19 ～ 31　H31.3　護 山 真 也

現成公案入門（二）～（八）

傘松 895 ～ 901　H30.4~10　有 福 孝 岳

（４）普勧坐禅儀

天福本普勧坐禅儀提唱（三）　～対句偈頌文体の図表化～

傘松 895　pp7 ～ 16　H30.4　熊 谷 忠 興

Ⅰ．永平道元

2．伝記

（1）伝記全般

書評 吉田道興著『道元禅師の伝記と思想研究の軌跡』
日本仏教教育学研究 27
pp93 ～ 100　H31.3　小 池 孝 範

道元禅師伝並宗門史上問題点の一私考
駒沢大学禅研究所年報 30
pp51 ～ 115　H31.1　中世古 祥 道

3．撰述

（1）正法眼蔵

（書誌的研究）

中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（一）―六十巻本・二十八巻本について―
駒沢大学仏教学部論集 49
pp213 ～ 231　H30.10　秋 津 秀 彰

仮名『正法眼蔵』の成立過程と編集
禅文化研究所紀要 34
pp373 ～ 421　H31.2　石 井 修 道

翻刻『拈評三百則方語解』（一）―巻上第一則～百則―
宗学研究紀要 32　pp33 ～ 56　H31.3　秋 津 秀 彰

（要巻の解釈）

『正法眼蔵』「仏性」巻訳註（四）
駒沢大学仏教学部研究紀要 77
pp1 ～ 31　H31.3　角 田 泰 隆

特別講義録（十二）十二巻本『正法眼蔵』講読　第三「袈裟功徳」巻―衣法とはなにか―（上）
傘松 895　pp72 ～ 79　H30.4　宮 川 敬 之

Ⅻ. その他

1．宗教学・キリスト教・哲学・人間学 …… (22)
3．文化・文学 …… (22)
4．研究方法 …… (22)
5．経営・経済 …… (23)
8．その他 …… (23)

Ⅵ. 史　伝
2．中　世 …… (13)
3．近　世 …… (13)
4．近　代 …… (13)
7．寺　史
（2）永平寺 …… (14)
（3）總持寺 …… (14)
（4）その他（寺院名の五十音順） …… (14)
（5）大乗寺 …… (15)

Ⅶ. 書誌・国語学
1．解題・書評 …… (15)
2．テキスト …… (15)
3．書誌的研究 …… (16)

Ⅷ. 宗　義
1．大　綱 …… (17)
2．経典・祖録など
（1）修証義 …… (18)
（9）諸経典 …… (18)

Ⅸ. 清規・禅戒
1．清　規 …… (19)
5．禅林生活・食事法 …… (19)
10. 葬送儀礼 …… (19)
12. 建　築 …… (19)
13. 仏前結婚式 …… (20)

Ⅹ. 教　化
1．叢書・教化学 …… (20)

Ⅺ. 禅と諸宗（禅以外の仏教各宗） …… (21)

目　次

Ⅰ．永平道元
　２．伝　記
　　（１）伝記全般 ……（６）
　３．撰　述
　　（１）正法眼蔵
　　（書誌的研究） ……（６）
　　（要巻の解釈） ……（６）
　　（各巻の思想的考察） ……（７）
　　（４）普勧坐禅儀 ……（７）
　　（５）永平清規
　　（典座教訓） ……（８）
　　（７）宝慶記 ……（８）
　　（９）正法眼蔵随聞記 ……（８）
　４．思　想
　　（２）各　論 ……（９）
　６．道元と諸宗・文学
　　（２）禅家・禅の語録・経典など ……（９）
　７．他領域からのアプローチ（哲学・キリスト教・現代思想など） ……（９）

Ⅱ．瑩山紹瑾
　２．伝　記 ……（９）
　３．撰　述
　　（２）伝光録 ……（10）
　　（８）瑩山清規 ……（10）

Ⅲ．両祖に同時に論及したもの……（10）

Ⅳ．その他の祖師（祖師名の五十音順） ……（10）

Ⅴ．総　記 ……（12）

凡　例

1．当目録は、平成30年度に刊行された日本曹洞宗に関する文献および過去の『曹洞宗関係文献目録』の遺漏分を蒐集、分類したものである。
2．蒐集した文献は、単行本・研究論文・雑誌新聞等の掲載記事・叢書所収の月報などで、論文や雑誌掲載記事が後に単行本として刊行された場合は、双方を挙げた。
3．分類は原則的に、曹洞宗宗学研究所編『曹洞宗関係文献目録』（平成２年１月）の分類法に従った。ただし、該当する文献が無い項目は、割愛した。
4．項目内の配列は、原則として刊行年月順とした。刊行年月が同一の場合は、著者名の五十音順としたが、同一書籍に所収されている場合には掲載順とした。ただし、「その他の祖師」と「寺史・その他」は、それぞれ祖師・寺院名の五十音順とした。
5．項目の表記は、論文等の場合は、主題・副題・収録誌名（出版社名）・頁数・刊行年月・著者名の順とし、単行本は、表題・副題・出版社名・刊行年月・編著者名とした。ただし、論文等が同一誌に複数回にわたって掲載されている場合には、煩雑を避けるため頁数は省略した。
6．博士論文については、授与年月・授与大学を記載した。
7．過去の採録分は、曹洞宗総合研究センターホームページ「曹洞宗関係文献目録オンライン検索」（https://bunken.sotozen-net.or.jp）にて検索可能である、併せて利用頂きたい。

曹洞宗総合研究センター宗学研究部門編

曹洞宗関係文献目録（26）

平成30年４月～平成31年３月

この目録は、曹洞宗総合研究センター編『曹洞宗関係文献目録』Ⅲ（曹洞宗総合研究センター　平成25年１月〈平成14年４月から平成22年３月までの文献を収録〉）の続編です。本目録に未収録の文献がございましたら、情報をお寄せ下さい。なお、データの誤りや遺漏以外の問い合わせ（論文のコピー依頼等）には、応じかねますのでご了承ください。

《Joint Research》 Research on Sources, Translation and Annotation of the *Bendōhō* (I) ……(135)

《Joint research》 Research of the Keizan-Shingi (II)
: The Transcription of Monthly Scheduled Events and Various Merit Transfer Invocations ……(165)

《Joint research》 Report on Zen Studies Department Field Trip in Academic Year 2018 and 2019 ……(325)

The Bibliography of Sōtō Zen Studies (Part XXVI) ……(364)

BULLETIN OF SOTO ZEN STUDIES

No.34 March 2021

CONTENTS

Zen Buddhism in Song Dynasty and a Memorial Service for the Dead
: Focusing on Jiwen
KOBAYAKAWA, Kōdai…(1)

A Study of Rename “Segaki-e” to “Sejiki-e”
: Issues Regarding the Reasons of Rename
SAWAKI, Hōshō…(11)

“Kyōge Betsuden” thought in the Yunmen Sect
TSUNODA, Ryūshin…(29)

The Sangaiyuishin Fascicle in the *Shōbōgenzōshō*
: Text, Translation, and Commentary (4)
ARAI, Ikkō…(43)

A Biographical Study of Yūhō Honshuku of the 36th Generation at Eihei-ji
AKITSU, Shūshō…(53)

The Transcription of the *Eihei-Sanso-Gyōgō-ki* Held by Chōen-ji
AKITSU, Shūshō…(91)

Repentance and Remorse in Dōgen
NAGAI, Kenryū…(125)

BULLETIN

OF

SOTO ZEN STUDIES

（SHUGAKU KENKYU KIYO）

No. 34 March 2021

Edited by

SOTO INSTITUTE FOR BUDDHIST STUDIES

ZEN STUDIES DEPARTMENT

MINATO-KU, TOKYO, JAPAN